

奈良市歷史的風致維持向上計畫



奈良市歴史的風致維持向上計画 目次

序論. 計画策定の背景及び目的	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間 (法第5条第2項第6号)	4
4. 計画策定の体制と経緯	4
(1) 計画策定の体制	4
(2) 計画策定の経緯	5
 I. 奈良市の地域特性	6
1. 社会経済特性	6
(1) 位置等	6
(2) 市域の変遷	6
(3) 人口・世帯	7
(4) 産業	8
(5) 観光	9
(6) 交通	11
2. 自然特性	12
(1) 地形	12
(2) 地質	13
(3) 動植物	14
(4) 気候	16
3. 歴史文化特性	17
(1) 歴史的背景	17
(2) 歴史に関係した主な人物	27
(3) 文化財	30
 II. 奈良市の歴史的風致	43
1. 奈良市の歴史的風致の特色	43
(1) 都市の形成・展開を反映した重層的な歴史的風致	43
(2) 中心性と地域性の二面性による歴史的風致	44
(3) 古都奈良の歴史的風土の本質的価値を支える歴史的風致	45
2. 奈良市の維持向上すべき歴史的風致	46
2-1. 自然・神仏を崇拝する	48
(1) 古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致	48
(2) 地域の祭礼・行事にみる歴史的風致	79
(3) 民間信仰にみる歴史的風致	99
2-2. 歴史を尊び、風土を愛でる	110
(1) 社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致	110
(2) 文学・芸術活動にみる歴史的風致	116

(3) 平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致	123
(4) 奈良公園にみる歴史的風致	128
2-3. 豊かな暮らしを支える	142
(1) 奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致	142
(2) 伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致	151
(3) 茶の文化にみる歴史的風致	165
Ⅲ. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	175
1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み	175
(1) 歴史的風土の保存	175
(2) 景観の保全・形成	176
(3) 文化・芸術、伝統産業の振興	179
(4) 観光の振興	181
2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	184
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題	184
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題	185
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題	186
(4) 「歴史・文化に対する市民意識とまちづくり」に関する課題	188
(5) 「歴史的風致をとりまく自然環境」に関する課題	188
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	190
(1) 上位計画・関連計画と歴史的風致の関係	190
(2) 基本方針及び実現のための方策	198
(3) 計画の推進体制	200
Ⅳ. 重点区域の設定	(法第5条第2項第2号) 201
1. 重点区域の考え方	201
2. 重点区域の位置及び区域等	203
(1) 重点区域の位置	203
(2) 重点区域の区域	203
(3) 重点区域の名称及び範囲	203
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果	208
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	209
(1) 都市計画との連携	209
(2) 景観計画の活用	215
(3) 屋外広告物の規制誘導	217
(4) 文化財保護行政との連携	218
(5) 古都保存行政との連携	220
Ⅴ. 文化財の保存又は活用に関する事項	(法第5条第2項第3号イ) 221
1. 文化財の保存・活用の現況と今後	221
2. 文化財の修理（整備）	222
3. 文化財の保存・活用を行うための施設	223

4. 文化財の周辺環境の保全	224
5. 文化財の防災	225
6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発	226
7. 埋蔵文化財の取り扱い	227
8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制	228
9. 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備 ...	228
 VI. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	230
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方	230
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業	231
 VII. 歴史的風致形成建造物に関する事項	263
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等 (法第5条第2項第4号)	263
2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の指針となるべき事項 (法第5条第2項第5号)	264
(1) 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針	264
(2) 届出を要しない行為	265
 資料編 奈良市内の指定等文化財一覧	資料 1～資料 26

序論. 計画策定の背景及び目的

1. 計画策定の背景及び目的

奈良は、和銅 3 年（710）の平城遷都により古代日本の都が置かれた。平城京は、政治・経済・文化の中心都市として発展し、平城京に開花した文化は日本の発展の礎を築いた。平城京は世界に向けて門戸を開いた日本の最初の国際都市であり、大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育んだ。現在も、その面影を留める遺跡や社寺等の建造物が奈良盆地を取り囲む青垣の山並みと一体となり、良好な歴史的風土¹を継承している。また、平安遷都後の奈良は信仰のまちとして歴史を刻んできたが、特に、近世末の面影を留める町並みや歴史的な建造物、そこで連綿と営まれている伝統的な祭りや行事、産業などは、その重層的な歴史を物語っている。

これらの奈良市固有の歴史的環境は、これまでも文化財保護法をはじめ、都市計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下、「古都保存法」という）、屋外広告物法、自然公園法などの各種法制度の活用により維持・継承されてきた。また、平成 21 年（2009）9 月には、平成 2 年に制定した「奈良都市景観条例」を景観法に基づく「なら・まほろば景観まちづくり条例」と改正し、平成 22 年（2010）1 月には「奈良市景観計画」、平成 23 年（2011）4 月には「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定し、歴史的な景観の保全・良好な景観の形成のための施策の充実を図ってきた。また、市民においても、多くの NPO 法人や市民団体などにより、歴史・文化を活かしたまちづくりに関する取組が進められてきた。そして、これらの施策や取組により、わが国の古都として古代から重層する歴史のなかで生まれ、受け継がれてきた数多くの文化財の適切な保存ならびに積極的な活用が図られ、良好な歴史的風土の保存や町並みの形成、観光の振興、さらには平成 10 年（1998）12 月の「古都奈良の文化財」の世界遺産登録など、一定の成果をあげてきた。しかし、現在、人口減少や少子高齢化、生活様式の変化や歴史的建造物の老朽化などの社会背景に伴い、空き家の増加や建替え・取壊しなどが進み、法的担保のない歴史的建造物の消失が顕著になってきている。また、歴史的な市街地における伝統的な祭りや行事、伝統産業の担い手不足などによる伝統的活動の衰退、山間部などの農村地域における産業基盤の変容などもみられるようになってきている。このように、現在、これまで奈良市の歴史・文化を支えてきた仕組みが大きく崩れてきており、これらの歴史的環境の衰退・変容に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

また、これまで行政や市民等により多様な施策や取組が展開されてきたものの、それらの横の連携が十分でなかったため、その効果も限定的になっていることも課題であるといえる。

一方、観光の側面においても、市内の観光客数は平城遷都 1300 年祭による増加はあったものの、近年、全体的に停滞からやや減少の傾向がみられ、社寺巡りや史跡探訪などの固定的イメージを超えた新たなファン層の拡大などが課題となってきている。



多様な制度で守られてきた歴史的環境（西の京大池からの眺望）

¹ 歴史的風土：わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況（古都保存法第2条第2項）

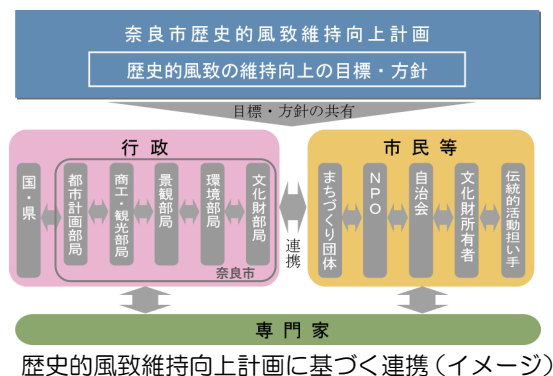
これらの課題の解決は、世界遺産都市また国際文化観光都市である奈良市において、特に重要かつ喫緊の事項であるといえる。

そこで、次の3つを実現することにより、都市の魅力を高め、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人に感動を与えられるようなまちをめざすことを目的として、歴史文化を活かした総合的な施策展開の方向性を示す「奈良市歴史的風致維持向上計画」を策定する。

【計画策定の目的】

目的1 歴史・文化を活かしたまちづくりの仕組みを整えることにより、 市民主体の取り組みと多様な主体の連携による効果的な施策の展開を図る

奈良市歴史的風致維持向上計画のもとに、奈良市の各部局や国・県を含めた行政、まちづくり団体やNPO、自治会、文化財所有者や伝統的活動の担い手などの市民等、さらには、学識経験者などの専門家といった、歴史・文化を活かしたまちづくりに係る多様な主体・分野が目標や方針を共有し、歴史的風致の視点からの連携・調整を図り、奈良市における歴史・文化を活かしたまちづくりの取り組みをより効果的に推進する。



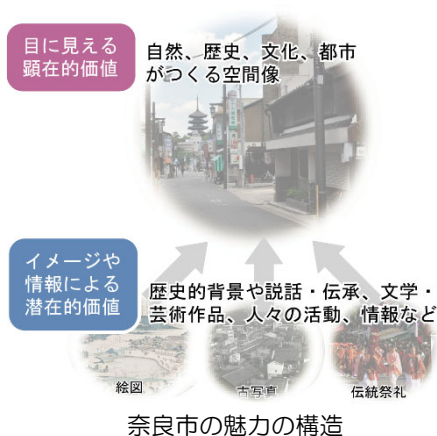
目的2 歴史・文化の豊かな生活環境を保全することにより、 市民の誇りや愛着を育むとともに、産業や観光の振興による地域の活性化につなげる

奈良市の魅力を創り出している「顕在的価値」と「潜在的価値」の双方を高め、繋ぎ合わせていく。

「顕在的価値」：わが国の古都ならびに世界遺産都市として多くの人々に価値が認められている歴史的建造物・市街地など

「潜在的価値」：長い歴史に裏づけされた多くの人々が心のなかにもつイメージや情報など

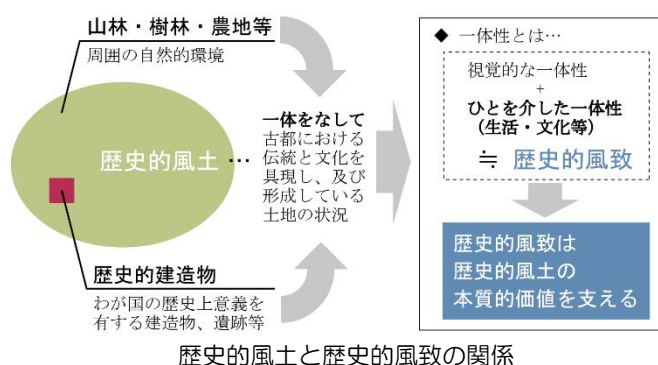
市民が地域の魅力を再発見し、自分自身の役割を再認識し、地域への誇りと愛着を育むとともに、観光行政と連携した施策展開を図り、多くの人々が奈良市の魅力・価値を再認識して、地域の活性化や観光振興につなげていく。



目的3 歴史的風致や歴史的風土の本質的価値を守り、育み、活かすことにより 古都奈良の歴史・文化の魅力のより一層の向上を図る

奈良市の歴史的風致を構成するひとの活動は、歴史的建造物と周囲の自然環境とを結びつけ、古都奈良の歴史的風土の本質的価値をつくりだしている。

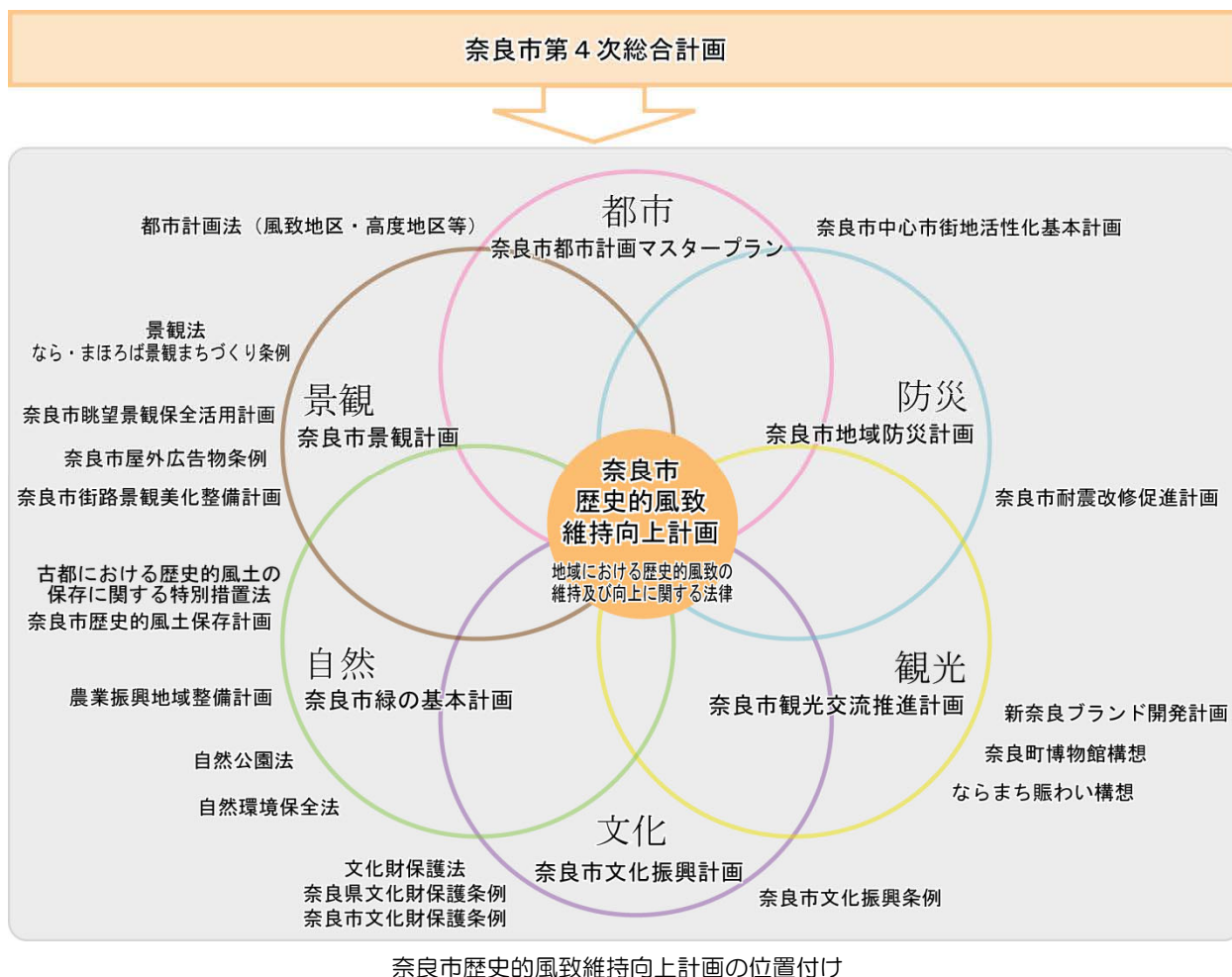
豊かな歴史・文化資源がもつ価値やそれぞれの関係を踏まえ、古都奈良を特徴づける歴史的風致や歴史的風土を適切に守り、育み、また積極的に活かしていくことにより、古都奈良の歴史・文化をより一層魅力的なものとしていく。



2. 計画の位置付け

奈良市の歴史的風致を維持・向上していくためには、以下の諸点より、「都市」「景観」「文化」「自然」「観光」「防災」の各分野が連携していくことが不可欠である。従って、奈良市歴史的風致維持向上計画は、奈良市第4次総合計画のもとに、各分野の歴史・文化に係る領域として、奈良市における歴史・文化を活かしたまちづくりのためのマスタープランとして位置付ける。

- ・都市：長い歴史の中で育まれてきた文化を活かしつつも、歴史文化に凝り固まらず、「文化芸術創造都市」として、必要な都市基盤の整備等を行うなかで、持続的に発展していくことが求められる。
- ・景観：伝統祭礼や伝統産業などの場となる歴史的市街地等の景観形成を図ることにより、それらの活動をより魅力的なものとし、市民の奈良市への誇りと愛着を育むとともに、観光振興に役立てていくことが求められる。
- ・文化：国家的に重要であり、地域住民のアイデンティティともなる奈良市の文化財を良好に保存していくこと、さらには、相互に関係し合う文化財を一体的に保存・活用し、良好な景観を形成するとともに、観光振興の拠点を形成していくことが求められる。
- ・自然：歴史的建造物と一体となって歴史的風土を形成し、人々の活動の背景となるとともに、生産・生業の場として、また信仰の対象として奈良市固有の生活・文化を支えてきた自然環境を良好に保全・継承していくことが求められる。
- ・観光：奈良市固有の文化財ならびにそれらが相互に関連しあって織り成す歴史的風致を活用し、地域の活性化につなげていくこと、また、人口減少社会における文化財保存・継承の新たな担い手のひとつとして、交流人口の増加を図ることが求められる。
- ・防災：歴史的建築物の老朽化が進むなか、伝統的活動の場となる歴史的建造物を良好に保全するため必要な防災対策を講じていくこと、また、より文化財を身近に感じられるよう既存の防災組織などを活かしつつ、地域で文化財を守る仕組みをつくりあげていくことが求められる。



3. 計画の期間

(法第5条第2項第6号)

本計画の計画期間は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間とする。

4. 計画策定の体制と経緯

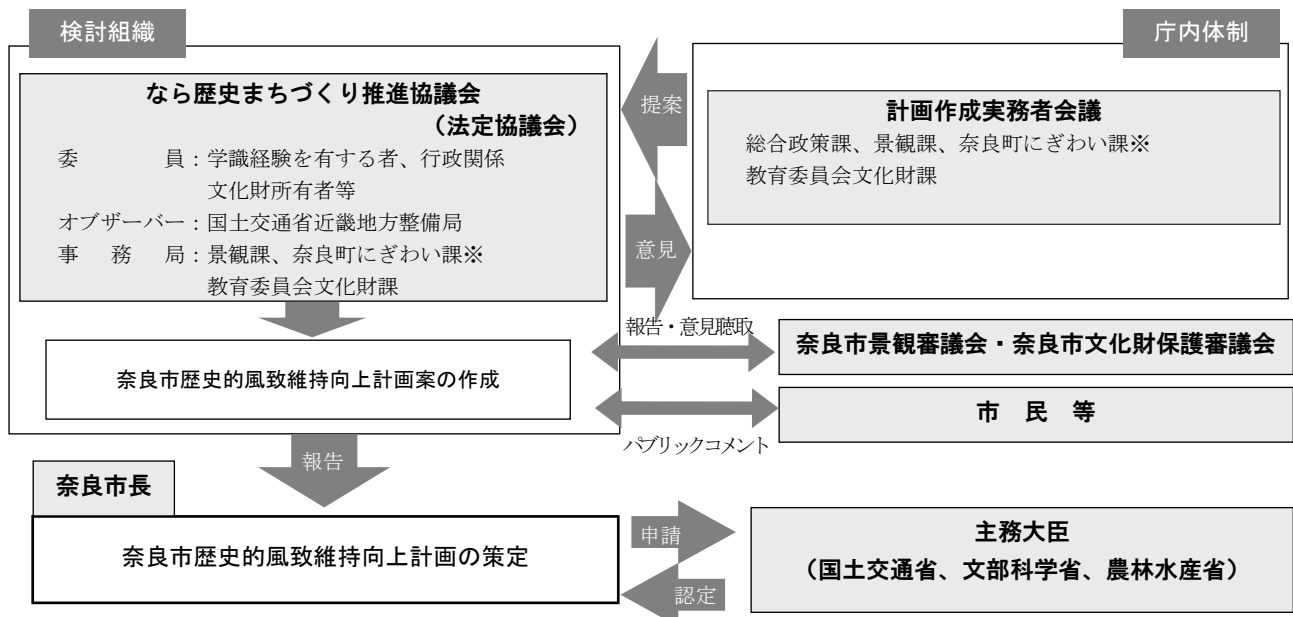
(1) 計画策定の体制

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号、以下「歴史まちづくり法」という。）第11条第1項の規定に基づく「なら歴史まちづくり推進協議会」を学識経験者、行政関係（奈良県、奈良市）、文化財所有者等で組織し、計画の策定を進めた。

なお、国土交通省近畿地方整備局にオブザーバーとして参画いただいた。

なら歴史まちづくり推進協議会委員（発足当初）

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験を有する者	都市計画	橋爪 紳也	大阪府立大学 21世紀科学研究所教授
	建築	増井 正哉	奈良女子大学教授
	都市計画	瀬渡 章子	奈良女子大学教授
	文化財	田辺 征夫	奈良県立大学特任教授
行政関係		岩井 秀臣	奈良市総合政策部長
		川本 了造	奈良市観光経済部長
		東井 素生	奈良市都市整備部長
		西崎 卓哉	奈良市教育委員会教育総務部長
		本村 龍平	奈良県地域デザイン推進課長
		小槻 勝俊	奈良県教育委員会文化財保存課長
文化財所有者	今西 清隆	重要文化財 今西家書院	
その他	倉橋 みどり	特定非営利活動法人文化創造アルカ理事長	
	藤岡 俊平	奈良町宿 紀寺の家	
オブザーバー	藤本 真也	近畿地方整備局建政部計画管理課長	



※平成25年度は観光振興課

奈良市歴史的風致維持向上計画策定の体制及び流れ

（２）計画策定の経緯

市内の連携を図りながら検討を進めるとともに、３省庁との協議を通じて助言等を受けながら、「なら歴史まちづくり推進協議会（法定協議会）」（下記の表では、「歴まち協議会」とする。）における議論や意見等を踏まえ、本計画の策定を進めた。

平成 26 年 3 月 19 日	歴まち協議会 第 1 回	令和 2 年 2 月 25 日	歴まち協議会 第 10 回
平成 26 年 7 月 1 日	奈良市文化財保護審議会 に策定経過報告	令和 2 年 3 月 6 日	変更認定申請
平成 26 年 7 月 3 日	歴まち協議会 第 2 回	令和 2 年 3 月 24 日	変更認定
平成 26 年 10 月 19 日	歴まち協議会 第 3 回	令和 3 年 2 月 24 日	歴まち協議会 第 11 回
平成 26 年 11 月 5 日 ～平成 26 年 12 月 5 日	パブリックコメントの実 施	令和 3 年 3 月 2 日	変更認定申請
平成 26 年 11 月 10 日	奈良市文化財保護審議会 の意見聴取	令和 3 年 3 月 15 日	変更認定
平成 27 年 1 月 9 日	歴まち協議会 第 4 回	令和 4 年 2 月 1 日	歴まち協議会 第 12 回
平成 27 年 1 月 26 日	奈良市歴史的風致維持向 上計画 認定申請	令和 4 年 3 月 3 日	変更認定申請
平成 27 年 2 月 23 日	奈良市歴史的風致維持向 上計画 認定	令和 4 年 3 月 29 日	変更認定
平成 28 年 2 月 24 日	歴まち協議会 第 5 回	令和 5 年 2 月 28 日	歴まち協議会 第 13 回
平成 28 年 3 月 18 日	変更認定申請	令和 5 年 3 月 3 日	変更認定申請
平成 28 年 3 月 31 日	変更認定	令和 5 年 3 月 30 日	変更認定
平成 29 年 2 月 23 日	歴まち協議会 第 6 回	令和 6 年 2 月 20 日	歴まち協議会 第 14 回
平成 29 年 3 月 17 日	変更認定申請	令和 6 年 3 月 1 日	変更認定申請
平成 29 年 3 月 31 日	変更認定	令和 6 年 3 月 29 日	変更認定
平成 29 年 7 月 27 日	歴まち協議会 第 7 回	令和 6 年 7 月 30 日	歴まち協議会 第 15 回
平成 29 年 8 月 14 日	変更認定申請	令和 6 年 11 月 27 日	歴まち協議会 第 16 回
平成 29 年 9 月 8 日	変更認定	令和 7 年 2 月 19 日	歴まち協議会 第 17 回
平成 30 年 2 月 16 日	歴まち協議会 第 8 回	令和 7 年 2 月 28 日	変更認定申請
平成 30 年 3 月 12 日	変更認定申請	令和 7 年 3 月 13 日	変更認定
平成 30 年 3 月 29 日	変更認定		
平成 31 年 2 月 26 日	歴まち協議会 第 9 回		
平成 31 年 2 月 27 日	変更認定申請		
平成 31 年 3 月 29 日	変更認定		

I. 奈良市の地域特性

1. 社会経済特性

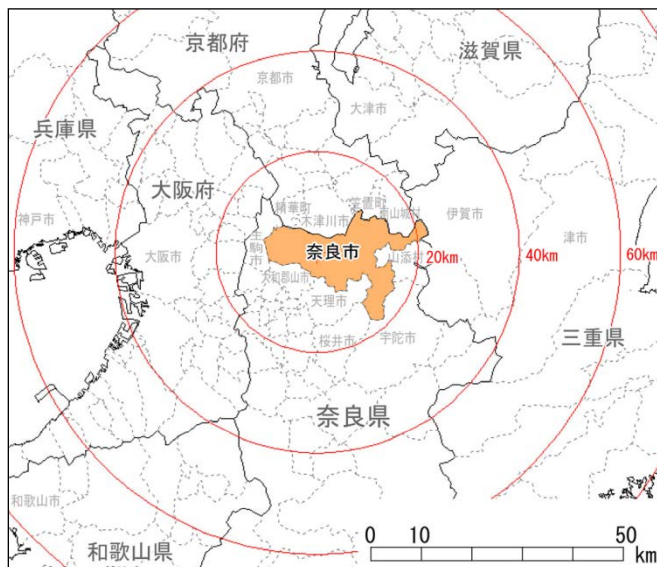
(1) 位置等

本市は、奈良県の北部に位置し、北は京都府、東は山添村、宇陀市、三重県伊賀市、南は桜井市、天理市、大和郡山市、西は生駒市と接している。

大阪市からは約 25 km、京都市からは約 35 km、いずれも電車で 1 時間程度に位置している。

面積は 276.84 km²で、奈良県の総面積の約 7.5% を占める。東西 32.02 km、南北 22.24 km で、東西に長い形をしている。

- ・ 東端東経 136° 04′ (月ヶ瀬石打)
- ・ 西端東経 135° 42′ (二名六丁目)
- ・ 南端北緯 34° 33′ (都祁吐山町)
- ・ 北端北緯 34° 45′ (広岡町)

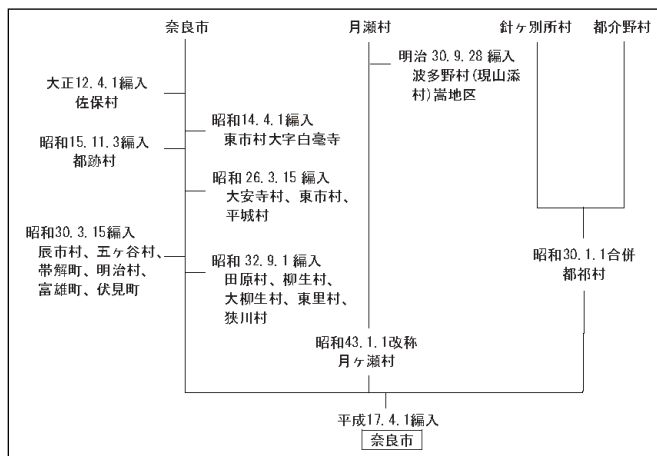


奈良市の位置

(2) 市域の変遷

明治 22 年(1889)の市制町村制の施行により、現在の奈良市域には、添上郡、添下郡、山辺郡の 3 郡にまたがる形で 20 町村が成立した。添上郡には、江戸時代以来の奈良各町と周辺の合計 18 村による奈良町、佐保村、大安寺村、東市村、明治村、辰市村、帯解村、五ヶ谷村、東里村、田原村、大柳生村、柳生村、狭川村、月瀬村の 14 町村、添下郡には、都跡村、平城村、富雄村、伏見村の 4 村(明治 30 年(1897)からは生駒郡)、山辺郡には、針ヶ別所村、都介野村の 2 村があった。

明治 31 年(1898)に奈良町に市制を施行して奈良市が成立し、大正 12 年(1923)の佐保村の編入をはじめ、各村を編入し、市域を拡大していった。一方で、昭和 30 年(1955)1 月に山辺郡の 2 村が合併して成立した都祁村及び月瀬村は、それぞれ個別に村政を敷いていた。昭和の大合併(昭和 28 年(1953)～昭和 36 年(1961))後、奈良市、月瀬村(昭和 43 年(1968)1 月に月ヶ瀬村に改称)、都祁村の 3 市村体制が約 50 年間続き、平成 17 年(2005)4 月に奈良市が月ヶ瀬村、都祁村を編入し、現在の奈良市が成立している。



市域の変遷(その1)



市域の変遷(その2)

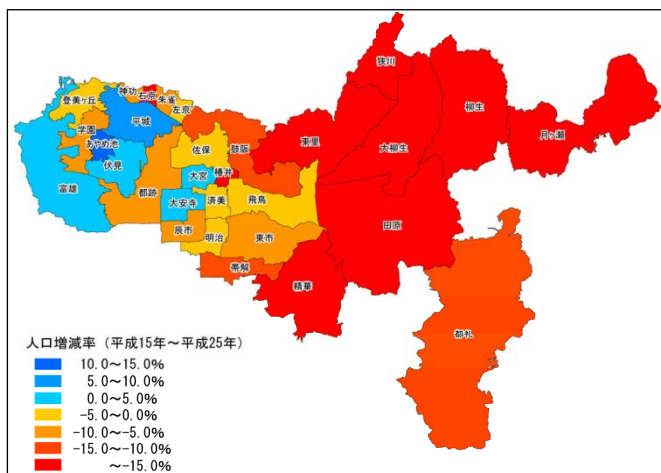
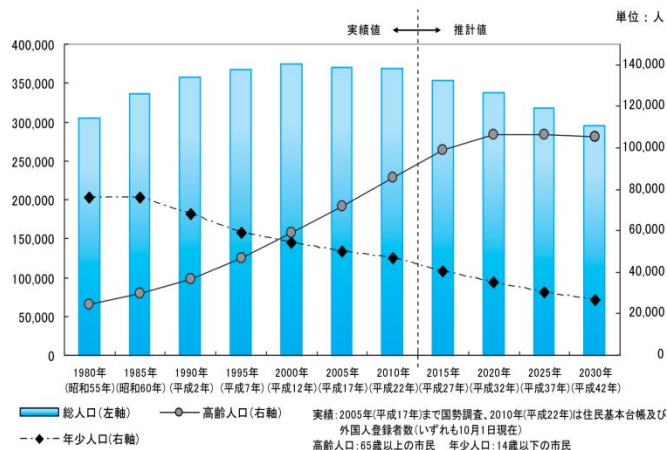
(3) 人口・世帯

①総人口・総世帯数

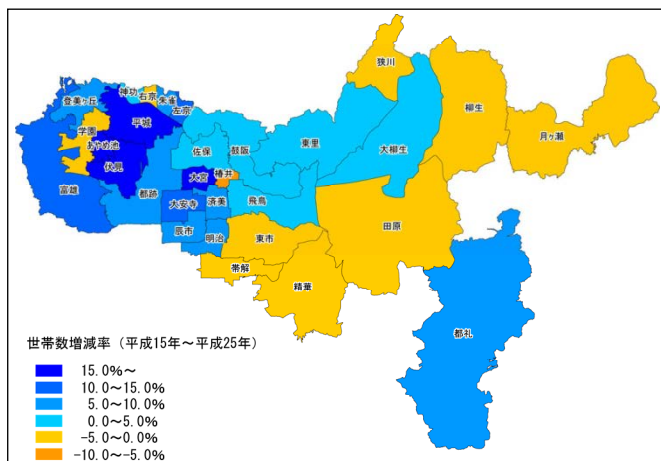
総人口は、明治 31 年（1898）の市制施行当時約 3 万人であった。その後、周辺の村を編入し、昭和 30 年（1955）には 10 万人を突破した。1950 年代からの高度経済成長により、大都市圏への人口移動が生じ、本市においても大阪近郊の住宅適地として、昭和 40 年（1965）前後から住宅需要が急増し、主に市域西北部において宅地開発が進められ、昭和 46 年（1971）から昭和 55 年（1980）の 10 年間は、毎年約 8 千人から 1 万 4 千人の人口増加が続いた。その結果、昭和 56 年（1981）には総人口は 30 万人を超え、平成 3 年（1991）には 35 万人となった。平成 17 年（2005）4 月の月ヶ瀬村、都祁村との合併により、総人口は 373,574 人となった。西北部丘陵一帯における住宅開発が落ち着いたこともあり、平成 17 年（2005）以降、人口は減少に転じ、平成 25 年（2013）1 月には、365,780 人となっており、今後も減少していくことが予想されている。

総世帯数は、継続して増加傾向にあり、平成 25 年（2013）1 月には、156,079 世帯となっている。明治 31 年の市制施行当時の 5,613 世帯に比べ約 27 倍に達しており、今後も、核家族化や世帯分離等が進み、世帯数は増加することが予想される。1 世帯あたりの人員は、単独世帯の増加や核家族化の進行等により減少傾向にあり、昭和 50 年（1975）は 3.23 人／世帯であったが、平成 25 年（2013）1 月には、2.36 人／世帯となっている。

過去 10 年間の人口・世帯数の推移を地域別にみると、特に東部山間の地域（東里、狭川、大柳生、柳生、田原、精華、月ヶ瀬など）では、人口の減少が著しくみられる。特に、一部の地域では同時に世帯数の減少もみられ、核家族化というよりは、むしろ無住化が進行しており、なかには存続が危ぶまれる集落もみられる。奈良市の中心市街地とその周辺地域（椿井、飛鳥、佐保、済美、鼓阪など）や昭和 20 年代後半から昭和 40 年代にかけて住宅地として開発された西北部丘陵の地域（学園、登美ヶ丘、神功、右京、朱雀、左京など）の多くでは、人口の減少と世帯数の増加がみられ、核家族化が進行している。一方、近鉄あやめ池遊園地跡地の住宅地開発など、近年も継続して住宅地の開発が進められている地域（あやめ池、平城、伏見）やマンション建設や農地の住宅地への転用などが進む中心市街地近郊の各地域（大宮、大安寺）では人口及び世帯数がともに増加している。



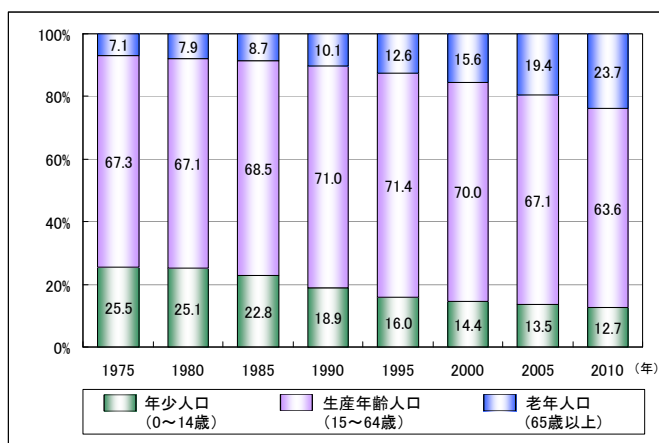
地域別の過去 10 年間の人口の推移



地域別の過去 10 年間の世帯数の推移

②年齢別人口

年齢別人口は、少子・高齢社会の到来により、14歳以下の年少人口が徐々に減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しており、平成12年（2000）には高齢者人口が年少人口を上回ることとなった。平成22年（2010）では、年少人口（14歳以下）12.7%、生産年齢人口（15歳から64歳）63.6%、高齢者人口（65歳以上）23.7%となっている。

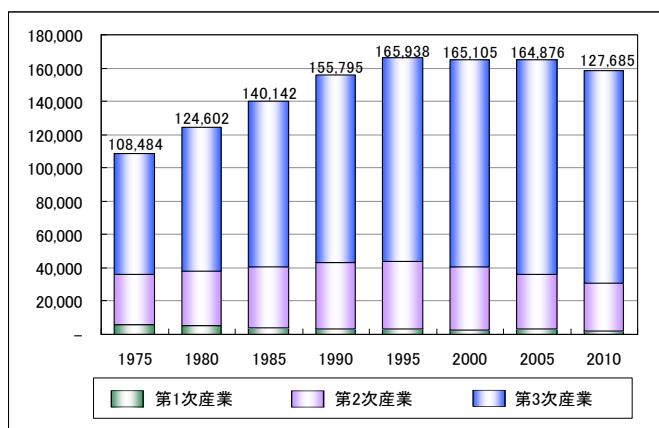


年齢別人口の推移（資料：統計なら）

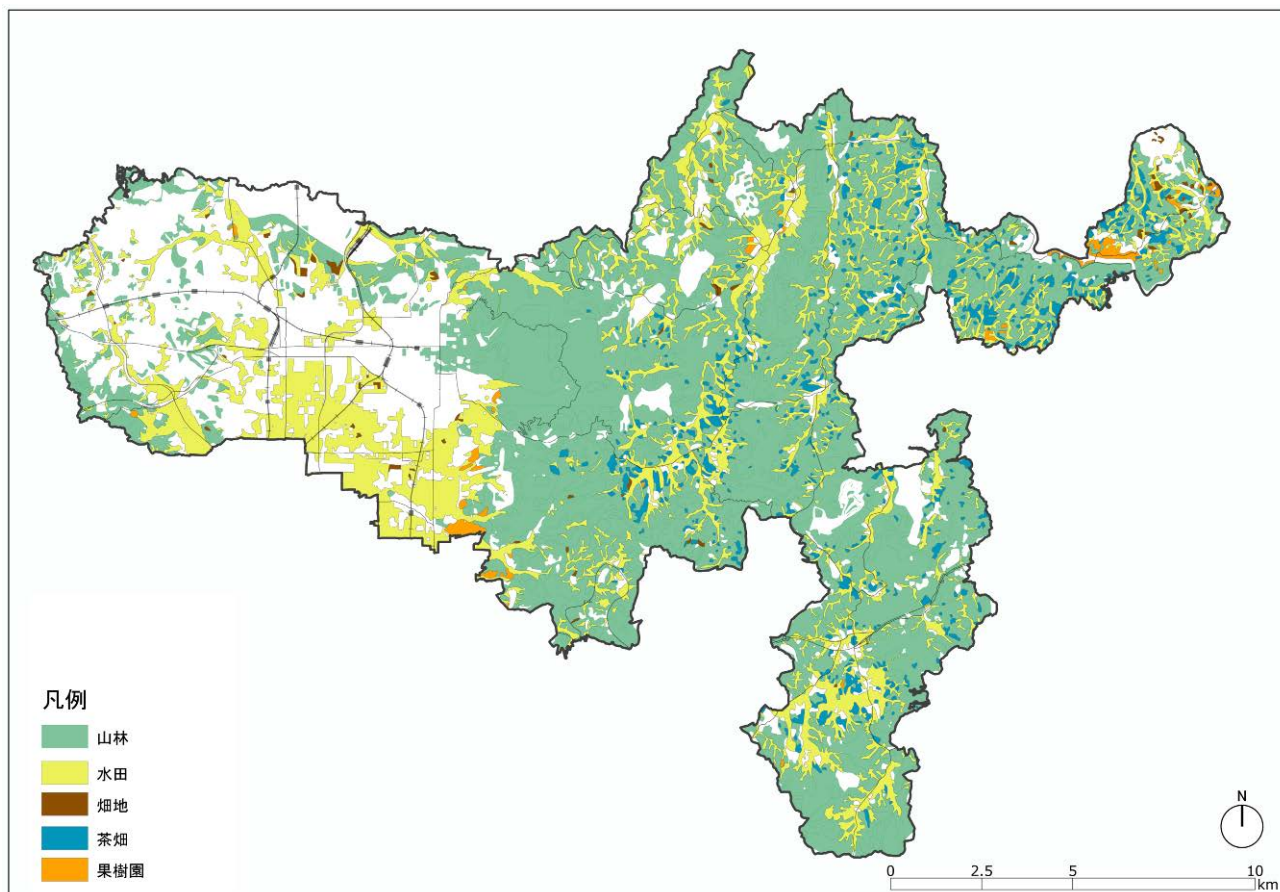
（４）産業

本市の就業者数は、総人口・生産年齢人口の減少を反映して、平成7年（1995）以降、減少に転じており、平成22年（2010）の15歳以上の就業者数は、158,444人となっている。

近年の産業別就業者数動向をみると、第1次産業の就業者数が減少し、第3次産業の就業者数が大きく増加している。平成22年（2010）の就業者全体に占める第1次産業就業者の比率は1.4%、第2次産業就業者の比率は18.0%、第3



産業大分類別15歳以上就業者の推移（資料：統計なら）



第1次産業に係る土地利用の状況

（資料：自然環境保全基礎調査）

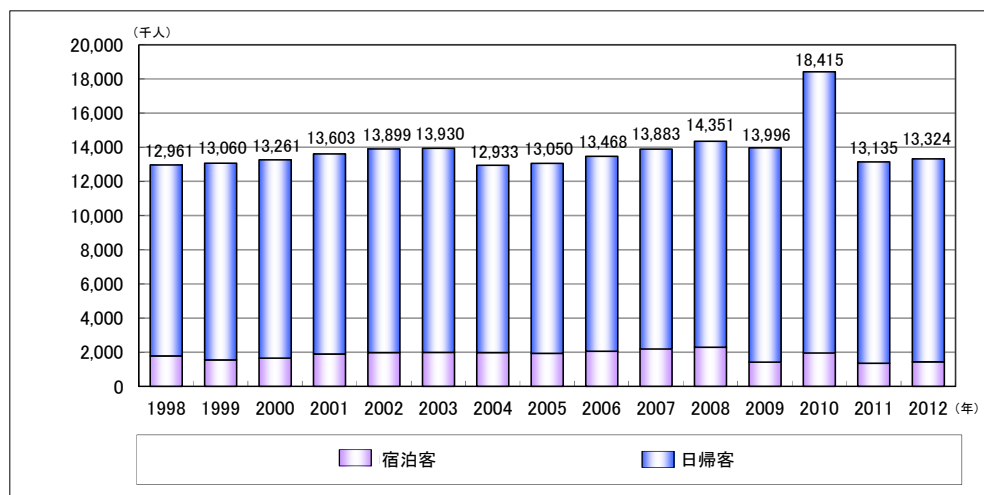
次産業就業者の比率は80.6%となっている。

今後も、就業者数の減少、第1次産業及び第2次産業の減少傾向は継続し、情報、観光、レジャー及び福祉といったサービス部門を中心とした第3次産業が上昇することが予想される。

第1次産業に係る土地利用の状況をみると、市域西部奈良盆地では、南部地域を中心に水田が広がっており、市域東部大和高原の山間地域では、谷筋を中心に水田及び茶畑が分布している。また、月ヶ瀬地域には、名勝月ヶ瀬梅林の樹園地が分布している。

（５）観光

本市はこれまで、歴史的文化遺産と自然環境に恵まれた国際文化観光都市として、多くの人々を迎え入れてきた。平成10年（1998）に「古都奈良の文化財」がユネスコの世界遺産リストに登録されたこと、また平成11年（1999）から始まった「なら燈花会」などの



入込観光客数の推移

（資料：統計なら）

イベントの開催により、入込観光客数は増加を続け、平成15年（2003）には年間1,393万人となった。平成16年（2004）には、あやめ池遊園地の閉園などの影響を受けて減少したが、その後は増加傾向にあり、平成20年（2008）には、1,435万1千人となっている。平成22年（2010）には、平城遷都1300年記念事業により、国内外から多くの観光客が訪れ、1,841万5千人と大幅に増加したが、翌平成23年（2011）には、例年並みの1,313万5千人に戻っている。

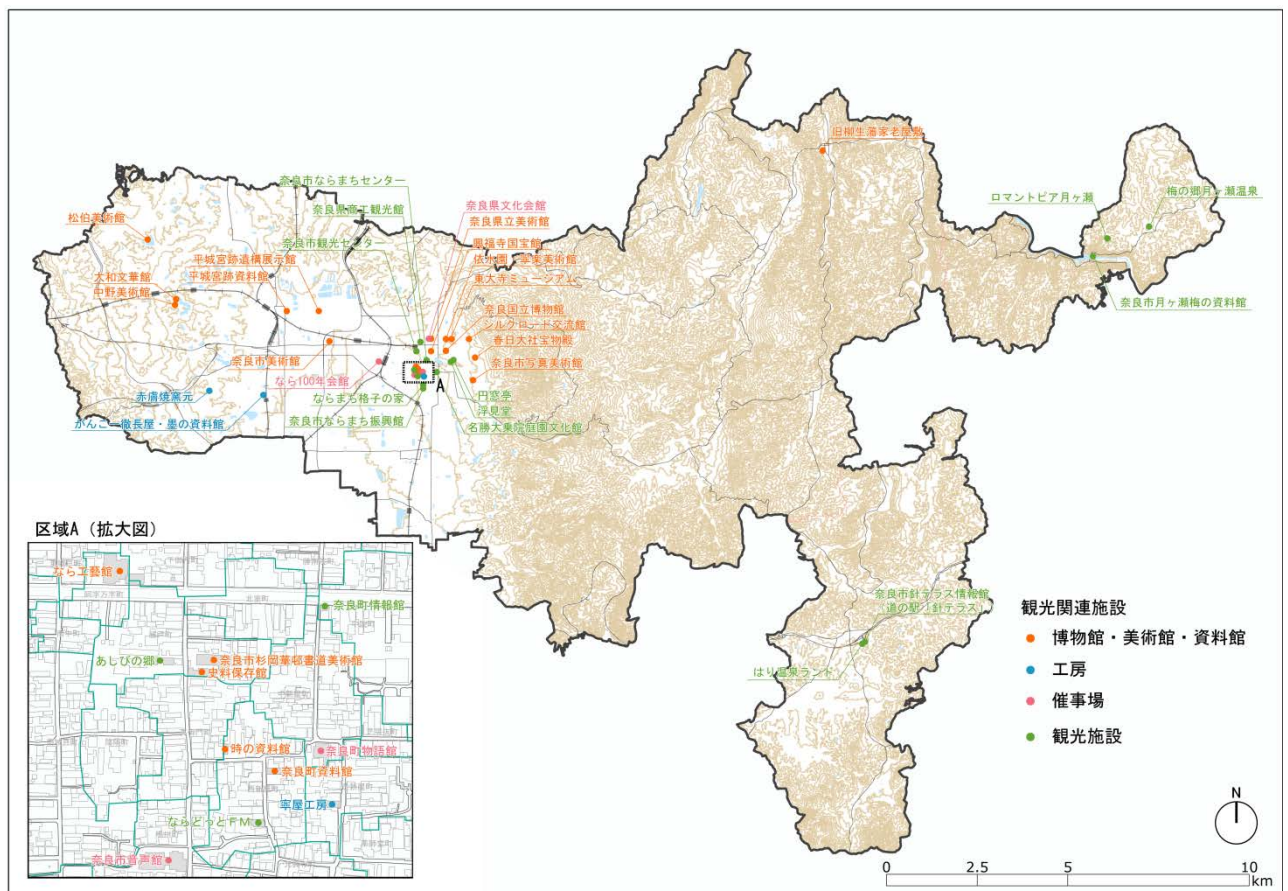
日帰り客、宿泊客の内訳をみると、日帰り客では、平成11年（1999）から平成15年（2003）までは増加していたが、平成16年（2004）には前年より年間98万人減少し、1,095万6千人となった。一方、宿泊客は、平成6年（1994）から平成10年（1998）には170万人以上で推移していたが、平成11年（1999）には155万5千人に減少した。その後は微増傾向に転じ、平成20年（2008）には、228万4千人となっている。しかし、平成21年（2009）以降は宿泊客数が大幅に減少し、平成21年（2009）は142万6千人、平成22年（2010）には、平城遷都1300年記念事業が開催されたものの195万6千人にとどまり、平成23年（2011）は135万6千人となっている。

博物館・美術館・資料館、工房、催事場、観光施設といった観光関連施設は、奈良町周辺に数多く分布しており、奈良町が観光の拠点となっている。特に、毎年10月下旬から11月上旬に奈良国立博物館において開催される「正倉院展」は、国内外から多くの人々が訪れ、その風景は奈良の秋の風物詩にもなっている。

奈良市の主要な観光地・観光関連施設一覧

分 類	名 称
博物館 美術館 資料館	奈良県立美術館
	時の資料館
	奈良町資料館
	奈良市杉岡華邨書道美術館
	なら工藝館
	依水園・寧楽美術館
	シルクロード交流館
	奈良国立博物館
	奈良市写真美術館
	平城宮跡資料館・平城宮跡遺構展示館
	松伯美術館
	大和文華館
	中野美術館
	旧柳生藩家老屋敷
	史料保存館
	奈良市美術館
	春日大社宝物殿
	興福寺国宝館
	東大寺ミュージアム
工房	寧屋工房
	がんこ一徹長屋・墨の資料館
	赤膚焼窯元

名 称
奈良町物語館
奈良市音声館
奈良県文化会館
なら100年会館
奈良県商工観光館
奈良市ならまちセンター
奈良市観光センター
奈良町情報館
ならまち格子の家
あしびの郷
奈良市ならまち振興館
浮見堂
円窓亭
ならどっとFM
名勝大乘院庭園文化館
奈良市月ヶ瀬梅の資料館
奈良市針テラス情報館（道の駅「針テラス」）
はり温泉ランド
ロマンピア月ヶ瀬
梅の郷月ヶ瀬温泉



観光関連施設（博物館・美術館・資料館、工房、催事場、観光施設）の分布

（６）交通

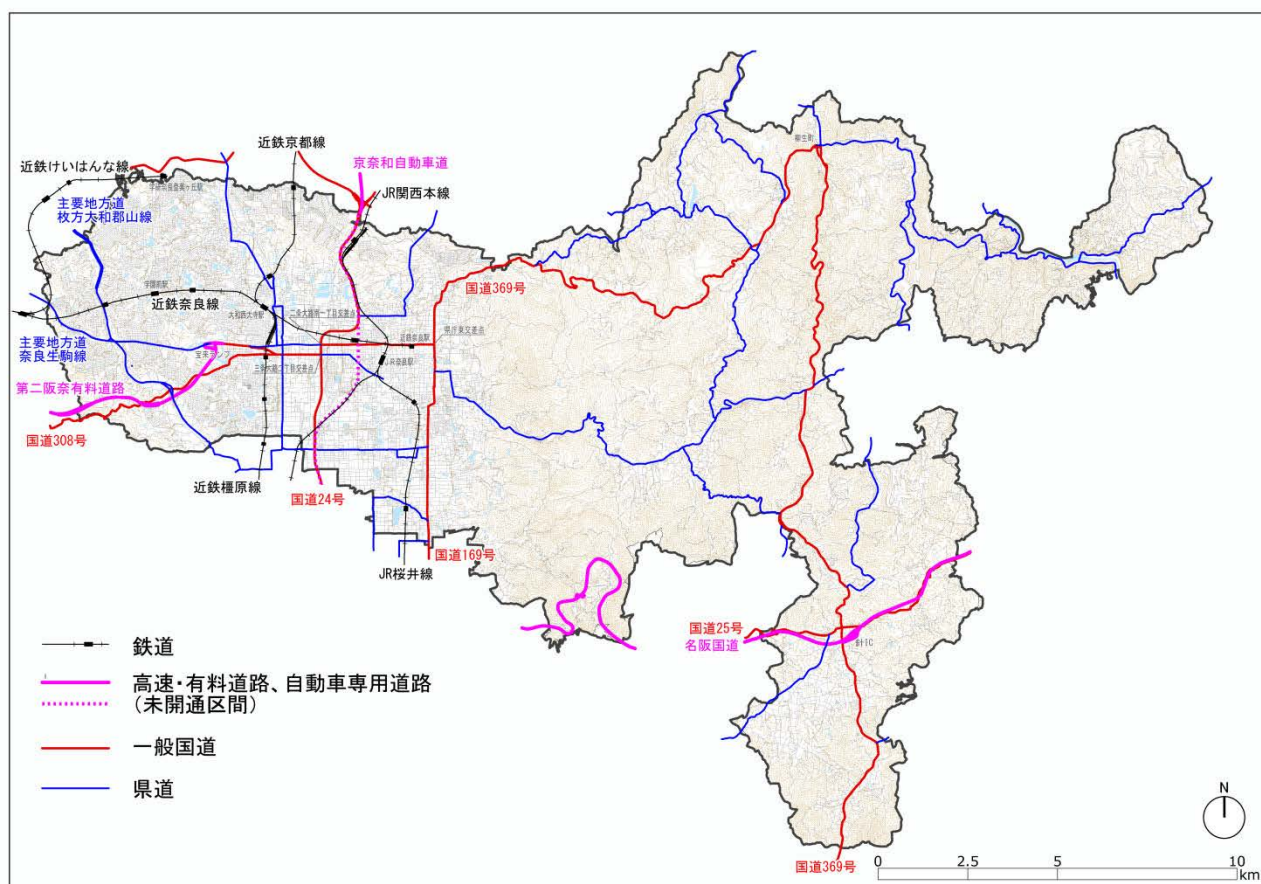
広域幹線となる自動車専用道路としては、第二阪奈有料道路と名阪国道が通る。第二阪奈有料道路は、大阪府東大阪市西石切ランプ（石切ランプで阪神高速道路に接続）から本市宝来ランプに至り、大阪市内と奈良市内を最短で結んでいる。名阪国道は、三重県亀山市亀山 IC から天理市天理 IC へ至り、東名阪自動車道と西名阪自動車道とを直結する幹線道路である。本市域では、東部山間を通り、針 IC が設けられている。なお、奈良盆地を縦断する京奈和自動車道（大和北道路）の建設が予定されている。

一般国道としては、奈良盆地を南北に縦断する「国道 24 号」、東部山間の都祁地域を名阪国道と併行して走る「国道 25 号」、県庁東交差点（国道 369 号交点）から南に伸びて県内各地とを結ぶ「国道 169 号」、三条大路二丁目交差点から西に伸びて第二阪奈有料道路と接続するとともに、第二阪奈有料道路と併行して走り、大阪方面とを結ぶ「国道 308 号」、二条大路南一丁目交差点（国道 24 号交点）から東に伸び、県庁東交差点（国道 169 号交点）で北に折れて市域東部の山間地域に入り、柳生町で南に折れて山間地域を縦断し、宇陀市や三重方面へとつながる「国道 369 号」が走っている。

また、主な県道としては、国道 24 号及び国道 369 号と接続する二条大路南一丁目交差点から西へ延び、生駒山地を越えて大阪方面とを結ぶ「主要地方道奈良生駒線」、市域西部の富雄川沿いを南北に縦断する「主要地方道枚方大和郡山線」などが通っている。

このように、東西方向に走る道路は、西は大阪方面、東は三重方面へと、南北方向に走る道路は、北は京都、南は県内各地へと結ばれており、大阪や京都に対する経済活動や、京都と奈良市南側の各市町村との通過交通と相俟って、多くの交通量がみられる。

鉄道網は中央から西部地域にかけて整備され、近鉄奈良線で大阪方面と、近鉄京都線・橿原線、JR 関西本線・桜井線で京都方面及び県内各地へと結ばれている。また、近鉄生駒駅で分岐する近鉄けいはんな線は、本市西北端に位置する学研奈良登美ヶ丘駅へと通じている。



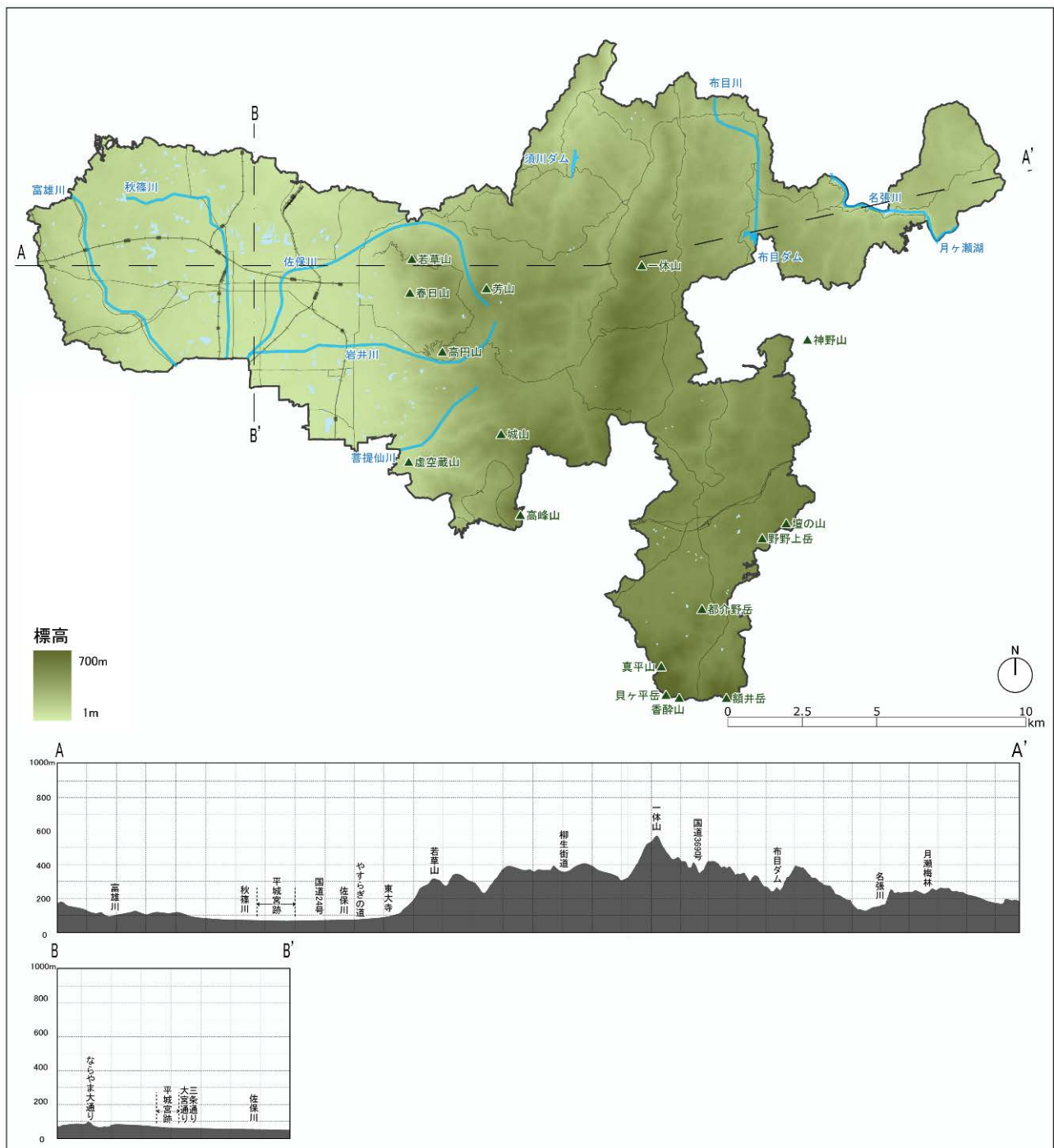
主要交通網

2. 自然特性

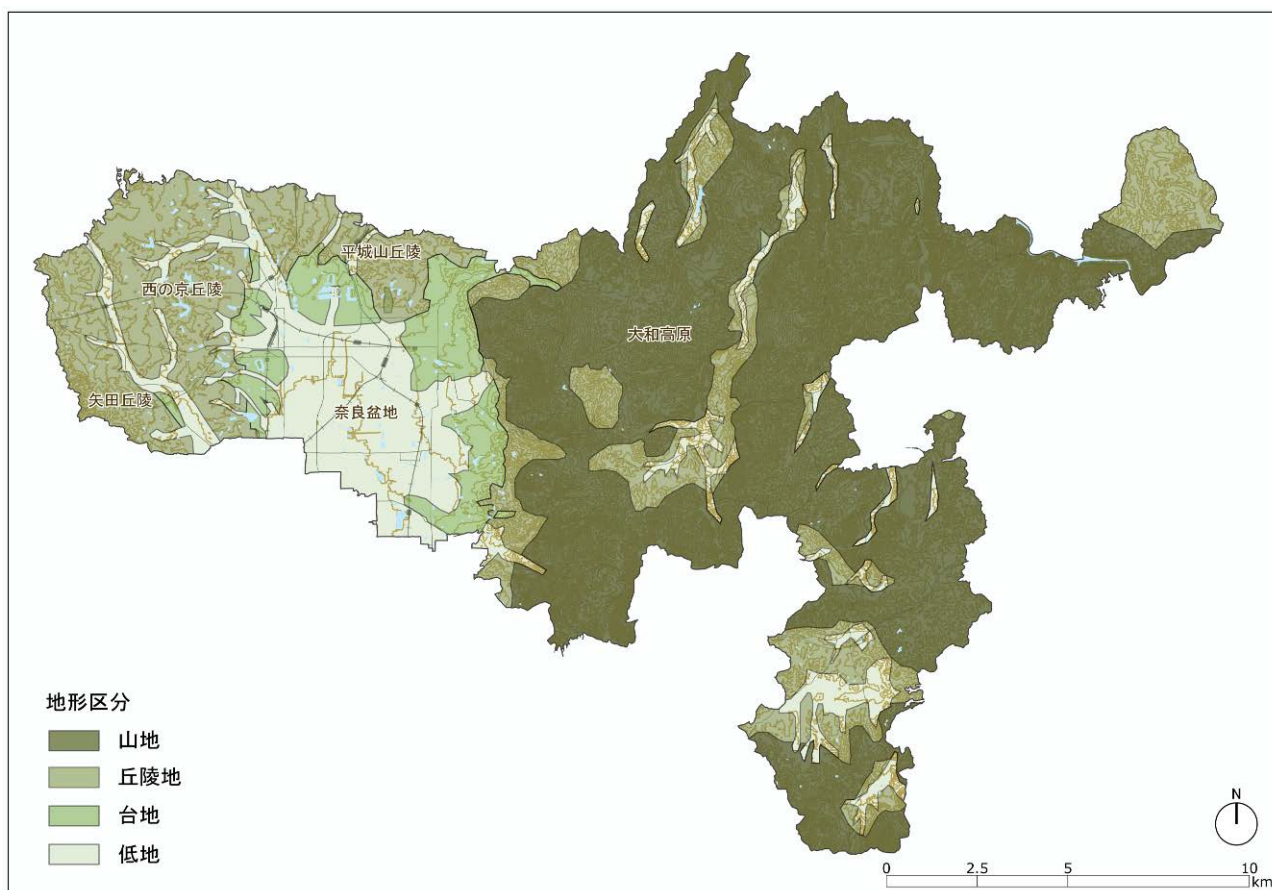
(1) 地形

本市は、南北約 30 km、東西約 15 km の菱形の奈良盆地の北辺に位置しており、盆地底は 50～80m 程度の平坦な低地である。奈良盆地を中心に、西部には生駒山地から移行する西の京丘陵・矢田丘陵、東部には大和高原、北部地域には平城山丘陵がある。大和高原は、山地高度は南に高く、標高 200m から 800 m 程度でゆるやかに起伏する。市内最高地は貝ヶ平山（822.0m）、最低地は池田町（56.4m）である。

市域北東部の名張川や布目川、白砂川などの河川は山間を北流し、木津川と合流している。一方、佐保川、秋篠川、富雄川などの周囲の山地から奈良盆地へ流出する河川は、盆地南部に向かって流下し、大和川に合流している。



地形概況（標高）



地形区分 (資料：土地分類図(地形分類図) 奈良県 1/200,000)

(2) 地質

市域の地質は地形とおおむね対応しており、東部の山地は領家複合岩類¹等を基盤として、それを覆う第三紀中新世の藤原層群²、室生層群³、三笠安山岩⁴などから構成され、丘陵地はほとんどが大阪層群下部層である佐保層⁵から構成され、一部に花崗岩類が見られる。盆地周縁には段丘堆積物⁶が分布し、低地の大部分は未固結の沖積層や扇状地堆積物⁷などからなる。

これらの地質を硬さの度合いにより分類すると、「地質の軟らかい沖積層でしめる中部地域」「硬い地

¹ 領家複合岩類：花崗岩類、閃緑岩類、塩基性岩類、片麻岩類などから構成され花崗岩類は一般にマサ化によって、3～5mの風化殻を形成している。塩基性岩類はハンレイ岩、輝緑岩などからなり、他の岩体に比べて相対的に堅硬であることから、一体山などの残丘を形作っている。片麻岩類は花崗岩類に比べて多少風化しやすい傾向があり、片麻状構造が発達しているところでは、深層風化がみられる。

² 藤原層群：下部中新統に区分される第一瀬戸内累層群に属し、基盤岩を不整合に覆う厚さ約300mの地層である。礫岩を主とする下部層（岩淵累層）と凝灰質砂岩・泥岩からなる上部層（豊田累層）とに分けられている。

³ 室生層群：中～上部中新統に区分される地獄谷累層、矢田原礫層、小野味礫層、ソノハ礫層などから構成されている。

⁴ 三笠安山岩：ソノハ礫層を整合関係に覆い、西に20～40度傾斜する大阪層群佐保累層中に、層面と平行に岩床状に入っているもので、最大厚さ約50m、噴出年代は約130万年前（前期更新世頃）と考えられている。

⁵ 佐保層：厚さ約60m前後、下部は礫が主体で、上部に行くにしたがって砂及び粘土の互層に変化する。奈良阪丘陵と西の京丘陵の佐保層は、粘土及び砂の互層からなるが、西側では砂から礫主体となる。また盆地東縁の春日断層崖沿いでは白川池累と呼ばれる礫主体の地層が分布し、厚さ約100m前後、不整合や断層で藤原層群と接し、産出化石などから佐保層同様に大阪層群下部に対比されると考えられている。

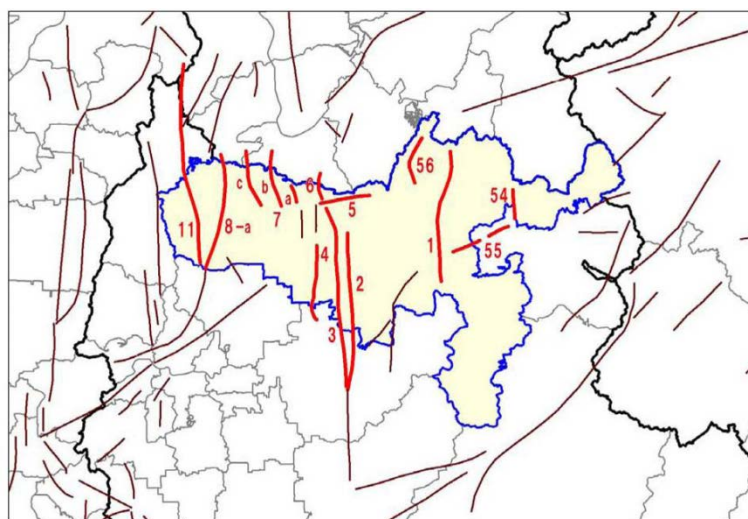
⁶ 段丘堆積物：奈良盆地の東縁台地、西の京丘陵及び奈良阪丘陵に沿って分布し、多くは黄褐色～赤色風化殻となって特徴づけられる。これらは奈良阪礫層、鹿野園礫層及び虚空蔵山礫層と呼ばれ、標高60～120mの台地を形成し、礫、砂及び粘土層からなる。いずれも第四紀中～上部更新世の堆積物と考えられている。

⁷ 扇状地堆積物：第四紀完新世～上部更新世のものであり、大部分は砂質堆積物であるが、秋篠川と佐保川の合流点付近には泥質堆積物がみられ、挟まれている泥炭層のC-14年代から、約2～3万年前のものと推定されている。泥炭層は最も厚いところで約2mあり、地下水面の変動による地盤沈下や地震時の液状化の危険性が高い。また、東部地域の山地や春日断層崖付近には比較的厚い崖錐堆積物がみられ、田原断層沿いに発達するものは、更新世中部の礫層に対比される可能性がある。これらの多くは、断層崖の開析によってもたらされたものである。

質の大阪層群佐保累層の西部地域」「非常に硬いとされている花崗岩類の東部地域」の 3 地域に大別できる。一般的に、地震の被害は、地質の硬い地域より軟らかい地域の方が大きいとされていること、また木造建築の分布状況その他からみて、本市においては中央市街地一帯が地震に対して最も警戒を要する地域であると考えられている。

一方、震度 5 弱以上の地震により液状化発生可能性がある地域は、富雄川、秋篠川、佐保川各流域の砂地盤であり、地中構造物などの各ライフライン施設が被害を受けやすい。また、造成地が多い奈良市西部地域では、硬さの異なる地盤中を波動が通過する際に、その境界部で発生する地盤のひずみ集中により、盛土の軟らかい地盤が地震力を受けて硬地盤に対して不等沈下、側方流動、滑りなどの相対運動を起こし、切土と盛土の境界付近を通過する地中構造物などの各ライフライン施設が被害を受けやすい。

奈良県が平成 16 年（2004）10 月に公表した「第 2 次奈良県地震被害想定調査」では、県周辺における被害地震発生の履歴及び活断層の分布をふまえ、内陸型地震として 8 つの地震を設定しており、また海溝型地震として、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された、東海、東南海、南海地震を組み合わせた 5 ケースを想定している。これらのうち、本市において大きな被害を及ぼすと考えられる地震は、内陸型地震では奈良盆地東縁断層帯地震、中央構造線断層帯地震、生駒断層帯地震の 3 ケース、海溝型地震では東南海・南海地震の同時発生のケースであり、内陸型地震では 3 万～5 万棟の建築物の被害（全壊・半壊・焼失）が想定されている。



図中 番号	断層名	確実度	活動度	図中 番号	断層名	確実度	活動度
1	田原断層	I	[C]	7-b	秋篠撓曲	I	
2	高樋断層	III		7-c	曾根山撓曲	II	
3	三百断層	I	[C]	8-a	あやめ池撓曲	I	[B]
4	天理撓曲	I	B	11	富雄川撓曲一高船断層	I	[C]
5	鬼ヶ辻断層	II	C	54	邑地	III	
6	奈良坂撓曲	I	B	55	水間断層	III	
7-a	佐保田撓曲	II		56	狭川断層	II	C

* 確実度 I：確実な活断層
II：活断層と推定されるもの
III：活断層の可能性のあるもの
* 活動度 A：平均変位速度が 1 m/1000 年以上 10 m/1000 年未満
B：平均変位速度が 0.1 m/1000 年以上 1 m/1000 年未満
C：平均変位速度が 0.01 m/1000 年以上 0.1 m/1000 年未満
[] がついたものは、第四紀後期の約 50 万年間に活動しなかったと見られるもの
注) 活動度が評価されていない断層は空白としている

市内の活断層

（出典：編者：活断層研究会 新編日本の活断層 東大出版会（1991 年）を参考に作成した奈良市地域防災計画・資料編から転載）

（3）動植物

①動物

奈良公園一帯には、「奈良のシカ」（国指定天然記念物）が生息しており、春日山原始林は、ルーミスシジミ、オオムラサキ、ムネアカセンチコガネ、モリアオガエル、カスミサンショウウオなどの貴重な昆虫や両生類の生息地となっている。

主なカモ類の渡来地としては、大谷池（大和郡山市）などがあげられるが、主要な河川をはじめ、田園部の大小のため池や古墳の周濠なども、冬季には多くのカモ類が集まる重要な水辺環境を提供している。

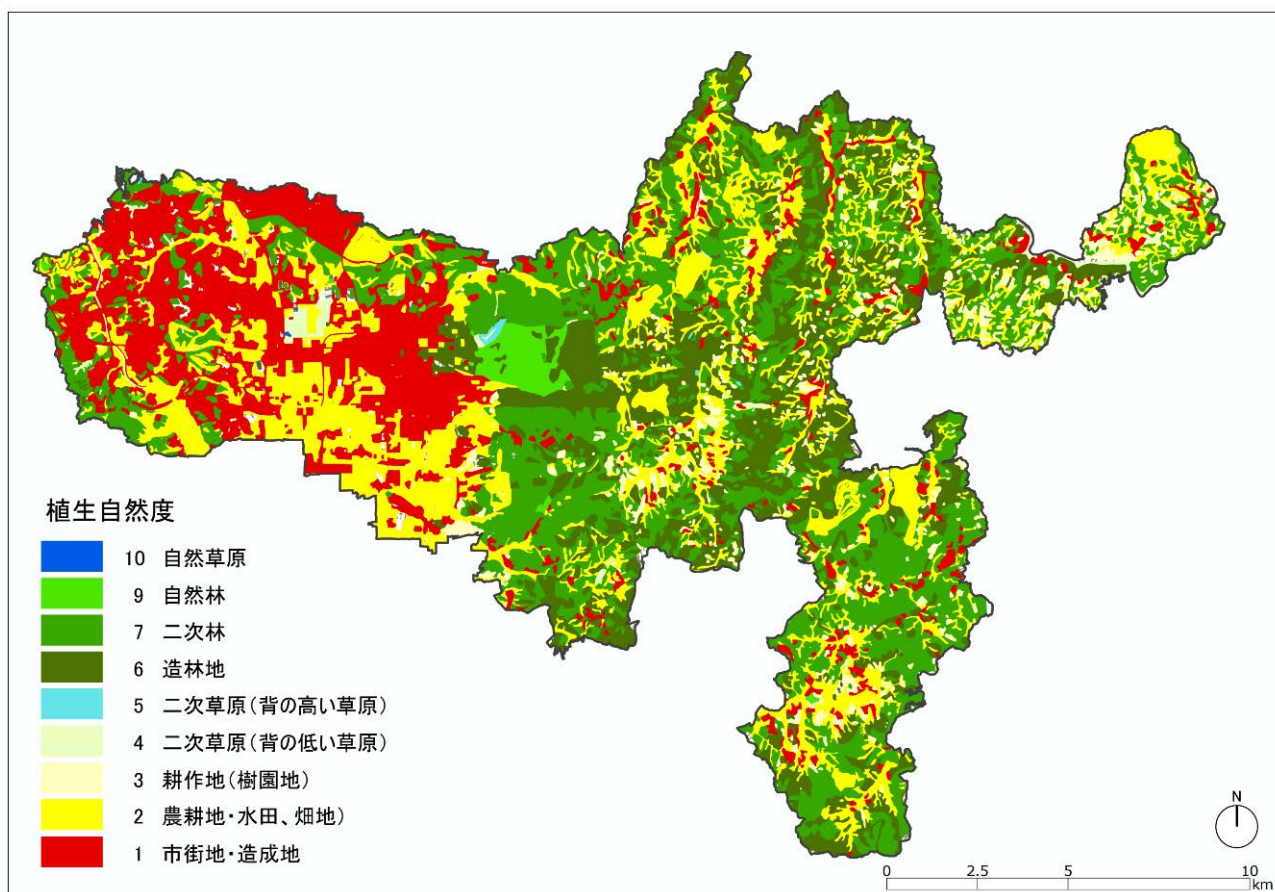
また、平成 22 年度版『奈良市の環境』（環境省の自然環境保全基礎調査結果）によると、奈良市における学術上重要な種として、両生類・は虫類で 2 種（モリアオガエル、カスミサンショウウオ）、昆虫類（指標昆虫、特定昆虫等）で 103 種が報告されている。

②植物

奈良市は古くから開け、かつては都として繁栄したにもかかわらず、旧市街地東部には、特別天然記念物春日山原始林、その前面には天然記念物春日大社境内ナギ樹林が広がるなど、優れた植生が約 300ha にわたってみられる。またその周辺には、薪炭林として利用されたアカマツ林（手向山から新若草山）、クヌギ・コナラ林（高円山）、毎年山焼き（火入れ）をして維持されるススキ草原やシバ地（若草山）が広がっている。

大和高原には、主としてアカマツ林が発達し、一部がスギ・ヒノキの植林地となっているほか、集落や農道に近い山林では茶畑としての利用が多くみられる。水田は、谷筋にそって奥深くまで続いているが、近年では遊休地化しているところもみられる。

盆地部のほとんどは水田で占められていたが、近年では幹線道路沿線での宅地化が進んでいる。また、西部の丘陵地の多くはアカマツ林で占められていたが、近年では大規模に造成され住宅団地を中心とした市街地に急速に変貌している。残された樹林についても、マツ枯れやナラ枯れの進行や竹林の拡大など、緑の質の低下が懸念されている。



植生自然度

（資料：自然環境保全基礎調査）

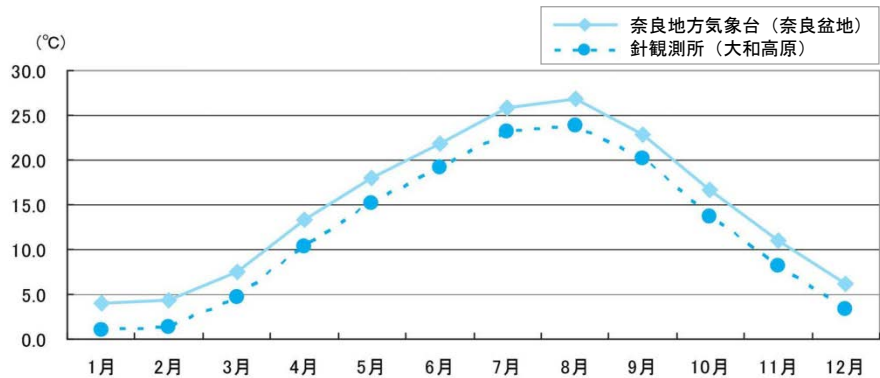
(4) 気候

①気温

奈良市は、山岳によって海岸から隔てられているため、奈良盆地・大和高原ともに内陸性の気候を示し、夏は高温、冬は低温となり、年間を通じて寒暖の差が大きいことが特徴である。

奈良盆地（奈良地方気象台）では、年平均気温は14℃前後で夏は県下でも最も気温が

高くなる。一方、大和高原（針観測所）は、奈良盆地に比べて年平均気温で約3℃低くなっている。かつては、大和高原のこうした気候特性や都に近い立地条件を活かして、冬季にできた氷を保存する氷室があったことが知られている。また、昼と夜の温度差が大きいことも特徴であり、これが茶の栽培に最適な条件となり、質の高い大和茶の栽培が営まれている。

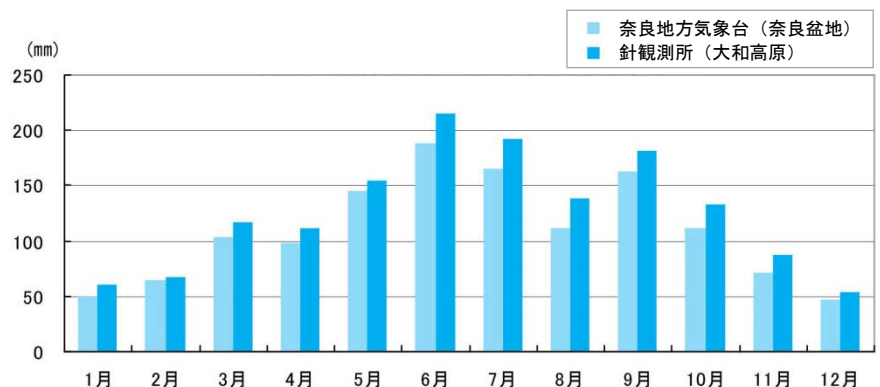


（出典：奈良市第4次総合計画）

月平均気温（昭和56年（1981）～平成22年（2010））

②降水量

年平均降水量は、奈良盆地で約1,400 mmと少なく、内陸性の気候をよく反映している。このため、水田のかんがい用水が不足し、これを補うため池が多く造られてきた。一方、大和高原は、奈良盆地に比べ年降水量は200 mm程度多くなっている。



（出典：奈良市第4次総合計画）

月平均降水量（昭和56年（1981）～平成22年（2010））

月平均降水量をみると、季節風に関係して冬は少なく、夏が多く、なかでも6、7月の梅雨期、9月の台風期が多くなっている。

降水量の少ない奈良市では、水の確保が課題であったが、大和高原からの自然流下式の導水路事業として須川ダムが建設され、増大する水需要に対応してきた。

3. 歴史文化特性

(1) 歴史的背景

①先史時代

【 盆地周辺への集住と古墳の築造 】

市内で確認されている最も古い遺跡は法華寺南遺跡である。旧石器時代後期の石器群がみつかっており、当時そのあたりで人々が暮らしていたことがわかる。縄文時代、人々は東部山間地、盆地周辺の丘陵地や扇状地に住み、狩猟や採集により生活していたと考えられる。東部山間地は、早期から遺跡が多数存在し、別所下ノ前遺跡では屋外炉の跡が発見されている。盆地周辺の丘陵地・扇状地では高円山麓から鹿野園にかけて、サヌカイトの石鏃や石片などが、菅原東遺跡で石器の加工場が、大森遺跡でドングリの貯蔵穴が発見されている。

水稻耕作が始まり弥生時代になると盆地部の遺跡が増え、旧河川に沿って、杉ヶ町遺跡^{するがまち}、大森遺跡、横領遺跡^{よこりょう}などで集落跡が、芝辻遺跡で水田の水利に係る井堰跡^{いせき}が、佐紀遺跡、菅原東遺跡、柏木・南新遺跡で方形周溝墓が発見されている。丘陵地では六条山遺跡が知られ、その立地から高地性集落と呼ばれる。秋篠町や山町では、この時代の特徴的な祭祀具である銅鐸が出土している。

銅鐸祭祀が終わると、大型古墳の造営を特徴とする古墳時代を迎える。奈良市域では佐紀地域で古墳が造られ始める。前期後半の佐紀陵山古墳^{みささぎやま}（日葉酢媛命陵古墳^{ひばすひめ}）に始まり、佐紀石塚山古墳（成務天皇陵古墳）、コナベ古墳、ウワナベ古墳、ヒシャゲ古墳（磐之媛命陵古墳^{いわのひめ}）と続き、全長 200m 級の前方後円墳が中期半ばまで連綿と造られる。その他、前期では、富雄地域に丸山古墳（大円墳）、中期では大安寺地域に杉山古墳（前方後円墳）、都祁地域^{さんりょうぼ}に三陵墓西・東古墳（円墳・前方後円墳）、帯解地域に武器・武具の副葬品を特徴とするベンショ塚古墳（前方後円墳）、円照寺墓山 1・2 号墳（小円墳）がある。後期では、法蓮地域にいくつか小型の前方後円墳が見られるほか、東の丘陵や山間部では横穴式石室の群集墳、北の平城山丘陵では陶棺を埋葬施設とする横穴墓が特徴的である。

人々の居住地の遺跡は、佐紀古墳群の造営が続く前期から中期半ばには、その周辺の佐紀遺跡、首長祭祀の場を中心に集落の広がる菅原東遺跡のほか、盆地中央に柏木遺跡がある。佐紀の大型古墳終焉後この辺りでは埴輪の製作が行われ、菅原東遺跡には埴輪窯と工人集落がある。また、横穴墓のある平城山丘陵から南に広がる微高地にも集落が広がる。一方、東の丘陵地から西へ広がる扇状地には、首長祭祀の場が見ついている南紀寺遺跡や東紀寺遺跡、古市遺跡などの集落が出現し、その広がり西木辻あたりまでとみられる。

②古代

【 平城遷都以前 】

佐紀古墳群を造営した集団は、造営開始時期や古墳の規模からみて、天理市の大和古墳群を造営した大王家もしくはそれに近い豪族とみられる。奈良盆地北東部に勢力があったのは、和爾（天理市）を本拠とした和珥氏とみられ、記紀によれば、多くの后妃を出して大王家との関係も深い。和珥氏は後に春日の地に根拠地を移し春日氏を称する。佐紀古墳群終焉後もこの地と関係が深かったのは、埴輪の製作や陵墓の造営に従事した土師氏であり、菅原東遺跡埴輪窯跡群は、文献から導いた古代史を遺跡が証明した好例といえる。後に大江氏・菅原氏・秋篠氏に分かれ、菅原・秋篠は現在の地名にも残る。

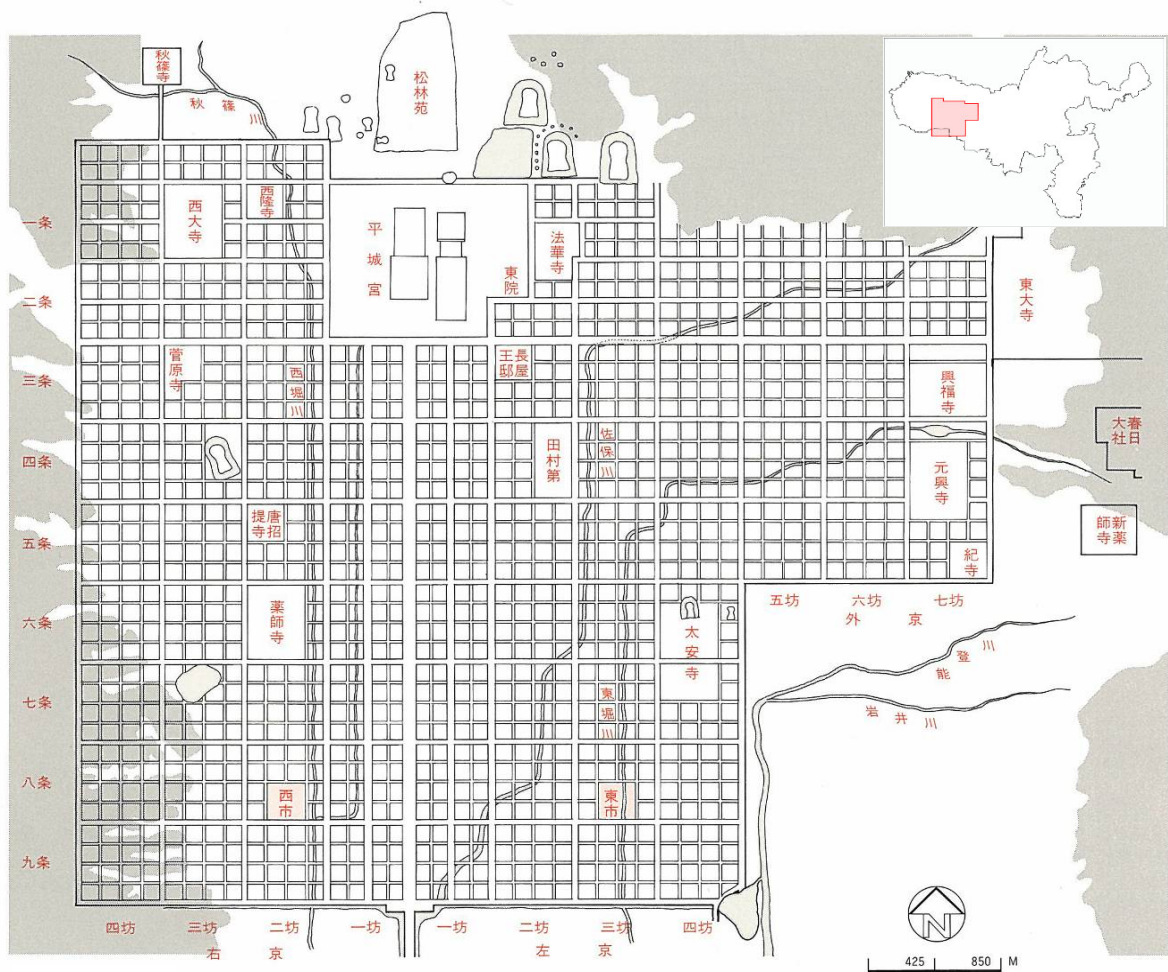
乙巳の変（645）後の大化の改新により、公地公民を前提とした天皇中心の中央集権国家の仕組みが確立し、最初の本格的な都城として持統 8 年（694）に藤原京が造営された。豪族は朝廷の高級官人（貴族）として身分制に組み込まれていく。

【 平城遷都と天平文化の開花 】

藤原京造営後 10 年余で遷都の議が起こる。和銅元年（708）には元明天皇が平城遷都の詔を出す。詔には「方に今、平城の地、四禽図に叶い、三山鎮を作し、亀筮並に従ふ。都邑を建つべし」（「続日本紀」）とあり、奈良の地が「天子南面」の相をもつ都にふさわしい場所であることが示されている。遷都の計画は、飛鳥地方の旧豪族をおさえて勢力を伸ばそうとした藤原不比等が、この地に勢力をもっていた小野氏と結んで進めたとされる。新京の造営は人々の大きな負担となり、逃亡する役民も多く工事は予定通り進まなかった。しかし、和銅 3 年（710）、完成を待たずに遷都され、以後 70 余年の間、奈良は都として栄えることになる。

平城京は、唐の都長安（現在の西安）にならい、東西 32 町（約 4.3 km）、南北 36 町（約 4.8 km）を占めた。北端中央に平城宮（大内裏）を設け、京城は、羅城門から朱雀門まで南北に走る朱雀大路の東側を左京、西側を右京とし、10 条の東西大路と左右両京それぞれ 4 坊ずつの南北大路で基盤目状に区画した。これらの区画は坊と呼び、各坊はさらに東西・南北に 3 本ずつの小路で 16 の坪に区画し、整然とした町割りを形成した。遷都の数年後、京城の東端を南北に通る四坊大路の東側に、二条から五条まで 3 坊ずつ加えた。後の奈良町はこの外京の地に発展している。

平城宮には、天皇の住まいである内裏、儀式を行う大極殿や朝集殿、二官八省の官衙など、多くの建物が建ち並んでいた。京内には、平城宮近くに朱雀大路を挟んで今の市役所にあたる左京職・右京職があり、東西の市も左右両京にあった。貴族や役人も京内に宅地を与えられて藤原京から移り住んだ。長屋王や藤原不比等の邸宅は宮殿のように立派だったという。

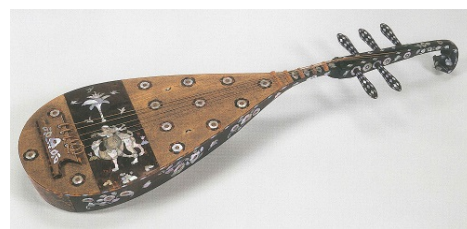


平城京全域図

（出典：図集 日本都市史 編集 高橋康夫 吉田伸之 宮本雅明 伊藤毅（東京大学出版会 1993 年））

興福寺、薬師寺、元興寺、大安寺などの官寺や、伴寺（大伴氏）、紀寺（紀氏）、葛木寺（葛城氏）などの私寺が、飛鳥から平城に移った。養老4年（720）には48寺を数えたという。

平城京は最盛期に10万の人口があったとされ、天皇をはじめ五位以上の貴族約100人を頂点に様々な階層の人が集まっていた。僧、1万人近い中下級の役人、役所や寺院に仕える手工業者、市に出入りする商人、その家族たちのほか、全国から徴発されてくる仕丁や畿内・近国から強制的にやとわれてきた役民、役所・寺院・貴族などに使われる人たちもいた。毎年冬には、各地から調や庸の税を運んでくる農民で人口は膨れ上がった。多くの外国人も訪れ、国際色豊かな都市としても賑わった。正倉院の宝物からも、唐をはじめ、インド、イランからギリシャ、ローマ、エジプトまで、当時の主要文化圏との交流が窺える。



螺鈿紫檀五絃琵琶 正倉院蔵
第62回正倉院展図録 平成22年
奈良国立博物館より転載

天平9年（737）北九州から流行し始めた天然痘は平城京にも広がり、藤原氏の有力者4人をはじめとする役人たちも病死した。天平12年（740）には、九州で藤原広嗣が反乱を起こした。こうした政治不安の増大を受け、聖武天皇は山城（京都府）の恭仁京に都を移し、さらに近江（滋賀県）の紫香楽宮、摂津（大阪府）の難波宮と、5年間奈良を離れて転々とした。「立ちかはり 古き都と なりぬれば 道の芝草 長く生えにけり」（万葉集）は、その間の平城京の荒廃を歌ったものである。

深く仏教を信仰した聖武天皇は、政治不安を仏の恵みによって解決しようと、天平13年（741）国分寺の建立を命じ、同15年（743）には紫香楽宮で大仏をつくる詔を出した。天平17年（745）に平城京に戻った後、行基の協力もあり、天平勝宝元年（749）に大仏が完成、続いて大仏殿も完成し、同4年（752）に開眼供養が華々しく行われた。

また、新たに数多くの寺社が京の内外に創建された。寺院では、天平年間（729～749）に、光明皇后による法華寺や新薬師寺、大安寺の僧勤操による岩淵寺、聖武天皇による般若寺などが開かれた。天平宝字3年（759）に鑑真により唐招提寺が、天平神護元年（765）に称徳天皇と道鏡により西大寺が、宝亀7年（776）に光仁天皇により秋篠寺が創立された。神社では、天平勝宝元年（749）、大仏の造立に協力するため八幡神が宇佐から迎えられた。現在の手向山八幡宮にあたる。神護景雲2年（768）には藤原氏により春日社が創建された。平城宮や社寺に木材を供給したのは、東部山間に設置された杣であった。月ヶ瀬尾山代遺跡や水間遺跡は、奈良・平安時代の杣に関わる施設や工房の跡とみられる。

しかし、大仏建立後も政治混乱と社会不安は続く。天平宝字元年（757）に橘奈良麻呂が孝謙天皇廃位と藤原仲麻呂殺害を企てたとして処罰され、同8年（764）には藤原仲麻呂が権力を握った道鏡を除こうと反乱を起こした。また、天平15年（743）の墾田永年私財法を機に、多くの寺田や封戸を与えられていた寺院・貴族・豪族は、農民や浮浪人を使い競って墾田を広げて大土地所有を進め、公地公民にもとづく律令制の基礎を崩していった。

【 平安遷都と寺社の都への転換 】

延暦3年（784）、桓武天皇はこうした危機を切り抜けようと長岡京に遷都し、さらに同13年（794）平安京に遷都した。政治的機能を失った平城京は田畝となったが、寺社はそのまま残されたため、奈良は寺社の都として生まれ変わる事となった。

奈良に残った寺院のうち、全国の寺院の総本山として特別の扱いを受けた東大寺と、藤原氏の氏寺として厚く保護された興福寺は、高い勢力を保持した。東大寺は斉衡2年（855）、地震によって大仏の頭

部が落ちるといふ惨事にみまわれたが、官寺として修理され、貞観 3 年（861）、復興供養の法会が盛大に行われた。藤原氏の氏寺・興福寺と氏神・春日社は、荘園の寄進や朝廷の保護を受けて領地を拡大し、勢力を伸ばした。9 世紀半ば過ぎ、興福寺で東西金堂の修二会が始まり、維摩会などの大法会も盛んになり、春日社では春秋の春日祭の儀式が確立した。東大寺や興福寺の子院には貴族の子弟が入り、特に皇族や摂関家の子弟が入った興福寺の一乗院と大乘院の両門跡が有力であった。

藤原氏をはじめとした平安京の貴族たちは、物見遊山を兼ねて寺社詣に出かけることも多かった。彼らは奈良を「南都」又は「南京」と呼び、寺院巡礼や春日詣を盛んに行っており、「七大寺日記」（嘉承元年（1106））や「七大寺巡礼私記」（保延 6 年（1140））、数多くの詩歌などを残した。

③中世

【 興福寺を中心とした寺社の都としての発展 】

興福寺は保延元年（1135）に春日若宮社を創祀し、翌年から若宮祭（おん祭）を始めるなど、春日社との一体化が進み、神威を掲げて、大和一円 of 寺を末寺化した。そのため、東大寺と多武峰を除く大和の大部分が興福寺領となった。興福寺は「大和は春日明神の神国」と唱え、大和武士を加えた僧兵団も従えて、大和の行政権を握った。

平氏が政権を担うと興福寺と東大寺は反感を強め、治承 4 年（1180）、源平の争乱が起こると平氏に反撃した。平清盛はその子重衡に 4 万の大軍を与えて討伐に向かわせた。東大寺・興福寺は僧兵 7000 余人で応戦したが敗れた。奈良に乱入した平氏の軍勢が放った火は烈風にあおられて東大寺と興福寺を焼き、大半の民家も焼失した。

争乱が続く中、早くも翌養和元年（1181）には復興事業が始まった。興福寺は、朝廷からの財政支援により建久 5 年（1194）にはほぼ元通り復興した。東大寺の復興は朝廷を中心とした国家事業として進められ、大勧進に任命された重源のもと、宋の工人陳和卿の技術的支援もあり、文治元年（1185）に大仏の修造が完成、建久 6 年（1195）には大仏殿も完成した。落慶供養には後鳥羽天皇をはじめ多数の貴族が訪れ、源頼朝も軍勢を率いて参列した。

南都諸大寺の復興は、康慶や運慶、快慶らの奈良仏師に活躍の機会を与えた。東大寺南大門の金剛力士像など、気力にあふれた数々の作品がつくられ、奈良は鎌倉美術の宝庫となっている。

頼朝は大和に守護を置かなかったため、興福寺が大和の守護の役割担い、その地位を固めていった。興福寺は寺領内の大和武士に僧の身分を与え衆徒と名付けて僧兵団に編成し、南大和に多かった国衙領の武士には春日社の神官の身分を与えて国民と名付け僧兵団に加えた。こうした武力の支えもあり、大和は朝廷や幕府の力の及ばない寺社の都として栄えていった。



東大寺南大門金剛力士像
阿形像（奈良市史）

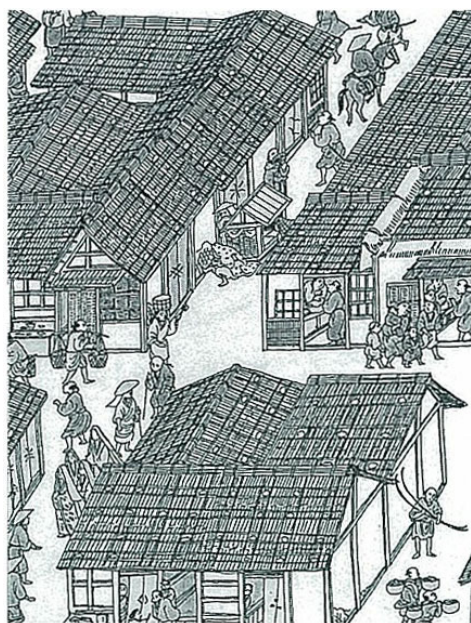
【 商工業都市としての発展 】

平安末期の 11～12 世紀頃から、寺社の発展に伴い寺や神社の雑務に携わる寺人や神人が増加し、寺社の周りに彼らの居住地が数多くつくられた。農民や商人・工人の小屋も建ち並び、寺社の周りに郷（門前郷）と呼ばれる「まち」が形成されていった。東大寺、興福寺、春日社、元興寺の周りの郷は、次第に発達して、現在の奈良町のもととなっていった。

奈良の郷は治承の兵火で全滅に近い被害を受けたが、復興が進められるなかで、以前よりも人や物資が集まり、多数の小郷が形成された。郷民の構成は、社家、農民などさまざまであるが、興福寺南方の

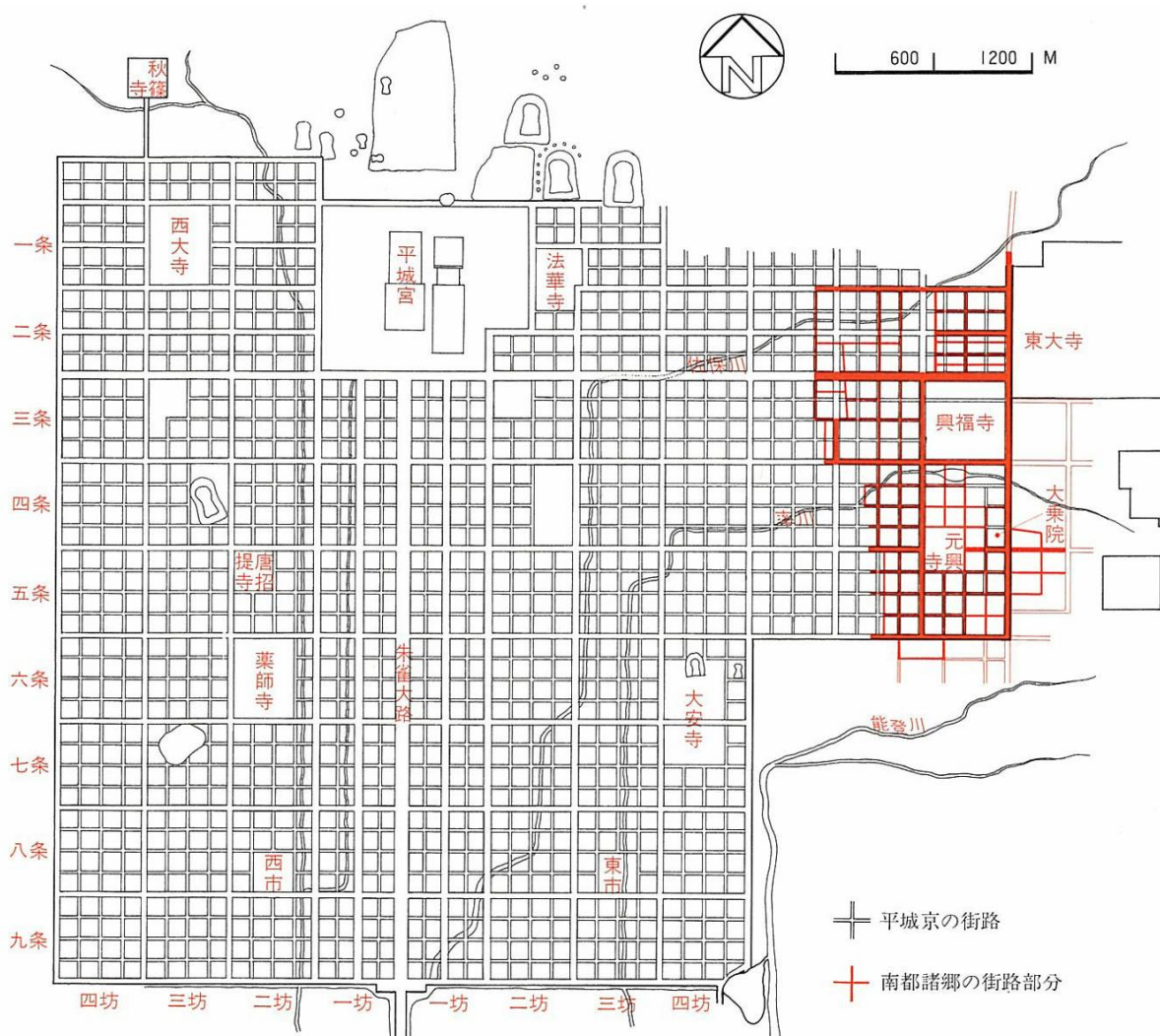
諸郷や京都街道沿いの東大寺七郷には商工業者が多く、商工業の発展に伴い新しい郷が次々と生まれた。また、一乗院が北市、大乘院が南市を開き、14世紀には南北両市が立って栄え、応永21年(1414)には衆徒が中市を開き、3つの市が繁栄を競った。^{どそう}土倉を営む富裕な郷民も現れ、15世紀末頃には大小200軒以上の土倉があったという。16世紀始めには、およそ200の郷に2万5千人が暮らすようになった。

郷の発展に伴い、東大寺郷の転害会や祇園祭のように、社寺の祭礼への郷民の参加も許されるようになってきた。興福寺郷では、春日祭や若宮祭への参加は認められなかったが、末社である氷室社、漢国社、率川社や元興寺の御霊社などの祭礼のように、郷民の祭礼も生まれてきた。なかでも大乘院の鎮守である天満社の小五月会は郷民の祭礼として有名であった。祭礼では、門跡のほか、春日社や若宮社の前で能が奉納された。このように、社寺の祭礼などでは、能がさかんに奉納されるようになり、14世紀半ば頃から興福寺に属した円満井(金春)座に、



中世の奈良の町

(出典：上野邦一「なら・まち・みらい」
(財団法人世界建築博覧会協会、1992))



平城京と奈良町の関係

(出典：図集 日本都市史 編集 高橋康夫 吉田伸之 宮本雅明 伊藤毅 (東京大学出版会 1993 年))

坂戸（金剛）・外山（宝生）・結崎（観世）の猿楽3座が加わり、大和四座と呼ばれて活躍した。曲舞や千秋万歳などの様々な民間芸能も発達した。

15世紀には、村田珠光が称名寺（菖蒲池町）に入った後、京都に出て活躍し、一休和尚に学んで侘び茶を創始したといわれる。また、15世紀半ば過ぎには、善阿弥父子により大乗院庭園が改造されている。

応仁の乱（1467～1477）後、興福寺がかつての威勢を失うなかで、社寺の支配を離れて自立した町民があらわれ、「奈良町人」と呼ばれるようになった。奈良町人は京都や堺との交流を深めながら、より一層その力をのばし、自治の意識を強めていった。そして、寺社の枠を超えた郷土の連合が進み、郷の運営や治安を自分たちの手で担おうとする動きが強まっていった。

④近世

【 織豊期の領主交代と自治の強化 】

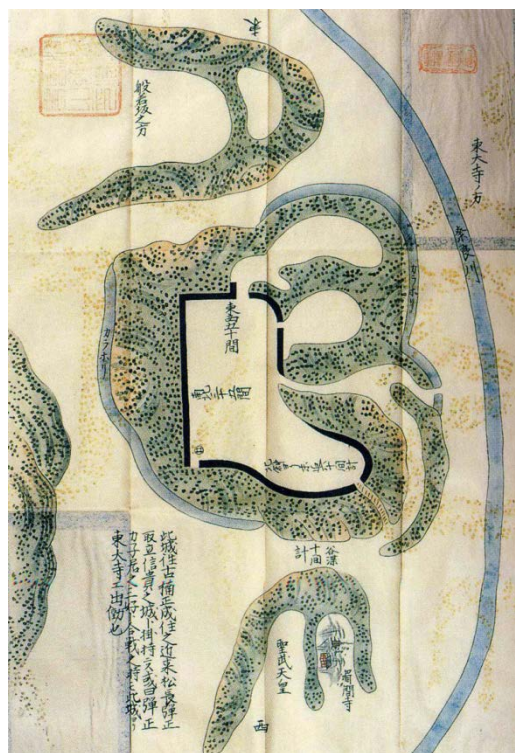
16世紀後半に戦国の世を迎えると、奈良は新たに武士の支配を受けることとなる。

永禄2年（1559）、松永久秀は信貴山城から大和に入って筒井藤勝（順慶）を破り、奈良を勢力下においた。永禄3年（1560）に久秀が眉間寺山に築いた多聞城は、四層の櫓を備え、内部を障壁画で飾る壮観なものであった。数寄屋建築も付属し、町人らとの茶会を催した。久秀は、堺・京都も握り、勢力を益々強めたが、三好三人衆と対立し、東大寺・興福寺を挟んで合戦を繰り返した。永禄10年（1567）、久秀は大仏殿にあった三好勢に夜討ちをかけ、その火矢によって大仏殿は大仏とともに焼け落ちた。その後、久秀は織田信長の後援を得て三好勢を一掃するが、天正元年（1573）、信長に反して敗れ、信貴山城に退いた。天正3年（1575）、信長は奈良を直轄領とした。翌年、筒井順慶の大和支配を認めて守護職とし、天正5年（1577）順慶に命じて久秀を滅ぼし、多聞城を破却した。信長と順慶が没すると、豊臣秀吉は、天正13年（1585）に弟の秀長を郡山城に入れ、大和・紀伊・和泉を治めさせた。

戦国末期のこうした争乱で数々の寺院や町が焼亡した。武士の統治のもと寺社の権勢は弱まり、宗教的活動への専念を求められた。その一方、寺社からの自立性を強めた町民は自治組織を形成し、商工業の発展に努めた。特に裕福な町人は、武士・僧侶・社家と親交し、ともに茶会に参加することもあった。

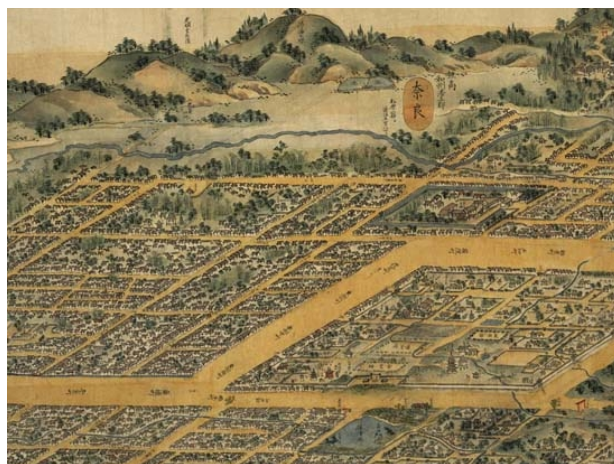
【 江戸期の幕府支配と奈良町の成立 】

関ヶ原の戦いの後、徳川家康は、大久保長安を大和の代官とした。奈良の諸郷は、慶長8年（1603）前後の屋地子帳改めを経て境界が定まり、町と称されて、奈良町100町が成立した。周辺の25村も地方町として奈良町に編入された。



広島市立中央図書館所蔵 浅野文庫蔵

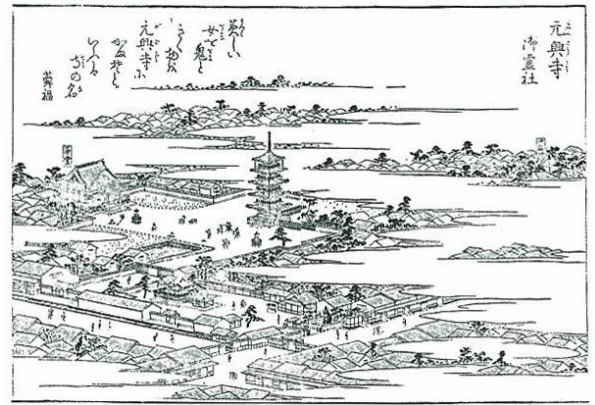
「諸国古城之図」より「大和 多聞」



江戸時代の奈良町（加太越奈良道見取絵図）

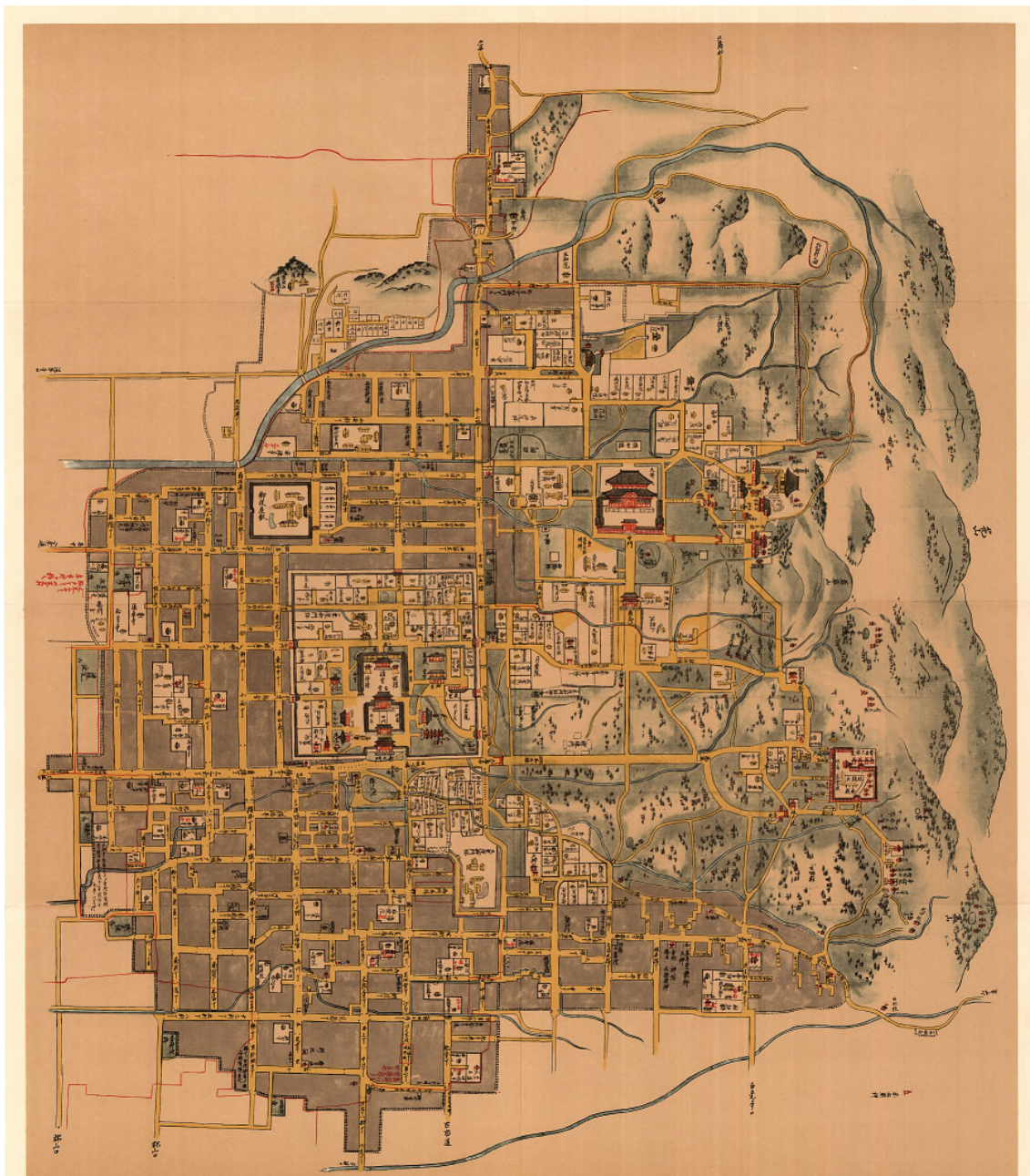
（画像提供：東京国立博物館）

慶長 18 年 (1613) に奈良奉行が設けられた。高畠・紀寺・木辻・三条の各村など、奈良町に続く寺社の領地や境内地も地方町に準じて扱われ、やがてそれらの中から新たな町も生まれた。「奈良回り八か村」とよばれる城戸・油坂・杉ヶ町・芝辻・法蓮・京終・川上・野田の各村も、幕府領として奈良奉行の支配下におかれ、17 世紀末には、これらを含む広義の奈良町は 205 町、人口 3 万 5 千人余となった。境域は、南北 1 里 4 町 50 間、東西 26 町 44 間余に及び、奈良町への入口の 11 か所に木戸があった。



元興寺周辺の町並み (大和名所図会)

なお、奈良町以外の奈良市域の村々は、幕府領のほか、柳生藩領・伊勢津藩領・郡山藩領・伊賀上野藩領や、興福寺・春日社等の社寺領、その他多くの旗本知行地などに分属していた。



奈良町絵図 (天理大学附属天理図書館蔵)

【 商工業の盛衰・観光の町への転換 】

近世を迎えると、奈良は商工業都市として栄えた。

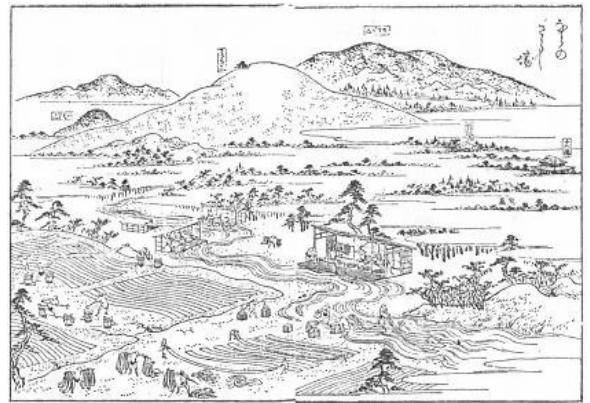
正保 2 年（1645）の「毛吹草」は、奈良の「古今ノ名物」として、細美・瀑・平布・蚊帳地など奈良晒関係の麻織物、中継・土風爐・灰ボウロクなど茶道関係のもの、具足、洪団扇、法論味噌、漬香物、饅頭、僧坊酒など、数多くのものをあげている。

正徳 3 年（1713）の村井古道の俳文集「南都名産文集」では、油煙墨、晒布、僧坊酒、饅頭、団扇、奈良刀、法論味噌、甲冑、奈良漬、奈良茶、狂言袴、豊心丹、南都風炉など、41 品目に及ぶ名産について記されており、同じく村井古道が享保 12 年（1727）に著した「奈良名所記」では、その序において「元来神社仏閣名所旧跡すくなからず、名産の品々も又数多にして就中晒布を以て最上の産業となす」と記されている。

このように、近世奈良は多様な産物を販売する商工業の町として成熟した。やがて近世中頃から、奈良晒や酒、武具などは衰勢をみせ、特に南都随一の産業であった奈良晒が他国布に押されて次第に衰えるが、幕末期の「大和国細見図」（嘉永 2 年（1849））が掲げる「国中名産略記」においても、晒布、団扇、大和柿、酒、墨、土器、グソク、筆、石墨、土風炉、奈良人形、鹿角細工、春日野味噌、火打焼、蕨餅、豊心丹などがあげられている。

近世奈良の最盛期は、東大寺大仏が再建され、開眼供養が行われた元禄 5 年（1692）から、大仏殿が落慶した宝永 6 年（1709）頃である。開眼の盛儀には諸国から 20 万人余が参詣し、奈良の町は繁盛を極めた。これを画期として、奈良は産業の町から観光の町へとその姿を変えていく。種々の名所案内記が刊行されて、奈良が名所として広く認知され、多くの人々が寺社詣と遊覧に訪れるようになった。

また、月ヶ瀬地域の尾山、長引、月瀬、桃香野の山や畑では、梅の実を加工した烏梅が紅染媒介剤として高価に売れたことから、梅の植栽が盛んに行われた。梅林と溪谷の自然美の風景は、明和 9 年（1772）の神沢基綱「翁草」をはじめとして、文政 2 年（1819）の韓聯玉「月瀬梅花帖」、文政 13 年（1830）の斎藤拙堂「月瀬記勝」など文人たちの月瀬遊記により、天下の絶景として広く知れわたり、その後、頼山陽ら多くの漢学者や国学者らが梅溪を探訪するようになった。



奈良の晒場（大和名所図会）



晒作業図（日本山海名物図会）

⑤近代

【 観光化の進展と古都奈良の再評価 】

数多くの寺社を抱える奈良では、明治元年（1868）の神仏分離令と明治 4 年（1871）の上知令の影響は大きく、なかでも、春日社と一体となっていた興福寺は一時廃寺同然となり、一乗院は県庁にあてら

れ、大乘院をはじめとした多くの建物が売却され、五重塔までもが売りに出された。明治5年の官国幣社および神職制度の発令によって、先祖代々春日神社に奉仕してきた社家のなかに神社を離れる者が相次いだ。興福寺以外の諸寺も深刻な経済的打撃を受け、境内地が人手にわたって田畑になったり、廃寺となるところも少なくなかった。

しかし、明治17年(1884)のアーネスト・フェノロサと岡倉天心による調査によって奈良の古美術が再評価されると、多くの文化人が奈良を訪れ文学・芸術作品を創作するようになる。それらに影響を受けて、訪れる人がさらに増加し、奈良は観光都市として新たな展開をみせていく。



明治中期頃の奈良町（復元模型）

明治9年(1876)に奈良県は堺県に合併され、明治14年(1881)に堺県が大阪府に合併されたが、奈良県再設置運動を経て、明治20年(1887)に再び奈良に県庁が置かれた。この間、明治13年(1880)の奈良公園の開設、明治23年(1890)の倭馬車会社による乗合馬車の営業、明治26年(1893)の奈良遊園会社の設立に始まる奈良公園内への諸施設の整備などの様々な取り組みにより、観光都市としての素地がつくりあげられた。そして、観光都市としての展開に拍車をかけたのが、明治23年(1890)の大阪鉄道会社による奈良～王寺間、同25年(1892)の大阪間、同29年(1896)の奈良～京都間、同33年(1900)の奈良～桜井間の鉄道開通による交通網の整備であった。江戸中期から京都口よりも大阪口が次第ににぎわいをみせていたが、鉄道の開通はその傾向を一段と強め、かつて旅宿の多かった手貝通りにかわって三条通に旅館が増えていった。

明治35年(1902)には宿泊者が9万人を超え、939人の外国人が訪れ、うち311人が宿泊している。明治42年(1909)には鉄道院により奈良ホテルが開業、大正3年(1914)4月には大阪電気軌道により奈良～大阪上六間（現近鉄奈良線）が開通し、奈良を一段と大阪に近づけることになった。

明治初期に大きな打撃を受けた寺々も、明治30年(1897)には「古社寺保存法」が公布されて復興の気運に向かい、大正2年(1913)には大仏殿の修理も行われた。明治32年(1899)には平城宮大極殿跡が明らかにされ、棚田嘉十郎らの保存運動の結果、大正11年(1922)には平城宮跡が史跡に指定された。同年、奈良公園も名勝に指定され、文化財として保護されることとなった。

また、近世以来、その絶景が広く知られていた月瀬梅林も、明治に入ると烏梅の需要の減少に伴って梅の木が減少し、梅林が危機に面したこともあったが、数多くの政治家や軍人、文学者が訪れ、関西本線の全通に伴い全国から観光客が多く訪れるなど観光地化が進むなかで、保勝会が組織されて保全に取り組まれ、大正11年(1922)には、国の名勝に指定されている。

奈良の産業は、近代化に立ち遅れたものの、墨・筆・漆器・酒などの伝統産業が連綿と続き、明治20年代から蚊帳・蚊帳地の生産が盛んになった。明治29年(1896)の「特有産物製出額」によると、蚊帳・蚊帳地の生産額が突出して多く、織物、墨、漆器、筆、団扇、湯葉、銘酒、奈良漬と続いている。

⑥現代

【 住宅都市としての展開と古都奈良の保存 】

太平洋戦争が始まると、政府は戦時体制を強め、昭和17年(1942)からは由緒あるものを除き社寺の釣鐘や仏具も供出させられた。社寺境内の樹木の供出も決定され、春日奥山の松なども徴発され、奈

良公園の松から松根油をとることも命令された。昭和 19 年（1944）には寺社の国宝の疎開が実施され、昭和 20 年（1945）3 月の大阪大空襲後は戦災者や疎開者が相次いで避難してきた。奈良も戦災を受けたが、空襲が比較的少なかったこともあって、数多くの伝統的建造物を失うことなく終戦を迎えた。

昭和 25 年（1950）に近鉄が学園前駅南方の住宅開発を始め、昭和 30 年代に入ると不動産会社や日本住宅公団（現独立行政法人都市再生機構）が、学園前・紀寺・鶴舞・富雄・西大寺・桂木・中登美・平城に住宅団地を建設した。昭和 32 年（1957）に約 13 万人だった人口は、20 年後の昭和 52 年（1977）には約 2.1 倍の約 27 万 3,000 人に達した。昭和 40 年代頃からは旧市街地も都市化が進み、伝統的町家の建て替えや小規模開発によって町並みに変化していった。本市は大阪のベッドタウンとしての性格を強め、観光都市に加えて住宅都市の側面を併せ持つようになった。

住宅団地の建設や若草山一帯における三笠温泉郷の建設、東大寺旧境内への三階建ホテルの建設申請などの開発圧力により、万葉に歌われた山野の地形を一変させかねない状況となったこと等を受け、昭和 41 年（1966）「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定され、奈良市は京都市、鎌倉市とともに「古都」として位置付けられ、歴史的風土の保存が図られることとなった。昭和 41 年（1966）に歴史的風土保存区域が指定されて以降、現在までに歴史的風土保存区域が 3 区域（約 2,776ha）、歴史的風土特別保存地区が 6 地区（約 1,809ha）指定されている。また、昭和 12 年（1937）に旧都市計画法（大正 8 年（1919））に基づき 6 地区（若草山、佐保山、山陵、都跡、西の京、菖蒲池）に指定されていた風致地区制度は、昭和 40 年（1965）に富雄地区を加えた現在の 6 地区（春日山、佐保山、平城山、西ノ京、あやめ池、富雄）に変更され、昭和 45 年（1970）には、風致地区を第 1 種から第 3 種に分けるという独自の保存規制がつけられた。

【 景観行政の進展と世界遺産登録 】

旧市街地では、昭和 50 年代半ばから人口の流出・減少が起こり、町の活力が低下し始める。この頃には全国的に町並み保全の重要性が認識されるようになっており、奈良町でも、昭和 50 年（1975）の都市計画道路の事業決定に伴い多くの町家を取り壊されることになったのを機に、昭和 56 年度（1981）から 61 年度（1986）まで町並み調査が実施された。

平成 2 年（1990）には奈良市都市景観条例を制定し、平成 4 年（1992）に「奈良市都市景観形成基本計画」を策定、平成 6 年（1994）には「奈良町都市景観形成地区」を指定した。地区内の建造物の位置・構造・外観の意匠などについて「景観形成基準」を定め、建物の新築・改築・増築・外観の修繕・模様替え・色彩の変更などを行なう場合は届出を義務付け、景観形成基準に基づき助言・指導を行なうとともに、必要な助成を行なっている。

歴史的環境を保全する様々な施策の成果もあって、平成 10 年（1998）12 月に京都で開かれた第 22 回世界遺産委員会で、東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡で構成される「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録された。

平成 18 年（2006）には、平成 16 年（2004）の景観法制定と平成 17 年（2005）の旧月ヶ瀬村及び旧都祁村との合併を受けて「奈良市都市景観形成基本計画」を改訂し、平成 21 年（2009）には都市景観条例を景観法の委任条例「なら・まほろば景観まちづくり条例」として改正、平成 22 年（2010）には「奈良市景観計画」を策定するなど、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めている。

また、平城遷都から 1300 年にあたる平成 22 年（2010）年には、「平城遷都 1300 年祭」が盛大に催された。国内外から 1,800 万人を超える多くの観光客が奈良市を訪れた。

このように、奈良市は国際文化観光都市として、平城京にはじまる多様な歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めている。

（２）歴史に関係した主な人物

①奈良時代

藤原不比等（ふじわらのふひと） 斉明 5 年（659）～養老 4 年（720）※大辞林第三版

奈良初期の廷臣。鎌足の子。右大臣。諡号は文忠公、また淡海公。

大宝律令の撰修に参加、養老律令を完成した。娘宮子を文武天皇の妃とし、光明子を聖武天皇の皇后とするなど、藤原氏繁栄の基礎を築いた。平城京遷都に際し、興福寺を建立。

聖武天皇（しょうむてんのう） 大宝元年（701）～天平勝宝 8 年（756）※広辞苑第四版



在位：神亀元年（724）～天平勝宝元年（749）。

奈良中期の天皇。文武天皇の第一皇子。名は^{おびと}首。

光明皇后とともに仏教を信じ、全国に国分寺・国分尼寺、奈良に東大寺を建て、大仏を安置した。

四聖御影 永和本 東大寺蔵 「大仏開眼 1250 年東大寺のすべて」図録 平成 14 年
奈良国立博物館より転載

鑑真（がんじん） 持統 2 年（688）～天平宝字 7 年（763）※広辞苑第四版



唐の学僧。揚子江陽県の人。わが国律宗の祖。戒律・天台教学等を習学。

入唐僧栄叡らの請により暴風・失明などの苦難をおかして天平勝宝 5 年（753）来日、東大寺に初めて戒壇を設け、聖武上皇以下に授戒。のち戒律道場として唐招提寺を建立、大和上の号を賜う。

鑑真和上坐像（唐招提寺 HP より）

②平安～室町時代

平重衡（たいらのしげひら） 保元 2 年（1157）～文治元年（1185）※大辞林第三版

平安末期の武将。清盛の子。

治承 4 年（1180）源頼政らを宇治に倒し、南都の東大寺・興福寺を焼く。一ノ谷の戦いで敗れ、捕らえられて鎌倉に送られたが、南都の衆徒の要求で奈良に送還、木津川で斬首された。

重源（ちょうげん） 保安 2 年（1121）～建永元年（1206）※広辞苑第四版

鎌倉初期の僧。房号は^{しゅんじょう}俊乗、南無阿弥陀仏と号す。



醍醐寺で密教を学び、仁安 2 年（1167）入宋。帰朝後は東大寺再建の立役者（大勧進）となり、南大門に天竺様式建築を残すとともに、各地に念仏道場を開いて不断念仏を興した。

重源上人坐像 東大寺蔵 特別展「大勧進重源」図録 平成 22 年 奈良国立博物館より転載

運慶（うんけい） ?～貞応 2 年（1223） **快慶（かいけい）** 生没年末詳※広辞苑第六版

運慶：鎌倉初期の仏師。定朝の玄孫康慶の子。写実的で力強い様式をつくり上げ、その系統は鎌倉時代の彫刻界を支配した。代表作は興福寺北円堂の諸仏や快慶らと合作した東大寺南大門の仁王像など。

快慶：鎌倉前期の仏師。康慶の弟子。法名は安阿弥陀仏。法橋のちに法眼に叙せられる。繊細な感覚による写実的表現にすぐれ、運慶と技を競った。安阿弥様と呼ばれる多くの優作を残す。

村田珠光（むらたじゅこう）応永 29 年（1422）～文亀 2 年（1502）※広辞苑第四版、朝日日本歴史人物事典



室町時代の茶湯者。幼名・茂吉、木一子。

11 歳にして奈良称名寺の了海上人の徒弟となり、法林庵を預かるまでになるが、20 歳のころ出奔して放浪する。のち京都に住み、大徳寺の一休に教えを乞い、禅味を加えた点茶法を始めた。侘茶の祖といわれる。

村田珠光（奈良称名寺蔵）

③戦国～江戸時代

松永久秀（まつながひさひで）永正 7 年（1510）？～天正 5 年（1577）※朝日日本歴史人物事典（一部修正）

室町末期の武将。三好長慶の家臣。弾正少弼。

永禄 2 年（1559）8 月大和信貴山城（生駒郡平群町）の城主となり、永禄 3 年（1560）11 月には軍事的にほぼ大和を制圧し、多聞山城（奈良市法蓮町）を築いた。三好長慶が病死すると、将軍足利義輝を暗殺し、足利義栄を擁立。三人衆と対立し、永禄 11 年（1568）9 月織田信長の前に三好政権は崩壊、久秀は信長に款を通じて大和一国を安堵された。元亀 2 年（1571）武田信玄に通じて信長に背く。元亀 3 年（1572）末、信長に降伏して再び大和支配を安堵されたが、天正 3 年（1575）北陸の上杉謙信を頼んで再び信長に背く。天正 5 年（1577）10 月抗しきれず名器平蜘蛛の茶釜を抱いて火中に投身した。

公慶（こうけい）慶安元年（1648）～宝永 2 年（1705）※世界大百科事典第二版

江戸中期の東大寺三論宗の僧。敬阿弥陀仏とも称した。鷹山頼茂の子、丹後国宮津に生まれた。1684 年（貞享 1）に諸国勧進の許可を得て、大仏修理、大仏殿再興を図り、92 年（元禄 5）大仏開眼供養を行い、以後再興に東奔西走し、1705 年（宝永 2）閏 4 月に上棟式を行ったが、同年 7 月江戸にて客死した。その間東山天皇より上人号を下賜され、将軍徳川綱吉、護持院隆光の援助や桂昌院の帰依を得た。

村井古道（むらいこうどう）天和元年（1681）～寛延 2 年（1749）※講談社日本人名大辞典

江戸時代中期の俳人、地誌家。奈良の外科医。俳諧を小西来山にまなび、松木淡々と交流があった。寛延 2 年 10 月 14 日死去。69 歳。名は道静。通称は勝九郎、升哲。別号に無名園など。著作に「奈良坊目拙解」、編著に「花日記」など。

北浦定政（きたうらさだまさ）文化 14 年（1817）～明治 4 年（1871）※講談社日本人名大辞典



江戸時代後期の陵墓研究家。古市（奈良市古市町）生まれ。通称は義助。号は霊亀亭。伊勢津藩領古市奉行所の手代。

大和の天皇陵を調査し、嘉永元年（1848）「^{うつつみなわ}打墨縄」を刊行。文久 3 年（1863）津藩士に登用され、御陵用掛となる。「平城宮大内裏跡坪割の図」など、明治以後の平城京研究の基礎となる業績を多数残した。

北浦定政像（画像提供元 奈良文化財研究所）

④近代

アーネスト・フェノロサ 嘉永6年(1853)～明治41年(1908) ※朝日日本歴史人物事典(一部修正)



(東京藝術大学所蔵)

アメリカの東洋美術史学者。マサチューセッツ州セーラム生まれ。ハーバード大学で哲学を学び、首席で卒業。明治11年(1878)エドワード・モースの推薦でお雇い外国人教師として来日。

東京大学で政治学、哲学、理財学を講じ、傍ら日本美術の研究に意を注ぎ、弟子の岡倉天心とともに美術学校を創設、日本画復興などに助力。明治17年(1884)には文部省図画調査会委員に任命され、岡倉天心らに同行して奈良をはじめ近畿地方の古社寺宝物調査を行う。のちボストン美術館中国日本部の主管となる。

棚田嘉十郎(たなだかじゅうろう) 万延元年(1860)～大正10年(1921) ※講談社日本人名大辞典



明治から大正時代の文化財保護運動家。大和奈良町の植木商。

明治30年(1897)関野貞によって発見された平城宮跡が放置されていたため、明治33年(1900)私財を投じて保存運動をはじめ。明治45年(1912)奈良駅前に道程をしめす大石標をたてる。大正2年(1913)発起人として平城宮大極殿跡保存会を発足させた。
(画像提供元 奈良文化財研究所)

和辻哲郎(わつじてつろう) 明治22年(1889)～昭和35年(1960) ※大辞林第三版



倫理学者。兵庫県生まれ。京大・東大教授。ニーチェ・キルケゴールの研究から出発、また鋭い美的感覚をもって日本・中国・インド・西洋の思想史・文化史的研究にすぐれた業績を上げる一方、人と人との関係を重視し、間柄を基礎とした倫理学の体系をも構築。主著には、奈良付近の古寺を見物したときの印象記である「古寺巡礼」をはじめ、「風土」「倫理学」などがある。

(日本学士院所蔵)

志賀直哉(しがなおや) 明治16年(1883)～昭和46年(1971) ※朝日日本歴史人物事典から抜粋、加筆



明治から昭和の小説家。宮城県牡鹿郡石巻町に生まれる。高等科を経て明治39年(1906)東京帝大英文科入学。明治43年(1910)退学し、武者小路実篤らと『白樺』を創刊、「網走まで」を発表した。小説の神様ともいわれ、芥川龍之介の賛仰や太宰治の反発など文壇に強い影響を与えた。昭和4年(1929)には、奈良市高畑町に居宅を構え、昭和13年(1938)までの10年間をこの家で過ごした。主著に「大津順吉」「和解」「城の崎にて」「暗夜行路」などがある。

(国立国会図書館ウェブサイトより)

入江泰吉(いりえたいきち) 明治38年(1905)～平成4年(1992) ※講談社日本人名大辞典



昭和時代の写真家。

昭和6年(1931)大阪で写真店を開業。昭和16年(1941)日本写真美術展に「文楽」を出品し、文部大臣賞を受賞。昭和20年(1945)故郷奈良にもどり、大和路の風景・風物を一貫してとりつづけた。「古色大和路」「万葉大和路」「花大和」で昭和51年菊池寛賞を受賞。(奈良市HPより)

(3) 文化財

①文化財の指定等

文化財保護法、奈良県文化財保護条例(昭和52年(1977))、奈良市文化財保護条例(昭和53年(1978))に基づき指定・登録されている文化財(以下、指定等文化財とする。)の件数は、令和7年1月現在、下表のとおりである。国指定が794件、県指定が154件、市指定が163件、旧村指定が72件(旧月ヶ瀬村指定30件、旧都祁村指定42件)、国登録が123件ある。また、国選定保存技術が2件ある。

そのうち、歴史上価値の高い建造物としては、有形文化財(建造物)が、国指定105件(うち国宝31件)・県指定42件・市指定28件・旧村指定10件・国登録121件(42箇所)、有形民俗文化財である建物が、国指定1件・県指定1件・市指定1件、記念物(史跡)が、国指定27件(うち特別史跡2件)・県指定5件・市指定8件・旧村指定11件、記念物(名勝)が、国指定8件(うち特別名勝2件)・県指定1件・市指定2件・旧村指定1件、計372件ある。国宝・重要文化財建造物指定件数の全国比は4.1%で、国宝に限れば13.4%となり、全国的にも重要な歴史的建造物が数多く存在することがわかる。

一方、歴史及び伝統を反映した人々の活動としては、無形文化財が、県指定1件、無形民俗文化財が、国指定3件・県指定10件・市指定3件・旧村指定4件、文化財の保存技術が、国選定2件、計23件ある。

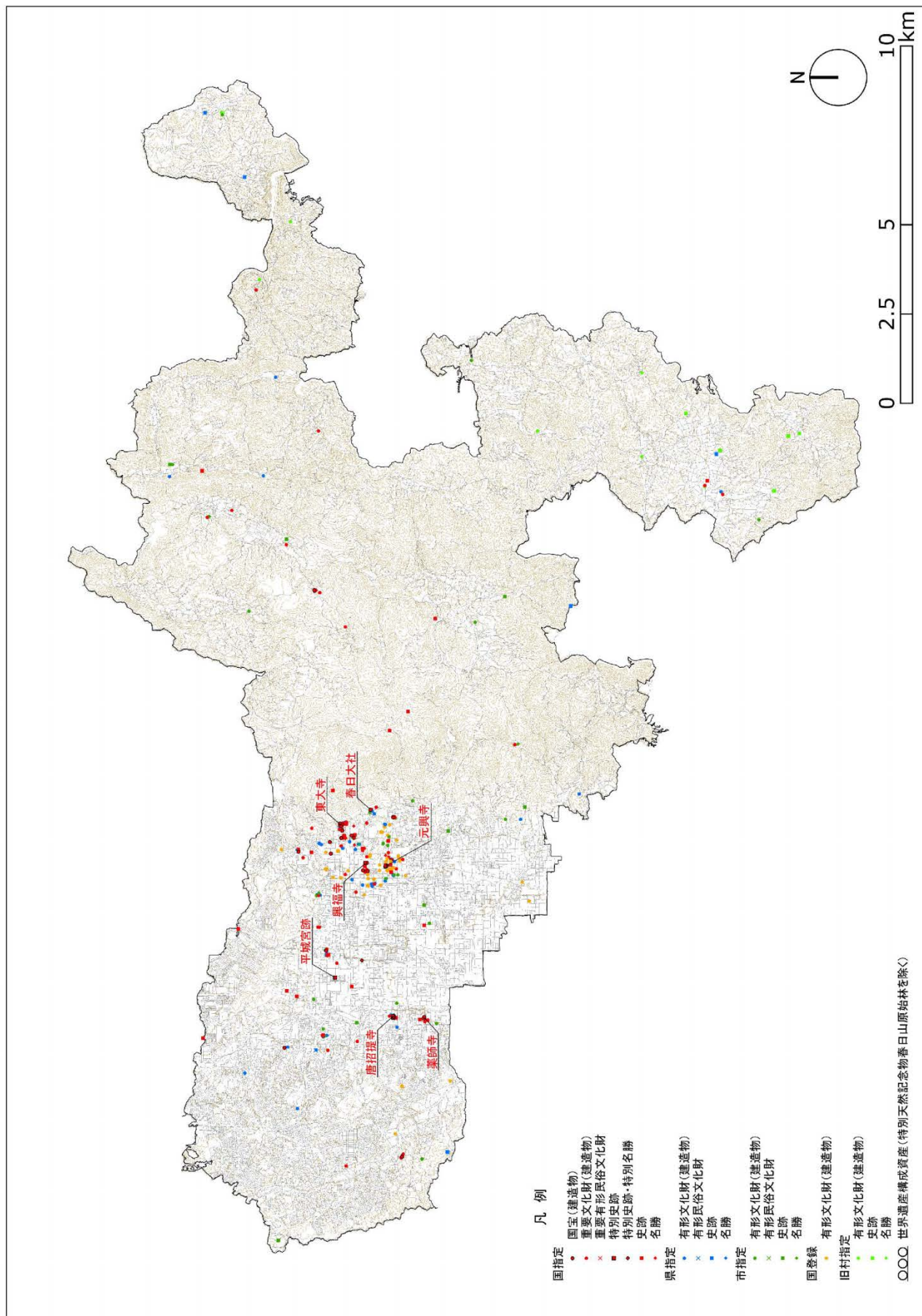
指定等文化財の件数

令和7年1月現在

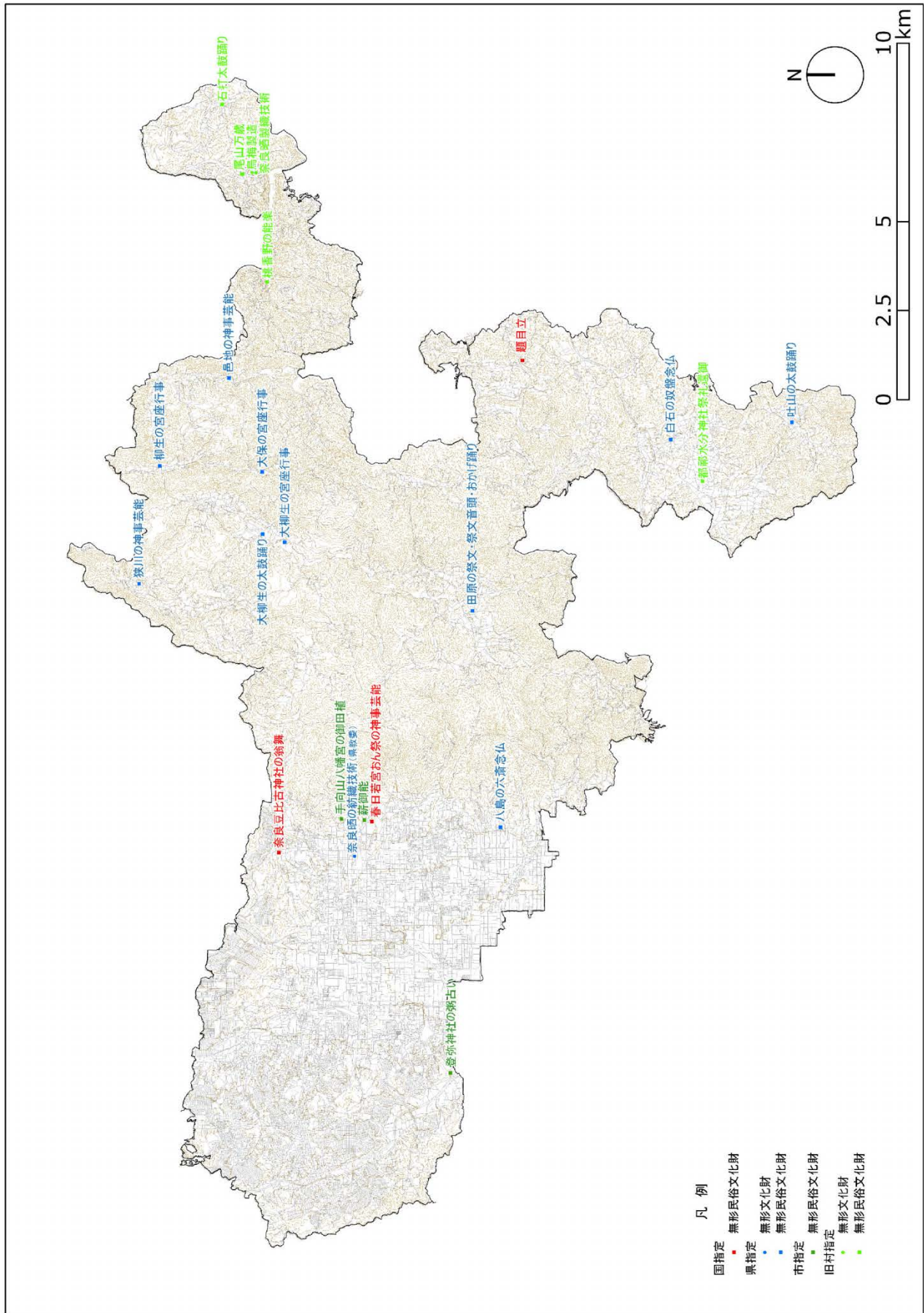
分類		国指定			県指定	市指定	国登録	旧村指定*	総数
有形文化財	建造物	国宝 31	重要文化財 75	計※ 105	42	28	42箇所 121	10	306
	美術 工芸品	絵画	10	72	82	18	39	0	145
		彫刻	50	214	264	34	38	0	355
		工芸品	29	114	143	18	9	0	170
		書跡・典籍	7	79	86	6	4	1	108
		古文書	4	37	41	5	0	0	46
		考古資料	4	17	21	1	7	0	29
		歴史資料	0	6	6	5	5	1	21
	小計	国宝 135	重要文化財 614	小計※ 748	小計 129	小計 130	小計 123	小計 50	小計 1180
無形文化財		重要無形文化財 0			1	0	—	0	1
民俗文化財	有形民俗文化財	重要有形民俗文化財 2			2	7	0	5	16
	無形民俗文化財	重要無形民俗文化財 3			10	3	—	4	20
記念物	史跡	特別史跡 2	史跡 25	計 27	5	8	0	11	51
	名勝	特別名勝 2	名勝 6	計 8	1	2	0	1	12
	天然記念物	特別天然記念物 1	天然記念物 5	計 6	6	13	0	1	26
	小計	特史名天 5	史名天 36	小計 41	小計 12	小計 23	小計 0	小計 13	小計 89
総数		794			154	163	123	72	1306

※ 合計件数が国宝と重要文化財の件数の和より少ないのは、1件に国宝と重要文化財の両方を含むものがあるため。

* 旧村での分類によった。ただし旧月ヶ瀬村指定文化財のうち「美術工芸」に分類されているものは適宜分類した。



指定等文化財（歴史上価値の高い建造物）の分布



②歴史上価値の高い建造物

ア. 社寺建築

【国指定文化財】

奈良市内には数多くの社寺建築があり、文化財保護法に基づき指定され保護されているものも多い。世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産となっている東大寺、興福寺、春日大社、元興寺、薬師寺、唐招提寺はその代表例である。

○東大寺

国宝建造物 8 棟（法華堂・転害門・本坊経庫・南大門・開山堂・鐘楼・二月堂・金堂（大仏殿））、国宝彫刻 1 軀（銅造盧舎那仏坐像（大仏））、重要文化財建造物 13 棟が世界遺産を構成する。この他、世界遺産の構成資産としての東大寺には、国が所有する国宝建造物 1 棟（正倉院正倉）と手向山八幡宮が所有する重要文化財建造物 2 棟も含む。旧境内は史跡に指定されている。

転害門・本坊経庫・正倉院正倉は奈良時代の東大寺創建時の遺構である。南大門・開山堂・鐘楼は鎌倉時代の遺構で、鎌倉時代の東大寺復興にあたり中国から導入された大仏様が採用されている。法華堂は、奈良時代の正堂と鎌倉時代の礼堂が調和した建物として知られる。二月堂・大仏殿は江戸時代の再建である、二月堂は懸造の外観と修二会で知られ、大仏殿は再建にあたり規模が縮小されてもなお世界最大規模の木造建築として創建時の壮大さを伝えている。

○興福寺

国宝建造物 4 棟（北円堂・三重塔・五重塔・東金堂）、重要文化財建造物 2 棟が世界遺産を構成する。旧境内は史跡に指定されている。

北円堂と三重塔は、平安時代末の兵火で伽藍が全焼した後、鎌倉時代に再建されたものである。東大寺が大仏様を採用したのに対し、興福寺では和様を守っている。東金堂と五重塔は、創建後 5 回の焼失と再建を重ねている。現存する建物は応永 18 年（1411）の雷火後の再建になるが、いずれも奈良時代以来の形式を踏襲した和様建築であり、極めて保守的・復古的な建物である。五重塔は高さ 50m あり古都奈良の景観のシンボルとなっている。

○春日大社

国宝建造物 4 棟（本社本殿）、重要文化財建造物 27 棟が世界遺産を構成する。春日大社境内は史跡に指定されている。

本社本殿は、東西に並立する 4 棟の春日造の建物からなる。春日造は方 1 間の切妻造妻入の建物の正面に庇を付けた形式で、神社本殿建築の代表的な形式のひとつである。本社本殿はその最も典型的な例である。現在の建物は文久 3 年（1863）の造替時のものであるが、平安時代末頃の洗練された優美な姿を示す。

各社殿の基本的な構成は平安時代初期からほとんど変わっていない



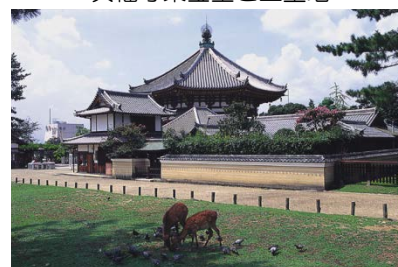
東大寺法華堂



東大寺金堂（大仏殿）



興福寺東金堂と五重塔



興福寺境内



春日大社境内



春日大社本社中門

い。森に囲まれた境内に檜皮葺の社殿が地形を巧みに利用して建てられており、自然と調和した神社建築の伝統を伝えている。

○元興寺

国宝建造物 2 棟（極楽坊禅室・極楽坊本堂）、重要文化財建造物 1 棟が世界遺産を構成する。極楽坊境内は史跡に指定されている。

禅室と本堂は、奈良時代の僧房のうちの 1 棟を、鎌倉時代に 2 棟に分離して建て替えたものである。禅室は 12 房あった旧僧房の 4 房分の柱位置と規模を踏襲する。本堂は、曼荼羅を祭っていた旧僧房の 1 室をそのまま形取った内陣を中央に配し、周囲を外陣とする。いずれも和様に大仏様を取り入れた意匠を用いている。

○薬師寺

国宝建造物 2 棟（東塔・東院堂）、重要文化財建造物 4 棟が世界遺産を構成する。旧境内は史跡に指定されている。

東塔は天平 2 年（730）の建立であるが、組物の構成や意匠は奈良時代より古い様式を伝える。各重裳階付の独特の三重塔であり、大小六重の屋根が軽快なリズムを奏で、日本で最も美しい塔として知られる。東院堂は弘安 8 年（1285）の再建で、奈良時代の平面を踏襲しながらも、大仏様の細部を取り入れた点や、床と天井を張って内部を低く穏やかな空間とした点は、再建された時代を反映している。奈良における鎌倉時代の仏堂の代表例である。

○唐招提寺

国宝建造物 5 棟（金堂・講堂・鼓楼・宝蔵・経蔵）、重要文化財建造物 1 棟が世界遺産を構成する。旧境内は史跡に指定されている。

金堂は、正面の列柱と深い軒の出が格調高い外観を構成する。奈良時代の金堂建築の唯一の遺構として極めて高い価値をもつ。講堂は平城宮の東朝集殿を 760 年代の初めに移築・改造したもので、平城宮の宮殿建築の唯一の遺構としても貴重である。鼓楼は、奈良時代の経楼の後身で、仁治元年（1240）に建てられた。大仏様の細部を取り入れた鎌倉時代和様建築の代表例のひとつである。宝蔵・経蔵はいずれも奈良時代の校倉造の倉庫である。

その他、神社では、奈良町の崇道天皇社、中央平野部の宇奈多理坐高御霊神社・八幡神社（西大寺芝町）、西部の添御縣坐神社・十六所神社、東部の八坂神社（大慈仙町）・夜支布山口神社・長尾神社・丹生神社・都祁水分神社に国指定建造物がある。

寺院では、平城京及びその周辺にあり古代以来の歴史をもつ新薬師寺・西大寺・法華寺・海龍王寺・不退寺・秋篠寺・喜光寺、奈良町及びその周辺の般若寺・十輪院・福智院・伝香寺・蓮長寺・興福院、西部の霊山寺、南部の正暦寺、東部の円成寺・南明寺・来迎寺に国指定建造物がある。そのうち、奈良時代の新薬師寺本堂、鎌倉



元興寺境内



薬師寺伽藍遠望



唐招提寺金堂



唐招提寺鼓楼・礼堂



都祁水分神社本殿（都祁水分神社 HP）



新薬師寺本堂

時代の秋篠寺本堂・般若寺楼門・十輪院本堂・靈山寺本堂等が国宝に指定されている。鎌倉時代の国宝円成寺春日堂白山堂等、神社建築もある。西大寺境内・法華寺旧境内は史跡に指定されている。

【 その他 】

県指定文化財となっている社寺建築は、奈良公園周辺の東大寺・手向山八幡宮・氷室神社、奈良町の阿弥陀寺・安養寺・率川神社・元興寺（極楽坊）・漢国神社・五劫院・金躰寺・興福院・十輪院・崇徳寺・伝香寺・般若寺、中央平野部及びその周辺の法華寺・西大寺・唐招提寺・八所御霊神社・八幡神社（中山町）、南部の円照寺・弘仁寺、東部の八坂神社（大保町）・水越神社・来迎寺の、8 社 17 寺にある。

市指定文化財となっている社寺建築は、奈良公園周辺の春日大社、奈良町及びその周辺の称念寺・徳融寺・興福院・鏡神社・白毫寺等、中央平野部にある海龍王寺・円福寺・西大寺・天満神社・八幡神社（東九条町）、南部の嶋田神社、東部の円成寺・芳徳寺・神宮寺・青龍寺等の、9 社 11 寺にある。月ヶ瀬地域や都祁地域には、旧村指定文化財となっている社寺建築もある。

登録文化財となっている社寺建築も、奈良町の浄教寺等にある。

この他未指定の社寺建築が、近世前期に遡るものから近代和風建築に至るまで、市内各所に多数残っている。



西大寺本堂



秋篠寺本堂



八幡神社の能舞台（月ヶ瀬石打）

イ. 遺跡

【 遺跡・遺構 】

奈良市域の盆地部はほぼ全域が平城京城であり、平城京の条坊が現在の街区や道路に名残をとどめている。平城宮跡と平城京左京三条二坊宮跡庭園は特別史跡に、平城京朱雀大路跡や寺院の旧境内などは史跡に指定されている。平城宮跡は世界遺産の構成資産でもあり、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域として国が整備を進めている。

○平城宮跡

平城宮は平城京の中央北端に位置する宮城で、東西 1.3 km、南北 1 km、面積 120ha の広がりをもつ。昭和 30 年代からの発掘調査で様々な事実が明らかになっている。

周囲は高さ 5m ほどの築地大垣で囲み、12 の門を開いていた。内部には国の政治や儀式を行う大極殿院・朝堂院、天皇の居所である内裏、行政機関である役所、庭園などがあつた。中央に配置された大極殿院・朝堂院は最も公的な施設で、基壇・礎石・朱塗りの柱・瓦葺屋根を用いた中国風の建物であつた。天皇の居所である内裏や一般の役所は、白木の掘立柱に檜皮葺の、日本風の建物であつた。宮内南東隅の東院には、石敷きの浅い池を中心に建物を配置した庭園があつた。

平城宮跡は、日本を含めた東アジア地域における古代都城制を伝え



平城宮跡第二次大極殿跡



平城宮跡東院庭園

る貴重な遺跡であるとともに、地下遺構の価値を地上にわかりやすく表現し、遺跡に親しみ、学習し、ときには休養することの可能な野外博物館として整備されている。文化庁は昭和 53 年（1978）「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」を策定し、発掘調査に基づいて様々な手法による整備を行ってきた。平成 20 年（2008）には国営公園となることが決定し、国土交通省により整備されることとなった。同省は、「基本構想」や同年文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を踏まえて「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡地区 基本計画」を策定し、整備を進めている。



平城宮跡遺構展示館
(奈良県 HP「平城宮跡 QuickGuide」)

【 古墳墓 】

奈良市域には、奈良盆地北部の丘陵を中心に、各所に多くの古墳・陵墓が分布する。

奈良盆地北部の古墳群は佐紀古墳群と呼ばれ、古墳時代の前期後半から中期(4世紀末～5世紀前半)の巨大な前方後円墳がみられる。その西群は、造営時期が古く、古墳時代前期後半に造営が始まる。佐紀陵山古墳（日葉酢媛命陵古墳）が最も古く、五社神古墳（神功皇后陵古墳）、佐紀石塚山古墳（成務天皇陵古墳）の順に造られたと考えられている。いずれも全長 200m以上の大型前方後円墳であり、それらが近接する全国的にも珍しい例である。史跡瓢箪山古墳や史跡塩塚古墳といった全長 100m前後の中規模前方後円墳や、径 40～50mの規模の大きい円墳もある。東群は、古墳時代中期の古墳が中心で、全長 200mを超えるウワナベ古墳、コナベ古墳、ヒシヤゲ古墳（磐之媛命陵古墳）など、奈良盆地最大級の古墳がある。



平城宮跡資料館



宝来山古墳

その他、主要な古墳として、古墳時代前期末～中期初頭（4 世紀末～5 世紀初頭）の築造と考えられている宝来山古墳（垂仁天皇陵古墳）、史跡大安寺旧境内にあり古墳時代中期中頃（5 世紀中頃）の築造と考えられている杉山古墳がある。これらは、平城京造営で壊された古墳が多いなか、削平されずに残された貴重な例である。このほか、史跡では、京都府木津川市境に古墳時代終末期（7 世紀頃）の上円下方墳である石のカラト古墳、若草山山頂に鶯塚古墳、県指定では、三陵墓古墳群（都祁南之庄町）、市指定では、野神古墳（南京終町）、五つ塚古墳群（山町）、古市方形墳（古市町）、水木古墳（大柳生町）がある。古墳時代中期前半（5 世紀前半）に造られた全長 70mのベンショ塚古墳（山町）から出土した武器武具等は、その時代の特徴をよく示しており、市指定文化財となっている。

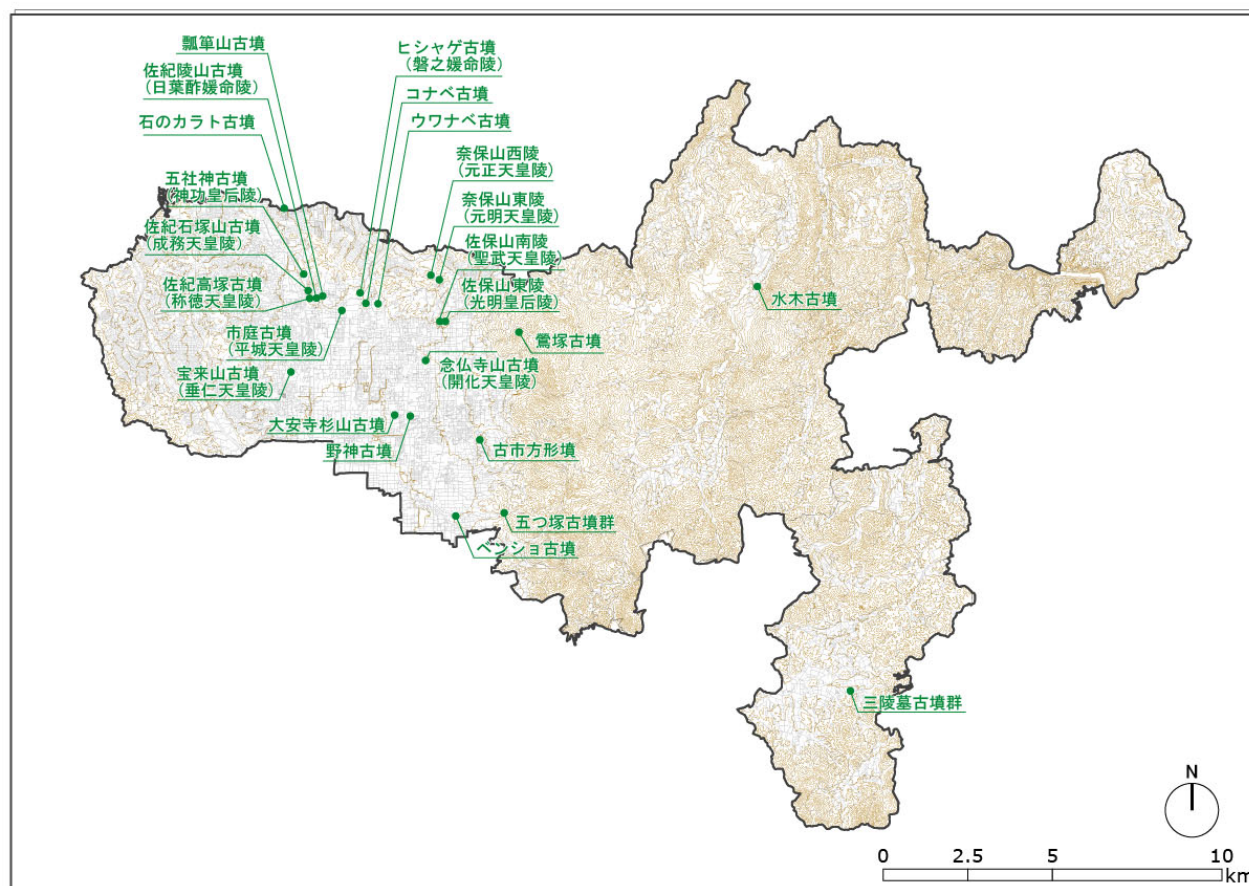


佐紀古墳群（西群）



佐紀古墳群（東群）

また、奈良時代の陵墓として、平城京の北、佐保山の南麓に佐保山南陵（聖武天皇陵）と佐保山東陵（光明皇后陵）がある。東部山間には陵墓のほか平城京の官人等の墓があり、都祁甲岡では小治田安萬侶墓、此瀬では太安萬侶墓がいずれも墓誌とともに発見されている。いずれも国の史跡である。



主な古墳・陵墓の分布

ウ. 名勝地

奈良市内の名勝地としては、平城宮東院庭園、平城京左京三条二坊宮跡庭園が特別名勝に、奈良公園、月瀬梅林、円成寺庭園、旧大乘院庭園、法華寺庭園、依水園が名勝に指定されている。また、春日大社貴賓館庭園が県指定名勝に、正暦寺福寿院庭園、興福院庭園が市指定文化財に指定されている。

特別名勝の 2 件は奈良時代、円成寺庭園は平安時代、旧大乘院庭園は平安時代作庭、室町時代改修、法華寺庭園は江戸時代前期、依水園前園は江戸時代中期、依水園後園は明治時代と、古代から近代に至るまで各時代の庭園がある。奈良公園と月瀬梅林は、国が大正 11 年（1922）に指定した最初の名勝 3 件のうちの 2 件である。



旧大乘院庭園



依水園（前園）



月瀬梅林

○奈良公園

奈良公園は明治 13 年(1880)に開園した。その後、明治 22 年(1889)の拡張・整備などを経て、わが国を代表する都市公園として広く親しまれている。大正 11 年(1922)に名勝に指定され、文化財としても保護されてきた。世界遺産を構成する東大寺・興福寺・春日山原始林、奈良の代名詞となっている天然記念物奈良のシカや若草山などを含み、歴史・文化・自然の豊かな奈良を代表する都市公園として、「日本の歴史公園百選」「日本の都市公園百選」などにも挙げられている。

法的には、文化財保護法による名勝指定地としての「名勝奈良公園」(約 563ha)と、都市公園法および県条例に基づく都市公園としての「奈良県立都市公園奈良公園」(広域公園：約 502ha)とがあるが、さらに春日大社境内・奈良国立博物館・正倉院等を含めた一帯が広く奈良公園として認識されている。

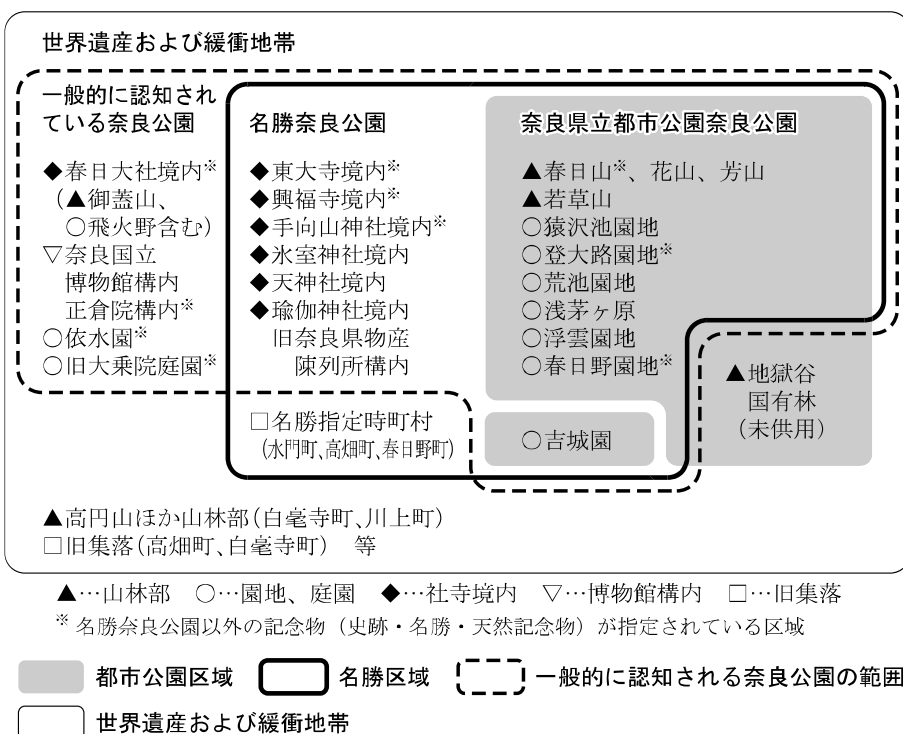
エ. 住宅建築

【奈良町の住宅建築】

奈良町には多くの歴史的な住宅建築が残る。その大半は近世・近代に建築された建物であるが、今西家書院(福智院町)は室町時代の書院造の遺構であり、重要文化財に指定されている。

藤岡家住宅(元興寺町)は 18 世紀後期の建築で、近世における奈良の町家の典型を示し、重要文化財に指定されている。細川家住宅(南城戸町)は 19 世紀初頭の町家で、県指定有形文化財に指定されている。好田家住宅(高畑町)は文政 11 年(1828)頃の町家、旧青田家住宅(高畑町)は醤油製造販売をしていた豪商が安政 3 年(1856)に建てた町家であり、いずれも市指定文化財に指定されている。旧細田家住宅(雑司町)は、17 世紀末から 18 世紀初頭に奈良町辺縁部に建築された、市内で最も古い農家住宅のうちの一つであり、県指定有形文化財に指定されている。河瀬家住宅(多門町)は安政 3 年の奈良奉行所同心の武家屋敷の遺構で、登録有形文化財に登録されている。その他にも、今なお近世の住宅建築が多く残る。

近代以降では、明治 20 年代(1887～96)頃に前述の細川家の隠居



奈良公園区域の概念(出典：名勝奈良公園保存管理・活用計画)



奈良公園(春日野園地)



今西家書院(奈良県 HP)



藤岡家住宅

所として同家北隣に建てられた森家住宅（南城戸町）が、市指定文化財に指定されている。三条通に面する明治頃の町家であるぜいたく豆本舗本店（角振町）、大正期の大型町家である古梅園（椿井町）、大正15年（1926）の表屋造の町家である小川又兵衛商店（鵠町）は登録有形文化財に登録されており、現在も店舗として使われている。

近世まで春日大社の社家町であった高畑地区には、実業家や文化人の邸宅が多く建てられた。大正8年（1919）の中村家住宅（旧足立家住宅）（高畑町）は洋画家が建てた洋風住宅であり、上海で油脂業を営んだ実業家が大正12年（1923）に建てた粉川家住宅（高畑町）や、昭和3年（1928）の志賀直哉旧居（高畑町）は優れた近代和風住宅である。大仏殿西方にある喜多家住宅（芝辻町）は、大正14年（1925）頃の和洋折衷住宅の例である。これらのうち、志賀直哉旧居（高畑町）は県指定有形文化財、その他は登録有形文化財に登録されている。

指定等文化財以外にも、奈良町には伝統的な町家が多く残る。市では、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づき、62件を奈良市都市景観形成建築物等として指定している。

【 奈良町以外の住宅建築 】

奈良町以外にも、重要文化財に指定されている江戸時代中期の菊家住宅（月ヶ瀬桃香野）、県指定有形文化財に指定されている江戸時代の旧東谷家住宅（法華寺町、旧月ヶ瀬月瀬）や嘉永元年（1848）の旧柳生藩家老屋敷（柳生町）、市指定文化財に指定されている江戸時代の旧田中家住宅（五条町、旧法蓮町）、文久3年（1863）の松本家住宅（茗荷町）、江戸時代の追分本陣村井家住宅（大和田町）など、市内各地に歴史的な住宅建築が多く残る。

オ. 近代建築その他

奈良の代表的な近代建築としては、明治27年（1894）の旧帝国奈良博物館本館（登大路町）、明治35年（1902）の旧奈良県物産陳列所（登大路町）、明治41年（1908）の旧奈良監獄（般若寺町）、明治42年（1909）の奈良女子大学（旧奈良女子高等師範学校）旧本館・守衛室（北魚屋東町）、昭和5年（1930）の日本聖公会奈良基督教会会堂・親愛幼稚園舎（登大路町）があり、これらは重要文化財に指定されている。大正15年（1926）の春日大社貴賓館（旧社務所）は県指定有形文化財に指定されている。大正15年（1926）の南都銀行本店（橋本町）、昭和3年（1928）の佐保会館（北魚屋西町）、昭和3年（1928）頃の旧奈良警察署鍋屋巡査派出所（半田横町）は登録有形文化財に登録されている。

指定等文化財以外にも明治42年（1909）の奈良ホテル本館（高畑町）、昭和9年（1934）の旧JR奈良駅舎（三条本町）等、多くの近代建築が残る。古都の風致を意識した和風建築も、洋風建築も、いずれも伝統的な町並みと一体となって、歴史の重層性が感じられる景観を形成



旧細田家住宅



古梅園



菊家住宅



追分本陣村井家住宅



旧帝国奈良博物館本館
（現奈良国立博物館）



旧JR奈良駅舎

している。

その他特筆されるものとして赤膚山元窯（赤膚町）がある。江戸時代の大型窯、昭和 26 年（1951）頃の中型窯の、2 基の登窯と、明治後期の展示室及び旧作業場が、登録有形文化財に登録されている。

③歴史及び伝統を反映した人々の活動

ア. 祭礼・行事

古代、平城京が置かれ、長岡京への遷都後も平城京に起源をもつ社寺が奈良に残り、大和地方の中心的役割を担い続けてきたため、春日大社の「春日若宮おん祭」や東大寺の「修二会」などのように、中央の権力の影響を受けながら、神社や寺院が中心となって執り行われた盛大な祭礼・行事が連綿と受け継がれ、現在も全国各地から多くの見物客が訪れている。一方、市域各地の神社や寺院においても、地域の住民を中心として、多くの祭礼や行事、法要などが受け継がれている。

これらの祭礼・行事では、能楽や風流踊り、田楽、相撲、語り物などの様々な神事芸能が奉納されており、その内容から、春日大社や東大寺、興福寺といった中心的な社寺とその周辺地域、山間地域とのつながりを伺い知ることができる。「春日若宮おん祭の神事芸能」「奈良^{なら}豆比古^{ひこ}神社の翁舞^{うんぶ}」「題目立^{だいもくたて}」の 3 件が重要無形民俗文化財、「大柳生の太鼓踊り」「柳生の宮座行事」「田原の祭文・祭文音頭・おかげ踊り」「狭川の神事芸能」「八島の六斎念仏」「邑地の神事芸能」「吐山の太鼓踊り」「白石の双盤念仏」等の 10 件が県指定、「登弥神社^{とみじんじや}の粥占^{ももがの}い」「手向山八幡宮の御田植」「薪御能」の 3 件が市指定、「桃香野の能楽（誠謡会）」「尾山万歳」「石打太鼓」「都祁水分神社祭礼還御」の 4 件が旧村指定の無形民俗文化財に指定されている。

語り物が舞台化した初期の形を伝え、中世の芸能の姿をうかがわせるものと評価されている上深川町の八柱神社に伝わる「題目立」と、薪御能（春日大社・興福寺）をはじめとした多くの祭礼・行事において奉納され、奈良を代表する神事芸能となっている「能楽」は、ユネスコ無形文化遺産に登録されている。

また、古くからの集落においては、庚申信仰や地藏信仰、虚空蔵信仰などの民間信仰が受け継がれている。奈良町では庚申信仰に基づき軒先に身代わり申が吊るされた町並みを見ることができ、興福寺南円堂は西国三十三所巡礼の地として観音信仰を今に伝え、虚空蔵菩薩を本尊とする弘仁寺の十三まいりは古くから多数の参拝者を集めている。地藏盆には市内各地の地藏に献花して提灯が掲げられる。元興寺の地藏会も地域の住民に親しまれている。

その他にも、古くからの神鹿^{しんろく}信仰の流れのなかで始められた伝統行事である鹿の角きりや鹿寄せ、明治 33 年（1900）に夜間行事として復活した若草山焼き、奈良国立博物館で毎年開催され平成 26 年（2014）で 66 回目を迎える正倉院展、平成 10 年（1998）の世界遺産登録を機に平城宮跡で開催される平城遷都



旧奈良警察署鍋屋巡查派出所
（現旧鍋屋交番きたまち案内所）



春日若宮おん祭り 神楽
（保存会発行冊子）



題目立



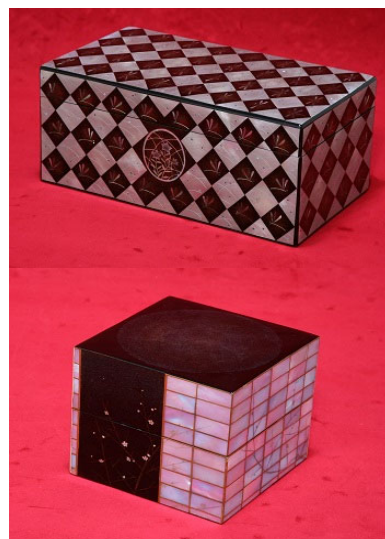
庚申信仰（奈良町・身代わり申）

祭（現平城京天平祭）⁸など、豊かな歴史・文化・自然の資源を活かした四季折々の行事が催され、国内外から多くの人々が訪れる風景は、奈良の四季を彩る風物詩となっている。

イ. 伝統産業・伝統工芸

奈良は、古くから多くの人々が社寺への参詣や物見遊山に訪れる地であった。奈良の人々は、墨や筆、一刀彫、奈良人形、奈良蚊帳、螺鈿、赤膚焼などの様々な工芸品を作り、商工業や観光産業を発展させてきた。現在においても、伝統的な工芸の多くが奈良町を中心とした奈良市の各地域で受け継がれており、また、国内外から多くの観光客が訪れる国際文化観光都市として発展し続けている。

東部地域においても、奈良盆地地域とは展開を異にしながらも、それぞれの地域の資源を活かした生業や産業が展開してきた。現在も大和茶の生産が広く行われており、気候や自然地形を巧みに利用してつくられた茶畑を目にすることができる。月ヶ瀬地域では、近世以来の、梅の実を利用した烏梅製造や甘露梅の製造販売などが現在も受け継がれるとともに、月ヶ瀬梅林に訪れる観光客を対象とした観光産業の展開をみせている。



螺鈿

文化財指定等されているものとしては、「漆工品修理」「烏梅製造」が国選定保存技術、「奈良晒の紡織技術」が県指定無形文化財になっている。また、「奈良墨」と「奈良筆」は伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品、「赤膚焼」「奈良団扇」「奈良晒」「鹿角細工」「木製灯籠」の5件は奈良県伝統的工芸品指定規程に基づく奈良県伝統的工芸品に指定されている。

ウ. 文化活動

平城京や大社寺としての文化的な中心性を背景に、奈良では古くから社寺などにおいて茶が嗜まれてきたが、奈良に生まれた村田珠光を祖とする茶道とともに喫茶の風習が根付き、現在も市内各所の社寺や庭園、奈良町の町家などで茶会が催され、人々の生活を豊かなものにしている。

一方、奈良の豊かな歴史・文化・自然は、文化人をはじめとした多くの人々を奈良の地に引き寄せ、文学・芸術の対象とされてきた。万葉集の詩歌をはじめとする各時代の文学・芸術作品は、往時の奈良の姿を知る貴重な資料となっている。志賀直哉や入江泰吉など、近代以降の文化人が創り出してきた活発な文化交流活動は現在にも受け継がれ、多くの人々が奈良の歴史に触れ、文学・芸術作品を学ぶことで創作活動へとつなげるきっかけを与えている。現在も、写真や絵画、小説や詩歌、映画など、奈良固有の歴史や風土の魅力のもとに、数多くの文学・芸術作品の創作活動が繰り広げられている。



「古都展望」入江泰吉

エ. 文化財の保存活動

奈良市では、近世末期の北浦定政による平城京の研究や、近代初期の棚田嘉十郎らの官民有志による平城宮跡の保存・顕彰活動などが展開されてきた。現在においても、平城宮跡をはじめ、奈良町や西の京、田原、山の辺など、市内各地で歴史や文化を活かしたまちづくりが展開されている。これらは、市

⁸ かつて、平城遷都1200年祭や1250年祭なども開催されてきた。

民や国民の心の根底に流れる、古都としての歴史や文化を尊び、大切に守り、受け継いでいきたいという思いから継続されている取り組みである。つまり、奈良市民・国民の誰もが「古都奈良の歴史や文化を大切にしなければならない」という思いをもっていること、その精神を受け継いできたことが、現在の奈良の豊かな歴史や文化につながっている。

Ⅱ. 奈良市の歴史的風致

1. 奈良市の歴史的風致の特色

(1) 都市の形成・展開を反映した重層的な歴史的風致

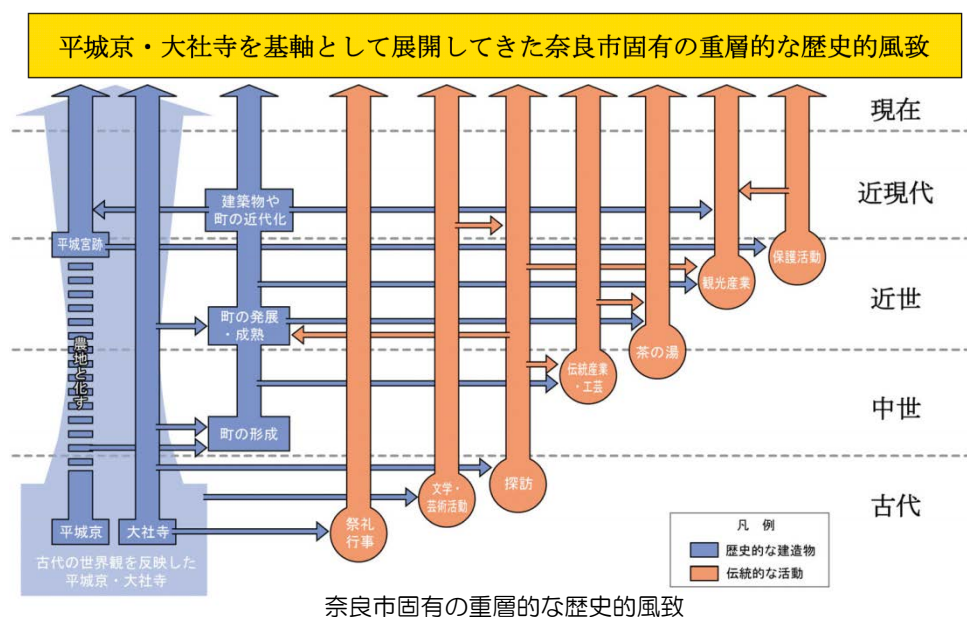
奈良市では、原始から古代にかけての古墳の築造や、古代の宮都の建設と社寺の建立、さらに中世から近世を通じた町の形成と発達、近代以降の欧米の様式や新たな技術を取り入れた建築物等の建設など、それぞれの時代を反映した建造物がつくりだされ、それらは遺跡や遺構、歴史的な建造物や町並み等として現在まで受け継がれている。そのなかで、特に奈良市を特徴付けるものは、やはり古代日本の都として造営された平城京ならびに京内外に建立された大社寺であり、また、それらを基軸として、各時代の背景を反映しながら繰り広げられた人々の活動がつくりあげてきた都市空間であるといえる。

奈良における都市空間の形成と人々の活動は、古代宮都の造営とそこで開花させた華やかな天平文化に始まり、その一部は、修二会などのように現在まで連綿と受け継がれてきている。そして、宮都としての中心性的機能を失った後、京城の大部分は農地・農村と化してしまった。しかし、かつての中心性に基づく「四禽図に叶う」都市構造は、豊かな自然環境と京内外の大社寺とが一体となった美しい景観をつくり出し、多くの人々を惹きつけ、物見遊山や探訪、社寺の祭礼行事の見物、社寺への参詣などとして人々が訪れ、歌や物語などの文学作品が創作され続けてきた。

一方で、このような人々の来訪や往来の増加をもとに、旧京城の一部に社寺の町として形成された奈良町も、その性格を変え、中世・近世には商工業のまちとして発展し、町家等では現在もみられる伝統工芸が発達し、近世末期には観光のまちとして転換していった。また、このような町としての成熟や文化の交流を通じて、町家等に茶室が設けられて茶の湯が行われるなど、豊かな生活文化も育まれてきた。

近代以降、古都奈良の再評価の動きにより、平城宮跡の保存・顕彰活動の展開がみられるとともに、多くの文化人の来訪による文学・芸術活動がより一層活発化し、交通機関の発達等と相俟って、さらに多くの人々を奈良の地に引き寄せ、観光産業を発達させてきた。

このように、古代の平城京や大社寺がつくりだした都市空間は、奈良盆地のその後の都市形成の基盤となり、各時代の特徴を反映した多様な活動の展開を促し、それらが折り重なる重層的な歴史的風致を創り出してきた。



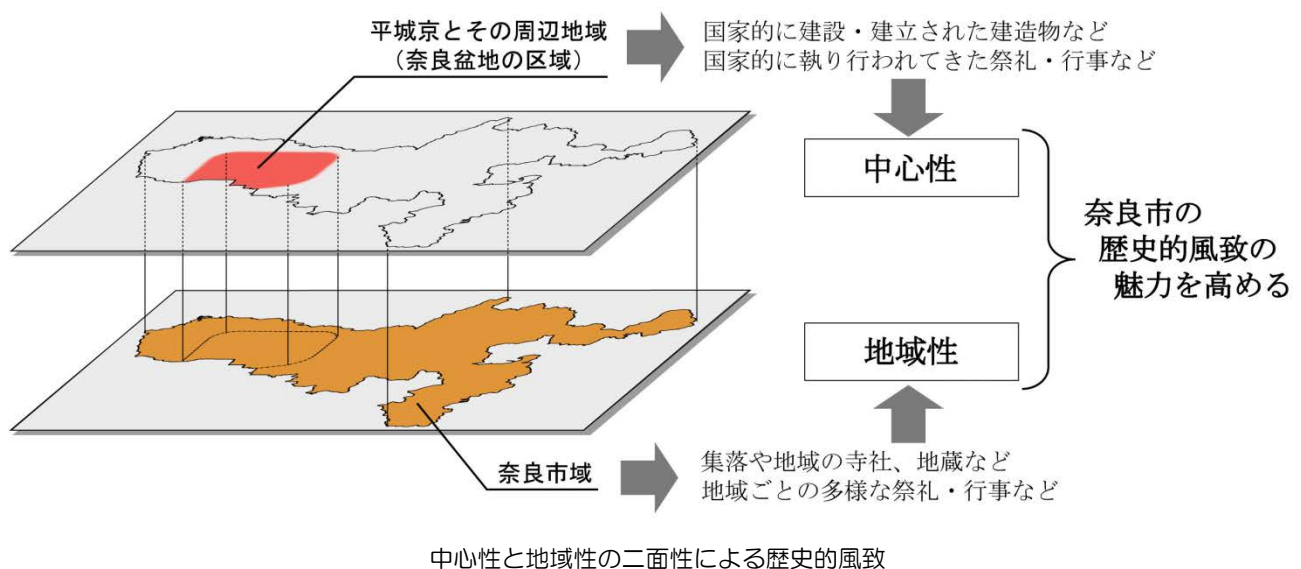
（２）中心性と地域性の二面性による歴史的風致

奈良市域のうち、奈良盆地の区域は、宮都である「平城京」が造営され、古代日本の政治・文化・経済の中心的な役割を担った区域であった。そのため、日本各地をはじめ、唐などの世界各国からも多くの人々が訪れるとともに、平城京の寺社の多くは国の手により建立され、国家的な祭事が執り行われてきた。また、長岡京への遷都後も、全国的な政治の中心性は失われたものの、国の手により再建された寺院もあり、全国から多くの来訪者・参詣者を集め続けてきた。さらに、興福寺が大和地方の実権を握るなど、残された寺社を中心として発展するなかで、大和地方の政治・文化・経済の中心的な役割を担い続け、大和国として執り行われてきた春日若宮おん祭など、大和地方の中心的地位を保ち続けてきた。

このように、奈良盆地の区域は、全国ならびに大和地方の中心としての役割を担い続けてきたことから、そこには全国ならびに大和地方を代表する歴史的風致がみられる。

一方で、市町村合併を繰り返すなかで、その市域は、かつての平城京の区域のみならず、西部の丘陵地域や東部の山間地域までを含めた広大なものとなっている。そして、これらの地域では、奈良盆地の中心性の影響を受けつつも、他の全国各地と同様に、それぞれの地域において地域固有の文化が築き上げられてきた。このことは、奈良盆地の区域においても当てはまることであり、都市基盤や生活文化等の各側面において平城京の影響を受けながらも、それぞれの地域ごとに多様な文化が築き上げられている。

このように、奈良市の歴史的風致は、かつての「中心性」を反映した歴史的風致と、各地域の多様な特徴を反映した「地域性」のある歴史的風致という二面性をもっており、そのことが奈良市の歴史的風致をより一層魅力的なものとしている。そして、この二面性によって、特に奈良盆地の区域においては、わが国の歴史を語る上で欠くことのできない重要な社寺や遺跡などを、身近に感じることのできる生活空間が育まれ、「中心性」と「地域性」とが融合した豊かな歴史的風致を創り出している。



（３）古都奈良の歴史的風土の本質的価値を支える歴史的風致

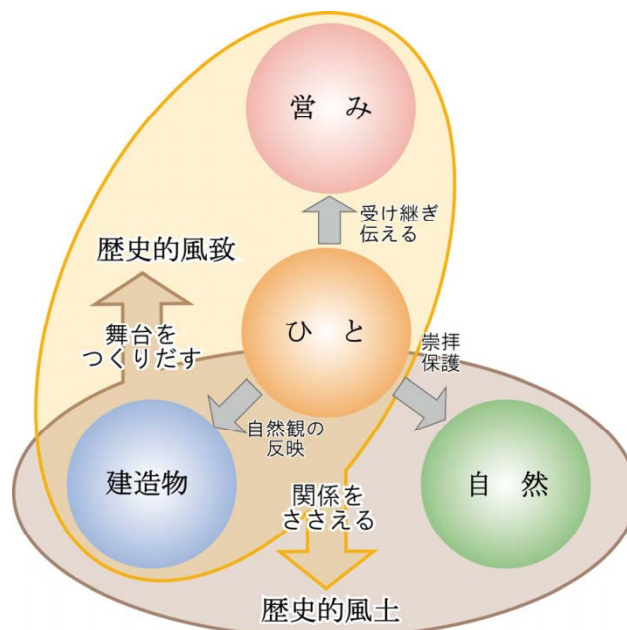
和銅元年（708）２月の遷都の詔により、四神相応などの選地の理念に基づいて、東の春日山塊、北の平城山丘陵、西の矢田丘陵といった山や小高い丘陵に囲まれ、南に開けた盆地に平城京が造営され、この平城京が、奈良市の都市の基盤となっていった。

奈良盆地東部の春日山麓の地域においては、興福寺、東大寺、春日大社等を中心とした社寺の町としての展開のなかで、都市に近い位置に残る原生的自然である春日山原始林や、町なかを歩き回る鹿（神鹿）などの、極めて特殊かつ貴重な自然環境を身近に感じられる都市空間が形成されていった。その背景には、春日山は古くから信仰の対象として崇められ保護の対象とされてきたことや、鹿は春日社の神の使い（神使）であるという思想に基づく神鹿の保護など、自然を崇拝する思想があった。人と自然とを媒介する場として、日本の伝統的な自然観や神道思想と仏教文化とを融合させた社殿が自然の地形を巧みに利用して建てられ、自然信仰思想を反映した伝統的な祭礼や行事が執り行われてきた。自然は山岳修行の場や食糧・松明木などの採取の場としても活用された。このように、自然を崇拝すると同時に、一方では自然を巧みに利用し、自然と共生してきた。

平城宮跡や西の京の地域では、周辺の樹林や山林等の良好な自然環境が保全されるとともに、長岡京への遷都後の平城京跡地の農地としての利用などにより、四神相応の地としての都市構造と、東部の山並み等の自然環境と遺跡や寺社等が一体となった美しい眺望が、保全されてきた。

こうした自然と人工の美の融合の妙は、数多くの詩歌や文学・芸術作品の対象となり、多くの人々が「奈良の価値」として共有するものとなってきた。

このように、古代日本の世界観及び自然観が反映された都市構造をもつ奈良の地において、人々が生活を営み、多くの人々が訪れ、歴史が刻まれるなかで、歴史的建造物は自然や神仏への働きかけの産物として成立し、人々と自然・神仏との媒介としての役割を担うことで、自然環境と一体となった歴史的風土を形成してきた。一方で、その歴史的風土を舞台として、各時代背景を反映した様々な活動が繰り広げられ、重層性と二面性をもつ歴史的風致が創り出されてきた。このように、歴史的風致と歴史的風土は相互に関係し合いながら、支え合うなかで、その価値が形成され、受け継がれ、現在の歴史・文化・自然の豊かな奈良市の都市空間を創り出してきた。



古都奈良の歴史的風土の本質的価値を支える歴史的風致

2. 奈良市の維持向上すべき歴史的風致

奈良市の歴史的風致の3つの特色（前節参照）は、平城京を基盤としながら宗教都市・商工業都市・観光都市として展開してきた古都としての風格と魅力のもとに、奈良市民のみならず、国内外の多くの人々が関わりをもつなかで創り出されてきた、奈良市固有の特質に基づく。

したがって、奈良市全体としての維持向上すべき歴史的風致は、「古都奈良の歴史的風土を舞台として、それぞれの時代や地域において育み、成熟させてきた風格と魅力のある歴史的風致」であるといえる。そして、世界遺産をはじめとした神社や寺院、遺跡、名勝地、町家等の住宅、歴史的な集落や市街地などを舞台に、祭礼や行事、伝統産業や伝統工芸、伝統文化などの多岐にわたる活動が繰り広げられ、その構成は多様なものとなっている。

奈良市の維持向上すべき歴史的風致の構成を理解していくためには、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号）において定義される「歴史的風致」の捉え方を明確にしておくことが重要となる。

同法第1条では、「歴史的風致」を「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義している。ここで示されている「一体性」は、単に伝統的な活動が歴史的な建造物や市街地において行われていることだけではない。平城京としての古代日本の政治・文化・経済の中心地から、宗教都市、商工業都市、観光都市として発展してきた歴史のなかで、どのような考え方に基づいて伝統的な活動が行われているかといった、伝統的な活動と歴史的建造物とを結びつける背後の思想や動機を含む概念である。したがって、伝統的な活動がその場所で行われている意味を理解することが重要となる。このことは、前節の「奈良市の歴史的風致の特色」の3点目に整理したように「古都奈良の歴史的風土」を適切に保存していくためにも欠くことのできない視点である。

そこで、伝統的活動の背景となる思想や動機をもとに、本市の歴史的風致を次の3点に整理した。そして、そのもとに、奈良市における「歴史上価値の高い建造物（I-3-(3)②参照）」と「歴史及び伝統を反映した人々の活動（I-3-(3)③参照）」を踏まえて、奈良市の維持向上すべき歴史的風致を次頁のように構成した。

○自然・神仏を崇拝する

奈良市では、四季を彩る風物詩となる伝統的な祭礼や行事が、一年を通じて市内各地で執り行われ、季節の移り変わりを感じることができるとともに、それらの伝統的な祭礼や行事を通じて、古くからの人々の自然や神仏に対する畏敬の念を感じとることができる。

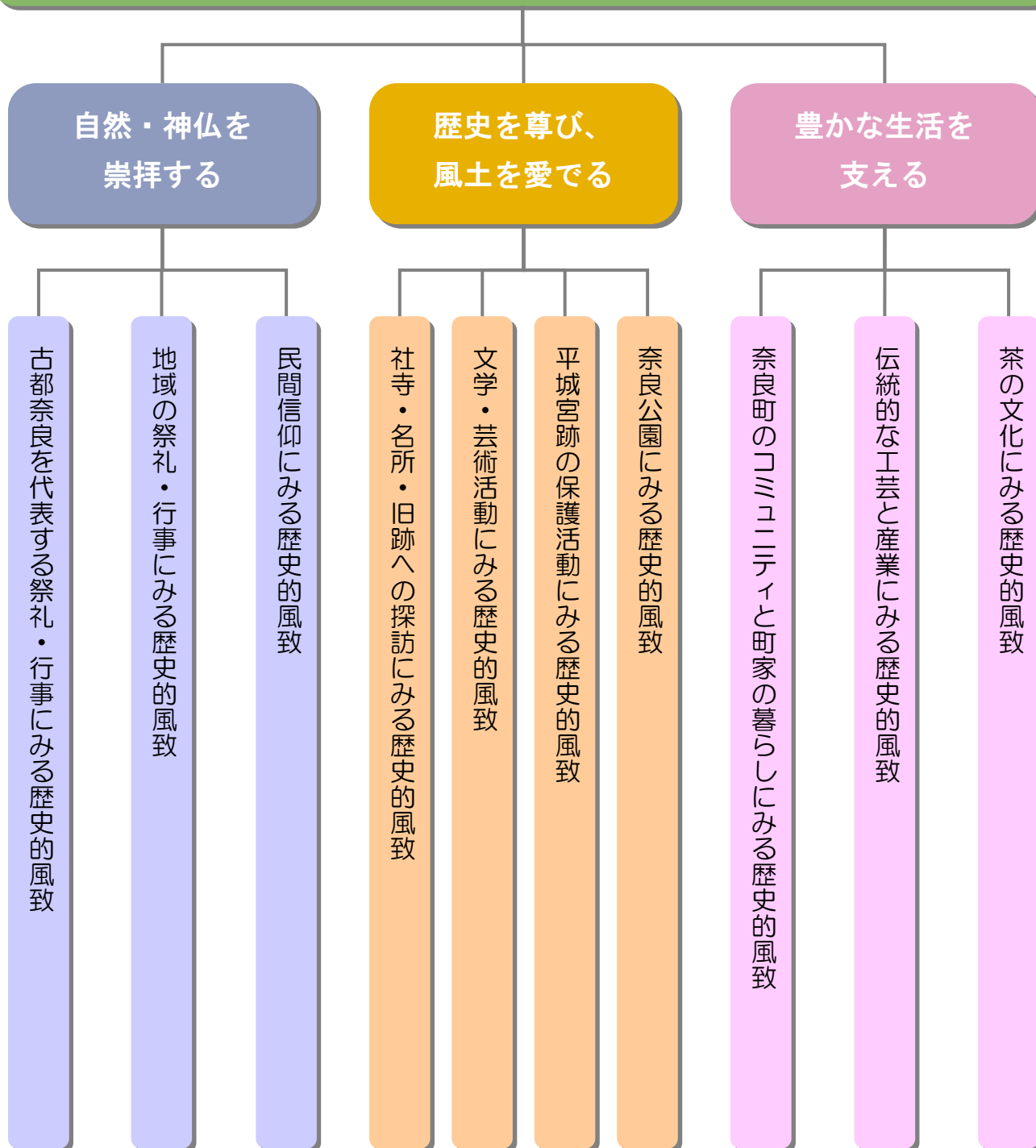
○歴史を尊び、風土を愛でる

古都を起源とした様々な歴史文化遺産やそれらが創り出す風土を物見遊山の対象として探訪したり、価値のあるものとして保存し、さらに、題材として文学・芸術作品を創作するなどの活動は、古都奈良の歴史を尊び、風土を愛でる思想のもとに展開されているといえる。

○豊かな生活を支える

奈良に暮らす人々は、各時代において、代々守り伝えてきた豊かな歴史や文化、自然を巧みに利用し、工芸や商工業、観光産業などを生業として発展させるとともに、茶の湯などの文化的活動を生活のなかに取り込むことにより、豊かな生活環境を自ら築きあげてきた。そして、現在もそれらの活動が生活のなかに息づき、人々の日々の生活を豊かなものにしている。

～ 古都奈良の歴史的風土を舞台として、
それぞれの時代や地域において育み、成熟させてきた
風格と魅力のある歴史的風致 ～



奈良市の維持向上すべき歴史的風致の構成

2-1. 自然・神仏を崇拝する

(1) 古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致

① 古都奈良を代表する祭礼・行事の概要

古代平城京の地につくられた神社や寺院には、聖武天皇を開基とする東大寺や孝謙上皇の勅願による西大寺、天武天皇の勅願による薬師寺、藤原不比等を開基とする藤原氏の氏寺である興福寺や藤原氏の氏神である春日大社などのように、天皇家や中央政権との関わりの深い社寺が多くみられた。そのため、これらの社寺では、鎮護国家の理念に基づいて国家や天皇・皇室の安泰を祈願する国家的な法会や国家や大和国をあげての盛大な祭礼などの中心性のある祭礼や行事が執り行われ、そのいくつかは現在まで連綿と受け継がれ、奈良市の歴史や文化の特徴を示す一つの側面となっている。

自然と調和したわが国の神社建築の伝統を伝える春日大社では、現在も昔と変わらず、毎朝毎夕の神事の奉仕を始めとして、数多くの祭礼・行事が行われている。なかでも京都市の下鴨・上賀茂両社の賀茂祭（葵祭）、八幡市の石清水八幡宮の石清水祭とならんで「三勅祭」のひとつとされる春日祭や、大和国を挙げての盛大な祭礼である春日若宮おん祭は、奈良を代表する祭礼として現在も盛大に執り行われている。また、春日大社と興福寺の両社寺において奉納される「薪御能」は、古式を踏まえながらも、多くの人々が見物できる年中行事へと形を変えてきたことにより、全国各地から見物客を集める奈良を代表する行事として親しまれている。

また、平城京に起源をもつ大寺院は、わが国における 8 世紀の高度な木造建築技術を駆使した寺院建築や古代寺院の一典型となる伽藍配置が残る境内において、一年を通じ数多くの法要が行われ、現在も生きる宗教活動の場となっている。

東大寺では、大仏殿の「修正会」や「仏生会」、「解除会」、開山堂の「良弁忌」や「華嚴知識供」、二月堂の「修二会」（お水取り）や「仏名会」、法華堂の「方広会」、俊乗堂の「俊乗忌」など、華嚴宗大本山としての数多くの法要が行われている。なかには東大寺及び盧舎那大仏の造立を発願した聖武天皇との関係を示す「聖武天皇御忌」と「山陵祭」や、良弁僧正の厨子の前に曼荼羅をかけて華嚴経を講じる「華嚴知識供」、年に 1 度の「大仏さまお身拭い」など、東大寺ならではの法要・行事もみられる。

興福寺では、法相宗大本山として、東金堂の「追儺会」や「文殊会」、南円堂の「大般若経転読会」、南円堂前庭の「仏生会」、一言観音堂と猿沢池の「放生会」、三重塔の「弁財天供」、本坊の「涅槃会」などの様々な法要が行われている。

また、興福寺の法会のうちで特筆すべきものとしては、「春日社参式」と「慈恩会」があげられる。毎年正月 2 日に行われる「春日社参式」は、一山僧侶と寺に有縁の人々とが共に、春日大社にお参りをし、社頭において般若心経と唯識三十頌を誦する行事であり、わが国における神と仏が一体となる本地垂迹思想をよく表すとともに、仏教がわ



春日社参式（興福寺）
（春日大社 HP より）

が国に根付いた歴史を象徴する行事である。一方、「慈恩会」は、かつて官寺として勅使の参向を受けて行なわれた仏教儀式のなかでも、特に代表とされる三つの法会「日本三大会（南京三会）」¹のひとつである「維摩会」の講師を選ぶための堅義（仏法論議の席で出された論題に答えること）のひとつであり、天暦 5 年（951）に原形が始行され（諸寺縁起集）、天元 4 年（981）に堅義が制せられた後、変遷を経ながらも現在まで続けられている（薬師寺と隔年で実施）。

¹ 「三宝絵詞」（永観 2 年（984））には、「維摩・御斎・最勝、是を三会といふ。日本国の大なる法会これにはすぎず」と記されており、興福寺の維摩会、宮中大極殿の御斎会、薬師寺の最勝会が日本三大会とされていた。

薬師寺では、宝亀2年(771)以来の歴史を有する「修正会吉祥悔過けが法要」や、奈良の大寺が国家の繁栄と五穀豊穰、万民豊楽などを祈る行事として、奈良時代から脈々と続いてきた法要である「修二会(花会式)」、毎月8日に厳修される「薬師縁日・大般若経転読法要」などが金堂において執り行われる。また、大講堂では、薬師寺創建を發願された天武天皇を偲ぶ「天武忌法要」などの法要が現在も続けられている。なお、「天武忌」では、大講堂における法要と併せて、天武天皇の命日である10月9日(旧9月9日)に明日香あすか・橿原かき・大内陵おののみさき(明日香村)にお参りする「天武天皇陵前法要」も続けられている。また、法相宗大本山であることから、その始祖である玄奘三蔵の遺徳を偲ぶ「初玄奘縁日・平和祈願法要」や「玄奘三蔵会大祭」(平成4年に復興)も行われている。また、平成15年(2003)の大講堂の落慶らっけいと併せて、500年ぶりに「日本三大会(南京三会)」のひとつである「最勝会」が復興されており、興福寺と隔年で実施する「慈恩会」(同じく日本三大会とされる「維摩会」の堅義のひとつ)と併せて、古くからの仏教文化を今に伝えている。

唐招提寺では、金堂等における「観月讃仏会」、礼堂における「修正会」や「大般若経転読法要」、「涅槃会」、「釈迦念佛会」、講堂における「中興忌梵網会ちゅうきゅうこんぼうもうえ」や「開山忌舍利会」などの法要が行われている。なかでも「中興忌梵網会」と、その法要の後に行われる「うちわまき」は、戒律の実践と研究を主とする宗派である「律宗」の寺院として、戒律の道德精神を象徴する行事である。

大安寺では、「修正会(大般若会)」や「馬頭観音厄除法要」、「正御影供法要」をはじめとした多くの法要が行われている。「光仁会(癌封じささ酒祭り)」や「聖徳太子御忌」「本願天皇御忌(推古帝)」「崇道天皇忌」といった天皇忌が多く行われており、かつての中央とのつながりの強さを現在に伝えている。なかでも、「光仁会(癌封じささ酒祭り)」は、がん封じ祈禱と相俟って、毎年多くの参詣者が訪れる。

西大寺では、「光明真言土砂加持大法要」や「本願称徳天皇御忌」、「興正菩薩忌こうしやうぼくしき」、新春・春・秋の「大茶盛おおちやもり」などの様々な法要・行事が行われている。なかでも、「光明真言土砂加持大法要」は、光明真言信仰を今に伝える西大寺で最も盛大な法要である。

また、これらの大社寺以外にも、当時の都として政治・文化・経済の中心地であったことを背景に、天皇や貴族をはじめとした著名な人物に係わる神社や寺院も多くみられ、それらの人々にまつわる故事や伝承にちなんだ祭礼・行事も奈良を代表する行事となっている。その代表的なものが、采女神社の「采女祭」と率川神社の「三枝祭」(ゆりまつり)である。



修正会吉祥悔過法要(薬師寺)
(薬師寺 HP より)



うちわまき(唐招提寺)



光仁会がん封じ・ささ酒祭り
(大安寺)



大茶盛(西大寺)



采女祭(管絃船の儀)

古都奈良を代表する祭礼・行事

	春日大社	東大寺	興福寺	薬師寺	唐招提寺	大安寺	西大寺	その他の社寺
1月	1日：歳旦祭・興福寺貴首参式 2日：日修式・神樂始式 3日：神樂始式 5日：末社南市恵親神社例祭 7日：御祈禱始式 10日：春日の十日えびす 10日の日：神樂始式 年へ下旬：大とんど	1～3日：万灯明（二月堂） 7日：修正会（大仏殿）	2日：春日社参式	1～3日：新春お写経会 1～4日：修正会吉祥悔過法要 5日：初玄装縁日 8日：平和祈願法要 8日：初葉師縁日 15日：大般若経転読法要 26日：若狭にまわらぬおまじな会 26日：初庚申	1～3日：修正会（礼堂） 15日：大般若転読法要（礼堂）	1～3日：修正会 23日：光仁会 寛封じささ酒祭り 26日：行教忌	1日：新春祈願会 15日：初金新春大茶盛式 18日：初観音供 21日：初大師供	
2月	3日：節分万燈籠 11日：紀元祭 17日：祈年祭	3日：節分・古札撰造・豆まき・星供養（戒壇院） 20～未日：修二会 別火坊（戒壇院）	3日：追儺会（東金堂） 15日：涅槃会（本坊）		15日：涅槃会（礼堂）	3日：節分会 22日：聖徳太子御忌	3日：節分星祭祈願会	
3月	10日：底の立神式 11日：巳の祓式 11日：午の御酒式 12日：未の砂置式 13日：春日祭 14日：戌の小祭 15日：御田植祭・御田植神事	1～5日：修二会 本行（二月堂）		28日：お身拭い 30～4月5日：修二会花会式		この日の馬頭観音厄除法要 観音講：春彼岸会	初卯日：初午厄除祈願会 二卯日：二午厄除祈願会	
4月	3日：上巳節供祭 5日：水谷神社鎮花祭 5日：狂言奉納 下旬：小笠原流古式弓術奉納	8日：仏生会（大仏殿） 26日（日曜日の場合は翌月）：仏法興隆（大仏殿） ：花まつり干僧法要（大仏殿）	8日：仏生会（南大門前庭） 17日：放生会（一言観音堂） 25日：文殊会（東金堂）	5日：鬼追式		21日：正御影供 30日：本願天皇御忌	観音講：春の大茶盛式	
5月	5日：菖蒲祭 ：子供の日萬葉雅楽会 10日：献茶祭 新3日曜：新御能・呪師走りの儀 新3日曜：新御能・御柱上りの儀	2日：最勝十講（天皇殿） ：聖武天皇御忌（大仏殿） ：舞臺・慶讃（鑑鏡能舞台） 3日：山陵祭（佐保山御陵）	観音講：薪御能（南大門前庭） 新3日曜：最勝会（大仏殿） 5日：玄奘三蔵会大祭・万燈会	4日：最勝会 5日：玄奘三蔵会大祭・万燈会	19日：梵網会（講堂） ：うわまさ（舍利殿（後院））	7日：勤操忌		
6月	30日：夏越大祓式				5～6日：開山忌（御影堂他）	4日：伝教大師忌 15日：青葉祭 23日：竹供養		17日：三枝祭（率川神社）
7月	下旬：春日大社清書会	5日：俊夷忌（俊夷堂） 28日：解除会（大仏殿）	7日：弁財天供（三重塔）	7日：弁天祭 26日：龍王社祭				
8月	7日：七夕節供祭 14～15日：中元万燈籠 15日：中元疫神祭 観音の日：長寿祭	7日：大仏さまお身拭い（大仏殿） 9日：功德日・万灯明（二月堂） 15日：万灯供養会（大仏殿） 17日：十七夜詣り・万灯明（二月堂）	10～15日：孟蘭盆会 23日：地藏盆 16日：休々岡八幡宮大祭 ：奉納相摸大会 19日：観月会	10～15日：孟蘭盆会 23日：地藏盆 16日：休々岡八幡宮大祭 ：奉納相摸大会 19日：観月会	23～24日：地藏盆（地藏堂） 神の詰り：観月讀仏会（金堂他） 21～22日：釈迦念仏会（礼堂）	1～5日：お盆聖霊会 7日：弁財天夏祭り 11日：真然忌 観音講：秋彼岸会	4日：本願称徳天皇御忌 25日：興正菩薩忌	
9月	9日：重陽節供祭・献香の儀	5日：転害会（八幡殿） 15日：大仏さま秋の祭り（大仏殿） ：慶讃能（鑑鏡能舞台）	17日：大般若転読誂会（南円堂）	8日：天武忌・万燈会		1日：崇道天皇忌	3～5日：光明真言土砂加持法要 新2日曜：秋の大茶盛式	
10月	3日：明治祭 3日：文化の日萬葉雅楽会 23日：新嘗祭		13日（薬師寺と隔年） ：慈恩会	13日（興福寺と隔年） ：慈恩会		2日：開山忌		
12月	15～18日：春日若宮おん祭 28日：御焼払式 31日：年越大祓式	14日：仏名会・千代丸（二月堂） 16日：良弁忌（開山堂） ：方広会（開山堂又は法華堂）	8日：孫太郎稻荷神社大祭 ：納葉師縁日 ：大般若経転読誂法要 31日：越年写経会	8日：孫太郎稻荷神社大祭 ：納葉師縁日 ：大般若経転読誂法要 31日：越年写経会	15日：お身ぬぐい（金堂）			
毎月				5日：玄装縁日 8日：薬師縁日 新3日曜：弥勒縁日	18日：観音護摩供 21日：弘法大師御影供 25日：興正菩薩忌 28日：不動護摩供			

采女神社は、奈良時代に帝の寵愛を受けた采女（後宮で帝の給仕をする女官の職名）が、その寵愛が衰えたのを嘆いて猿沢池の池畔の柳に衣を掛けて入水したため、その霊を慰めるために建てられたものという伝承があり、その霊をなぐさめるために行うのが采女祭である。毎年、中秋の名月の日、花扇奉納行列が JR 奈良駅前を出発して三条通を東へ進み、猿沢池のほとりに建つ采女神社に向かう。采女神社で「花扇奉納神事（采女神社例祭）」が行われた後、多くの観覧客らが見守るなか、猿沢池に、龍と鳳凰の形をした2隻の管絃船が浮かべられて「管絃船の儀」が行われる。管絃船の儀では、南都楽所の奏する雅楽が流れるなか、中秋の名月のもとに松明の煙が水面を流れてつくりだす幻想的な風景がみられ、奈良の秋の風物詩にもなっている。

三枝祭は、率川神社の例祭であり、大宝元年（701）制定の「大宝令」に国家の祭りとして定められた。『延喜式』には大神神社（桜井市）・狭井神社（大神神社摂社）の鎮花祭とともに記されている、疫病を鎮めることを祈る由緒ある祭りである。平安時代には宮中から使いが幣物を供え、神馬を献上するなど非常に重んぜられていた祭りであったが、いつしか中絶していたものを、明治14年（1881）に再興して現在に至っている。6月17日は例祭当日には、くろもじの



三枝祭（七媛女・ゆり姫・稚児行列）

木で作った「御棚」の上に置かれた古式による「御棚神饌」が供えられる。また周囲を淡い桃色の笹百合の花で飾られた罇（脚つきの曲桶）・缶（台付きの壺）と呼ばれる酒樽に黒酒（濁酒）・白酒（清酒）の2種類の酒を入れて、優雅な雅楽の音にあわせ神前に供えられる。また、祭典では百合の花を手にした巫女四人による神楽が舞われる。午後からは色鮮やかな装束に勾玉を首に掛けた七媛女を筆頭に、ゆり姫や稚児が奈良市内を巡幸する。大変美しい祭典として全国的にも有名で、全国各地から参拝者が訪れる。

次に、古儀ならびに古くからの神道思想・仏教文化を今に伝える「古都奈良を代表する祭礼・行事」がつくりだす歴史的風致について、「春日大社の春日若宮おん祭」、「春日大社・興福寺の薪御能」、「東大寺二月堂の修二会」を代表的な事例として示していく。

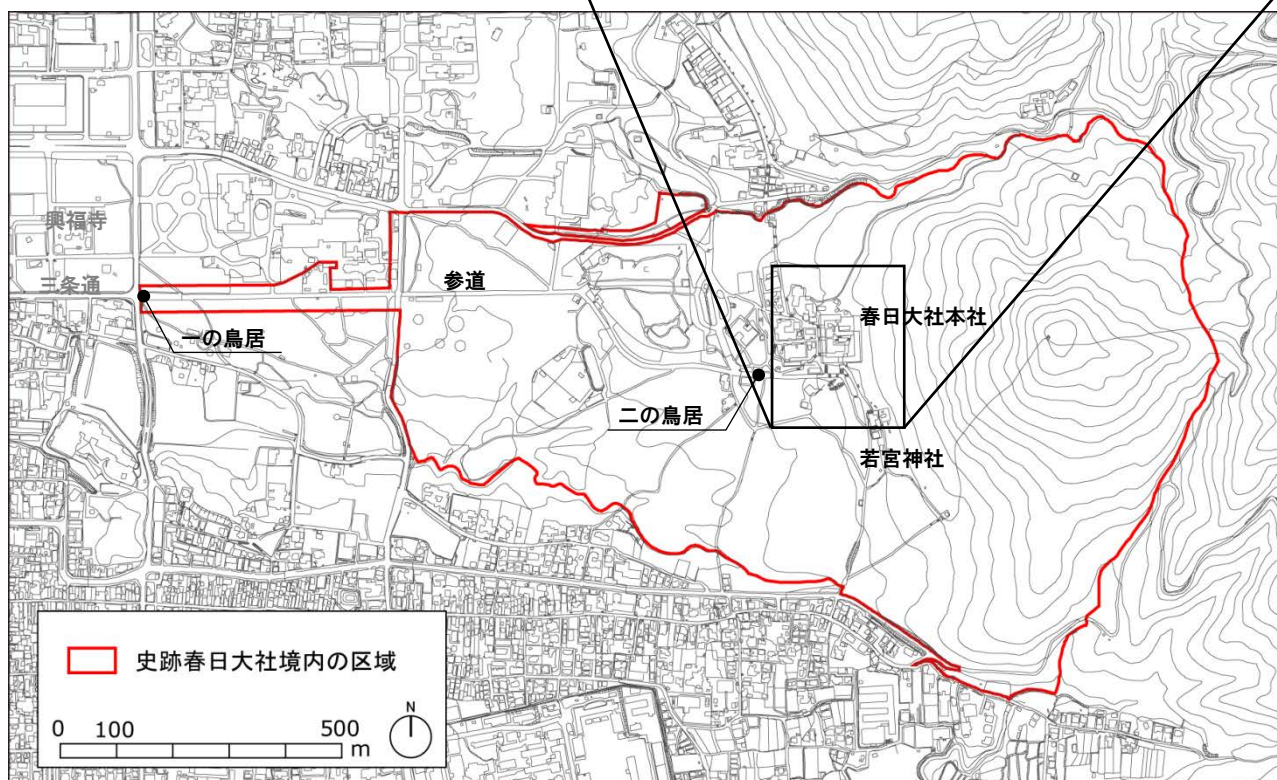
②春日大社の春日若宮おん祭

春日若宮おん祭は、7月1日の流鏝馬定に始まり、様々な行事を経て本宮（12月17日）のお渡り式、お旅所祭、そして12月18日の相撲・後宴能で締めくくられる一連の行事を総称した祭りである。春日大社摂社若宮社の祭りとして、春日大社境内を中心に奈良町各所を舞台に繰り広げられ、特に本宮とその前後の12月15～18日の期間は、春日大社や奈良町一帯は祭りの雰囲気満ち溢れている。

【春日大社本社と摂社若宮神社の概要】

春日大社は、神護景雲2年（768）、古来神聖視されてきた御蓋山の西麓に藤原氏により創建された。常盤国鹿島の神である武甕槌命、下総国香取の神である経津主命、河内国枚岡の神であり藤原氏の祖先神である天兒屋根命とその比売神の四神を祭る。摂社若宮神社は、保延元年（1135）に興福寺により創建された。長保5年（1003）に天兒屋根命と比売神との御子神として出現した天押雲根命を祭る。

広大な社地は、鬱蒼とした森林で覆われている。三条通東端の一の鳥居から東に緩やかな登り勾配の参道がまっすぐ続く。800mほど進むと参道は南側に緩やかに屈曲し、400mほどで二の鳥居に至る。二の鳥居をくぐり、両脇に石灯籠が林立する中を150mほど進む



春日大社配置図

と本社南門に至る。そこからさらに南へ100mほど進むと若宮神社の一郭に至る。

本社の神地は、東西約75m、南北約85mの廻廊で囲み、自然の地形を巧みに利用して建物を配置する。最も高い北東の一郭を御廊と瑞垣で区画し、4棟の本殿を南向きに並べる。一間社春日造、檜皮葺の本殿は、神社本殿建築の代表的な形式のひとつである「春日造」の最も典型的な例である。春日大社は、奈良時代の末に社頭を整えた後、平安時代に徐々に整備され、寺院建築の影響を受けて現在のような優雅な外観になったと考えられている。平安時代末には現在とほとんど変わらない境内景観となっていたとみられる。

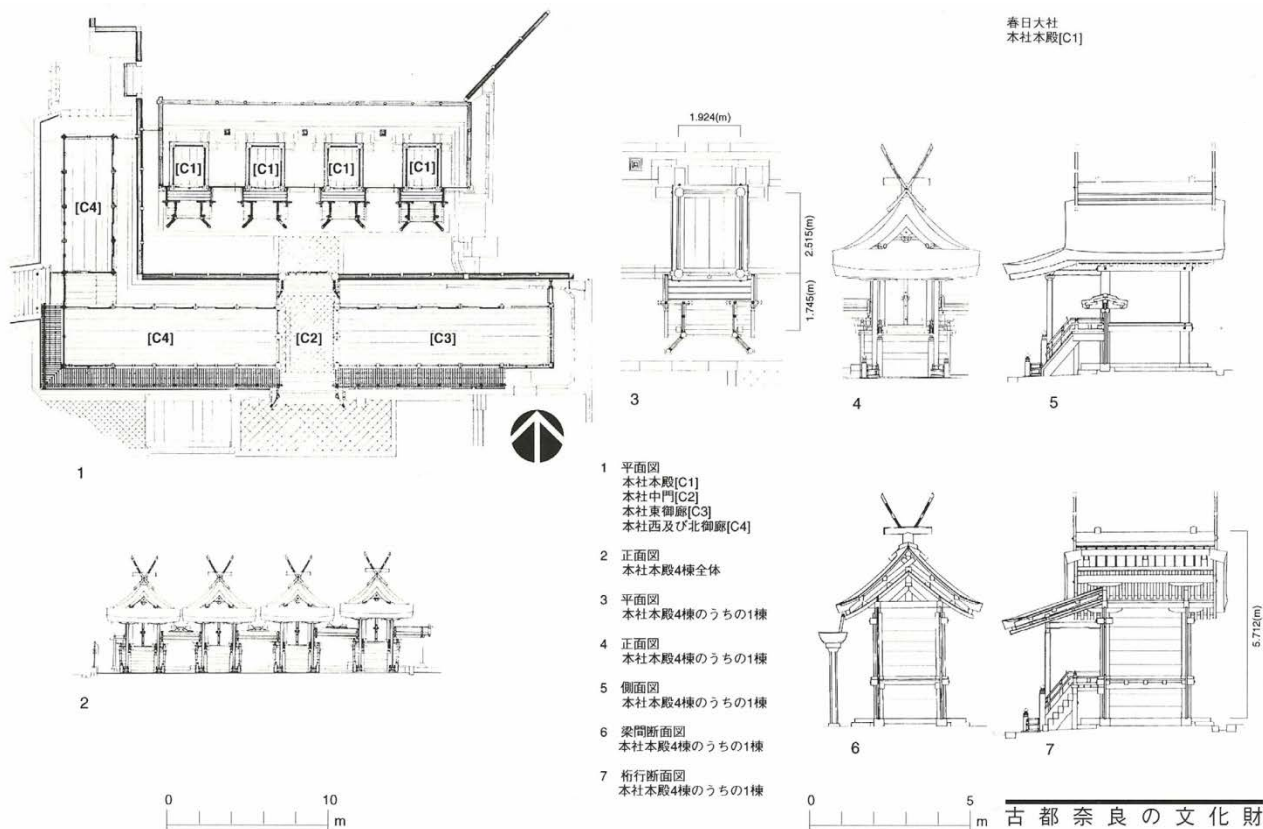
本社本殿の造替は、宝亀年間(770~781)に最初に行われ、以後、承暦3年(1079)までに10回行われたという(「御造替年序記」)。承暦3年は記録の裏付けがある最も古い造替があった年で、以後12年から26年間隔で造替された。平安・鎌倉時代の造替は、伊勢神宮のような式年ではなく、破損の都度行われた。貞治6年(1367)からは室町幕府によって造替されるようになり、応永14年(1407)以降は21年の式年とされた。室町時代末には戦乱のため間隔が開いたが、慶長18年(1613)に江戸幕府によって28年ぶりに造替され、以後20年の式年とされた。文久3年(1863)を最後に式年造替の制は廃されたが、明治以降は屋根の葺き替えと塗装の塗り替えを中心とする修理で造替に代えている。

造替の際には旧建物の様式が忠実に受け継がれており、各社殿は建築年代が新しいにもかかわらず古式を留める。平成28年(2016)は創建以来60回目の造替にあたり、本社本殿4棟ほか13棟の文化財建造物の保存修理をはじめ、多くの事業が進められている。

摂社若宮神社は、山腹の西斜面に位置し、一段高い東側に本殿、西側に拝舎と細殿及び神楽殿、一段低い南側に手水屋を配する。本殿は



平成7年度の本社本殿檜皮屋根の葺き替え(春日大社HPより)



春日大社本社本殿(「世界遺産 古都奈良の文化財」(奈良市、1999)より)

本社本殿とほぼ同規模・同形式の一間社春日造、檜皮葺で、正面に鳥居を構え、周囲を瑞垣で囲む。治承2年（1178）にはほぼ現状のように社殿が整ったと考えられている。若宮本殿も本社本殿とほぼ同時に造替されてきており、本社本殿と同じく文久3年（1863）の建物が現存する。



春日大社摂社若宮神社本殿

【 おん祭の歴史 】

春日若宮おん祭（以下、「おん祭」という。）は、平安時代後期の保延2年（1136）旧暦9月17日に、時の関白藤原忠通が天下泰平、五穀豊穰、万民和楽を祈願して始めた。若宮神主家に伝わる「若宮祭礼記」によると、保延2年のおん祭においても、社司や神人の乱声や、一つ物（馬長児）、細男、田楽、競馬、流鏑馬、相撲、舞楽が行われたことが記されている。

中世には、大和国を支配した興福寺が主催し、大和各地に勢力をもつ有力武士（大和武士）達が成長すると、彼らは興福寺の衆徒として祭りに参加するようになる。彼らの領民も、祭礼料や祭りの労役の負担などを通して祭りに関与するようになり、祭礼の時期も収穫を終えた11月に定着していった。そのため、祭りは国をあげて行われる大祭として執行され、大和で最も盛大な祭りとして「おん祭」と呼ばれ、民衆にも親しまれてきた。



春日若宮御祭礼絵巻「遷幸図」（江戸時代）（春日大社所蔵）

近世になると、江戸幕府が、興福寺を中心とする中世以来の祭礼の形式を守りながら、実質的にはおん祭を主催する立場に立って祭りを援助した。そのため、幕府や大名など封建権力側の官祭的色彩が強くなり、お渡りに大名行列が加わるなどの変化もみられた。近世のおん祭は、「春日神幸図」や「春日若宮御祭礼絵巻」、「春日大宮若宮御祭礼図」、「春日若宮御祭図屏風」など多くの絵画に描かれており、当時の様子を知る貴重な資料となっている。



大宿所遍照院御湯図（「春日大宮若宮御祭礼図」）

近代に入り、明治政府が神道を国家の宗教と位置づけて神仏習合を否定し、神社から仏教色を一掃したため、祭りを主催していた興福寺は一時廃寺同然となり、おん祭は春日大社のみで行うこととなった。このような状況に対し、奈良町の人々は、費用を集め、諸準備に協力するなど、祭りの存続に努めた。明治31年（1898）に奈良に市制が敷かれると、市が積極的に支援し、安定して祭りをを行う体制が整えられた。

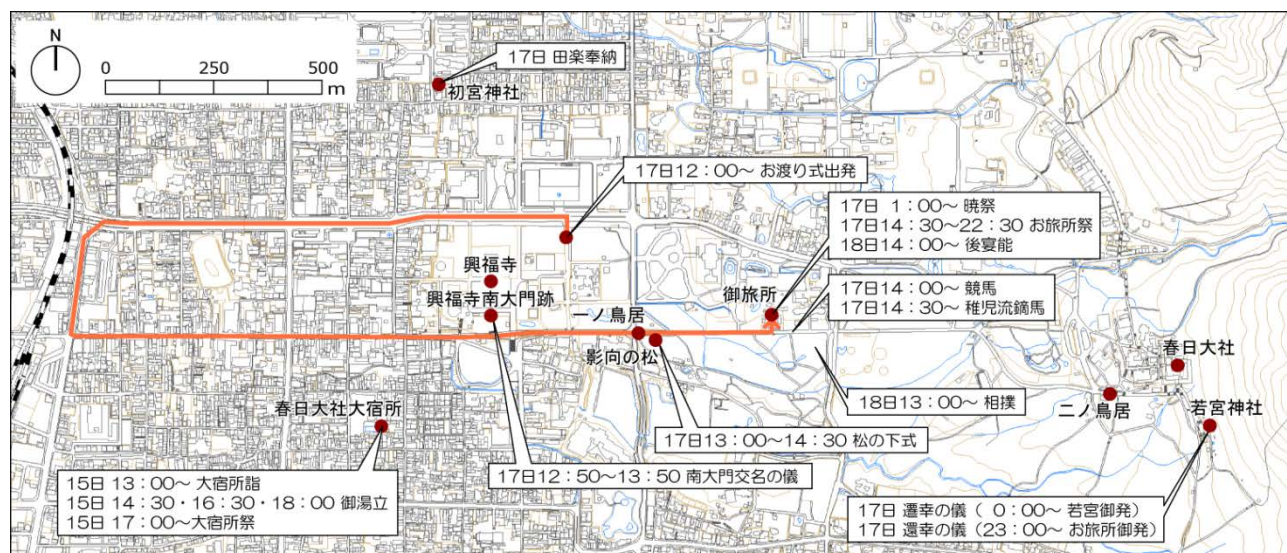
昭和20年（1945）8月の敗戦後、市が祭りの主催者になることは好ましくないという考えのもと、民間団体である奈良市文化協会が中心となって執り行われ、世相が落ち着きを取り戻してきた昭和24年（1949）には、あらためて奈良県商工会議所会頭を会長とする奉賛会が結成され、再度、安定して祭りをを行う体制が整えられた。昭和26年（1951）には「春日若宮おん祭」が県の無形文化財に、さらに昭

和 28 年（1953）には当時の文化財保護法の規定に基づき「おん祭（春日若宮おん祭の芸能）」が「助成の措置を講ずべき無形文化財」に選定され、文化財保護の観点からも保護、継承すべきものとして認知されてきた。昭和 54 年（1979）には、文化財保護法に基づき、「春日若宮おん祭の神事芸能」が重要無形民俗文化財に指定され、これを受けておん祭保存会が発足し、奉賛会の仕事を引き継ぐとともに「春日若宮おん祭の神事芸能」の保持団体となった。

昭和 60 年（1985）は、おん祭が始まって 850 年の記念すべき年であり、保存会では、明治以降途絶えていた行事のうち主要なものの復興に取り組んだ。たとえば興福寺南大門跡で行われた興福寺僧兵による「南大門交名の儀」や、流鏑馬、巫女による湯立などがこれにあたる。

平成に入ってから、保存会が中心となって、行事内容の充実を図りながら、おん祭の伝統を伝え、平成 26 年で 879 回目を迎える。

おん祭の祭日は、以前 11 月 26 日が例祭日であったが、明治 12 年（1879）から現在の 12 月 17 日に改められた。その前後の 12 月 15～18 日の期間には、春日大社の境内と奈良町の各所を舞台に、遷幸の儀・還幸の儀（於：若宮社～御旅所行宮）、御旅所祭（於：御旅所行宮）、松の下式（於：参道）、お渡り式（於：登大路、三条通など）、大宿所祭・大宿所詣（於：春日大社大宿所（餅飯殿町））、田楽座による初宮詣・田楽奉納（於：初宮神社（鍋屋町））などの数多くの行事が繰り広げられる。



春日若宮おん祭本宮前後（12月15～18日）の行事

【 おん祭の概要 】

ア) お渡り式までの行事

（春日若宮おん祭保存会発行「国指定重要無形民俗文化財 春日若宮おん祭」より抜粋、引用）

- ・ 7 月 1 日 流鏑馬定

明治維新までは毎年 6 月 1 日に興福寺の別会五師の坊に集まり、その年の流鏑馬の役を定める行事から若宮祭が始まるとされていた。維新後、流鏑馬が執行されなくなると共に、この行事も中止されていたが、昭和 60 年（1985）に復興された。

- ・ 10 月 1 日 縄棟祭

おん祭は毎年、若宮社から御旅所に若宮神を遷して行われる。神霊を臨時の場所に移して祭りをを行い、再び社殿に帰すという祭礼形式は、10 世紀後半に京都で始まったと考えられており、おん祭

は、この中世の祭礼形式をよく伝えている。

御旅所には、祭りのたびに行宮（仮御殿）が造られる。その起工式が「縄棟祭」であり、代々「春日縄棟座」^{かすがなわおねざ}として大柳生の片岡家が奉仕している。

早朝より雌松 52 本と縄 52 尋を用いて、若宮社の社殿とほぼ同じ大きさの行宮を組み上げ、お供えを献じて御幣が奉られる。

- ・ 撰日（平成 21 年は 11 月 29 日） 馬長児のお位うけ^{ばちやうのちご}

馬長児とは、興福寺の学侶（学問僧）の中から選ばれた馬長という役の者が奉仕させる稚児で、おん祭当日には法印権大僧都の位を受けられる。この日、五条袈裟と褌^{へんざん え}を着た稚児たちが興福寺で古式に則り別当より僧位僧官を受けられる。

- ・ 撰日（平成 21 年は 11 月 29 日） 装束賜りと精進入り^{しょうぞくたま}

おん祭に参勤する人々に、装束と参勤辞令を授与する行事。おん祭の当日に着用する装束を着用して、若宮社前でお祓いを受ける。この日より精進に入る家々は門口に榊の枝を掲げ、注連縄を張り、「春日若宮御祭礼致齋之事」^{かすがわかみやごさいれいしさいのこと}と墨書された神事札を立てて、祭までの期間、精進潔斎して過ごす。

- ・ 12 月 15 日 大宿所祭^{おおしゆくしょさい}

大宿所（餅飯殿町）は、大和士の諸役の人たちが精進潔斎のために参籠する場所である。お渡り式で用いる装束や用具などがところ狭しと並べられる。また、「献菓子」という特殊な御供や、「稚児の餅」という流鏝馬勤仕の稚児よる御供など、特色ある供え物も並べられる。

大宿所祭では当日、午後 2 時半からは地元各商店街による大宿所詣の一行のために、午後 4 時半からは旧儀による大和士のために、又午後 6 時から是一般参拝者のために、それぞれ「み湯」（湯立神楽）が行われる。湯立巫女の腰にまく「サンバイコ」は、安産の霊験あるものとされ、そのための参拝者も多い。また、おん祭の名物料理「のっぺ汁」が地元商店街の人たちの手によって振舞われ終日大宿所内は活況を呈する。午後 5 時より、おん祭の無事執行を祈願して大宿所祭が行われ、おん祭当日のお渡り式の衣装なども展示される。

- ・ 12 月 16 日 宵宮祭と宵宮詣

午後 2 時からの宵宮祭に先立ち、2 時頃に大和士が流鏝馬児と共に祭礼参勤の無事を祈る宵宮詣で行われる。

宵宮祭は、翌 17 日に行われる遷幸の儀に先立ち若宮神前に「御戸開の神饌」を供えて、祭典の無事執行を祈る。宵宮祭のあと、若宮御殿は白の「み幌」^{とばり}で覆われる。

午後 3 時からは田楽座により本社と若宮社において田楽が奉納される。



縄棟祭（春日大社 HP）



馬長児のお位うけ（春日大社 HP）



装束賜りと精進入り（春日大社 HP）



み湯立（奈良市観光協会 HP）



大宿所祭（春日大社 HP）



宵宮祭（春日大社 HP）

・12月17日 遷幸の儀

午前0時に、若宮神を本殿よりお旅所の行宮へとお遷しする。古来よりその行列は秘儀とされ、現在も境内、参道ともすべての灯火を消し、浄闇の中で執り行われる。参列する者も写真はもちろん、懐中電灯を点すことも慎まなければならない。

若宮神に供奉する神職達は、榊の枝を以て神霊を十重二十重に囲んでお遷しするという古式の作法が伝えられている。また、全員が「ヤー、ヤー」という警蹕の声を発し、楽人たちが道楽^{きょうらんらく}の慶雲楽を奏でてお供をする。

・12月17日 暁祭

若宮神が行宮に遷されると、午前1時頃から執行される。行宮の前には神を迎えた事を示す植松が立てられ、御殿の正面中央には瓜灯籠がかすかな光を投げかけ、その神前には、海川山野の品々が供えられる。旧称宜大宮家より古式による「素合の御供」が奉られ、宮司の祝詞に続いて社伝神楽が奏せられる。

・12月17日 本殿祭

春日大宮と御旅所へ「御留守事の神供」を奉る行事で、古くは「御留守事^{おるすこと}」と称した。平成20年(2008)に復興された。

イ) お渡り式

12月17日の正午から、祭りに参加する人々や芸能を奉納する芸能団体がお旅所へ向かう「お渡り式」が行われる。

お渡りの行列は、旧興福寺境内にあたる奈良県庁前広場を出発し、登大路へ出て西へ下る。登大路は、かつての平城京の左京三条五～七坊(外京)の中間に通じる東西道路であり、現在は奈良市の東西のメインストリートである大宮通の延長にあたり、沿道には、昭和40年(1965)に建てられ公共建築百選にも選ばれている奈良県本庁舎をはじめ、官公庁施設や商業・業務ビルが数多く建ち並ぶ。寺院や町家も点在し、奈良の歴史の一端を伺い知ることができる。

行列は油阪交差点を南に折れ、JR奈良駅前交差点を東に折れて三条通に入る。三条通は、平城京の三条大路を継承する道筋であり、東端は春日大社参道へとつながっている。明治25年(1892)の大阪鉄道(現関西本線)開通にともなって拡幅されたが、沿道には、浄教寺(山門などが国登録有形文化財)などの寺院、ぜいたく豆本舗(国登録有形文化財)や一心堂などの伝統的町家、大正15年(1926)建築の南都銀行本店(国登録有形文化財)、さらに近年の商業建築などが建ち並び、歴史の折り重なった道筋となっている。行列は、古来神聖視され、鹿島の神である武甕槌命(春日大社本社第一殿の祭神)が白鹿に乗って降臨した場所とされる御蓋山を正面に望みながら進む。春日信仰の歴史を象徴的に感じさせる情景である。行列はまっすぐ東進し、興福寺南大門跡に至る。南大門は享保2年(1717)に焼失したが、門跡前には寡頭姿^{かとうさ}の興福寺衆徒が並び、その石段下で南大門交名の儀が行われる。これは衆徒による行列検



暁祭(春日大社HP)



奈良県庁



ぜいたく豆本舗



南都銀行本店



一の鳥居・御蓋山への眺望

春日大社一の鳥居をくぐって春日大社境内に入ると、すぐ右手（南側）にみえる神木「影向の松」のもとで「松の下式」を行う。松の下式は、各芸能集団がお旅所に入る前に芸能の一節を披露する行事であり、「影向の松」の下には稚児が座って芸能を観覧する。なお、稚児の観覧は明治以降なくなっていたが、平成 15 年（2003）に復興したものである。行列は、それぞれ松の下式を終えると東に進み、参道北側に設けられた若宮神社の御旅所に入っていく。

[illegible]

・第一番 ひのつかい 日使

後には緋色の衣冠に山吹の造り花を冠に挿したお供の陪従（楽人。二人）が続き、松の下式では馬上で短い曲（音出し）を奏する。

・第二番 巫女^{みかんこ}

風流傘を差しかけられた春日大社の「巫女」(捍殿八乙女^{はいでんのやとおめ})が騎馬で進む。その後ろは「御蓋」と呼ぶ錦の袋で、これは春日明神が影向された時に用いたと伝えられている。続いて「辰市神子」^{たついちのみこ}「郷神子」^{ごうのみこ}「八嶋神子」^{やしまのみこ}「奈良神子」^{ならのみこ}が参勤する。

・第三番 細男・相撲^{せいのお すもう}

「細男」の一座は6人からなり、浄衣(白衣)姿で騎馬で進む。御旅所では神功皇后の伝説に因む独特の細男の舞を演じる。松の下では馬上で「袖の捍」をする。後には、細纒老懸の冠に赤や緑の袍を着た十番力士行司・支証が続く。

・第四番 猿楽^{さるがく}

「猿楽」は能楽の古名である。現在は金春座が出仕しているが、もとは観世・金剛・宝生を含めた大和猿楽四座が出仕し、おん祭はその格式高い競演の場として有名であった。松の下式では「開口」「弓矢立合」「三笠風流」を演じ、お旅所入口では金春大夫が「埒明け」^{らちあ}を行う。

・第五番 田楽^{でんがく}

「田楽」の一座は、華やかな五色の御幣を先頭に、綾藺笠をつけ、編木・笛・太鼓を手にした座衆が進む。奈良一刀彫の起源といわれる人形を飾った大きな花笠を頭上に乗せた笛役の二藺^{ろう}はひととき人目を引く。田楽座は、おん祭で行われる芸能のうちで最も興福寺が力を入れて奉納した芸能集団で、かつては祭り当日までの様々な行事に加わっていた。現在も松の下・お旅所の芸能奉納のほか、12月16日の本社及び若宮社への宵宮詣、12月17日のお渡りに先立って行く初宮神社(鍋屋町)への初宮詣で、田楽芸能の奉納を繰り広げる。松の下式では「中門口」「刀玉」「高足」を演じ、お旅所ではそれに加えて「もどき開口、立会舞」を演じる。

・第六番 馬長児^{ばちやうのちご}

「馬長児」は、山鳥の尾を頂に立てたひで笠をかぶり、背中に牡丹の造り花を負う稚児で騎馬で進む。後には、五色の短冊をつけた笹竹を持ち、龍の造り物を乗せた龍蓋をかぶり、腰に木履を一足吊り下げた特色ある出で立ちの従者が二人ずつ従う。これは「一つ物」と呼ばれるが、もとは児そのものが「一つ物」ではなかったかと言われる。従者の龍蓋は五穀豊穰を願い雨乞いを祈る意味が込められていると口伝されており、若宮信仰が龍神信仰と重なっていたことがうかがえる。

・第七番 競馬^{けいば}

「競馬」の一行は、赤と緑の錦地の櫛襦装束^{りやうとうしょうぞく}に身を固め、細纒冠^{さいえいのかんむり}



巫女(保存会発行冊子)



細男・相撲(保存会発行冊子)



猿楽(保存会発行冊子)



田楽(保存会発行冊子)



馬長児(保存会発行冊子)



競馬(保存会発行冊子)

をつけて進む。かつては、五双（2 騎ずつ 5 回）が、参道の馬出橋から馬止橋の区間を疾走した。現在は馬出橋から出発し、お旅所前の勝敗榊までの区間で勝負を競う。競馬の左右の馬の勝敗によって、お旅所の舞楽、左舞の蘭陵王と右舞の納曾利の奉納順が決められる。

・第八番 流鎗馬

おん祭の流鎗馬は稚児による流鎗馬で、中世には大和国内の武士団から出された。赤の水干に「笠」をかぶり、背に箆を負い重簾の弓を手にした稚児が「揚児」、白の水干が「射手児」である。現在はお渡り行列がお旅所に到着後、「揚児」を先頭に三騎の稚児が、順に旧儀のとおり「祝投扇」の所作の後に一の鳥居から参道を走り出し、一の的より三の的まで順次射ながら進む。

・第九番 将馬

「将馬」は、神前に馬を献じた古習を示すものとされる。かつて大和に領地をもつ大名より奉った引き馬の名残で、馬上には人を乗せず、その名の示すように、かつては馬をはやして勇みたせた。

・第十番 野太刀他

長さが 5.5 メートルほどもある大きな「野太刀」や「中太刀」、「小太刀」、「薙刀」、「数槍」など武具の作り物の行列で、その偉観は風流行列の趣をよく伝える。これらは流鎗馬の時に参道左右に立てられる。

・第十一番 大和士

流鎗馬を奉納した大和武士の伝統を受け継ぐ一団で、「願主役」、「御師役」、「馬場役」などからなる。かつて、大和の武士団は六党に分れて交代で願主人等を勤めていたが、豊臣秀吉の全国制覇後は六党の一つ長谷川党、明治維新後は旧神領の人々がこれを勤めている。

・第十二番 大名行列

江戸時代からお渡りに加わった。大和国内の郡山藩・高取藩などの諸藩が供奉した。明治以降は有志により続けられたが、一時衰退していたものを昭和 54 年（1979）に大名行列保存会が結成されて復興した。「ヒーヨイヤナー」「ヒーヨイマカセー」「エーヤッコラサノサー」の掛け声とともに毛槍を振るなどの奴振りの所作は、見る者を楽ませる。その後、子供大名行列も加わり、お渡りの最後をしめくくるにふさわしい規模と内容を整えている。

ウ) お旅所祭

12 月 17 日午後 3 時頃から始まる。神職による祭典の後、午後 11 時頃まで芸能が奉納される。これらの芸能は、日本の芸能の源流を様々に示し、おん祭の大きな見どころでもあり重要無形民俗文化財に指定されている。



流鎗馬（保存会発行冊子）



将馬（保存会発行冊子）



野太刀他（保存会発行冊子）



大和士（保存会発行冊子）



大名行列（保存会発行冊子）

神楽からはじまり、東遊び、田楽、細男、神楽式、和舞、舞楽が次々と上演される。お旅所前の参道では競馬や稚児による流鏑馬が行われる。

・^{かぐら}神楽

春日大社の巫女による神楽は「社殿神楽」とも呼ばれ、その起源が平安時代初期の延喜年間（901～923）に遡る舞である。

正装した六人の巫女が、「進み歌」に合わせて、檜扇を胸にかざし、先ず二人舞の「神のます」、次に白拍子舞の進み歌「鶴の子」に合わせて一の巫女が舞台に進み出で一人舞の「松のいはひ」を舞う。次に六人舞の「宮人」、四人舞の「祝言」が舞われ、「立ち歌」によって退場する。お旅所における神楽は、春日大社の多くの祭典で行われる神楽のなかでも最も大儀で華やいだもので、その装束も最も格式あるものを用いる。



神楽（保存会発行冊子）

・^{あずまあそび}東遊

「東遊」は、^{あのかんてんのう}安閑天皇の御代、^{うどはま}駿河国の有度浜に天女が降り、舞い遊んだという故事から起った東国の風俗舞といわれる。おん祭の「東遊」は、子どもが舞う珍しいもので、青摺の袍に太刀を佩き、^{するがまい}巻纓冠をいただいた舞人四人（童児）が凛々しく「駿河舞」と^{もとめごまい}「求子舞」の二曲を舞う。



東遊（保存会発行冊子）

・^{でんがく}田楽

「田楽」はおん祭が行われた当初から奉納されている芸能で、世阿弥も 12 才の時におん祭の装束賜りの行事で、喜阿弥が田楽の能を舞うところを見て感服したと、後に「申楽談義」で述べている。

最初に五色の大幣各一束が神前に献じられる。次いで「中門口」の囃子を奏し、曲芸の「刀玉」「高足」の後、「もどき開口、立合舞」という短い能が演じられる。



田楽（保存会発行冊子）

・^{せいのお}細男

「細男」は、白い浄衣を着し、白い布で顔を隠した 6 人の舞人が、小鼓と笛の音にあわせて、袖で顔を覆う所作をしながら進んだり、退いたりする独特の所作を繰り返す舞である。舞人は 2 人が小鼓を胸から下げ、2 人が笛役、2 人が素手である。

細男は神功皇后の故事にちなむ八幡神系の芸能と考えられている。所作や楽器の演奏も素朴なものであるが、独得の雰囲気がかもし出す舞で、わが国の芸能史のうえでも他に例のない貴重なものである。



細男（保存会発行冊子）

・^{かぐらしき}神楽式

「神楽式」は、新年や大事な演能会・神事の能のはじめには必ず行われ、天下泰平を祈願する儀式である「翁」を略式にしたものである。シテ（主役）の翁と三番三が、白の狩衣（浄衣）に白の大口をはき、面を付けずに舞う。



神楽式（保存会発行冊子）

明治元年（1868）に金春広成が、金剛氏成と協議の上定められ、おん祭お旅所神前の特別な翁として現在に至っている。

・和舞^{やまとまい}

「和舞」は大和の風俗舞で、春日社では古くから行われてきた。現在、神主舞が4曲、諸司舞8曲及び進歌・立歌・柏酒歌・交替歌・神主舞前歌などが伝えられており、近年のおん祭では神主舞1曲、諸司舞2曲が舞われる。

神主舞は1人または2人で、諸司舞は4人または6人で舞われる。舞人は巻纓の冠に榊の枝や檜扇をもち、青摺の小忌衣をつけ虎皮の尻鞆で飾られた太刀をはく。諸司舞の四段以降は小忌衣の右袖をぬぎ、歌方は和琴・笏拍子（歌）^{ひちりき}・神楽笛・箏篳及び付歌・琴持にて行われる。

・舞楽^{ぶがく}

「舞楽」は、飛鳥・白鳳から奈良時代にかけて大陸から伝えられ、のちに日本で作られたものも含めて、左舞（唐楽）と右舞（高麗楽）に整理されわが国で大成した芸能である。左舞は中国や印度支那方面から伝えられたもので、赤色系統の装束を着け、右舞は朝鮮地方や渤海国などから伝えられたもので、緑色を基調とした装束で舞われる。普通、左舞・右舞を一对とする番舞で行われ、おん祭では5番、10曲が舞われる。舞楽は本来、寺院の法会で舞われる芸能であるが、おん祭では舞楽奉納が奉納芸能の半分近くを占めている。このことは、おん祭が、興福寺を中心として行われた祭礼であったことを物語る。



和舞（保存会発行冊子）



舞楽（保存会発行冊子）



舞楽（保存会発行冊子）

エ）お旅所祭後の行事

・還幸の儀^{かんこう}

若宮神はまる一日を越えて御旅所に留まっていはいけないことになっている。よって「遷幸の儀」と「還幸の儀」の間は24時間以内でなければならない。「還幸の儀」は12月17日午後11時頃から12月18日午前0時までに執り行われる。

遷幸の儀と同じく大松明が道を清め、沈香の香りが漂う中を警蹕^{けいひつ}の声と共に若宮社に向けて進む。遷幸の儀に比べ、還幸の儀の道楽（旅情をお慰めする音楽）は、テンポもやや早めとなる。

若宮社では、待太鼓が打ち鳴らされ、その太鼓の音と道楽のしらが重なり合うなかを、若宮神は無事に御殿へと鎮る。

最後に神楽殿において巫女による神楽が静かに奏せられ、これをもっておん祭は終了する。

・相撲と後宴能^{すもう ごえんのう}

現在は、お旅所祭の翌日、12月18日の午後1時からお旅所南側の特設土俵で「相撲」が行われる。かつては真剣な勝負がなされたが、中世には儀式化されていたと考えられている。勝者には



還幸の儀（春日大社 HP）



相撲（保存会発行冊子）

褒美の掛布が肩から掛けられる慣わしがある。

御旅所では、関係者への慰労を兼ねて能が行われる。これは祭礼行事ののちの法楽能の伝統を今に伝えるもので、江戸時代までは猿楽四座と田楽座が出演した。現在は金春座により能2番、狂言1番が演じられる。

【 祭礼・行事の情景 】

春日若宮おん祭は、7月から12月の6ヶ月にわたり、奈良町全体を巻き込んだ盛大な祭りであり、奈良町の人々の生活のなかに息づくとともに、古くから続く大和国をあげた祭りとして、その伝統を現在に伝えている。

自然に溶け込んだ春日大社の社殿や境内を舞台に執り行われる遷幸の儀、還幸の儀では神職の警蹕の声や鼓、笛の音が闇夜の静寂が包む春日野に響き、神聖な雰囲気満ちている。一方、お渡り式では、伝統的な衣装を身にまとった渡御行列の集団が、歴史的な建造物が残る奈良の市街地を進んでいく。その姿を一目見ようと、多くの地元奈良町の人たちや観光客が集まり、大変な賑わいをみせる。特に平城京の三条大路や江戸時代の暗越大阪街道とも重なる三条通りを東進する道筋では、行列は春日社の神山御蓋山を正面に見ながら、賑やかな商店街を抜けていく。興福寺南大門跡、春日大社一の鳥居と進むにしたがい、興福寺・春日大社境内の樹林の緑が徐々に沿道を覆っていき、神域である影向の松、御旅所に至るといふ景観の変化が顕著に見られる。そして一の鳥居をくぐった参道で行われる松の下式、お旅所で行われるお旅所祭では、周囲を取り囲む樹林によって外界と遮断された神聖な舞台において、古くから受け継がれた芸能集団による芸能が奉納される。

このように、春日若宮おん祭において行われる様々な神事や芸能は、春日大社境内や奈良の市街地などの歴史的な建造物と、周囲の自然環境とが織りなす歴史的風土を舞台として執り行われ、奈良の人々が古くから抱いてきた信仰や自然崇拝の念を感じることができる。

③興福寺・春日大社の薪御能

興福寺・春日大社の薪御能は、両社寺を舞台に、5月第3金・土曜日の2日間にわたって行われる。

【興福寺と春日大社の概要】

興福寺は、天智天皇8年(669)、鏡女王が夫である藤原鎌足の病気回復を祈願して諸仏を安置するために建立した山階寺を起源とする。山階寺は飛鳥に移されて厩坂寺となり、平城京の造営に伴い鎌足の子である藤原不比等によって現在地に移され、興福寺となった。

興福寺は、平城京左京三条七坊の台地上にあって16町の寺地を占めていた。正門である南大門は三条大路(現三条通)に面し、東・西・北面にはそれぞれ2箇所の門があった。重層の中金堂の他に単層の東西金堂があり、中金堂後方の講堂を囲んで三面僧房を配していた。僧房東側には、前面に細殿を配した食堂があった。

中心伽藍は平安時代から室町時代の度重なる火災にもその都度再建されてきた。しかし、享保2年(1717)の火災で東金堂、五重塔、大湯屋、北円堂、三重塔、食堂等を残して焼失した後は、南円堂は寛保元年(1741)に再建され、中金堂も文政2年(1819)に仮堂として再建されたが、西金堂や講堂、南大門は再建されなかった。明治期には廃仏毀釈により一時廃寺となり、明治7年(1874)には食堂が撤去された。

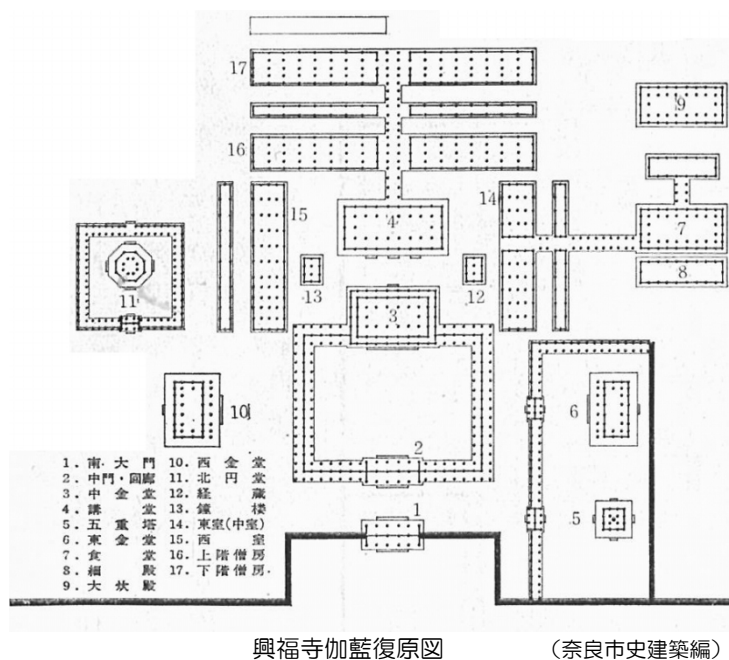
現在は、治承4年(1180)の兵火後に再建された北円堂、三重塔、応永18年(1411)の火災後に再建された東金堂、五重塔、大湯屋、享保2年(1717)の火災後に再建された

南円堂、昭和34(1959)に食堂跡に建てられた国宝館がある。仮堂であった中金堂は平成12年(2000)に解体され、再建(平成30年(2018)落慶予定)が進められている。境内東側には本坊、三条通を挟んだ境内南東側に天正8年(1580)再建の菩提院大御堂がある。

春日大社の概要についてはおん祭の項で述べたのでここでは省略する。

【薪御能の歴史】

興福寺西金堂跡には「薪御能発祥の地」の碑が建てられている。興福寺国宝館に祀られている阿修羅



興福寺伽藍復原図

(奈良市史建築編)



現在の興福寺の堂塔

像をはじめとする天平の諸尊は、元々、東金堂に正対する西金堂に安置されていたものである。その西金堂において、貞観 11 年（869）、修二会が始められた。薪猿楽（薪御能）は、その修二会における行事として始められたとされている。

興福寺の法要は全て春日大社の神々の擁護を仰ぐものであるとされる。西金堂の修二会で用いる篝火などに使う薪はみ仏にささげる神聖なものとして、神山である春日山の花山から運ばれた。薪猿楽は、その薪を迎える「薪迎え」と呼ぶ儀式を猿楽に真似させて神事芸能としたものだという。よって、そうした歴史を背景とする興福寺・春日大社の薪御能は、あくまで神仏に対する信仰に根ざす伝統行事であり、近年、全国各地で開催されている薪を焚いて演じる野外能の薪能とは、基本的に性格が異なるものである。

薪猿楽が何時から開始されたかははっきりしない。建長 7 年（1255）の記録が薪猿楽の名称の初出とされるが、すでに鎌倉時代初期には演じられていたと考えられている。南北朝の動乱にともない、興福寺修二会の延引や中止が続き、薪猿楽も上演の時期が定まらず、猿楽の役者が誰も参勤できない事態も発生した。そのため、薪猿楽を修二会と切り離して、2 月に執行することが新たに定められた（「申楽談儀」）。室町時代になると「大乘院寺社雑事記」や金春禅竹の「円満井座壁書」などによって、行事の様子を窺うことができる。それらによると当時の薪猿楽は、次のような日程で行われている。

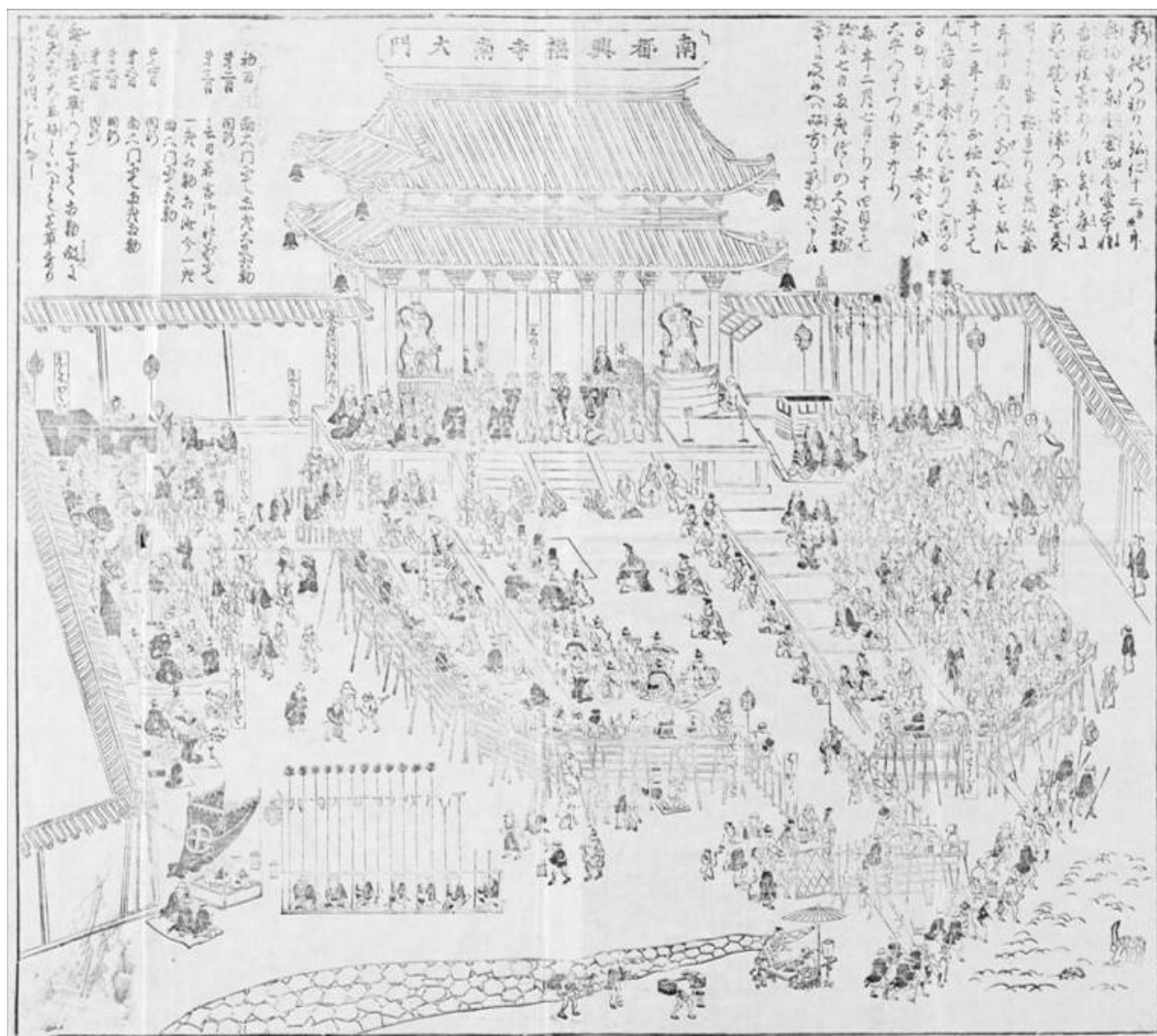
- （1）2 月 5 日 春日大宮社頭において式三番（呪師走り）
- （2）2 月 6 日から七日間 興福寺南大門で猿楽（門の能・薪能）
- （3）第三日（原則 2 月 8 日）から四日間 春日若宮社頭で一座ごとの猿楽（御社上がり）
- （4）2 月 10 日前後の二日間 一条院または大乘院で二座ずつ猿楽（別当坊猿楽。不定期）

ところで薪猿楽に出演したのは、金春・金剛・観世・宝生の大和にゆかりの深い四座であった。これは薪猿楽を主催したのが、興福寺の衆徒で、彼らは大和各地の在地領主であったことから、自分たちの所領近くで活躍していた猿楽座を庇護し、積極的にこれらを薪猿楽に出勤させたことによると考えられる。室町時代初期には、磯城郡・結崎の観世座、法隆寺に所属した坂門の金剛座、桜井の山田寺に所属した外山の宝生座、十市郡・竹田の金春座の大和猿楽四座が成立し、やがて金春禅竹や観阿弥・世阿弥父子らが出て、猿楽は芸術の域に高められ、能として大成されていくことになる。

江戸時代の薪猿楽は、寛文 2 年（1662）の幕府の方針により、観世座の参勤が免除となり、残り三座の中から二座が交替で参勤することとなった。また幕府から両神事（薪猿楽・若宮祭）への参勤料五百米を支給することも決められた。これは猿楽が江戸幕府の式楽となり、大和猿楽四座も根拠を江戸や駿府に遷して幕府の御用を務めることが多くなったことの影響と考えられる。期日も興福寺南大門の猿楽（門の能）が 1 日遅く 2 月 7 日から始まることが定着する。また一乗院・大乘院で行われた「別当坊猿楽」はなくなった。このように行事の規模は、前代に比べると幾分縮小されたが、奈良町の人々にとっては人気の行事として定着した。見物のための鞍掛と呼ぶ棧敷席が設けられ、席の権利を持つ有力町人や衆徒がその席を貸し出した。

明治時代になって神仏分離令が発令されると、薪猿楽を主催していた興福寺が廃寺同然となり、薪猿楽も中止せざるを得ない状況となった。それでも断続的に明治 2 年（1869）、明治 3 年（1870）、明治 13 年、21 年、24 年、明治 28 年に規模や形式は簡略化しながらも開催された。これは長年薪猿楽や若宮祭で能に親しんできた奈良の人たちには、金春流の仕舞や謡、大蔵流狂言を習う人も多く、奈良の人々のなかに薪能が深く根付いていたことによる（薪猿楽は明治以後は薪御能と呼ぶことが定着する）。しかし明治 28 年（1895）の後、暫くは行うことができず、その後開催されたのは約半世紀を経た昭和 18 年（1943）5 月 7 日・8 日であった。これは興福寺貫首らの努力で昭和 17 年（1942）に奈良興福会の結成

があり、同会の設置目的に「興福寺伽藍再興等ニ往古ノ諸議式ヲ復興シ益々皇道ノ宣揚日本精神ノ作興ヲ図ル」とあって、興福寺伽藍の復興と薪御能などの往古の諸儀式の復興が図られたためである。なお、薪御能は、翌昭和 19 年（1944）4 月 4 日・5 日にも行われた。これら第 2 次大戦中の復興は、いずれも南大門の儀のみの実施であった。



南都興福寺南大門 薪能之絵図 正徳 5 年（1715）（奈良県立図書情報館蔵）

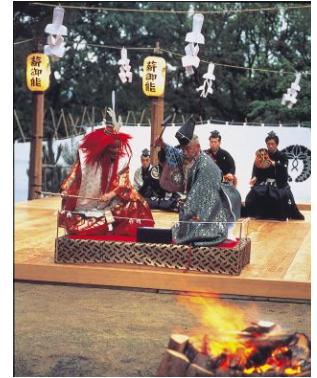
戦後、昭和 21 年（1946）9 月 15 日に、萬灯籠神事と合わせて春日神事能復興奉納会によって、御社上りの儀が行われた。昭和 22 年（1947）から 25 年（1950）までは、10 月 1 日に呪師走りの儀と御社上りの儀が行われ、昭和 26 年（1951）には、奈良県主催で南大門の儀が復活した。その後、昭和 27 年（1952）からは、奈良県・奈良市・興福寺・春日大社の共催により、呪師走りの儀、御社上りの儀、南大門の儀が四座が出演して開催され、古儀に近い形で行われるようになる。実施の時期は、東西両金堂の修二会に因み、新暦の 3 月 14 日・15 日とされた。そして昭和 36 年（1961）に薪御能保存会が結成され、以後は保存会が主催する形になり、期日も 5 月 11・12 日に改められた。なお期日は平成 23 年（2011）から 5 月第 3 金・土曜日になった。

このように、かつては 7 日間行われていた演能が 2 日間になるなど規模は縮小されながらも、呪師走り、南大門薪能、御社上りという薪御能の根幹となる行事は今日も変わりなく、1,000 年を超える伝統を現在に伝えている。

【 薪御能の概要 】

現在の薪御能は、1 日目（5 月第 3 金曜日）は、11 時から春日大社舞殿において「呪師走りの儀」、17 時 30 分から興福寺南大門跡において「南大門の儀」、2 日目（5 月第 3 土曜日）は、11 時から春日大社摂社若宮社拝舎において「御社上りの儀」、17 時 30 分から興福寺南大門跡において「南大門の儀」が行われる。

「南大門の儀」の舞台となる興福寺南大門は現存しないが、門の基壇は、現在の三条通りより約 5m も高い高台に位置し、その規模は地覆石や抜き取り溝の遺構から、東西 31.0m、南北 16.7m、東南隅の高さ 1.4m と推定されており、享保 2 年の焼失前は、三条大路からは見上げるような高く重厚な南大門が、威容を誇っていたものと考えられる。



薪御能

ア) 呪師走りの儀

1 日目の「呪師走りの儀」は、神職が神饌を供した後、呪師走りの翁（金春流）が舞われる。この翁は 1 年 12 ヶ月の景物を謡って天下泰平を寿ぐ「十二月往来」と「父ノ尉延命冠者」という特別な演出による翁である。シテが謡をうたった後、露払いとして千歳が舞う。次にシテは白い翁面をつけて神聖な翁となる。「十二月往来」では、延命冠者、父尉も翁面をつけて三翁立合の舞いとなる。そして黒い翁面（黒色尉）をつけた三番叟による、五穀豊穰を祈る躍動感のある舞が舞われる。呪師走りの儀が終了すると直会殿に昇殿し、呪師走りの儀を陪観していた宮司から神饌が下行される。

「呪師走りの儀」が奉納される春日大社舞殿は、春日大社南門をくぐった正面に位置する幣殿と一体となった建物である。江戸時代前期の慶安 3 年（1650）～慶安 5 年（1652）の建築で、重要文化財に指定されている。桁行 5 間、梁行 3 間で、東側 2 間を幣殿といい、西側 3 間を舞殿という。幣殿は御幣物を一旦納める建物であり、舞殿は宮中伝来の御神楽を行うための建物である。屋根は切妻造り檜皮葺で、北側 1 間が身舎、南側 1 間が底となっている。全面建具も壁もなく、吹放ちになっている素木造りの簡素な建物で、組物は舟肘木、虹梁の上に扱首を組んで屋根を支えている。身舎の一部に小組格天井を張っている。



春日大社本社幣殿・舞殿

イ) 御社上りの儀

2 日目の「御社上りの儀」では、能が奉納される。奉納される演目は年によって異なる。神に向かって演じられるため、神殿を背にして、橋掛^{はしかかり}などが逆勝手になっている。能の奉納が終わると神楽殿へ昇殿し、そこで金春太夫に酒樽が下行される。

「御社上りの儀」が奉納される春日大社摂社若宮社の拝舎は、若宮社の鳥居の西に位置する。拝舎の西側には、中 1 間の御廊を挟んで、南北に棟を通した細殿（北側 3 間）と神楽殿（南側 6 間）がある。拝舎と細殿、神楽殿は、屋根がひと続きの一連の建物である。拝舎は床が土間で、面取り角柱に舟肘木、屋根は切妻造り、檜皮葺の建物で、四方ともに吹放ちになっている。文久 3 年（1863）に建てられた建物であり、重要文化財に指定されている。



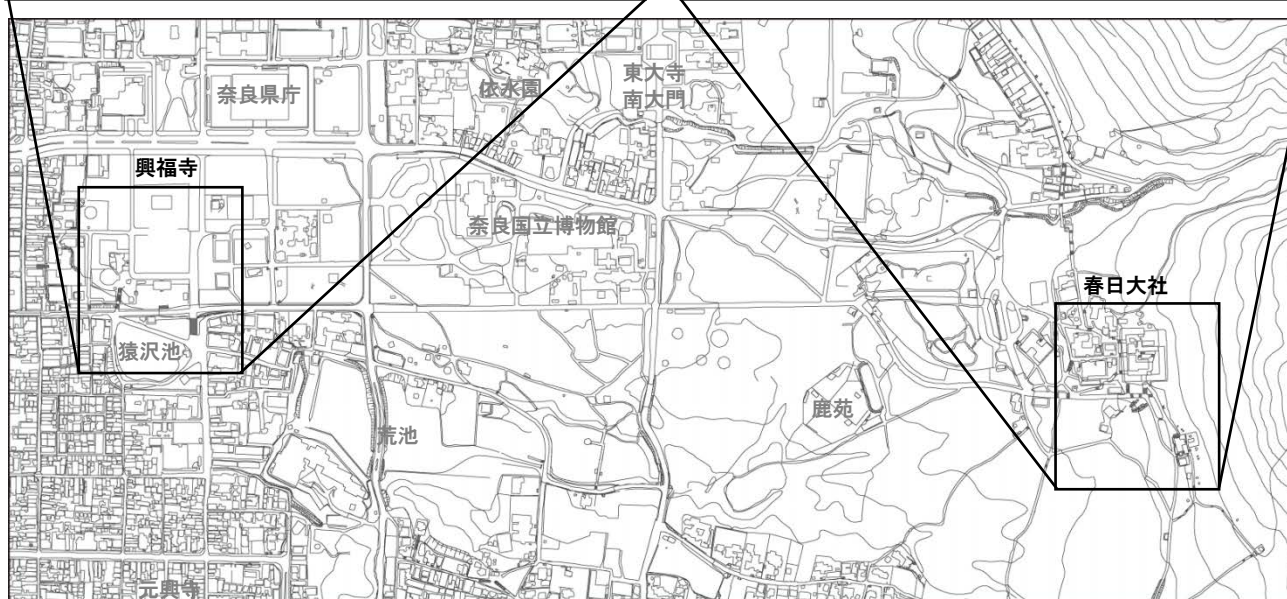
春日大社摂社若宮神社拝舎

ウ) 南大門の儀

1日目、2日目ともに行われる「南大門の儀」では、最初に興福寺衆徒（僧兵）による「舞台あらため」がある。これは演能の前に、舞台となる芝の上に和紙3枚を置いて踏み、湿り具合で能の有無を定める儀式で、現在は敷き舞台の上で行うため必要はなくなったが、古式を今に伝えている。そして、その結果を寺の外部の人々に伝える外僉義文^{げのせんぎ}が読み上げられる。これらの儀式は他では見られない薪御能だけの特色である。その後、金春流・金剛流・観世流・宝生流の能が上演されるが、能の途中、夕闇がせまる頃になると、衆徒（僧兵）による「火入れ」の式があり、舞台の前に据えられた薪に火が入り篝火が焚かれる。これらの能の演目は年によって異なる。なお、平成11年（1999）までは両日ともに4流派により演能されていたが、平成12年（2000）より各日2流派ずつの演能となっている。演能の最後に、附祝言があって終了となる。



舞台あらため



興福寺・春日大社の薪御能の実施場所

近年の薪御能の次第と演目

年		平成 21 年 (2009)	平成 22 年 (2010)	平成 23 年 (2011)	平成 24 年 (2012)	平成 25 年 (2013)
1 目 目	開催日	5 月 11 日 (月)	5 月 11 日 (火)	5 月 20 日 (金)	5 月 18 日 (土)	5 月 17 日 (金)
	11 時～	呪師走りの儀 ・金春流 翁	呪師走りの儀 ・金春流 翁	呪師走りの儀 ・金春流 翁	呪師走りの儀 ・金春流 翁	呪師走りの儀 ・金春流能 翁
	17 時 30 分～	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・宝生流能 八島 ・火入れ ・大蔵流狂言 千鳥 ・観世流能 葛城 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・金剛流能 高砂 ・火入れ ・大蔵流狂言 薩摩守 ・金春流能 鉄輪 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・金春流能 岩舟 ・火入れ ・大蔵流狂言 鬼瓦 ・観世流能 花月 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・宝生流能 加茂 ・火入れ ・大蔵流狂言 伯母ヶ酒 ・観世流能 頼政 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・金剛流能 竹生島 ・火入れ ・大蔵流狂言 飛越 ・金春流能 熊坂 ・附祝言
2 目 目	開催日	5 月 12 日 (火)	5 月 12 日 (水)	5 月 21 日 (土)	5 月 19 日 (日)	5 月 18 日 (土)
	11 時～	御社上がりの儀 ・金春流能 融	御社上がりの儀 ・金春流能 田村	御社上がりの儀 ・金春流能 葛城	御社上がりの儀 ・金春流能 春日龍神	御社上がりの儀 ・金春流能 狸々
	17 時 30 分～	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・金春流能 枕慈童 ・火入れ ・大蔵流狂言 雁礫 ・金剛流能 葵上 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・観世流能 玉葛 ・火入れ ・大蔵流狂言 鳴子遣子 ・宝生流能 舍利 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・金剛流能 羽衣 ・火入れ ・大蔵流狂言 土筆 ・宝生流能 鶴 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・金春流能 胡蝶 ・火入れ ・大蔵流狂言 清水 ・金剛流能 車僧 ・附祝言	南大門の儀 ・舞台あらため ・外僉義 ・観世流能 巴 ・火入れ ・大蔵流狂言 棒縛 ・宝生流能 阿漕 ・附祝言

※平成 23 年 (2011) の 2 日目の御社上がりの儀は 14 時から実施された。また、平成 24 年 (2012) は 5 月第 3 土・日曜に開催された。

【 祭礼・行事の情景 】

薪御能は、5 月第 3 金・土曜日の 2 日間にわたって、春日大社と興福寺を舞台にして行われる。古来、「春日興福寺」と称され、一体のものとして捉えられてきた両社寺の特色をよく表す伝統行事といえる。

「呪師走りの儀」「御社上りの儀」は、春日大社全体が新緑に覆われ、藤の花が美しく咲く季節に、本社と若宮社で行われる。緑に映える朱色の社殿と、その神前で厳かに舞う能の光景は、これまで連綿と受け継がれてきた人々の自然や神への崇敬の念、篤い信仰を感じさせるものである。また、興福寺南大門跡で行われる「南大門の儀」では、春日山（花山）から伐りだした神聖な薪の篝火に照らされて舞うシテやワキ（相手役）、さらには鼓、笛、地謡なども含めた演者の姿は、見る者を魅了し、能独特の幽玄の世界へと人々を誘う。

④東大寺二月堂の修二会

東大寺二月堂の修二会は、毎年3月1日から2週間にわたって、二月堂を中心とした東大寺境内の堂宇を舞台に行われる法要である。なかでも、本行中の3月12日の籠松明や3月13日深夜のお水取りは多くの人々に知られている。

【 東大寺と東大寺二月堂の概要 】

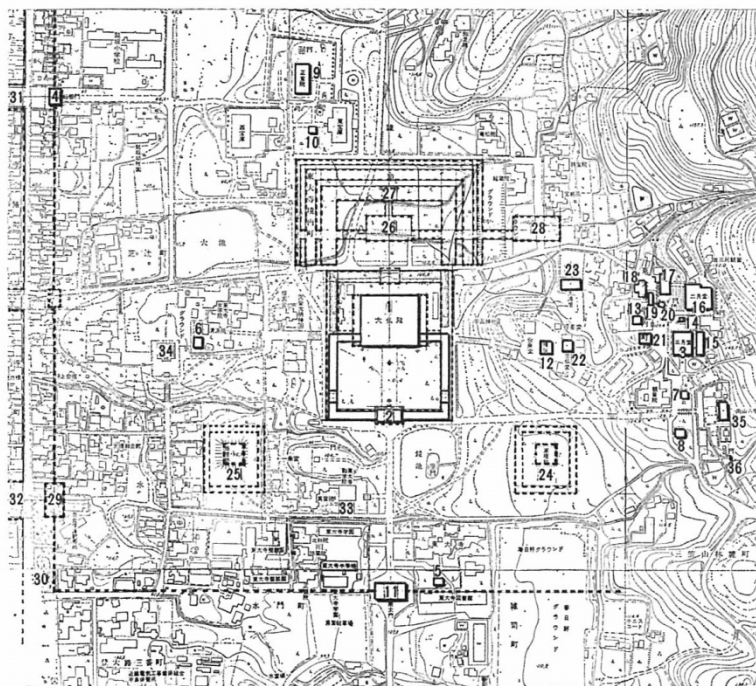
○東大寺

東大寺は、「奈良の大仏」として知られる盧舎那仏を本尊とする寺である。神亀5年（728）に聖武天皇が皇太子の冥福を祈って建立した金鍾寺^{きんしやうじ}を前身とする。天平13年（741）国分寺・国分尼寺建立の詔が出されると、金鍾寺は大和の国分寺（金光明寺）にあてられた。天平15年（743）に聖武天皇が大仏造立の詔を出した時、都は恭仁にあったが、天平17年に平城に戻ると、金鍾寺が大仏造立の地となる。天平20年（748）には東大寺建設のための役所である造東大寺司の名が史料にみえるので、この頃には「東大寺」の寺号が使われていたと考えられる。天平勝宝4年（752）、大仏開眼供養が盛大に行われた。伽藍の造営はその後も続けられ、奈良時代末には一応完成したと考えられている。延暦20年（801）には北大門も完成した。

寺地は、東限は不明瞭であるが南西北の三方はほぼ明らかで、南北約950m、東西約900mと推定される。大仏殿を廻廊で囲んだ大仏殿院を中心に、左右前方に高さ100mの東西両塔、後方に講堂と三面僧房、講堂東方に食堂院を配する、空前絶後の巨大伽藍であった。さらに、大仏殿院西方に戒壇院、三面僧房北方に正倉院、東方山腹に法華堂や二月堂を含む繚索院^{けんさくいん}があった。

平安時代には建物を維持するための修理が続き、空海による真言院の建立などもあったが、平安時代末の治承4年（1180）、兵火で中心伽藍を焼失した。翌養和元年（1181）から、大勧進に任命された俊乗房重源の下で復興事業が進められ、文治元年（1185）に大仏開眼供養、建久6年（1195）に大仏殿落慶供養が行われた。他の建物の再建も進められ、焼失後100年を経てほぼ完成したようである。

しかし、永禄10年（1567）の兵火で再び中心伽藍を焼失し、大仏は十分な修理がなされないまま露仏となる。貞享元年（1684）公慶は幕府に大仏修造を願い



33. 東大寺配置概略図

1	大	仏	殿	19	二	月	堂	仏	納	屋
2	中		門	20	二	月	堂	開	伽	井
3	法	華	堂	21	三	念	昧	仏	堂	
4	転	害	門	22	大	念	仏	湯	堂	屋
5	本	坊	庫	23	東	西	塔	塔	跡	
6	勸	進	所	24	講	堂	跡	跡	跡	
7	法	華	堂	25	三	面	僧	房	跡	
8	手	向	山	26	食	堂	跡	跡	跡	
9	正	倉	院	27	京	大	極	大	路	
10	聖	南	語	28	二	条	大	大	路	
11	鐘	鐘	大	29	真	言	院	院	院	
12	開	山	堂	30	戒	壇	院	院	院	
13	法	華	堂	31	手	向	山	(八幡)	神	社
14	法	華	堂	32	同	境	内	社	住	吉
15	法	華	堂	33	手	向	山	(八幡)	神	社
16	二	月	堂	34	同	境	内	社	住	吉
17	二	月	堂	35	手	向	山	(八幡)	神	社
18	二	月	堂	36	同	境	内	社	住	吉

東大寺配置図

(奈良市史建築編)

南大門をくぐると正面に中門があり、その奥に大仏殿（金堂）がある。中門の東西に接続する廻廊が大仏殿前庭を囲む。南大門から中門への参道の東側には本坊（旧東南院）や鏡池があり、西側には東大寺総合文化センターや勸学院がある。大仏殿の東には、丘上に俊乗堂や行基堂、念仏堂、鐘楼、その北に大湯屋、さらに東の上院地区に開山堂、三昧堂（四月堂）、法華堂（三月堂）、二月堂があり、その南には手向山八幡宮が位置する。大仏殿の西に指図堂、勸進所、戒壇院、北西に正倉院があり、正倉院西方に転害門がある。

二月堂は、奈良時代に実忠によって創建された。十一面悔過（修二会）の法会のための堂であるが、法会が旧暦2月に行われるため二月堂と呼ばれる。創建以来、各所に改造を受けながら存続していたが、寛文7年（1667）修二会中の火災で焼失した。現在の堂は寛文9年（1669）の再建である。

[illegible]

(出典：東大寺二月堂修二会の研究)

あることを物語る。西方4間は懸造とし、高い床束を貫で固め、広く出た縁は挿肘木で支える特徴ある外観をつくる。舞台からの眺望も素晴らしく、印象深い建物の一つとして親しまれている。

【 修二会の概要 】

東大寺二月堂の修二会は、二月堂の本尊十一面観世音菩薩に対して、僧侶達（練行衆）が人々の犯す様々な過ちを懺悔し、その功德により鎮護国家、天下泰安、風雨順時、五穀豊穰、万民快樂など、人々の幸福を祈る行事である。8世紀中頃以降、多くの寺院で修二会が行われるようになった。二月堂では、天平勝宝4年(752)、良弁の高弟である実忠和尚^{じつちゅうかしゅう}によって十一面観音を本尊とした十一面悔過（修二会）が始められたという。

わが国に仏教が伝来して以来、観世音菩薩は、仏と人間の間に介在して、人の願望に感応してその願いを成就させ、現世の人々を苦しみから解放する現世利益の仏として、宗派を問わず多くの人々に信仰されてきた。二月堂には大小2軀の十一面観音が安置されていて、いずれも秘仏とされている。修二会では両観音に対して祈りを捧げる。

二月堂の修二会は、天平勝宝4年(752)以来一度も途絶えることなく続けられてきた。この間、治承4年(1180)の平家による南都焼き討ちや永禄11年(1568)の三好・松永の兵火による被害、寛文7年(1667)の二月堂焼亡などの危機に瀕しながらも、寺僧の強い宗教信念と広汎な人々の観音信仰に支えられ、「不退の行法」として執行されてきた。平成26年(2014)で1263回を数える。



お水取り絵巻 個人蔵 特別陳列「お水取り」奈良国立博物館より転載

修二会は、毎年3月1日より2週間にわたって行われる。二月堂を中心に、お水取りを行う閼伽井屋や練行衆の参籠所、食堂、湯屋、さらに別火坊に定められる戒壇院庫裏など、東大寺境内の堂舎を舞台に繰り広げられる。戒壇院庫裏での別火（前行）や二月堂礼堂での涅槃講（後行）を加えると1ヶ月、練行衆の発表や新入称揚習礼^{しんにゅうしょうりゅうしゅらい}などの準備期間も加えると3ヶ月におよぶ法要である。

修二会の構成

区分		役名
前行	試別火	2月20日～2月24日
	総別火	2月25日～2月28日 (但し閏年は2月25日～2月29日)
本行	上七日	3月1日～3月7日
	下七日	3月8日～3月14日
後行	涅槃講	3月15日

修二会に係る一連の行事は、12月16日（良弁僧正の命日）の朝、翌年の修二会を勤める練行衆11名の僧侶が発表されることに始まる。かつてはもっと人数が多かったり、上七日と下七日で交代していたという。練行衆は、序列や役割によって「職（四職）」と「平（平衆）」に分かれる。一方これとは別に、堂内での席の位置によって、「北座衆」と「南座衆」に分かれる。また、11名の他に、礼堂と外陣の整備役である「堂童子」、修二会の会計役である「小綱」、堂童子の兼職であり湯屋を支配する「駄士」（以

上3役を「三役」という)や、四職の上堂・下童の供者である「中間」、練行衆の身の世話をし、松明も作る「童子」、供物を奉加する「加供奉行」などが置かれている。

新大導師、新入(初めて参籠したもの)、新職の堂童子がある時は、2月12日に「新入称揚習礼」が行われ、2月15日より別火坊(戒壇院庫裏)に入り、精進潔斎の生活を始める。

2月18日、修二会で使用する灯明の菜種油を用意する「油はかり」が二月堂南出仕口において行われる。

2月20日から「別火」と呼ばれる前行が始まる。別火とは、世間と火を別にすることを意味し、別火坊において、修二会のために新たに起した火を使って生活し、本行への意識を高めていく。

3月1日から14日までの2週間、二月堂を中心に修二会の本行が勤められる。修二会は奈良時代の悔過法要の伝統をよく伝えるものとされ、1日を六つの時に分けた「六時」(日中、日没、初夜、半夜、後夜、晨朝)それぞれに悔過作法があり、本行の期間中、毎日勤められる。また、各悔過作法の間には、神名帳、講問、過去帳の読み上げや走り行法などの様々な法要や行事、作法が組み込まれている。

練行衆は正午になると食堂において、「食堂作法」後に食事をとり、引き続いて二月堂本堂に上堂して「日中」「日没」の行を勤める。これ以降、下堂の時まで食事は勿論水を飲むことさえ禁じられる。

「日没」の行のあといったん下堂し、湯屋にて入浴後、参籠所で休憩する。

19時(3月12日は19時30分、3月14日は18時30分)に東大寺の大鐘がならされ、それを合図に「お松明」が点火される。「お松明」(上堂松明)は、11名の練行衆が「初夜」の行のために一人一人、二月堂へ上堂する際の道明かりとなるが、処世界はすでに準備のため上堂しているため、通常10本(3月12日は11本)の松明があがる。童子の照らす松明のあかりで練行衆は次々と上堂して、再び行法が始まる。まず初夜の行法として「読経(法華音曲)」、初夜の「時」、「神名帳」、「初夜大導師の祈り」、「初夜呪師作法」があり、引き続いて半夜の「時」、礼堂に出ての「法華懺法」が行われる。

練行衆 11 名の役名と役割

区分	役名	役割
四職	和上	練行衆に戒を授ける役
	大導師	祈願を司る行法全体の導師
	呪師	密教的、神道的なものをも含めた修法を司る
	堂司	平衆を率い修二会の進行を司る
平衆	総(北)衆之一(衆之一)	北座衆の長であるとともに平衆の長
	南座衆之一(南衆)	南座衆の長
	北座衆之二(北二)	北座の次席
	南座衆之二(南二)	南座の次席
	中灯之一(中灯)	会中の記録役、かつては二人いた時代もある
	権処世界(権処)	処世界を補佐
	処世界(処世界)	堂内の掃除、準備等



東大寺二月堂の修二会の実施場所

東大寺二月堂の修二会の主な行事（その1：上七日）

2015 年時点

	上七日						
	3月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
午前中等	籠松明ネッキ作り （時間不定） 上堂松明作り （毎朝8：00頃まで） 御弊納め （9：00以前） 娑婆古練挨拶 （10：00頃）	籠松明シン作り	籠松明ハネ作り 壇供米洗い 娑婆古練挨拶 （10：00頃）	櫛作り （午前中から） 籠松明の打込作り （随時） 娑婆古練挨拶 （10：00頃）	走りの松明作り （午前中） 娑婆古練挨拶 （10：00頃） 食堂作法 （11：30）	版木下し	籠松明くじ引き （午前中）
正午	食堂作法	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	日中上堂・内陣掃除 日中 数取懺悔	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除
午後一時	入浴・仮眠	日中 内陣掃除 日没	日中 内陣掃除 日没	日中 内陣掃除 日没	内陣掃除 日没・壇供搗き（湯屋） 例時作法	日中 内陣掃除 日没	日中 数取懺悔 下堂・入浴・仮眠
午後二時		例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	小観音花ごしらえ 版木湿し
午後三時	お目覚						
午後四時	日没上堂・内陣掃除・日没						お目覚 日没上堂・内陣掃除
午後五時	総神所 例時作法 壇供積み・供華飾り	処世界上堂	処世界上堂	処世界上堂	処世界上堂	処世界上堂	日没 例時作法 内陣掃除・小観音出御準備
午後六時	処世界上堂 三度の案内	 三度の案内	 三度の案内	 三度の案内	 三度の案内	 三度の案内	時香の案内・小観音出御 三度の案内（二度）
午後七時	初夜上堂（松明10本） 初夜	初夜上堂（松明10本） 初夜	初夜上堂（松明10本） 初夜（※新入の称揚）	初夜上堂（松明10本） 初夜	初夜上堂（松明10本） 実忠忌	初夜上堂（松明10本） 初夜	初夜上堂（松明10本） 初夜
午後八時		大導師作法（神名帳）		大導師作法（神名帳）	初夜	大導師作法（神名帳）	大導師作法（神名帳）
午後九時	大導師作法（神名帳） 内手水	内手水	大導師作法（神名帳）	内手水	大導師作法（神名帳） 内手水	内手水	内手水
午後十時	呪師作法	呪師作法	内手水	呪師作法	過去帳	呪師作法	呪師作法
午後十一時	半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水 後夜	半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水 後夜	呪師作法	半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水 後夜	呪師作法	半夜 法華懺法・本手水・走り 香水授与	半夜 法華懺法・本手水・走り 香水授与
午前〇時	大導師作法 呪師作法	大導師作法 呪師作法	半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水 後夜	大導師作法 呪師作法	半夜 内陣掃除・本手水 走り・香水授与	後夜 大導師作法 呪師作法	後夜 小観音後入準備 小観音後入
午前一時	晨朝 下堂・就寝	晨朝・下堂・就寝	大導師作法 呪師作法	晨朝・下堂・就寝	後夜 大導師作法	晨朝 下堂・就寝	大導師作法 呪師作法 晨朝
午前二時			晨朝・下堂・就寝		呪師作法 晨朝 下堂・就寝		下堂・就寝
午前三時							
午前四時							

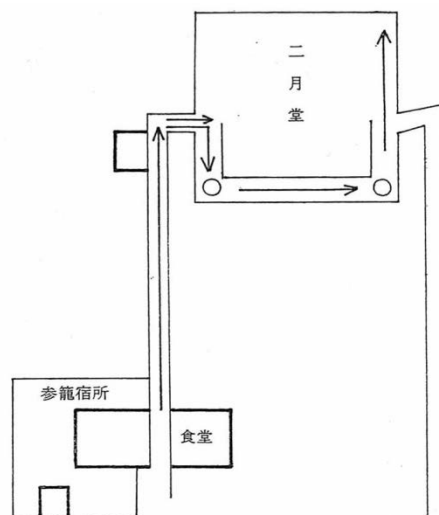
東大寺二月堂の修二会の主な行事（その2：下七日）

2015 年時点

	下七日						
	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日
午前中等	松揃え (9:00頃) 籠松明仕上げ (日中) 娑婆古練挨拶 (10:00頃) 授戒 (11:50)	達陀松明作り (午前中)	閼伽桶作り (午前中)	呪師松明作り (時間不定) 注連緇い (時間不定) 加供松明作り (午前中) 閼伽井屋飾り (午後)	加供松明飾り (早朝) 呪師松明飾り (10:00頃) 篝火の松明木・御幣等準備 (午後) 閼伽井屋放錠・蜂の巣飾り (時間秘密)		
正午	食堂作法 (12:20)	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除	食堂作法 日中上堂・内陣掃除
午後一時	日中上堂・内陣掃除 日中 内陣掃除・壇供下し	日中 内陣掃除 日没	日中 内陣掃除 日没	日中 内陣掃除 日没	日中 数取懺悔・達陀帽頂き 下堂・入浴・仮眠	日中 内陣掃除 日没	日中 数取懺悔・内陣掃除 日没
午後二時	日没 例時作法	例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	例時作法 下堂 入浴・仮眠		例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠	例時作法 内陣掃除・下堂 入浴・仮眠
午後三時	内陣掃除・壇供積み 牛玉刷りかけ 下堂・入浴・仮眠						
午後四時					お目覚 日没上堂・内陣掃除		処世界上堂
午後五時	処世界上堂	処世界上堂	処世界上堂	処世界上堂	日没 例時作法・内陣掃除 水取り準備・達陀準備	処世界上堂	
午後六時	三度の案内	三度の案内	三度の案内	松試み 三度の案内	達陀習礼 下堂・娑婆古練挨拶 処世界内陣清拭	三度の案内	三度の案内
午後七時	初夜上堂 (松明10本) 初夜	初夜上堂 (松明10本) 初夜	初夜上堂 (松明10本) 初夜	初夜上堂 (松明10本) 初夜	練行衆細殿出仕 三度の案内 籠松明上堂 (松明11本)	初夜上堂 (松明10本) 初夜	大導師作法 (神名帳)
午後八時	大導師作法 (神名帳) 牛玉刷り	大導師作法 (神名帳) 牛玉刷り	大導師作法 (神名帳)	大導師作法 (神名帳)	初夜	大導師作法 (神名帳)	内手水
午後九時	内手水	内手水	内手水	内手水	大導師作法 (神名帳) 内手水	内手水	呪師作法 半夜
午後十時	呪師作法・牛玉刷り 半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水	呪師作法・牛玉刷り 半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水	呪師作法 半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水	呪師作法 半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水	過去帳	呪師作法 半夜 法華懺法・内陣掃除・本手水	内陣掃除・本手水 走り・香水授与 後夜
午後十一時	後夜 大導師作法・牛玉刷り	後夜 大導師作法・牛玉刷り	後夜 大導師作法	後夜 大導師作法	呪師作法	走り・香水授与 後夜	大導師作法 呪師作法 達陀
午前〇時	呪師作法・牛玉刷り 晨朝 下堂・就寝	呪師作法・牛玉刷り 晨朝 下堂・就寝	呪師作法 晨朝 下堂・就寝	呪師作法 晨朝 下堂・就寝	半夜 内陣掃除・本手水	大導師作法 呪師作法 達陀	晨朝 下堂
午前一時					走り・香水授与 後夜 水取り	晨朝・下堂 就寝	結願上堂 内陣開扉・破壇
午前二時					大導師作法		内陣涅槃講 礼堂涅槃講準備
午前三時					呪師作法 達陀 晨朝・下堂・就寝		牛玉宝印授与 呪師神所・呪師日没 惣神所
午前四時							大導師初夜・灌頂護摩 満行下堂・二月堂閉扉

ただし、5、6、7 日及び 12、13、14 日には「法華懺法」はなく、「走り」が行われる。後夜になると「後夜読経」、後夜の「時」、「後夜大導師の祈り」、「後夜呪師作法」、そして晨朝の「時」が勤められる。その後童子の手松明の明かりで下堂、就寝する。

このような毎日の日程とは別に、特定の日に行われる行法等は下表のとおりである。最終日の 3 月 14 日は、全ての行事が終了して下堂するのは午前 4 時頃であり、中間は各宿所に満行の挨拶をしてまわる「還宮」を行う。3 月 15 日には、「お湯ぶれ」の後に、宿所北側で一同が揃って満行の挨拶を交わし、礼堂において「涅槃講」が行われる。その後、開山堂に参拝の後、各自自坊へ帰り長い行法が完了する。



○印は松明がふりまわされる場所

上堂松明（出典：東大寺二月堂修二会の研究）

特定の日に行われる行法等（東大寺 HP より）

日程	行法の内容
3 月 1 日	午前 1 時頃、食堂で上 7 日（前半 7 日間）の「授戒」。 上堂、内陣荘厳に引き続き 開白と称してこの日だけ午前 3 時頃日中の「時」を勤める。
3 月 5 日	日中の「時」の後、「数取り懺悔（三千遍礼拝ともいう）」。 初夜の初めに「実忠忌（修二会を創始された実忠和尚の命日）」の法要が営まれる。 またこの日の初夜の「時」が終わって「神名帳」が読誦された後に、「過去帳」が読み上げられる。
3 月 7 日	日中の「時」の後に「数取り懺悔」。 日没の「時」の後で「小観音出御（内陣後堂に安置されている小観音御厨子が礼堂に出御）」の法要。 小観音御厨子は後夜の「時」の間に再び内陣に運び込まれ、これ以降、内陣正面に安置される。
3 月 12 日	日中の「時」終わって「数取り懺悔」。 初夜大松明（籠松明）にて上堂。 初夜終わって「神名帳」、その後に「過去帳」の読み上げ。 後夜の「時」の途中に咒師以下、二月堂下の若狭井に水を汲みに下る。（お水取り） 後夜の「時」が終わって咒師作法の後「達陀」の行法。
3 月 13 日	後夜咒師作法の後、「達陀」。
3 月 14 日	日中の「時」が終わって「数取り懺悔」。 「しりつきたいまつ」後夜咒師作法の後、「達陀」。この日の晨朝の「時」のことを「名残の晨朝」と呼ぶ。 一旦下堂後「破壇」のため上堂。以下 15 日のこととみなして続ける。

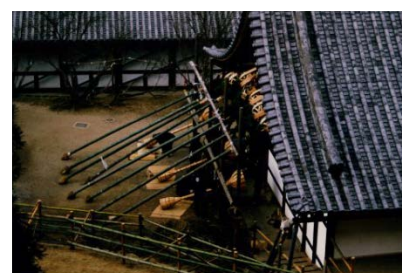
これらの修二会の法要のなかでも、3 月 12 日に行われる「初夜大松明（籠松明）」と「お水取り」は多くの見物客が訪れる特に有名な行事である。

○初夜大松明（籠松明）

「お松明」は 3 月 1 日から 14 日まで毎日あげられるが、なかでも 3 月 12 日の「籠松明」が有名である。通常は 10 本の松明があげられるが、3 月 12 日だけは、全ての練行衆が上堂するため、11 本の松明があげられる。籠松明は長さ 6m 程の根付きの竹で、先端に杉葉やへぎ・杉の薄板で直径 1m 程の籠目状に仕上げられた松明が付けられる。他日より、ひときわ立派な松明である。

3 月 12 日 19 時 30 分、加供奉行の「三度の案内」（時香の案内、用事の案内、出仕の案内）の後、練行衆が籠松明で上堂する。

練行衆が入堂したあと、童子は松明を担いだまま二月堂の広く張り出した舞台に出る。そして舞台の端から端まで松明を振りながら進む。二月堂下で見上げる多くの参拝者は、松明から舞い散る火の粉に歓声をあげる。



籠松明
（奈良市観光情報センターHP）



お松明の風景
（奈良市観光情報センターHP）

○お水取り

3月12日深夜（13日の午前1時半頃）、後夜の「時」を中断して、二月堂下にある若狭井から観世音菩薩に供える「お香水」を汲み上げる儀式「お水取り」（水取の行法）が行われる。

13日の午前1時過ぎ、呪師が洒水器をもち、北座衆二以下の平衆が楊杖を杖に法螺貝もち南出仕口を出る。呪師づきの童子が呪師松明をもって先導し、次に呪師、処世界、北座衆之二、南座衆之二、中灯之一、権処世界、堂童子、榊で飾った香水桶を担ぐ人が続く。



参籠宿所に向かう練行衆の列
(奈良市観光情報センターHP)

行列は篝火と奏楽の中、石段を下り、興成神社で祈願した後、若狭井のある二月堂あかいや閼伽井屋に至る。閼伽井屋は、若狭井の覆屋で、桁行3間、梁間2間、切妻造、本瓦葺の小屋である。柱は面取角柱で貫を通して固める。頭貫木鼻には大仏様の繰形がつき、斗組は大斗肘木、虹梁上に板いたかえるまた臺股をのせて棟木を受けている。入口は片戸一箇所を設けるのみであり、戸口上をまわる横材から上に菱格子の欄間をつけている。簡素な種物であるが、鎌倉時代の様式をよく具えたもので、修理の結果、整った姿をみせている。呪師は堂童子とともに閼伽井屋に入り、真暗の中で香水を汲む。閼伽井屋と二月堂の間を3往復し、香水が内陣へ運ばれる。汲み取った香水は二月堂内陣の香水壺におさめられ、二月堂観音の一年間の閼伽水として使用される。約1時間の行法が終わると、閼伽井屋に下っていた練行衆等は再び行列を組んで二月堂へ戻り、中断していた後夜の「時」が再開される。

【 祭礼・行事の情景 】

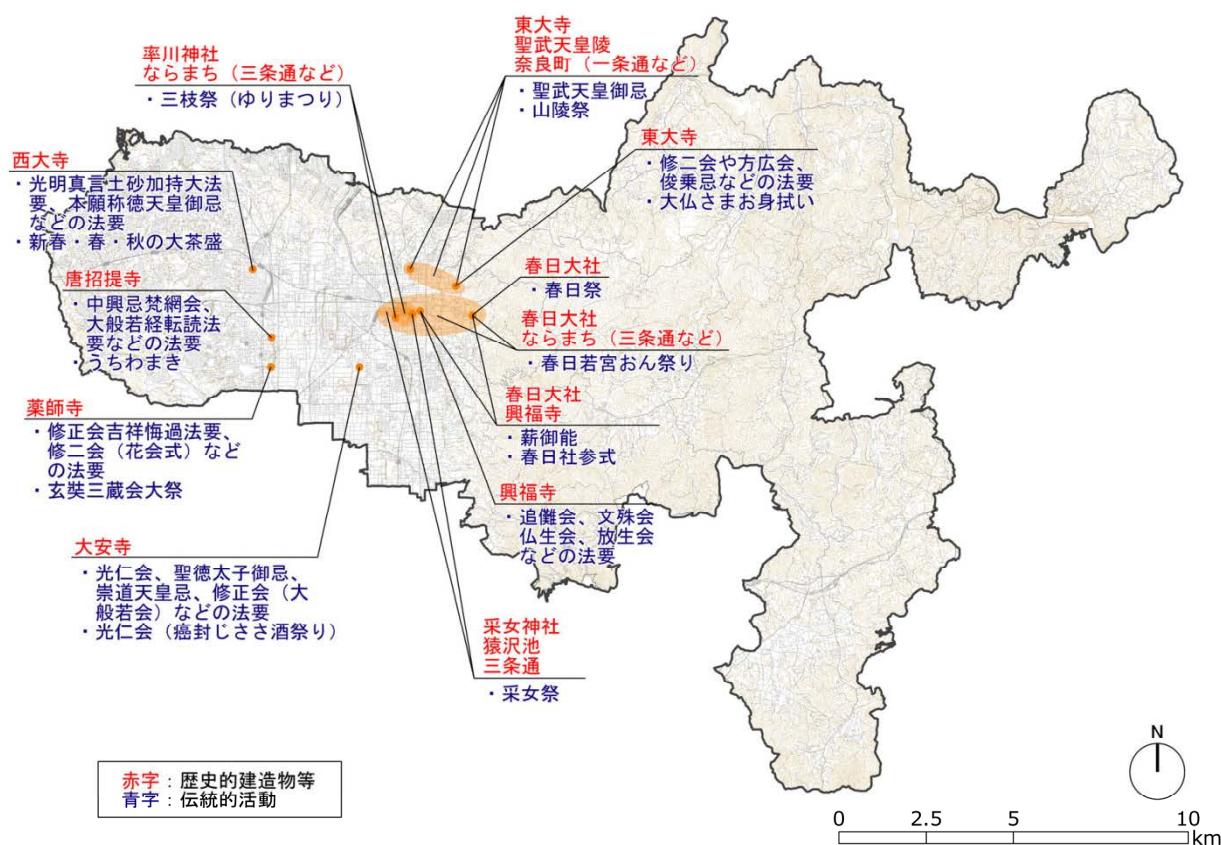
東大寺修二会は、寺僧の「不退の行法」という強い宗教的信念と多くの人々の観音信仰に支えられて、今日まで伝えられている。行中のさまざまな行事や儀礼は、国宝二月堂と二月堂の周辺に設けられた歴史的価値の高い堂舎で行われる。二月堂はその名が示すように修二会を行うための専用の堂であり、その周辺の建物もすべて修二会に関わって設けられた建物である。このように古代以来およそ千年にわたって続く人々の無形の営みである法会と、その法会に密接不可分な有形の建物群が一体となっている歴史的空間が存在し、今日も機能していることは全国的にも貴重な例である。

多くの参拝者が見守るなか、冬の夜空を焦がすかのように燃える大松明が舞台を廻る二月堂修二会の光景は、早春の奈良を代表する景色のひとつである。それは修二会の長い歴史の積み重ねによって形作られた、きわめて文化的意味合いの深い景色といえるものである。

⑤まとめ

奈良の大社寺には、奈良が古代日本の首都であった時代から育まれてきた祭礼や法会が営まれている。これらの社寺は現在も宗教的な中心性を担っており、たとえば春日大社は全国に数多くある春日神社の総本社であり、東大寺、興福寺、薬師寺、唐招提寺、西大寺等は、奈良仏教の伝統を伝える中心寺院として、地元奈良は勿論、全国各地から数多くの参拝者や見物客が訪れる。これら以外にも、わが国の歴史を彩る著名な人物に係わる社寺が多く残されており、その由緒にまつわる故事や伝承にちなんだ特色ある祭礼・行事が行われていて、やはり各地から来る多くの参拝者や見物客でにぎわっている。これらの祭礼・行事は、古くからの伝統を受け継ぎつつ、各時代の政治や社会の影響も受けながら今日まで展開してきたものである。

このように奈良では、わが国の歴史と伝統を物語る社寺や古い町並みが残る市街地に、古代以来の伝統を有する祭礼・行事が連綿と受け継がれている。こうした年中行事には多くの人々が集まり、それによって賑わいの空間が現出する。こうしたことすべてを含めて、奈良は豊かな歴史的空間を有する歴史都市であるといえる。古式を受け継ぐ様々な行事や芸能、それに伴う鐘や読誦の音色、薫香の香り、さらには舞台となる社寺境内やその周辺の緑豊かな環境などから、奈良が育んできた伝統文化の奥深さを体感することができる。



古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致の分布

（２）地域の祭礼・行事にみる歴史的風致

①地域の祭礼・行事の概要

奈良市では、大社寺の祭礼・行事が時の政権の庇護のもと盛大に執り行われてきた一方で、各地域においても、地域の氏神を祭る神社や檀那寺等を中心に、数多くの祭礼・行事が伝えられてきた。それらは「宮座」や「講」と呼ぶ地域で育まれた祭祀組織を基盤として伝承されてきたものが多い。各地域の個性を反映した様々な民俗芸能を含んだ行事があり、田楽、能楽、相撲など、大和の中心をなしてきた春日大社や興福寺における祭礼や芸能の影響を受けながら展開してきたものもある。文化財指定（無形民俗文化財）を受けているものも多い。

奈良市域に伝わる民俗芸能を、本田安次氏の民俗芸能の５分類²に即して概観してみると、“神楽系統”では、「湯立神楽」が多く地域で伝えられている。「湯立神楽」は、神前の大釜に湯をたぎらせ、笹束で湯を周囲に振り掛け、祭りの場や参集する人々を祓い清める神事であり、瑜伽神社（北天満町）や八所御霊神社（秋篠町）、登弥神社（石木町）などで奉納されている。“田楽系統”では、春日大社（春日野町）や手向山八幡宮（雑司町）、八幡神社（押熊町）、御前原手石命神社（古市町）、都祁山口神社（都祁小山戸町）など多くの地域で「御田」が伝えられている。「御田」は、水田や水田を模倣した場所で行われる五穀豊穰を祈願する神事であり、多くは年初に豊作を祈念して農作業を模倣して演じる予祝芸能である。また、勝負を競うのではなく神前で奉納儀礼として行う「相撲」も、奈良豆比古神社（奈良阪町）や宇奈多理坐高御魂神社（法華寺町）、倭文神社（西九条町）など多くの地域で奉納がみられる。田楽芸の系統の民俗芸能として、八坂神社（大保町）の「三角跳び」と「横跳び」、丹生神社（丹生町）の「横跳び」、長尾神社（阪原町）のジンバイのように、東部地域を中心に特徴的な芸能の奉納がみられる。“風流系統”では、かつて雨乞いを目的とする太鼓踊りが各地域で盛んに行われていた。現在その多くは行われなくなったが、吐山の太鼓踊りは、踊りの伝統を伝えるために下部神社（都祁吐山町）の例祭で奉納されるようになった。“祝福芸・語り物系統”では、平成 21 年（2009）にユネスコ無形文化遺産の代表一覧表に記載された八柱神社（都祁上深川町）の「題目立」や八王子神社（月ヶ瀬尾山）の「尾山万歳」、田原地区の「祭文・祭文音頭」のように、東部地域において特徴的な芸能が受け継がれている。“外来脈系統”では、能の演目ながら神聖な祈祷の舞である翁舞が行われる地域がある。奈良豆比古神社（奈良阪町）、水越神社（邑地町）、九頭神社（狭川両・東、西・下狭川町）などにその伝統が残されている。東部では神社の式年造替の慣行がいまも続く地区が多いが、その式典には盛大に演能



春日大社の御田植神事
（奈良市観光協会 HP）



尾山万歳

² 本田安次の「日本の伝統芸能」（1990. 11、錦正社）によると、民俗芸能は、その内容から次の５種類に分類できる。

1. 神楽系統：神様の座を設けてそこに神を勧請して、鎮魂を目的としたもの。宮廷で行うものを御神楽、民間で行われるものを里神楽という。（巫女神楽、湯立神楽、採物神楽、能神楽、獅子神楽）
2. 田楽系統：五穀豊穰を祈り、耕作に災いをなす悪霊を鎮める目的でおこなわれたもの。（田遊び、田植え踊り、花田植、田楽芸）
3. 風流系統：悪霊退散の祈りに発した踊り。華やかな花笠・花傘・鉦などを神座として悪霊を誘い、その神座を中心にして大勢が乱舞して悪霊を慰めて、最後に神送りをするもの。（舞踏、仮装風流、作り物風流）
4. 祝福芸・語り物系統：語り物といわれるもので、めでたい言葉を述べれば、その言葉通りのことが実現するという、言霊信仰を背景としたもの。（万歳、人形戯、猿まわし）
5. 外来脈系統：6～7 世紀に中国大陸から渡来した伎楽・舞楽・散楽などが宮中、社寺、民間に伝わり、独自の変化をとげたもの。（曲芸軽業、鎮魂儀礼）

を行う伝統がある。桃香野八幡神社（月ヶ瀬桃香野）の「桃香野の能楽」がその代表としてあげられる。

このような民俗芸能の奉納以外にも、登弥神社（石木町）の粥占い、国津神社（都祁白石町）の古祭り、都祁水分神社（都祁友田町）の水分祭の渡御行列にみられるように、周辺の集落と一体となって展開している祭礼・行事、古式な伝統料理の形式を伝える八王神社（月ヶ瀬長引）の和布祭などもみられ、奈良市の各地域で地域の特徴を反映した多様な祭礼・行事が繰り広げられている。



桃香野の能楽

次に、奈良市の各地域で受け継がれてきた祭礼・行事がつくりだす歴史的風致について、「奈良豆比古神社の秋祭りの民俗芸能（翁舞・相撲）」、「八坂神社の秋祭りの民俗芸能（三角跳び・横跳び）」、「登弥神社の筒粥祭り（粥占い）と湯立神楽」、「八柱神社の秋祭りの民俗芸能（題目立）」を代表的な事例として示していく。

奈良市各地域で行われている主な祭礼・行事

祭礼・行事	期日	町名	場所	民俗芸能など
瑜伽神社の御湯立式	1月1日	北天満町	瑜伽神社	湯立神楽
瑜伽神社の御神楽式	1月3日	北天満町	瑜伽神社	神楽
押熊八幡宮のケイチン	1月11日	押熊町	押熊八幡宮	御田、弓引き
八所御霊神社の御田	1月11日	秋篠町	八所御霊神社	御田
国津神社の結鎮祭	1月20日	都祁南之荘町	国津神社	弓打ち(ケイチン)
奈良豆比古神社の弓始め	1月20～24日	奈良阪町	奈良豆比古神社	弓引き
桃香野八幡神社の弓始め式	1月20日 付近の日曜	月ヶ瀬桃香野	桃香野八幡神社	弓打ち
登弥神社の筒粥祭り	2月1日	石木町	登弥神社	粥占い
葛木神社の弓引き	2月2日	佐紀町	葛木神社	弓引き
手向山八幡宮の御田祭	2月節分 の日	雑司町	手向山八幡宮	御田
長力寺の結鎮祭	2月8日	都祁針ヶ別所町	長力寺	弓打ち(ケイチン) 乱声(オコナイ)
帝釈寺の結鎮祭	2月10日	都祁下深川町	帝釈寺	弓打ち(ケイチン)・ オコナイ
八幡神社の御田・ ケイチン	2月11日	中山町	中山八幡神社	御田、弓引き
帝釈寺の結鎮祭	2月14日	都祁上深川町	帝釈寺	弓打ち(ケイチン)・ オコナイ
九頭神社の祈年祭	2月17日	狭川両・東、西・ 下狭川町	九頭神社	御田
御前原石立命神社の御田祭	2月21日	古市町	御前原石立命神社	御田
菅原天満宮の御田植祭	2月25日	菅原町	菅原天満宮	御田
長引八王神社の和布祭 (めいまつり)	3月2日	月ヶ瀬長引	長引八王神社	—
春日大社の御田植式	3月15日	春日野町	春日大社	御田
下部神社の御田子	4月23日	都祁吐山町	下部神社	御田
都祁山口神社の御田植祭	4月23日	都祁小山戸町	都祁山口神社	御田
護国神社のお田植祭り	6月10日	古市町	奈良県護国神社	御田
御前原石立命神社の太神楽	7月7日	古市町	御前原石立命神社	神楽

奈良市各地域で行われている主な祭礼・行事（その2）

祭礼・行事	期日	町名	場所	民俗芸能など
登弥神社の湯立神楽	7月7日 9月7日 10月8日	石木町	登弥神社	湯立神楽
宅春日神社の太神楽	7月9日	白毫寺町	宅春日神社	神楽
八坂神社の夏神楽祭典	7月14日	都祁白石町	八坂神社	神楽
田原地区の盆踊	8月16日	田原地区	田原地区	祭文・祭文踊り
八幡神社の湯立神楽	10月8日	山陵町	山陵八幡神社	湯立神楽
奈良豆比古神社の秋祭り	10月8・9日	奈良阪町	奈良豆比古神社	相撲・翁舞
菅原天満宮の湯立神楽	10月9日	菅原町	菅原天満宮	湯立神楽
押熊八幡宮の湯立神楽	10月9日	押熊町	押熊八幡宮	湯立神楽
水越神社の秋祭り	10月9・10日	邑地町	水越神社	ジンパイ・相撲・翁舞
八所御霊神社の湯立神楽	10月9・10日	秋篠町	八所御霊神社	湯立神楽
宇奈多理神社の秋祭り	10月10日	法華寺町	宇奈多理坐高御魂神社	相撲
倭文神社の蛇祭り	10月10日	西九条町	倭文神社	相撲
八柱神社の秋祭り	10月12・13日	都祁上深川町	八柱神社	題目立
御霊神社の例祭	10月12・13日	薬師堂町	御霊神社	獅子舞
水間八幡神社の秋祭り	10月14・15日	水間町	水間八幡神社	田楽、相撲、馬駆け
戸隠神社の秋祭り	10月14・15日	北野山町	戸隠神社	田楽
丹生神社の秋祭り	10月15・16日	丹生町	丹生神社	横跳び、相撲
八柱神社の秋祭り	10月15・16日	誓多林町	八柱神社	相撲
天神社の秋祭り	10月15・16日	中之庄町	天神社	相撲
長尾神社の秋祭り	10月16・17日	阪原町	長尾神社	ジンパイ、相撲
戸隠神社の秋祭り	10月16・17日	北村町	戸隠神社	湯立神楽、相撲
九頭神社の秋祭り （白山祭）	10月 16・17・18日	狭川両・東、西・ 下狭川町	九頭神社	ピッピラ、バタラン、相撲、 翁舞、コハイ、タチハイ
八坂神社の秋祭り	10月17日	柳生町	八坂神社	ヨーガの舞、ササラの舞、ス モウの舞
石打八幡神社の例祭	10月17日	月ヶ瀬石打町	石打八幡神社	太鼓踊り
夜支布山口神社の秋祭り	10月17・18日	大柳生町	夜支布山口神社	ガクウチ、相撲
針春日神社の秋祭り	10月17日付 近の木～土曜	針町	春日神社	湯立神楽
八坂神社の秋祭り	10月中旬 の土・日曜	大保町	八坂神社	横跳び、三角跳び
戸隠神社の相撲座	10月19日	須川町	戸隠神社	相撲
桃香野八幡神社の例祭	10月20日	月ヶ瀬桃香野	桃香野八幡神社	能楽 ※能楽：旧月ヶ瀬村指定文化 財
都祁水分神社の秋祭り （水分祭）	10月26日	都祁友田町	都祁水分神社	—
天満神社の秋祭り	10月第4土・ 日曜	興ヶ原町	天満神社	翁舞
国津神社の古祭り	11月3日	都祁白石町	国津神社	—
下部神社の秋祭り	11月22・23日	都祁吐山町	下部神社	神楽、相撲（ジンパイ）、太 鼓踊り
尾山万歳	20年ごとの神 社の造営の奉 納の際	月ヶ瀬尾山	尾山八王神社	万歳

②奈良豆比古神社の秋祭りの民俗芸能（翁舞・相撲）

奈良豆比古神社は、市街地北方の奈良阪町に位置する。氏子組織（宮座保存会と奉賛会）により様々な祭事が執り行われる。10月9日の例祭は、同社の三大祭（祈年祭、例祭、新嘗祭）の一つで、秋祭りにあたり、翁舞や相撲が奉納される本殿・拝殿を中心に、境内で行われている。

【奈良豆比古神社の概要】

奈良阪町は、奈良市街地から北へ延びる京街道沿いに形成された街村である。奈良と京都を結ぶ道筋にあって古くから多くの人々が往来した。東側に新道が通るため自動車の通行は少なく、旧街道沿いに民家が建ち並ぶ風情ある町並みを伝えている。

奈良豆比古神社は、その北端付近、奈良坂越の最高所に鎮座する。地域の人には「奈良阪の氏神さん」と敬称されている。式内社とされる古社である。春日大社との関係が深く、かつては奈良坂春日社と呼ばれた。縁起には、「光仁天皇宝亀二年正月二十日、施基皇子を奈良山春日離宮に祭り奉る。後に田原天皇とおくり名し奉る。」とあり、宝亀2年（771）、光仁天皇の父であり万葉歌人としても有名な施基皇子を奈良山春日離宮の地に祭ったことに始まるとされている。

京街道に東面する石造の鳥居をくぐると右手に鏡池があり、古い灯籠の間を石畳が中門奥の拝殿まで続く。拝殿の一郭は東・北・南の3方を中門両脇に続く社務所や会所等の建物が囲み、西側の一段高くなった場所に、一間社春日造、厚板葺の本殿3棟



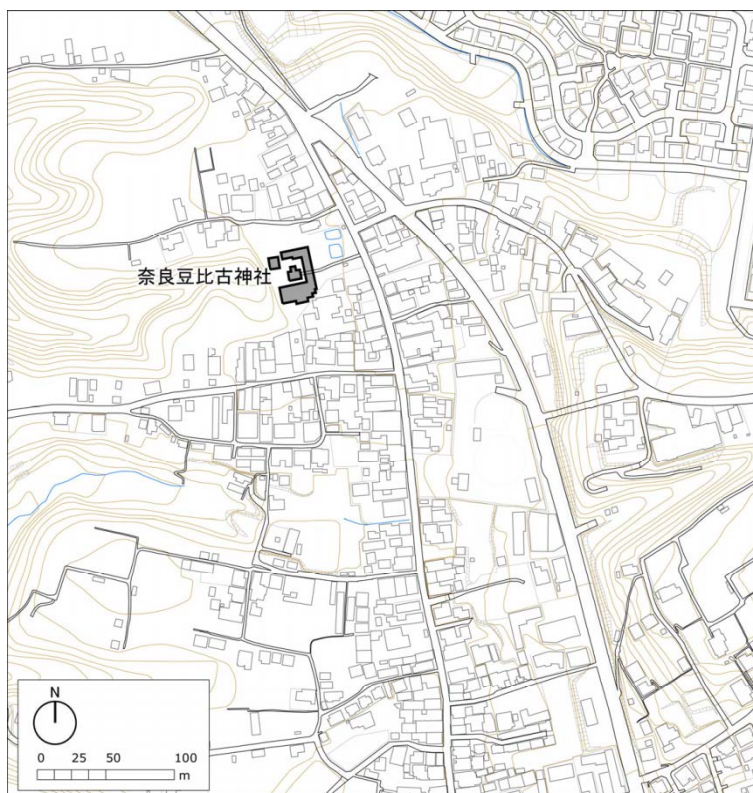
善城寺（大和名所図会）



奈良豆比古神社の秋祭りの実施場所



奈良阪町の町並み



奈良阪町・奈良豆比古神社の位置と周辺の環境

が東面して建つ。中殿に産土の神・平城津彦神（奈良豆比古神）、左殿（北側）に施基皇子（田原天皇・春日宮天皇）、右殿（南側）に春日王（施基皇子の子）を祭る。本殿は江戸時代中期頃のものとされ、各棟の間を連絡する障屏を背面柱筋に設けており、3棟並列の本殿建築の一例を示している。

なお、明治維新の際に廃寺となったため現存しないが、かつて境内北側に善城寺という寺があり、寛政3年（1791）の「大和名所図会」に当時の様子が描かれている。

【 秋祭りの概要 】

奈良豆比古神社では、地域の伝統的な氏子組織である「宮座保存会」を中心に、多彩な年中行事が営まれている。諸行事を通覧すると、「御祈禱」「虫供養」「十六羅漢」など、善城寺の行事であったと思われるものも含まれている。いわゆる神仏習合色を色濃く残しており、古風で特色ある祭祀が維持されている。なかでも注目されるのが、重要無形民俗文化財の翁舞を含む十月の例祭である。近年は、氏子の生活様式の変化にともない、祭日の変更も多いが例祭（秋祭り）は従来どおりの日程で行われており、年中行事のなかでも特に大切に扱われてきた行事である。

例祭（秋祭り）では、8日の宵宮に翁舞が、本祭の夜に相撲が奉納される。翁舞は、氏子組織とは別に組織された「翁講・翁舞保存会」（構成員：23軒）により奉納される。

ア）準備

9月21日午後8時、翁講・翁舞保存会の人達は、奈良豆比古神社境内の会所（宝亀殿）に集まり、その年の翁舞の配役が決められる。千歳は男児が務めることになっている。その後、9月23日から29日までの1週間、毎夜、神社の会所（宝亀殿）において翁舞の練習が行われ、10月4日の午後8時に「仕上げ」の練習が行われる。

例祭の4日前にあたる10月6日から、神饌物の準備が奉行家（宮座老中に入っすぐの3年間務める年中行事の世話役）によって行われる。午前9時に境内に集まり、神饌および「生御膳」

に用いるざくろ（120個）をとり神社周辺に出かける。続いて、神饌所とそれに隣接する炊事場において、翌日の相撲の餅作りに備え、9釜分の米（粳米28升8合と餅米7升2合）を洗い、生御膳の折（約100個）の煮沸消毒などを行う。

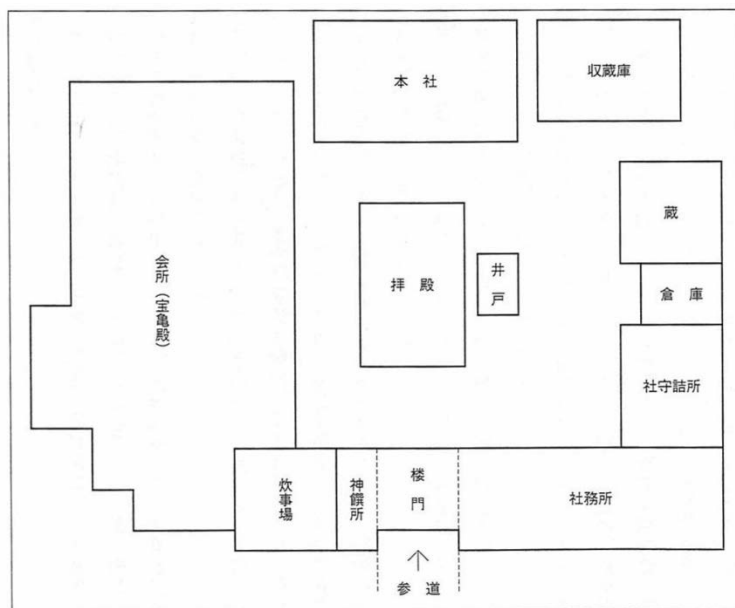
10月7日には相撲の餅作りが行われる。必要な餅の数は約240個で、炊事場の前に作業台を出して調理にあたる。奉行家は午前8時に境内に集まり、前日洗っておいた米を炊く。当地では「餅」と呼ぶが、一般的な餅米を搗いて作る餅ではない。炊いた米を三角巾袋に詰め餅状になるまで俵板に叩き



奈良豆比古神社本殿



奈良豆比古神社拝殿



奈良豆比古神社境内見取図

付け（平成 18 年以降、簡略化のために炊いた米を臼に移して杵で軽くこねた後に三角巾袋に詰めて俎板に叩き付けている）、袋の先まで米を詰めて形を整えた後、餅箱に三角巾袋を立て、布を裏返すようにして餅を取り出し、団扇であおいで表面を乾燥させたものである。11 時頃、「式司頭」と「見習頭」（奉行家就任 1 年目は「見習」、2 年目は「式司」、3 年目は「奉行」であり、それぞれの役で誕生日の早い順に「頭（一番）」「二番」「三番」と序列が定められている。）が、宮座の一番の年長者である「一老」、二番目の「二老」、三番目の「三老」のそれぞれの家と社守の家に見本の餅を持って行き検分を仰ぐ。了承されれば餅作りを続け、11 時 50 分に作業が終了する。

イ) 宵宮（翁舞）

奈良豆比古神社の秋の例祭の前夜（10 月 8 日の夜）、宵宮祭において翁舞が奉納される。この日は氏子の家では、通りに面した玄関の軒下に祭り提灯を吊す。日が暮れる頃、提灯に灯りがともされる。

翁舞は同社の縁起によると、「桓武天皇の御代春日王が不慮の病でこの神社におこりの時、^{きよひとおう}浄人王と^{あきおう}安貴王という兄弟が父春日王をたずね、弓を削り四季の花菓を採って市場に売り歩き、孝養をつくした。浄人王は散楽、俳優を好まれ、この芸をもって父王の病気の平癒を祈願されたところ神霊によって病気は全快した。世にいう申楽・能楽・翁三番叟でこの面は浄人王からはじまった」とする。翁講には、「寛政三辛居亥 九月良日 翁講中 奈良坂町」と墨書のある文書箱（面箱の転用したものとも考えられている）が伝わることから、少なくとも 18 世紀後半に



能 面

は翁舞が行われていたことが分かる。現在、神社には翁面をはじめ多くの室町時代とおぼしき面が残っており、奈良国立博物館に保存されている。その中には「応永廿年（1413）二月廿一日」の刻銘のある癒見^{べし}面（重要文化財）もあり、また古い衣装も残されていて、こうしたことからするならば、この翁舞はさらに古い時代から行なわれていたと考えられる。近代になっても明治 33 年（1900）には雨乞いのための翁舞が行われており、今日でも 20 年に一度の式年造替の際には臨時の奉納が行われている。また、明治 35 年（1902）には翁講の「規定書」が作成されるなど、講の存続に尽力がなされている。昭和 28 年（1953）にあやめ池円形劇場で行われた近畿地区郷土藝能大会に出場して注目を集め、翌年には県の無形民俗文化財に指定された。そして、平成 12 年（2000）12 月 27 日には国の重要無形民俗文化財に指定されている。

翁舞の詞は口伝え、舞や演技方も直伝であり、古くは講員である 40 軒ほどで伝承されてきた。しかし、近年の高齢化および少子化により、講中も減少傾向にあり、後継者不足が生じている。そのため、後継者の養成と保存・継承を図るため氏子に呼びかけ「翁舞保存会」が組織された。

宵宮の 10 月 8 日、「翁講・翁舞保存会」の当屋によって、翁舞の衣装と面が用意される。面は、現在、奈良国立博物館に保管されているため、博物館まで受け取りに行く。奈良阪町には、翁舞で使用する 4 面を含めて 20 面の能狂言面がある。かつては、面も衣装も神社の倉に保管しており、祭りの時だけ倉から出されたが、昭和 27 年（1952）、すべての面と古い衣装を奈良国立博物館に寄託したことで、例年、宵宮の日に博物館から使用する面を出してくるようになった。

また、同日、拝殿に^{ひも}緋毛氈が敷かれ、小鼓用の胡床を置き、本殿側の隅 2 ヶ所に蠟燭を立てる。そして、楽屋から拝殿に続く「渡り床」が設置される。

暗くなると拝殿の吊灯呂に灯りが灯され、午後 6 時過ぎ、奉行家が境内に集まり、観覧者席などの準備が行われる。午後 7 時過ぎには、揃いの衾の着流しを着用した翁講・翁舞保存会の人々が集まり、

午後 7 時半に篝火に火が入れられる。そして、午後 7 時 55 分には、神主に続いて、演者が渡り床を通して、笛、小鼓、大鼓、地謡、地頭、脇、千歳、太夫、三番叟の順に拝殿に上がり、拝殿中央で神前に向かって拝礼し、それぞれの座に着座する。

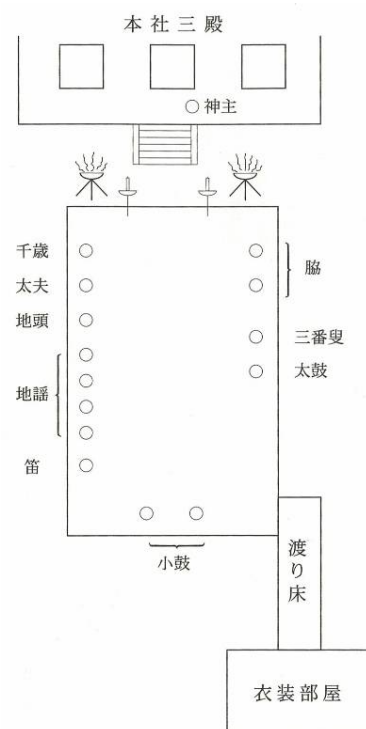
午後 8 時、当屋によって神前の蠟燭が点火され、翁舞が始まる。翁舞は、いわゆる式三番で、「前謡」「千歳舞」「太夫舞」「翁三人舞」「三番叟・前舞」「三番叟と千歳の問答」「三番叟・後舞」からなり、合計 1 時間ほど奉納される。

全員が着座すると、笛が奏され、小鼓が打たれ、太夫と地謡の掛け合いで前謡が始まる。前謡に次いで千歳が、扇を手にして座を立ち、「なるは滝の水日は照るとも…」と、長寿を祝いながら千歳舞を舞う。次に太夫舞が舞われる。太夫舞では、「千年の鶴万才楽とうとうたり、また万歳の池の亀は甲にさんぎょくをいただいたり…」と天下泰平・国土安穩を祝福し、あわせて町内の守護が祈願される。太夫舞が終わると、太夫はそのまま舞台中央に立ち、同じく翁面をつけた翁 3 人で祈祷の言葉を唱え、翁三人舞が舞われる。舞が終わると、当屋頭と平当屋が拝殿に上がり、太夫の面と脇の翁の面を外す。面を外した太夫と脇の 2 人は神前に拝礼して退場する。次に三番叟の舞となる。大鼓が入り、調子が早くなると笛が奏される。三番叟は「おおさようさよう喜びありや…」と唱えながら立ち上がり、拝殿の中央に立つ。大鼓が入り、前舞を舞う（三番叟・前舞）。舞い終わると、三番叟は自分の座に戻る。当屋頭は、三番叟の面を持って、平当屋は鈴を持って拝殿に上がり、三番叟に面をつけ、千歳に鈴を持たせる。そして、三番叟は千歳と並んで立ち、問答を行う。三番叟が千歳に話しかけると、千歳は正面を向き、千歳が話しかけると三番叟は正面を向くという、互いに向かい合うことのない問答である。これは神に語るといった形式をとっていると考えられており、この翁舞独特の姿を示すものとして注目されている。問答が終わると千歳が三番叟に鈴を渡して退場する。そして、大鼓が打たれると三番叟が後舞を舞う。舞い終わると三番叟は、神前に拝礼して退場する。そして、地頭、地謡、大鼓、小鼓、笛の順に退場し、午後 9 時頃に翁舞が終了する。

ウ) 本宮（相撲）

例祭（本宮）は、毎年 10 月 9 日に行われる。

当日、奉行家は午前 7 時に境内に参集し、祭典の準備を行う。会所には、直会用の座机、座布団が並べられ、例祭のお下がりとして参会者に持ち帰ってもらう神饌「生御膳」を用意する。かつては神饌に用いる野菜のほとんどを町内の農家で生産していたが、現在は生姜と相撲の餅用の米を地元で調達している。午前 9 時半を過ぎると、老中など宮座保存会の人たち、奈良阪町自治会役員らが境内に



翁舞配置図



翁舞（千歳舞）



翁舞（太夫舞）



翁舞（翁三人舞）

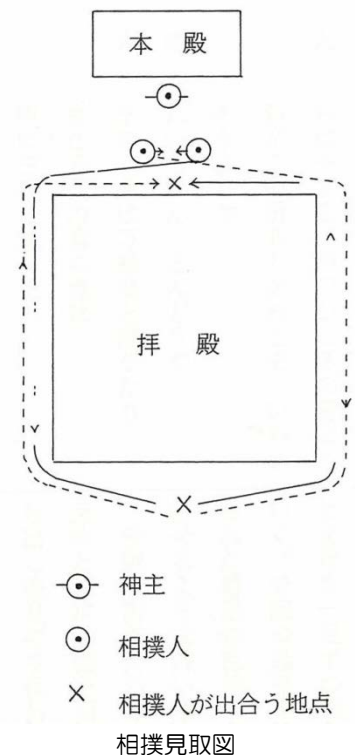
集まる。手向山八幡宮宮司と社守により午前 10 時から祭典が始まる。祭典は、「修祓」「献饌」「祝詞奏上」「玉串奉奠」「境内末社への献饌と祝詞奏上」「撒饌」があり、約 30 分で終了、そのあと会所において直会が行われ、解散となる。

午後 6 時、再び奉行家が境内に集まり、拝殿に相撲の餅とざくろが供えられる。午後 7 時になると、神前の篝火と拝殿の蠟燭に火が灯され、午後 7 時半、社守（神主）の先導で、禪姿の力士役の奉行頭と式司頭（相撲人）が社前に赴き参拝し、奉納相撲が始まる。

社殿に向かって右側に奉行頭、左側に式司頭が立ち、二礼二拍手の拝礼のあと互いに向き合って一礼する。次に社守から櫛を授かる。社守の「ミアワセテ、ミアワセテ」の掛け声で、2 人は再び向かい合い、少し腰をかがめ、社守が「ホーオイ」の掛け声とともに御幣を振り上げるのを合図に 2 人は櫛を頭上に持ち、肩に担ぐような格好をとる。櫛を頭の後に掲げたまま、「ホーオイ、ホーオイ…」の掛け声を発し、拝殿を一周する。奉行頭は拝殿を左廻りに、式司頭は右廻りに歩く。なお、「ホーオイ」の掛け声には、「穂、多い」の意味があるとされ、豊作の願をかけているともいう。2 人は社殿前に戻って一旦櫛を下ろす。この一連の動作を 2 回繰り返す（合計 3 回）、3 周目に社殿前に戻ると、社守に櫛を手渡す。社守は櫛を神前に奉納する。奉行頭、式司頭は、社殿に向かって二礼二拍手の拝礼を行い、老中のいる会所に向かって一礼して相撲が終わる。2 人は拝殿前で昨年の例祭以降に生れた男の子（宮参りをすませた子）を抱き上げて、拝殿の相撲の餅とざくろを受け、午後 7 時 40 分頃に終了となる。



相撲



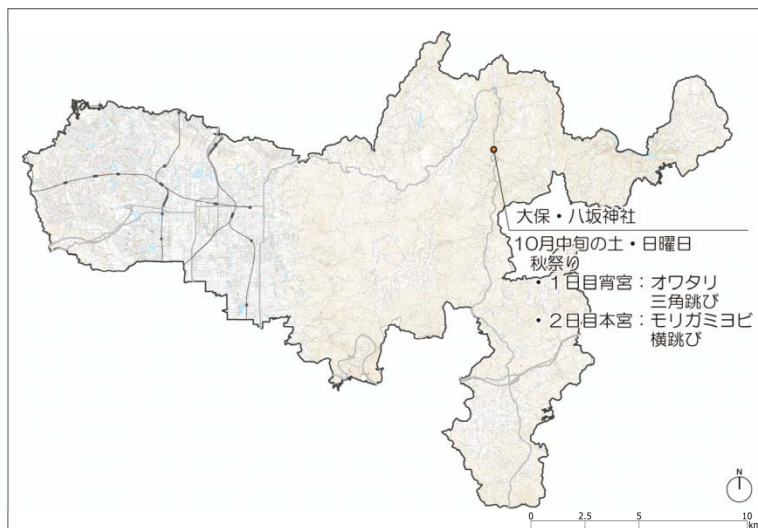
【 祭礼・行事の情景 】

奈良豆比古神社で執り行われる翁舞は、珍しい 3 人舞による翁や、互いに対面せずに行う三番叟と千歳との問答など、古風を感じさせる特徴的な要素を伝えている。今日の能楽は、長い猿楽の歴史を経て大成されたが、そこに至るまでには、様々な系統の舞や歌の集成がなされた。また受け継がれなかった要素もある。奈良阪の翁舞には、今日の能楽にはみられない古風な要素が残されている。さらに地域の伝統的な共同組織である宮座が今も健在で、その支えによって祭礼が維持され、芸能が奉納されている。このことは、我が国の民俗芸能として、きわめて重要かつ貴重なことと認められる。こうした伝統行事が、社寺の都で猿楽などの芸能座の活躍の場でもあった奈良の周縁地域で連綿と伝承されていることは、奈良文化の豊穡さを示し、奈良の歴史的風土の特徴のひとつといえる。

奈良豆比古神社の秋祭りの宵宮・本宮には、奈良阪町の各家の軒先に御神燈の提灯が吊るされ、町全体が祭りの雰囲気になり溢れる。そして、その一角に位置する奈良豆比古神社の境内では、舞台にかがり火が焚かれ、幽玄な雰囲気のなか、宵宮では翁舞、本宮では相撲神事といった古式ゆかしい民俗芸能が奉納され、古くからこれらを受け継いできた、地域の人々の自然・神仏への崇拝の念を感じることができる。

③八坂神社の秋祭りの民俗芸能（三角跳び・横跳び）

八坂神社は、本市東部地域の山間部、柳生地区を南北に縦断する国道 369 号東側に位置する約 35 軒からなる大保集落の氏神である。八坂神社の秋祭りは、氏子らによって毎年 10 月中旬の土・日曜に行われる。宵宮では、拝殿で三角跳びの奉納、神社周辺の道筋でオワタリが行われる。本宮では、鳥居の脇でモリガミヨビ、拝殿と倉の間で横跳びが奉納される。



八坂神社の秋祭りの実施場所

【 八坂神社の概要 】

大保の集落は、周囲を深い緑に囲まれた山間の谷筋に位置し、入り組んだ尾根がつくりだすわずかな平坦地を巧みに利用して家屋が建てられ、それらが水田や茶畑を介して点々と分布する散村の形態をとっている。それぞれの民家は、広い敷地に主屋と複数の付属屋を配し、その多くが伝統的な形式を踏襲した農家住宅であり、自然と調和したのどかな山間集落の風景がつくりだされている。集落内を流れる今川を大きく湾曲させるように張り出した尾根のひとつに八坂神社が鎮座している。

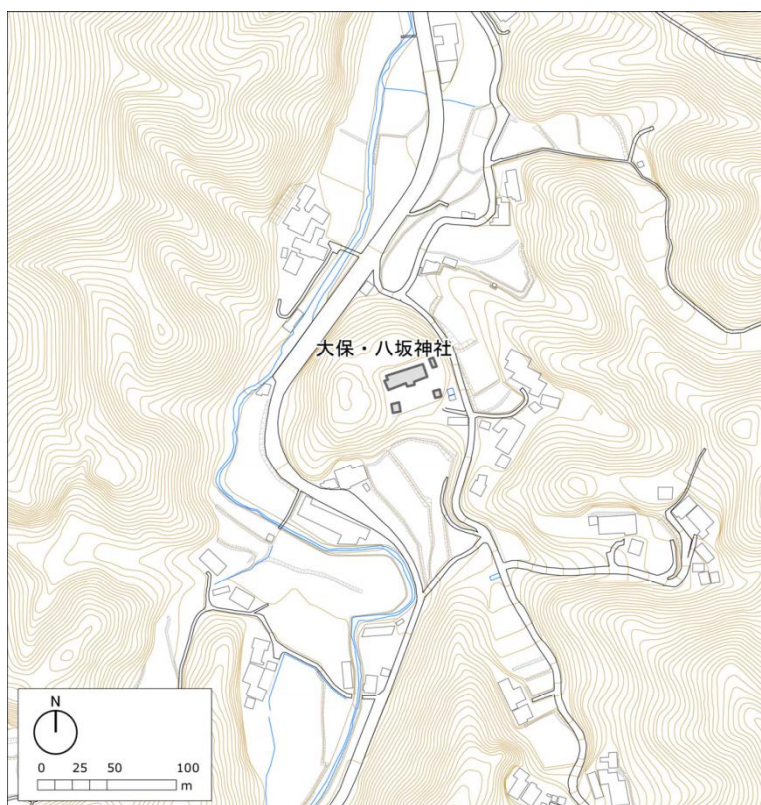


大保集落の風景

八坂神社は正治 2 年（1200）の創建と伝えられる。祭神は素戔鳴尊で、相殿に八幡大神・春日大神を祭る。末社に稲荷神社、御霊神社・吉田神社（合祀）、天手力雄神社・宗像神社（合祀）の 3 社がある。江戸時代末まで境内には神宮寺として円鏡寺があり、弘治 3 年（1557）の刻銘のある鰐口が残る。

鳥居をくぐり右に折れて石段を上ると広い境内が広がる。右手前（東側）に蔵、正面に社務所、左手（西側）に拝殿があり、その奥に本殿が東面して建つ。

本殿は、棟札によって寛永 2 年（1625）の建立と判明し、県指定有形文化財に指定されている。形式上は一間社流造であるが、桁行が長く、内陣を 3 間、背面を 2 軒とする。屋根は厚板段葺とする。向拝は、面取角柱を木鼻付の虹梁型頭貫で

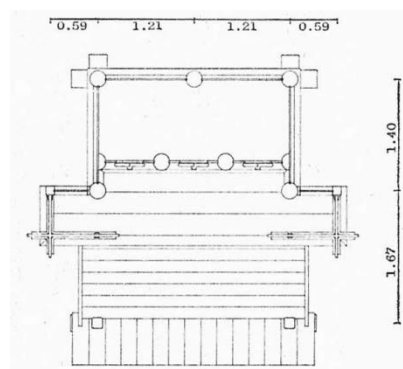


八坂神社の位置と周辺の環境

繋ぎ、連三斗を載せ、中備に^{かえるまた}臺股を入れる。臺股は宝珠の彫刻を施した本臺股で、特徴的な^{さねひじき}繰型の実肘木を載せる。身舎は円柱に舟肘木とする。軒は繁垂木で、向拝は打越垂木を葺き下ろして一軒とし、背面も一軒とする。妻飾りは^{いのこさす}豕叔首、桁隠しは^{いのめげぎと}猪目懸魚とする。正面に脇障子と跳高欄を備えた縁を設け、^{もっかい}木階と浜床を据える。軸部、軒廻り、組物、妻飾り等、当初の形式を良く残し、桃山様式の流れを知る指標となっている。



八坂神社境内（本殿・拝殿）の様子



八坂神社本殿平面図

【 秋祭りの概要 】

大保・八坂神社の秋祭りは、現在、毎年 10 月中旬の土・日曜に行われるが、以前は 10 月 16・17 日に行われていた。氏子は長老からローシュ（神主）、フクロローシュの役割を担い、三番目の年長者から 10 名を十人衆という。ローシュ・フクロローシュを含めて十二人衆とよばれ、ローシュは祭事のすべてを司ることとなっている。秋祭りは、これらの人々の他に、トーヤヌシ、オワタリ衆 10 人が加わって執り行われる。

秋祭りでは、宵宮と本宮にそれぞれ「三角跳び」、「横跳び」とよばれる田楽舞の所作の一部が伝承されてきた田楽系芸能が奉納される。その起源は明確ではないが、祭りで用いられる「黒箱」と呼ぶ衣装箱には、「元禄四年（1691）未九月十一日」の銘文があり、おそくとも 17 世紀には行われていたことが伺える。

ア) 宵宮（オワタリ・三角跳び）

宵宮の日は、午前 8 時頃から、トーヤヌシ、ローシュ、フクロローシュ、オワタリ衆らが神社に集まり、オワタリ衆が身につける御弊を作成する。午前 11 時頃からは、オワタリ衆が衣装を身につけ、お供えの餅搗きが社務所の前で行われる。餅搗きはオワタリ衆のなかでも若い人が担当し、臼の回りでは、鼓や太鼓、笛で囃したて、餅搗き歌、伊勢音頭などが歌われる。搗き終わった餅は丸く形を整えられる。正午過ぎ頃には餅の準備が整い、関係者は社務所で食事を行う。



三角跳び

午後 2 時頃になると、オワタリが行われる。ローシュは大きな御弊、トーヤヌシは御弊、トーヤヌシの跡取りはコモに巻いた餅と黒箱を持ち、オワタリ衆は太鼓、鼓、笛、ジャラジャラ（^{さきら}鼧）を持って続く。神社を出発し、神社の周りを約 20 分かけて行列する。その途中、何箇所かで、太鼓、鼓、笛、ジャラジャラを鳴らす（図 1：オワタリの順路）。

神社に戻るとフクロローシュが鳥居まで迎えに来ており、それに引き連れられて拝殿に昇り、約 30 分の祭典が行われる。（図 2：宵宮の拝殿での配置）神饌物を供えて、ローシュが祝詞を唱えお祓いをし、全員で拍手二礼、二拍手一拝する。ローシュが正面に出て二礼二拍手一拝、ローシュ祝詞、続いてトーヤヌシ、自治会長、オワタリ衆代表が正面に出て参拝する。それが終わるとオワタリ衆が拝殿にて田楽「三角跳び」が行われる。

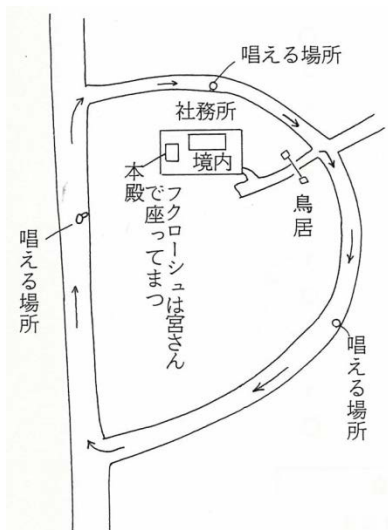


図1 オワタリの順路

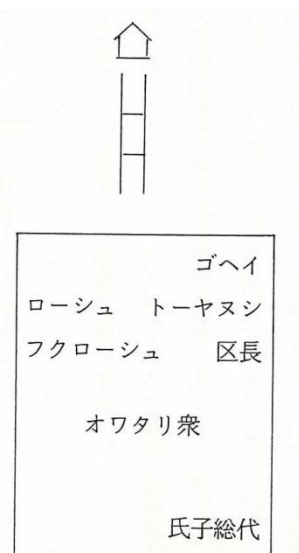


図2 宵宮の拝殿での配置

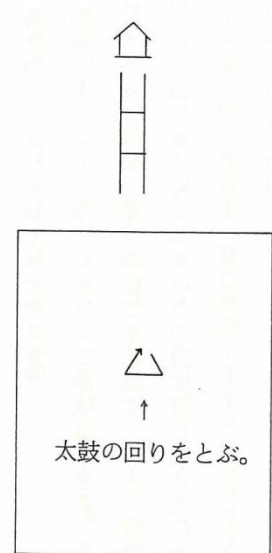


図3 三角跳び

まず、太鼓を持ったオワタリ衆が拝殿の中央に進み出て、太鼓を置く場所を払い、太鼓を置く。そして太鼓の周囲を三角の形を描くように跳びはねる(図3：三角跳び)。その際、楽器を囃したり、「ヨイショ、ヨイショ」の掛け声をかける。同様の所作を笛、ジャラジャラを持ったオワタリ衆 10 人全員が行う。これが終わると、フクローシュが神饌を下げ、ローシュが挨拶をして、宵宮の行事が終了する。

イ) 本祭(モリガミヨビ・横跳び)

翌日の本宮の日は、午前 10 時に神社に集まり、拝殿の所定の位置に座る(図4：本宮の拝殿での配置)。その後、宮司が神前に進み、本殿の扉を開け、正面に座って二礼二拍手する。そして、「神饌」という掛け声で、オワタリ衆が、不浄な息がかからないよう櫛を口にくわえて神饌を手送りで供える。フクローシュが二礼二拍手一拝して降り、代わりに専門の神主である宮司が階段をのぼり、祝詞をあげる。その最中にローシュとトーヤヌシとオワタリ衆が御幣 2 つ、太鼓、鼓、笛を持って拝殿・境内・鳥居を巡り、鳥居の横において「モリガミヨビ」をおこなう。このモリガミは大保に伝わる二十一の神で、山の中にあるとされる。明治 30 年の記録によると、「ジャングワジゾのモリ」「立竿のモリ」「たばのモリ」の 3 つのモリが確認できるが、その他は不明となっている。モリガミヨビでは、神を祀ると伝わる方角に向かって、オワタリ衆らがモリガミそれぞれに対応する二十一の詞章を唱える。

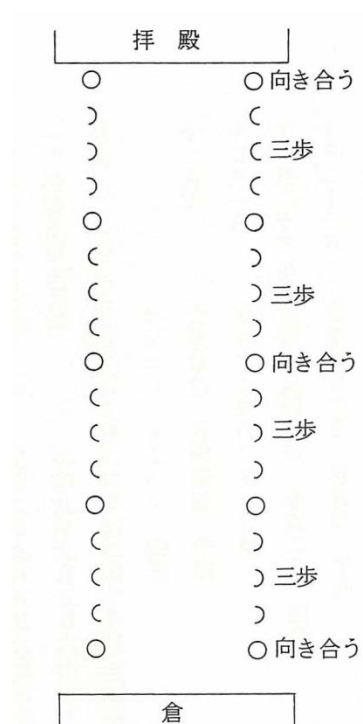
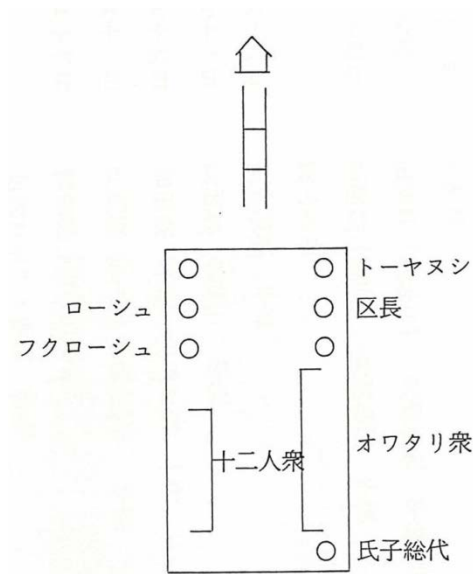


モリガミヨビ



横跳び

それに続いて境内に戻ってくると「横跳び」が行われる。オワタリ衆 10 人のうち、若い人 2 人が奉納する。拝殿前の広い境内の敷地に二列になり、拝殿から倉まで跳ぶ(図5：横跳び)。横跳びが終わると、直会を行い、祭りは終了する。



【 祭礼・行事の情景 】

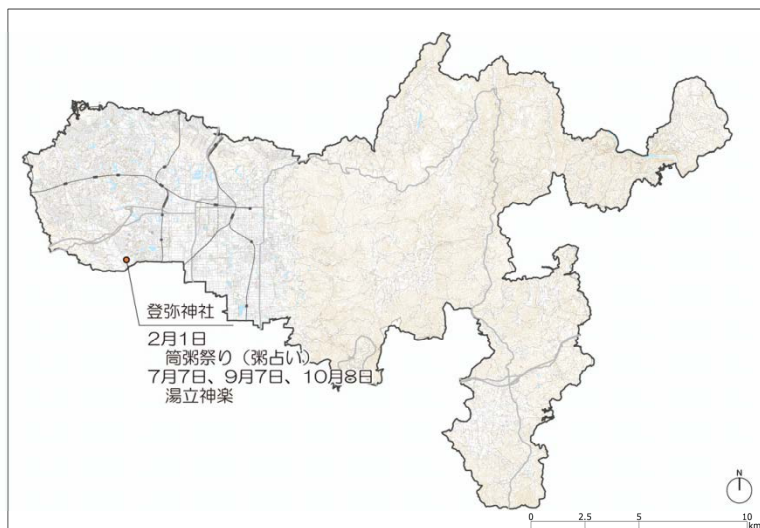
大保・八坂神社の秋祭りは、本殿・拝殿などの神社境内とその周辺を舞台に繰り広げられる。

オワタリでは、オワタリ衆の団が鳴らす太鼓、鼓、笛、ジャラジャラの音が、伝統的な様式をとどめる民家が点在する山あいのだかな集落風景のなかに響き、活気と賑わいを感じることができる。一方、神社境内で執り行われるモリガミヨビや、田楽系の民俗芸能である三角跳び、横跳びは、古式を伝える素朴な神事であるが、それゆえに、長く農業を営んできた人々の豊穰への願いと田の神、森の神という一種の自然を崇拝する信仰が、現在も受け継がれていることを感じとることができる。

④登弥神社の筒粥祭り（粥占い）と湯立神楽

登弥神社は、奈良市南西部の富雄川東岸の樹木の繁茂した小高い丘（南北に伸びる西の京丘陵の南の先端）に鎮座する。大和郡山市との境界に近く、氏子は奈良市石木町、同大和田町、大和郡山市城町にまたがる。

登弥神社では、毎年2月1日に筒粥祭り（粥占い）、7月7日、9月7日、10月8日の年3回湯立神楽が行われており、粥占いは奈良市指定文化財に指定されている。



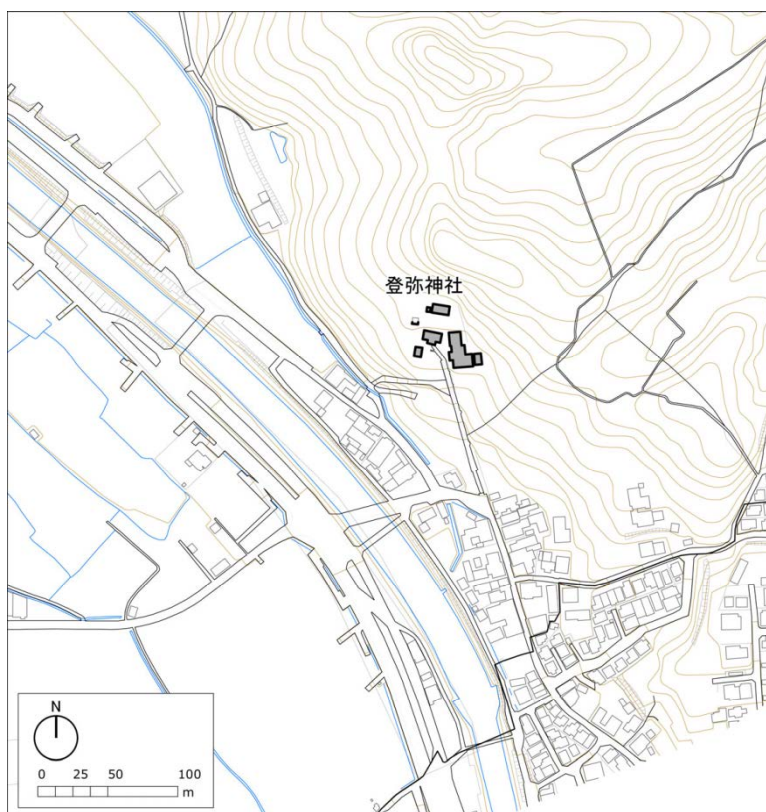
登弥神社の粥占い・湯立て神楽の実施場所

【 登弥神社の概要 】

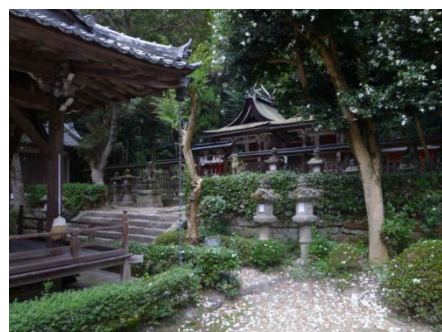
富雄川流域は、奈良時代には「登美郷」と呼ばれた地域で、当社はその一面に所在すると推定され、延喜式に記された「登弥神社」に比定される古社と考えられている。祭神として、高皇産霊神、たかみむすびのかみ、ほんだわけのみこと 菅田別命、かみむすびのかみ 神皇産霊神、とみのにぎはやひのみこと 登美饒速日命、あめのこやねのみこと 天児屋根命等を祭る。

近世には、このしま 木嶋、石堂、小和田、大向、城、西城の6ヶ村の鎮守であった（明治9年(1876)、木嶋と石堂が合併して石木、小和田と大向が合併して大和田、城と西城が合併して城となる。）。

地元では木嶋明神と呼ばれて親しまれており、一の鳥居近くの参道の灯籠には「木嶋大明神」と刻まれている。正面の鳥居をくぐると、長い参道が丘陵の斜面を一直線に続き、参道の両側にはカシなどの原生林が残されている。二の鳥居をくぐると周囲の社叢がつくりだす静寂のなかに社殿が見えてくる。本殿は、文政3年（1820）の焼失後まもなく再建されたもので、一間社春日造・檜皮葺の社殿2殿が東西に並ぶ。その他社殿には、神饌所・直会殿・座小屋・拝殿・社務所がある。境内社には、豊穂神社・荒神社・三宝神社・比良田神社・祓殿神社がある。



登弥神社の位置と周辺環境



登弥神社（奈良市観光協会HP）

【 筒粥祭り（粥占い）の概要 】

粥占いの創始や起源は不明であるが、粥占いに使用する大釜には側面に「和州添下郡木嶋大明神御湯釜、元禄八（1695）乙亥年九月吉日、冶工葛下郡五位堂村津田大和大椽藤原定治」という陽刻銘があることから、江戸期には行われていたと考えられる。

粥占いは、米、麦、粟、大根、ゴボウなどの 37 品目の農作物の出来高を占う神事で、毎年小正月に行われていたが、現在は 2 月 1 日に行われている。神事は氏子のいる 5 大字の 5 座が年交替で担当している。

前日の 1 月 31 日の夜、洗い米、小豆、青竹筒をはじめ献上品の献納式が行われる。そして、粥占い当日の 2 月 1 日の早朝に、その年の当番である本当屋が神社に参詣し、諸準備が行われる。午前 4 時頃から湯釜で米 2 升、小豆 1 升、そして、富雄川沿いから伐採した女竹（直径約 1.5 cm）を長さ約 20 cm に切った青竹筒 37 本をスタレ状に編んで束ねた編竹筒を入れて粥炊きを始める。これらを一緒に炊くことにより、小豆粥が沸騰して筒の中に粥や小豆が入り込むことになる。1 時間余で炊き上がった編竹筒は、釜から引き揚げられ、三宝に載せて神前に供えられる。

そして、神官の祝詞奏上、玉串奉献の後、神官の立会いのもと、本当屋を中心に並んだ 3 人年番（昨年度、今年度、来年度の当番）により粥占いが行われる。竹筒を一本ずつ小刀で割り、竹の中に入っている米粒と小豆粒の量により、それぞれの品目（農作物）のその年の豊凶を、上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下の九段階で判定される。

農作物の出来は農家にとっては最も関心の懸るところであるため、大安寺や東九条あたりからも見に来る。神社では粥占いの結果を謄写印刷して配布し、また、粥占いで使用した残りの粥は参会者にふるまわれる。

【 湯立神楽の概要 】

登弥神社では、7 月 7 日、9 月 7 日、10 月 8 日の年 3 回の湯立が行われる。これらはそれぞれ、その意味が異なり、7 月 7 日の湯立は、田植後のさなぶり（田の神を送る祭り：植付感謝祭）、9 月 7 日は秋の収穫を前に豊年豊作を祈願する八月祭、10 月 8 日は秋祭りにあたる。祭りは、氏子地域の 5 大字の年番で執り行われる。

宮司の玉串奉献、お祓いの後、巫女の神楽舞がある。神饌は季節によって異なり、ソラマメやショウガ、ザクロなどがあり、20 品目を超える。次年度の年番の大字では、祭りを見越して神饌にする作物を作付けすることとなっている。このあと境内で、おん祭にも奉仕する大和郡山市若槻の巫女による湯立て神楽が行われる。

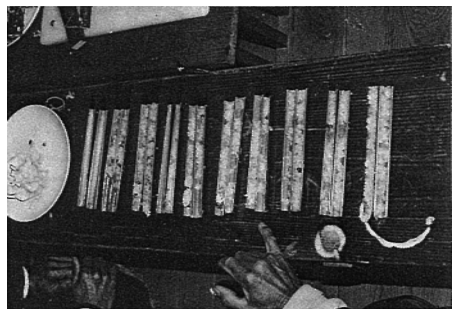
湯立では、粥占いと同じ釜を用いており、拝殿前の広場に設けられた釜の前に戸板を置いて御座を敷き、その右側には三宝に洗米、スルメなどが供えられた祭壇が設けられ、その傍らには縄で括られた大きな藁束が置かれる。巫女は、まず、藁束に結えてある藁帯を腰に巻き、青竹串の御幣 2 本を持って拝



編竹筒



神官・当屋らによる判定



割られた竹筒

した後、釜の湯を掻き回し、御幣を藁束の上に突き刺す。続いて、両手で笹の葉の束を持ち、これを湯に浸して四方に撒く所作を繰り返しながら、「伊勢は神明 天照皇大神宮様の御湯なり さようさ さようさ 南は蔵王権現様の御湯なり さようさ さようさ」と唱える。そして、春日、八幡、加茂、稻荷など諸神を勧請し、釜の御湯に使う水や薪の出所を唱えながら湯立をし、釜の前で最後に鈴の舞を舞って終了となる。

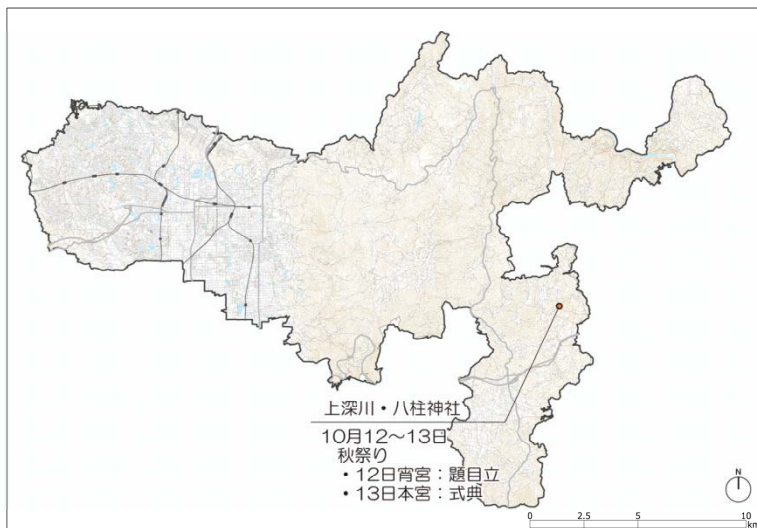
【 祭礼・行事の情景 】

周囲の豊かな社叢によって外界の喧騒から遮断された静寂さと神聖さの漂う登弥神社の境内において、筒粥祭り（粥占い）は執り行われる。5 大字の氏子が合同で開催してきた神事であり、市域を越えた 5 大字の氏子の強いつながりを感じることができる。また、そのことにより神事の内容も大きな変更を受けず、古式を伝える素朴な形で現在に受け継がれている。

生活の糧となる作付作物を占う神事として、古くから農業を主体としてきた地域固有の行事であり、現在もその占いの結果によって、人々が一喜一憂する光景からは、自然・神仏への信仰が現在にも受け継がれていることを伺い知ることができる。

⑤八柱神社の秋祭りの民俗芸能（題目立）

八柱神社は、奈良市上深川町の集落の中央付近、字堂ノ坂に鎮座している。八柱神社では、毎年10月13日に氏子らにより秋祭りが行われる。宵宮の12日に奉納される題目立は、八柱神社の参籠所と社務所と本殿との三方に囲まれた広場に舞台を設け、神社西側の元薬寺を楽屋として実施される。なお、上深川で題目立が行われ始めた当初は、現在の参籠所は元薬寺であり（明治初年まで）、ここより僅か3m隔てた場所が舞台であったとされる。



八柱神社の秋祭りの実施場所

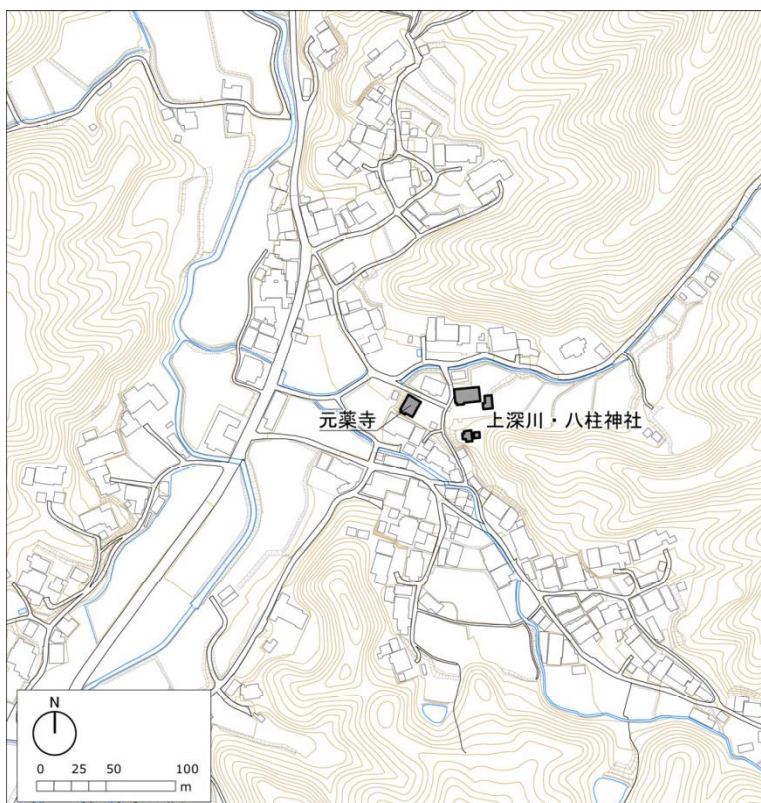
【 八柱神社の概要 】

上深川の集落は、集落内を南北に貫く深川がつくりだす大きな谷筋に数本の谷筋が集まる谷口に民家がまとまって存在する形態の集落である。山裾の微地形に即して建てられた家屋は、瓦屋根を基調とした伝統的形式を残すものが多く、大和地方の農家建築の典型である大和棟形式の民家も数軒あって家並みのアクセントとなっており、背後の山林と調和した落ち着いた集落景観が形成されている。その集落の中央付近に八柱神社が鎮座する。



上深川集落の風景

八柱神社の歴史は詳らかでないが、古くは八王子社と称し、高御産日神、^{たかみむすびのかみ}神産日神、^{かみむすびのかみ}玉積日神、^{たまむすびのかみ}足産日神、^{たるむすびのかみ}事代主神、^{ことしろぬしのかみ}大宮売日神、^{おおみやめのかみ}生産日神、^{いくむすびのかみ}御食津神の8神を祭る。境内西正面に鳥居を構え、広場の北に参籠所、東に社務所を配し、南方の尾根先端の高所に拝殿を設け、その奥に本殿が西面して建つ。本殿は一間社春日造で、脇に末社の厳島神社と八坂神社を配する。神社正面にあたる西側に元薬寺がある。元は神社境内の参籠所の位置にあったという。本尊は薬師如来像で、古義真言宗である。江戸時代は東大寺戒壇院の末寺であり、明治以降は村の集会所に使われた。昭和6年（1931）春に焼失したが、本尊は搬出され、同年11月には建物も再建されて、現在に至っている。



八柱神社の位置と周辺の環境

【 秋祭りの概要 】

上深川・八柱神社の秋祭りは、現在、10月12～13日（12日宵宮、13日日本宮）に行われる。この祭りの日程は、明治以降、旧針ヶ別所村の各神社の祭礼の日程が統一されたことによるが、もとは旧9月10日が本宮、旧9月9日が宵宮であった。

なお、宵宮に奉納される題目立は、昭和51年（1976）5月には重要無形民俗文化財の指定を受け、さらに平成21年（2009）にはユネスコ無形文化遺産に登録されている。また、題目立の台本にあたる「上深川題目立詞章本」は、平成20年3月4日に奈良市指定文化財に指定されて保存が図られている。

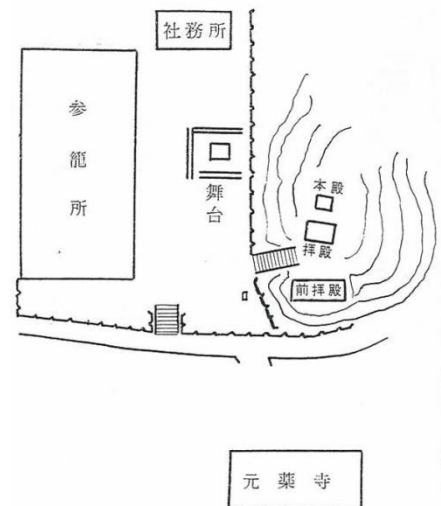
ア) 準備

宵宮を前にした10月11日、オオトーヤ（祭礼行事の役としてマツリトーヤ（祭当屋）があり、1年に4軒、家の並び順に当たり、オオトーヤ、二番トーヤ、三番トーヤ、四番トーヤで組織されるが、その中心となるのがオオトーヤである）の家では玄関先に笹竹を立てて注連縄を張る。これはオオトーヤ宅が「カミの居る場所」を示すものである。午後8時から、マツリトーヤの夫婦がオオトーヤ宅に集まり、モチツキと御供の準備が行われる。午後から、男性は八柱神社で提灯の台座の作成や宮の幕を張るなどの境内準備を行い、女性は翌日昼の会食・夜の直会のための御馳走などを作る。

イ) 宵宮（題目立）

宵宮の日の早朝から、題目立の舞台が設営される。竹を使って巾約3.6m、長さ約4.5mの二重柵をつくり、西北隅から出入りできるように出入口をあける。二重柵の外側の竹柵は演技者と見物人を区切るものであり、内側の竹柵は、演者がもたれかかる柵である。その中央に約1.8m四方の板を敷く。「厳島」の時の舞台は、他に弁才天の入る屋形が石垣を背面にしてつくられる。

この日の午前中、神前で宵宮の献饌が行われる。正午頃になると、氏子が境内の参籠所（戦前まではオオトーヤ家）へ集まり会食が行われ、区長立会いのもと、当年度のトーヤと翌年度のトーヤの間でトーヤウケ（トーヤの交代行事）が行われる。トーヤウケが済むと、氏子に餅が分けられ解散となり、その後、演者と役員が中心となって題目立の舞台づくりが始められる。午後6時には、氏子の各家から持ってきた提灯を境内に吊り、午後7時前に元薬寺から舞台までの道行のためのコモが敷かれる。そして、一通りの舞台設営が終わると、演者らは元薬寺で麻の素襖と立烏帽子に着替え、午後7時頃から題目立の奉納が始まる。



八柱神社と元薬寺の配置図



八柱神社



元薬寺



題目立

題目立は、源平の武将を題材とした演目を、出演者が登場人物ごとに台詞を分担して、独特の抑揚をつけて語る芸能である。出演するのは上深川の17才を中心とした青年たちである。上深川では17才になると神社の伝統的な祭祀組織である宮座に加入する慣わしがあり、座入りすることにより、はじめて一人前の地域の成員として認められると考えられてきた。題目立は座入りする年齢に達した青年による氏神への奉納芸能であることから、成人儀礼の性格をもつ行事と考えられている。近年は17才の者だけでは人数が足りず、それに近い年上の者が一緒に演じている。

上深川には「厳島」「大仏供養」「石橋山」の3曲の詞章が伝わっている。このうち上演されるのは「厳島」か「大仏供養」で、「厳島」は8人、「大仏供養」は9人で演じられる。またゾオク（造宮）といって八柱神社の社殿の建て替えや修理が行われると、その年から3年は「厳島」を奉納する慣わしになっている。

上深川の題目立の沿革は明らかではないが、現在上深川に残る最も古い記録は、「大仏供養」の詞書中の一冊「番帳并立所」の後書に次のようにある。

「豈享保拾八年癸丑二月吉旦、古本之三通者及百九年見へ兼亦ハ堅かなにて読にくきとて御望故今ひらかなに直置申候御稽古のためともならハ浮身の本望と住く
任>悪筆書写ものなり野州（下野）沙門教智寛海当村於元薬寺書之者也」

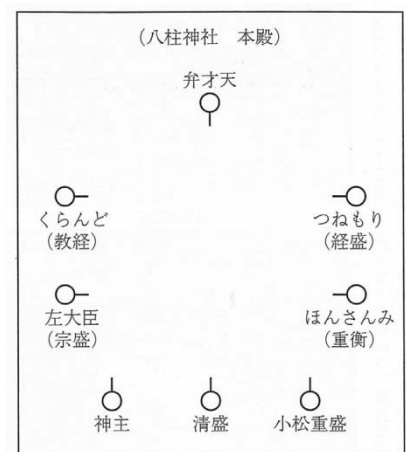
元薬寺の僧、教智寛海の筆によるこの記述からは、享保18年（1733）を遡ること109年、寛永元年（1624）頃には古本が三通あり、江戸初期にはすでに題目立が演じられていたことを伺い知ることができる。

また、「題目立」という語は、興福寺の学侶で多聞院主英俊の「多聞院日記」所収の「天文三年 夢幻記 多聞院長實房英俊之記」にある天正4年（1576）頃の記事が初見で少なくとも室町時代末には遷宮に際して行われたことが分かる。

10月12日の午後7時頃、まずオオトーヤが神社の拝殿に向かう。続いて導き役の長老を先頭に、演者の弁才天、くらんど、左大臣、神主、清盛、小松重盛、つねもり、ほんざんみ、そして呼び出しの順に元薬寺から境内に参入する。その道中、長老によってミチビキ唄「あきの国厳島の 弁才天は たからえんざや ほうがまの そうようの」がうたわれる。後に続く演者は一句ごとにうたわれるミチビキ唄を唱和しながら進む。演者と呼び出しが所定の位置に着くと、オオトーヤは拝殿で神前に向かって拝礼し、題目立をはじめる旨を報告し、鈴を鳴らす。その鈴の音を合図に、呼び出しが、「一番 清盛」と台詞の順番と役名を呼ぶと、出演者はそれに応じて、独特の抑揚をつけて台詞を語っていく。



上深川題目立詞章本



演者の配置図

「厳島」では清盛が弁才天から長刀を授かる場面があるが、基本的に所作はほとんどなく、出演者は所定の位置で静かに物語りを語り継いでいく。この語りが題目立の大きな特色である。

曲の最後近くになると出演者全員で「よろこび歌」を謡うなか、「フショ舞」が舞われる。一人が舞台中央に進み出て反り返るようにして扇をかかげ、強い調子で足を踏みながら舞台を一回りする。短いものであるが、それまでの静かな雰囲気から一転した動作で印象的な舞いである。

最後に「入句」を唱和し、再び長老の先導で「みちびき」を謡いながら退場する。

午後 9 時頃、当日の行事が全て済むと、直会が参籠所で行なわれる。

ウ) 本宮

10 月 13 日の例祭当日、午前 9 時頃より、境内で前日の題目立で用いた竹やコモなどが焼かれる。
午前 10 時から、八柱神社拝殿で秋祭りの式典が行われ、その後、御供の御酒、ちりめんじゃこで直会が行われる。午後からは氏子が各家の提灯を受け取りに神社へやって来るので、御供の魚（カマス）が分けられる。

【 祭礼・行事の情景 】

八柱神社の境内はそう広くはないが、元薬寺（堂）や周囲の民家、やや遠めに望む山並といった周囲の環境のなかで落ち着いた景観を形作っている。秋祭りの諸行事や題目立も、この風景によく馴染んでいて、素朴ななかにも和気藹々とした雰囲気の中で行われる。

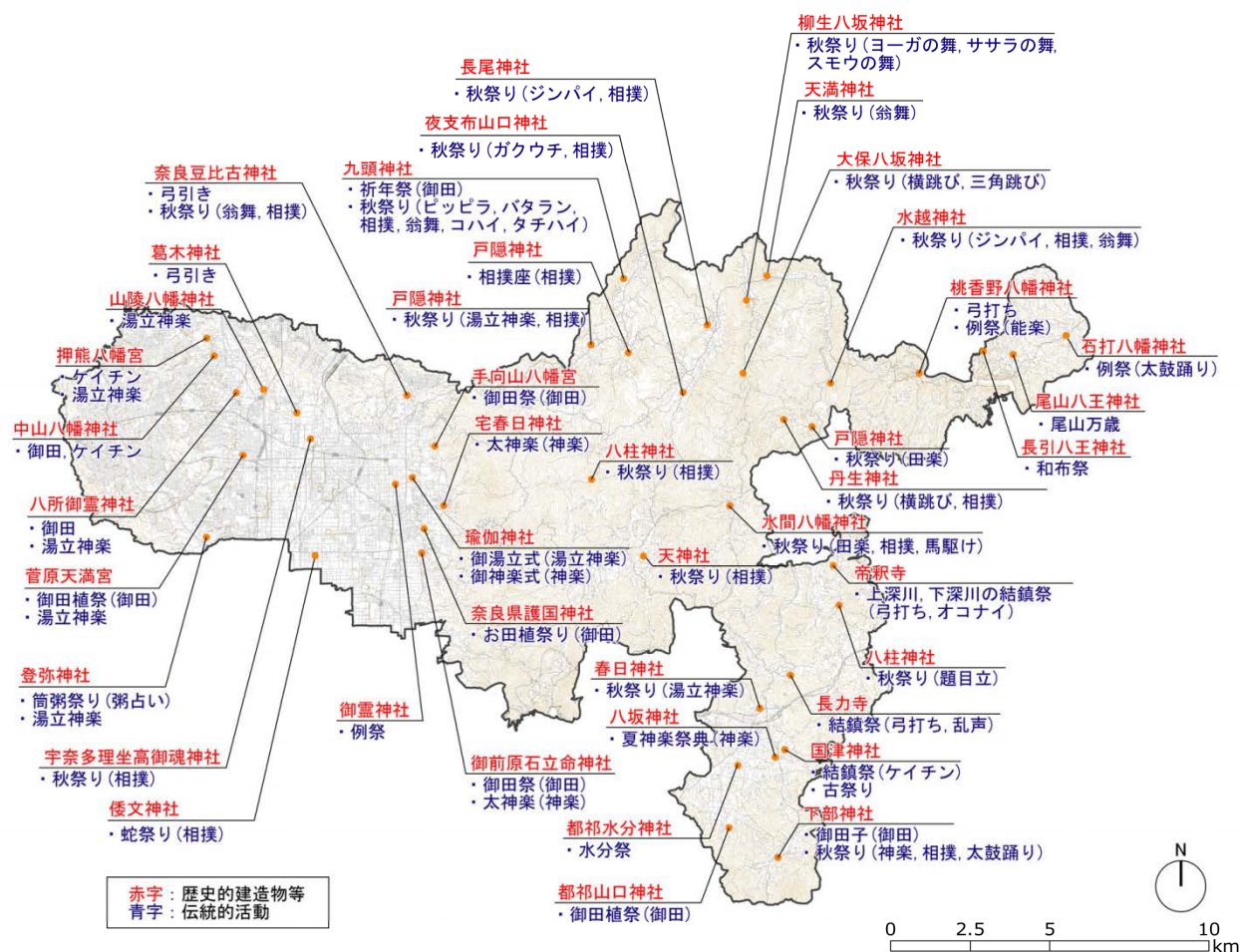
題目立は数え年 17 歳の男子を中心に上深川の青年達によって奉納される。毎年演者が代わるという伝承の難しさを抱えつつも、これまで絶えることなく続けられてきたもので、上深川の人々の並々ならぬ熱意と結束の強さを感じとることができる。

照明を落とした薄明かりのなか、神社境内につくられた小さな舞台上、麻の素襖と立烏帽子という古風な装束を着た青年たちによって演じられる題目立は、伝統芸能の奉納が宮座の元服行事の意味も兼ねて行われる特色ある民俗行事である。独特の抑揚のきいたせりふや所作が、今日の能や歌舞伎などの古典芸能とは異なる、中世芸能の面影を伝える古風な印象を与え、神社境内や周辺の落ち着いた環境とも相俟って、厳粛な雰囲気を醸し出すなかで行われる。

⑥まとめ

奈良市の各地域の神社や寺院のなかには、丹生神社（丹生町）や長尾神社（阪原町）、夜支布山口神社（大柳生町）の本殿など文化財に指定されている社殿や堂宇も多くみられる。それらは地域の歴史を象徴する重要な資産であるとともに、神社の社叢や寺院の大屋根などは地域の景観を特徴付けるものともなっており、氏神や檀家寺院として地域の人々に親しまれ、大切に管理されている。そこで行われる祭礼や行事には、神楽や翁舞、御田、相撲、太鼓踊り、万歳、題目立など、中央の影響を受けながらも地域の個性を反映させて発展してきた多様な民俗芸能がみられる。こうした諸行事は、その当日のみならず、準備期間などを含めて、地域の人々が協力して実施してきたものであり、これらを通して人々の心のつながりや地域のまとまりをつくってきた。

このように、地域の祭礼や行事は、人々が受け継いできた自然や神仏を崇敬する意識を現在に伝えるとともに、人と人とのつながりを保ち、共同体としての集落や市街地を維持することにも一定の役割を担ってきたものと考えられる。神社や寺院、集落や市街地が織り成す美しい景観を背景に繰り広げられる祭礼や行事は、地域の個性あふれる豊かな歴史や文化を象徴するものとなっている。



地域の祭礼・行事にみる歴史的風致の分布

（３）民間信仰にみる歴史的風致

①民間信仰の概要

奈良市では、かつて春日講、伊勢講、地蔵講、庚申講、観音講などの仏教関係の講が多数あり、春日信仰、伊勢信仰、地蔵信仰、庚申信仰、観音信仰などの民間信仰がみられた。また、組織化されずに人々が群参する形の民間信仰もみられた。享保 20 年（1735）に村井古道が著した「奈良坊目拙解」や同じく村井古道が元文 5 年（1740）に著した「南都年中行事」などの史料から、その様子を伺い知ることができる。現在の都市空間の中にも、春日社頭の多数の灯籠（春日信仰）、市内各所にみられるお蔭灯籠（伊勢信仰）や地蔵（地蔵信仰）、庚申堂や庚申塔（庚申信仰）、西国三十三所巡礼の観音霊場である興福寺南円堂、東大寺二月堂など、民間信仰の歴史を伝える文化遺産が随所に残されている。

こうした民間信仰は、社会背景や生活様式の変化などを受けて失われてしまったものも多い。しかし、なかには形を変えながらも今も連綿と受け継がれ、人々の心の拠り所となっているものもみられる。

仏教の一菩薩である地蔵菩薩への信仰は、わが国では平安時代後期から貴族を中心に盛んになり、その後、現実界と冥界との境に立って亡者を救うという考えが強調され、弥陀信仰、浄土信仰とも結びついて庶民の間に広まっていった。地蔵信仰は、庶民のもっとも手近な信仰であり、市内各地に数多くの地蔵がみられる。信仰は現在も受け継がれており、日常的に花や水を供えられた地蔵を拝む光景を目にすることができる。とりわけ毎年 7 月 23 日～8 月 23 日頃には、市内各所で地蔵盆・地蔵祭りが行われている。地蔵を祭る寺院では地蔵会の法要が執り行われ、衣替えを行う伝香寺の行事のように特徴的な法要もみられる。帯解寺の本尊子安地蔵菩薩のように、安産や求子の祈願所として全国各地から信仰を集めるところもある。

えびす信仰の対象となる七福神の一柱のえびすは、「えびすさん」と呼ばれて親しまれている福德神である。率川神社（本子守町）境内にある率川阿波神社には古くから恵比須神が祭られている。えびす信仰を象徴するのが、「初戎」「十日戎」である。鎌倉時代に北市・南市・中市が設けられて以来、えびすは市場の守護神として信仰され続けており、現在も、1 月 5 日には南市恵比須神社（南市町）と率川阿波神社で「初戎」が、1 月 10 日には北市戎神社（北市町）において「十日戎」が行われ、多くの参拝客でにぎわう。



南市の初戎

庚申信仰は、本来は道教の教えで、干支^{かのえさる}の庚申^{さんし}の日の夜に行う行事である。人の体にいる^{さんし}三戸の虫が庚申の夜に天に昇り、人の罪科を告げることから、その夜は潔斎のうえ本尊（仏教と習合して青面金剛）や猿田彦（神道と習合）を祭る、という信仰である。これが日本では民俗信仰として土着化して、各地に講が組織された。現在も中新屋町で庚申講が受け継がれており、西新屋町の庚申堂も信仰を集めている。

観音信仰の対象となる観音菩薩は、仏教の菩薩の一尊であり、中世以降の庶民の成長につれて現世利益の仏として広く崇拝を集め、庶民に広く浸透していた信仰のひとつである。市内の大寺院から辻堂に至るまで多くの観音像が安置され、各地域で観音講が組織されていた。井上町では現在も観音講が受け継がれており、毎月 17 日、町会所において女性により念仏と西国三十三ヶ所観音霊場の詠歌があげられている。

念仏講は、仏教における修行方法のひとつである「念仏」を同信者が集まり、極楽往生を期して唱える行事に由来する。現在、奈良市では八島町の六斎念仏や徳融寺（鳴川町）のサンハライ念仏（子供念仏踊り）、興善寺（都祁白石町）の十夜法要（双盤念仏）が受け継がれている。

春日講は、中世以降奈良町はじめ大和や南山城の農村で多く組織されてきたもので、正月に町や村の会所に集まり、春日の神を象徴する鹿曼荼羅図や春日曼荼羅図などの絵像を掛けて礼拝し、全員で春日大社に参拝して、1年間無事に過ごせることを願い、春日大社の巫女による神楽を奉納するという行事が行われてきた。現在も、奈良町の東城戸町や北京終町、錦町において受け継がれている。

この他にも、元興寺町における大日如来信仰に基づく大日講、矢田原町の涅槃講（こども涅槃）、中之庄町の天神社における弁天講や餅飯殿町の弁天祭にみられる弁財天信仰、都祁上深川町における富士垢離（富士講）などの講、弘仁寺（虚空蔵町）の虚空蔵信仰に基づく十三参り、白毫寺（白毫寺町）の閻魔信仰に基づく閻魔詣等、多くの参詣者を集める民間信仰が現在も受け継がれている。

次に、奈良市内の各地域において、それぞれの地域性を反映しながら展開し、受け継がれてきた民間信仰がつくりだす歴史的風致について、「奈良町の地藏盆と元興寺の地藏会」、「奈良町の庚申信仰」、「八島の六斎念仏」を代表的な事例として示していく。

奈良市各地域で行われている主な民間信仰

民間信仰	場所	行事等
地藏信仰	奈良町会所及び地藏堂（奈良町の各町）	7月23日：地藏まつり
	福智院（福智院町）	7月23日：地藏盆
	伝香寺（小川町）	7月23日：地藏会（着せ替え法要）
	十輪院（十輪院町）	7月23日：地藏会
	帯解寺（今市町）	7月23～24日：地藏会
	霊山寺（中町）	8月23日：地藏盆踊り
	西大寺（西大寺芝町）	8月23日：地藏祭り
	元興寺極楽坊（中院町）	8月23・24日：地藏会
えびす信仰	南市恵比須神社（南市町）	1月5日：南市初戎
	率川神社（本子守町）	1月5日：本子守町初戎
	北市恵比寿神社（北市町）	1月10日：北市十日戎
庚申信仰・庚申講	庚申堂（西新屋町）	3月第2日曜、11月23日：庚申まつり 庚申講
観音信仰・観音講	井上町会所（井上町）	毎月17日：月例観音講
	芝辻町集会所（芝辻北町）	観音講
念仏講	八島町	3月15日、8月7・14・15日：八島の六斎念仏
	徳融寺（鳴川町）	11月15日：サンハライ念仏（子供念仏踊り）
	興善寺（都祁白石町）	11月10日：興善寺の十夜法要（双盤念仏）
春日信仰	東城戸町会所（東城戸町）	1月11日：春日講
	北京終町会所（北京終町）	1月21日：新日講
	西木辻公民館（西木辻町）	日程不明：親日講（錦町）
大日如来信仰	白山神社及び元興寺町会所（元興寺町）	毎月18日：大日講
涅槃講	矢田原上地区	3月彼岸の中日：こども涅槃
弁財天信仰	天神社（中之庄町）	7月3日：弁天講
	餅飯殿町会所（餅飯殿町）	7月6日：弁天祭
富士講	元薬寺、深江川（都祁上深川町）	8月24日：富士垢離
虚空蔵信仰	弘仁寺（虚空蔵町）	4月13日：十三参り
閻魔信仰	白毫寺（白毫寺町）	1月15日、7月16日：えんまもうで

②奈良町の地蔵盆と元興寺の地蔵会

【奈良町の地蔵信仰と地蔵盆】

奈良町では古くから地蔵信仰がみられ、「奈良坊目拙解」（享保 20 年（1735））には、南都 24 か所の地蔵巡りが行われていたことが、また、「南都年中行事」（元文 5 年（1740））には、旧暦 6 月 24 日を縁日とした地蔵まつりが行われていたことが記されている。奈良町の地蔵では、東大寺や興福寺、新薬師寺、十輪院、福智院などの諸寺院の地蔵に加え、「西ノ新屋地蔵尊」（西新屋町）、「朝日地蔵菩薩壇」（今在家町）、「産堂地蔵尊」（高畑町）などもあげられている。

地蔵菩薩は、仏教では釈迦入滅後弥勒菩薩の出現までの 56 億 7 千万年の間、俗界にあって人々の苦難を救う菩薩といわれ、地獄に落ちる人々を救い、あるいは幼い子供を守護する菩薩として、全国各地に祭られている。

特に奈良では、中世の末法思想の広がりとともに、春日山が浄土であり、その山中や地下に地獄があるという「春日浄土観」が形成された。そして、この春日浄土観と地蔵信仰とが習合し、地獄から救い春日山へ導いてくれる春日大明神こそが地蔵菩薩であるという春日地蔵の信仰が広まった。この春日大明神（春日大社）への信仰と地蔵信仰とが結びついたことが、奈良町において地蔵信仰を盛んにし、現在に伝える原動力となったと考えられる。

現在も奈良町には数多くの地蔵がみられ、日々、花や水が供えられ、人々の地蔵を大切に思う感じとることができる。荒池近くの黄色い前掛けをつけた「汗かき地蔵」（お産を手伝ってくれる地蔵）や元興寺塔跡の出世地蔵、椿井町の延命地蔵（子どもを交通事故から守ってくれる地蔵）などのように、多くの地蔵には言い伝えがあり、人々の地蔵信仰の背景となるとともに、その信仰心の強さを物語っている。



水や花が供えられ、日頃から大切にされている地蔵

毎年 7 月 23・24 日を中心に、奈良町の各所において、様々な形で地蔵祭りが催される。町によって違いはあるが、23 日夕方から 24 日かけて、町の人たちが数珠くりを行ない、どちらか 1 日は僧侶を招いて地蔵尊の法要を行うなどの行事が執り行われる。

寺や町ごとに特徴的な法要や祭りがみられる。

○伝香寺の地蔵菩薩衣更法要

伝香寺は筒井順慶の菩提寺として知られる寺院である。本堂は方三間、寄棟造、本瓦葺の小規模な堂で、周囲に縁をめぐらし、正面に向拝を付ける。天正 13 年（1585）上棟の棟札があり、重要文化財に指定されている。表門は木柄が太く古式を伝える棟門で、軒は二軒疎垂木、屋根は本瓦葺である。本堂と相前後して建立されたものと考えられており、県指定有形文化財に指定されている。

この寺には、「はだか地蔵」と呼ばれる裸形の地蔵菩薩立像（重要文化財）が祭られている。胎内納入品から、安貞 2 年（1228）に作られたことが知られる。秘仏であるが、毎年 7 月 23 日の地蔵会に開帳され、奉納された真新しい衣に着せ替える衣更法要が営まれる。

7 月 23 日の夕刻になると、本堂内に像高 97 cm の地蔵像を安置し、住職らが衣を一枚ずつ丁寧に脱がせ、替わって奉納された新しい衣を着せていく。珍しい法要を一目見ようと多くの参拝者が集まる。

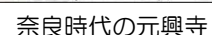
○西新屋町の地蔵講と地蔵祭り

西新屋町の庚申堂には、本尊の青面金剛像、吉祥天女像、地蔵菩薩像がまつられている。高さ 1.2

毎月 23 日、町内の有志によって、地蔵像の厨子を開帳し、灯明・膳供をあげて百万遍の数珠くりをしながら念仏を唱える地蔵講が行われる。地蔵祭りが行われる 7 月 23 日は多くのお供えをし、数珠くりの後に自治会活動についての報告や相談も行われる。数珠くりは、数珠についた白い房が回数を数える人のところに 108 回巡るまで続けられる。回数を数えるために使われていた「数とり」とよばれる木札の蓋には、「百万遍数札 正徳四年（1714）甲午稔 十月十五」の墨書があり、少なくとも 18 世紀ははじめから行われてきたことが伺える。

地蔵祭りにあたり、各町では、大人や子供が思い思いの絵と願い事を書いた行灯を準備する。23 日夕方になるとろうそくや電球に明かりが灯され、闇夜に行灯が浮かび上がる風情のある光景が出現する。紅白幕が掲げられ、出店が出たり、イベントが行われる町もあり、多くの人々が地蔵にお参りする姿がみられる。行灯の灯りにほのかに照らし出された地蔵尊のたたずまいや景観から、町々の共同体としてのまとまりとその伝統を感じることができる。

伽藍解体の過程で極楽坊の命脈を支えたのは、奈良時代の学僧智光法師の残した智光曼荼羅と庶民の信仰であった。伽藍の北にあった僧坊のうち、智光が居住した東室南階大房の一室が極楽坊と呼ばれるようになり、浄土三曼荼羅（智光、当麻、清海）随一である智光曼荼羅の発祥の地として、浄土信仰の中心となる。地藏信仰、大師信仰、聖徳太子信仰などとも結びつき、庶民信仰の寺として崇敬を集めた。



本堂は東面し、正面に正門である東門を構え、本堂の後方に禅室、南に旧庫裏がある。

本堂と禅室は、奈良時代の僧房を鎌倉時代に建て替えたものである。僧房は、「房」と呼ばれる単位空間を連続させた細長い建物であったが、鎌倉時代初め、仏堂となっていた東側部分と、僧房として残っていた西側部分が切り離された。禅室は分離時に西側の僧房を建て替えたもの、本堂はその後寛元 2 年（1244）に東側の仏堂を建て替えたものである。本堂は、桁行 6 間、梁間 6 間、寄棟造、本瓦葺で、智光が極楽曼荼羅を感得した僧房の 1 室をそのまま内陣とし、四周を外陣とする。禅室は、桁行 4 間、梁間 4 間、切妻造、本瓦葺で、12 房あった旧僧房の 4 房分の柱位置と規模を踏襲する。両者とも和様に大仏様を取り入れた意匠とするが、禅室の方が大仏様の影響を強く受けている。屋根の一部は、平城移転に伴い飛鳥の法興寺から運ばれたとみられる飛鳥時代の瓦を用いた行基葺となっている。

東門は、東大寺西南院から応永 18 年（1411）に移築されたもので、典型的な四脚門であり、鎌倉時代の建立とみられる。旧庫裏は、東室南階大房の北にあった小子房の後身である。寛文 3 年（1663）の建立であるが、一部に奈良時代の古材が残る。禅室の北にあったが、戦後禅室南の現在地に移築された。

昭和 26 年からの本堂の解体修理の際に天井裏等から発見された大量の仏教民俗資料の中には、木造彩色の千体地藏菩薩 599 体、木板彩色千体地藏菩薩 57 面、板絵千体地藏図像 4 面、地藏図像 5 枚、地藏印仏 5 枚等が含まれる。延応元年（1239）銘の木造地藏菩薩像（鵜町有）、天文 15 年（1546）銘の木造地藏菩薩像等もあり、古くから地藏信仰が盛んであったことが伺える。

○地藏会の概要

地藏会は昭和 23 年（1948）に復興された。8 月 23・24 日の両日、午後 5 時から午後 9 時まで行われる。午後 5 時から一山の僧侶による法要がある。本堂の智光曼荼羅の前の須弥壇上に延応銘と天文銘の地藏菩薩 2 体をまつり、「家内安全、息災延命」をすりこんだ印仏数百枚を置き、理趣経を読誦する。その後、地藏真言などを唱えて地藏菩薩の功德を讃え、信者の無病息災を祈る「地藏尊供養」の法要を行う。堂内は、季節の果物や菓子などを供え、全国各地の著名人から奉納された書画を貼った行灯や生け花、盆石等で飾る。その後、五輪塔形の塔婆（経木）に祈願を墨書し、浮図田の前庭にてその 1 枚 1 枚を加持し、浮図田の最奥に設けた祖師苑で浄水を掛ける「水塔婆供養」を行う。浮図田とは、石塔・石仏（浮図）類を田圃のごとく並べた中世の供養形態を示すものである。境内では、祈願を墨書した灯明皿（土に還るように低火度で焼成した皿）に菜種油を注ぎ、藺草芯の灯芯に点火する「献灯供養」を行う。灯明を点じての供養は、昭和 63 年（1988）に浮図田の整備とともに始めら



板絵智光曼荼羅（元興寺蔵）（元興寺 HP）



行基葺の屋根



地藏会万燈供養（浮図田）
（元興寺 HP）



水塔婆供養（元興寺 HP）

れたものである。

あわせて、盆踊りや邦楽の奉納演奏等も行われ、屋台の出店や茶席もあり、多くの人で賑わう。

【 信仰の情景 】

7月23・24日の両日は、奈良町各所において地蔵まつりが行われる。行灯の灯りに照らし出された町並みは、「ハレの日の風景」とでもいうべき、普段とは違った趣ある風景となる。幼い子供を守護する地蔵菩薩の祭りである地蔵盆は、夏休み中の楽しいイベントのひとつであり、夜の更けるまで子供の賑やかな声があふれる。様々な形の祭りが執り行われて、奈良町全体が地蔵まつりの風情を醸し出す。

その1ヶ月後に行われる元興寺の地蔵会では、親子連れが住職の法話に耳を傾ける姿や、本堂や禅室の縁で思い思いに夕涼みをする姿、各地から多くの人々が訪れ万燈供養を行う風景などを見ることができ。境内は、灯明の明かりに照らされる中、多くの人で賑わう。

奈良町の地蔵信仰は、春日信仰との習合のもとに受け継がれてきたという固有の歴史的特色をもつものであり、そのような背景の下各所で行われる地蔵盆や地蔵会は、歴史的にも、町の賑わいのうえでも、奈良町にとって重要な行事である。

③奈良町の庚申信仰

奈良町では多くの民間信仰が歴史的な町並みのなかに息づいているが、庚申信仰はその代表的なもののひとつである。元興寺周辺では、庚申信仰に基づいて、各家の軒先に「身代わり猿」と呼ばれる赤いぬいぐるみを吊す風習がみられる。

【 奈良町の町並みと庚申堂 】

奈良町は、北は奈良阪、南は京終まで含む広い地域であり、町家が集中する地区、町家と農家が混在する地区、法蓮造と呼ばれる町家風の農家がみられる地区等、町並み景観も場所によって異なる様相をみせる。奈良町における庚申信仰の歴史は、靈巖院（林小路町）や誕生寺（三棟町）など各所に庚申堂がみられることから伺えるが、特に町並みの中で庚申信仰を感じられるのが元興寺周辺である。つし2階、切妻造棧瓦葺、平入の町家が連続する伝統的町並みを伝える地区であり、その一角の西新屋町に、現在の奈良町における庚申信仰の象徴となっている庚申堂がある。

西新屋町の庚申堂は「ならまち庚申さん」として知られている。吉祥堂とも呼ばれ、西新屋町の会所としても利用されている。幕末又は明治頃の堂が建っていたが、平成になって建て替えられた。間口2間、奥行2間半、切妻造平入、本瓦葺で、敷地いっぱいに通りに面して建つ。正面はほぼ全面に格子戸をはめ、内部は8畳の座敷の正面に須弥壇を置き、厨子内の中央に青面金剛像、左右に吉祥天女像、地蔵菩薩像を安置する。屋根や棟の上には目・耳・口をふさいだ「三猿」が座り、軒先には「庚申さん・青面金剛・吉祥天女」と書かれた赤い提灯を吊る。堂の前では、「青面金剛・吉祥天」と書かれた線香立を石造の猿が支えている。



奈良町資料館



ならまち庚申堂

【 庚申信仰と庚申まつり 】

元興寺周辺では、家の軒先に赤いぬいぐるみがぶら下がっている光景があちこちにみられる。青面金剛（庚申さん）の使いの猿（申）を型どった「身代り猿」「願い猿」「くくり猿」などと呼ばれるもので、家の中に災いが入るのを防ぐ魔除けとして吊るされており、庚申信仰が生きることが如実にわかる。身代り猿はその家の家族構成に合わせて吊るされ、大きい猿は大人、小さい猿は子どもをあらわす。町外へ転出した者の猿は庚申堂に預けられることとなっており、町と転出者の絆を保つことにも繋がっている。



軒先の身代わり申

なお、毎年3月の第2日曜と11月23日に行われる「庚申まつり」では、三戸の虫の嫌いなコンニャクを食べて虫封じをする習わしから、参拝者に大根とコンニャクの田楽がふるまわれてきたが、現在は衛生上の理由から中止されている。

【 信仰の情景 】

奈良町では、狭い道路の両側に町家が建ち並ぶ、歴史的な町並みが受け継がれている。いぶし瓦、白色や黒色の漆喰壁、板壁や格子といった彩度の低い色あいでまとまった伝統的な町並みのなかに、一際目立つ紅白の「身代り猿」がぶら下がる光景は、町並みのアクセントとなっている。庚申さんを祭る信仰は、景観面でも奈良町の町並みを特徴づける要素のひとつとなっている。

④八島の六齋念仏

仏教における修行方法の一つに「念仏」がある。この念仏には様々な種類と方法があるが、口で唱える称名念仏の一つに、直径 20 cm ほどの鉦を打ちながら六字名号（南無阿彌陀仏）を美しい調べで唱える六斎念仏がある。六斎念仏は、平安時代末期の声明の大家良忍上人によって始められた「融通念仏」の曲調を伝えるものとされる。六斎念仏による結衆は、15 世紀半ば以降、大阪南部から奈良県西部にかけて急速かつ大規模に進んできた。六斎念仏は宗派を超えた民俗的な念仏の形をとって伝承されてきたものであり、念仏を行う講は村落組織と関わって構成されてきた。³

現在、講として営み続けているのは、奈良県下においても本市八島町と、安堵町東安堵地区の2地区のみとなっている。

【 八島町の集落 】

八島町の集落は、奈良盆地東部の山裾を通る県道 188 号の東側に位置する。県道からは数本の細い路地が東側へ延びて塊村状に広がる集落へ誘う。瓦屋根の連なりや大和棟形式の民家が望め、古くからの様式を踏襲した農家が集落内に建ち並ぶ。各民家は、いぶし瓦を載せた板塀や土塀などに囲まれた広い敷地に、主屋や蔵などの複数の建物を配する。



八島集落の風景

【 六齋念仏の概要 】

八島では、盆や涅槃会などの年中行事や、個人の葬式・逮夜たいやなどにあわせて、六斎念仏が行われる。

八島の六斎念仏の由来については、文書類が残されていないため定かではないが、寛永10年(1633)銘をはじめ、江戸時代初期から中期にかけての銘をもつ鉦が多数伝わっており、少なくとも江戸時代初期には行われていたとみられる。

八島の六斎念仏は、六斎念仏講中（鉦講）によって行われる。講中は現在 20 軒から成り、原則的には当主が加入する。講中は、涅槃会（3 月 15 日、以前は当番の家で行われてい

六斎念仏の用途と曲目の関係

行事日程	場所	曲目
涅槃会（三月十五日）……公民館 葬式 建夜 七日盆（八月七日） ……個人の家	当番の家	・鉦念仏（ハンドウ）・ハクマイ・ヘゼン）のうちから一曲 ・太鼓念仏（念仏行者）・地獄地獄）・西院の河原）のうちから一曲 ・鉦念仏（ハンドウ）・ハクマイ・ヘゼン）のうちから一曲
十三日盆（八月十三日）	新仏のある家	・鉦念仏（ハンドウ）・ハクマイ・ヘゼン）のうちから一曲 ・太鼓念仏のうちから一曲（選曲は図1の規定にしたがう）
十四日盆（八月十四日）	新仏のある家…… 町内の融連念仏宗の家 ヒロバ 脱役者墓地 公民館の仏前…… 墓地	・鉦念仏（ハンドウ）・ハクマイ・ヘゼン）のうちから一曲 ・太鼓念仏のうちから一曲（選曲は図1の規定にしたがう） ・「屋敷念仏」として太鼓念仏（念仏行者） ・太鼓念仏（地獄地獄） ・太鼓念仏のうちから一曲 ・鉦念仏のうちから一曲 ・道中では太鼓念仏・「打ち込み」 ・「墓念仏」（太鼓念仏・鉦念仏・「打ち込み」）

³ 奈良市教育委員会編「奈良の民俗芸能」(2008.10)

たが、現在は会所で涅槃図を前にして唱える)、七日盆(8月7日)、盆(8月13・14日)に念仏を唱える他、講中の者が没した時(葬式当日の門念仏及び逮夜)も念仏を唱える。このうち、涅槃会、葬式・逮夜に際しては、鉦念仏と称して鉦の音に合わせて「バンドウ(阪東)」「ハマクイ(白米)」「シゼン(四遍)」の3曲のうちから1曲(以前は全曲)を唱える。七日盆および盆には、太鼓念仏も奏するが、新盆の場合、親の死した順縁の時は「念仏行者」、若い者の逆縁の際は「地獄地獄」、幼い子供(4、5歳まで)の際は「西院(サイ)の河原」を唱える。死者供養の念仏がこれほど細かく定められている例は珍しい。

【盆行事と六斎念仏】

盆行事およびそれに際しての六斎念仏講中の主な活動は次のとおりである。

8月2日から7日にかけて、各家では墓参りを行う。

七日盆の日は、講員が夜8時頃(以前は昼間)に公民館に集まる。以前はその年の当番(炊き番ともいい、年長者順に毎年3人ずつ交代で務める)の家に集まった。会食の後、鉦念仏と太鼓念仏を1曲ずつ唱える。

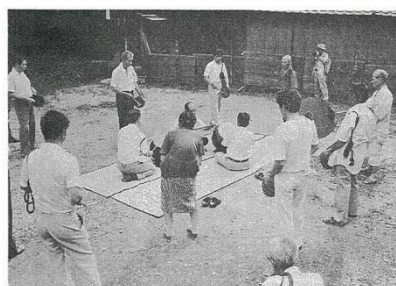
盆の8月13日には、新仏がある家ではアラタナ(新棚)を作り、その他の家では仏壇に供物を供える。また、無縁仏にも軒下に供物を供える。夕方、先祖迎えをする。以前は墓に迎えに行き、辻々に松明を燃やしたというが、現在は家の近所の辻まで線香を持って迎えに行き、そこで火をつけて家へ持ち帰って迎える合図としている。この日、念仏講中は、アラタナのある家をまわり、太鼓念仏と鉦念仏のうちそれぞれ1曲ずつを唱える。

8月14日は、各家では一日中仏にオチャト(御茶湯)を供える。一方、念仏講中は、町内の融通念仏宗の家の全てをまわって念仏を唱える。アラタナのある家では念仏を13、14日の2回唱えることになる。当日は午後3時頃からカミ(東)ないしシモ(西)の端(隔年で変える)からまわり始める。新棚及び客棚(婚出者や養子に出た者が死亡した場合に特別に作られるもの)のある家では太鼓念仏と鉦念仏のうちそれぞれ1曲ずつを、それ以外の家では太鼓念仏のうちから1曲を選んで唱える。訪問を受けた家では、布施をうちにのせて渡したり、アラタナのある家などでは御供養を配ったりする。また、二屋敷(一つの家で番地が二つある場合)の家では、「打ち込み」(太鼓念仏後半の器楽部分から最後の唱えまでを含む)を付け加え、ヒロバと呼ばれる廃絶した家のあった場所では「屋敷念仏」として「念仏行者」を鉦は立ったまま、太鼓はゴザを敷いた上に座って奏する。そして、戦没者墓地での太鼓念仏(「地獄地獄」)を経て、カミ、シモのどちらから始めても一定の地点のお宅まで来ると一旦解散して各自の家で食事をする。

夕食後は、公民館に安置してある仏像の前で、太鼓念仏と鉦念仏を1曲ずつ奏してから、残りの家をまわり、最後に当番の家で唱える。そこで会計を済ませた後、墓地(藤原町との共有墓)に向かう。途中四つ角や坂、地蔵の前では、太鼓を下ろさずに太鼓念仏の打ち込みを奏する。墓地に着くと「墓念仏」と称して太鼓念仏及び鉦念仏を奏し、年長者の挨拶をもって終了する。この時はすでに午後11



町内をまわる



屋敷念仏



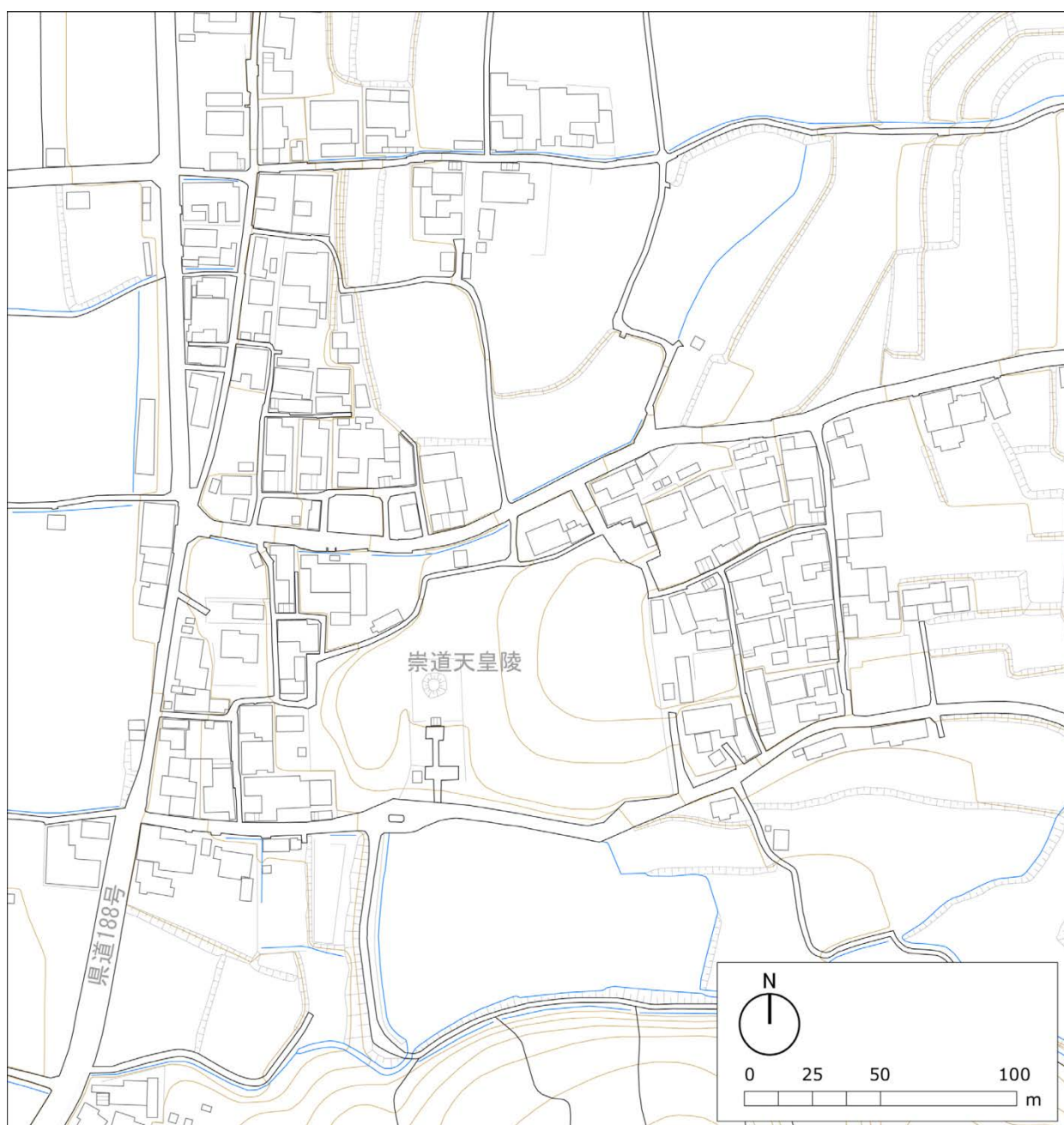
墓念仏

時をまわっている。その後、各自の墓へ参り、腰に差していたシキビを墓に供える。またこの際、鉦をもっている者は、各自鉦を鳴らす。

8月15日は先祖送りの日で、早朝に線香をたいて墓まで送る。

【 信仰の情景 】

八島の盆行事では、町内の融通念仏宗の家の全てをまわって念仏が唱えられ、また、新仏がある家では念仏が13、14日の2回唱えられるなど、家と集落組織とが密接に関わり、古くからの地域住民のつながりが現在に受け継がれていることがうかがえる。各家での念仏のほか、屋敷念仏、墓念仏など、集落内の各所において念仏講中による念仏が唱えられ、大小2つの太鼓の音と美しい念仏の調べが歴史的な佇まいを伝える集落内に響き、集落の人々の祈りと信仰を感じることができる。



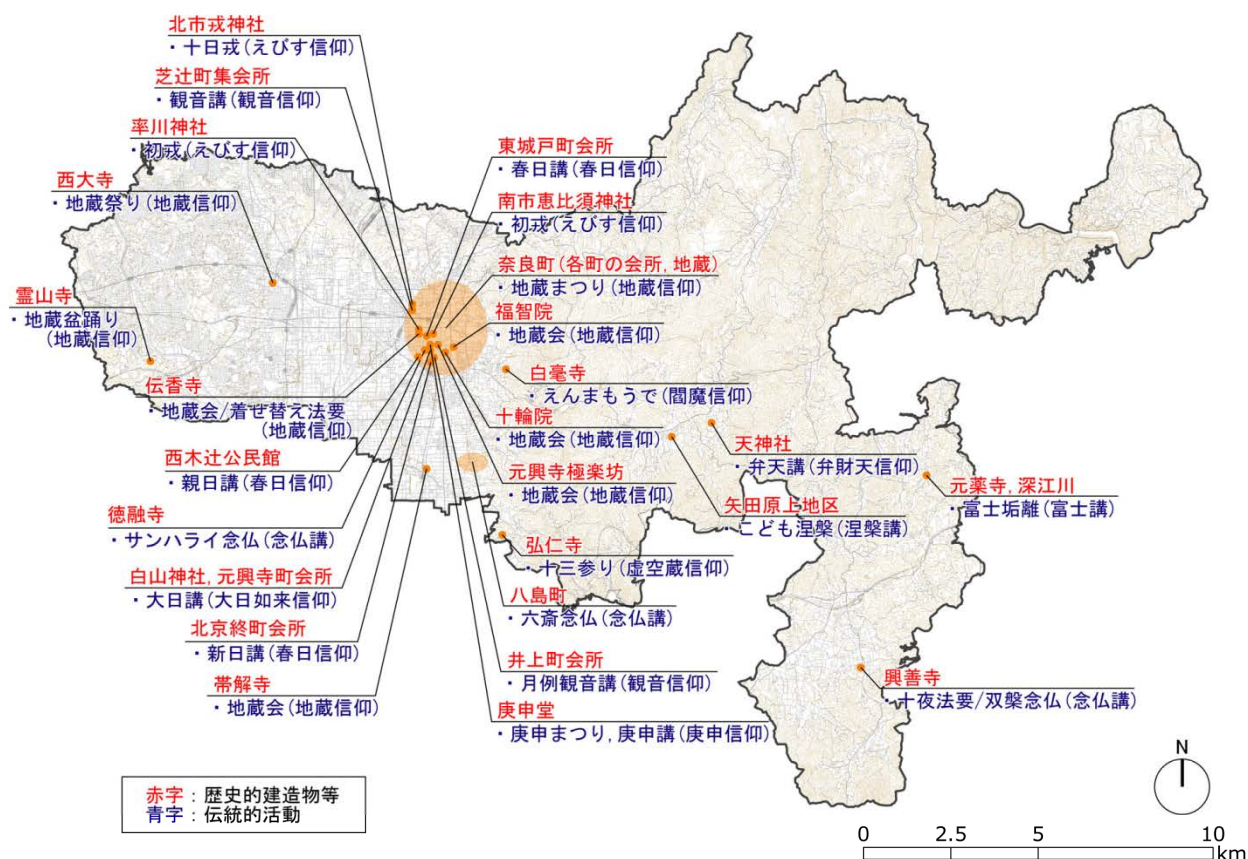
八島町の集落

⑤まとめ

情報化社会が急速に進展し、人々の生活様式が大きく変化している現在、人間関係の希薄化や地域コミュニティの弱体化が進んでいる。そのような中においても、奈良市の各地域では講に代表されるような民間信仰がいまも生きている。その多くは地域の人々が主体となり、古くからある町（市街地周辺の農村集落も含む）の共同体によって受け継がれている。

奈良では、大社寺の行事や、春日講など大社寺と深い関わりをもつ行事が身近にあり、それらに接することのできる生活環境が維持されてきた。それらを通じて神仏や自然を崇拝する思想が地域住民の中に浸透していることが、奈良の民間信仰にも影響を与えていると考えられる。官立の大寺であった元興寺が、中世以降は庶民信仰の寺となって法灯を受け継いできたように、地域に祭られる神仏と住民は歴史的に深いつながりをもってきた。多数の人々でにぎわう地蔵盆や地蔵会の様子は、その象徴的な情景といえる。

奈良市の多くの町の中に古くからの会所や祠堂が残り、毎年・毎月の決まった日に祭りや行事、講が行われる。そうした信仰の営みは暮らしの一部となっていて、日々の地蔵へのお参りや献花・献水、軒先の身代わり猿など、日常の風景のなかにも現れている。民間におけるこのような信仰の事象が、集落や市街地の歴史的な町並みと一体となり、伝統と情緒を感じさせる景観が作りだされている。



民間信仰にみる歴史的風致の分布

2-2. 歴史を尊び、風土を愛でる

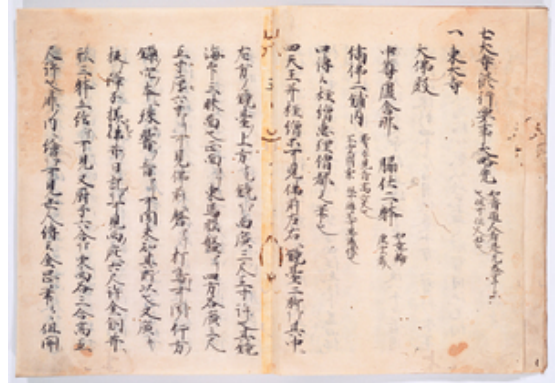
(1) 社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致

①探訪の歴史

【 平安時代 】

奈良時代に官寺として格式を誇った薬師寺、大安寺、元興寺、興福寺、東大寺、西大寺などの寺院は、長岡京への遷都後も平城京に残されたため、奈良は「南都」「南京」と呼ばれ、貴族や僧らが巡礼に訪れた。そのありさまは、史書や貴族たちの日記、巡礼記、詩歌などに示されている。

11世紀後半から12世紀頃に成立したとされる「日本紀略」の永延元年(987)10月26日条には、円融院が奈良の諸寺を巡礼した記録がある。藤原行成の日記「権記」の長保元年(999)10月12日条には、興福寺に参詣し、諸堂や仏足跡を巡礼したことを記す。大江親通が著したと伝えられる「七大寺日記」(嘉承元年(1106))と「七大寺巡礼私記」(保延6年(1140))では、見聞に基づいて、東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、西大寺、薬師寺、法隆寺などの縁起や、堂舎、仏像の概略などを記す。平安時代末期に女院の巡礼につき従った実叡による「南都巡禮記」(建久3年(1192))などの巡礼記も残る。



七大寺日記 奈良国立博物館蔵

詩歌では、平安時代末期に成立したとされる「殷富門院大輔集」が残る。「新古今和歌集」の女流歌人の一人でもある殷富門院大輔が南都七大寺を巡礼した際に詠んだ12首の和歌を詞書とともに載せる。

【 中世 】

中世に入っても、南都の寺社は巡礼の対象であり続けた。九条兼実の日記「玉葉」の建久4年(1193)4月29日条には、興福寺南円堂や金堂、東大寺など南都を巡礼したこと、民部卿権中納言広橋経光の日記「民経記」の寛喜3年(1231)8月14日条には、興福寺南円堂や東西両金堂、東大寺内陣を巡礼したことを記す。室町期の「南都七大寺巡礼記」、「諸寺縁起集」も残る。

一方で、平安時代後期から僧によって三十三所巡礼が行われるようになり、奈良もその対象とされた。鎌倉時代末期に成立した「寺門高僧記」には、行尊や覚忠が巡礼した三十三所観音霊場が列举され、奈良市域では興福寺南円堂があげられている。建武元年(1334)の新室町院の安産祈願の記録「御産御祈目録」では、興福寺南円堂、興福寺西金堂、東大寺法華堂、元興寺が、暦応年間(1338~1342)の成立とされる故実書「拾芥抄」には、東大寺法華堂、東大寺西金堂、元興寺が、三十三観音霊場としてあげられている。室町時代になると三十三所巡礼は民衆の間にも広まった。

中世末期には、民衆の成長にともない旅人も増加してきた。西国各所を巡る巡礼の道筋にあたる奈良は、旅人が増加し、名所として知られるようになっていった。中国の瀟湘八景を真似た「南都八景」もこの時代には成立している。寛正6年(1465)、將軍足利義政の春日社参詣に従った禅僧真薬は、日記「蔭涼軒日録」に「南都有八景、東大寺鐘、春日埜鹿、南円堂藤、猿沢池月、佐保河螢、雲居坂雨、轟橋旅人、三笠山雪」と記している。

【 近世 】

江戸時代になると、社会の安定、都市の発達、町人の富裕化などによって、旅人がさらに増加した。古くからの社寺巡り、中世に庶民に広がった観音詣で、近世を通じてさかんに行われた伊勢参り（お蔭参り）などは、参拝や参詣といった巡礼としての性格をもちつつも、名所巡りとして展開した。南都八景が広く知られるようになるのもこの時代である。

寛文・延宝年間には全国的に案内記や地誌の刊行が増加した。奈良においても、延宝 3 年（1675）に「南都名所集」、延宝 6 年（1678）に「奈良名所八重桜」が発刊されるなど、案内記や道中絵図、旅行者の紀行文等が次々に出版された。貞享 4 年（1687）刊行の「奈良曝」は地誌として重要なもので、南都八景のほか、「町中之名所」として「五十二段」「衣掛柳」「率川」などを伝承とともに紹介するとともに、町の沿革、祠堂、特色ある職種なども記している。なお、享保 20 年（1735）に村井古道が著した「奈良坊目拙解」には、各町の沿革等を詳しく調査研究した成果がまとめられており、当時の奈良を知る貴重な史料となっている。

東大寺大仏の修理と大仏殿の再建は、奈良への探訪を一層促した。元禄 5 年（1692）の大仏開眼供養から宝永 6 年（1709）の大仏殿落慶法要の期間は、全国各地から数多くの参詣者が訪れ、奈良町が近世で最も繁栄した時期であった。開眼供養を契機に、さらに多くの名所記や案内書の類が刊行され、名所としての奈良の認識が広がり、寺社詣でを兼ねて遊覧に訪れる人が増加した。

なかでも、奈良大仏前の「絵図屋（井筒屋）庄八」は「南都名所記」（元禄 15 年（1702））、「大和名所記」（明和 6 年（1769））などの名所案内記や、「ならめい志よゑづ」（江戸後期）、「和州奈良之図」（初版不明、天保 15 年（1844）改版）などの絵図を数多く出版した。特に「和州奈良之図」は、正確かつ詳細で、持ち運んで使い易いことなどから多くの旅行者に愛用され、明治期まで改訂版が出版された。

奈良が観光地として賑わいをみせていた状況は、「大和名所図会」（寛政 3 年（1791））に描かれた旅人の様子や、「大日本名産図会」（文化 10 年（1813））に奈良土産として奈良人形、井伝、練鹿、なら茶めし、奈良漬等が列挙されていることから伺える。猿沢池畔や若草山麓には茶屋もできた。俳人岡村正辰による撰集「大和巡礼集」（寛文 10 年）「続大和巡礼集」（寛文 12 年）には、奈良町近郊のほか、西之京、丹生、不退寺、秋篠、赤膚山、西大寺、招提寺、菅原などもあげられ、「月瀬嵩尾山長引梅溪真景之図」（初版不明、安政 5 年（1858）改版）は東部の月瀬梅林も名勝地として知られていたことを示しており、この頃には庶民による探訪の対象が広域に展開していたことが伺われる。



奈良八景（奈良名所記）



奈良坂の旅人（大和名所図会）



和州奈良之繪圖（元治元年（1864）版）

（奈良県立図書情報館蔵）



月瀬嵩尾山長引梅溪真景之図（安政 5 年（1858）版）

（奈良県立図書情報館蔵）

【 近代 】

明治期になり、岡倉天心とともに奈良の古社寺を調査したアーネスト・フェノロサは、明治 22 年(1889)に「日本美術論」を著し、奈良が西欧のギリシャ、ローマにあたること、奈良の市民が日本古美術復古の提唱者となるべきことを提唱した。奈良を古美術の宝庫として再評価する動きは、多くの人々を奈良の地に誘い、文人・歌人らによる文学・芸術活動の展開を促すものともなった。

廃仏毀釈の嵐にあった寺院も、明治 30 年(1897)に「古社寺保存法」が制定されるなど、復興に歩み始めた。奈良公園の拡大や諸施設の整備が進められ、明治 28 年(1895)には帝国奈良博物館（現奈良国立博物館）が開館した。明治 42 年(1909)に奈良ホテルが開業するなど、観光都市としての素地も固められた。観光客の飛躍的な増大をもたらしたのは、鉄道網の発達であった。明治 23 年(1890)の奈良～王子間の



奈良国立博物館（なら仏像館）

の開通以降、明治 25 年(1892)に大阪湊町、明治 29 年(1896)に京都、明治 31 年(1898)に名古屋方面、その翌年には桜井方面と鉄道で結ばれ、遠方からの奈良観光が容易になった。このような観光の近代化に伴い、奈良の代表的な景勝地である猿沢池周辺には菊水楼などの料理旅館が開業し、近隣の元林院町には花街が形成された。以後、元林院周辺は数寄屋趣味の茶屋建築や芸妓を総括する検番演舞場など花街特有の施設が建てられ、奈良を訪れる人々で大いに賑わいをみせる花街として発展した。猿沢池と並ぶ景勝地である若草山麓にも旅館・飲食店・土産物店が建ち並んだ。

修学旅行もみられるようになり、明治 22 年(1889)に滋賀県師範学校の職員生徒 86 人が奈良を訪れたのをはじめ、明治 25 年(1892)の京都下京高等小学校生や鹿児島高等中学校造士館の生徒職員、明治 26 年(1893)の東京高等師範学校歴史科の学生たちなどが、春日神社や手向山八幡宮などの古社寺を訪れている。

明治 32 年(1899)の「奈良繁盛記」に掲げる「市内の名所古蹟及び寺院」をみると、興福寺や東大寺、元興寺、春日大社といった古くから巡礼の対象となっていた社寺をはじめ、十輪院や新薬師寺、般若寺、白毫寺などの寺院、率川社、采女社、手向山社、氷室社などの神社、さらには、開化陵、猿沢池、荒池、浅茅ヶ原遊園、春日野、博物館など多岐にわたっている。やがて、研究や保存運動の進展を受けて平城宮跡も紹介されるようになる。

奈良を訪れる人のために、筒井家（大仏前絵図屋庄八家）による「和州奈良之絵図」（「和州奈良之図」の改訂版）、「奈良名勝全図」（明治 31 年(1898)）、「奈良市實測全図」（明治 33 年(1900)）などの絵図や、奈良女子高等師範学校（現奈良女子大学）教授の水木要太郎が著した「奈良のしるべ」や「奈良の名所」（いずれも明治 28 年(1895)）などの案内書が刊行された。鳥居武平「美術淵源大和周遊誌」といった本格的な案内書も刊行されるようになった。外国人向けの案内書には牧浦房蔵「Questions and Answers about Nara（英和奈良問答）」（明治 39 年(1906)）などがある。

多くの文人・歌人も奈良を訪れて作品を残しており、紀行文の類も多くみられる。田山花袋は明治 31 年(1898)に若草山からの眺望に感じ入り、3 年後「寧楽の古都」を発表した。明治 41 年(1908)には志賀直哉が木下利玄・里見弴とともに訪れた。後に志賀は「寺の瓦」を著し、里見は「若き日の旅」をまとめている。大正 8 年(1919)に刊行された和辻哲郎の「古寺巡礼」は、東大寺、西大寺、大安寺、薬師寺、唐招提寺、新薬師寺、法華寺等の寺院や、鹿野苑、奈良博物館、奈良ホテルなどを、その歴史的背景や周囲の環境とともに描写し、現在に至るまで多くの人々を奈良に誘うものとなっている。

古墳や陵墓も巡拝の場所として注目されるようになる。桜田大我（文吾）の「皇陵参拝記」（明治 30

年（1897）、井田竹治の「皇陵巡拝日記：学生旅行」（明治 36 年（1903））などには、奈良市域の陵墓として、開化、元明、元正、聖武、平城、垂仁、成務、安康、考謙、光仁などがあげられている。軍国主義の影響を受けて国粋主義が高まり、社寺や陵墓、古墳は、聖地・聖蹟としての巡拝の対象に位置づけられたことも、この時代の探訪のひとつの側面である。

②現代における探訪

奈良市には、世界遺産の構成資産をはじめとする多くの社寺、名所、旧跡が受け継がれており、周囲を取り囲む山々や農地などの自然環境と一体となって、古都の歴史や文化、自然を感じられる歴史的風土を創り出している。それらの文化財や歴史的風土、豊かな自然景観に惹かれ、毎年 1,300 万人以上の観光客が奈良を訪れている。さらに、昭和 21 年（1946）から毎年開催されている正倉院展を訪れる人も多く、昭和 46 年（1971）の大河ドラマ「春の坂道」（原作：山岡荘八著『春の坂道』）で話題となった柳生地域や、伝統的な町並みが受け継がれている奈良町も主要な観光地となるなど、戦後は探訪のあり方も多様化してきている。

観光客の内訳をみると、70 万人は修学旅行生、40 万人は海外からの観光客であり、世界遺産を有する国際文化観光都市として幅広い層の観光客を獲得していることが伺える。修学旅行に関しては、古くから多くの修学旅行生を受け入れてきたことから「修学旅行といえば奈良」といったイメージができており、かつて修学旅行で訪れた人々が若かりし日の感動の記憶を辿って再び訪れるケースも少なくない。

奈良を訪れる人のため、市は奈良の玄関口である奈良駅、近鉄奈良駅や奈良町に観光案内所を設置している。中でも、奈良駅では、昭和 9 年（1934）に建てられた旧駅舎を総合観光案内所として活用している。寺院風駅舎として広く知られた建物で、かつて修学旅行で訪れた人々にとっては、当時の奈良を思い起こさせる存在にもなっている。奈良町では、東大寺転害門の北隣に昭和 15 年（1940）に建てられた旧南都銀行手貝支店、奈良女子大学の門前に昭和 3 年（1928）に建てられた旧奈良警察署鍋屋連絡所、明治 31 年（1898）に建てられた京終駅舎を活用して、市とボランティア団体や NPO 団体が連携し、地元住民が主体となって運営するまちかど観光案内所を設置している。奈良町を訪れる人が、地域の人と交流しながら地域の歴史や見どころを知ることができ、奈良町散策の新たな拠点となっている。

奈良を観光するための地図や案内書は、価値観の多様化を背景に、様々な主体により、様々なものが作成されている。多くの事例があるが、ここでは、探訪を受け入れる地元住民団体による最近のユニークな取り組みの例として、旧鍋屋交番きたまち案内所（奈良市きたまち鍋屋観光案内所）を拠点に活動する「鍋屋連絡所の保存・活用と“奈良きたまち”のまちづくりを考える会」による「きたまち散策マップ」をとりあげる。



きたまち見学会の様子

奈良町への探訪は従来元興寺周辺が中心であったが、近年「奈良きたまち」と呼ばれるようになった奈良町北部の魅力を多くの人々に伝えようと、地域住民自ら作成、配布しているものである。同会は、きたまちの良さを地元の人々や観光客に知ってもらうための取り組みを多様な形で展開しており、「きたまち見学会」、「きたまち奈良八重桜めぐり」、「奈良きたまちスケッチ大会」、「きたまち大学校」などの各種イベントにおいても、散策マップが活用されている。



「鍋屋連絡所の保存・活用と“奈良きたまち”のまちづくりを考える会」による「きたまち散策マップ」

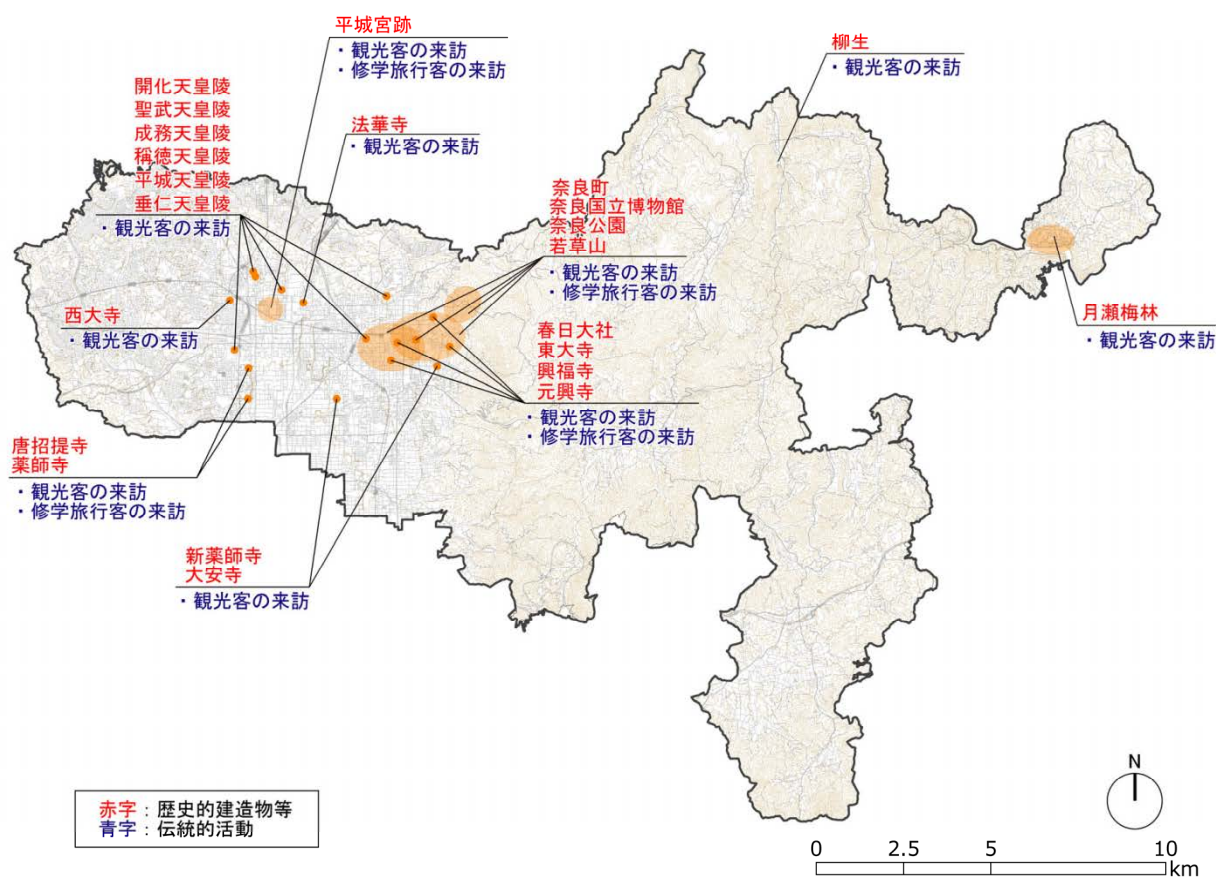
③まとめ

奈良の社寺・名所・旧跡への探訪は、古くは貴族や僧侶らによる主要な社寺への巡礼という宗教色の強いものからはじまり、近世には、町民や農民も含めた旅人による観光・遊覧へと展開し、近代以降は交通網の発達や遺跡研究の進展、奈良の再評価などの動きに伴ってさらに多くの人々を奈良の地に誘うという形で、その主体や対象を広げながら、また、探訪の動機となる精神的側面を変化させながら、展開してきた。現在も、世界遺産を有する国際文化観光都市として、国内外から数多くの人々が奈良を訪れ、社寺・名所・旧跡を巡っている。

奈良盆地の区域では古都としての歴史のもとに築かれてきた社寺や旧跡、東部の月ヶ瀬や柳生などでは梅林や歴史豊かな山里など、性格の異なる様々な探訪の対象が、多様な層の来訪者を集めてきた。

探訪の対象となる社寺・名所・旧跡は、それ自体の価値が高く、美しいだけでなく、わが国の歴史の中で欠くことのできない史実や著名な人物にまつわる説話や伝承、そこで行われる祭りや行事などに彩られることによって、さらには、周囲の豊かな自然環境と一体となることによって、より一層魅力を増し、人々を惹き付けている。それらの資源をより多くの人々に知ってもらい、探訪を楽しんでもらうための様々な地図や案内書も、近世以来、奈良町をはじめとする各地域において作成されてきている。

このようにして、奈良の社寺・名所・旧跡がもつ固有のイメージは、いつの時代にあっても多くの人々を惹きつけ、探訪する人々による賑わいの風景が、現在まで連綿と受け継がれているのである。



社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致の分布

（２）文学・芸術活動にみる歴史的風致

古代の奈良は、政治、文化、経済の中心地として多くの人々が訪れ、多くの詩歌が詠まれた。わが国に現存する最古の和歌集である「万葉集」は、1000 年以上の時をこえて平城京に生きた人々の想いや、当時の風光を今に伝えている。

長岡京遷都後から中世においても、「古今和歌集」、「新古今和歌集」、「平家物語」、「枕草子」等、数多くの歌集や文学作品のなかで、奈良が描かれ続けてきた。近世になると、商工業の発達した先進都市として豊かな町民生活がみられることと、社寺の都としての伝統からくる年中行事や古社寺のたたずまいによって名所の性格を強めたことを背景に、より一層その魅力を増し、松尾芭蕉や井原西鶴をはじめとした多くの文人が奈良を訪れ、奈良を題材とした作品を残している。

近代になると、奈良の古代文化の研究や再評価が進められ、文化人の奈良への来訪を促した。彼らは数多くの作品を残しただけでなく、互いに活発に交流した。その代表例が、高畑の志賀直哉邸を中心とした、いわゆる「高畑サロン」である。奈良における芸術活動は、文化人たちの来訪により新鮮な刺激を与えられ、さらには洋画や写真など新たな分野にも広がりを見せながら、現代に至っている。

このように、奈良は、古都としてのかつての中心性が有する魅力とそこに育まれてきた歴史的風土のもとに、古代から現代に至るまで数多くの文化人が訪れ、文学・芸術活動が繰り広げられてきた。

ここでは、このような奈良における文学・芸術活動の変遷を踏まえ、「文学・芸術作品の創作活動」、「文学・芸術を通じた交流活動」の２つの視点から、奈良における文学・芸術活動にみる歴史的風致の状況を示していく。

①文学・芸術作品の創作活動

奈良の地は、古くから残る社寺とそれらを取り巻く豊かな自然環境がつくりだす歴史的風土が形成され、多くの人々を魅了し、詩歌や文学作品、芸術作品の題材とされ続けてきた。

【 詩 歌 】

「万葉集」に収められている万葉歌は約 4,500 首にのぼり、そのなかで、大和地方（奈良県下）の地名が詠み込まれたと考えられる歌は約 900 首、奈良市域ではその 4 分の 1 を超える約 250 首を数えることができる。なお、現在、奈良市内には、55 の万葉歌碑が建立されており、訪れる人々に万葉の時代を思い浮かばせてくれる。



万葉歌碑

「卯の花も いまだ咲かねば ほととぎす 佐保の山辺に 来鳴き響もす」

（万葉集 卷第八・一四七七 大伴家持）

「うちのぼる 佐保の川原の 青柳は 今は春べと なりにけるかも」

（万葉集 卷第八・一四三三 大伴坂上郎女）

「あをによし 寧楽の京師は 咲く花の 薫ふがごとく 今盛りなり」

（万葉集 卷第三・三二八 小野老）

平安時代前期の勅撰和歌集である「古今和歌集」には、紀友則が佐保山に霧が立っている様子を見て詠んだ歌や、平城京に都を戻そうとした奈良帝（平城天皇）による古都奈良を思う歌などが収められている。

「誰がための 錦なればか 秋霧の 佐保の山辺を 立ち隠すらむ」

(古今和歌集 巻第五・二六五 紀友則)

「ふるさとと なりにし奈良の みやこにも 色はかはらず 花は咲きけり」

(古今和歌集 巻第二・九〇 奈良帝)

また、平安時代末期に成立したとされる「殷富門院大輔集」には、「新古今和歌集」の女流歌人の一人でもある殷富門院大輔が東大寺・興福寺・元興寺・薬師寺・大安寺・西大寺・法隆寺を巡礼した際に詠んだ12首の和歌が詞書とともに載せられている。

近世には、俳人が奈良の名所や行事から句想を養った。松尾芭蕉は貞享5年(1688)に唐招提寺の鑑真和上像を拝し、次の句を詠んでいる。

「若葉して 御目のしづく 拭はばや」

また、元禄2年(1689)に春日若宮おん祭を拝観した際には、大仏殿再興工事の最中であったことから次の句を残している。

「初雪や いつ大仏の 柱立」

その他にも芭蕉は奈良の地において、多くの名句を残している。

「菊の香や 奈良には古き 仏達」

「ひいと啼く しり声かなし 夜の鹿」

奈良では、近世初期から俳諧が流行し、奈良の地を詠った俳句が数多く詠まれ、奈良の俳人により「俳諧 藤浪集」(元禄4年(1691))や「俳諧 枕屏風」(元禄9年(1696))、「鳥のみち」(元禄10年(1697))などの多くの撰集が刊行されてきた。そのなかのひとつ「奈良 ふくろ角」(宝永7年(1710))には、中世末期から近世を通じて人々に親しまれてきた「南都八景」が詠み込まれている。

近代には多くの俳人・歌人が奈良を訪れた。明治28年(1895)に正岡子規が東大寺の近くに泊まり、次の句を残している。

「大仏の 足もとに寝る 夜寒かな」

「行く秋や 奈良の小店の 古仏」

また、明治41年(1908)には、会津八一が奈良を訪れ、風物や仏像についての20首の短歌を詠み、その後大正10年(1921)には日吉館に泊まり、ここを拠点に古美術の研究に取り組むとともに、翌年、最初の歌集である「南京新唱」を出版した。その序文には「われ奈良の風光と美術を酷愛して、其間に徘徊することすでにいく度ぞ。遂に或は骨をここに埋めむとさへおもへり」と記している。

その他にも、木下利玄をはじめ、与謝野晶子、佐佐木信綱、釈迺空(折口信夫)、島木赤彦、中村憲吾など、奈良を詠んだ歌人は多くあげられる。また、森鷗外は大正7年(1918)から大正10年(1921)まで、正倉院曝涼の責任者として毎年秋に奈良を訪れ、大正11年に「奈良五十首」を発表している。

そして、現在も全国各地から多くの人々が訪れ、奈良の地において詩歌が詠まれている。また、奈良市においても、「奈良県俳句協会 奈良支部」(1959年設立)をはじめ、「奈良番傘川柳会」(1948年設立)、「縷の会」(1974年設立)、「朱雀俳句会」(1991年設立)、「平城山短歌会」(2009年設立)など、市域各地において市民を中心とした数多くの俳句会や短歌会、川柳会が組織され続け、句会や展覧会などが催され続けている。

【 その他の文学作品 】

古都としての歴史と人々を惹き付ける魅力をもつため、奈良は各時代を代表する文学作品に描かれてきた。

「古事記」や「日本書紀」は、平城京が都として繁栄を誇っていた奈良時代に成立したものであり、奈良は、わが国における最初の文学作品の創作活動の地であった。

平安時代の代表的作品のひとつである「枕草子」には、第 19 段で若草山山頂の鶯塚古墳が、第 38 弾では猿沢池の采女伝説が、清少納言によって記されている。

第 19 段 「みささぎは、うぐひすのみささぎ。かしはぎのみささぎ。あめのみささぎ。」

第 38 段 「猿澤の池は、采女の身投げたるをきこしめして、行幸などありけんこそ、いみじうめでたけれ。「ねくたれ髪を」と人丸がよみけん程など思ふに、いふもおろかなり。」

鎌倉時代に成立した「平家物語」では、治承 4 年（1180）、平重衡が般若寺付近に放った明かり取りの小さな火が、折からの風にあおられ、東大寺から興福寺まで燃え広がり、伽藍を焼き尽くし、大仏までも溶かしたことが語られている。

近世の代表的な作家には、井原西鶴、近松門左衛門があげられる。いずれも奈良の人ではないが、奈良を訪れ、奈良を題材とした作品が残されており、近世奈良の一面を物語っている。たとえば井原西鶴の「近年諸国咄」第二には、若狭小浜で身を投げた女の死体が、奈良秋篠で用水池を掘った時に水とともに現れたという話が載せられている。また、「好色一代男」や「世間胸算用」では、奈良の遊郭のさまや正月のくらしの様子などが描写されている。

近代文学では、多くの作家が奈良に来住・来訪して執筆活動を行うとともに、奈良を題材とした作品を数多く残している。志賀直哉は、高畑の居宅において「万暦赤絵」などの短篇を執筆するとともに「暗夜行路」を完成させている。また、幸町に住んでいた頃の思い出を中心とした短篇「鬼」、高畑の家をえがいた小品「池の縁」なども残している。そして、昭和 12 年（1937）には随筆「奈良」を発表し、そのなかで次のように記している。

兎に角、奈良は美しい所だ。自然が美しく、残っている建築も美しい。そして二つが互に溶けあってゐる点は他に見ないと云って差支へない。今の奈良は昔の都の一部分に過ぎないが、名画の残欠が美しいやうに美しい。

また、志賀の他にも、大正 14 年には滝井孝作が奈良に住み、小説「博打」を著し、昭和 5 年に八王子に移ってから「奈良の春」「奈良の夏」「志賀直哉対談日誌」「美しい大和の寺々」などの随筆を書いている。また、志賀と親交のあった小林秀雄は、昭和 3 年（1928）に浅茅ヶ原の江戸三に逗留し、後に奈良の伝統文化などを随筆で語っている。そして、その後、江戸三には尾崎一雄が入り、随筆「奈良日記」などを著している。

また、戦後には、尾崎一雄の「馬酔木」（昭和 28 年（1953））や井上靖の「天平の甕」（昭和 33 年（1958））、さらに近年も、澤田ふじ子の「天平大仏記」（昭和 55 年（1980））、北川あつ子の「天平の嵐」（平成 3 年（1991））や梓澤要^{あすさわかなめ}の「正倉院の秘宝」（平成 11 年（1999））、万城目学^{まきめ まなぶ}の「鹿男あをによし」（平成 19 年（2007））などが著され、奈良の地は、古代我が国の政治・文化・経済の中心としての歴史を背景に、数多くの文学作品の題材とされ続けている。

【芸術作品】

奈良時代には平城京を舞台に天平文化が花開き、今日、奈良の諸寺院に伝わる仏像や正倉院宝物などに、彫刻や工芸品などの精華をみることができる。その後も、鎌倉復興を機に運慶・快慶らの慶派仏師や、善円などの善派仏師が数々の優品を造り、南北朝時代以降も椿井仏師や宿院仏師らが奈良で活発な造像を行った。絵画では、鎌倉時代から室町時代にかけて興福寺や東大寺に属した南都絵所の絵仏師たちが腕をふるい、江戸時代には竹坊を名乗る代々の絵師が、奈良町に絵屋を構えて仏画を制作した。こ

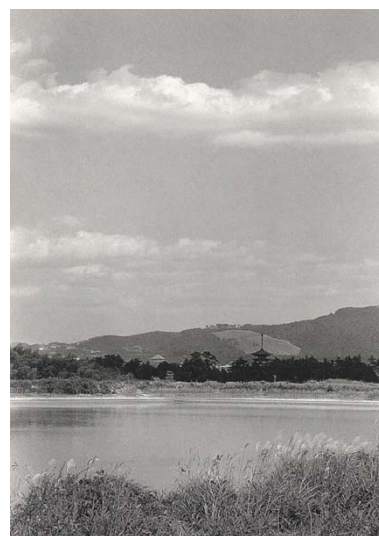
のように奈良では、社寺・神仏への信仰にともなう創作活動が江戸時代末まで脈々と受け継がれた。それらの作品は崇拜の対象であるのみならず、特に近代以降はその優れた芸術性でも多くの人々を魅了するようになった。

さらに、近代になると、新たに西洋美術を学んだ芸術家の活動が活発化する。大正中期には奈良でも洋画の創作が盛んになる。そのきっかけとなったのが、大正 5 年（1916）、奈良公園をはじめとする奈良の自然に惹かれた浜田葆光の奈良への移住である。浜田葆光は奈良公園や鹿を題材とし、「水辺の鹿」などの洋画を制作した。その後、大正 15 年（1926）頃までの間に、山下繁雄、足立源一郎をはじめ、小見寺八山、新井完、九里四郎、谷山藤四郎、若山為三、小野藤一郎らが奈良に来住している。これらの気鋭の画家たちにより、昭和 6 年（1931）に浜田を中心とする「新光会」（のちの鹿光会）が生まれ、翌年に若山のアトリエを中心とする「奈良洋画会」も結成され、公募展などが開催されてきた。そして、現在もその組織は受け継がれ、「奈良洋画会展」や「鹿光会展」などの展覧会の開催は 60 回を越えている。



水辺の鹿（浜田葆光）（奈良県立美術館蔵）

一方、20 世紀に入り、カメラの普及に伴って写真が芸術作品の表現手法のひとつとして確立されるようになると、古都奈良の風景も多くの写真家により、その対象とされるようになってきた。その代表が入江泰吉である。入江は、主に大和路の風景、仏像、行事などの写真を撮影しており、西の京大池越しに薬師寺や東大寺大仏殿、若草山等の山並みを写した写真や奈良奥山ドライブウェイ（雑司町区間）から樹林に囲まれた東大寺大仏殿を望む写真など、多くの人々に古都奈良の歴史的風土を印象付ける数多くの風景写真を残している。そして、現在も、入江のもとで学んだ写真家をはじめ、プロ、アマチュアを問わず多くの写真家が、奈良の美しい風物を撮影しようと訪れている。



勝間田池より薬師寺を望む（昭和 30 年代）入江（昭和の奈良大和路）

また、奈良に残る社寺・遺跡や豊かな自然は、かつての日本や、自然の中における人の営みを映像で表現するのに好個の場であるため、しばしば映画撮影の舞台に採りあげられてきた。近年では、平成 16 年（2004）にフィルムコミッション・奈良県サポートセンターが開設され、また平成 22 年（2010）からは、奈良を拠点に活動する映画監督河瀬直美氏の提唱で「なら国際映画祭」が開催されるようになったことなどにより、国内外から奈良を訪れる映像作家も増加している。

②文学・芸術を通じた交流活動

明治以降、近代歴史学や美術史学の進展により、奈良の古代文化の研究・再評価が進められ、学界では多くの研究論争が繰り広げられた。様々な研究が活発に展開する中、大正 8 年（1919）に出版された和辻哲郎の「古寺巡礼」は、奈良の古代文化を回想して一般世間に大きな影響を与えるとともに、その名文は、文化人をはじめとした多くの人々を奈良に誘うものとなった。志賀直哉が京都山科から奈良に来住したのは大正 14 年（1925）4 月である。志賀は、幸町での借家住まいを経て、昭和 4 年（1929）に高畑に家を新築する。文壇の中心にあった志賀の来住は、文化人達の活発な交流を生み出すきっかけとなった。

【 高畑サロン 】

高畑地域のうち春日大社境内南側のエリアは、春日大社の社家町であったため、町家が建ち並ぶ地区と異なり、塀で囲った敷地に門を構え、その奥に主屋を建てる邸宅が多くみられる。広い敷地と豊かな庭木に囲まれたゆとりと潤いのある住環境が、多くの文化人を高畑の地に誘った。

洋画をはじめとした美術界においては、大正 5 年 (1916) の浜田葆光の来住を契機に、大正 15 年 (1926) 頃までの間に、山下繁雄、足立源一郎、小見寺八山、新井完、九里四郎、谷山藤四郎、若山爲三、小野藤一郎らが相次いで奈良に移住した。大正 8 年 (1919) に足立が建てた高畑のアトリエは、画家たちの集まるサロンとなった。

旧足立家住宅 (現中村家住宅) は、欧州から帰国した足立が、自らの設計により、南仏プロバンスの民家をまねて建てたものである。土塀が敷地を囲み、北面に門を構える。土塀の屋根や門柱には赤瓦を用いる。広い敷地の東半は庭園で、西側に洋風の主屋が建つ。木造 2 階建てで、南と西に庇を付け、切妻造の屋根に赤い棧瓦を葺き、外壁はモルタル塗りとする。玄関を入るとホールがあり、2 階への階段がある。ホールの両側に洋室があり、北側の洋室には隅に出窓を付けステンドグラスをはめる。ホールの奥にサンルーム付きの応接室と広いアトリエを配し、廊下を経て厨房・和室・納戸を並べる。2 階には小部屋を 4 室とる。アトリエ上方は天井高 3.8m に及ぶ吹き抜けとする。高畑の文化的雰囲気をよく伝えている。

足立は昭和 2 年に奈良を離れるが、翌昭和 3 年画家の中村義夫がこの家を購入し、さらにその翌年には細い南北の道を挟んだ向かいに志賀邸が完成する。

志賀直哉旧居 (現奈良学園セミナーハウス) も、志賀自らの設とされる。周囲を土塀で囲み、北面に表門を構え、コの字型平面の主屋を配する。北西隅に玄関を設け、その東側は 2 階建てとして、1 階は書斎・茶室、2 階は奈良公園を望む客室とする。玄関南側には廊下沿いに書庫・浴室・化粧部屋等を南北に並べる。廊下の正面に食堂とサンルーム、その西に台所、東に夫人・直哉・子ども達の居間を配する。サンルームは農家風の梁をみせて、天窗をとり、床を瓦の四半敷とし、部屋の隅に井戸風の手水を設ける。数寄屋風を基調としながら、民家風や洋風の意匠を折衷した、大正から昭和戦前の文化人の嗜好をよく示す建築である。

大正 14 年 (1925) に奈良に移った滝井孝作をはじめ、武者小路実篤、小林秀雄、尾崎一雄など、志賀をしたって奈良に来住、来遊する文化人が相次いだ。志賀邸のサンルームや食堂は文化人らのサロンとなって賑わった。作家の池田小菊、画家の浜田葆光、若山爲三、彫刻家の加納和弘、美術写真家の小川晴暘などがその常連であった。昭和 6 年には、谷崎潤一郎と佐藤春夫が揃って訪れ、プロレタリア文学の小林多喜二も志賀邸に泊まっている。こうして昭和初期の高畑では、画家たちのサロンと志賀の文学サロンとが交流しながら、活発な芸術論議が交わされた。これが、いわゆる「高畑サロン」である。

昭和 13 年 (1938) に志賀が東京に移ると、東大寺観音院の上司海雲を中心に奈良在住の文化人たちによってつくられた「好日会」が、高畑サロンを引き継ぐかたちになった。大和路の風景写真の先駆者であり、全国に奈良の歴史的風物のイメージを定着させた写真家入江泰吉も、その影響を大きく受けた一人である。



(呉谷充利編『志賀直哉旧居の復元』
学校法人奈良学園, 2009 に加筆)



志賀直哉旧居



志賀直哉旧居平面図

【現在の活動】

大正から昭和にかけての高畑地域での活発な文化的交流は、現在も志賀直哉旧居と中村家住宅（旧足立家住宅）を中心とする地域の文化活動の中に受け継がれている。志賀直哉旧居は、一般公開されて志賀の近代精神に触れることのできる場所となっており、また、学校法人奈良学園のセミナーハウスとして古典講読講座なども開催されている。中村家住宅も、庭園部分が喫茶「たかばたけ茶論」として開放されているほか、主屋には現在も洋画家が居住している。また、志賀直哉旧居関係者等により「白樺サロンの会」が運営されるなど、高畑の文化活動の継承・発展に努めている。

文学・芸術を通じた交流活動は、高畑地域以外でも様々なかたちで行われている。水門町の入江泰吉邸に集った友人や弟子たちによる「水門会」は、昭和40年（1965）頃から、親睦会、研究会、写真展などのさまざまな活動を行ってきた。現在では入江の孫弟子も加わって活動を継続している。奈良時代の高級貴族の邸宅・別荘地として万葉の歌にも数多く詠まれた佐保山の麓において平成20年（2008）頃始められた「佐保山茶論」では、万葉歌について学び、語りあう「万葉・歴史講座」が開催されるなど、新たな展開もみられる。平成22年（2010）に始まったなら国際映画祭も、国内外の映画人や地域住民に交流の機会を提供している。このように、現在もさまざまなかたちで古都奈良に惹き付けられた人々が交わり、文学や芸術について議論しあうといった活動が、奈良市各地で展開されている。



旧入江泰吉邸



学校法人奈良学園HP
「【志賀直哉旧居】平成26年度近代文学講座第1回を開催」より

③まとめ

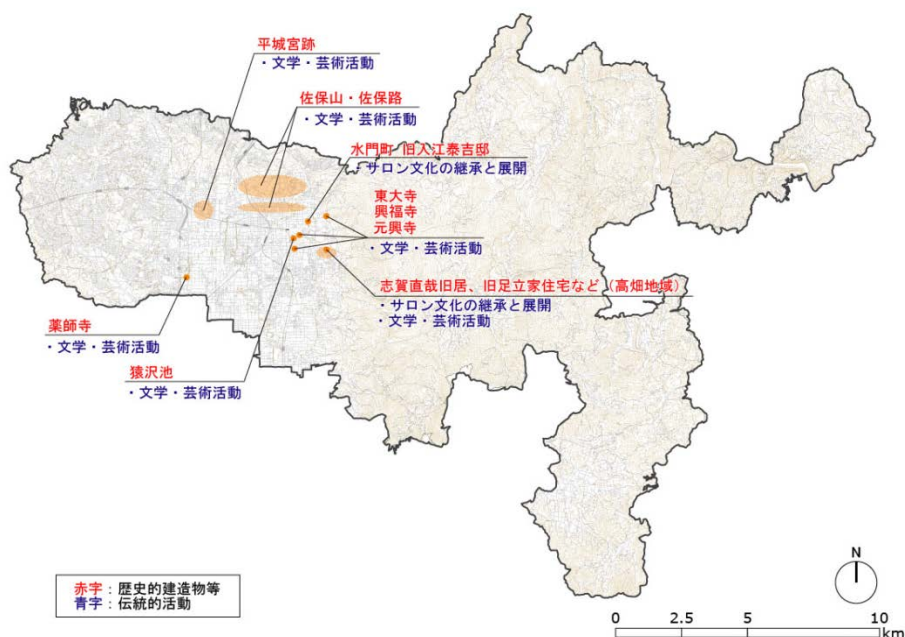
奈良の地は、古都として育まれてきた豊かな歴史や文化、自然環境の魅力のもと、古くから多くの文化人が訪れ、歴史的風土を舞台として数多くの文学・芸術作品が創作されてきた。それらは、その時々
の世相を反映し、往時の奈良の様相を物語る重要な歴史資料にもなっている。創作活動は時代を反映した
新たな表現手法を加えながら多様な展開をみせ、文学や芸術を本職とする所謂プロに限らず、一般市
民や観光客などのアマチュア層をも巻き込む形で受け継がれてきた。奈良公園や奈良町をはじめ、奈良
市内の各所で、風景画を描いたり、美しい町並みや風景の写真を撮影したりする光景を目にすることが
できる。

文学・芸術作品に描かれる奈良をみると、例えば詩歌では、社寺の建築物、大和青垣の山並みや佐保
川などの美しい自然、さらにはそれらが一体となった風景が詠まれ、そのなかに人の感情が詠み込まれ
ている。詩歌以外の文学作品においても、歴史的な建造物と自然とが織り成す固有の環境や、それらを
舞台に人々が繰り広げる活動が描かれている。写真家入江泰吉による大和路の風景写真にも、自然のな
かに溶け込む社寺が多くみられる。和歌の題材となってきた南都八景は、「南円堂藤」、「佐保川螢」、「轟
橋行人」など、建造物と自然、建造物と人といった複合環境を評価したものといえる。

これらはまさに「歴史的風土」や「歴史的風致」といった概念と相通じるものである。それらは古く
から奈良の歴史や文化、自然のもつ本質的な価値として認識され、愛でられてきたといえる。現在も、
歌人・俳人や作家、画家、書家、写真家から一般の人々まで、多くの人々が奈良を訪れ、文学・芸術活
動を繰り広げている。

また、奈良は近代以降文化人の交流が活発に行われてきた土地でもある。その代表例が志賀直哉を中
心とした昭和初期の「高畑サロン」であるが、奈良を舞台とした文化的な交流活動は文化人の間だけに
とどまらず、様々なかたちで行われてきた。現在も、文学・芸術について学び、語り合える場として、
志賀直哉旧居における古典講読講座、佐保山茶論における万葉・歴史講座など、様々な活動が展開され
ている。

このように、古都としての長い歴史に育まれた豊かな文化資源の魅力のもと多くの人々を引き寄せて
きた奈良では、古代の万葉歌から現代の映画まで時代とともに多様に展開されてきた文学・芸術の創作
活動と、文学・芸術を通じた人々の交流活動が続けられ、文化的雰囲気 に満ちた歴史的風致がつくりだ
されている。



文学・芸術活動にみる歴史的風致の分布

（３）平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致

①歴史

【平城京の造営と変遷】

和銅 3 年（710）の遷都により平城京が造営された。その後 70 余年の間、平城京を中心として政治や文化が展開し、律令国家の完成や天平文化の開花など、古代国家として本格的な基盤が形成された。平城宮は平城京の中央北端部に位置し、約 1 km の正方形の東に東西 250m、南北 750m の張り出し部を持ち、周囲には大垣がめぐり、朱雀門をはじめ 12 の門が置かれた。平城宮の内部には、政治・儀式の場である大極殿院・朝堂院、天皇の住まいである内裏、役所の日常的業務を行う官衙、宴会を行う庭園などが配され、都の中心として栄えた。当時の様子は万葉歌にも数多く歌われており、なかでも、小野老^{おののおよ}による次の歌が有名である。

「あをによし 奈良の都は咲く花の にほふがごとく 今さかりなり」（万葉集 巻第三・三二八 小野老）

しかし、延暦 3 年（784）に長岡京、延暦 13 年（794）に平安京に遷都となり、政治・文化・経済の国家的中心地ではなくなった。社寺は奈良に留まったが、京内は次第に農地と化していった。「日本三代実録」（延喜元年（901））には「延暦七年（三年の誤りか）遷_レ都長岡_一。其後七十七年。都城道路。変為_レ田畝_一。」とみられ、長岡遷都後 77 年経ち、都城の道路が田畝となっていることが記されている。

このように、京城の大半は農地と化し、新たに寺社のまちとして発展するなか、近世後半まで、平城京や平城宮は遠い過去が存在であった。

【調査研究と官民有志による保存活動】

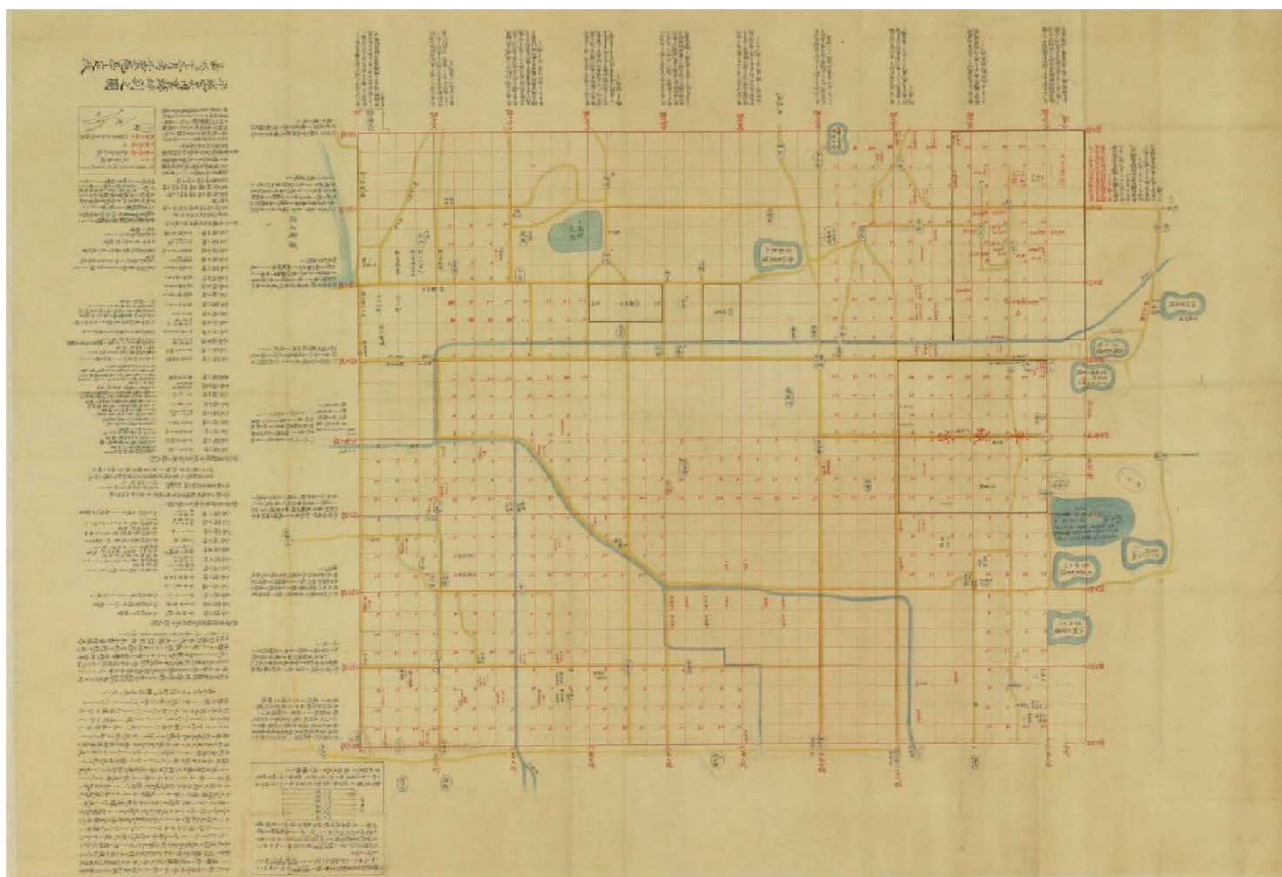
平城京を長い眠りから目覚めさせる契機となったのは、近世末期、天皇中心の国家を追究する社会的・思想的背景のもと、国学を学んだ山陵研究家北浦定政が行った平城京の研究である。北浦は大和国添上郡古市村（奈良市古市町）に住み、藤堂藩古市奉行所に出仕する一方、自ら工夫した測量車での実測や文献、伝承、地名などを基に平城京と条里制を研究し、嘉永 5 年（1852）、「平城宮大内裏跡^{へいじょうきうだいだいりあつぽわりのず}坪割之図」にまとめた。

その後しばらく研究の進展はなかったが、明治 29 年（1896）に奈良県古社寺修理技師として着任した関野貞は、北浦の研究を参考に地形や地名などを实地に考定し、明治 32 年（1899）に「平城宮趾取調報告」を県に提出した。この研究が契機となり、本格的な保存運動が起こることになる。

明治 20 年代初期、地元都跡村の村長岡島彦三らが宮跡の保存会を作ったが、数年で消滅したといわれる。本格的な保存運動の中心となったのは東笹鉾町の植木職人棚田嘉十郎である。佐紀の「大黒の芝」と呼ばれる土壇が大極殿跡であると知り、宮跡の荒廃を嘆いた棚田は、北浦定政の坪割図を印刷配布するなどし、地元の溝辺文四郎らの協力も得て、宮跡の顕彰・保存運動を推進した。明治 34 年（1901）には岡島らが朝堂院跡に木標を建てた。平城神宮創建計画もあったがこれは実現しなかった。

明治 39 年（1906）には地元有志と棚田らが発起人となって平城宮址保存会の設立を相談したが、実行に至らないまま平城遷都 1200 年目にあたる明治 43 年（1910）を迎えた。棚田らは県と協力して、記念祭典を挙行し大極殿跡に石碑を建てる計画をたてた。下賜金もあり、同年 11 月に大極殿跡で盛大な記念祭典と建碑地鎮祭が行われた。

翌明治 44 年（1911）から棚田は宮跡保存事業の賛同を得るため奔走した。華族や実業界から多くの協力を得て、大正 2 年（1913）に「奈良大極殿趾保存会」が設立された。保存会は広く寄付を募り、宮跡の買取り運動を進めた。我が国初の全国規模でのナショナル・トラスト運動ともいえる。大正 4 年（1915）には保存会の趣旨に賛同した都跡村有志が字佐紀の芝の地 4 段 7 畝 26 歩を寄贈し、保存会も



「平城宮大内裏跡坪割之図」(写)

(早稲田大学図書館蔵)

寄付金で2町5段29歩を購入した。大正9年(1920)には6町3畝23歩が匿名の篤志家によって買収・整備(道路・石垣・排水等の工事)された後に寄付された。他にも匿名で6段5畝2歩の寄付があった。

大正8年(1919)に史蹟名勝天然紀念物保存法が制定され、宮跡を史蹟に指定し保存工事も国が行うとの意向が示されたため、大正11年(1922)保存会は保有する宮跡地一切を国に寄付することを決めた。計9町6段7畝20歩、時価9万6,760円と計算されている。国への寄付決定後、保存記念碑を建てることとなり、大正12年(1923)にその除幕式と保存会の解散会が行われた。記念碑裏面にはこの間の事情を述べた木田川知事の碑文が刻まれている。

こうして、約25年にわたる官民有志の尽力によって宮跡の保存が実現し、保存事業と発掘調査研究は国に引き継がれた。

【 市民運動による保存の進展 】

大正11年(1922)、棚田らの保存運動の対象となった第一次・第二次大極殿院・朝堂院及び大内裏地域の473,000㎡が史蹟に指定された。昭和3年(1928)と昭和7年(1932)に一条通り北の東大溝の調査が実施され、昭和11年(1936)に従前の指定地の北側約99,000㎡が追加指定された。昭和25年(1950)に文化財保護法が制定されると、昭和27年(1952)に従来の指定地約573,000㎡が特別史跡に指定された。

昭和37年(1962)、当時未指定であった宮城南西隅に電車の車庫を建設する計画が明らかになると、学者や文化人を中心に結成された「平城京を守る会」や、建築学会、考古学協会、美術史学会、歴史学研究会等から保存を求める声相次いだ。運動は全国に広がり、奈良市民も「奈良を守る会」をつくって保



大正12年(1923)に建立された保存記念碑
(「天平のひろば vol.44」)

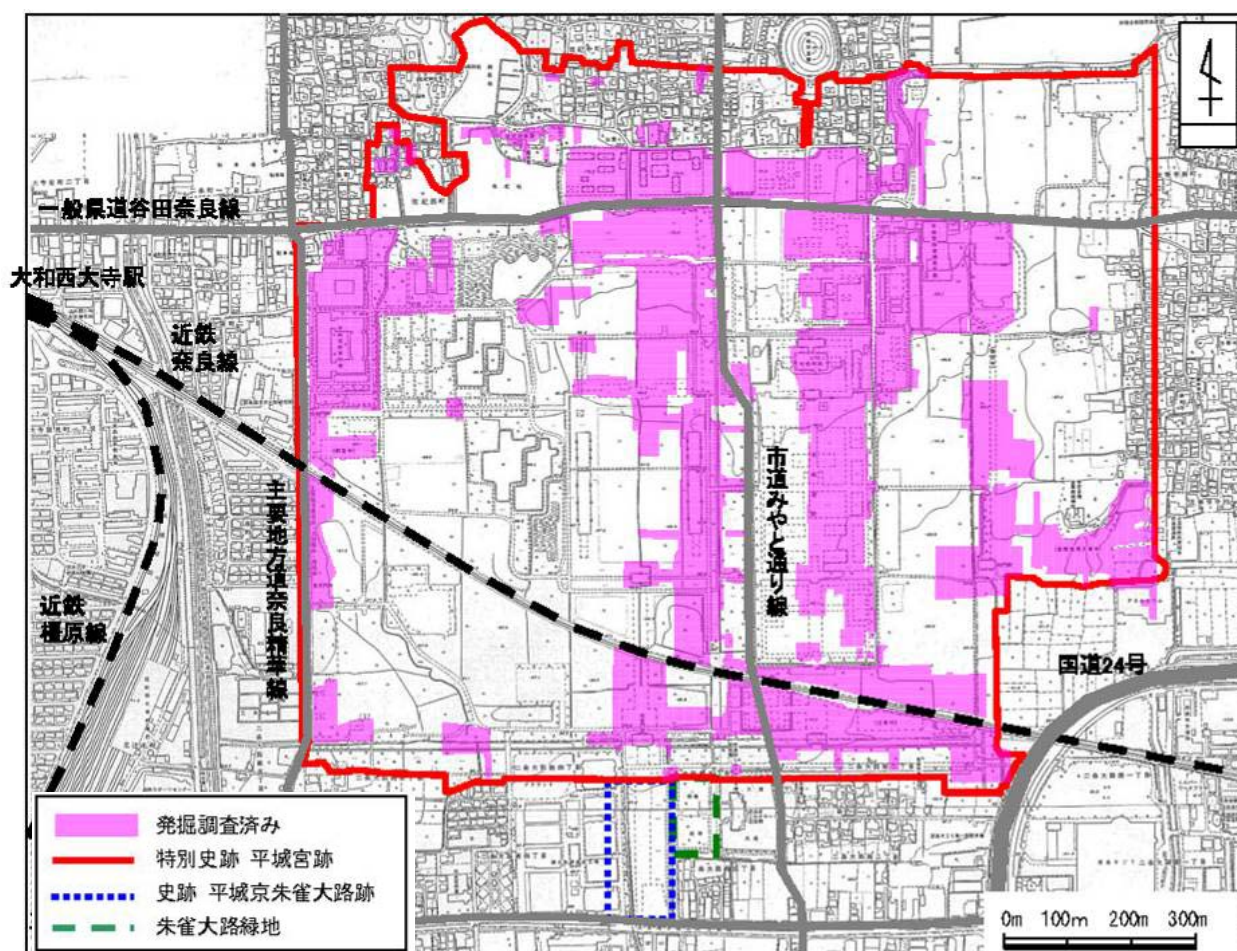
存を求めた。地元住民も国費買い上げによる保存に協力する姿勢を示し、国は宮跡全域の指定と買い上げの方針を決定した。昭和 40 年、従前の指定地の西側約 450,000 m²が追加指定され、保存範囲は 1,023,000 m²となった。

昭和 39 年（1964）には当時平城京東一坊大路と推定されていたところに国道 24 号奈良バイパスを通す計画が立てられたが、発掘調査によって宮域が東に張り出していることが判明し、計画道路は宮跡を貫通することが明らかになった。これを受け、「奈良バイパスの平城宮跡通過に反対する協議会」が結成されるなど、再び前回同様の全国的な保存運動が展開された結果、昭和 43 年（1968）に路線変更が決定し、昭和 45 年（1970）、張り出し部にあたる 217,800 m²が追加指定された。こうして、平城宮跡のほぼ全域にあたる 1,240,800 m²が特別史跡として保存されることとなった。

以上のように、大正 11 年（1922）の史跡指定以降保存の主体は国に移ったが、第 1 次平城宮跡保存運動における「平城宮跡を守る会」や「奈良を守る会」、第 2 次平城宮保護運動における「奈良バイパスの平城宮跡通過に反対する協議会」等、宮跡が危機に直面する度に、民間の保存団体が組織され広く保存運動が行われたことが、宮跡全域の保存につながった。

【 住民協力による保存と整備の進展 】

平城宮跡の保存事業として、指定地の国有化と発掘調査が続けられている。大正 13 年（1924）の時点では、第二次大極殿、朝堂院地区約 121,600 m²が国有地であった。昭和 38 年（1963）からの国有化事業により、現在は指定地の大部分が国有地となっている。発掘調査は、大正 13 年（1924）の上田三



平城宮跡の発掘調査状況（平成 19 年時点）

（「史跡を活用した国営公園の整備検討業務報告書」（平成 20 年 3 月）国土交通省）

平による第二次大極殿外郭南東隅の調査をはじめとして、昭和3年（1928）の県技師岸熊吉による指定地北側の調査、昭和28年（1953）の県道（通称一条通）拡幅に伴う国による調査など、各主体によって進められてきた。昭和30年（1955）には奈良国立文化財研究所（現独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）が第二次大極殿回廊南東隅を調査し、昭和34年（1959）以降は同研究所による調査が継続して行われ、現在に至っている。

昭和34年度の平城宮発掘調査概報（奈良文化財研究所）には「現地には事務所もなく民家を間借りして連絡所となし調査を行っている。…中略…農繁期には発掘作業員を最低必要員すら確保できない。農閑期においてすら当方の希望する人数が集まらず、発掘日数が延引した。」という記録があり、昭和36年度の概報にも「農繁期に入る時期のため、作業員の出勤数が著しく減少し、作業がしばしば中断した。」という記録がある。このように、発掘調査は、地元住民が自宅の一部を提供したり、農作業の傍ら作業員として参加したりするなかで進められた。地元住民の協力なくして、調査は成り立たなかったといえる。

一方、整備事業については、明治34年（1901）朝堂院跡に木標が建てられ、明治43年（1910）大極殿跡に石碑が建てられ、大正期には土地買い上げにあたり道路・石垣・排水工事が行われた。戦後は、昭和38年（1963）から昭和45年（1970）にかけて、奈良県により土壇の修復や苑路の造成、外郭の桜の植樹などが行われた。昭和40年（1965）から昭和44年（1969）にかけては、地元からの宮内美化の要望のもと、国により遺構展示館の建設や水路の改修、遺構覆屋と資料館を結ぶ仮設連絡路の造成が行われた。昭和53年（1978）には文化庁によって「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」が策定され、その後の整備はこの構想に基づいて進められている。発掘調査の成果に基づき、地下の遺跡の価値を様々な手法で地上に表現する整備が行われている。復原もその手法の1つであり、平成10年（1998）に朱雀門と東院庭園が復原され、平成22年（2010）には第一次大極殿も復原されて、同年の平成遷都1300年祭には国内外から多くの人々が訪れた。

現在、平成20年（2008）に国営公園化が閣議決定されたことを受け、国営公園としての整備が進められているが、ここに至る道程には、土地を提供し、発掘調査に参加・協力し、姿を変えていく宮跡の有り様を間近で見つめながら、遺跡への理解を深めていった地元住民の姿が常にあった。

②現在に受け継がれる保護活動

平城宮跡では、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所により数多くの発掘調査が実施され、朱雀門、大極殿、東院庭園などが復原整備されてきた。発掘調査には、継続して地元の住民が参加・協力してきた。

一方、平城宮跡の元の地主らの地元住民が中心となって、昭和41年（1966）には、平城宮跡を大切に守り、活かすという古くからの精神のもとに「平城宮跡保存協力会」が組織され、平城宮跡の清掃や防犯活動などを実施してきた（現在は、遺構展示館の指定管理者の役割も担う）。平成13年（2001）には「NPO法人平城宮跡サポートネットワーク」が組織され、平城宮跡の環境保全活動や清掃活動、文化・教育活動、広報活動などを実施し、行政や市民、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所と連携しながら、保存・顕彰の活動を実施している。同NPO法人と連携した地元小学校の総合学習の場としての活用も10年以上にわたって続けられ、定着してきている。平成25年（2013）には活動実績が評価され文化庁長官表彰を受けている。

一方、平成10年（1998）の世界遺産登録を契機に、市と市民等による平城遷都祭実行委員会が主体となって平城遷都祭（現平城京天平祭）が開催されている。平城遷都1300年にあたる平成22年（2010）

には、平成遷都 1300 年祭が開催され、国内外から数多くの人々が訪れた。

平城宮跡の保存・整備・活用の取り組みは、地元住民をはじめ多くの市民が行政と連携しながら関わり、現在も新たな展開をみせつつ繰り広げられている。

③まとめ

江戸時代末期の調査研究にはじまる平城宮跡保護の取り組みは、主体は民間から行政へと移ったが、現在も市民が積極的に関わりをもちながら進められている。宮跡を顕彰し、その価値を高めようと、明治以降、建碑や土地の買い取り、道路、石垣、水路等の整備が行われてきた。現在も、発掘調査、復原を含む遺跡整備、歴史公園としての整備などが進められ、史跡の風景づくりの取り組みがなされている。

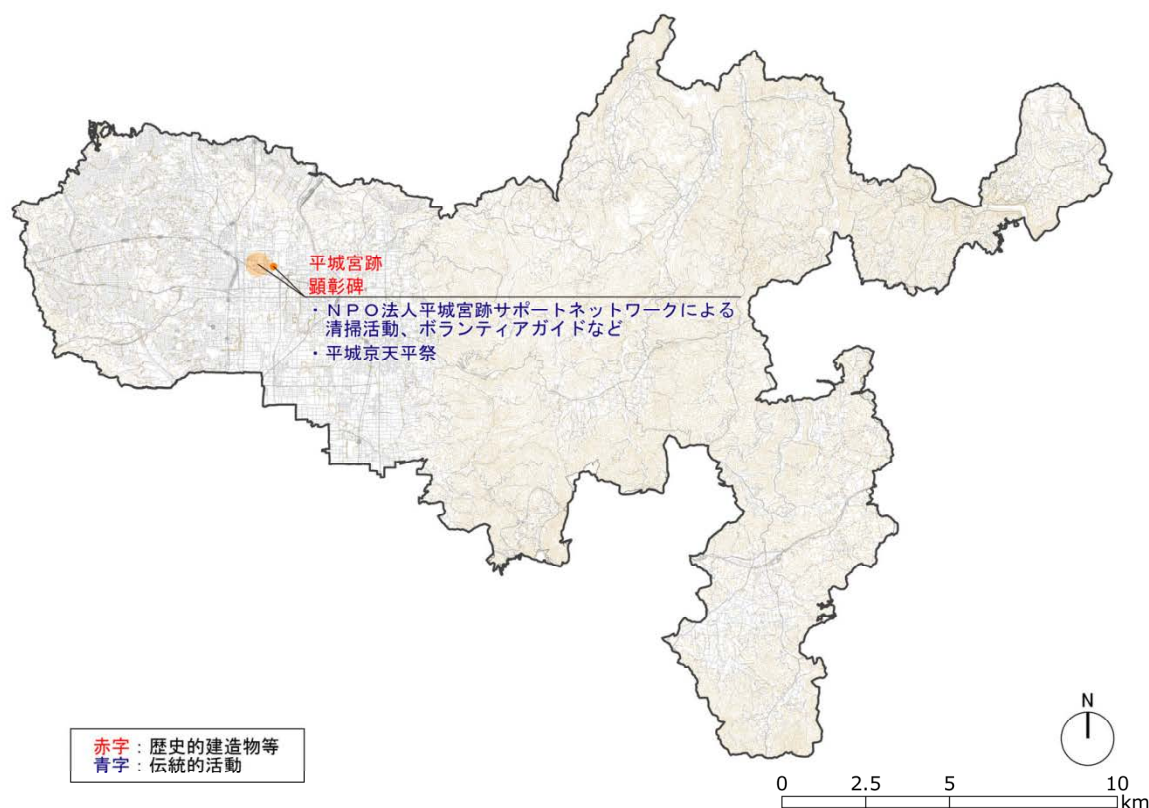
古都奈良を象徴する平城京の中心である平城宮の遺跡を舞台として、その歴史的な価値を称え、次の世代に受け継いでいこうという活動は、行政を主体としつつもさまざまな民間も関わって多様な取り組みが進められている。専門家から学んだ知識を活かしたボランティアガイド、子供向けの体験講座、ガイドマップの作成、広報紙やホームページによる広報活動等の活用の取り組みや、清掃・防犯活動などの取り組みが、地元住民や市民団体によって行われている。古都奈良固有の歴史的風土を舞台として、世界的な遺跡を後世に伝えるための保護活動が、主体や内容を変えながらも市民によって連綿と受け継がれ、歴史的風致を形成している。このことは、平城宮跡の価値を一層高めることにもつながっている。



奈文研と連携したNPO法人平城宮跡サポートネットワークによる遺跡見学会（奈文研研究員による現地ガイド）
（「天平のひろば vol.45」）



NPO法人平城宮跡サポートネットワークによる一般市民も参加したクリーン活動
（「天平のひろば vol.40」）



平城宮跡の保存活動にみる歴史的風致の分布

（４）奈良公園にみる歴史的風致

奈良公園は、奈良時代以来の重層的な歴史のなかで、多様な歴史的風致を育んできた。古くから奈良公園の区域では、東大寺、興福寺、春日大社等の社寺と若草山、春日山原始林等の豊かな自然環境とが創り出す歴史的風土を舞台に、祭りや行事、社寺探訪や文学芸術活動等、様々な活動が繰り広げられてきた。近代に入り、明治13年（1880）に公園として開設、大正11年（1922）には名勝に指定され、公園としての整備が進められるとともに活動の場が保護されたことで、活動はより一層充実し、新たな展開も促されてきた。

ここでは、奈良公園の歴史と特質を示した上で、奈良公園でみられる様々な活動のうち、近代以降の公園整備により大きな展開をみせた、奈良公園固有の活動である「若草山の山焼き」と「鹿との共生」に焦点をあて、奈良公園の歴史的風致を示す。



鶯池と浮見堂



浮雲園地

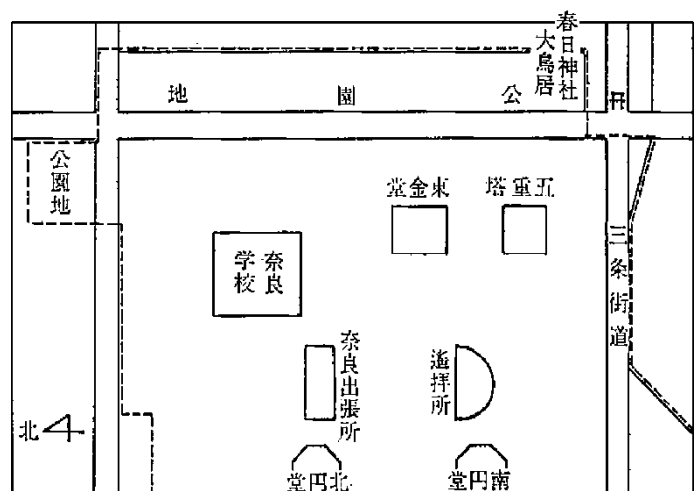
①奈良公園の歴史

【公園の成立と経緯】

明治6年（1873）、明治政府は近代化政策の一環として、公園地の調査画定を府県に命じた。奈良県は、明治元年の神仏分離令と明治4年（1871）の上知令によって廃寺となり官有地となっていた興福寺境内を公園地に充てることは決めていたようであるが、公園地の線引きが進まないまま、明治9年（1876）に奈良県は堺県に合併された。

明治10年（1877）、興福寺境内を公園地として10ヶ年借用し、植樹等により風景体裁を整えたい旨の拝借願が地元有志から出され、拝借を受けた金沢昇平ら14人の有志は、興立舎という会議機関を組織し維持費の積立により維持管理にあたった。こうした地元の活動もあり、明治12年（1879）、堺県は「興福寺旧境内及ヒ猿沢池近傍」の地44,000余坪を公園地に確定したい旨を上申し、翌明治13年（1880）、内務卿伊藤博文の開設認可により奈良公園が誕生することとなる。

明治10年（1877）の拝借願時の添付図面に見える公園地の線引き（明治13年（1880）認可の奈良



奈良公園図面（明治11年）（出典：奈良公園史）

公園地はこの区域にほぼ合致するものと思われる）は、興福寺の寺地の半分（南半の堂塔の地）と旧境内地の一部が充当されたのがわかる（猿沢池は含まない）。

明治 14 年（1881）に堺県は大阪府に合併され奈良公園も大阪府の所管となる。翌 15 年（1882）、大阪府は「公園地内取締規則」「公園取締人心得」を布達、これにより実質的に郡長が公園事務権限を委任されることとなり、出先機関の奈良郡役所が奈良公園事務の窓口となる。政情変化の中、明治 20 年（1887）には奈良県が再び設置され、



当初の公園地（興福寺境内）

大阪府から独立したことに伴い、新任の郡長（公園管理を特任されていた）平田好は寄付金公募による公園の整備（改良）を進めるとともに県知事税所篤に奈良公園の拡張を上申した。これを容れた知事は明治 21 年（1888）公園地の拡張を政府に申請、内務大臣山県有朋と農商務大臣井上馨の連名で認可された。これにより、明治 22 年（1889）、新奈良公園地（奈良県立奈良公園）の設定が告示され、春日野、雲井坂、浅茅ヶ原の名勝地（約 32,082 坪の官有地）をはじめ、東大寺、手向山八幡宮、氷室神社、天神社、瑜珈神社などの寺社境内地（春日大社の境内地は除く）はもとより、若草山、春日山、花山、芳山に及ぶ広大な官林（御蓋山・地獄谷山を除く）、知事私有の惣持院山の寄付もあわせた計 505 町 2 反 1 畝 24 歩余の、ほぼ現状に等しい区域が奈良公園となった。

広大な地域が公園に編入されたのに伴い、明治 23 年（1890）から奈良公園特別経済（明治 35 年から特別会計）が予算化された。明治 25 年（1892）には大量の樹木伐採を含む公園費の追加予算案が提出されたが、県会はこの案を否決した。翌年提出された公園改良案に対しても、県会はこの案を道路建設費の削除等を含む修正案を可決した。県会は、奈良公園の特性が自然美の風光にあることを指摘して、現状の変更に慎重を期したのである。

明治 26 年（1893）、公園管理の郡長特任が廃止されて公園事務は県の取り扱いとなり、「奈良公園地内取締規則」が改めて制定された。明治 27 年（1894）「奈良公園改良諮詢会規則」が制定され、これにより公園の平坦部・山林部総合の改良計画が立案された。公園改良にあたり、山林部の植栽については、評議員の一人であった吉野の山林王土倉庄三郎が指導的役割を果たし、また、八木町（現橿原市）長であった前部重厚が顧問に招かれて造園の指導にあたった。前部の構想は、自然のままの姿を活かすことにあったとされ、奈良公園の景観は前部によってその基礎が固められたといえる。

明治 33 年（1900）からの 10 ヶ年計画により、明治 43 年度（1910）までに宅地・田畑・山林など 25,865 坪の民有地の買収、芳山林道の開削、951,875 本におよぶ杉檜苗の植栽が行われたほか、花樹の植栽、道路の改修、雪消沢・鷺池の造営、春日運動場の建設など多様な事業が達成され、また一方で、春日奥山周遊道路、奈良県公会堂、奈良県物産陳列所等の今日の奈良公園の姿を形成する様々な施設が整備されていった。

【 名勝の指定 】

奈良公園は大正 11 年（1922）、「史蹟名勝天然紀念物保存法」により「名勝奈良公園」として指定された。指定区域は、当時の国有公園地 1,590,419 坪（うち平坦部 197,817 坪、山林部 1,392,602 坪）で

あった。指定に際しての内務省からの照会に対する回答の中で、当時の木田川奈良県知事は奈良公園について、「厖大ナル地域ニシテ随テ其ノ間ニ一見公園地ト鑑別シ得サル民有地等相錯綜シ其ノ隣接地モ亦複雑ニシテ且ツ公園ノ風趣ニ直接ニ関スヘキ景勝ノ地点」として、公園隣接地や内包される民有地についてもその風致維持において重要な地域であるとの認識をもっていた。

大正 13 年（1924）には、焼失した勸学院と上性院の跡地を、接近する正倉院宝庫防災のために御料地として譲渡するため、平坦部合計 2,088.3 坪の指定を解除し、大正 15 年（1926）には、奈良公園に近接する民有地 112,527.89 坪について追加指定が行われた。また、昭和 2 年（1927）には、御料地の整理に伴う土地交換により国有公園地の平坦部 1,505.89 坪の解除および平坦部 5,204.25 坪の追加指定が行われた。このような変更を経て、現在の名勝指定区域となっている。

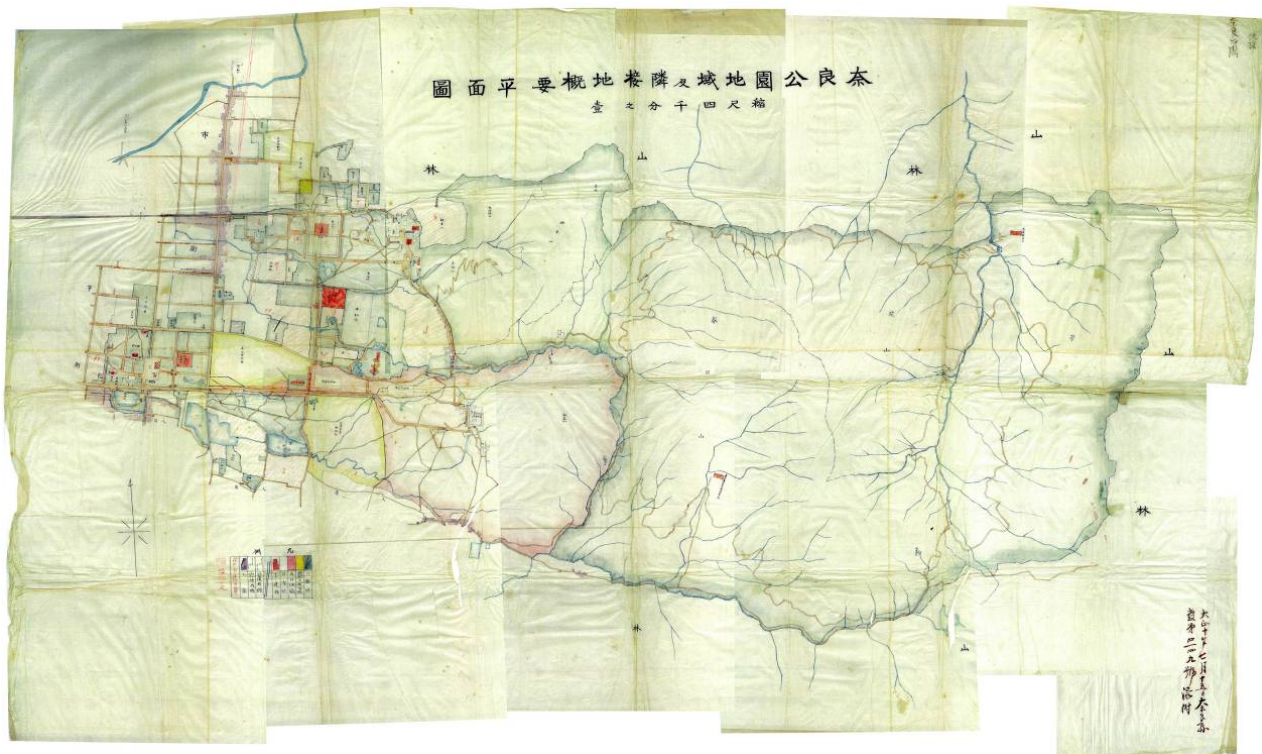


県庁舎屋上からの眺望

【 都市公園奈良公園の設置及び整備 】

昭和 14 年（1939）に「寺院ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」が公布され、東大寺や興福寺はこの法の対象となるべく寺院境内地の公園地解除を申請し、昭和 15 年（1940）に公園地は解除された。これにより、国有財産の境内地は東大寺・興福寺に無償譲与されることとなった。戦中に保留されていた手続きが昭和 22 年（1947）の同法改正を経て公布され、奈良公園地となっていた他社寺の境内地を含め、合わせて約 35.6ha の公園地が除籍された。しかし、奈良県は無償譲与された境内地に地上権を設定し、奈良公園としての管理にあたり、昭和 28 年（1953）には奈良県・寺社・国立博物館による奈良公園運営協議会が設置された。

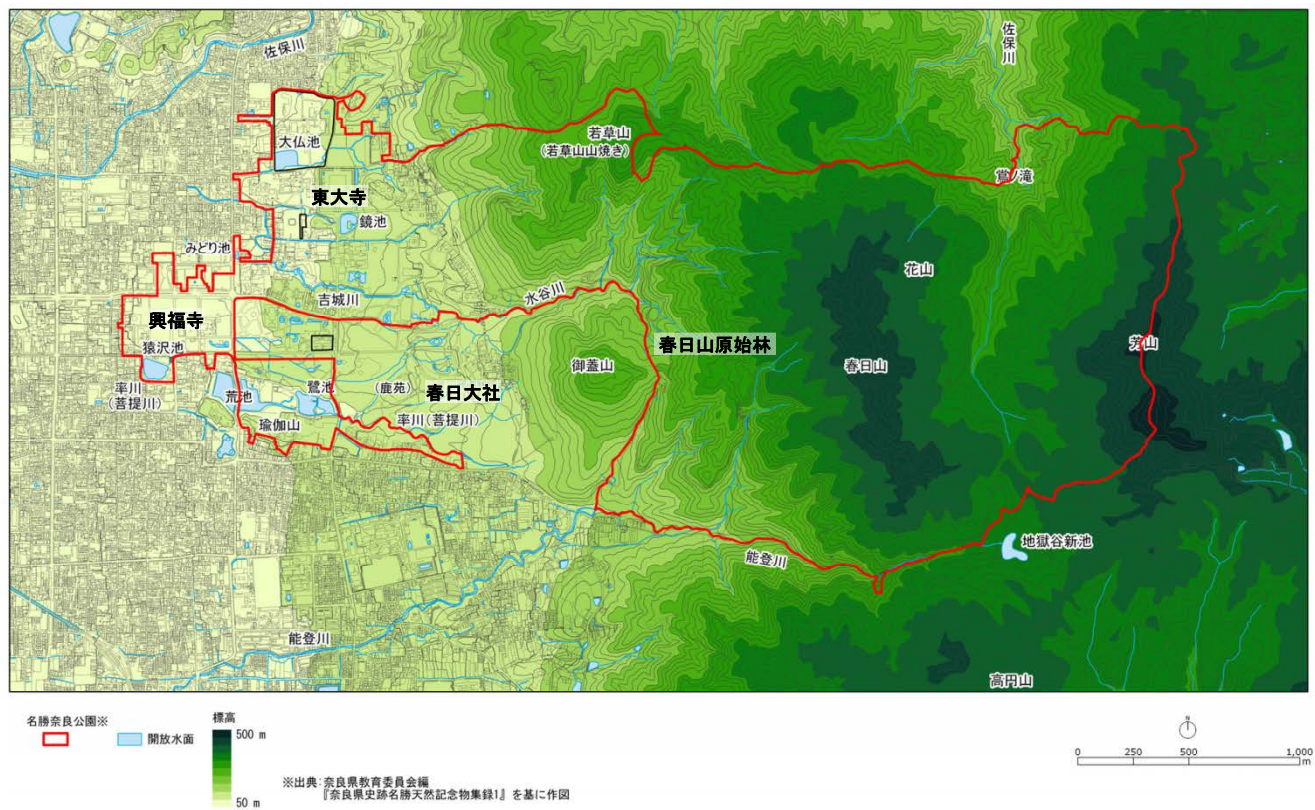
都市公園法施行（昭和 31 年（1956）公布）に伴い、奈良公園は、大蔵省所管の普通財産として近畿財務局へ引き継がれ、公園敷地として奈良県に対し一部有償を除き無償貸与されることとなった。昭和 35 年（1960）には、「奈良県立都市公園条例」が制定され、県立都市公園奈良公園が設置された。



「奈良公園地及隣接地概要平面圖」（文化庁記念物課所管資料『大正十年七月十五日奈良縣教第四一四九号添付』）

名勝指定時（大正11年）の奈良公園（国有地）の区域

（出典：名勝奈良公園保存管理・活用計画）



現在の名勝奈良公園の区域

（出典：名勝奈良公園保存管理・活用計画）

奈良公園の概略年表

年 次	内 容
明治 06 年 (1873)	・太政官、府県に公園を開設するよう布達
明治 11 年 (1878)	・若草山山焼きが復活
明治 13 年 (1880)	・太政官布達により明治 13 年 (1880) 2 月 14 日開設
明治 22 年 (1889)	・春日野・浅茅ヶ原等の名勝地、東大寺・氷室神社等の寺社境内地、若草山・春日山等の山野を含む新奈良公園地（奈良県立奈良公園）を告示
明治 24 年 (1891)	・奈良町長橋井善二郎ら有志 28 人により神鹿保存会が設立
明治 25 年 (1892)	・興福寺・東大寺旧境内に桜・楓など数百本を植樹
明治 27 年 (1894)	・「奈良公園改良諮詢会規則」を制定（6.15 第 1 回改良諮詢会を開催） ・前部重厚、古沢奈良県知事に招かれ奈良公園改良の顧問となる
明治 28 年 (1895)	・花山・芳山・春日山に杉・松を大々的に植樹 ・帝国奈良博物館が開館（4 月 29 日）
明治 30 年 (1897)	・公園平坦地、芳山に楓、桜、柳、松、百日紅、杉などを植樹
明治 33 年 (1900)	・奈良県、公園大改良計画を樹立。財源に春日山・芳山・花山の樹木伐採許可を内務省に上申 ・春日山周遊道路の開通（12 月 7 日）
明治 35 年 (1902)	・奈良県物産陳列所が開館（9 月 1 日）
明治 36 年 (1903)	・奈良県公会堂（1 号館）が完成（6 月 6 日）
明治 41 年 (1908)	・奈良公園蓬莱池（鷺池）が完成（3 月 31 日）
明治 43 年 (1910)	・春日野運動場が完成（5 月 30 日）
大正 11 年 (1922)	・奈良公園が名勝に指定（3 月 8 日）
大正 12 年 (1923)	・春日大社ナギ樹林、知足院ナラヤエザクラが天然記念物に指定（3 月 7 日）
大正 13 年 (1924)	・奈良県、奈良公園林経営について施策計画案を添え内務大臣に認可を申請 ・勸学院、上性院跡地を公園地及び名勝指定地から解除し正倉院敷地とする（11 月 26 日） ・春日山原始林が天然記念物に指定（12 月 9 日、昭和 31.2.15 特別天然記念物に指定）
昭和 02 年 (1927)	・名勝指定地の追加及び解除（御料地整理および名勝地に隣接する民有地）（5 月 14 日）
昭和 03 年 (1928)	・春日山周遊道路自動車道が開通（10 月 20 日）
昭和 07 年 (1932)	・ルーミスジミ棲息地が天然記念物に指定（3 月 25 日） ・東大寺旧境内が史跡に指定（7 月 23 日）
昭和 12 年 (1937)	・奈良公園を含む箇所を風致地区に指定
昭和 14 年 (1939)	・若草山麓車道が開通（4 月 1 日）
昭和 15 年 (1940)	・東大寺および興福寺境内地を奈良公園区域から除外（3 月 23 日）
昭和 16 年 (1941)	・興福寺薪御能が 50 年ぶりに復興
昭和 22 年 (1947)	・奈良公園区域から東大寺・興福寺・手向山八幡宮等の境内地を除籍（5 月 1 日）
昭和 29 年 (1954)	・「奈良県立公園条例」「奈良県立公園条例施行規則」を公布（4 月 1 日）
昭和 32 年 (1957)	・「奈良のシカ」が天然記念物に指定（9 月 18 日）
昭和 35 年 (1960)	・都市公園法に基づく都市公園として公園の名称、位置及び区域が定められる（4 月 1 日）
昭和 38 年 (1963)	・奈良公園整備対策委員会「奈良公園整備計画案」を作成（11 月 26 日）
昭和 40 年 (1965)	・奈良公園一帯を含む奈良市歴史的風土保存区域春日山地区を指定
昭和 42 年 (1967)	・春日大社、東大寺、興福寺、奈良公園一帯を含む春日山歴史的風土特別保存地区を指定 ・興福寺旧境内が史跡に指定（5 月 10 日）
昭和 54 年 (1979)	・奈良公園整備研究委員会による提言集を発行
昭和 55 年 (1980)	・奈良公園開設百周年記念展を県文化会館で開催
昭和 62 年 (1987)	・奈良県新公会堂が竣工（9 月）
昭和 63 年 (1988)	・奈良公園一帯と平城宮跡を会場として、なら・シルクロード博が開催
平成 10 年 (1998)	・世界文化遺産「古都奈良の文化財（Historic Monuments of Ancient Nara）」の一部として奈良公園一帯（東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林）が登録

出典：名勝奈良公園保存管理・活用計画

②観光拠点としての展開と周辺施設

奈良公園の区域は、古くから社寺や史跡・名所への探訪の中心地であったが、近代以降、公園としての整備が進められるなかで、観光拠点としての役割をさらに強めていった。その動きと軌を一にして、園内や周辺において、奈良ホテルや江戸三、菊水楼などの宿泊施設や料亭、さらに奈良県物産陳列所、帝国奈良博物館（現奈良国立博物館）などの諸施設が整備されていった。

奈良ホテルは、興福寺大乘院苑池を見下ろす丘陵上に位置し、明治 42 年（1909）10 月に開業した。妻木頼黄が設計を指導したと伝える木造 2 階建、瓦葺の近代的な情緒溢れる宿泊施設である。細部に柱

型や舟肘木を用い、切妻入りの車寄、中央ロビー上の入母屋屋根、大棟には鴟尾をのせるなど、賑やかな外観となっている。室内もロビー階段やギャラリーに高欄手摺をつけ、内部衣装を書院造風に整え、格天井を張り、マントルピースやシャンデリアにも日本風装飾を多用している。

江戸三は、明治 40 年（1907）に営業を始めた料理旅館である。近代の文壇や画壇の交流の場のひとつとして、志賀直哉や小林秀雄などの多くの文化人が訪れた。当時の様子を伝える文学・芸術作品も多い。客室は数寄屋風の離れ 10 棟が奈良公園内に点在しており、豊かな自然と文化を感じられる独特の料理旅館として知られる。

菊水楼は、春日大社一の鳥居前の興福寺興善院跡に建つ料理旅館である。明治 24 年（1891）7 月に創業し、「菊水ホテル」と名乗っていた時期もある。明治 24 年建築の旧本館は、入母屋造、棧瓦葺の純和風木造 2 階建てで、多くの賓客を迎えてきた格式ある料理旅館の佇まいを今に伝えている。明治 34 年（1901）に新設された本館は、入母屋造、棧瓦葺の純和風木造三階建てで、正面に突出する玄関の天井に菊水の彫刻、1 階壁面に菊花を象った丸窓があしらわれている。旧本館、本館の他、表門と庭門（江戸期築、明治期円成寺塔頭より移築）も登録有形文化財である。三条通からの眺望は、一の鳥居前の景観に欠くことの出来ない存在となっている。

奈良県物産陳列所は、明治 35 年（1902）に関野貞の設計によって奈良県下の物産展示即売場として建てられた。構造は洋風であるが、外観は平等院鳳凰堂になぞらい、細部には日本建築の各時代の様式を駆使するとともに、一部にイスラム風の意匠も取り入れている。奈良公園の景観との調和を図って和風を基調とした建物の一つであり、東西の古建築様式を取り入れた点にも時代の風潮がうかがえる重要な遺構として重要文化財に指定されている。豊かな自然のなかに佇む美しい姿に足を止める観光客も多い。現在は奈良国立博物館仏教美術資料研究センターとして利用されている。毎週水曜日と金曜日には公開され、仏教美術に関する資料の閲覧に訪れる人もみられる。



旧奈良県物産陳列所

奈良国立博物館は、東京・京都両博物館とともに、明治 22 年（1889）に設立が定められた。重要文化財に指定されている旧本館（現なら仏像館）は片山東熊の設計で、明治 27 年（1894）の竣工である。煉瓦造石貼り一階建てで、小屋組は木造である。外観はネオバロック風の様式で、西側玄関回りは、左右に双柱を立て、軒上に大きな楕形のペディメントをおき、その間に大きなアーチ形の入り口を設け、左右にアーチ形ニッチをつけるなど装飾的である。開館当初から多くの人々が訪れており、中には和辻哲郎や安藤更生、アルベルト・アインシュタインなど、国内外の文化人や著名人もみられる。毎年秋に催される正倉院展は、平成 26 年（2014）で 66 回を数える。現在は東西新館で開催されているが、約 2 週間で 20 万人を超える人々が訪れ、賑わう風景は、奈良の秋の風物詩になっている。

このように、近代、奈良公園の観光拠点としてのより一層の発展を促した旅館や料亭、博物館などの諸施設は、現在も往時の佇まいを残し、奈良公園の魅力を高め、多くの観光客で賑わう風景をつくりだしている。

③奈良公園の特質

奈良公園は東を若草山や春日山から連なる大和青垣の山地、西側を中世以降に発達した奈良町の市街地に接する、いわば人々の生活と豊かな自然環境との境界領域に形成されてきた公園である。そのため、若草山や特別天然記念物「春日山原始林」をはじめとする芝地や樹林地、森林、水辺を擁し、天然記念物「奈良のシカ」や野鳥など多くの生物の生息環境を有するという「自然的特質」と、平城遷都以降の

長い時間の蓄積を感じさせる東大寺および興福寺等の社寺境内地を中心に有形文化財（建造物）や史跡等の指定文化財が集積し、若草山焼きや東大寺二月堂修二会等の様々な伝統的な行催事を継承する場を擁するという「歴史的・文化的特質」を併せ持っている。また、猿沢池や春日野や浮雲などの園地と、大木に育った松、桜などの植栽樹木とが相まってつくりだす美しい風致景観を観光客を含めた多くの人々が享受できる公園として、一方では民家や土産屋、飲食店などの建物が建つなど、奈良町における人々の生活の延長線上にある公園として、国内有数の類まれな「公園的特質」をつくりだしている。

こうした自然的特質と歴史的・文化的特質、公園的特質が融合して、若草山、春日山、御蓋山などの山並みを背景に、樹林や芝地、猿沢池や鏡池の水面、吉城川の流れ、興福寺五重塔や東大寺大仏殿等の風趣に富んだ歴史的・文化的建築物や工作物、公園内を鹿が逍遙するさま、群れるさまや趣のある町並みなどで形成される独特の風致景観が、他に類を見ない「景観的特質」をつくりだしている。

○自然的特質

地域の豊かな自然環境の核として、都市域にありながら豊かな自然環境を享受できる、我が国でも有数の都市と自然の共生的関係が構築されている。

- ・春日山原始林は、「暖帯南部の植物に、温帯固有の植物が混生していることは、植物分布上、興味深く学術上重要」な森林であり、このような原始林が都市の近くに残されていることが評価されている。
- ・奈良公園内および周辺地域には、「奈良のシカ」をはじめとする国指定天然記念物が5件指定されている。
- ・奈良公園で確認される野鳥の多くが春日山原始林を生息地とするなど、豊かな森林に数多くの野鳥、爬虫類、両生類、昆虫類等、多様な野生生物の生息が報告されている。

○歴史的・文化的特質

8世紀初頭から連綿と続く歴史を有する神社仏閣等の文化財が高密度に集積し、また伝統的な行催事のあるなど、平城京遷都以来の古都の歴史・文化を今に伝える重要な役割を果たしている。

- ・奈良公園内および周辺地域は、有形文化財（建造物）は国指定37件（うち国宝14件）、国指定史跡は7件など数多くの歴史的・文化的要素が集積している。
- ・若草山焼き（若草山）および東大寺二月堂修二会（東大寺二月堂）、薪御能（興福寺）、采女祭（猿沢池）、春日若宮おん祭（御旅所ほか）等の様々な伝統的な行催事が継承されている。

○公園的特質

公園が開設された明治以来、現在に至るまで施設の充実、改良等が図られることで、各所で公園的な特質が形成されている。

- ・東大寺、興福寺周辺の園地は、境内地と一体となり、神社仏閣等の歴史的・文化的建築物・工作物を観賞する場となっている。
- ・伝統的な行催事（「采女祭」）の場でもある猿沢池をはじめ、鷺池、荒池等の池は、周辺の境内地や園地、樹林と一体となる美しい水辺景観を享受できる場となっている。
- ・春日野園地・浮雲園地周辺は、若草山をはじめとした奈良公園の山々を観賞できる奈良公園を代表する園地として、新しい行催事である「なら燈花会」が開催されるなど名勝奈良公園を現代的に活用する場となっている。
- ・平坦部は、松、桜、楓、杉などの大木が公園の風致景観を特徴づけている。

○景観的特質

自然的特質、歴史的・文化的特質、公園的特質が融合することで、独特の景観が形成されている。

- ・奈良公園の風致景観は、万葉集に詠われ、近世の名所案内記の題材として、また近代の文人達の著述の対象として、様々な時代・人々において、その記録・表現対象として捉えられてきた。
- ・「南都八景」に挙げられる風景のうち、七景（春日野の鹿、三笠山の雪、猿沢池の月、轟橋行人、雲井阪の雨、東大寺の鐘、南円堂の藤）が位置する。
- ・奈良公園内外には、猿沢池や春日野などを視点場とする眺望をはじめ、名所案内記や絵葉書の題材とされてきた眺望、県民に親しまれる眺望スポットなど、風趣に富んだ眺望景観が観賞できる場が数多く形成されている。
- ・奈良公園に近接する周辺地域には、近代以降、子院跡や禰宜屋敷跡などの広い敷地に多くの邸宅が建てられた。周囲を土堀等で囲み、正面に表門を構え、屋敷内に庭園や茶室を設けた近代の邸宅群が、奈良公園の風致景観と調和した趣ある町並みを形成している。奈良公園の雄大な景観を借景とする邸宅もあり、奈良公園の特質を享受する文化的な暮らしが営まれてきた。



④若草山の山焼き

若草山山焼き行事の起源には諸説ある。春日大社・興福寺と東大寺の領地争いがもとであるとする説、春の芽生えを良くするための農家に伝わる野焼きの遺風を伝えたものであるという説などのほか、村井古道は「南都年中行事」（元文 5 年（1740））に「牛鬼」という妖怪の出現を恐れて行ったという話を載せている（江戸時代、若草山山頂にある鶯塚古墳が「牛墓」と呼ばれていたことに関係するとも言われる）。この「南都年中行事」によると正月丑の日に行っていたものが、近年では元日より三日までに焼いたとあり、この頃から東大寺の役僧が出て、樹木に延焼することを防ぐ役を担ったようである。また、元来昼間に行なわれていたものが、明治 33 年（1900）2 月 17 日から夜間行事となり、2 月 11 日（紀元節）に举行されるようになった。しかし戦争の激化に伴い、終戦までは防空のために昼間（午後）に行なわれ、昭和 20 年（1945）は午前 9 時半に点火されている。終戦後は再び夜間行事となり、昭和 25 年（1950）からは 1 月 15 日「成人の日」に行わ



若草山山焼き

れるようになった。かつて、家で注連縄を焼けない家は、山焼きの時に一緒に焼いてもらうよう持って行っており、奈良町の人々の生活とも関わりの深い行事であった。祝日法の改正もあり、平成 21 年(2009)からは 1 月第 4 土曜日に行われている。

現在は、若草山焼きとともに、若草山麓の特設舞台においてその他イベントも同時に開催されている。若草山焼き行事としては、まず、16 時 50 分にシルクロード交流館を雅楽道楽、僧兵、奈良奉行所役人、東大寺、興福寺、春日大社の順で聖火行列（総勢約 30 名）が出発し、17 時 05 分頃に水谷橋付近に到着する。水谷橋付近の吉城川の河畔には、井形に組んだ木枠が用意されており、春日大社の神官が春日大社の聖火を井形に移し、10 名の奈良法師が聖火をかがり火に点火する。点火されたかがり火を掲げて、聖火行列は若草山に向い、17 時 30 分には若草山麓の野上神社に到着において、若草山焼きの無事を祈願する祭典が催される。その後、奈良法師たちは若草山山麓中央に設けられた大かがり火に点火する。その後、18 時から打ち上げ花火が行なわれ、同 15 分には若草山各所で一斉に山焼き点火が行なわれる。

若草山焼きは、観光行事としてだけでなく、火災予防の役割も果たしている。広大な山が火をまとい、冬の夜空に浮かびあがる風景は、訪れる多くの人々を魅了するものとなっている。

若草山焼きの日程（平成 26 年）	
日程	内容
1 月 25 日	
16：50～	聖火行列 シルクロード交流館を出発
17：05～	聖火行列 水谷橋付近にて松明点火
17：30～	聖火行列 若草山麓の野上神社にて祭典
18：00～	聖火行列 山麓中央の大かがり火に点火 花火打ち上げ
18：15～	若草山各所で一斉に山焼き点火

若草山麓特設舞台にてその他イベントも開催している。

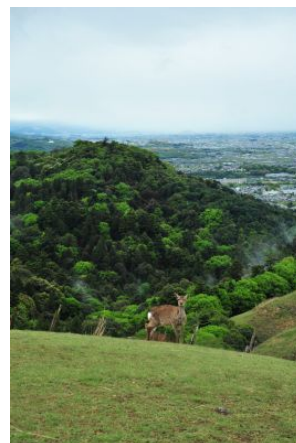
⑤鹿との共生（^{しんろく}神鹿信仰、鹿に係る行事、鹿せんべい）

奈良公園に生息する鹿は、古都奈良のシンボルとなっている。鹿との共生は、古くからの保護施策のもとに受け継がれ、「鹿の角伐り」や「鹿寄せ」などの行事を生み、鹿せんべいの製造・販売という奈良独特の業種を成立させており、多くの人々を奈良の地に引き寄せる魅力となっている。

【 神鹿信仰と鹿の保護 】

奈良時代には春日野に野生の鹿が棲息していたことが『万葉集』などからうかがえる。平安時代には既に鹿が神聖視されていたらしく、藤原行成の『権記』に、春日社参詣の折に鹿に逢い「吉祥也」という記述が見られる。保安 4 年（1123）に興福寺と延暦寺の僧兵が京都で争った時、防備にあたっていた平氏の侍が鹿を射殺したため、僧兵たちは神威を恐れて逃げ散ったといわれる。「神鹿」の文字は 13 世紀になって見られるようになり、中世以降、鹿は神鹿として保護を受けるようになる。神鹿を殺すことは、僧や子どもを殺すこととともに、三ヵ大犯の一つとされていた。このことは、戦国時代末期の宣教師ルイス・フロイスが著した「日本史」にも記されており、三作石子詰の伝説もよく知られている。井原西鶴の「好色一代男」（天和 2 年（1682））には、「十三鐘のむかしをきくに、哀れ今も鹿ころせし人は其科を赦さず、大がきをまわすとかや」と記す。「奈良の早起き」の言い伝えがあるが、もし家の前に死鹿・病鹿が倒れていては大変な疑いをかけられるから、朝早く起きて見回ったからといわれる。江戸時代には鹿の保護のために野犬狩りも行われた。

このように、古来春日大社の神鹿として特別に保護されてきたが、頭数の増加に伴う鹿害に対応するため、近世には奈良町の周囲に鹿垣がつくられていた。明治はじめ、四条隆平県令は、鹿害を防ぐため、春日野の一角を柵で囲った鹿園に鹿を収容した。この鹿園には鹿を保護する意図はなく、狭い環境のせいか鹿は相次いで病に倒れて激減したという。間もなく再び鹿の保護に目が向けられるようになり、明治 8 年（1875）春日大社に神鹿保護団体と



若草山と神鹿

して白鹿社が結成された。明治9年（1876）に鹿園から鹿が解放されることとなり、明治11年（1878）には鹿の殺傷禁止区域が定められ、鹿は増えていった。明治23年（1890）、鹿害を訴える農民からの要望で、殺傷禁止区域を春日大社境内と奈良公園（春日奥山を含む）に限り、区域内の鹿を保護することにした。明治24年（1891）には町長橋井善二郎ら有志28人によって春日神鹿保存会が結成された。その翌年春日参道の北側に木柵の鹿園ができ、夜間のみ鹿を収容した。鹿園は明治36年にやや東方（現万葉植物園）に移り、柵は石柵になった。昭和4年（1929）には、飛火野に現在のコンクリート柵の「鹿苑」が建設され、角伐り場が付設された。

神鹿保存会は、明治45年（1912）に県および市の参加の下、神鹿保護会として改組され、昭和9年（1934）には財団法人として認可を受けた。昭和22年（1947）には、神鹿保護会を母体に財団法人（現在一般財団法人）奈良の鹿愛護会が設立され、現在に至っている。愛護会では賛助会員を募るなどして活動している。

奈良公園の鹿の個体数は、昭和初期には700～800頭程度であったと考えられるが、戦時下の餌不足等の影響により、終戦直後には80頭未満にまで減少したという。戦後、県、市、春日大社の援助のもと愛護会による保護育成が図られ、現在はほぼ1,000頭で安定している。⁴

昭和32年（1957）9月18日、「奈良市一円」を指定区域とした「奈良のシカ」が国の天然記念物に指定された。指定に際して以下の説明がなされている。

古来、神鹿として愛護されて来たものであって、春日大社境内・奈良公園およびその周辺に群棲する。苑地に群れ遊んで人の与える餌を求める様は、奈良の風景のなごやかな点景をなしている。よく馴致され、都市の近くでもその生態を観察することができる野生生物の群落として類の少ないものである。

奈良のシカの保護・管理の主な経緯（明治以降）

年次		出来事
明治6年（1873）	4月	・当時の四条奈良県知事により、雪消の沢他に鹿園柵を設け七百数十頭の鹿を追い込んだ。
	11月	・藤井千尋知事は38頭に激減した春日神鹿の保護策をたてた。
明治7年（1874）		・鹿園が春日神社に引き渡された。
明治8年（1875）		・春日神社で、神鹿保護団体として白鹿社が組織された。
明治24年（1891）	11月	・奈良遊覧客誘致のためと神鹿保護のため、県と町との保護の下に神鹿保存会が設けられた。
明治25年（1892）		・春日参道の北側、通称「北山」に木柵を作って鹿園（周囲432m、面積11,880㎡）を建設。
明治36年（1903）		・東西117m、南北54mの石柵による鹿園（現在の万葉植物園）に移転。
明治45年（1912）		・神鹿保存会を改組、神鹿保護会として県及び市の直接参加となる。
大正2年（1913）	7月	・鹿センベイの販売を統制し、神鹿保護会の収入を計るため証紙を発行、同時に県令をもって飼料取締令を発布。
大正7年（1918）	7月	・春日神鹿が飼料不足のため農作物を荒らして捕まえられているため、市内の有志は神鹿愛護後援会を組織して野菜を購入し各収容所に配布した。
昭和4年（1929）	6月	・神鹿保護会が御大典記念事業としてコンクリート柵延長298mと鹿角伐り場延長192mの収容所を建設、名称を鹿苑とした。
昭和9年（1934）	3月	・神鹿保護会は財団法人の許可をうけた。
昭和22年（1947）	4月	・神鹿保護会は発展解消し、奈良の鹿愛護会が誕生した。
昭和28年（1953）	10月	・昭和12年以来一時中止していた鹿の角伐り行事が復活された。
昭和32年（1957）		・「奈良のシカ」が天然記念物に指定。
昭和39年（1964）	4月	・奈良の鹿害補償を要求する市東部の農家代表者が鹿害阻止農家組合を結成。
昭和45年（1970）	9月	・奈良の鹿愛護会は鹿害補償の対策として民間からの基金協力を募る。
昭和58年（1983）	3月	・鹿害問題に対し奈良地裁は原告（奈良公園近傍住民）の訴えを認め、春日大社・奈良の鹿愛護会に対し鹿害補償に対する補償の支払を命じた。

⁴ 『奈良公園史』〈自然編〉50頁および財団法人奈良の鹿愛護会資料

【 鹿の角伐り 】

神の使いとして保護されてきた奈良の鹿は、江戸時代には町なかを歩き回り、角に突かれて怪我をする人も出ていたことが、奈良奉行所与力橋本家文書に記されている。寛文 11 年(1671)、幕府は奈良奉行所に鹿の角を切るよう命じたが、鹿を「神鹿」として管理してきた興福寺には受け入れ難く、妥協策として角が落ちる春頃まで竹垣の中に角鹿を入れておくことにした。25 頭が垣に入れられたが、角で突き合って怪我をしたり死んだりしたため、興福寺もやむを得ず角伐りに同意し、翌年 8 月、奉行所によってはじめて角伐りが実行された。

角伐りは、奈良町の各町内で行われた。奉行所から惣年寄、町代を通じて各町に知らされると、各町では角鹿を町の空地等に閉じ込め、与力・同心・町代や人足らが現地に出向いて角を切った。1 日で数か所を回っていたようである。諸費用は各町へ割り当てられたようであるが、伐り取った角は手伝いに出た町の人に与えられた。「庁中漫録」によると右表のとおり毎年 100～200 頭の角を伐っている。

維新後途絶えていたが、明治 29 年(1896)に有志によって、春日大社境内に竹矢来や棧敷を設け、現在のように観覧に供する形で復興された。大正 14 年(1925)に残酷だという理由で中断されたが、昭和 3 年(1928)に復活、10 月 14・15 両日、現在の鹿苑の地に 300 人収容の観覧席を仮設して行なわれた。昭和 4 年(1929)には鹿園の移設と併せて現在の角伐り場が設けられた。戦時中昭和 16 年(1941)から中止されたが、角の伐り落としは境内域で行われていたようである。

戦後、奈良の鹿愛護会による保護が行われ、頭数も増えたことから、昭和 28 年(1953)角伐りが復活し、10 月 17・18 両日、鹿苑の周囲に 2,000 人収容の観覧席を組立て、70 頭余の角伐りを行った。なお、昭和 41 年(1966)11 月には、鹿苑東側に現在の角伐り場が完成した。

現在、鹿の角伐りは毎年 10 月 2 週目の土・日・祝の 3 日間、

角伐り頭数(「庁中漫録」)

年	頭数	年	頭数
寛文 12 年(1672)	145	元禄 8 年(1695)	180
寛文 13 年(1673)	109	元禄 9 年(1696)	156
延宝 2 年(1674)	158	元禄 10 年(1697)	161
延宝 3 年(1675)	120	元禄 11 年(1698)	161
延宝 4 年(1676)	141	元禄 12 年(1699)	155
延宝 5 年(1677)	149	元禄 13 年(1700)	147
延宝 6 年(1678)	141	元禄 14 年(1701)	138
延宝 7 年(1679)	143	元禄 15 年(1702)	130
延宝 8 年(1680)	151	元禄 16 年(1703)	120
延宝 9 年(1681)	150	宝永 元年(1704)	135
天和 2 年(1682)	154	宝永 2 年(1705)	143
天和 3 年(1683)	166	宝永 3 年(1706)	160
貞享 元年(1684)	160	宝永 4 年(1707)	160
貞享 2 年(1685)	166	宝永 5 年(1708)	170
貞享 3 年(1686)	173	宝永 6 年(1709)	153
貞享 4 年(1687)	180	宝永 7 年(1710)	161
貞享 5 年(1688)	199	正徳 元年(1711)	146
元禄 2 年(1689)	191	正徳 2 年(1712)	151
元禄 3 年(1690)	200	正徳 3 年(1713)	157
元禄 4 年(1691)	178	正徳 4 年(1714)	160
元禄 5 年(1692)	174	正徳 5 年(1715)	166
元禄 6 年(1693)	179	享保 元年(1716)	134
元禄 7 年(1694)	180	享保 2 年(1717)	157

鹿の角きり行事の開催時間(平成 21 年)

時間	内容
11:30	開場(入場券販売開始)
12:00～	安全祈願祭
12:20～	第 1 回角きり行事
12:30～	雄鹿を角きり場に追い込み
13:00頃	角きり行事開始
	終了
以降 30 分間隔で行事進行	
15:00 頃に終了する	



鹿の角伐りの風景



鹿の角伐りの風景



鹿の角伐りの風景

角伐り場において開催される。

春日大社の宮司及び角伐りを行う 25 人程の「^{せこ}勢子」による安全祈願祭が行われた後、鹿苑に角鹿 3 頭が入れられて角伐りが始まる。豆絞りの鉢巻と藤の紋の入った法被を身にまとった勢子が一列に並び、赤い旗のついた竹の棒で鹿の進路を誘導していく。その先には、割竹を十字に組んで縄を巻きつけた「十字」と竹を輪に組んで縄を編んだ「だんぴ」を持った勢子が待ち構え、走りまわる鹿の角に縄をかける。鹿と勢子たちとのかけひきが続いた後、鹿が動けなくなってくると苑内に設置された柱にたぐりよせられて動きが封じられる。その後、数人の勢子たちによって鹿が^{ひたたれ}ござの上に運ばれ、烏帽子、直垂姿の神官が鹿に水を飲ませて気を静めた後、のこぎりで角が伐られる。角伐りは 1 日約 15 頭～20 頭、3 日間で約 50 頭の角が切られる。なお、切り取った角は神前に供えられる。

【 鹿寄せ 】

県による鹿の殺傷禁止区域縮小に伴い、明治 25 年（1892）、春日神鹿保存会は春日参道の北側、通称「北山」の地に木柵をつくって鹿園（周囲 240 間、面積 3,600 坪）を建設し、夜間のみ神鹿を収容することとした。同年 9 月の鹿園竣工奉告祭にあたって、遊歩中の鹿をラッパで呼集した。これが鹿寄せの始まりである。

大正 8 年（1919）3 月 24 日の「奈良新聞」（奈良新聞社）には、次のような記事がみられる。



鹿寄せ

＜「楽天的な鹿の園遊会」 牡鹿、牝鹿の大寄せラッパの声で鹿の行列＞

鹿奇人の尊称ある市内井上町丸尾万治郎翁七十才の賀寿に換ふる大鹿寄せは既記の如く昨日午前九時より開始されたり、之より先施主丸尾万治朗初め賛成者なる市会議員俵畑嘉平、息平治郎、上林安二郎その他人足鹿守等数名は三台の荷車に山と積み込まれた水菜二百貫、芋一百貫、餅、煎餅等を小さき籠を分配し奈良公園猿澤池を起点としラッパを合図に数十頭の牡鹿、牝鹿を集め之を餌にて順次滑り坂を東に十三鐘前を東に大鳥居に入るや浅茅ヶ原に遊び戯れる大小百数十頭の鹿はラッパの音を聞き付け馳せ参じ近來口にせざる餅、水菜等に舌鼓を鳴らし周囲を取り巻く群衆は興味を以て見物せりそれより二百頭余の大小神鹿は丸尾翁の後に続いて列をなし春日運動場にいたり倶楽部前を春日参詣道に出て二の鳥居より春日神社本社へ参拝し暫時休憩後三笠山麓に路を執り三笠山へ引き寄せ大施与をして午後四時過ぎ終了したるが餌に飢へたる神鹿俄かに腹をふくらして満足の態に見受けられ鹿の園遊会の如き感ありき。

戦時中は一時中断したが、昭和 24 年に復活した。その際、鹿寄せに使用する楽器が、ラッパからナチュラルホルンに変えられた。

現在、定期的に行われる鹿寄せは、12 月初旬から中旬の朝 9 時半からと、2 月初旬から 3 月中旬の朝 10 時からである。これらの期間は無料で公開されているが、そのほかの期間においても、観光客のために予約制により 1 回 2 万円で実施されており、その収益は「奈良の鹿愛護会」の活動資金にあてられている。ベートーベンの交響曲第 6 番「田園」のワンフレーズが奏でられると、その音色に誘われて鹿の群れが走り寄ってくる。集まってきた鹿には、10kg ほどのどんぐりがご褒美として与えられる。

【 鹿せんべい 】

鹿は春日大社の神鹿として、奈良にとって貴重な存在であるとともに、近世・近代以降は観光資源としても重要な役割を担ってきた。

寛政3年（1791）の「大和名所図会」には、茶屋の客が鹿に円形の餌を与えている様子が描かれている。これが鹿せんべいか火打焼かは不明であるが、古くから茶屋の客と鹿とが交流し、餌付けがされていたことが伺える。鹿せんべいは、観光客が奈良公園周辺に生息している野生の鹿に与える餌である。鹿せんべいは一般財団法人奈良の鹿愛護会の登録商標となっており、同会では、鹿せんべいを束ねる証紙を販売し、その収益を鹿の保護活動にあてている。



鹿せんべい



春日の茶屋（大和名所図会）

現在、鹿せんべい組合に加盟する鹿せんべいの製造業者は、奈良市の5軒だけである。そのうちの1軒である武田敏男商店（奈良阪町）には、大正6年（1917）12月25日付で春日大社から正式に鹿せんべいの製造を認可された許可書「神鹿飼料品製造願之件承認ス」が残っており、大正年間には鹿せんべいが製造されていたことが分かるが、それ以前については不明である。

原材料は小麦粉と米糠を一定の割合で水に溶いたものである。天候や季節によって水の加減が微妙に変わるため、長年の勘がものをいう作業である。かつてはすべて手焼きであり、薪や重油を燃料にして熱した上下の鉄板を手動で挟み込むように焼いていた。武田敏男商店では、多い時には手焼きの器機が7台並んでおり、現在も電熱器を利用した1台が残っている。現在は、食用のせんべい焼き機を使用しており、型に原料を流し込み、別の鉄板で押さえて平たく伸ばして焼かれる。鹿せんべいは直径8～9 cm程度、厚さ2.4～2.6 mm程度であり、鹿が食べても害のないようパルプと大豆インクでつくられた証紙によって10枚を一括りに束ねられ、1束200円で販売されている。



鹿せんべいを食べる鹿



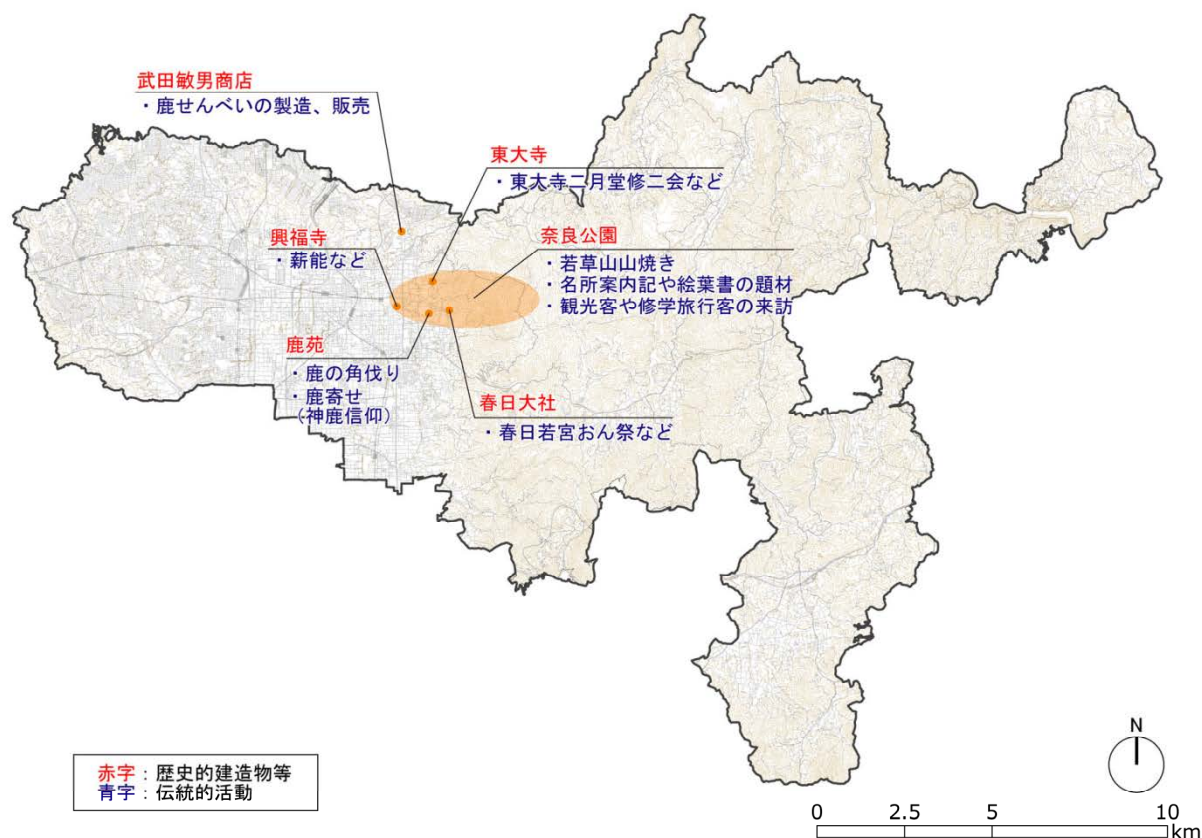
鹿せんべいの製造業者
（武田敏男商店）

⑥まとめ

奈良公園は、平安時代以降の社寺の町としての奈良を支え続け、大和の政治・経済・文化の中心であり続けた東大寺・興福寺・春日大社、芝の広がる若草山や、原始林の広がる春日山、さらには天然記念物である奈良のシカといった、古都奈良を象徴する歴史・文化・自然資源を包含する公園である。明治期における公園の成立以降、多くの人々を魅了し、国内外から多くの観光客が訪れる場所となっている。

「鹿の角伐り」や「鹿寄せ」は、古くから神鹿として保護し共生してきた歴史を感じさせる。若草山の山焼き、社寺において行われる祭礼や行事、正倉院展など、四季折々の年中行事に多くの観光客が訪れる風景は、奈良の四季を彩る風物詩となっている。祭りや行事が作り出す風景のみならず、日常においても、観光客が鹿せんべいを片手に鹿とたわむれる風景や、都市近郊の市民・県民の憩いの場として、広大な園地を散歩したりくつろいだりする人々の姿もみられる。

このように、奈良公園は、多くの人々に愛でられる歴史・文化・自然の融合した古都奈良を代表する歴史的風土のもとに、信仰や観光、風物詩となる祭りや行事、鹿との共生、さらには地域の人々の日常生活といった、園内の各要素がもつ古くからの歴史を反映した重層的な活動が繰り広げられ、古都奈良を代表する歴史的風致を感じられる空間となっている。



奈良公園にみる歴史的風致の分布

2-3. 豊かな暮らしを支える

(1) 奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致

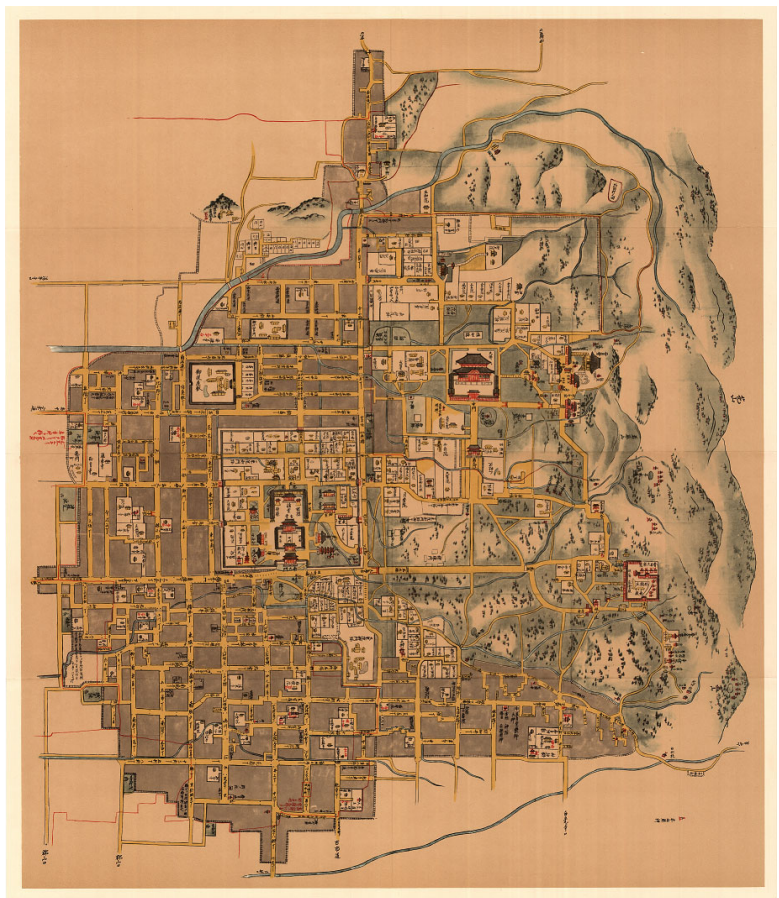
奈良町には数多くの町家が残し、伝統的な町並みを現在に伝えている。商工業のまち、観光のまちとしての展開の過程にみられるように、奈良町の町家は住まいの場であるだけでなく、生産や商いの場としての役割を果たしており、さらに、各家に吊るされた「身代わり申」や、奈良町の各所にみられる堂や祠、地藏盆の行燈などは、人々の神仏に対する信仰とともに、各町の人々のつながりの強さを感じとることができ、奈良町の伝統的な町並みをより一層魅力的なものとしている。

ここでは、奈良町における地域コミュニティの歴史と現状、さらに町並みをつくりだす町家における人々の暮らしをもとに、「奈良町のコミュニティと町家の暮らし」がつくりだす歴史的風致を示す。

①奈良町のコミュニティ

【奈良町の形成過程と町割】

奈良町の区域は平城京の外京に位置し、碁盤目状に区切られた街区が条坊制の名残をとどめる。都が京都に移ると、興福寺や東大寺などの社寺を中心に人家が増え、11～12世紀頃には門前郷が形成され、現在の奈良町原形がつけられた。中世には南都七郷や東大寺七郷が形成され、商工業が発達し、多くの座が組織された。室町時代後期には郷の住人たちは自治の意識を高め、社寺の支配を離れて町民として自立し、自治組織である惣町を形成した。近世初期の慶長9年(1604)に徳川幕府の下で町域の画定が行われ、寛永11年(1634)には地子(土地への課税)が免除されたことで、奈良は近世都市として展開していくこととなり、門



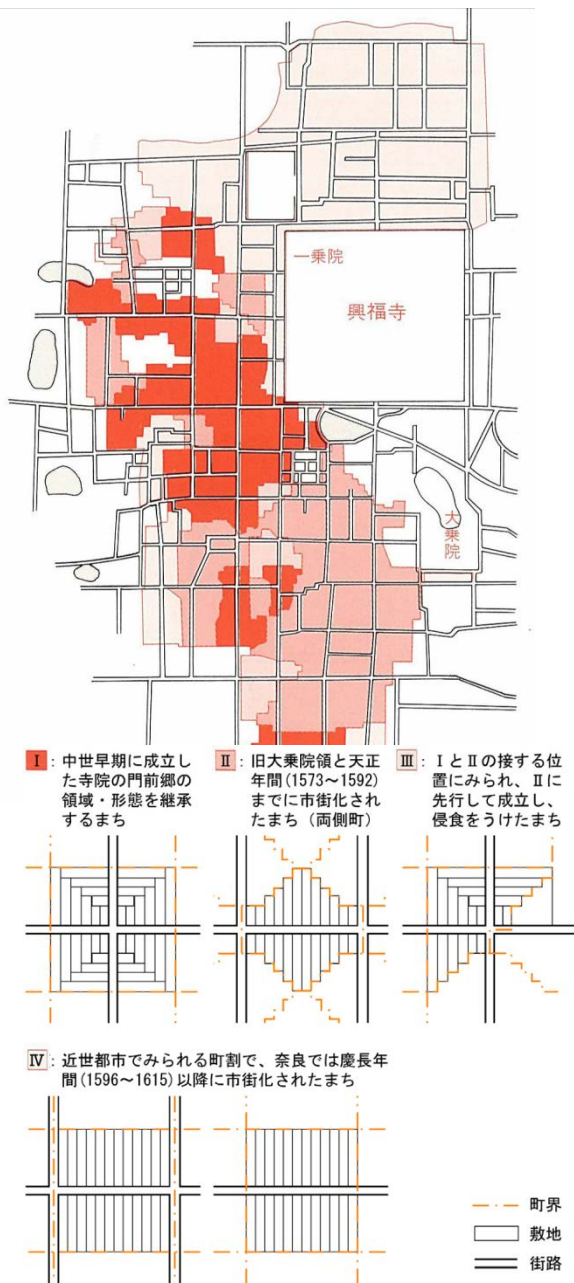
奈良町絵図(天理大学附属天理図書館蔵)

前郷から近世都市へと転換を遂げた。幕府の宗教政策の下、多くの檀那寺も整備され、町家が建ち並ぶ中に町民が寄り集う社寺が点在する町並みが形成された。

奈良町は約200町からなり、各町の境には木戸が設けられていた。各町に会所があり、そこでの寄合により町掟が定められていた。このことで、町のまとまりが形成されるとともに、統一感のある町家の連なる町並みの形成が促されてきた。近世の絵図によると、奈良町は北、西、南の三方が柵で囲われ、入口となる11か所に定杭が設けられていた。木戸の位置も判明する。

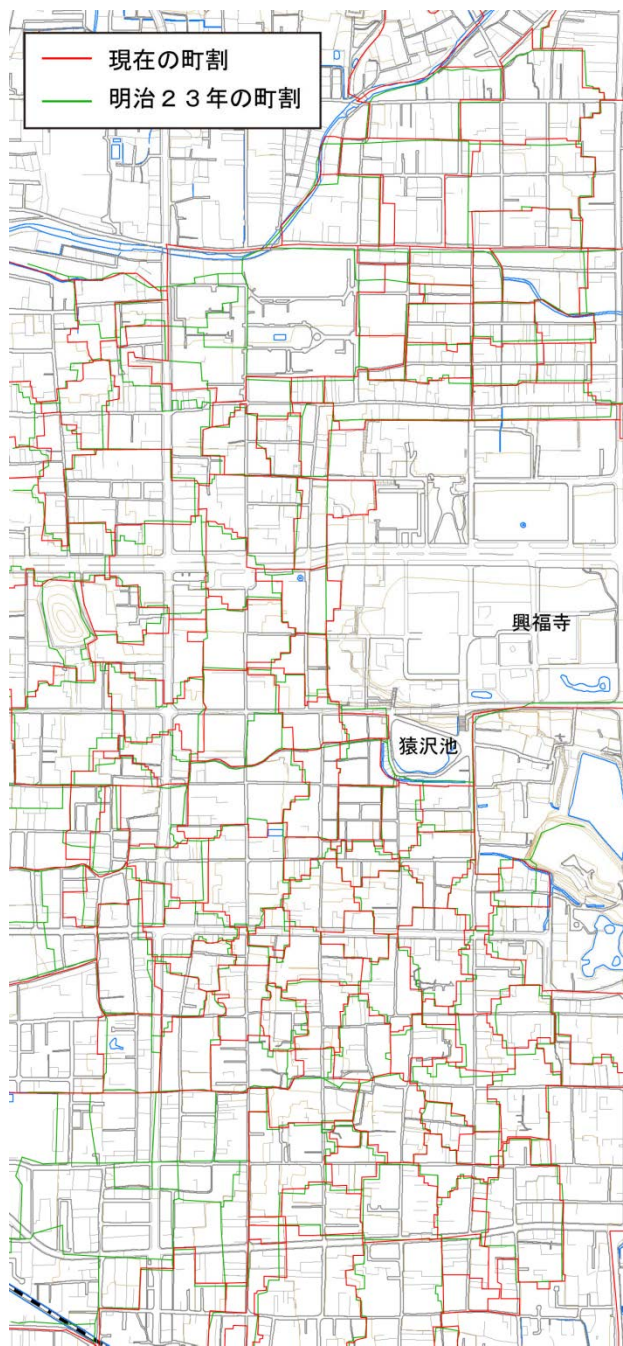
近世、奈良町は、城下町建設等の大規模な都市改造を受けなかった。その結果、中世後期の都市形態の要素を数多く受け継いできた。近代以降も、市街地の変化は緩やかで、高度経済成長期を迎えるまで大きな都市開発のないまま存続してきた。現在も近世以来の町割が継承され、社寺や会所における神仏への信仰が人々の暮らしの中に根付き、信仰により結びつきを強めた町ごとの自治の仕組みが受け継が

れている。



奈良町（興福寺周辺区域）の町割の類型

（出典：高橋康夫 吉田伸之編『日本都市史入門Ⅱ町』1990年より猪又規之著「奈良町」（東京大学出版会）



明治23年と現在の奈良町（興福寺周辺区域）の町割

【奈良町の会所と地域コミュニティ】

奈良町の地域コミュニティを特徴づけるものとして、会所とそこでの行事があげられる。

様々な地域から多くの人々が集まり住むことにより町として成立し、発展してきた奈良町において、秩序を守り、ともに生活していくためには、町内の寄合などにより、相互理解を深めることが求められた。そこに会所の役割があった。会所は、幕府や奉行からの通達が読まれ、相互確認される行政の場であるとともに、町の日常の諸事を処理し、町掟や町式目、町定などの町のしきたりを話し合い、定めるといった町人の自治の場として大きな役割を果たしてきた。

奈良町の会所は、門前郷の各所の祠堂が利用されたことに始まる。『大乗院寺社雑事記』には15世紀

後半に薬師堂郷の薬師堂や幸郷の地下堂で郷民が集会したことが記されている。近世になると、町ごとに宿老年番役がおかれ、諸事を評定する寄合所が設けられて町会所とよばれた。村井古道が著した「奈良坊目拙解」には 44 町の会所の所在やそこでの祭祀神仏名が記されており、奈良町の多くの町に会所があり、そこに神仏を祭り、その神仏の信仰を通じて町民の連帯が一層強められていたことが分かる。

会所の建物は、本尊仏をまつるもの（仏堂型）、会所と同じ敷地内に神社のあるもの（神社型）、会所内に仏堂と神社が併存するもの（仏堂・神社型）、一般の町家と大きく変わりのないもの（町家型）の 4 つのタイプがあった⁵。近代になり、解体されたり場所が移されたりした例も多いが、現在も多くの町に会所がある。古くからの形態を維持しているものも 18 例あり、次のような例がある。

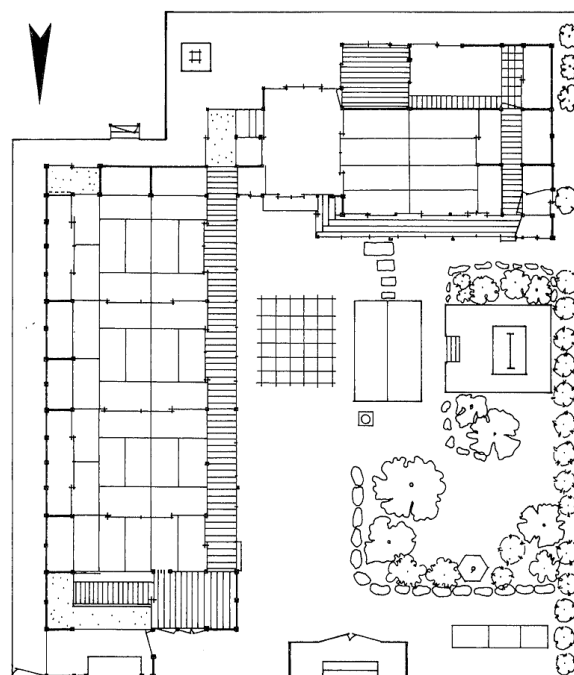
○西新屋町会所（仏堂型）

間口 2 間、奥行 2 間半、切妻造、平入、本瓦葺で、敷地いっぱいに通りに面して建つ。正面はほぼ全面に格子戸をはめ、内部は 8 畳の座敷の正面に須弥壇を置き、厨子の中に青面金剛、吉祥天、地蔵の 3 尊を安置する。仏堂がそのまま会所として利用されており、参拝者は堂の正面からも拝むことができる。現在の建物は平成になって建て替えられたものである。庚申堂として広く知られる。

瓦堂町の会所がこのタイプに属する。

○東城戸町会所（神社型）

正門を入ると右手に大国主命を祭る社と拝殿があり、藤棚を挟んで会所が建つ。入母屋造妻入で、入口を入ると式台があり、六畳の玄関の間の奥に 10 畳の座敷が 3 室続く。奥の間と中の間には床、違棚を構え、西側に縁を設ける。続き間の座敷を広間とする点に会所建築としての特徴がある。



東城戸町会所 平面図

勝南院町、内侍原町、京終町、中辻町、東向中町、北市町、南市町、今辻子町の会所がこのタイプに属する。

○角振町会所（仏堂・神社型）

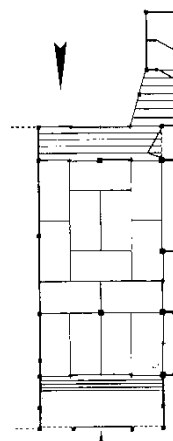
隼明神と地蔵を祀り、敷地北半に隼神社の社と拝殿が建ち、南に会所を配する。会所は「神社型」の別棟会所のプランをもち、10 畳半の座敷をもつが、奥に厨子を設け地蔵菩薩を安置する。外観も通りに面する切妻造の妻側正面に庇と格子を設けて、地蔵尊を参拝できるようにしており、西新屋町会所と同様の「仏堂型」の側面も併せもつ点に特色がみられる。

瓦町、井上町、西御門町、元興寺町の会所がこのタイプに属する。

○東笹鉾町会所（町家型）

外見上は一般の町家と変わらないが、内部に入ると玄関に舞良戸を入れ、長押、床を設けて格式を演出し、会所の体裁を整えている。

東向北町の会所がこのタイプに属する。



東笹鉾町会所 平面

⁵ 谷直樹「町に住まう知恵 ―上方三都のライフスタイル―」（平成 17 年）



角振町会所



東城戸町会所



勝南院町会所



瓦町会所

奈良町の会所では、現在もその多くで、神仏が祀られ、信仰にまつわる様々な行事が執り行われている。「民間信仰にみる歴史的風致」の項で示した西新屋町の地蔵講と地蔵祭りもその例である。中世の郷民が祠堂に集会して以来の伝統を継承するもので、現代においても信仰が地域のコミュニティの拠り所となっていることをよく示す。このように、奈良町の会所は、町民の生活と一体のものとなって存続してきた点に特色があるといえる。

現在の奈良町の会所と行事一覧（奈良町の会所－うけつぐ祈りとつどい－より）

	町名	施設名称	護持神仏	行事
1	雑司町	雑司町会所	地蔵尊	新年会、地蔵まつり、月例八幡祭
2	手貝町	手貝町会議所	地蔵尊、弁財天	花祭り、弁天祭、地蔵まつり、八鉄神社例祭
3	東包永町	東包永町会所	春日赤童子画軸、伊勢春日八幡神号軸	春日赤童子祭
4	今小路町	今小路町会館	八坂祇園神社	祇園神社祭
5	東笹鉾町	東笹鉾町会所	弁財天	弁天祭、大祭
6	中御門町	中御門町集会所	地蔵尊、八坂祇園神社	地蔵まつり、月例地蔵講、祇園神社祭
7	押上町	押上町会館	八坂祇園神社	祇園神社祭
8	西包永町	西包永町第自治会会所	天満宮（菅公）、地蔵尊	初詣、夏祭り、月例祭
9	北市町	北市戎神社	事代主命、春日明神	例大祭、春日講日待ち
10	芝辻北町	芝辻町集会所	観音尊	奇数月観音講
11	内侍原町	内侍原町会所	八島神社（春日・八幡神）	新年祭、夏祭り、月例祭
12	高天市東町	高天市蛭子神社	蛭子神、稲荷神	蛭子本祭、夏祭り、稲荷社火焚祭
13	西御門町	見初神社、観音堂	見初社（底筒男命、金山彦神他）、観音尊、地蔵尊	見初者例祭、地蔵まつり
14	中筋町	（集会施設近年消失）	勝手神社（木花咲耶姫）	例祭
15	東向北町	東向北コミュニティ会館	地蔵尊	地蔵まつり
16	鍋屋町	初宮神社	神祇官 8 神、伊勢・春日・住吉神	初詣、おんまつり田楽法師初度参り
17	今辻子町	（集会施設近年消失）	住吉神社（表筒男命）	大祭
18	下三条町	月日社	月日神社（早珠日神、満珠月神他）、弥勒尊、観音尊	夏祭り、観音講
19	角振町	隼明神	隼分命、地蔵尊	大祭、地蔵まつり
20	東向中町	東向コミュニティセンター	弁財天	弁天祭
21	南市町	南市町集会所	恵美寿神社（事代主命）	初戎祭
22	餅飯殿町	宗像神社、理源大師堂	弁財天、宗像三神、理源大師、役行者他	弁天祭、理源大師法要
23	勝南院町	住吉神社	住吉三神、蔵王権現、地蔵尊	夏祭り、地蔵まつり、月例祭
24	鶴福院町	鶴福院町会所	神仏画軸	夏祭り
25	東城戸町	東城戸クラブ	大国主神社（大国主命）	初詣、春日講、例大祭
26	西城戸町	西城戸町集会所	大日如来、観音尊、弁財天	弁天祭、大日如来祭
27	北風呂町	（集会施設近年消失）	宗像三神、弁財天	弁天祭
28	南魚屋町	富久神社	事代主命他	初戎、夏祭り
29	瓦町	瓦町会所	地蔵尊、神（不明）	地蔵まつり
30	西木辻中町	聖天堂+稲荷社 （西木辻公民館に統合）	歓喜天、孔雀明王、稲荷大明神	新年会、稲荷二の午祭、聖天夏祭り、聖天堂例祭
31	十三軒町	（西木辻公民館に統合）	地蔵堂（地蔵尊）	地蔵まつり

32	瓦堂町	瓦堂町地藏講会所	地藏尊	地藏講、地藏まつり
33	脇戸町	皇大神宮社	天照大神、倭文大神、蛭子神	新年会、夏祭り
34	西新屋町	庚申堂	千駄地藏尊、吉祥天女、青面金剛菩薩	地藏まつり、月例地藏講、庚申講
35	元興寺町	元興寺町会所+白山神社	大日如来、白山権現	新年会、白山神社祭、月例大日講
36	井上町	井上町会所	観音、井上神社（井上内親王他）	新年会、井上神社祭、月例観音講
37	川ノ上突抜町	白山神社	白山権現	新年会、月例清掃、大祭
38	中清水町	中清水町地藏堂	地藏尊	地藏まつり、月例勤行
39	福智院町	（集会施設近年消失）	天神社（菅公他）	歳旦祭、夏祭り、秋祭り
40	笠屋町	地藏堂	地藏尊	地藏まつり
41	地藏町	（飛鳥公民館に統合）	地藏堂（多淵地藏尊）	新年会、夏祭り、月例祭
42	北京終本町	京終天神社務所	天神社（事代主命、菅公他）、境内社多数、地藏尊	新日講、地藏まつり、秋祭り、当夜座講
	北京終町	（天神社か）	不明（天神社か）	円式祭、節分祭、夏祭り、秋祭り、月原祭
43	川上町	川上西町自治会館	不明（近隣に五劫院あり）	
44	芝辻町	大田大明神	稻荷社	例大祭
45	西木辻八軒町	（西木辻公民館に統合）	地藏堂（地藏尊）	地藏まつり
46	法蓮町	法蓮町所（旧村会所）	阿弥陀如来画軸、地藏	阿弥陀講、春日講

②町家の暮らし

【 奈良の町家の概要 】

奈良町の街区は、平城京の条坊を下敷きとしてできている。平城京の1坪は1辺約130mであるが、現在の奈良町の街区も、基本的に1辺約130mの正方形か、それを複数あわせた形になっている。現存する町家の多くは、江戸時代末期から明治、大正、戦前にかけて建てられたものである。

奈良町の大部分において、狭い道路の両側につし2階、切妻造、棧瓦葺、平入の町家が連続して形成されている。町家は、表に示すように、「一般型」「表屋造」「落棟造」「前塀造」に分類できる。⁶さらに、貸家として建てられた町家には、三軒長屋、五軒長屋、いわゆる二戸一、一棟独立のものなど、様々な形態がみられ、これらの外観は通常の町家と同様の表構えを備える。

一般的に町家の内部は、居室を1～2列並べ、土間を吹き抜けのトオリニワとして奥を炊事場とする。近代以降は土間を吹き抜けとしない例や、特に貸家では炊事場を表側に設ける例などがみられるようになる。

周縁部には、つし2階建、棧瓦葺、平入の町家の外観でありながら、土間部に煙返しと呼ぶ梁を低く架けた、奈良盆地の農家に一般的にみられるのと同様の内部空間をもつ農家住宅がみられる。とりわけ法蓮の農家は、短冊形の敷地に通りに面して主屋が建ち、居室を1列に並べ、正面に格子を用いるなど、町家風の要素の強いもので、「法蓮造」と呼ばれている。



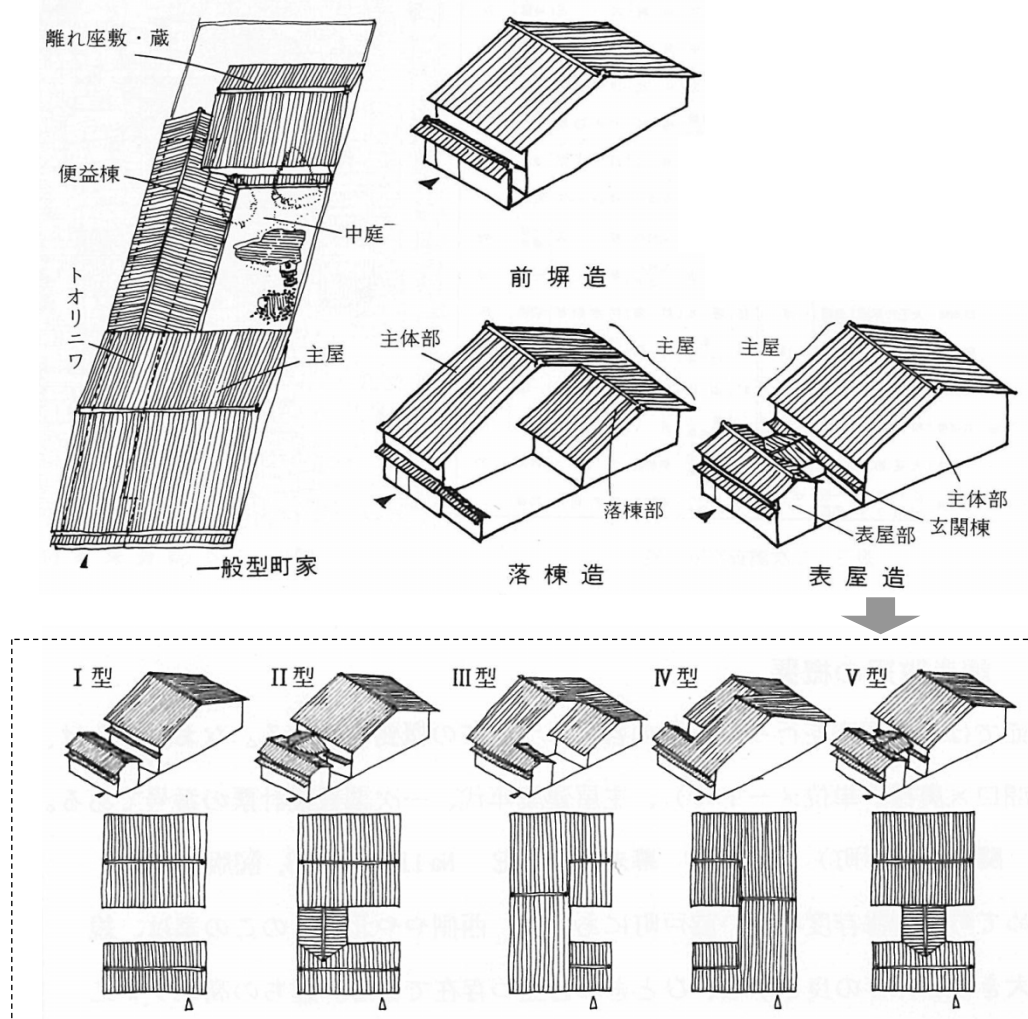
つし2階形式の町家の連なり（景観課資料）

町家の形式

町家の形式	特徴
一般型	切妻造・平入で、間取りは、片側にトオリニワ、その反対側に1列2～5室（1列型）、又は2列4～8室（2列型）の部屋を配す。 屋根はトオリニワと部屋を全体に覆う。

⁶ 奈良市教育委員会「奈良町（Ⅰ）（元興寺周辺地区）－昭和57年度伝統的建造物群保存対策調査報告書－」（1983）

表屋造	梁間に差のある表屋部と主体部の2棟を平行して、前後に建てる建て方である。 表屋部には、ミセノマ・トオリニワ・シモミセが、主体部には居室がある。部屋の並び方によって、一般型町家と同様に1列型と2列型がある。表屋部と主体部をつないで、それらとは直角方向の屋根をかける部分が玄関になる。 表屋部と主体部の前後2棟の関係により、次の5つの型がみられる。 (Ⅰ型) 前後2棟が完全に独立している (Ⅱ型) 前後2棟の間の一部を接続し、ユカ部分が前後棟と連続する (Ⅲ型) 入口部・ミセ部が前後2棟になり、オクミセ・ザシキ列は大屋根を架ける (Ⅳ型) 入口・土間部では大屋根を架け、ミセオク・ザシキ列で前後に棟を分ける (Ⅴ型) 前後の2棟が中央で連続する
落棟造	奈良では、一般型町家・表屋造のいずれの場合においても、一部を落棟にしてザシキ等をつくる場合が多く、落棟を使って2列型の間取りとするが、この落棟としている部分を落棟部、そうでない部分を落棟造主体部と呼ぶ。落棟部の前には庭をつくり、道路との境界には塀を建てる。
前塀造	屋根を道路から後退させて隙間をつくり、道路との境には前面いっぱいには塀を建てる建て方である。 主屋を道路から1間程度しか離さず、主屋も一般型町家と変わらないものを前塀造、一間程度以上離し、主屋が邸宅風のものを前庭造と呼ぶ。前者は町家の一類型であるが、後者は町家の範疇には入らない。



奈良町の町家の類型

(出典：奈良市教育委員会「奈良町（Ⅰ）（元興寺周辺地区）昭和57年度伝統的建造物群保存対策調査報告書」（1983））

【 町家の知恵 】

ア) 町家の構成と住まい方

典型的な奈良の町家は、間口が狭く奥行の長い短冊状の敷地に、通りに面して間口一杯に切妻造・平入・つし2階建の主屋



町家中庭

を建て、その後方に中庭（坪庭）を挟んで離れや土蔵を設け、主屋と離れ等をつなぐ渡廊下に便所・風呂を設ける。主屋は土間と居室からなり、土間はトオリニワとし、居室はミセノマ・ナカノマ・オクノマを前後に並べる。

ミセノマは商売・接客や職人の作業の場として使われた。ナカノマやオクノマは私的な空間として居間や寝室として使われることが多かったが、オクノマには床の間を設け、格式のある座敷として大切な客人の接待にも利用された。祝い事、法事、講などの際は、ナカノマとオクノマを仕切る襖を外して続き間として使った。2階がある場合はナカノマに箱階段を置くのが通例である。いくつもの引き出しや戸棚が付いた箱階段から、空間を無駄なく使う先人の知恵を感じることができる。

トオリニワは、東西通りに面する家は東側、南北通りに面する家は南側にある。ミセノマ・ナカノマ境に中仕切りを設け、奥を吹き抜けとする。後方は炊事場で、カマドがあり、明治以降煙突を用いるようになるまで、屋根に煙抜きを設けた。煙は梁などが虫に食われるのを防いだ。また、主屋背後の井戸から汲み上げた水を炊事場へ運んだり、商品を敷地奥の蔵に運んだりする通路でもあり、その他商談や商品保管の場などとしても利用された。夏には涼しい風を運んでくれる場所でもあった。様々な機能を複合的に併せもつトオリニワは、町家での日常生活において重要な役割を果たしていた。

中庭は、四季折々の木々や草花が植えられ、小さな自然をさりげなく家の中に取り込み、潤いと安らぎを与えてくれる空間となっている。採光・通風面でも大切な場所である。

奈良町の町家では、住環境、相隣関係、風雨や火災等に対する様々な工夫が重ねられてきた。その建て方の秩序を守ること、居住環境の質を保ち、隣同士が侵害し合うこともなく、居住環境の質を維持してきた。長い歴史のなかで、生活の知恵と工夫によって完成された町家は、人々が高密度に集住する都市のなかで快適な生活環境を確保するための最適解でもあった。

近代における電気・ガス・水道の整備は、町家の姿にさほど大きな変化をもたらすことはなかったが、カマドが使われなくなると従来のような吹き抜け空間は不要となり、さらに昭和 40～50 年代以降下水道が整備されると、便所の水洗化と同時に、トオリニワに床と天井を張って台所に改造するようになる。近年では、人口減少や少子高齢化などによる無住化や建物の老朽化などを背景に、古い町家を取り壊され、非伝統的な建物が建てられたり駐車場とされたりする例も増えているが、トオリニワをはじめとする伝統的な形態を伝える町家もまだ多く残る⁷。



京終町春日講における床の間の当屋飾り（「ならまち歴史見聞録」より）

イ) 表構えにみる地域との関わり

一定の秩序にしたがって建てられた町家の表構えは、町並みに一体感を与えるが、他方、細部の意匠は様々で、それぞれの町家に個性的な表情を与えている。

その代表が格子である。適度な採光、通風を確保しながら、防犯の機能をもつ。日中、通りから中は



糸屋格子



法蓮格子

⁷ 奈良市町並建造物群専門調査会「奈良町一都市計画道路杉ヶ町高畑線の工事に伴う町並調査一」（1983）

見えないが、中からは通りの様子が手にとるように分かる。それぞれの町家と、立ち話しや夕涼みなどの交流の場であり、子供たちの遊び場であり、祭りや行事の場でもある通りとの境界にあって、両者を適度に隔て、適度につなぐ役割を果たしている。

奈良町の格子には「米屋格子・酒屋格子」と呼ばれる太い角材を使ったものが多い。丸太を用いた素朴な格子は奈良独特のもので、「奈良格子」や「法蓮格子」と呼ばれ、奈良の民家の特徴となっている。「鹿格子」とも呼ばれ、町の中で鹿の角伐りが行われていたためとも、餌を求めて町にきた鹿に傷をつけないためともいわれる。格子より古いタイプの表構えとして、「あげ床几^{しょうぎ}」と「蔀^{しとみ}」がある。格子と比べると数は少ないが、いくつか現存する。あげ床几はおろ



あげ床几（「奈良町その魅力を探る」）

すと商品の陳列台となり、蔀はあげるとミセノマが通りに面するもので、商家の構えである。また、正面を広く開放して店舗とする商家には、板戸を戸袋に収納するなどして開け放ちにする例もある。昭和初期頃になると、ガラス戸を用いる例もみられるようになり、近代の町家が新しい材料を取り入れながら発展してきた様子が窺える。

正面に付く庇は、室内に差し込む日照を調節し、雨を遮断するとともに、軒下に身代り申を吊す家も多く、奈良独特の風情ある町並みをつくりだしている。

庇上の壁に設けた「虫籠窓」は、防火に備えつつ採光と通風を図るもので、様々な意匠がみられ、家の個性を表す大きな要素となっている。

このような町並みは、町の人々が常に気を配り、地域全体が関わりながらつくりあげられてきた。町の世話役であった町年寄は、町並み景観や生活環境の管理を担い、町家の建て方の定石は大工仲間の間で受け継がれてきた。明治初期の建て替え等にあたって出された「建家営繕願書」（建築確認書）には、景観に配慮して家を建てるという意味の「町並み宜様^{よろしいよう}」、「庇並み宜様」の言葉が記され、家主と今でいう自治会長が押印することとなっていた。このような伝統は、奈良町に暮らす人々の町並みや生活環境に対する意識を高め、その心は現在も受け継がれている。

このように、奈良町の町家には、限られた土地や空間を十分に生かし、プライバシーを守り、町全体の環境を損なわず、町民の連帯感を培ってきた、幾世代にもわたる町衆の生活の知恵が、凝縮され、息づいている。



南都神鹿角伐之図（東栄堂蔵）江戸時代、奈良町の各町の出入口の木戸を閉めて、町なかでの角伐を行っていた様子

③まとめ

奈良町は、中世以降、大和の中心地として発展を遂げるなかで、祭りや行事、伝統産業・工芸をはじめとした様々な文化を成熟させてきた。各会所において行われてきた祭りや行事は、共同体（コミュニティ）を構成する人々を強く結びつけるもので、奈良町の共同体の性格を特徴づけるものとなっている。各町家には、地域や近隣との関わりを受け継ぎながら、人々が住み続けてきた。生活様式の変化に対して、改造を施して柔軟に対応してきたりしながら、町家での暮らしが継承され、歴史的な佇まいを残す町並みが維持されている。

このように、各会所での祭りや行事が共同体としての意識を育み、町家に住み続けることで、奈良町の歴史や文化、自然を大切にしていこうという意識が醸成されている。奈良町に暮らす人々には、自分たちが住み、商い、憩う空間を、歴史的な景観を基礎としながらも、それぞれ個性ある空間となるよう工夫する姿勢もみられる。それは、歴史と伝統を継承しながら、時代に応じた変化を受け入れて、現代まで生き続けてきた奈良の町家における人々の営みのあり方を示している。



奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致の分布

（２）伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致

①伝統的な工芸と産業の概要

国際交流の盛んであった奈良時代には、唐をはじめアジア各地の優れた工芸品が平城京にもたらされた。渡来品をもとに天平の工匠たちにより育まれ、天平文化とともに花開いた優れた工芸技法は、後の南都の工人たちにも引き継がれ、寺社と結びついた工匠や細工師などの諸座として、また、各地域で育まれた生活文化と結びつきながら、産業として発展してきた。

享保 12 年（1727）、村井古道が書いた「奈良名所記」では、その序において、「元来神社仏閣名所旧跡すくなからず、名産の品々も又数多にして就中晒布を以て最上の産業となす、其訳の名物略ここに記す」として、次の 25 品目をあげている。

晒布 刀 刺刀 酒 油煙墨 饅頭 団扇 鎧 兜 法論味噌 膠 草履 土風炉 大鼓皮
木練柿 滑飴 香物嶋台 鎌 暦 緑青 豊心丹 法華寺作犬 糸鞋 白牡丹 雲茸

また、嘉永 2 年（1849）の「大和国細見図」の「国中名産略記」では、奈良の名産として次の 33 品目があげられている。

晒布 団扇 大和柿 酒 墨 春日盆 土器 グソク 十文字稽古槍 練革鞍 刀 筆
春日藤 石墨 禹餘糧 石燈籠 木燈籠 鼓皮 土風炉 練鹿 奈良人形 鹿角細工 換掌牋
居伝坊 火打焼 糟漬瓜 櫟実 春日野味噌 蕨餅 金剛草履 足袋 土偶犬 豊心丹

このように奈良では多種多様な工芸品・名産品を産していた。甲冑や具足、法論味噌、豊心丹などは、その後の社会背景の変化や生産技術の変化などに伴い衰退したが、一方では、その後の観光化のなかでさらなる発展をみせ、現在においても、奈良を代表する伝統的な工芸・産業として受け継がれているものも多い。

奈良晒は、享保 5 年（1720）の「奈良曝布古今俚諺集」によると、鎌倉時代に僧衣のために織り出したのが広まったとされ、近世には武士や裕福な町人の袴などの礼服・帷子の衣料、幕地として用いられて、奈良を代表する名産品となった。江戸時代後期に入ると、越後や近江、能登、薩摩などの「他国布」の台頭によって徐々に衰え、近代になると最大の供給先であった武士が姿を消し、ほとんどの業者が蚊帳生地業者へと転向してしまい、現在、江戸時代から続く奈良晒の間屋は中川政七商店（東九条町）のみとなっている。しかし、近世の繁栄にともなう生産地の拡大によって農村地域へも伝えられたことにより、現在も東部地域の岡井麻布商店（中之庄町）や月ヶ瀬奈良晒保存会などによって奈良晒の製造技術が受け継がれている。（奈良晒の紡織技術：奈良県指定無形民俗文化財、奈良晒：奈良県指定伝統的工芸品）



奈良晒

奈良団扇は、天平神護・神護景雲年間（765～770）に奈良春日大社の神官が軍器の形に倣って作ったのが始まりとされており、応永年間（1394～1428）には民間の手による製造もはじめられていた（「大和人物志」）。江戸中期以降 20 万本前後の生産を維持し続けてきたが、近代に入ると次第に他の産地に圧倒されてきたため、一般大衆向の実用団扇から離れ、社寺参拝客の土産品としての高度な技術を伴う天平模様や奈良風物の「透し団扇」の生産が重視されてきた。現在、奈良団扇の生産は、創業約 150 年の池田含香堂（角振町）のみで続けられている。（奈良団扇：奈良県指定伝統的工芸品）



奈良団扇

奈良人形一刀彫は、平安時代末に、春日若宮祭に田楽を奉納する笛吹法師の笠と、田楽頭屋のもてなし用の盃台に人形を飾ったのが起源とされている。その後、中世末期には、鑑賞、贈答にも用いられ、江戸時代後期には、根付・香合や、大形の置物も作られるようになった。さらに、幕末から明治にかけて、春日有職奈良人形師となった森川杜園が名作を生み出し、一刀彫の芸術的評価を高めた。鑿と彫刻刀の切れ味を生かした素朴で力強い造形が多くの人に愛好され、現在、奈良市各地において、20 名余の職人によって一刀彫の技術が受け継がれている。



奈良人形

墨は、古くから日本各地で松煙墨^{しょうえんずみ}が産されていたが、より良質の油煙墨^{ゆえんずみ}の製造が始められたのは、明德・応永年間（1390～1428）の興福寺二諦坊とされている。また、奈良筆は、遣唐使であった弘法大師（空海）が、唐で毛筆の製造を修めて帰朝・伝授した頃よりその製造が始まると考えられている。これらの墨と筆は、いずれも書の必需品であることから、近世を通じて数多くの生産がみられ、近代に入っても学校教育において習字が正課にとりあげられたことなどにより、その産量を維持してきた。鉛筆や万年筆、ボールペンなどの普及や第二次大戦の影響などを受けて、戦前・戦後から生産量・製造業者数を減少させるものの、現在も奈良を代表する伝統産業のひとつとして受け継がれており、奈良市内では、墨は 10 社、奈良筆は 7 社で製造が続けられている。（奈良筆：国指定伝統的工芸品）



墨



奈良筆

漆器は、わが国の代表的な伝統工芸の一つである。正倉院には、螺鈿、金銀平脱、平文など多様な技法を用いた器物の数々が収められており、奈良は日本の漆器の発祥地ともいわれている。中世以降は、南都の塗師により、社寺建造物の漆塗や、漆器製作が行われてきた。その後、茶の湯に用いる茶道具や、武具を手がける塗師も現れた。近代に入り、奈良博覧会の開催を契機に漆器の復興が図られた。そして、この時期から奈良漆器は隆盛を極め、昭和初期には一般大衆にも買える薄貝螺鈿塗なども製造されるようになっていった。その後、戦争とプラスチック製品の普及などにより、奈良の漆器関係者は激減するものの、若い漆工芸家による「奈良漆器協会」の設立（昭和 49 年（1974））などによりその伝統は受け継がれ、現在も毎年「奈良漆器展」が開催されている。



奈良漆器

鹿角細工の材料となる鹿角は、古くは漁や狩猟の道具として用いられたが、それらが金属品にかかわると、鹿角は民芸品・工芸品の材料として使用されるようになり、特に桃山末期から江戸初期にかけてその技術がめざましく発達し、元禄 3 年（1690）の「人倫訓蒙図彙」にも角細工の記載がみられる。しかし時代の移り変わりとともに鹿の頭数が減少し、生活様式の変化等によって鹿角の利用も少なくなり、全国的に鹿角細工を専業とする職人は減少してきた。しかし、奈良では、古くから春日の神鹿として鹿が大切に保護されてきたことにより、また、寛文 11 年（1671）には鹿の角伐りの行事が開始されたことにより、鹿角が名産品として種々加工されて利用されてきている。現在、奈良市には 2 軒の鹿角細工を専業とする店舗があり、和裁のヘラや箸、帯留、ペーパーナイフなどの生活用品をはじめ、アクセサリや置物、キーホルダーなどが作られている。（鹿角細工：奈良県指定伝統的工芸品）

窯業では、古代より土器や火鉢などが製作されてきた奈良市西部での**赤膚焼**と、柳生十兵衛の祖母春桃御前が馬頭観音を焼いたのが始まりといわれる東部の**柳生焼**がある。赤膚焼は、茶の湯の展開のなかで南都の名産のひとつとなる土風炉がつくられて全国に名をはせた。元和年間（1615～1624）には小堀遠州が好みの茶陶を作らせ、正保年間（1644～1648）には京都から訪れた野々村仁清が製法を指導したと伝えられている。その後、大和郡山城主柳沢堯山が窯を再興し、青木木兎や奥田木白によって赤膚焼の名声が高められた。そして、現在も古くからの登窯を用いて赤膚焼の製造が続けられてきている。一方、柳生焼は、創始以来、藩の御庭焼にとどまっていたため、一時中断していたが、明治時代に井倉家により再興された。現在は、井倉家の三代目により、その伝統が受け継がれている。（赤膚焼：奈良県指定伝統的工芸品）



赤膚焼

また、工芸品ではないが、奈良の特産品としてあげられるものに**酒と奈良漬**がある。奈良における酒造りは古く、平城京跡からは清酒、白酒、黒酒、薬酒などと記された木簡も出土しており、平安時代末期には僧坊酒が製造・販売され、室町期には名酒として世に知られていた。そして、その僧坊酒は、安土桃山時代には清酒醸造の基礎を築き上げ、奈良は清酒の発祥の地として、現在も「春鹿」や「升平」などの名酒を世に送り出している。一方、奈良漬は、酒造りの際に出る粕を用いて野菜等を漬けたものであり、その原形は奈良時代にまで遡ることができる。現在の味・製法になったのは近世初期頃とされており、この頃に「奈良漬」の呼称も定着してきた。現在、奈良漬は全国各地で製造されているが、奈良には現在も古くからの製法を受け継ぐ店が残され、伝統の技が生み出す味と香りを楽しむことができる。



奈良漬（今西清兵衛商店）

この他にも、奈良には、木製灯籠（奈良県指定伝統的工芸品）や古楽面、奈良蚊帳、菓子など、様々な工芸品や名産品があり、伝統の技が現在に受け継がれている。

ここでは、数多くの奈良を代表する伝統的な工芸品・名産品のうち、「墨と奈良筆」、「赤膚焼」、「酒と奈良漬」を取り上げ、伝統工芸と産業がつくりだす歴史的風致の特徴を示す。

②墨と奈良筆

墨と筆は、古来、紙・硯とともに文房四宝と称され、日常の筆録や書画の創作に欠くことのできない用具として大切にされてきた。奈良は、古くから墨と筆の産地として「書」の文化が根付いており、そのことが、数多くの史書を後世に残すとともに、御家流書道の文秀女王やかな書の第一人者である杉岡華邨などの著名な書家を輩出する風土をつくりだしてきたといえる。

【 墨 】

ア) 奈良の墨の歴史

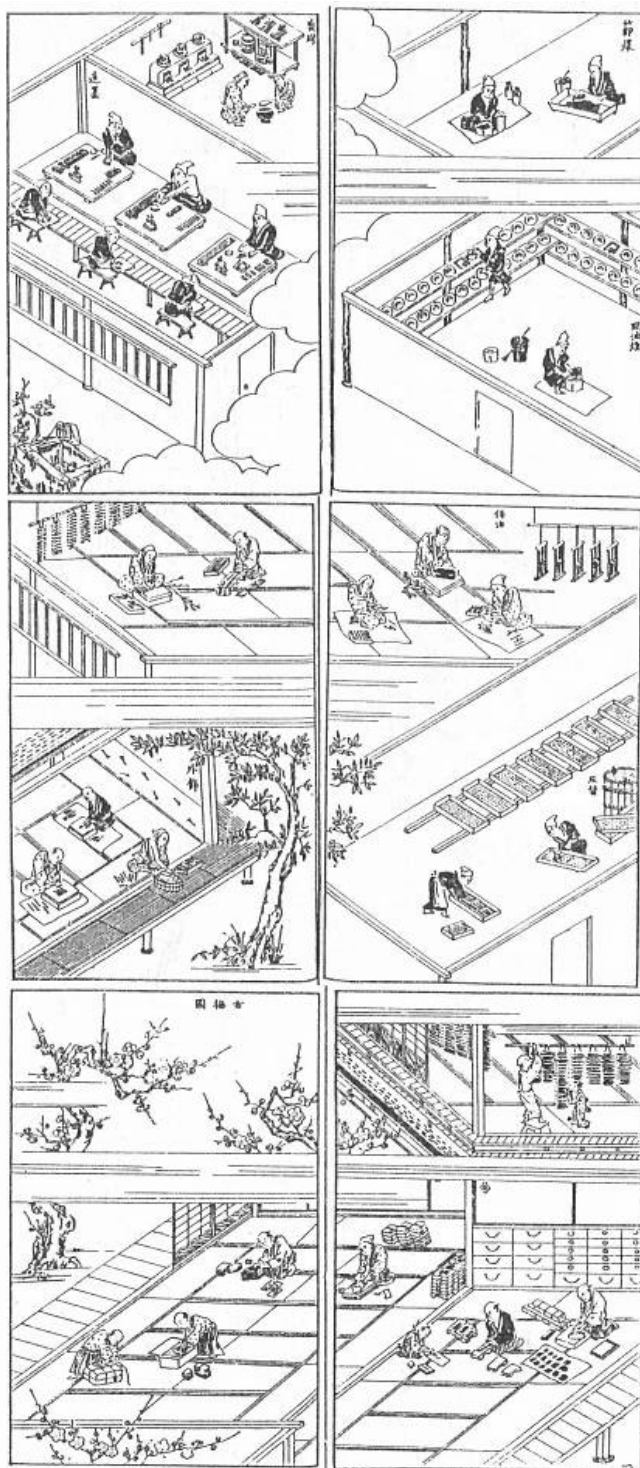
古くから日本各地で墨がつくられていたが、それらは松を燃やした煤でつくられる「松煙墨」が主流であった。一方、植物油を燃やした煤でつくられる「油煙墨」は、「松煙墨」に比べて墨の色は黒く、品質的にも大きな差があった。この「油煙墨」は、古くは中国（宋）でつくられており、日宋貿易により輸入され、貴族たちからは「唐墨」と呼ばれて珍重されていた。

この「油煙墨」の製造について、貝原好古の「和漢事始」（元禄 10 年（1697））には、「中世南都興福寺の二諦坊、持仏堂の灯の烟の屋宇にくすばり滞るものを取りて、膠に和して墨を作る。これ南都油煙墨の始まりといへり」と記されている。また、貝原益軒の「扶桑紀勝」（延享 2 年（1745））には、「奈良の墨は明徳・応永のころ興福寺二諦坊で製するところが始まりである」と記されており、油煙墨の製造は室町期の明徳・応永年間（1390～1428）に興福寺二諦坊で始まるとされている。

興福寺は煤を採る原料となる胡麻油を一手にしていたため、多量の油煙墨を製造し、「南都（奈良）の墨」として、全国に知られるようになった。

奈良の墨がさらに有名になるのは戦国末期からである。それまでは、寺院からの指示のもとに、寺院から提供された原料によって墨工が墨を製造して納める形であったが、織田信長の天下統一によって寺院勢力が衰退し、さらに続く豊臣秀吉にも受け継がれた商工業の振興策によって、墨屋として店舗を構える墨工が増加し、墨の製造・販売が寺院から町方に移っていった。

「奈良町北方式拾五町家職御改帳」（寛文 10

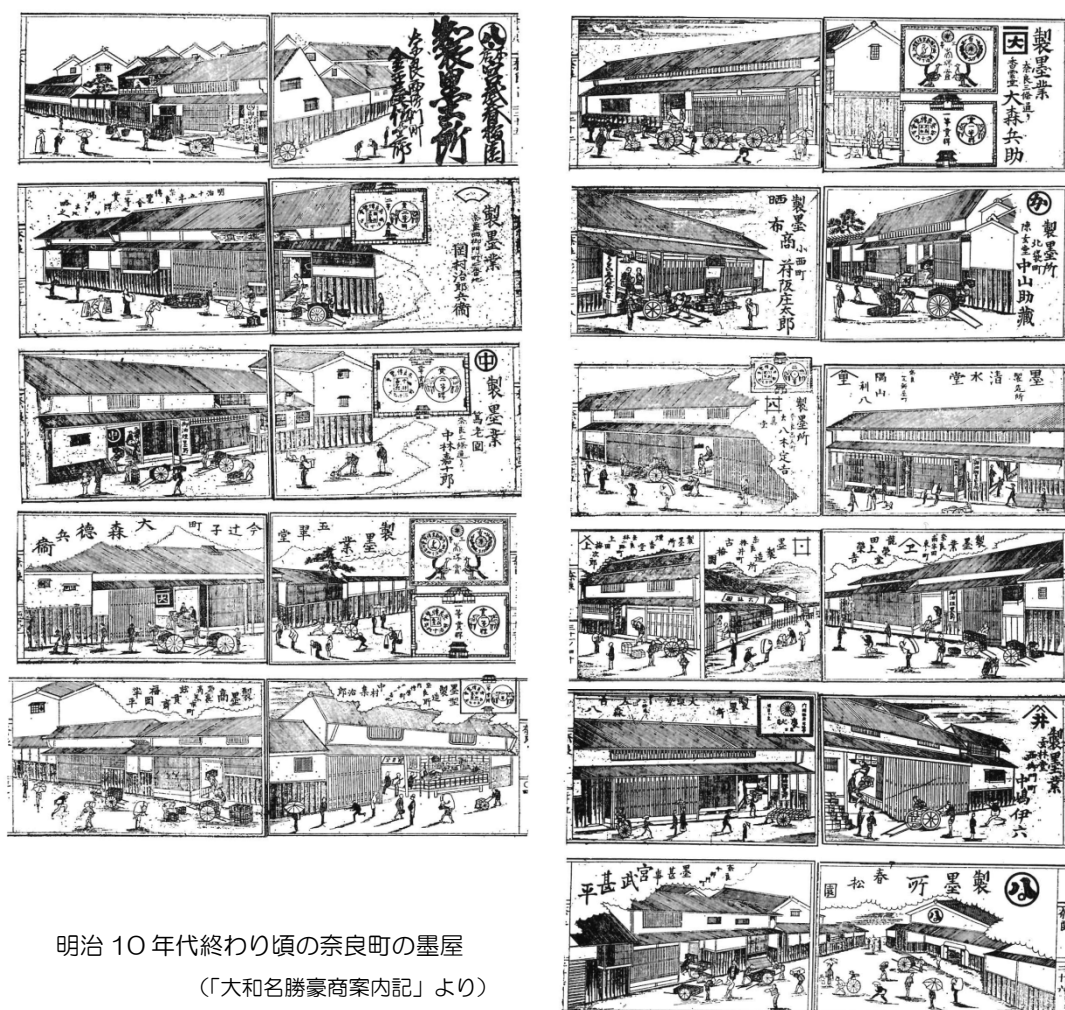


製墨図（「古梅園墨談」より）

年（1670）によると、江戸初期の奈良町の東向通り、餅飯殿通り、三条通り付近にあたる北方 25 町の墨屋として 15 軒を確認できる。江戸時代中期には、庶民にも筆と墨の需要が高まり、また奈良を訪れる人の土産として奈良墨が重宝された。宝永年間（1704～1711）の「町代高木又兵衛諸事控」には総数 38 軒の墨屋がみられるほど隆盛し、朝廷や幕府に墨を納める御用墨師もいた。

その後、寛保年間（1741～1744）になると、紀伊徳川家による紀州藤白墨の再興を背景に一時衰退をみせ、奈良町の墨屋の数も 18 軒に減少するものの、油煙墨だけでなく、紀州藤白墨に劣らない松煙墨の製造にも努め、窮地を乗り切っている。また、この頃には、松井氏の古梅園が頭角をあらわし、墨の研究と改良に努め、わが国の製墨史上貴重な「古梅園墨譜」「古梅園墨談」を著すとともに、京都や江戸日本橋に支店を設けている。なお、寛保元年（1741）の「奈良記録」（「古事類苑」所収）によると、油煙灰焼をする専門の業者がおり、自家の工房で油煙を焚かないで業者から買入れ製墨に従った墨屋もいたことが伺える。

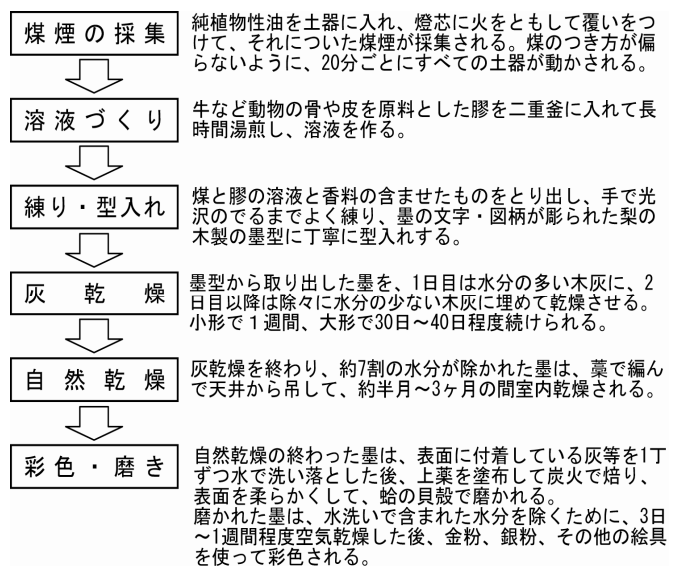
明治元年には 11 軒の墨屋がみられ、明治 5 年（1872）の製墨数は 82 万 1,716 挺であった。明治 5 年（1872）の学制発布の際、習字が正課に取り上げられたこともあり、墨は筆とともに順調に生産を伸ばしていた。そして、明治 13 年（1880）5 月には、将来に向けて製墨業の発展を図るために、現在の「奈良製墨組合」の前身となる「永香組」が奈良の製墨業者 44 軒により結成された。大正期から戦前までは 1,000 万丁を超える生産がみられた。戦後は生産数、製墨業者ともに減少傾向にあるものの、現在も奈良を代表する伝統産業のひとつとなっている。



イ) 伝統の継承

現在奈良製墨組合には一心堂（上三条町）、喜壽園（西新在家町）、玄勝堂（北市町）、古梅園（椿井町）、日本製墨（書遊）（今辻子町）、（株）呉竹（南京終町）、（株）精泉堂（南京終町）、（有）玄林堂（西九条町）、大和化成興業（株）（横井）、（株）墨運堂（六条）の10社が加盟している。

墨の製造は、煤煙の採集、膠の溶液づくりに始まり、練り・型入れ、乾燥（灰乾燥・自然乾燥）、彩色磨きを経て完成となる。現在の墨屋のなかには、他の地域で油煙を焚いているものや、工程の一部を機械化しているものもみられるが、古梅園では、大正初年に建築された店舗や主屋をはじめ、大正期から昭和初期に建築された建物群において、現在も手作業により製墨を行い、古くからの伝統を受け継いでいる。



古梅園における墨の製法

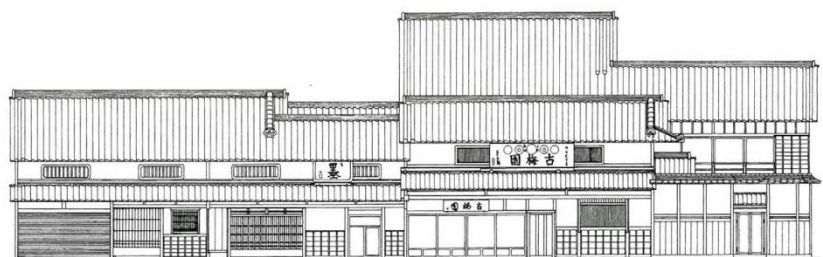
○古梅園

古梅園は、16世紀末、松井道珍が良質の墨を創り出して以来の老舗である。椿井町の四辻の南西の一角を占め、1街区分の奥行のある広大な敷地に、店舗、事務所、工場、住宅、土蔵等、多数の建物が並ぶ。町家完成期における、大規模で、質の高い遺構である。

表構えはつし2階の形式で、北側の店舗は開口部を広くとって開放的な構えとし、中央に大戸口を設け、南側の事務室の正面には格子を入れる。庇上の壁に虫籠窓を設け、軒は出桁で受け、軒下に風格ある看板を掲げる。外壁は黒漆喰塗として、長大で重厚な外観をみせる。

大戸口後方には中庭を取り、上手に主屋、後方に通り土間となる台所を配した、いわゆる表屋造の構成になる。多くの建物があるが、基本的に上手を生活の場とし、下手に台所や業務用の建物を配し、後方を製墨工場とする。

製墨工場は工程に応じた多くの建物で構成される。原料となる煤を採取する採煙蔵、膠を溶かす銅壺場、煤と膠を練ったものを型入れする細工場、乾燥用の灰を取り替える灰替所、灰乾燥後の墨を吊して干せるよう藁で編む編み場、乾燥後の墨を蛤の貝殻で磨く磨き作業所、職人のための食堂、脱衣室、風呂場等がある。手を黒光りさせた職人の、めまぐるしくも洗練された動きにより、現在も手作業で墨づくりが行われている。



古梅園 立面図



古梅園

工場エリアへの入口部分には商談や接客に使われた建物があり、現在は製墨工程を説明する施設として使われている。大戸口から敷地最奥まで、資材・製品運搬用のトロッキのレールが敷かれているが、これも現役である。

伝統的な建物群と伝統的な墨づくりをいずれも極めて良好に継承する点で、奈良を代表する老舗といえよう。

【 奈良筆 】

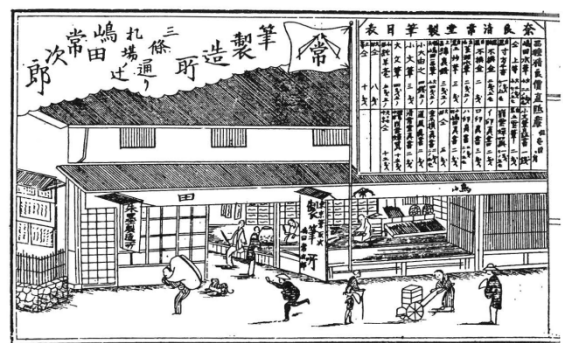
ア) 奈良筆の歴史

わが国では、中国文化の伝来とともに飛鳥時代初期から毛筆が使用されていたが、それらは中国製の筆を輸入したものであった。わが国における毛筆の製造は、空海が唐で毛筆の製法を学び、帰朝後、大和国今井の酒井名清川に伝授したのが始まりといわれている。その後、清川の子孫により今井で毛筆が造られていたが、やがて寺院などの需要の多い奈良へ移行していった。「延喜式」には、「凡造レ筆、長功日兔毛十一管、狸毛上同、鹿毛卅管、中功日兔毛十管、鹿毛廿五管、短功日兔毛八管、鹿毛廿管」と日の長さにより筆の生産量を規定していた記録が残されており、写経所において筆工が筆の製造、修理・再生に従事していたことが伺える。

近世には筆の需要が拡大し、奈良の筆の製造販売が盛んになった。寛文 10 年（1670）の「奈良町北方式十五町家職御改帳」には筆屋 4 人と筆結 1 人の名がみられる。また、貞享 4 年（1687）の「奈良曝」と宝永年間（1704～1711）の「総年寄徳田兵衛諸事控帳」には、筆屋として寺岡太兵衛と大北半兵衛の名が記されており、彼らの差配で、奈良町の多数の人が筆づくりに従事していたと考えられる。そして、奈良筆は、奈良を訪れる人が増えるにつれて、みやげものになっていった。嘉永 3 年（1850）の「大和細見図」が掲げる「國中名産略記」には、大和国の名産のひとつとして、墨や晒布などとならんで「筆」があげられている。

明治元年（1868）の「金札出入名前帳」によると、奈良町には少なくとも 7 軒の筆問屋があったことが伺える。また、明治 17 年（1884）の「大和名勝豪商案内記」には、「三条通り札場ノ辻 嶋田常次郎」の筆製造所や「奈良十輪院町 森山善平」の製筆所の店舗絵が掲載されている。また、この他にも奈良町には、中筋町の製造本場のほかに北魚屋町に支場を設け、職人 28 人を使って年に 80 万本余の筆をつくっていた広尾長兵衛の「松栄堂」や、明治 24 年（1891）に椿井町に製筆所を設けて筆定（川勝亀蔵）を職長に招いた水谷嘉六の「章穂堂（現「あかしや」）」などが代表的な筆屋としてあげられる。その後も筆の生産は伸び、大正元年（1912）には、製造戸数 111 戸、職工数 324 人を数え、大正 5 年（1916）には 1,000 万本を超える生産数を誇った。

戦時中には筆の主要原料であった中国毛の輸入が閉ざされ、筆匠らの出征などもあり、転廃する業者が増加した。しかし、戦後になって新しい教育課程のなかで、習字教育が復活し、毛筆業界も息をふきかえし、昭和 25 年（1950）には「奈良毛筆協同組合」が設立登記されるに至っている。



嶋田筆製造所（「大和名勝豪商案内記」より）



森山製筆所
（「大和名勝豪商案内記」より）

イ) 伝統の継承

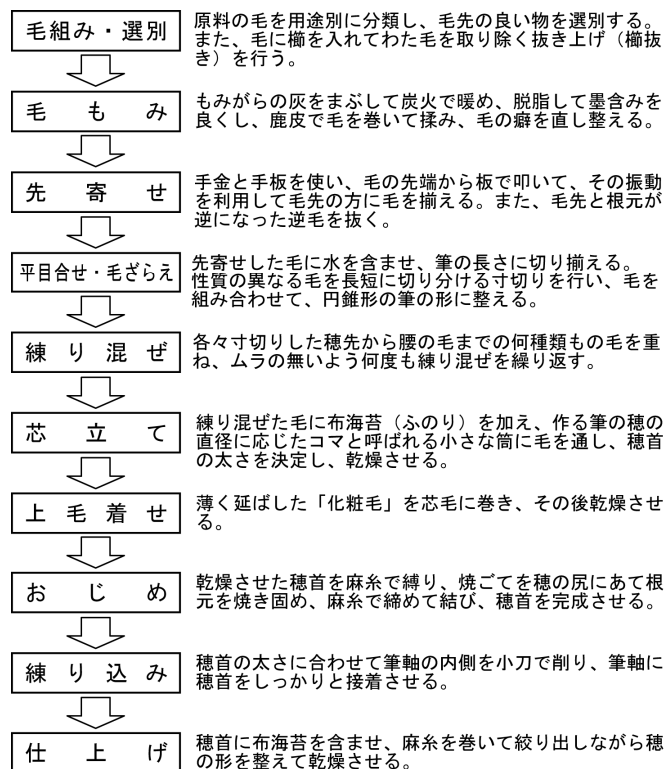
現在奈良毛筆協同組合には、(株)あかしや(南新町)、河合辰巳堂(南半田西町)、庄進堂(青野町)、松林堂(内侍原町)、新花月堂(法蓮町)、盛文堂(阪新屋町)、(株)博文堂(西ノ京町)の7社が加盟しており、いずれも同組合の設立当初からの組合員である。

奈良筆の原材料となる獣毛は、テン、タヌキ、ネコ、ネズミ、キツネ、ウサギ、リス、ヒツジ、イノシシ、イヌ、ウマ、ムササビ、シカなどであり、軸には、竹又は木が使用されている。奈良筆の製造は、毛組み・選別、毛もみ、先寄せ、平目合せ・毛ざらえ、練り混ぜ、芯立て、上毛着せ、おじめ、練り込み、仕上げの工程を経て完成となるが、これらの工程は全て機械を使わずに手作業で行われる。獣毛は同一の種類であっても、その産地や刈り取る時期、体の部位などによって毛の弾力性が異なるなかで、それらを組み合わせて穂先の仕上がりに絶妙な味がある高級毛筆を作りあげることは、手作業であるが故にできる伝統の技である。

今日の主産地は、奈良の他にも、広島や愛知、仙台、新潟などで、墨とは異なり、有力な産地が別に数多くみられるようになっている。しかし、奈良の地では、現在も高級品を中心にその製造を連綿と受け継いでおり、また、日本三筆と言われる菅原道真の誕生の地である菅原天満宮において行われる「筆まつり」には、全国各地から多くの人々が訪れ、毛筆製造の発祥の地としての貫禄を保ち続けている。

【 伝統的なものづくりの情景 】

奈良市では、古梅園などの歴史的な建造物が、現在もなお、伝統的な産業としての墨製造の場として受け継がれ、奈良町の町並みのなかに溶け込む形で生き続けている。墨や筆の趣と周囲の歴史的な市街地とが相俟って、奈良の歴史と文化を感じさせている。



奈良筆の製法



奈良筆の製作風景

③赤膚焼

赤膚焼は、奈良市の西部の五条山一帯に展開した雅陶であり、茶の湯とのゆかりも深く、「遠州七窯」の一つにも数えられている。

【 赤膚焼 】

ア) 赤膚焼の歴史

当地の窯業を大別すると、奈良から安土・桃山時代の「古窯」、江戸時代初期の「旧窯」、江戸時代中期から現在に至る「新窯」の三期となる。この一帯の丘陵地は良質の土に恵まれ、古代に土器や瓦器を作った土師氏の故地である菅原にも近く、早くから土器生産が行われていた。これが古窯にあたる。鎌倉時代には、現在の西の京周辺にあたる大和国小南荘で火鉢土器が生産されていた。また、室町時代になると、土器座・瓦器座・火鉢座などが結成され、それらの製品が南都のみならず京都へも供給されていた。また、西の京で作られる土風炉は奈良風炉と呼ばれ、多くの茶人に用いられた。こうした窯業の伝統が、近世における赤膚焼（旧窯）の開窯につながっている。



赤膚山元窯

赤膚焼（旧窯）の創始には諸説あり、嘉永7年（1854）の田内梅軒の「陶器考」では、「赤膚 和州郡山 赤ハタ山土 遠州印 赤膚山 赤ハダ 文字太し」とあり、安政4年（1857）の金森得水の「本朝陶器攷証」では「天正慶長の頃、大和大納言秀長卿思召にて、尾州常滑村より与九郎と申者御召よせ、窯相立焼はじめ」とある。また、明治10年（1877）の黒川真頼の「工芸志料」では「赤膚焼ハ正保年間大和添下郡ノ郡山ニ於テ製スル所ノ者ナリ、京師ノ工人野々村仁清トイフ者アリ、此地ニ来リテ始テ窯ヲ開キ工人ニ教ヘテ器物ヲ造ラシム」とある。このように、その創始に係わった人物は、「小堀遠州」「大納言秀長」「野々村仁清」と異なるが、その創始の年代は江戸時代初期と考えられている。この旧窯は、その後、要因は不詳ながらも一時廃業に至っている。

しかし、寛政年間（1789～1801）頃に、大和郡山城主柳沢堯山が、京都清水から陶工の伊之助、治兵衛等を招き、郡山藩御用窯として復興させた。その後、中の窯（治兵衛）、東の窯（岩蔵）、西の窯（惣兵衛）による、赤膚三窯と呼ばれる時代を迎えた。そして、これらの窯を用いて青木木兎や奥田木白らが数々の名作を生み出し、赤膚焼は全国に名を馳せるようになった。

しかし、明治時代中頃になると、赤膚三窯の時代は終わり、昭和初頭には「中の窯」を残すのみとなっていた。昭和13年には、奈良帝室博物館館長や春日大社宮司をはじめとする多くの人々の協力のもとに赤膚山元窯後援会が発足し、中の窯に「赤膚山元窯」と記された記念碑が建立され、「赤膚山元窯」の称号を用いるようになった。

現在、赤膚焼の窯元は、奈良市内に古瀬堯三（赤膚山元窯、赤膚町）・大塩玉泉（中町）・大塩昭山（中町）・大塩正人（赤膚町）の4窯があり、伝統と創意によって魅力ある焼物が作り続けられている。

イ) 伝統の継承

赤膚焼の製法は、京都に近く、京都の陶工が多く赤膚に入っていることもあり、京都風であるといえる。製作順序は、一般的な陶器の製作と同様であり、荒土の採取・水簸、土練・ねかし、成型、乾燥、仕上、素焼、下絵付・施釉、本焼、上絵付により完成となる。



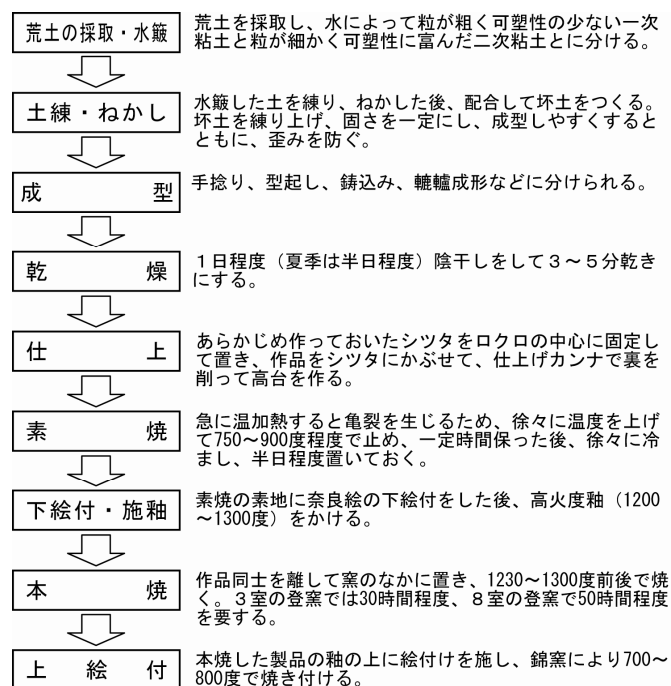
赤膚焼の製作風景
（大塩正人窯）

土練の機械化や手動轆轤の電動化が進み、松割木による登窯も電気窯に替えられてきている。しかし、なかには現在も登窯を用いた製作を続けている窯元もある。

○赤膚山元窯

赤膚山元窯には、江戸後期の大型窯、昭和初期の中型窯、昭和後期の小型窯の3基の登窯が並ぶ。近代化による登窯の小型化の変遷を知る資料として貴重であり、大型窯と中型窯は登録有形文化財に登録されている。

また、同じく登録有形文化財に登録されている展示室及び旧作業場は、明治後期頃の建築で、居住空間と窯を結ぶ敷地の要に位置する。桁行12間、梁間3間、切妻造、東西棟で、西半にはつしを設け、東半は落棟とする。元は西半が作業場、その東が陳列場、東端が来客用の部屋であった。旧作業場には格子窓を設け、南面と西面に庇を付ける。東端南面には茶室を突出する。旧作業場の小屋組は洋小屋で、古材も利用しながら丸太材でキングポストトラスを組んだ、特徴的なものである。現在はこの独特のつし空間を絵付け教室等に活用している。



赤膚焼の製法



赤膚山元窯大型窯

【 伝統的なものづくりの情景 】

庭先に干された薪からは、現在も登窯が現役で使われ続けていることをうかがうことができ、奈良盆地の西の空には、現在も登窯からの煙が高く立ち上っている。これらは、古くから奈良の人々が目にしてきた風景であり、赤膚焼の伝統を感じることができる。

④酒と奈良漬

平城京には、全国各地から数々の食料品が献上され、調理法が工夫されるとともに、米の集積をもとに酒造が盛んに行われた。その後、奈良では社寺の活動に伴って酒造が発展し、またそこから「奈良漬」の誕生をみるに至った。長い伝統を受け継ぐ酒と奈良漬の深い風味が、奈良の暮らしをいっそう豊かなものにしている。

【 酒 】

ア) 奈良の酒造の歴史

酒造は記紀以前から行われているが、奈良時代には平城宮に造酒司が設けられて盛んに行われており、井戸や甕を備えた建物跡が発掘調査で確認されている。遷都後も奈良の酒造は続く。平安時代末期には「元興寺酒座」の記録があり、元興寺付近で酒を販売していたと考えられている。中世には、奈良の酒は、寺院を中心として造られたため僧坊酒と呼ばれ、名酒として知られていた。

16世紀後半の安土桃山時代、これまでの濁酒にかわって諸白造りの技術を開発したのが奈良の僧坊酒であり、清酒醸造の基礎を築いた。その技術的優位によって奈良は、近世前期に酒造業界に指導的地位を占め、「南都諸白」と呼ばれて貴顕の間で贈答に用いられるなど珍重された。そのほかに、^{あられ}霰、^{みぞれ}霽と称する酒も奈良で作られ、慶長年間以降、京都の貴顕に好まれたことが「多聞院日記」などから知られている。

近世に寺院の勢力が衰えると、代わりに町方の酒造家が酒造業を担うようになった。万治3年(1660)の酒株制定時には、酒屋127軒、公認造酒高として1万6,114石を数えていた。元禄11年(1698)の元禄調高では、酒屋69軒、酒造高7,272石余と若干の衰えをみせている。しかし、元禄8年(1695)刊の「本朝食鑑」には「和州南都造酒第一トナス、而シテ摂州之伊丹、鴻池、池田、富田之ニ次グ」とあり、その名声を維持していたことが伺える。江戸中期から幕末にかけて、酒屋が有力酒造家に集約されてその数が減少し、嘉永3年(1850)には25軒となっている。しかし、酒造高は8,836石を数え、江戸中期の酒造高を維持してきた。

イ) 伝統の継承

現在、奈良市内には、(株)今西清兵衛商店(福智院町)、八木酒造(高畑町)、奈良豊澤酒造(株)(今市町)、西田酒造(株)(都祁友田町)、倉本酒造(株)(都祁吐山町)の5軒の造り酒屋がある。このうち今西清兵衛商店は、江戸時代の南都名産「あられ酒」を現在も販売する。また、今西清兵衛商店と八木酒造は奈良町の伝統的な町家で営業しており、周囲の町並みと一体となって歴史的な佇まいを感じさせる。

○今西清兵衛商店

今西清兵衛商店は、敷地間口は65m程あるが、西半は、重要文化財の書院がある旧福智院家の屋敷の遺構である。酒造業を営むのは、天保年間の建築とされる東半の町家においてであり、西側の約16mを主屋、その東約8mを倉庫、その東約8mを塀とする。主屋と倉庫は軒や庇を一連に作り、長大な表構えを構成する。敷地奥には酒造のための建物が建ち並ぶ。



今西清兵衛商店

主屋は、切妻造平入の主体部の西妻に茶室や座敷を付けた構成である。主体部は、東側約3間分をトオリニワとし、西側に3室を1列に並べる。その西側には不整形に部屋を配し、表に土蔵造の部屋、中央部に茶室等、奥に座敷等を配する。

表構えは、主屋に太い角格子を構え、倉庫部分は黒漆喰に腰板張の壁とし、つし正面には同じデザインの虫籠窓を6個並べ、軒先には酒造のしるしの杉玉を吊す。外観の整った、奈良町を代表する大規模町家のひとつである。

○八木酒造（現：奈良春日山酒造）

八木酒造は、清水通から一本南の久保町の通りまでぬける広大な敷地に、主屋、落棟座敷、土蔵の他、酒造のための蔵や鉄骨の作業場数棟が建ち並ぶ。東側は空地となって奥に作業場がみえるが、主屋以西は伝統的な外観を留める。

主屋は棟札から明治4年の建築とわかる。表構えは、ほぼ中央に摺上げ大戸を入れ、西側に出格子、東側に格子付の窓を構え、底上に虫籠窓を設ける。平面は、東3間半をトオリニワとし、西に4室を1列に並べる。主屋の西には、表側に長屋状の建物、奥に落棟座敷を配する。長屋状の建物の西にはさらに塀が続く。これらはファサードを統一して腰板壁としている。



八木酒造

【 奈良漬 】

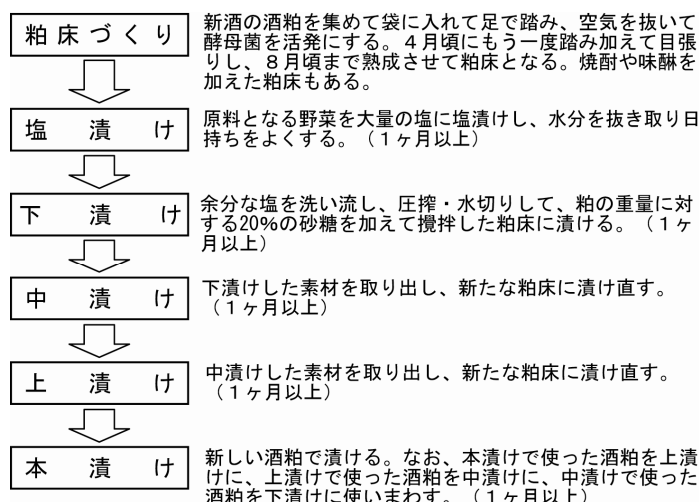
ア) 奈良漬の歴史

酒粕に白瓜などを漬けてつくる奈良漬の歴史は、酒の歴史と密接に関わる。長屋王邸宅前から「進物可須津毛瓜」と記された木簡が出土しており、奈良漬の原形となる「粕漬け」が奈良時代に存在していたことがうかがえる。天正18年（1590）の「北野社家日記」や慶長2年（1597）の「神谷宗湛献立日記」に奈良漬の名がみられ、慶長8年（1603）の「日葡語彙」にも、奈良漬が漬物の一種として記されており、この頃すでに奈良漬が広く流通していたものと考えられている。中筋町の医者糸屋宗仙は南都諸白の粕で奈良漬をつくり、徳川家康にも献上したと伝えられる。また元禄8年（1695）の「本朝食鑑」に、「糟漬は家々これを競造る。ただ和の奈良漬、撰の豊田、森口を以て上と為す。故に他の造るもまた奈良漬と称す。」とあるように、近世には大和の奈良漬が高い評判を得ていた。

幕末の「守貞漫稿」には、「酒の粕には白瓜・茄子・大根等を専とす。何国に漬たるをも粕漬とも奈良漬とも云也。古は奈良を製酒の第一とする故也。」とあり、白瓜以外に茄子や大根も漬けていたこと、奈良漬の名が奈良の製酒の伝統に基づくことが記されている。

イ) 伝統の継承

現在、「奈良漬」は一般名詞化し、奈良以外で製造したものも「奈良漬」と呼ばれるようになり、全国各地に製造業者がみられる。奈良漬の製造工程は、酒粕のみで漬ける方法



奈良漬の製法

や焼酎や味噌を加える方法など、それぞれの製造業者により異なるが、一般的な製造工程としては、粕床作り、塩漬け、下漬け、中漬け、上漬け、本漬けを経て完成となる（右図）。このように複数の段階からなる工程のため、奈良の奈良漬製造業者のなかには、その工程の一部を他の地域で行うものも少なくない。しかし、なかには現在も創業当初からの場所において、古くからの製法に即して製造を続ける製造業者もみられる。

○今西本店

奈良市の主要な観光動線となり多くの観光客が行き交う三条通に面して江戸時代末期から店を構える今西本店（上三条町）では、塩漬けを除く全ての工程を店で行っている。

通りに面する店舗は江戸時代末期の建築で、正面はガラス張りのショーウィンドウや腰下部分のタイル張りなどの部分的な改変はみられるものの、古くからの町家の形式を残し、歴史的な趣を感じられるものとなっている。その奥に位置する蔵には数多くの樽が並び、人工調味料を一切



今西本店

使わず酒粕のみで漬ける古くからの製法が受け継がれている。そのため、市販の奈良漬は、熟成期間が半年～2年、賞味期限が3～6ヶ月ほどのものが少なくないが、今西本店の奈良漬は、熟成期間は4～10年におよび、常温で約2年もつといい、古くからの保存食としての伝統を伺い知ることができる。

【 伝統的なものづくりの情景 】

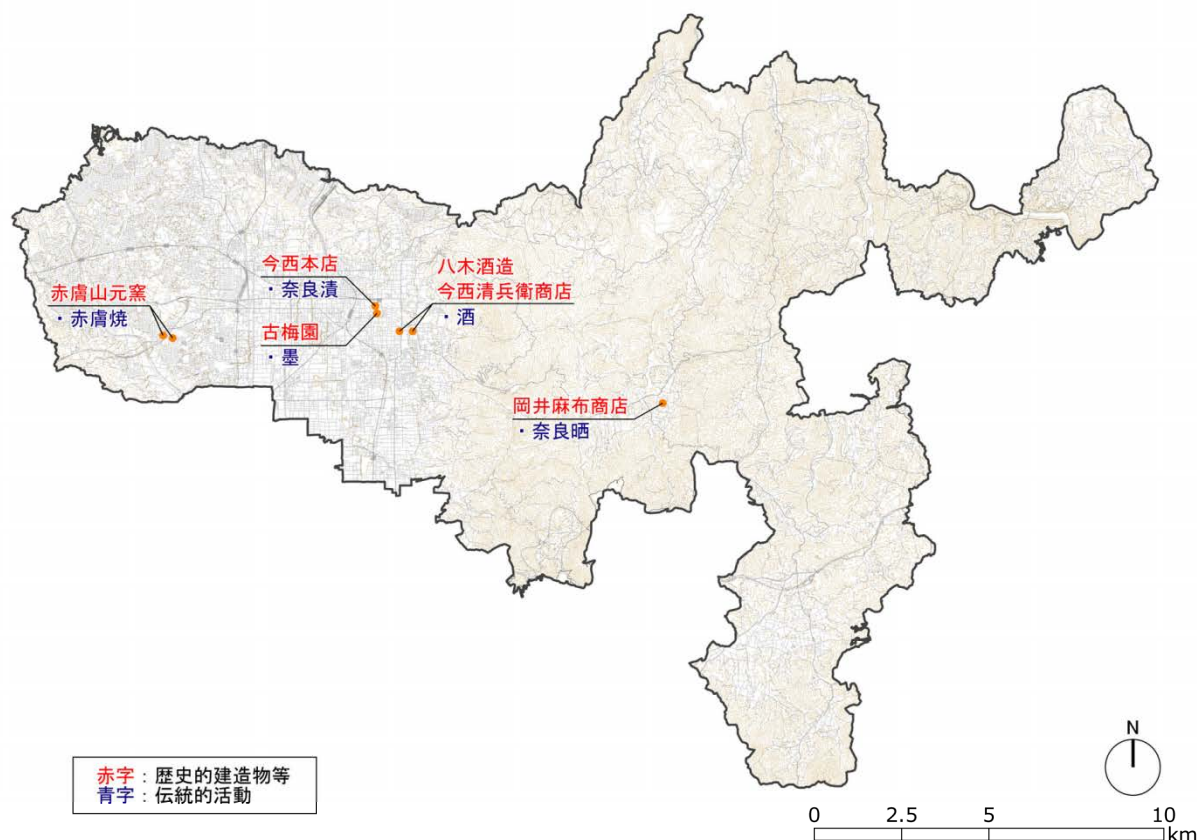
奈良町に位置する今西清兵衛商店や八木酒造、今西本店では、古くから残る建造物において、現在も酒や奈良漬の生産が続けられている。なかでも、今西本店では、古くからの製法を現在に伝えている。杉玉がぶらさがり、歴史的な趣のある看板が掲げられている風景は、歴史的な町家等の建ち並ぶ町並みに溶け込みながらも、奈良町の伝統文化を感じることができる。

⑤まとめ

奈良には、書く（描く）文化として発達した「墨」と「筆」、社寺の祭礼・行事用の調度品として、後には茶道具として需要のあった「奈良漆器」、奈良の名産であった土風炉の流れを汲む「赤膚焼」、春日若宮おん祭の田楽法師の花笠や島台の飾りから発展した「奈良人形一刀彫」、江戸時代前半に南都随一の産業として繁栄した「奈良晒」など、社寺との結びつきや人々の生活との深い関わりのなかで、工人たちに引き継がれ、成熟されてきた伝統工芸が伝えられている。これらの工芸品とともに、南都諸白として珍重された「酒」やその製造過程で出る粕を用いた「奈良漬」なども、近世から現在に至る観光都市としての展開のなかで、奈良の地場産業として発展してきた。

現在、特定の工芸や産業の大規模な展開はみられないが、小規模ながらも「本物」を創り出す技術を受け継ぐ生産者が奈良町をはじめ市内各所に点在しており、総じて「伝統工芸や伝統産業の豊かなまち」としての雰囲気が形成され、訪れる人々に手作りの温もりと感動を与えている。

社寺の文化や生活文化とともに育まれてきた奈良の伝統産業と伝統工芸の品々には、範となる古典が身近にあることなどから、今もなおその底流には天平文化以来の伝統が脈々と受け継がれている。優雅な気品をとどめ、心のふるさと「なら」にふさわしい香り高いものとなり、製造・製作の場となっている歴史的建造物や市街地と一体となって、伝統の技と心を感じられる歴史的風致を形成している。



伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致の分布

（３）茶の文化にみる歴史的風致

①大和茶の生産の歴史と現在

わが国における茶の歴史で最初に現れるのは、「奥儀抄」に記載されている聖武天皇の「行茶儀」（天平元年（729））である。ただし、当時の茶は輸入品であり、大和での茶の栽培は、大同元年（806）に弘法大師空海が唐から茶の種子を持ち帰り、仏隆寺（現宇陀市榛原赤埴）の開祖堅恵に与えて種をまき、その製法を伝えたことに始まると考えられている。「日本後紀」には、弘仁6年（815）に、嵯峨天皇の勅命で大和、山城などの畿内に茶を植えさせ、献じさせたという記録が残っている。

その後は一旦衰退したが、仁安3年（1168）に宋から帰国した僧栄西が、茶を植え、その薬効を説いて普及に努めた。栄西から茶を贈られた明恵上人により、山城梅尾（現京都市右京区）で茶が栽培されるようになり、それが大和に伝播したのが大和茶の源流とされている。鎌倉時代には、西大寺など諸寺院を復興した叡尊が、茶を人々に施した。西大寺と末寺の般若寺には茶園も設けられた。その後、茶栽培は奈良東部の村落へも広まり、近世にはほぼ今日の茶生産地の原形が形成されるに至ったと考えられている。

茶業が特に盛んになったのは幕末から明治初期にかけてであり、輸出品として需要が拡大したことを背景に、大和茶の生産が大きく発展した。「大和国町村誌集」によると、明治15年（1882）の特有農産品では、奈良町近郊の村々において、菜種や綿とならんで、大半の村々で茶の生産がみられる。特に、田原、柳生、大柳生、東市、帯解の各村で盛んであった。茶畑の拡張と併せて、東市村の旧藤堂藩士岡田亀久郎や旧柳生藩士小山田耕三によって茶業振興が図られ、新しい製茶技術の導入も進められた。

しかし、急速な生産拡大にともなって、低品質なものも出回り、明治15年（1882）から明治16年（1883）に茶の価格が急落し、これを契機として茶業から桑栽培・養蚕への転業が広まった。この事態に対処すべく、明治17年（1884）に大和茶業組合取締所、明治20年（1887）に茶業組合連合会議所が設立され、各種の規制を設けて品質向上が図られた。また、県も茶業改良に積極的に取り組み、明治34年（1901）に県の技術員が茶業組合を指導し、明治39年（1906）から明治40年（1907）にかけて講話会や交流会を県内各地で開催して、製茶法の改良と機械の普及を推し進めた。明治44年（1911）には、油阪町の県立農事試験場に茶業講習所、田原村・針ヶ別所村・竜門村（吉野町）に製茶伝習所を設けた。明治末頃における奈良県の茶の主要産地は山辺郡と添上郡であり、特に盛んな田原村では、大正5年（1916）には340戸が茶業に従事していた。



田原地区の民家に残るかつての茶工場

茶の製法は、古くは摘んだ茶をはいろの上で乾燥させながら手でもんでいたが、大正時代から手回しの粗揉機が用いられ、その後、蒸気や電気を動力とする精揉機が開発された。昭和初期には、製茶の全工程を機械で行うようになった。

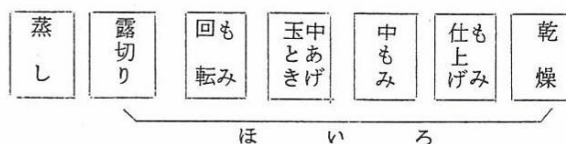
第二次大戦となり、食糧増産のために茶畑の多くがいも畑に変わっていくが、戦後になると、経済復興のための必要物資の輸入の見返品の一つとして茶の製造が奨励され、昭和23年（1948）3月の奈良県茶業生産組合連合会の設立（翌年、奈良県茶生産農業協同組合）、同年5月の茶の公定価格の撤廃などが行われた。昭和30年代以降は、国民生活の向上にともなって茶の国内需要も急増したため、茶園の復旧と開畑が進んだ。優良品種が普及し、栽培製茶の研究も進み、製茶工場の共同化が図られて、ライン方式の大型工場が建設されるようになり、品質と生産効率がさらに向上した。

現在、茶の栽培は、冷涼な気候や朝霧が多いなどの自然的立地条件を活かし、主に奈良市東部の高原

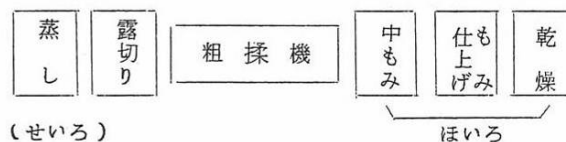
地域において行なわれている。湿害に弱い茶樹の特徴を考慮し、湿害への対応策の一つとして、茶樹の畝は等高線に垂直につくられている。茶園は山間地域に位置するため、日照時間がある程度さえぎられ、良質の茶が生産されている。なかでも、大和茶のひとつである月ヶ瀬茶は、近年、栽培する茶の約80%が、かぶせ茶となっている。かぶせ茶とは、茶の葉に日光が当たらないよう、覆いをかぶせるもので、こうすることにより葉に葉緑素が増え、うま味のもとであるテアニンが多く含まれることとなる。月ヶ瀬では茶摘みの10日ほど前から、一畝ずつ手作業で黒色や白色の網の覆いがかぶせられる。

一部においては、今も茶の手摘みや手もみが行われているが、大和茶の製法の大半は、良質の茶を量産するための機械化により変容してきた。しかし、茶園自体は、自然を巧みに利用してつくられた古くからの形態を踏襲し、現在も山間地域の山並みと一体となった美しい茶園の広がりを目にすることができる。

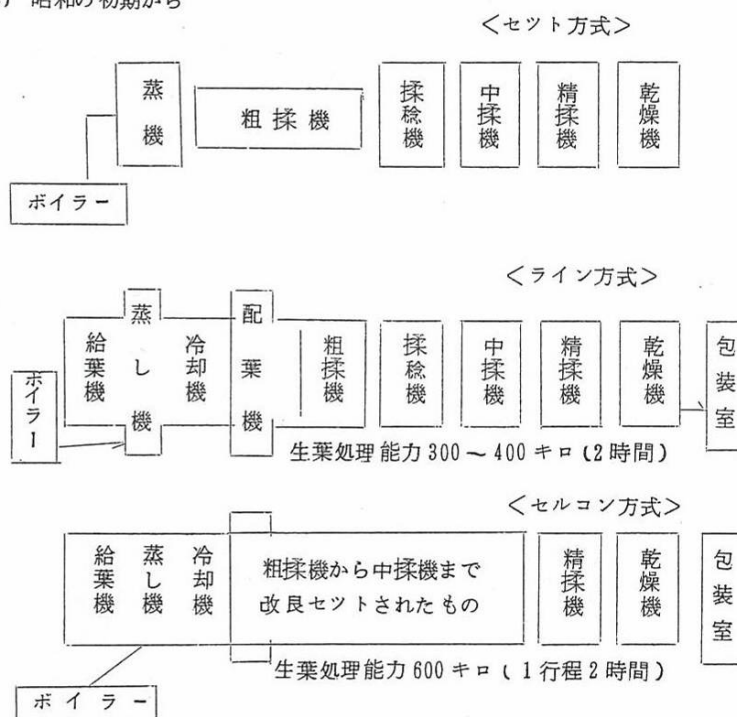
(1) 明治初期



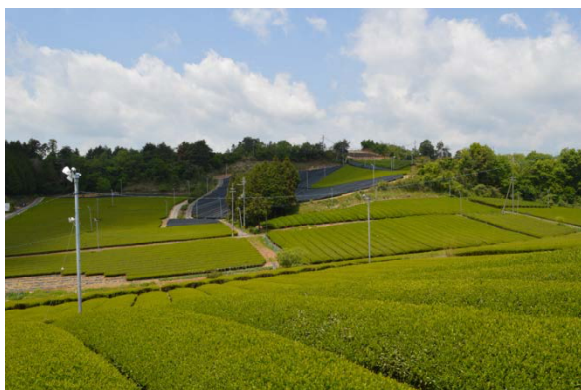
(2) 大正から昭和初期まで



(3) 昭和の初期から



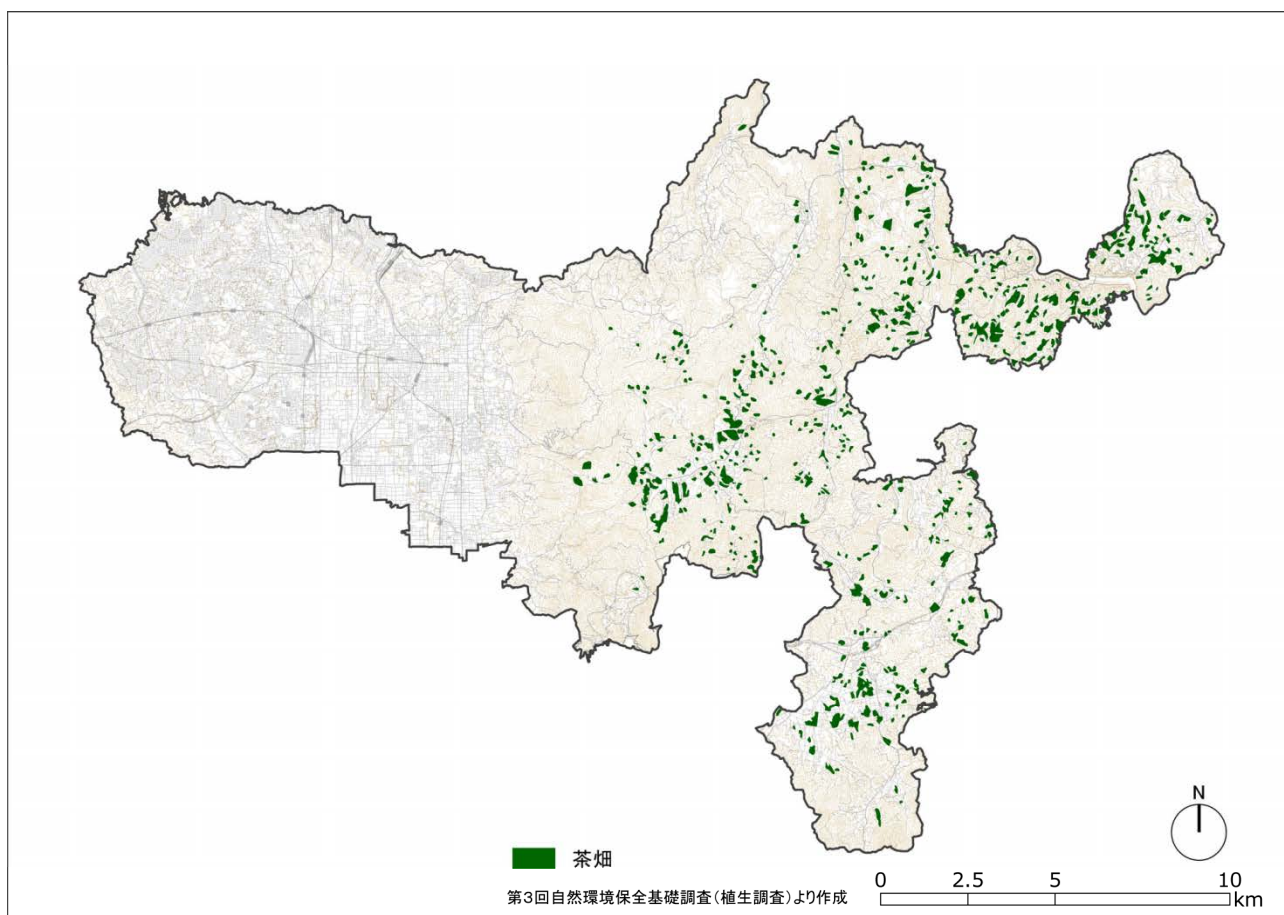
荒茶工場の製造工程（出典：大和茶の原点：大和高原開発事業の背景）



月瀬地域の茶畑の風景



かぶせが施された茶畑



茶畑の分布

②奈良市における茶の湯の歴史と現在

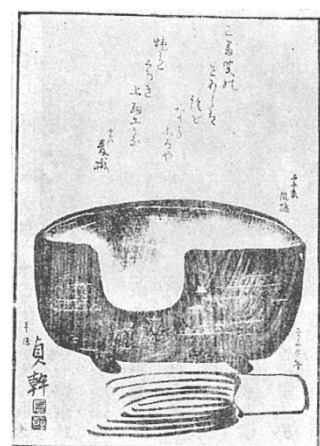
室町時代には、京都で茶会が流行する。奈良では、かつて叡尊が茶を振舞った故事により、西大寺僧によって茶盛が行われた。また、興福寺の経覚は、施浴と茶会を組み合わせた淋汗茶湯を行っており、「^{きょうがくしやうしやう}経覚私要抄」の文明元年（1469）8月26日の条には、淋汗茶湯を催すために仮設の茶室が設けられたことが記されている。

茶道（侘び茶）の祖とされるのは、奈良出身の^{むらたじゆこう}村田珠光（1422-1502 か）である。珠光ははじめ菖蒲池町の称名寺に入り、後に京都で活動した。千利休より100年も遡る茶数奇の先人で、利休の師・^{たけのじやうおう}武野紹鷗にも影響を与えた。珠光の創始した茶の湯や茶室は、後に世間に広まり、日本独特の侘び寂びの文化形成の大きな流れに繋がっていった。

珠光の茶風は、養子の^{そうしゆ}宗珠や、奈良の武将で珠光に師事した古市澄胤、手貝郷の富裕な漆屋である松屋久政（源三郎）らに伝承された。松屋久政は千利休ら茶人と親交し、久好・久重の3代にわたって茶会の記録を残した。室町末期から江戸初期にかけて、京都・奈良・堺の茶人たちは互いを招いて度々茶会を催しており、「^{たもんいんにつき}多聞院日記」の天正7年（1579）正月の条には「茶湯都鄙僧俗以外増倍」とある。江戸初期の奈良の侘茶人としては、春日社の禰宜であった^{くぼごんだゆうとしよ}久保権太夫利世も挙げられる。利世が野田に建てた茶屋の^{ちやうあんどう}長閑堂は、古図に基づいて興福院に再建されている。



村田珠光（奈良称名寺蔵）



奈良風炉と茶笥
（「大日本名産図会」奈良市史）

茶道の隆盛にともない、江戸時代には奈良町の町家の多くに茶室が設けられ、町人生活の一部として茶がたしなまれるようになった。また、茶器・茶道具の需要が増し、奈良風炉が名産品となった。「茶器名物集」（天正16年（1588））には「奈良風爐 西京宗四郎・五徳奈良ノ天下一休意二有」、「大和順礼集」（寛文10年（1670））には「奈良風爐の茶の湯の炭も飛火哉」と記されている。赤膚焼も茶器として名声を得た。



珠光茶会（奈良町にぎわいの家）

近代以降も、市内各地の社寺、奈良町の町家、志賀直哉旧居をはじめとする近代和風住宅等に数多くの茶室が設けられた。近年においても、各地区の公民館等の公共施設にも茶室が設けられるなど、祭礼・神事後の茶会やイベントとしての茶会を中心に、茶の湯の文化が継承され続けている。



大茶盛（西大寺）

なかでも、珠光の命日である5月15日に称名寺で営まれる「珠光忌」や、叡尊の古事を継承する茶儀として新春・春・秋に行われる西大寺の「大茶盛」は、奈良の四季を彩る風物詩となっており、全国から数多くの人々が訪れる。

その他、小学校にお茶の先生を招き、授業の一環としてお茶会を行うことで茶道の精神や作法等を伝える取り組みや、興福院における長閑堂茶室保存会による春秋2回の茶会、茶友会（主な活動場所：三笠公民館）や楽茶会（主な活動場所：登美ヶ丘南公民館）、歓茶会（主な活動場所：都跡公民館）、裏千家茶道友庵会（主な活動場所：西部公民館、中部公民館）など、茶の湯を学び伝えるための市民の自主的な取り組み、さらには、東大寺などの社寺や奈良町の茶室を使った大茶会「珠光茶会」の開催（平成26年2月、奈良市主催）など、茶の湯を地域の活性化に活かそうという取り組みも進められている。

社寺における茶の湯に関連する主な行事等（その1）

月	日	茶の湯に関連する 主な行事等	場所	概要
1月	15日	初釜新春大茶盛式	西大寺光明殿	大茶盛初釜。広間に色鮮やかな毛氈を敷いて客席とし、西大寺の僧侶が大茶碗に茶を点てて参会者にすすめる。
		吉祥天にちなむお香とお茶の会	薬師寺慈恩殿	薬師寺のお正月の法要（吉祥悔過法要）の法楽として慈恩殿において開催される。修正会の結願の吉日に1年の吉祥福德を本尊におすがりし、吉祥天のもとにおいてお茶会（裏千家）を開き、またお香席にて数々の名香（伽羅・羅国・真南蛮など）をたき愉しむ会である。
3月	31日	修二会（花会式）の 献茶と野点席	薬師寺西回廊	奈良の大寺が国家の繁栄と五穀豊穰、万民豊楽などを祈る春の行事である修二会（花会式）の奉納行事のひとつとして、献茶が行われる。なお、3月31日～4月5日、10時半より15時まで白鳳伽藍西回廊にて野点が催される。野点は、遠州流茶道、裏千家淡交会、石洲流茶道宗家、煎茶花月菴流、煎茶醒心菴流が持回りで担当する。
4月	8日	花祭りの甘茶	東大寺大仏殿	花祭り（仏生会・灌仏会）は釈迦の誕生の出来事を行事にしたものである。釈迦は4月8日に生まれ、その時に天から甘露の雨が降ったとされていることから、誕生仏像に甘茶を注ぐ。僧侶らは散華や読経の後、甘茶を口にする。その後、参拝者らにも甘茶が振る舞われる。
			興福寺南円堂前庭	
	第2土・日曜	春の大茶盛式	西大寺光明殿	鎌倉時代に西大寺を復興した叡尊上人が、八幡宮に献茶した余服のお茶を民衆に振舞ったことに由来する茶儀。巨大な茶碗で点てた抹茶を参加者が回し吞みをする。

社寺における茶の湯に関連する主な行事等（その2）

月	日	茶の湯に関連する 主な行事等	場所	概要
5月	3日	献茶式（山陵祭）	東大寺大仏殿	8時半に大仏殿を出発し、東大寺一山の僧侶が聖武天皇をまつる佐保御陵に参拝、再び大仏殿に戻って午前11時より裏千家による献茶式が行われる。なお、献茶式終了後、大仏殿東回廊の施茶席では、抹茶がふるまわれ、大仏殿を参拝された方は自由に席に入ることができる。近年は約4000人分の抹茶が準備され、14時頃に終了する。
5月	4日 5日	最勝会・玄奘三蔵会 大祭の野点席	薬師寺西回廊	国家安泰や五穀豊穰などを祈る法要であり、また官僧の任命の為の国家試験の場でもあった日本三大会（南京三会）と呼ばれた法要の一つである最勝会の前後に、玄奘三蔵会大祭のひとつの行事として、白鳳伽藍西回廊に野点席が設けられる。4日13時～15時半までは石洲流茶道宗家、5日13時～15時半までは裏千家竹悠会が担当する。
	10日	献茶祭	春日大社	表（不審庵）、裏（今日庵）、武者小路（官休庵）の三千家家元が毎年交代で献茶奉仕。輪番制は昭和22年（1947）4月3日に三千家の各宗匠による話し合いにより武者小路千家、表千家、裏千家の輪番により奉仕することが決定し、同年5月5日に武者小路千家宗守宗匠奉仕によって始まった。祭典後、一門による拝服席が設けられる。
6月	5日	開山忌舍利会の献茶	唐招提寺御影堂宸殿	開山鑑真大和上の命日である6月6日に、和上が請来した舍利を奉り、和上の遺徳を偲ぶ行事である。5日9時から御影堂宸殿にて一山の僧侶による読経のなか、茶道藪内流による献香、献茶が行われ、16時からは講堂で御宿忌法要が行われる。なお6日には13時から講堂で舍利会御諱法要が行われる。
8月	23日 24日	地藏会の茶席	元興寺小子坊	地藏会は、有縁無縁一切霊等を追善し、また家内の繁栄と子供たちの健やかな成長を、そして世界の平和を地藏大菩薩に祈願する行事である。18時から小子坊において裏千家による茶席が設けられる。
9月	中秋名月の日	観月讃仏会の献茶式	唐招提寺御影堂	開祖鑑真和上を奉安する御影堂の庭園が特別に開放され、和上と共に中秋の名月をめぐる法要が金堂で行われる。御影堂では、裏千家大宗匠による大和上と月への献茶式が行われる。
		観月会の観月茶会	大安寺	観月会の一つの行事として、16時から（公財）煎茶道方円流による観月茶会が催される。観月会では、その他に法話、月舞、語り、地唄が行われる。
		送月の茶会（観月会）	三松寺	18時から道場で坐禅が行われ、19時過ぎから尺八、琴の演奏を聞きながら茶会が実施される。約330年前に寺内に郡山城主柳沢保光公が茶室送月舎で造り月をめぐる故事にちなむ。
10月	8日	天武忌	薬師寺西回廊	薬師寺創建を發願した天武天皇の遺徳を偲ぶ法要「天武忌法要」前の10時から15時まで、白鳳伽藍西回廊に裏千家竹悠会による野点席が設けられる。
	15日	献茶式（大仏さま秋の祭り）	東大寺大仏殿	天平15年（743）の10月15日に聖武天皇により大仏を造ることが発案・祈願されたことを祝う法要であり、10時より、散花や読経を行い、大仏様に茶を献ずる献茶式が表千家により行われる。なお、13時半からは、鏡池舞樂台において「慶讃能」が奉納される。
	28日	幽玄忌茶会	元興寺泰楽軒	大和指物師である川崎幽玄（明治38年（1905）～平成12年（2000））の命日である10月28日に幽玄監修の茶室である泰楽軒において、川崎幽玄顕彰会との共催により「幽玄忌茶会」が開かれる。掛け釜：裏千家流。
	第2日曜	秋の大茶盛式	西大寺光明殿	延応元年（1239）西大寺中興開山・興正菩薩叡尊上人が西大寺八幡社頭で行った茶儀に由来する行事である。

③茶室その他

奈良市内には、社寺や庭園、町家などに数多くの茶室がみられる。

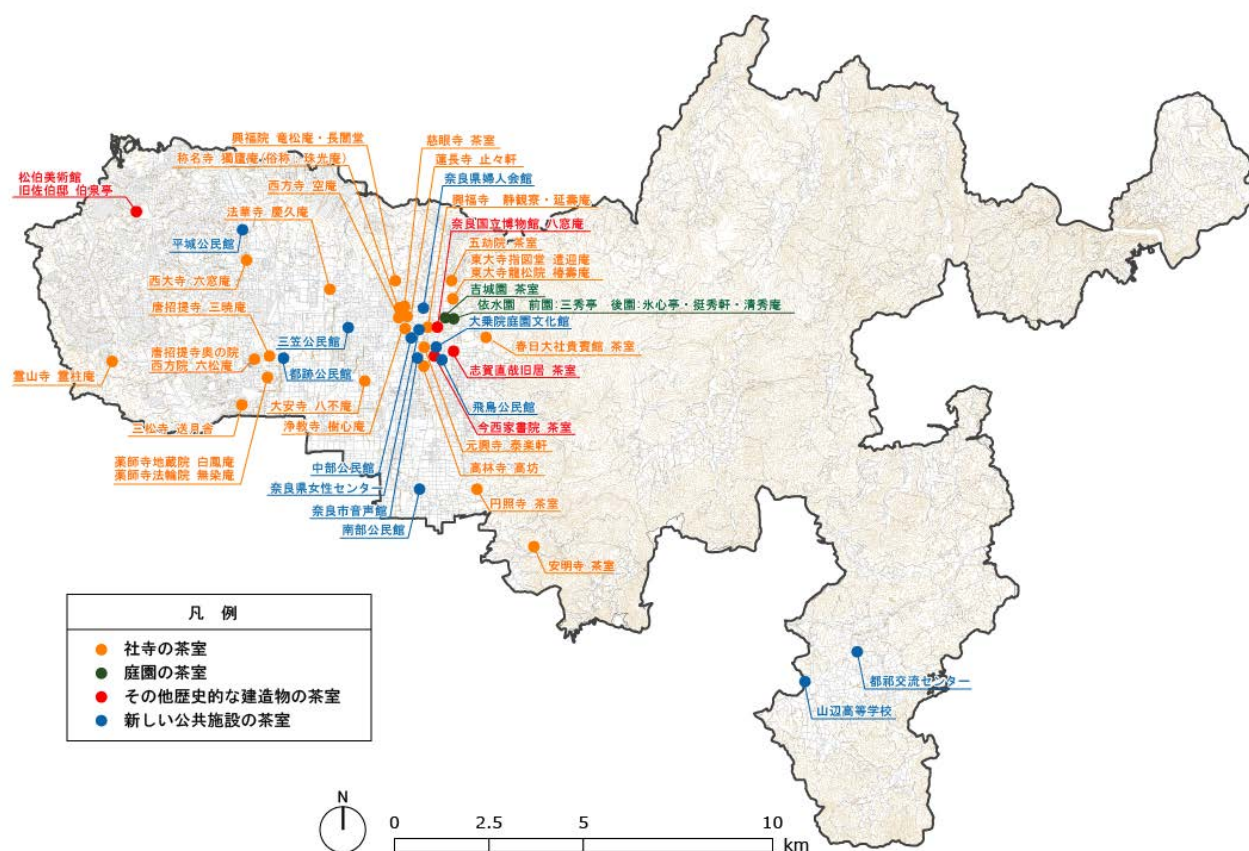
有名なものでは、延宝年間（1673～1681）頃奈良晒業者・清須美道清が設けた別邸にある三秀亭、その東つづきに明治 30 年頃実業家・関藤次郎が設けた依水園にある氷心亭、村田珠光が晩年称名寺に作った茶室の由緒を受け継ぐ江戸時代後期の獨廬庵、依水園南に大正 8 年（1919）頃に建てられた古城園茶室などがある。

その他、町家や民家にも茶室をもつものが多い。敷地が限られるため独立して庵を設ける例は少ないが、同心屋敷の遺構である多門町の鐺木家住宅のように幕末に茶室を増築した例や、重要文化財藤岡家住宅のように近代になって一部を改造して茶室とした例もあり、日常生活の中に茶の文化が溶け込んでいたことが伺える。

また、奈良町の田村青芳園茶舗では、伝統的な町家において各種の大和茶を販売している。木造 2 階建、切妻造棧瓦葺の平入町家で、正面は軒を出桁とし、両側に卯建を設け、2 階に大きな虫籠窓を設けるなど、奈良町の伝統的な町家の姿を留める建物として登録有形文化財になっている。店内では昭和 33 年製の焙煎機でほうじ茶の焙煎を行っており、店の前を通ると茶を焙じる香りが漂ってくる。伝統的な町並みに茶の香りが溶け込み、市民や観光客から親しまれている。



田村青芳園茶舗



奈良市内の主な茶室の分布

奈良市内の主な茶室

△：要予約

No	名称	所在地	所有者	建築年代	公開		流派
					見学	使用	
1	安明寺 茶室	高樋町	安明寺	江戸時代	△	△	裏千家
2	円照寺 茶室	山町	円照寺	嘉永4年(1851)	×	×	裏千家
3	依水園 前園：三秀亭 後園：氷心亭・挺秀軒・ 清秀庵	水門町	名勝依水園・ 寧楽美術館	前園：延宝年間(1673～81) 後園：明治32年(1899)	○	—	—
4	春日大社貴賓館 茶室	春日野町	春日大社	大正15年(1926)	×	×	表千家 裏千家 武者小路千家
5	今西家書院 茶室	福智院町	個人		○	△	—
6	元興寺 泰楽軒	中院町	元興寺	平成6年(1994)	△	△	—
7	興福寺 静観寮	登大路町	興福寺	昭和6年(1931)	△	×	—
8	興福寺 延壽庵	登大路町	興福寺	江戸時代、昭和31年(1956) 再興	×	×	—
9	高林寺 高坊	井上町	高林寺	昭和63年(1988)	×	×	裏千家
10	興福院 竜松庵・長闇堂	法蓮町	興福院	竜松庵：昭和3年(1928) 移築 長闇堂：昭和3年(1928)	×	×	裏千家
11	五劫院 茶室	北御門町	五劫院	平成2年(1990)	×	×	裏千家
12	西大寺 六窓庵	西大寺芝町	西大寺	昭和36年(1961) 移築	×	×	—
13	西方院 六松庵	五条二丁目	西方院	平成2年(1990) 移築	○	×	—
14	西方寺 空庵	油阪町	西方寺	昭和4年(1929)	△	×	裏千家
15	三松寺 送月舎	七条一丁目	三松寺	明和7年(1770)	×	×	裏千家
16	称名寺 獨盧庵(俗称 珠光庵)	菖蒲池町	称名寺	享和2年(1802) 頃	△	×	—
17	慈眼寺 茶室	北小路町	慈眼寺	昭和59年(1984) 茶室に改 造	×	×	裏千家
18	志賀直哉旧居 茶室	高畑町	奈良学園	昭和4年(1929)	○	△	—
19	松伯美術館 旧佐伯邸 伯泉亭	登美ヶ丘二 丁目	近畿日本鉄道	昭和40年(1965)	△	△	—
20	浄教寺 樹心庵	上三条町	浄教寺	昭和33年(1958) 頃	×	×	裏千家
21	大安寺 八不庵	大安寺二丁 目	大安寺	平成7年(1995)	×	×	裏千家
22	唐招提寺 三暎庵	五条町	唐招提寺	昭和41年(1966)	×	×	蘇内流
23	東大寺指図堂 遣迎庵	雑司町	東大寺	17世紀後半頃	×	×	—
24	東大寺龍松院 椿壽庵	雑司町	東大寺	昭和36年(1961)	×	×	—
25	奈良国立博物館 八窓 庵	春日野町	国立文化財機 構	明治25年(1892) 移築	○	△	—
26	法華寺 慶久庵	法華寺町	法華寺	昭和51年(1976)	×	×	表千家 裏千家 武者小路千家
27	薬師寺地蔵院 白鳳庵	西ノ京町	薬師寺地蔵院	昭和初期	×	×	—
28	薬師寺法輪院 無染庵	西ノ京町	薬師寺法輪院	玄関棟札では天明5年 (1785)	×	×	—
29	吉城園 茶室	登大路町	奈良県	大正8年(1919)	○	△	—
30	霊山寺 霊柱庵	中町	霊山寺	昭和30年(1955) 改築	×	×	—
31	蓮長寺 止々軒	油阪町	蓮長寺	昭和28年(1953)	△	×	—

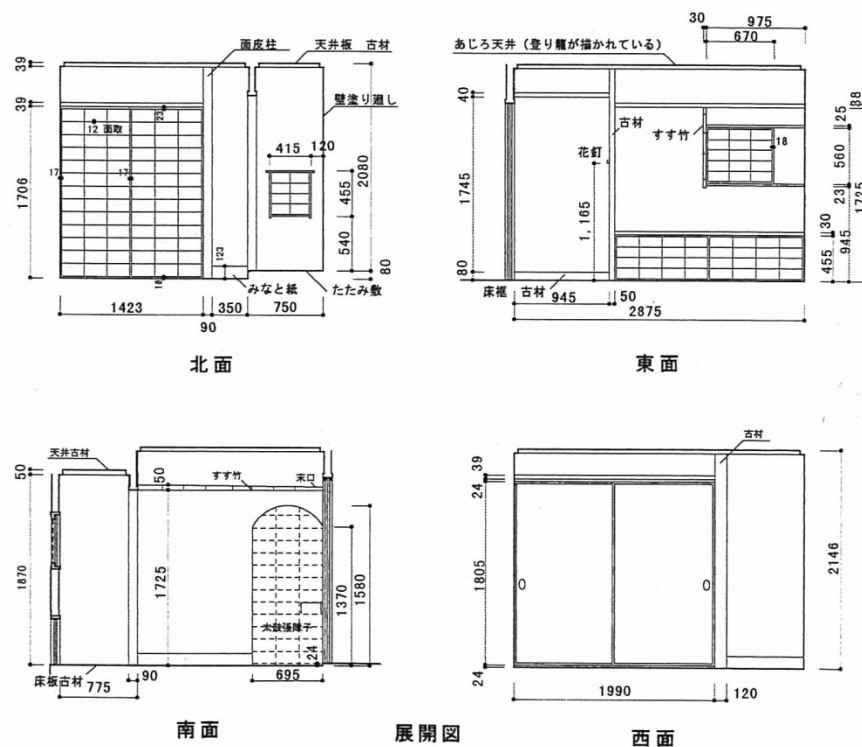
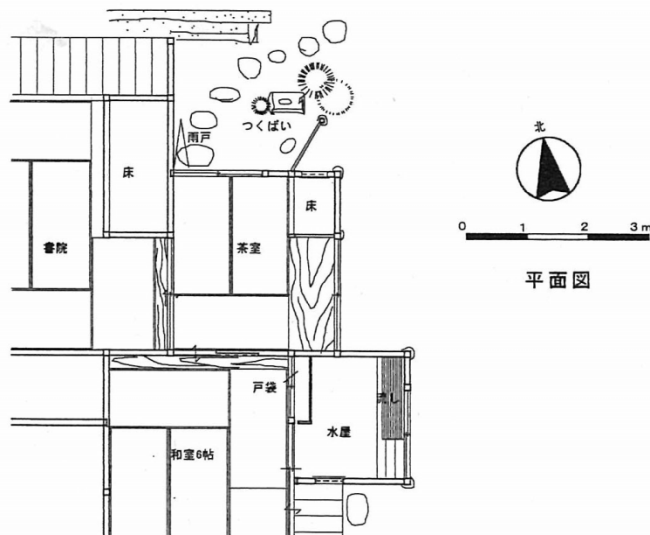
資料：奈良県建築士会「大和茶室探訪」(2010改訂版)

○今西家書院茶室

興福寺の南東約1kmの奈良町の一角に位置する。北側の2室は室町時代に遡る書院造の古い遺構として重要文化財に指定されており、その東側に茶室がある。

茶室は3畳で、^{にじりぐち}躑口はなく貴人口から出入りする。天井は網代編みで、中央に登り龍を描く。炉を設けないのは珍しい。平成9年（1997）には南東に水屋が増設された。

庭園は、藪椿、楓、馬酔木など四季折々の風情がある。



（出典：奈良県建築士会「大和茶室探訪」1998）

○称名寺獨廬庵

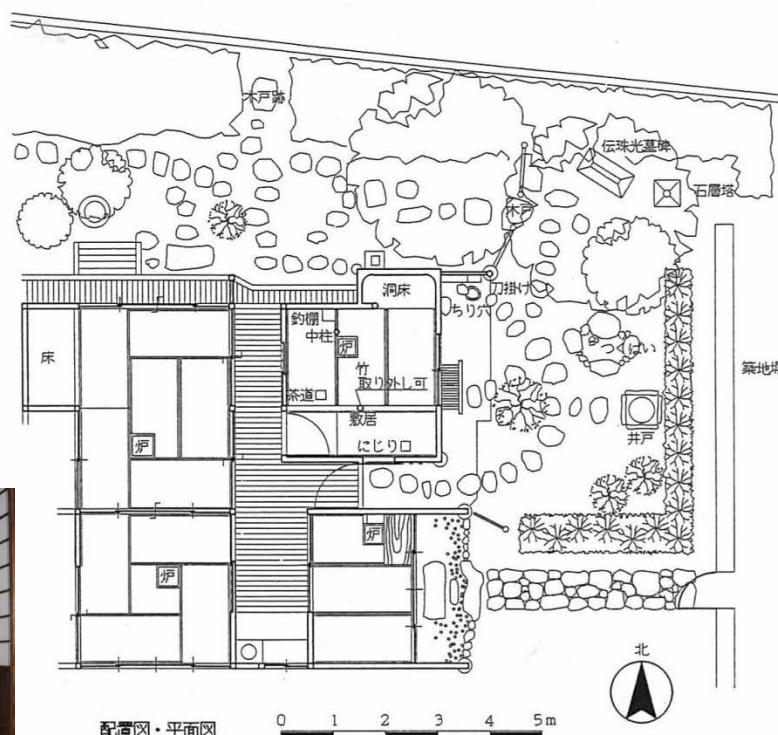
近鉄奈良駅西の高天交差点の250mほど北に「茶礼祖、村田珠光旧跡称名寺左へ」の道標があり、そこを西に100mほど行くと称名寺がある。文永2年（1265）に興福寺の学僧が創建し、はじめ興福寺の北にあったが、近世初頭までに現在地に移転したという。その後宝永元年（1704）と宝暦12年（1762）の2度大火で焼失している。茶祖村田珠光を出した寺として知られる。

獨廬庵は珠光が晩年に設けたという茶室で、現存の建物は宝暦大火後の再建である。山門を入ってすぐ左手の築地塀の奥にある。4畳半敷上り台目^{ほらどこ}で、洞床を構え、台目柱を立てて炉を台目切とし、貴人口と躡口^{にじりぐち}を設ける。取り外し可能な柱・壁・障子で3畳席と1畳半の相伴席に間仕切りできるようになっており、珍しい手法である。

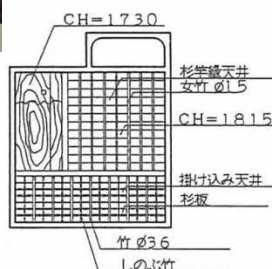
露地には珠光の碑がある。毎年5月15日の珠光の命日に珠光忌が催される。



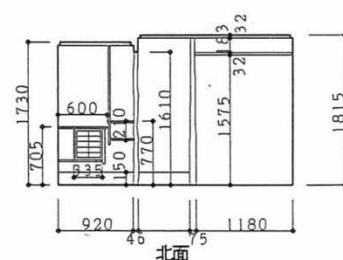
（奈良称名寺蔵）



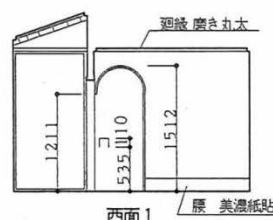
配置図・平面図



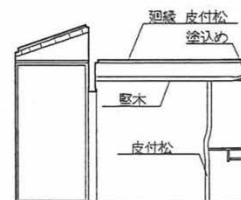
天井伏図



北面



西面1



西面2



（奈良称名寺蔵）

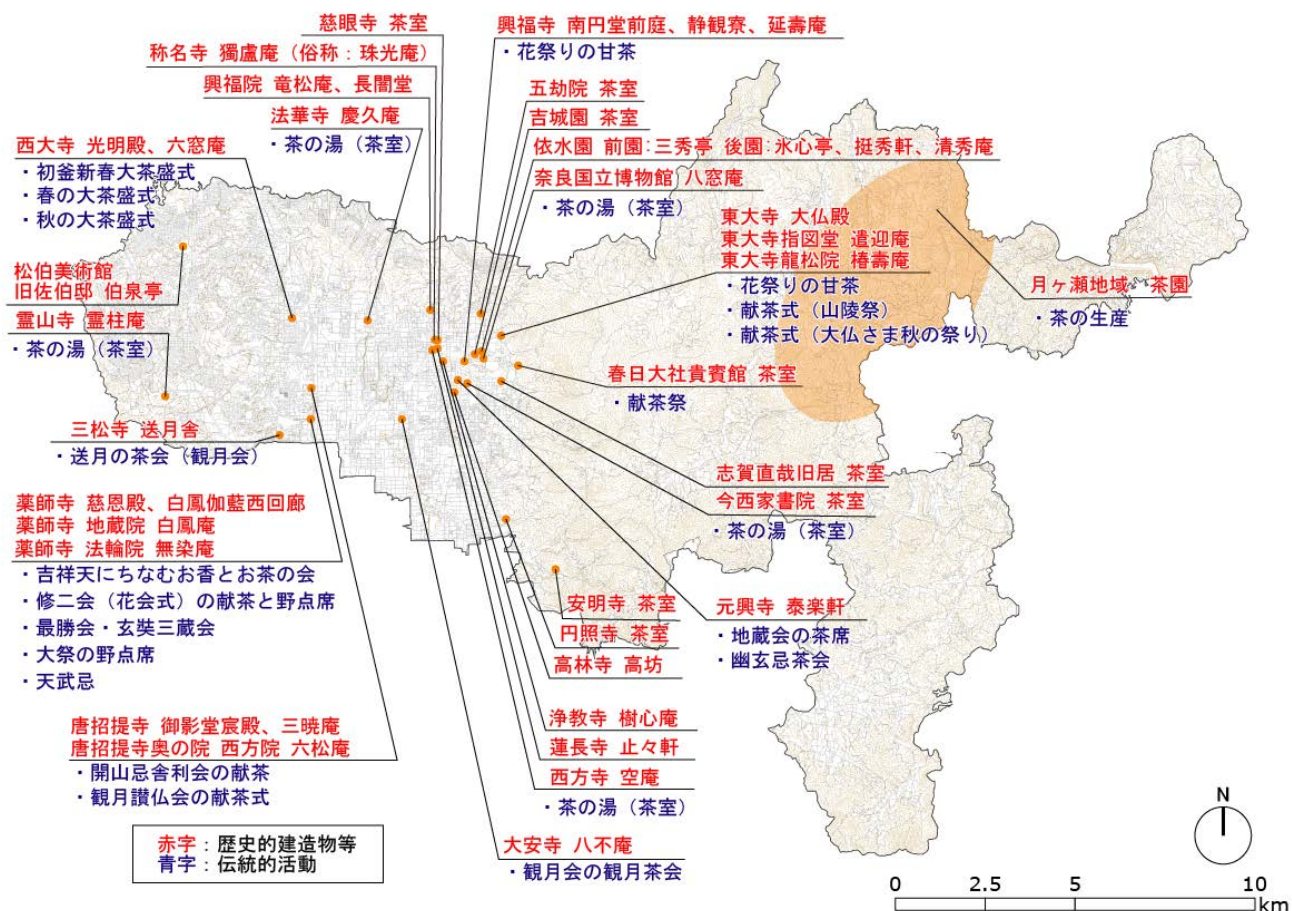
（出典：奈良県建築士会「大和茶室探訪」1998）

④まとめ

わが国で茶が普及する過程で、鎌倉時代に叡尊が茶を喧伝し、奈良の寺院で茶の栽培が行われたことは重要である。室町時代には、西大寺や興福寺で茶盛・茶会が行われ、喫茶の風習が広がりを見せた。こうした伝統を背景として、村田珠光が新たに簡素な茶室を考案して茶道（侘び茶）の礎を築くと、茶の湯が奈良の有力町人の間にも広まった。江戸時代には、奈良町の多くの町家にも茶室が設けられ、茶を通じて人々の交流が盛んに行われた。現在も、奈良では多くの社寺や町家などに茶室が設けられており、茶の文化に基づく歴史的環境が形作られている。それらを舞台に、市民団体や行政による茶会、イベント、教育事業など、さまざまな活動が展開されている。

また、主に奈良市東部に広がる茶園では、山間地域の地形や気象を巧みに利用して茶の生産が続けられてきた。特に近代以降は、国内外の需要に応えるべく、品質と生産性の向上が図られてきた。その結果、大和茶は今日多くの人々に愛飲されており、茶業は奈良の主要な産業の一つとして重要な位置を占めている。さらに、山並みと一体となった広大な茶園により特有の文化的景観が形成され、その美しい風景が市民や来訪者に安らぎを与えている。

このように奈良市では、茶が市民の心豊かで潤いのある生活に貢献しており、長年培われてきた茶の文化に立脚した歴史的環境と活動に基づく、特色ある歴史的風致がみられる。



茶の文化にみる歴史的風致の分布

Ⅲ. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み

(1) 歴史的風土の保存

ア. 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区（古都保存法）

昭和 40 年（1965）前後、平城山丘陵への住宅団地の建設計画、若草山一帯における三笠山温泉郷の建設などの開発圧力により、万葉に歌われた山野の地形を一変させかねない状況となったこと等を受け、昭和 41 年（1966）に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法が制定された。本市は同法第 2 条の規定により古都に位置付けられ、平城京を起源とする大社寺等と東・西・北方のなだらかな丘陵地の自然的環境とが一体となった歴史的風土を形成している区域が歴史的風土保存区域に指定され、またそのなかでも特に重要な地区が歴史的風土特別保存地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきた。

現在では、歴史的風土保存区域 3 地区（約 2,776ha）、歴史的風土特別保存地区 6 地区（約 1,809ha）により、歴史的風土の保存に取り組んでいる。

奈良市の歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定状況

歴史的風土保存区域				歴史的風土特別保存地区		
区域の名称	地区の名称	面積 (ha)	指定年月日	地区の名称	面積 (ha)	指定年月日
奈良市 歴史的風土 保存区域	春日山	1,743	S41. 12. 14	春日山	1,329 1,140 189	S42. 4. 8 S57. 12. 24
	平城宮跡	919 910 9	S41. 12. 14 S57. 10. 30	平城宮跡	419 172 247	S42. 4. 8 S57. 12. 24
				聖武天皇陵	5	S57. 12. 24
				山陵	17	S42. 4. 8
	西の京	114	S41. 12. 14	唐招提寺	29	S42. 4. 8
				薬師寺	10	S42. 4. 8
	(3地区)合計	2,776		(6地区)合計	1,809	

イ. 風致地区（都市計画法）

歴史的風土の保存は、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区と都市計画法に基づく風致地区とをオーバーラップさせることで、その実効性を担保している。

本市における風致地区の指定は、昭和 12 年（1937）に奈良県が、若草山、佐保山、山陵、都跡、西の京、菖蒲池の計 2,890.0ha を旧都市計画法に基づく風致地区に指定したことに始まる。その後、昭和 40 年（1965）に風致地区指定が第 1 種から第 3 種に分けられて独自の保存規制が実施され、指定区域が大幅に拡大された（計 4,725.4ha）。また、山陵地区と都跡地区が統合されて平城山地区とされるとともに、新たに富雄地区が指定された。昭和 43 年（1968）の新都市計画法の制定を受け、昭和 45 年（1970）には、奈良県風致地区条例が制定された。

奈良県風致地区条例では、地形や山・森林等の自然的要素、寺社、宮跡等の歴史的要素及び緑の多い住宅地等の市街地的要素等に応じて、風致地区を第 1 種地区から第 3 種地区までのいずれかに指定することとし、これらの地区ごとに、建築物の高さ、建蔽率、外壁後退、緑地率等を定めている。また、景観特性に応じたきめ細かな規制と誘導を行うため、平成 13 年（2001）には、風致の維持・創出のための奈良県独自の基本方針である「奈良県風致保全方針」を策定し、自然的要素、歴史的要素、市街地的要素により、これまでの 3 種類の地区を、細分化し第 1 種から第 5 種までとした。この風致保全方針で

は、風致を構成する主要要素を踏まえ、県内の風致地区を「自然保全型地区」「歴史保全型地区」「市街地育成型地区」の3つの地区に区分し、地区の実情に応じて今後の風致景観の方向性を「保護」「維持・保全」「育成」に分類している。これらの分類の組み合わせにより、各風致地区を11のゾーンに区分し、ゾーンごとに建築物等の修景に関する方針を定め、別途定めた審査指針により、風致景観のきめ細かい方向性を示している。

なお、風致地区内の行為の許可に関しては、平成14年（2002）の中核市移行に伴い、奈良市長が行っている。さらに、平成25年（2013）には、地方分権改革で、風致地区に関する都市計画決定権限が市に移譲されたことにより、「奈良市風致地区条例」として、行為の許可を行っています。

風致地区の指定面積（単位：ha）

地区 \ 種別	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	合計	指定の趣旨
春日山	1,329.0	1,056.9	368.4	23.3	24.2	2,801.8	奈良公園及び周辺の風致景観の保存のため
佐保山	138.4	71.7	264.6	0.4	13.7	488.8	御陵風致保存のため
平城山	302.6	62.2	195.8	—	15.4	576.0	史跡及び御陵風致保存のため
西の京	39.0	35.1	125.6	0.8	—	200.5	社寺風致保存のため
あやめ池	—	13.8	324.9	—	74.5	413.2	良好な住宅地等の風致保存のため
富雄	—	215.7	31.9	—	—	247.6	自然景観保存のため
計	1,809.0	1,455.4	1,316.8	24.5	122.2	4,727.9	



春日山地区の歴史的風土



西の京地区の歴史的風土

（2）景観の保全・形成

昭和46年（1971）に「奈良市の景観整備に関する調査研究」を実施し、そのなかで、景観破壊の要因とその対応策を整理し、景観整備の基本方針として、「1. 歴史的景観の保全」、「2. 平城京の復元的開発」、「3. 組織の拡充」、「4. 財政援助」、「5. 高度地区の設定」の5項目を提示した。この基本方針を基に、景観の保全・形成に係る各種取り組みを展開してきた。

ア. 奈良町都市景観形成地区

昭和48年（1973）、「奈良市の景観保全対策に関する調査研究」を実施し、奈良市の代表的な景観をつくる奈良公園地区（特にその市街地部分）と西の京地区および平城宮跡地区を対象に建物デザインのあり方について検討、提言を行った。そして、昭和50年（1975）の文化財保護法改正に伴う伝統的建造物群保存地区制度の創設を受け、奈良町地区において、昭和57～58年度に伝統的建造物群保存対策

調査、昭和 59～60 年度に伝統的建造物群調査を実施してきた。伝統的建造物群保存地区の指定には至らなかったものの、これらの成果を受け、昭和 63 年（1988）には「奈良市町並み保存事業費補助金交付要綱」を制定、平成 2 年（1990）には「奈良市都市景観条例（平成 21 年（2009）に改正して「なら・まほろば景観まちづくり条例」となる。）」及び「奈良市町並み保存整備事業基金条例」を制定し、平成 6 年（1994）には、奈良町を奈良市都市景観条例（平成 2 年（1990）3 月 27 日制定）に基づく「奈良町都市景観形成地区」に指定し、歴史的な町並み景観の保全・形成に取り組んできた。

また、「奈良町都市景観形成地区」では、その他にも、道路や街路灯の美装化などの歴史的な町並みの形成に係る各種景観整備事業をはじめ、「ならまち町家バンク」や「奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業」などの町家の保全活用ための様々な取り組みを展開してきた。



奈良町都市景観形成地区の町並み



奈良市都市景観形成地区建造物保存整備事業による建築物の修理・修景事例

イ. 高度地区

昭和 47 年（1972）、貴重な歴史的環境との調和や良好な市街地環境の保全を図るため、「高度地区指定の基本方針」が定められ、第 1 種 15m、第 2 種 20m、第 3 種 31m、第 4 種 10m（いずれもペントハウスを含む絶対高さ）の 4 種の最高限度高度地区の種別が設定された。これに基づき、本市では、昭和 55 年（1980）に 2,157.4ha（第 1 種：1,607.2ha、第 2 種：256.2ha、第 3 種：246.0ha、第 4 種：48.0ha）が高度地区を指定した。

その後、経済情勢の変化に起因する県土の土地利用の多様化が進み、将来を展望した土地利用の見直しの必要性が生じたことから、昭和 61 年（1986）、高度地区の指定基準の見直しを行い、新たに、日照・通風等に特に配慮した高度地区（第 5 種 15m 斜線制限付き）、防災・景観等に特に配慮した高度地区（第 6 種 25m）、より土地の高度利用が図れるような高度地区（第 7 種 40m）の 3 種が追加され、合計 7 種の高度地区メニューが設けられた。また、これと併せて、土地の高度利用を図ることを目的として建築物の高さの算定方法が改められ、一定規模以下のペントハウスは高さに算入されないこととなった。この高度地区指定基準の見直しに伴い、奈良市においても、昭和 62 年（1987）に種別の見直しを実施した。

その後、景観保全の重要性や地域の活性化の重要性、保全と活性化の調和の重要性などの社会経済動

向などを踏まえ、平成 10 年（1998）8 月に奈良県により「高度地区運用ガイドライン」が策定され、保全的エリアと緩和的エリアの考え方が示されるとともに、勾配屋根緩和型を含めた現行の 8 種の高度地区メニューが提示された。同ガイドラインを受け、本市では、平成 13 年（2001）に種別変更が実施した。現在、本市では 2,515.9ha が高度地区に指定した。

高度地区の種別及び指定面積（単位：ha）

10m 高度地区	15m 高度地区	15m斜線 高度地区	15m高度地区 勾配屋根緩和型	20m 高度地区	25m 高度地区	31m 高度地区	40m 高度地区	合計
41.9	1,665.2	177.0	7.2	354.8	192.1	69.9	7.8	2,515.9



高度地区による低層市街地の広がり



高さ制限により守られてきた眺望

ウ. 都市景観形成基本方針～奈良市景観計画

本市では、市全域の良好な景観の形成を図るため、平成元年（1989）に「都市景観策定調査」を実施し、同調査に基づき「都市景観形成基本方針」を作成した。そして、平成 2 年（1990）に奈良市都市景観条例を制定し、同条例に基づき平成 4 年（1992）に「奈良市都市景観形成基本計画」を策定してきた。その後も、平成 6 年（1994）の「都市景観整備計画調査」に基づく景観形成マニュアル、奈良市景観形成デザインの手引き、景観読本の作成などの各種取り組みを進めてきた。

そして、平成 16 年（2004）の景観法の制定ならびに平成 17 年（2005）の旧月ヶ瀬村及び旧都祁村との合併を受け、平成 18 年（2006）には「奈良市都市景観形成基本計画」を改訂し、平成 21 年（2009）に奈良市都市景観条例を改正して、景観法の委任条例としての「なら・まほろば景観まちづくり条例」とし、平成 22 年（2010）には「奈良市景観計画」を策定した。

エ. 奈良市眺望景観保全活用計画

古都保存法に基づき、昭和 42 年（1967）に決定された「奈良市歴史的風土保存計画」では、「背景となる春日山、御蓋山、若草山等の丘陵とその稜線」や「両寺（薬師寺、唐招提寺）の間および県道奈良大和郡山斑鳩線からの展望域」の重要性が示されている。昭和 60 年（1985）には、「西の京大池（勝間田池）から薬師寺の塔ごしに見る大和青垣の眺望」「平城宮跡からの大和青垣の眺望」の 2 つの眺望景観を、奈良を代表する重要な眺望景観としそ現在の高度地区を都市計画決定した。また、平成 13 年（2001）4 月に策定された「奈良県風致保全方針」では、各風致地区の保全方針に近景、中景、遠景の各要素、眺望についての記載もみられる。このように、奈良市では古くから眺望景観の重要性を認識し、政策・制度を展開してきた。

一方で、近年、歴史・文化・自然が織り成す奈良市固有の景観と調和しない形態、意匠、色彩の建築物の建築等や屋外広告物の掲出、管理が行き届かない山林の植生の変容、歴史的建造物や樹木等の喪失、個別の農地転用等による土地利用の変容、ＪＲ奈良駅周辺や近鉄奈良駅周辺などを中心とした中高層建築物の建設による眺望の変容など、様々な景観の課題が生じてきた。また、少子高齢化などの社会的背景の変化により、これまで地域コミュニティにより育まれ、受け継がれてきた生業や産業、伝統技術や芸能などの民俗文化が衰退・喪失し、奈良市の景観（眺望景観）の魅力の減退が危惧されてきた。

このような背景を踏まえ、平成 20 年度から、奈良市ホームページにおいて、「奈良を感じるすばらしい眺め」の公募を行い、眺望景観の保全・活用に向けた新たな取り組みを開始した。そして、平成 22 年（2010）1 月に策定された「奈良市景観計画」に「眺望景観の保全・活用」を位置付けるとともに、平成 22 年（2010）4 月 1 日改正の「なら・まほろば景観まちづくり条例」において、重要眺望景観の指定ならびに眺望景観保全活用計画の策定を規定し、これらを受けて、平成 24 年（2012）4 月に「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定したところである。



平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望



西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望

オ. 奈良市屋外広告物条例

屋外広告物の規制については、昭和 35 年（1960）4 月 1 日に奈良県屋外広告物条例が制定され、奈良市域についても、同条例に基づき奈良県が規制・誘導を実施してきた。平成 14 年（2002）4 月 1 日に中核市に移行したことを受け、同日より奈良市屋外広告物条例を施行し、現在は奈良市が屋外広告物の規制・誘導を実施している。



地色と文字色を反転させ、高彩度色の使用割合を抑えた例



白地を増やし、高彩度色の使用割合を抑えた例

屋外広告物の修景事例

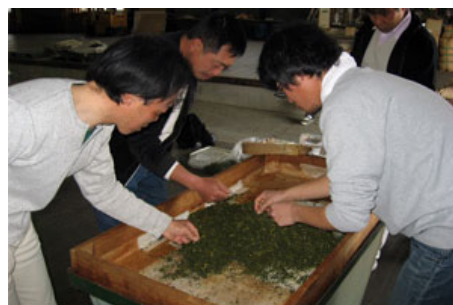
（３）文化・芸術、伝統産業の振興

平成 13 年（2001）に「文化芸術振興基本法」が制定されたことを受け、本市では、平成 17 年度から

文化振興条例の制定に着手し、平成 19 年（2007）4 月に「奈良市文化振興条例」を施行した。また、本市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、日本の伝統文化が息づくまちであることから、本市にとって「文化」はまちづくりの核として最も大切な役割を果たすものであるという認識のもとに、同条例に基づき、平成 21 年（2009）3 月に「奈良市文化振興計画」を策定し、次の取り組みを実施してきた（同計画は文化財の保存・活用についても定めるが、ここでは省略する。）。

ア. 市民活動への支援

市民の多様な発想から生み出される各種事業の企画を広く募り、優れたものを市の事業として市民の力を活かしながら実施することにより、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、平成 18 年度から 21 年度にかけて「奈良市市民企画事業」を実施してきた。4 年間で合計 15 事業を採択・支援しており、その多くが本市の歴史や文化に関係するものであった。



奈良市市民企画事業（平成 19 年度）
「大和茶「手もみ」技術の伝承」

奈良市市民企画事業の採択状況

採択年度	採択事業の名称
平成 18 年度	奈良公園・春日原始林の巨樹に親しむ
	「奈良小唄」と『奈良盆踊』の復活
平成 19 年度	奈良のむかし話を子どもたちに伝承する
	世界遺産東大寺転害門に隣接する町屋を活用した地域活性化計画
	大和茶「手もみ」技術の伝承
	（仮称）佐保川今在家桜公園整備計画
	「蒼池湿原・自然型公園（ビオトープ）」への活用
	鹿が取り持つご縁「奈良と鹿嶋の交流と活性化を図る」
平成 20 年度	鳥見ビオパークづくり
	ライブカメラによる世界遺産「奈良」の四季パノラマ動画配信
	生きつづける木簡
	山辺の道・北道の活性化事業
平成 21 年度	《市民、大学、市の三者が協働した》奈良女子大前の旧交番を観光活動等の地域活性化拠点として活用する事業
	鳥見ビオパークづくり（平成 22 年度）
	里程元標復元事業

イ. 文化振興事業の実施

奈良市が取り組む主な文化振興事業として、“日本人の心のふるさと”奈良大和路を半世紀にわたって撮り続け、日本を代表する写真家の一人として知られる入江泰吉の業績を顕彰する「入江泰吉記念写真賞」がある。日本の美・心・人をキーワードに 2 年に 1 回、作品を全国から募集して受賞作の展覧会を開き、奈良から日本の多彩なイメージを発信している。また、これに併せて「なら PHOTO CONTEST」が開催され、奈良県内の魅力的な風景や行事、日常のシーンなどを題材にした写真を選考し、入江泰吉記念奈良市写真美術館内展示室等で展覧会を行い、本市の文化の振興を図っている。

ウ. ならまちに立地する施設の有効利用

「音声館」、「ならまちセンター」、「ならまち振興館」、「名勝大乗院庭園文化館」、「杉岡花邨書道美術館」等の施設を活用し、文化・芸術の振興を図るとともに、観光客の誘致を図っている。また、「史料保存館」の展示室には古文書や古図、写真等の歴史資料を展示し、市民や観光客に公開している。

エ. 伝統工芸の振興

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品として「奈良筆」と「奈良墨」、奈良県伝統的工芸品として「赤膚焼」、「奈良団扇」、「奈良晒」、「鹿角細工」、「木製灯籠」が指定されている。

「なら工藝館」において、伝統ある奈良工芸の振興・発展及び後継者の育成を図るとともに、観光客にも親しんでもらえるよう伝統工芸品の展示を行っている。

オ. 伝統の技のPR

伝統の技や仕事場、個人の収集品等を見せる「奈良まちかど博物館」の取り組みを市内の4つのエリアで行っており、伝統と文化を活かした周遊コースを掲載したパンフレット等を作成し、PR活動を行っている。

「きたまちまちかど博物館」は、鹿の角細工や鹿せんべいづくりなど奈良らしい地域産業の商店や、地元住民の日常生活を支える店舗が数多く存在する近鉄奈良駅北側から奈良阪までの地域に10館が開館している。「田原やま里博物館」は、製茶工場や原木しいたけ園といったやま里ならではの産業のほか、家具やスタンドグラスづくりなどの職人が営む工房がある田原地区に12館が開館している。「柳生ロマンの里博物館」は、柳生新陰流の伝統を受け継ぐ武道具店や地域を支える仕事場がある柳生地域に8館が開館している。「ならまちまちかど博物館」は、江戸時代末から明治時代にかけての町家の面影を今に伝えつつ奈良の伝統産業を支える店舗や町家を活かしたギャラリーなど20館が開館している。



ならまちまちかど博物館 イラストマップ

(4) 観光の振興

平成元年（1989）12月、元興寺界限、清水通り界限、高畑界限を対象とした「奈良町博物館都市構想」を、平成4年（1992）1月には、「ならまち賑わい構想」を策定し、奈良町を中心に観光振興の取り組みを展開してきた。平成19年度（2007）には、本市は、国際文化観光都市であり、観光は本市の魅力や活力を充実させるツールであるとともに、本市の大きな経済基盤であるという考えのもとに、「新奈良ブランド開発計画」を策定し、まち歩きや文化、人々の暮らしを楽しめる多彩なウォーキングコース「ゆきめぐり」の作製や「ならまち」のブランド化など、新たな奈良の魅力づくりを進め、また、東京観光オフィスを設置するなど観光客の誘致を図ってきた。そして、平成22年（2010）2月には、本市の観光振興に関する基本的な方向性、事業の取り組み方針を整理した「奈良市観光交流推進計画」を策定し、

同計画に基づき、次の取り組みを実施してきた。

ア．駅周辺環境整備

奈良市への観光の玄関口であるＪＲ奈良駅において、観光客等の動線を適切に分離し、スムーズな移動を可能にするとともに利便性を向上させるため、駅前広場・ペDESTリアンデッキ・高架下の施設整備を行っている。

昭和 9 年（1934）に建築された旧駅舎は、寺院風の造りで歴史的な価値を有するものとして保存・活用されている。観光案内、イベント、展示、飲食、休憩など多目的に活用し、観光の拠点としての魅力向上を図っている。

また、明治 31 年（1898）に建設された現役のＪＲ京終駅を奈良町への玄関口として、駅舎の修理、観光案内機能の充実、駅前広場の整備を行い、地域の活性化や観光客の利便性の向上を図っている。

イ．歩行者空間の整備

ＪＲ奈良駅と春日大社を結ぶ三条通りは観光客も多く訪れる通りであり、奈良のシンボルロードとして、歩道の拡幅等による交通環境の向上により、楽しく安心して歩ける整備を行ってきた。また、標柱を町かどに設置することで、観光客が散策しやすい環境を整備してきた。

ウ．集客イベントの実施

ならまち界隈を中心に行われている「ならまちわらべうたフェスタ」は、ならまちセンターをメイン会場として、各会場で模擬店や物産展などが開かれており、平成 26 年（2014）で 22 年目を迎える。また「ならまち篝火コンサート」は、篝火を背景に気軽に音楽を楽しめるイベントであり、ならまちわらべうたフェスタのプレイイベントとして実施されている。他にも奈良の夜の魅力を創出し、ならまちの魅力の向上を図ることを目的として、主に宿泊観光客に対し、狂言・雅楽・落語等の伝統芸能の鑑賞や工芸体験などのイベントを実施している。

「なら燈花会」は平成 11 年度から実施しており、2 万本のろうそくの灯りが奈良公園一帯に広がり、幻想的な雰囲気にもまれる夏の風物詩として定着している。

また、同じく平成 11 年度から実施している「バサラ祭り」では、工夫を凝らしたコスチュームを着たダンスチームが、各会場を踊りながらパレードするもので、若者の祭典として定着している。

（株）まちづくり奈良が主体となって平成 17 年（2005）度から実施されてきたスタンプラリーは、順次規模の拡大と内容の充実が図られ、「あるくん奈良スタンプラリー」として各種のイベントと組み合わせる形で実施されている。

「平城遷都 1300 年記念事業」は平城京遷都から 1300 年にあたる平成 22 年（2010）に実施された。平城宮跡をメイン会場として、各種事業とタイアップしたイベントが中心市街地等で展開され、さらに広域ネットワーク事業により集客が図られた。観光集客に関連して、一般財団法人奈良県ビジターズビューローにより、会議・展示会・見本市などの催しを誘致することで、地域経済の活性化を目指し、来街者の増加及び文化の向上を図っている。



なら燈花会の様子



平城遷都 1300 年記念事業

エ. 観光客に向けた情報発信

もてなし観光の一環として、観光と買い物の両方に利用できる「奈良お買物観光まっぷ」の作成を行い、中心市街地等の魅力をPRするとともに、道案内や地域情報に精通した「奈良観光ボランティアガイド」を育成し、観光客の満足度の向上とリピーターの増加を図っている。

観光案内所として、奈良市総合観光案内所（ＪＲ奈良駅前）、近鉄奈良駅総合観光案内所、奈良市観光センター、奈良町南観光案内所（ＪＲ京終駅最寄）が整備され、それぞれが日本政府観光局の認定する外国人観光案内所のランクであるカテゴリを取得するなど、国の内外からの観光客の受け入れ整備や多様な情報発信を行っている。



観光ボランティアガイドによる案内
(奈良市観光協会HP)

オ. おもてなしの接客対応と宿泊機能の強化

観光客に「来てよかった、また来たい」と思ってもらえるように、観光客に対する接客マナーの向上を図っている。

また、観光客が長時間滞在できる高規格・高品質のホテル等の誘致を行うなど、宿泊機能の強化を図っている。

2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題

奈良市の歴史的風致を構成する歴史上価値の高い建造物等は、社寺や堂、祠、遺跡や古墳、庭園や公園、町家などの民家や会所、さらにそれらが形成する町並みなど多岐にわたる。このうち特に文化財的な価値の高いものは、文化財保護法や奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により保護されてきた。また、奈良町の一部の町家等は、都市景観形成建築物等の指定により伝統的な外観が維持されている。しかし、それらは市内に存在する膨大な数の歴史的建造物のうちのごく一部であり、それ以外の多くの歴史的建造物は行政による保護の対象とはなっていない。

歴史的な市街地や集落を構成する町家や民家は、老朽化や生活様式の変化に対応するため大がかりな改築や建て替えがなされたり、取り壊されて空き地や駐車場になるケースがみられる。伝統産業を営む店舗等のなかには、現代風の建物に建て替えられ、趣を失ってしまったものもみられる。コミュニティを支える基盤となってきた会所も、建て替えや解体・統合がみられる。地域の祭礼や行事の核となる神社や寺院、堂や祠などの中には、鉄筋コンクリート造の建物などに建て替わり、かつての風情が失われてしまったものもみられる。これらにより、伝統的な活動と一体となって歴史的風致を構成する歴史的な町並みも変容してきている。

伝統的な姿を維持している歴史的建造物についても、老朽化による破損や耐震上の問題などから、修理や補修に迫られているものが多くみられる。町家や民家では、居住者の高齢化などにより修理や補修が進まないものや、無住化して朽ちてきているものなどもみられ、その実態の把握と保存・継承、また空き家を活用した定住促進が課題となっている。神社や寺院、堂や祠なども同様で、特に東部地域などでは、少子高齢化や人口減少が進み、維持・管理のための人材が確保できないことや、その労力的な負担が大きいこと、さらに資金的にも氏子や檀家だけでは建て替えや補修の費用が捻出できないことなどから、管理が行き届かないものもみられるようになってきている。町家の保存と活用については、平成 23 年（2011）に「ならまち町家バンク」を設立して積極的に取り組んできたが、活用希望者と比べて町家の登録件数が極端に少ないことや、改修等経費が必要となることなどが原因で、活用に至らないケースが多く、これまで 1 件のマッチングをみたのみである。

奈良町都市景観形成地区においては修理・修景事業に対する助成を実施してきたが、伝統工法を踏襲すると費用が高額になることや、伝統技術を受け継ぐ大工・職人の減少などにより、修理・修景が必ずしも質の高いものになっておらず、外観が安易に改められ、伝統的な活動に利用される空間の構成が非伝統的なものになってしまうといった課題を抱えている。丸太格子などの格子やあげ床几、通り庭など、暮らしの伝統を伝える要素が失われ、町並みを変容してきていることは、奈良町のアイデンティティの継承の上での課題となっている。

災害対策も課題である。歴史的建造物の多くが木造建築物であることから火災対策が必要であり、地震対策も必要であり、近年局地的な豪雨等の異常気象が多発していることもふまえ、自然災害等への対策を強化していく必要がある。

歴史的建造物の活用についても、奈良の歴史・文化の魅力をより多くの人々が享受できるよう、積極的かつ効果的な活用に向けた整備や公開等が望まれる。

（２）「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題

歴史的な町並みや眺望景観を阻害するものに電柱電線類や屋外広告物がある。これらは、春日若宮おん祭におけるお渡り式のルートとなる三条通や、山陵祭における東大寺大仏殿から佐保山御陵への参拝のルートにあたる一条通などにもみられ、歴史的風致の魅力を減退する一要因にもなっている。

電柱電線類については、奈良市ではこれまでも、平成 19 年度に都市計画道路猿沢線の 420m、平成 21 年度に西ノ京周辺地域の 930m で地中化を実施してきた。しかし、奈良町をはじめとした歴史的な市街地では電線共同溝方式をとれない地区も多くあり、裏配線・軒下配線方式の採用のためには土地利用上の制約や防火対策など様々な面において住民の協力が不可欠となることから、これまで電線類の地中化や無電柱化が十分に進められなかった。そのため、歴史的な町並みや眺望景観の保全・形成の視点からみると、電線類の地中化や無電柱化が求められる地区が数多く残されている。

一方、空き家や空き地が一団となった大規模な敷地にマンション等の中高層の建物が建てられる事例も見られ、眺望景観を阻害するおそれも生じてきている。特に、平城宮跡や西の京をはじめとしたかつての平城京内各所からの大和青垣の山並みや寺院群への眺望景観は、古代の人が目にし、詩歌を詠み、入江泰吉が数多くの写真を撮影した風景であり、古都奈良の歴史的風致や歴史的風土を感じられる眺望景観のひとつである。奈良市では、これまでも高度地区の指定による高さ制限などにより、眺望景観の保全に努めてきた。しかし、現在の高度地区の規制ではペントハウス部分を除外しているため、それらが眺望をさえぎることにより、かつての風情が失われてしまうおそれがある。

さらに、木造の建物が密集する歴史的な市街地や集落の多くは、火災や地震などの災害に脆弱であることから、防災上の観点からのまちづくりを進めていくことも重要な課題となっている。特に奈良町では、古くからの町割りや道筋が、歴史的な風情を醸し出す一方で、その災害脆弱性を大きなものとしている。さらに、それらの狭い道筋を多くの自動車、自転車などが行き交い、観光回遊性や安全・安心な生活を妨げる一因にもなっている。歴史的な市街地としての文脈に配慮しながら、奈良観光の中心地区としての回遊性の向上や住民が安心して安全に暮らせる生活環境の向上を図っていくことが大きな課題となっている。



張り巡らされた電線類（一条通）



乱立する屋外広告物（三条通）

（３）「伝統を反映した人々の活動」に関する課題

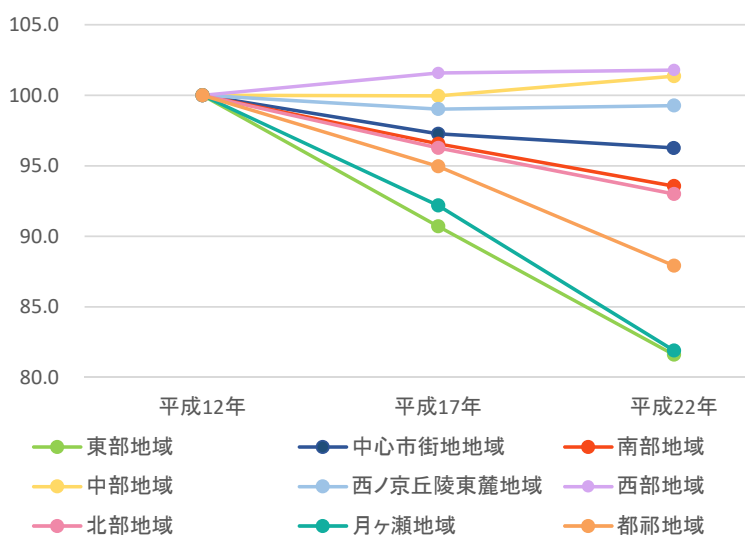
伝統的な祭礼や行事等の信仰に係る活動では、社会的な背景の変化や農業技術の進展などに伴い、それらの必要性が薄れ、数多くの祭礼や行事が失われてきた。価値の高い祭礼や行事については文化財指定等により保護が図られてきたが、指定されていながらやむなく中断に至った行事もあるように、たとえ指定されて保護された場合であっても、その保護のために有効な対策が講じられなければ失われてしまうおそれもでてきている。活動の主体は「ひと」であり、その存続は地域住民の手に委ねられている状況にある。

住民が参加しやすいように日程を休日に変更したり、かつては子供が行っていた行事を大人が主体となって実施したり、祭礼の内容を簡略化したりするなど、継承に向けた努力もみられる。しかし、祭礼や行事の様態の変更により、それらのもつ本来の意味が失われてしまうという課題も併せもっている。

伝統産業では、生活様式の変化や職人の高齢化、経済のグローバル化による海外製品の大量流入と厳しい価格競争により、奈良市の伝統産業の多くが厳しい状況にある。

明治以降も小学校における習字教育等を背景にその伝統を守り続けてきた墨は、昭和 30 年代には、奈良製墨協同組合への加盟業者数は 20 軒以上、生産数は 1,000 万丁を数えていたが、平成 23 年（2011）には、加盟業者数 11 軒、生産数 80 万丁にまで減少している。奈良筆も、大正 9 年（1920）には製造戸数 218 戸、従事者 635 人、製造数 2,585 万本と最盛期を迎えていたが、昭和 52 年（1977）の伝統的工芸品の指定の頃には、企業数 11 社、従事者 73 人（伝統工芸士 10 人）にまで減少している。かつて南都随一の産業であった奈良晒も、現在ではわずかな企業が小規模に生産を続けているのみとなっている。

このように、かつて隆盛を極めた産業も、現在は衰退・縮小しており、後継者の育成や販路の拡大などの継承策を講じていくことが大きな課題となっている。奈良町には小規模ながらも奈良固有の伝統を活かした多様な産業が点在し、総じて伝統産業・伝統工芸の豊かなまちがづくりだされていることが魅力のひとつでもあることから、その特徴を生かしながら、しっかりと産業・工芸の基盤を整え、受け継ぐ体制を構築していくことが課題となっている。

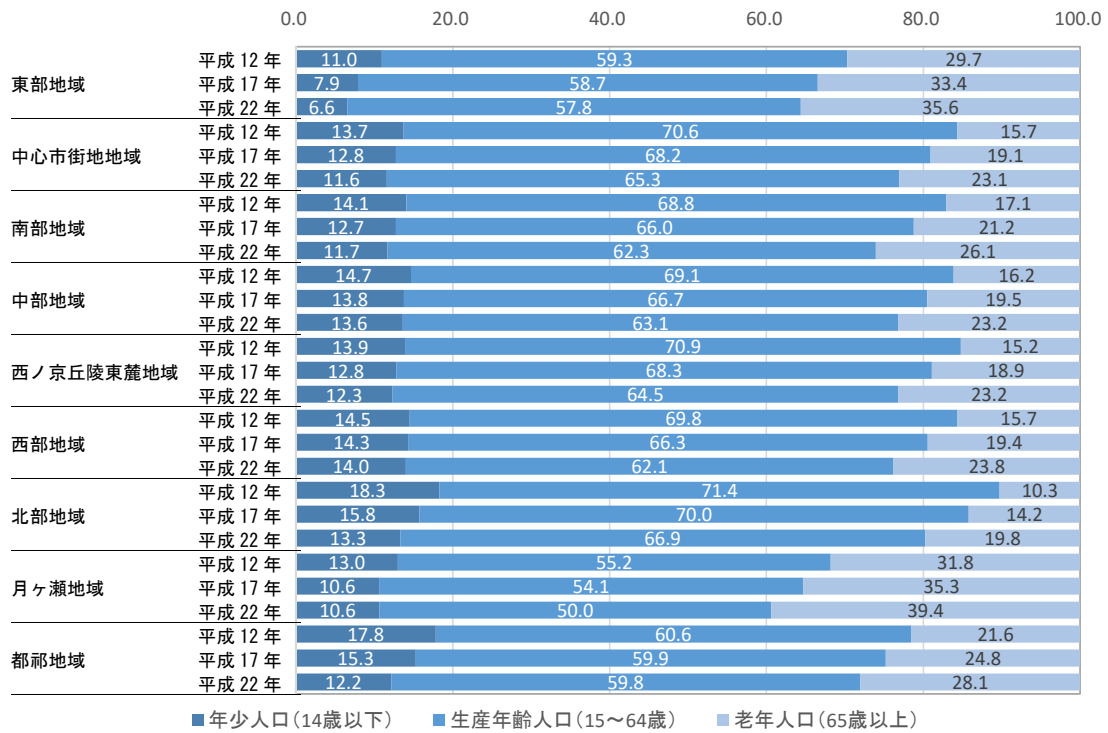


地域別の総人口の推移（平成 12 年を 100 とした値）



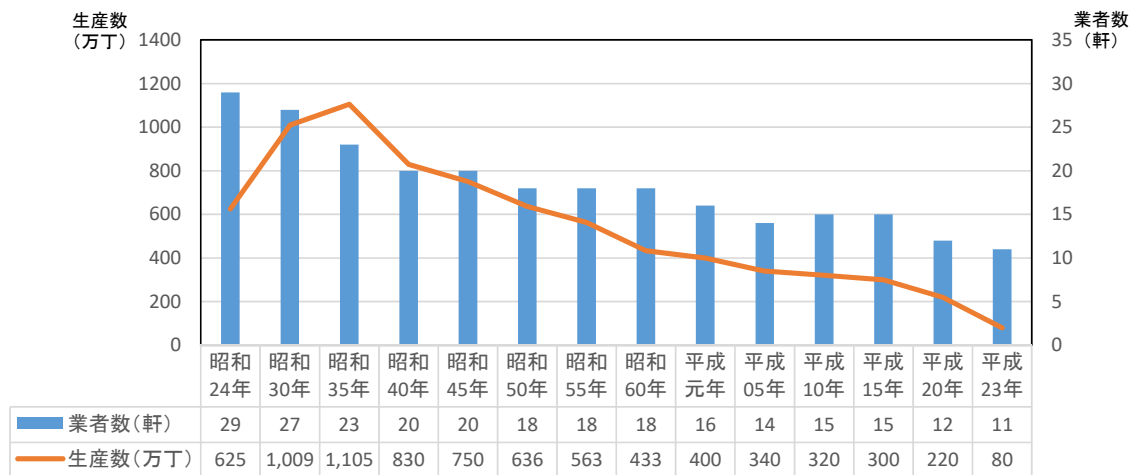
奈良市の地域区分

（資料：国勢調査）

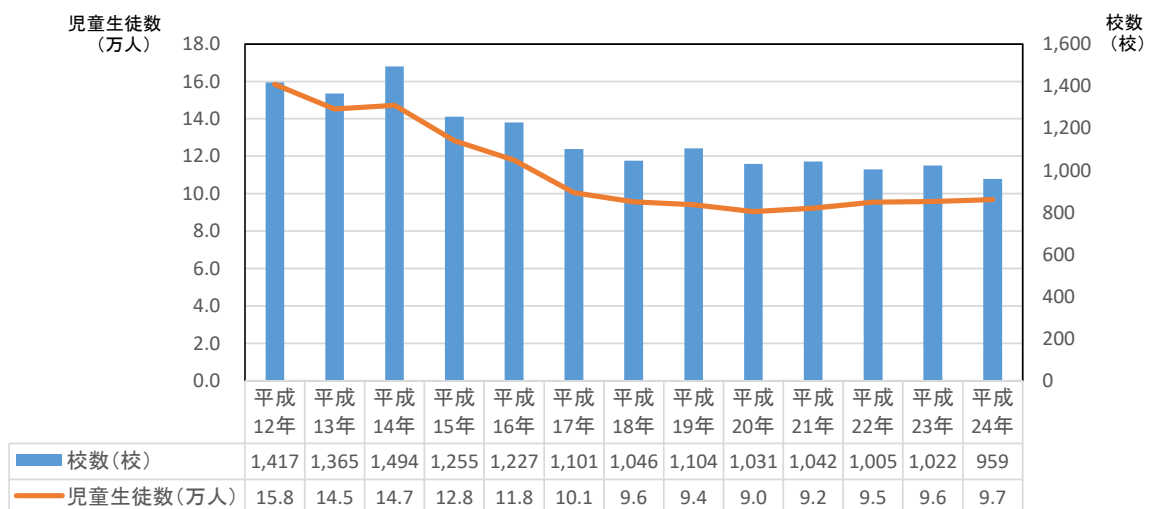


地域別の年齢別人口の推移

(資料：国勢調査)



奈良製墨協同組合（現奈良製墨組合）に加盟する製墨業者数と生産数の推移 (資料：奈良製墨組合 HP)



修学旅行で奈良市を訪れる校数及び児童生徒数の推移

(資料：統計なら)

探訪に係る観光産業では、宿泊観光客数は年間 130 万人前後を保っている（10 頁参照）ものの伸び悩みの状態にあり、修学旅行生は減少傾向がみられる。この背景には、奈良は社寺・史跡巡りというイメージが定着しており近年の観光客のニーズの多様化に十分に対応できていないことや、宿泊施設の不足、観光関連の施設整備が不十分であること、観光振興に係る自助努力や創意工夫に欠けることなどが指摘されている。「大仏商法」から脱却した積極的な観光戦略の実施や、観光ボランティアガイドの育成などのおもてなしの心の醸成、平城宮跡や大社寺などの古代を起源とした文化財のみならず中世・近世以降に展開してきた伝統産業や伝統工芸などの文化的側面を加えた奈良の多様な魅力を維持・向上し、発信していくことが課題となっている。

その文化的側面のひとつとして、茶の文化があげられる。茶の湯は、かつて多くの町家が茶室を備えるなど庶民の一般的な生活の中に溶け込んでいたが、現在は以前ほど一般的なものではなくなっている。この傾向はかつて高畑地域で形成・発展した文学・芸術活動やサロン文化にもあてはまる。人々が日常的に茶の湯や文学・芸術作品に触れ合える機会の創出や学校教育との連携、広報やイベントなどの積極的な取り組みにより、文化的雰囲気再興していくことが課題となっている。

一方で、観光地的性格の強い奈良町では、増加する空き家等を利用した新たな商業活動が展開されるようになってきていることから、各町に受け継がれる地域コミュニティや祭りや行事などの継承のため、旧来の住民と新たな住民や商店主との関係調整が新たな課題となっている。

（４）「歴史・文化に対する市民意識とまちづくり」に関する課題

奈良市は、世界遺産に登録されている東大寺、興福寺、春日大社、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡をはじめとした歴史的建造物が豊富である。それらは国家的にも世界的にも価値の高い遺産であるため、国や県の行政が文化財の保存において大きな役割を担ってきた。市の行政においても、それらとともに、古代から中世、近世、近代へとつながる奈良の重層的な歴史を表す、有形・無形を含めた多様な文化財の保存・活用を図ってきたところである。そうした取り組みを一層推進し、市民が身近な地域の文化財に親しみをもち、誇りと愛着のもとに自ら積極的にまちづくりに活かしていけるような施策を展開していくことが求められる。

（５）「歴史的風致をとりまく自然環境」に関する課題

奈良は東・北・西の三方を山に囲まれた盆地に位置し、人と自然との密接な関係が築かれてきた。春日山原始林や若草山などの山並みや鹿などの豊かな自然と社寺等が一体となった歴史的風土は、多くの詩歌や文学芸術作品の題材とされ、奈良町などの市街地や集落で催される祭りや行事の舞台や背景となるなど、奈良市の歴史的風致を支える重要な役割を担っている。しかし、近年、その自然が変容してきており、歴史的風致を維持向上していく上で課題となっている。

春日山地区を中心に、アカマツ・モチツツジ群集が尾根筋を中心に広く分布していたが、近年、アカマツ林は、マツノザイセンチュウ病によるマツ枯れが進行し、次々と枯死している。また、春日山地区や平城宮跡地区では、スギ・ヒノキ植林に次いで、コナラ・アベマキ群集・クヌギ・コナラ群落等の広葉樹林が大きな面積を占め、以前は木炭利用による萌芽更新や落葉の採取などにより管理されてきたが、現在それらが行われなくなり、荒廃が目立ってきている。特に、平城宮跡地区を中心に、竹林の放置による荒廃と竹林の落葉広葉樹林内への分布拡大が引続き起こっている。一方、春日山地区の郷土の植生景観として重要な春日山原始林では、林床植物が鹿の摂食害を受けることによる原始林の林内景観の荒廃と後継樹の消滅が見られる。さらに、平成 22 年（2010）には、若草山周辺においてナラやカシなど

の木々が集団枯死する「ナラ枯れ」被害が拡大していることが奈良県の調査により判明している。

鹿については、人との関係のなかで、野菜やパンなど鹿せんべい以外のえさによる下痢、ビニール袋などのゴミの誤飲、交通事故などの被害にあう鹿があることや、鹿による人身事故、農作物被害などが課題となっている。さらには、鹿の食害による春日山原始林をはじめとした植生への影響などの課題も生じている。



竹林（水上池付近）



ナラ枯れ（若草山周辺）

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 上位計画・関連計画と歴史的風致の関係

ア. 奈良市第4次総合計画

本市では、平成23年6月に「奈良市第4次総合計画」を策定し、人口減少社会の進行をはじめとする近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示した。

同計画では、「市民一人ひとりが、身近な環境は自分たちで守り育てるという気概をもって、具体的な行動に結びつけていく『環境』、人々が集い、活発に交流し、にぎわいを創出する『活力』、市民と行政が一体となり、まちづくりができるような社会を築く『協働』の3つの視点」で取り組むことをまちづくりの基本理念とし、「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」(都市の将来像)を目指したまちづくりを推進している。

具体的なまちづくりの取り組みの方向性としては、6つの基本方向が示されている。これらはいずれも歴史・文化を活かしたまちづくりの取り組みを進める上で密接に関係するものであるが、そのうち特に歴史・文化に関わる基本方向は次の2つであり、この基本方向に基づく各種取り組みを展開しているところである。

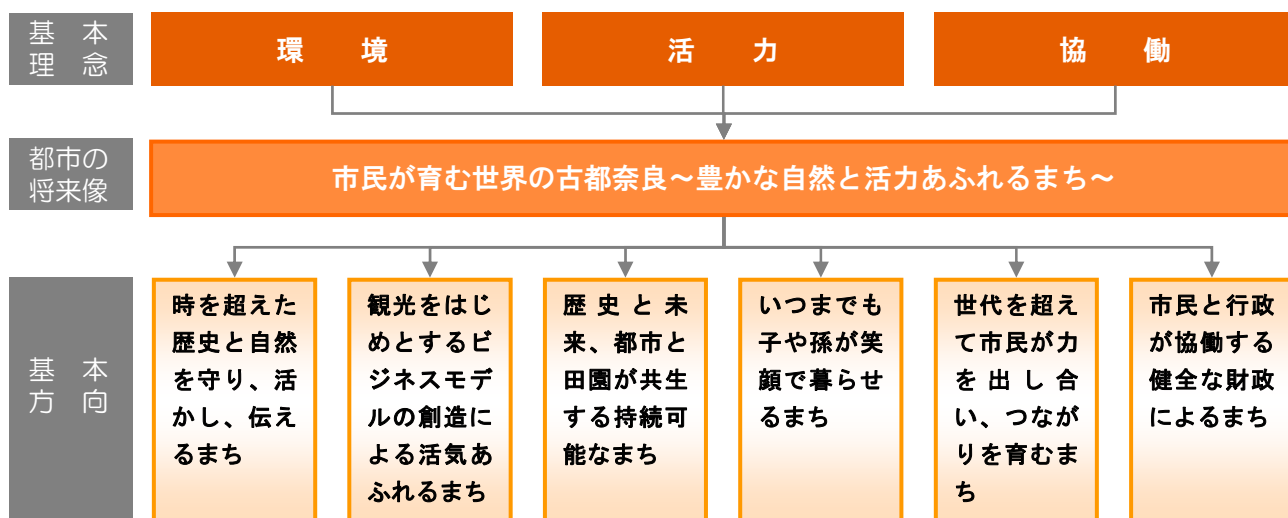
都市の将来像の実現化に向けた基本方向（特に歴史・文化に関連する基本方向を抜粋）

○時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち

1300年の時を経て蓄積された歴史・文化や自然環境など、本市がもつ有形無形の魅力を大切に守り、育て、活用するとともに、後世に伝えていくことで、市民一人ひとりが奈良への愛着や誇りを深めることができ、また、国内外から広く注目を集めることができるような魅力あるまちを創造します。

○観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活気あふれるまち

歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を活用した国際文化観光都市として今までに培ってきた取り組みについて、都市経営の観点に立って抜本的な改革を図り、交流人口の拡大と産業の活性化を目指して、市民や来訪者が本市の魅力に触れながら、生き生きと活動し、交流できる活気あるまちづくりを進めます。

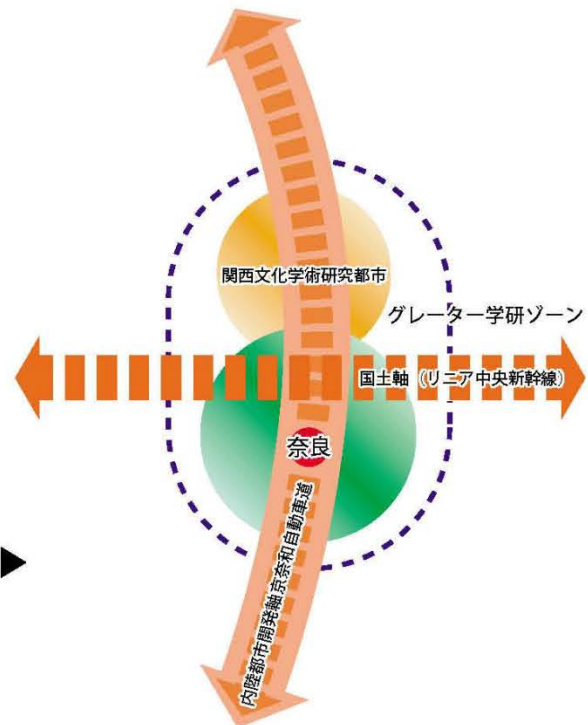


奈良市第4次総合計画の「基本理念」「都市の将来像」「基本方向」

イ. 奈良市都市計画マスタープラン

1. 都市づくりの目標

- この奈良市都市計画マスタープランは、市のまちづくりの基本理念である「世界遺産をはじめとする歴史的文化遺産をまちづくりの核とし、人と自然と文化を大切にするまちづくり」と、その都市の将来像である「世界遺産に学び、ともに歩むまちーなら」の実現を、都市計画の視点から図っていくことを目標としています。日本の「文化首都」として、また関西文化学術研究都市の母都市として、都市機能と拠点性を高めていくことにより、将来発展を図ります。



■ 奈良発展の骨組み ▶

都市計画のコンセプト

- 都市づくりの目標を実現していくために、市民の皆さん、行政、その他本市に関わるすべての人々が共有することのできる都市計画のコンセプトを次のように設定します。

◆ 都市計画のトータルコンセプト

新平城京の創造

- ー 保存と開発の調和を基本に、全市にわたって、国際文化観光都市・奈良にふさわしいまちづくりを展開する ー

「新平城京の創造」とは・・・

奈良市は、平城京の範囲を越えて、関西文化学術研究都市に位置づけられる北部区域、良好な住宅地として発展した西部区域、田園景観が広がる南部区域、自然豊かな東部地域を含む区域を市域として拡大し発展してきました。今日、特に重要なことは、「古都奈良の文化財」が世界遺産登録されたことをさらなる契機として次代に向けて世界に誇れる国際文化観光都市・奈良をつくるために、いかに市域全体が奈良らしい個性を確立し、保存と開発の調和を図っていくかということです。そこで都市計画のコンセプトとして「新平城京の創造」を掲げ、本市の母体である「平城京」を核として、歴史的風土を生かした奈良らしい独自性のあるまちづくりを全市にわたって推進します。

◆ 「新平城京」をつくるための3つのサブコンセプト

(アメニティ基盤形成コンセプト)

三方を山並みに囲まれた本市では、その緑豊かな自然が景観形成の基盤となっています。社寺の多くは自然と一体となった美しい空間を構成し、明治時代に拡張された広大な奈良公園は、市街地に近接しながら雄大でエコロジカルな緑地景観を形成しています。

今回の世界遺産登録を踏まえ、将来にわたってもこの優れた都市景観の保全を図ります。

一方、本市の東部地域は、農山村文化によって支えられた緑豊かな自然地帯であり、丘陵住宅地となっている西北部地域も、緑豊かな環境がその本来の姿です。

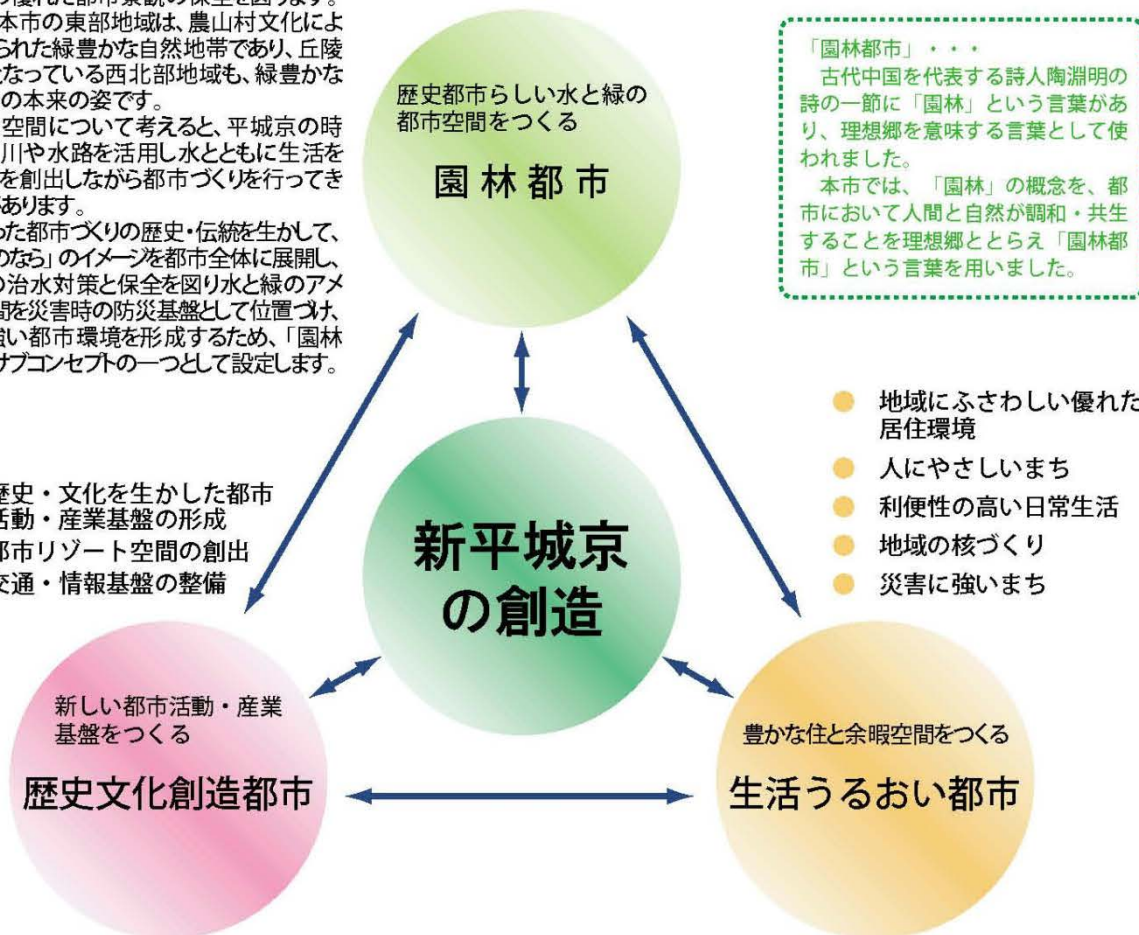
また水空間について考えると、平城京の時代から河川や水路を活用し水とともに生活をする魅力を創出しながら都市づくりを行ってきた歴史があります。

こうした都市づくりの歴史・伝統を生かして、「水と緑のなら」のイメージを都市全体に展開し、河川等の治水対策と保全を図り水と緑のアメニティ空間を災害時の防災基盤として位置づけ、災害に強い都市環境を形成するため、「園林都市」をサブコンセプトの一つとして設定します。

- 歴史が息づく緑のランドスケープ
- 水辺の復権
- 防災機能をもつオープンスペース
- 歴史的環境・地球環境への配慮

- 歴史・文化を生かした都市活動・産業基盤の形成
- 都市リゾート空間の創出
- 交通・情報基盤の整備

- 地域にふさわしい優れた居住環境
- 人にやさしいまち
- 利便性の高い日常生活
- 地域の核づくり
- 災害に強いまち



(都市活動・産業基盤形成コンセプト)

長い歴史を持つ奈良は、古代日本の首都平城京、社寺の都南都、商工業が栄えた産業都市、そして観光都市などの様々な顔がありました。

これらは単に過去のことではなく、例えば平城京は遺跡文化財の中で最大の規模と文化的価値を誇る一方、今もなおその条坊の路筋がまちの中で生きています。

今日、平城宮跡では、朱雀門が復元され、大極殿の復元整備が進められています。将来はこの大極殿、朱雀大路を軸とした、さらなる創造的復元と整備「古代条坊を生かした都市構造の構築」が望めます。

それと共に、世界遺産が生きるまち奈良が歴史を通じて育んできた国際性、歴史・芸術性といった特質を生かし、国内外の人々がその環境の中でくつろぎ、安らぎ、滞在できる都市空間を創造していくため、「歴史文化創造都市」をサブコンセプトの一つとして設定します。

また、さらに新たな都市文化機能や産業の創造と展開を図り、世界に貢献する文化首都としての発展をめざします。

(生活環境基盤形成コンセプト)

歴史の中で奈良が都市として様々な顔を持っているように、居住地としての今日の奈良にも多くの側面があります。例えば歴史的市街地、古い集落と新しい住宅地が共存する地域、郊外型の住宅地域、住工共存地域、都市近郊の農業地域、自然環境と共生した農山村地域など、自然条件や歴史的条件によって、地域により様々な生活が営まれています。

特に本市では、ならまちやその他の歴史集落に見られるように、社寺をはじめとする文化財や木造民家によって歴史的市街地が形成されているため、その環境を守りながら防災に配慮した安全な都市基盤の整備が望まれています。

また、福祉のまちづくりの推進のため公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、少子・高齢社会、自由時間社会に対応する現代のライフスタイルといかに共生していくかが重要な課題となっています。

このため、安全で人にやさしい都市基盤の形成を基本条件として、地域の人々がまちづくりに参加し、地域固有の自然や文化を生かした快適な生活環境や住と余暇空間が共存する質の高い生活環境の形成を図る、「生活うるおい都市」をサブコンセプトの一つとして設定します。

まちづくりの体系

ウ. 奈良市景観計画

奈良市景観計画（平成22年1月策定、現在改定中）では、景観づくりの目標として、「豊かな緑のなかに歴史と暮らしが交わるまち 奈良 ～歴史にまなび、文化になじみ、人々がなごむ 景観づくり～」を掲げ、9つの景観区域と6つの景観軸ごとに景観づくりの方針を定めている。世界遺産などの主要な歴史資産や歴史的な集落など、奈良市の歴史・文化を象徴する景観の区域を「歴史拠点景観区域」、樹木、森林などの植生と歴史拠点とが一体となって歴史的な風土を形成するなど、歴史拠点を取り囲む区域を「歴史的な風土景観区域」に設定し、次の方針を示している。歴史拠点景観区域については、その具体的指針において、「歴史的風致の維持・向上」も示している。

景観づくりの基本方針（「歴史拠点景観区域」及び「歴史的な風土景観区域」の方針を抜粋）

○歴史拠点景観区域

～ 世界に誇る古都奈良の歴史的・文化的遺産を活かした景観の形成 ～

世界に誇る古都奈良の歴史的・文化的資産を保全・活用していくとともに、そこで繰り広げられる伝統的活動を継承していくことにより、歴史性豊かな景観の形成を目指します。

（具体的指針の項目）

- ・歴史的・文化的資産の保全・活用
- ・観光拠点としての整備・情報発信
- ・歴史的風致の維持・向上
- ・歴史的・文化的資産との調和

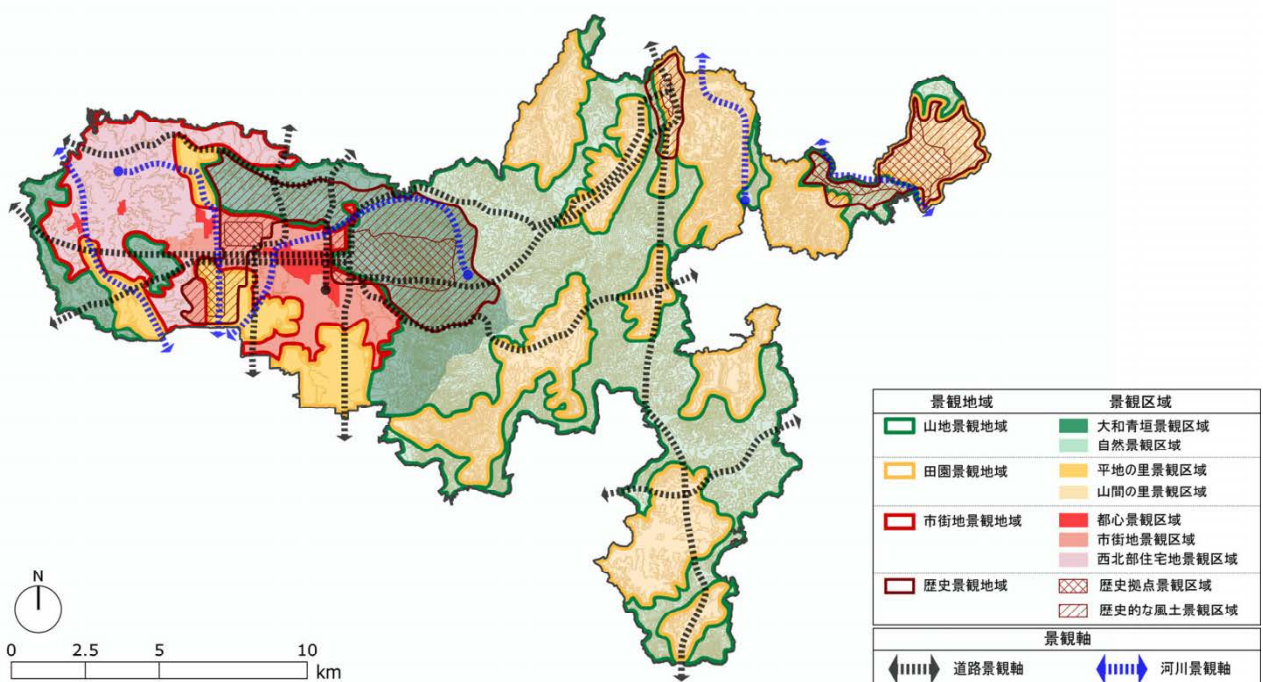
○歴史的な風土景観区域

～ 歴史的・文化的資産と一体となり、歴史的風土を感じる景観の形成 ～

歴史的風土の核となる歴史的・文化的資産を取り囲む区域として、歴史的・文化的資産と一体的な保護・保全施策を展開していくことにより、歴史的風土を感じる景観の形成を目指します。

（具体的指針の項目）

- ・歴史的な風土を感じる景観の形成
- ・歴史的・文化的資産との調和
- ・歴史的・文化的資産の成立背景を考慮した景観の形成

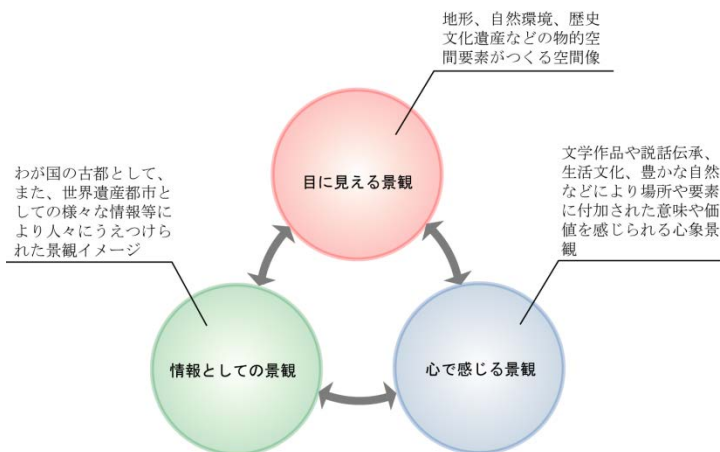


奈良市の景観構造（景観区域と景観軸）

出典：奈良市景観計画

エ. 奈良市眺望景観保全活用計画

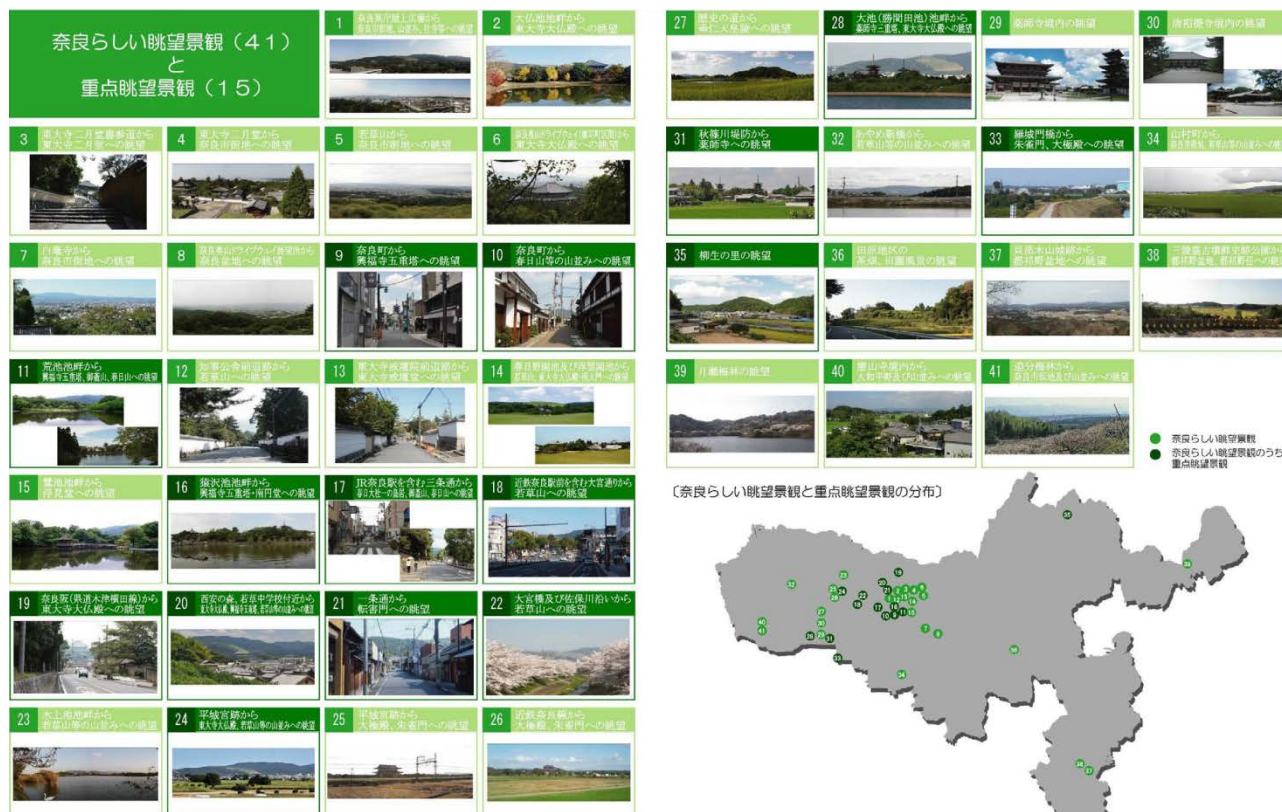
奈良市眺望景観保全活用計画（平成 24 年 4 月策定）では、「奈良らしい景観」は、地形や自然環境、歴史文化遺産などが創り出し、現在も多くの人々が目にし、美しいと感じる「目に見える景観」と、古都としての歴史の重なりやそこでの人々の生活・文化が創り上げてきた物語、豊かな自然環境などを「心で感じる景観」、世界を代表する歴史都市として多くの人々が有する奈良市の景観イメージである「情報としての景観」が相互に関係し合うことにより



奈良らしい景観（眺望景観）の成り立ち

り創り出されるものであるとし、その一側面である「奈良らしい眺望景観」の保全・活用の目標を「市民、事業者、行政のそれぞれが、奈良らしい眺望景観の特質を理解し、協働で保全・活用に取り組むことにより、奈良の歴史、文化、自然を将来世代に引き継いでいく」と掲げている。そして、その目標を実現化していくための基本方針として、「五感で感じられる眺望景観を保全・形成する」、「眺望景観を観光やまちづくりに活用する」、「眺望景観の特徴に応じた保全・活用を推進する」、「多様な主体が連携して、眺望景観の保全・活用を担う」の 4 つの方針を示している。

そして、具体的には「奈良らしい眺望景観」「重点眺望景観」「重要眺望景観」の 3 種類の眺望景観を指定し、関連する各種制度を活用しながら、それぞれに応じた段階的な施策を総合的に展開していくこととしている。なお、平成 27 年（2015）1 月現在、奈良らしい眺望景観を 41 件、そのうち重点眺望景観を 15 件設定しており、重要眺望景観は未指定である。



奈良らしい眺望景観（41）と重点眺望景観（15）

オ. 奈良市文化振興計画

奈良市文化振興条例（平成 19 年 4 月施行）に基づく「奈良市文化振興計画」（平成 21 年 3 月策定）は、その策定の目的を「文化の継承への意欲を呼び起こす」「生活の中で文化を育み伝える」「生きがいのある生活でまちを元気にする」とし、次の 17 項目について、基本方針、現状と課題、施策の概要、事業の具体例を提示している。

文化の継承への意欲を呼び起こす

生活の中で文化を育み伝える

生きがいのある生活でまちを元気にする

（１）市民の文化財に対する意識の高揚

コンサート・展覧会・講演会等の実施、質の高い文化施設の運営、奈良市民文化振興基金の活用 など

（２）芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充

アウトリート活動の活発化、奈良ならではの事業展開、地域に眠る美術作品の公開 など

（３）地域の文化財の保存及び活用

文化財調査事業の実施、史跡の保存整備、ならまちまちしるべの設置、文化財防火ゼミナールの開催 など

（４）伝統文化の保存、普及及び継承

伝統文化への理解を深める機会の提供、伝統工芸の後継者育成、伝統芸能の公演、民俗芸能の公開 など

（５）文化を担う人材の育成

博物館実習の実施、若手芸術家の育成、文化施設ボランティアの育成、文化コーディネーターの育成

（６）青少年の文化活動の支援

子どもの文化活動の発表の場の提供、若者中心のイベント支援、音楽の里づくり事業の推進

（７）学校教育における文化活動の支援

学校と文化施設との連携、世界遺産学習の実施、子どもたちにもものづくりの楽しさを伝える

（８）子どもたちの情操を高める文化環境の整備

家族で参加する展覧会の開催、家族で参加するコンサートや体験講座の開催 など

（９）文化に係る交流の促進

世代間交流を進める事業の実施、ならまちわらべうたフェスタの開催、文化団体の登録制度 など

（１０）文化の振興のための学術研究の拠点作り

大学との協定締結・連携事業の実施、奈良市学校教育活動支援事業、学術研究拠点となる文化施設の運営

（１１）地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進

奈良市環境教育基本方針の策定、奈良市地球温暖化対策地域協議会の活動推進、地球環境を考える文化事業

（１２）自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出

歴史的風土の保存、眺望景観の発掘・保全、屋外広告物の規制・誘導、巨樹等の指定・保存 など

（１３）人権の尊重につながる文化活動の促進

人権週間の事業実施、人権マップの作成と活用、すべての人が使い易い公共施設の整備 など

（１４）文化の振興と経済との連携

新たな奈良の魅力づくり、中心市街地の活性化、企業のメセナ活動と市民活動の連携

（１５）文化活動における情報通信技術の促進

各文化施設のホームページによる情報収集・発信、「e 古都なら」の活用 など

（１６）文化の振興に関し功績のあったものの顕彰

しみんだより、ホームページの活用による紹介、文化に係る顕彰制度の創設

（１７）文化振興施策に係る評価の手法の確立

行政評価（施策評価）システムによる評価、文化政策における独自の評価システムの確立、組織の設置

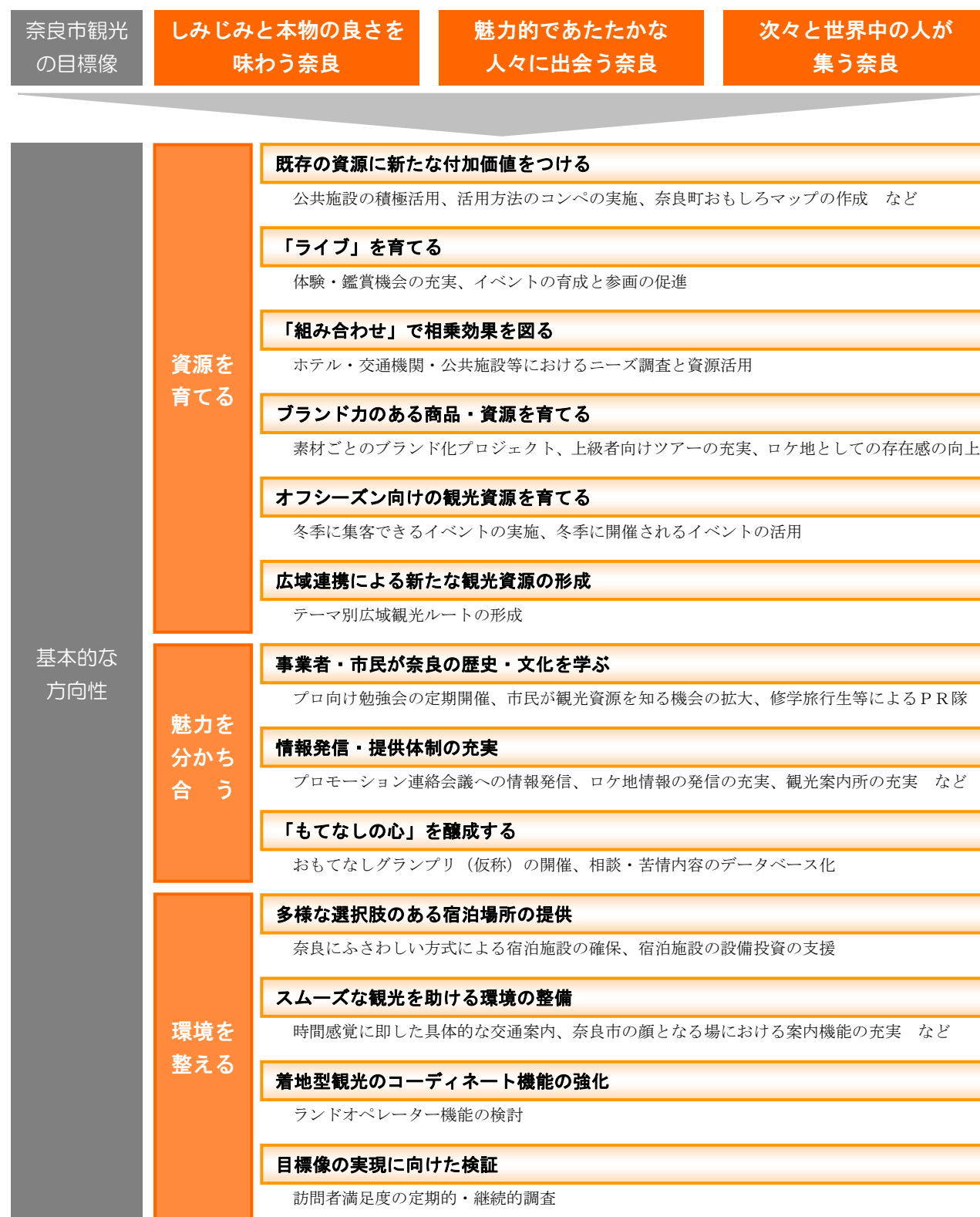
その他文化の振興に関する重要事項

奈良市市民政策アドバイザー制度、市民企画事業、文化活動に対する支援制度（奈良市民文化振興基金）

奈良市文化振興計画の概要（項目と事業の具体例）

カ. 奈良市観光交流推進計画

奈良市観光交流推進計画（平成 22 年 2 月策定）では、奈良市観光の目標像として「しみじみと本物の良さを味わう奈良」「魅力的であたたかな人々に出会う奈良」「次々と世界中の人が集う奈良」の 3 つを掲げ、その実現化のための基本的な方向性として、「資源を育てる」「魅力を分かち合う」「環境を整える」の 3 つの視点に基づき、合計 13 の方針を示している。



奈良市観光交流推進計画の概要（項目と事業の具体例）

キ. 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画

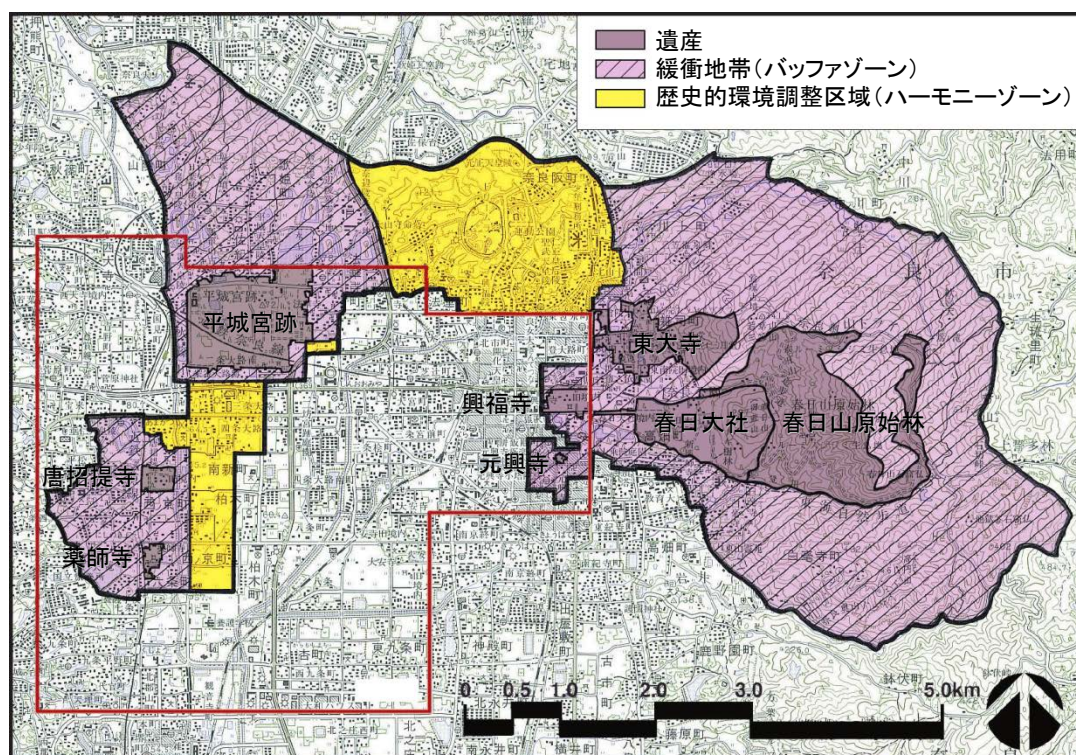
世界遺産「古都奈良の文化財」は、点在する8つの資産で構成され、その8つの資産もそれぞれ複数の文化財で構成される。これを総体としてとらえ、ひとまとまりの遺産として適切に保存管理していくためには、全体の保存管理方法を定める必要がある。資産本体と周囲に設定されている緩衝地帯や歴史的環境調整区域との一体的な保存管理も必要である。

そこで、市と県では、8つの資産と緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の全体を包括した保存管理の計画、すなわち包括的保存管理計画を、平成26年度中に策定する予定である。

包括的保存管理計画では、世界遺産の区分上「建造物群」、「文化的景観」、「遺跡」の3つの遺産種別からなる奈良の遺産について、種別毎に保存管理方法を明確化する方針である。そのうち建造物群はいずれも社寺に係る資産であり、登録時の評価のひとつに「奈良に所在する仏教寺院及び神社は、仏教や神道といった信仰が、今なお独特の精神的な力及び影響を持ち続けていることを示している」とあることもふまえ、宗教的な用途や機能を維持する視点も盛り込む方針である。これは、社寺の祭礼・行事等にかかる歴史的風致の維持・向上と重なる内容である。

また、歴史的風致維持向上計画により歴史的建造物の周辺市街地の環境を保全することは、世界遺産の保存管理の上でも特に緩衝地帯や歴史的環境調整区域の保全に資するものである。

このように、本歴史的風致維持向上計画に基づき歴史的風致の維持向上を図ることは、包括的保存管理計画に基づく世界遺産の保存管理にも資する施策といえる。



世界遺産 古都奈良の文化財

（２）基本方針及び実現のための方策

奈良市では、これまで歴史的風致の維持及び向上に係る様々な取り組みを展開してきたが、現在も多くの課題が残されている。これらの課題を解決すべく、上位計画や関連計画では、歴史や文化、自然を守り、活かし、伝えていくことを大きな目標のひとつとして掲げている。

そこで、本計画では、上位計画や関連計画との整合・連携のもとに歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史上価値の高い建造物やその周辺環境（「場」）、そこで繰り広げられる地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動（「ひと」）、そして、それらがつくりだす歴史的風致としての「一体的な価値」の３つの視点から、基本方針とその実現のための方策を次のとおり設定する。

ア．奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく

奈良の古くからの歴史を物語る歴史的建造物を大切に守り、受け継いでいくとともに、その周辺の景観の保全・形成を進めることにより、奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく。

具体的には、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づいて指定または登録されている歴史的建造物に関しては、今後も継続的に適切な保存と維持管理に取り組んでいくものとする。指定等を受けていない歴史的建造物については、実態を把握するための調査を推進し、必要に応じて、文化財の指定等や奈良市都市景観形成建築物等、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の指定を進めるとともに、地域で大切に受け継がれてきた歴史的建造物を守るための新たな価値付け制度の創設や積極的な活用のための支援策を検討する。併せて、奈良市の町家や民家の特性を踏まえた保存修理の環境を整えるための住民や所有者、設計者・大工・左官などの職人等に対する講習会などによる意識啓発や建造物の保存・活用に係る相談体制の構築、さらにそれらの建造物の修理や修復、修景等に対する助成制度の拡充など、歴史的建造物を保存・活用するための制度や仕組みを整えていく。現在の道路に投影された平城京の条坊をより実感できる方策についても検討する。

また、奈良市景観計画等との連携のもとに、都市景観形成地区や歴史的景観形成重点地区の指定による建築物の形態・意匠・色彩等の規制・誘導を行うことにより、歴史的建造物と周辺の歴史的な町並みや自然環境等との一体的な景観づくりを進め、歴史的建造物相互ならびに歴史的建造物と周辺環境とのつながりを感じられる空間づくりを進める。

加えて、各種まちづくり施策との連携を図りながら、道路の美装化や電線類の地中化、無電柱化などの景観整備事業を推進する。事業実施にあたっては、埋蔵文化財の保護にもできるだけ配慮する。

イ．伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む

これまでも伝統的な祭りや行事、伝統産業・工芸などは、地域住民の手により大切に受け継がれてきており、今後も、地域住民が主体となって守り、活かし、伝えていくことが求められる。そのため、地域住民が伝統的な祭りや行事、伝統産業・工芸などを誇りに思い、やりがいを感じ、守っていかなければならないという機運を醸成し、伝統や文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む。

具体的には、文化財保護法や県及び市の文化財保護条例に基づいて指定されている祭礼や行事の保存団体に対する民俗芸能等に用いる用具等の購入や補修に係る経費の支援など、国や県の伝統的工芸品に指定されている伝統産業や工芸に係る伝統技術の講習会や担い手育成のための事業などを積極的に推進し、奈良を代表する伝統文化の継承に努める。

また、指定等を受けていない各地域の祭礼や行事、伝統産業・工芸などについても、担い手不足と

いった共通の課題と併せて、それぞれに固有の課題を抱えていることが想定されることから、各地域の活動が抱えている課題を的確に把握した上で、文化財等の指定や新たな価値付け制度の創設による支援、財政的支援、記録作成など、それぞれの課題に応じた対応方策を検討していく。また、その他の伝統的活動も含め、学校教育との連携や各種イベントの開催などによる地域の伝統や文化に触れ合える機会の提供や市の広報誌やホームページ等の様々な媒体を通じた地域の伝統や文化の紹介などにより、身近に伝わる伝統文化の価値を再認識し、伝統や文化を大切に思う人のすそ野を広げるとともに、核となる担い手を育成することにより、伝統的活動の継承や地域への誇りや愛着の醸成につなげていく。

また、一方で、観光ボランティアガイドなどの伝統や文化を積極的に活かし、伝えられるリーダー的な役割を担う人材の育成に努め、観光客を受け入れる体制を整え、奈良の魅力を効果的に発信していく。

ウ. 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する

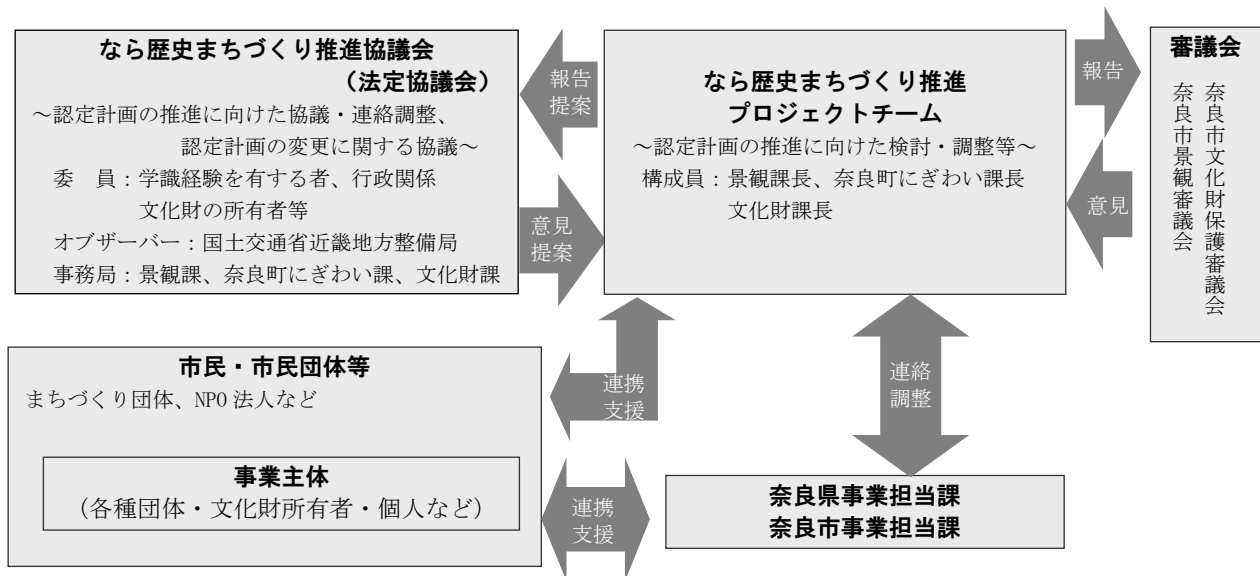
神社や寺院、その周辺の集落や市街地の歴史的な建造物や自然環境等と、祭礼や行事、伝統産業や工芸などの伝統的な活動とが一体となって、より一層それらが魅力的なものになるという認識を共有し、それらを地域の活性化や観光振興などのまちづくりに展開していく。

具体的には、奈良の歴史文化の特徴を、古代の遺産にとどまらず、中世から現代に至る様々な歴史的建造物や伝統的活動とつなぎ合わせた「奈良の歴史文化ストーリー」として整理して発信することにより、市民が奈良の魅力や地域で受け継がれる資産の価値を再認識し、地域の資産を守り、活かそうという取り組みへの展開を促すとともに、これまでの社寺・史跡巡りを超えた、新たな奈良観光の魅力として観光振興につなげていくこととする。その際、歴史文化を活かしたまちづくりの基礎単位となる既存の地域コミュニティや特定の地区やテーマのもとに活動している市民団体等に対する情報提供や活動助成などの支援を積極的に実施することにより、市民が主体となって取り組みを推進する仕組みを構築するとともに、地区と市民団体の連携や市民団体相互の連携を促し、活動のより一層の推進と新たな展開を促していく。

（３）計画の推進体制

歴史的風致の維持及び向上を適切かつ効果的に実施していくためには、文化財保護行政とまちづくり行政が密接に連携していくことが必要になる。計画の推進体制については、計画策定段階で構成した庁内の横断的な組織（総合政策課、景観課、文化財課、観光振興課）を中心とし、その他関連部局との連携を図る。

また、計画策定段階で組織した「なら歴史まちづくり推進協議会」を定期的に開催し、変更協議や計画実施に係る連絡調整機関としての役割を担うこととする。



「奈良市歴史的風致維持向上計画」の推進体制

Ⅳ. 重点区域の設定

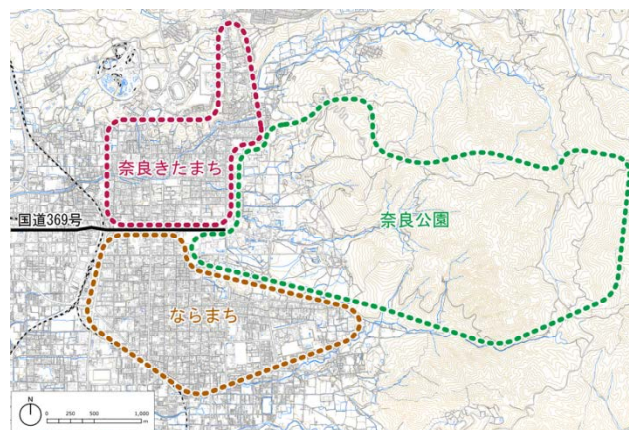
(法第5条第2項第2号)

1. 重点区域の考え方

重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための施策の効果をより一層高めること、さらに重点区域における施策の効果を市全域に広げていくことが重要であることから、本計画の重点区域は、多様な歴史的風致が重なりをみせる区域を対象とする。

奈良町及び奈良公園の区域は、都が奈良の地を離れて以降、中世、近世、近代を通じて、奈良の中心であり続けた地域であり、町会を中心とした祭りや行事をはじめ、探訪や文学・芸術活動、工芸や産業、茶の湯などの様々な伝統や文化が、各時代における奈良の地の位置づけや特徴を反映しながら育まれ、現在に受け継がれている。そして、それらの活動の多くは、例えば、社寺の町としての展開や春日山を浄土とした春日浄土観と地蔵信仰との習合による春日地蔵への信仰、シカとの共生を象徴する法蓮格子（鹿格子）の家並みなどにみられるように、春日山や若草山などの自然や東大寺、興福寺、春日大社などの社寺といった奈良公園の各資産との関係のなかで、より奈良らしい伝統や文化として洗練されてきたものである。また、一方では、奈良公園内に位置する東大寺や興福寺、春日大社等の祭りや行事は、春日若宮おん祭などのように、奈良町を舞台とし、奈良町の人々との関係のなかで受け継がれてきたものも多くみられる。このように、奈良町及び奈良公園には、奈良町と奈良公園とが相互に関係し合うことにより、奈良市を象徴する歴史的風致が形成されている。

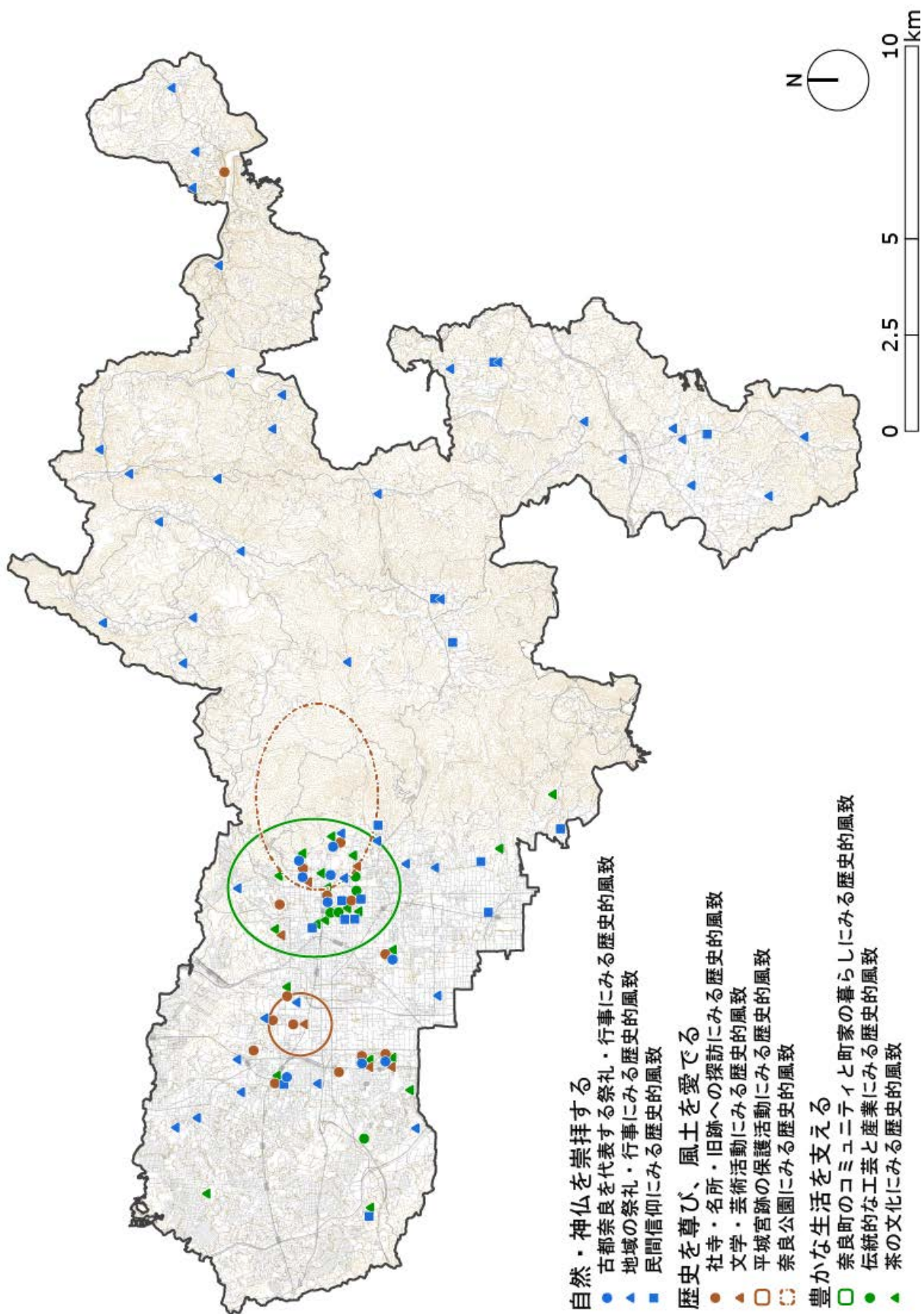
しかし、人口減少や少子高齢化による維持管理不足などにより、奈良町の町家等の歴史的建造物は減少し、歴史的な町並み景観の保全にも影響が危惧されている。また、伝統文化である祭礼や行事についても、大社寺の祭礼は社寺の努力と住民の協力のもとに受け継がれているが、民間で受け継がれてきた祭礼や行事は、後継者不足による運営上の支障が生じ、なかには消滅の危機に瀕しているものもみられ、伝統産業や工芸についても後継者不足による伝統技術の継承に関する課題が生じてきており、歴史的風致が徐々に失われつつあるのが現状である。さらに、国道369号により「ならまち」と「奈良きたまち」に分断された「奈良町」としての一体性を取り戻すとともに、「奈良町」と「奈良公園」とが連携したまちづくりの取り組みや観光の回遊性の向上を図っていくことが大きな課題となっている。



ならまち・奈良きたまち・奈良公園

このため、本計画では、こうした課題を解決するために、奈良町及び奈良公園の区域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

なお、平城宮跡とその周辺地域や西ノ京の地域など、奈良市の特徴的な歴史的風致を形成しているその他の地域についても、本計画の推進のために、特に重点的な施策展開が必要と認められる場合には、重点区域の追加又は見直しを検討することとする。



2. 重点区域の位置及び区域等

(1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、前頁に示す歴史的風致の重なる状況の踏まえ、奈良盆地東麓の中世以降に大社寺の門前町として成立し、人々の生活の場として様々な祭りや行事、産業や工芸を生み出しながら発展してきた近世奈良町の区域、ならびにその東側に広がり、奈良町に暮らす人々の自然観や信仰、生活に大きな影響を及ぼしてきた奈良公園の区域を合せた区域とする。

(2) 重点区域の区域

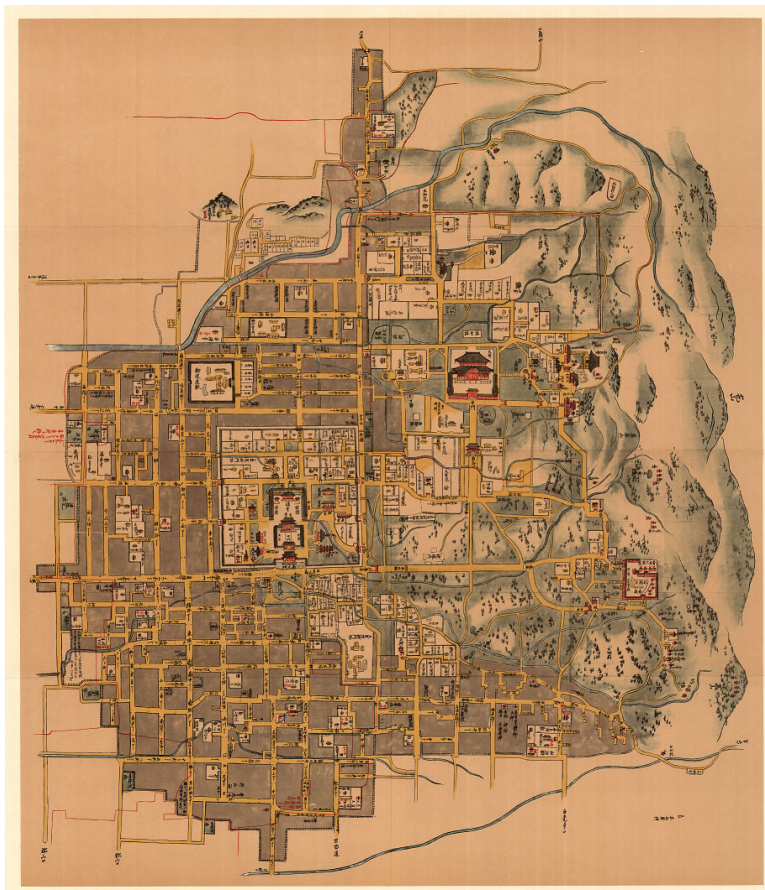
江戸時代中期の享保・元文年間に作成された奈良町絵図において確認できる町割の範囲を中心とし、南側境界は同絵図に描かれている自然物や道路等を境界として設定する。

東側は、奈良町絵図に描かれている奈良町東部の山々を含むものとし、その境界は名勝奈良公園、奈良県立都市公園奈良公園の区域に基づく。北側は、北に延びる京街道の沿道ならびに奈良町絵図に描かれている多聞山、聖武天皇陵、光明皇后陵を加えた区域とし、その境界は、京街道の沿道は1敷地分、その他は風致地区の種別又はゾーンの境界を基本とする。西側は、奈良町絵図の町場の区域に興福院南側の佐保地域の一部を含めた区域とし、境界はJR関西本線、県道1号、県道754号等の鉄道・道路に基づく。南側は、奈良町絵図南端に描かれている能登川を境界とする。

(3) 重点区域の名称及び範囲

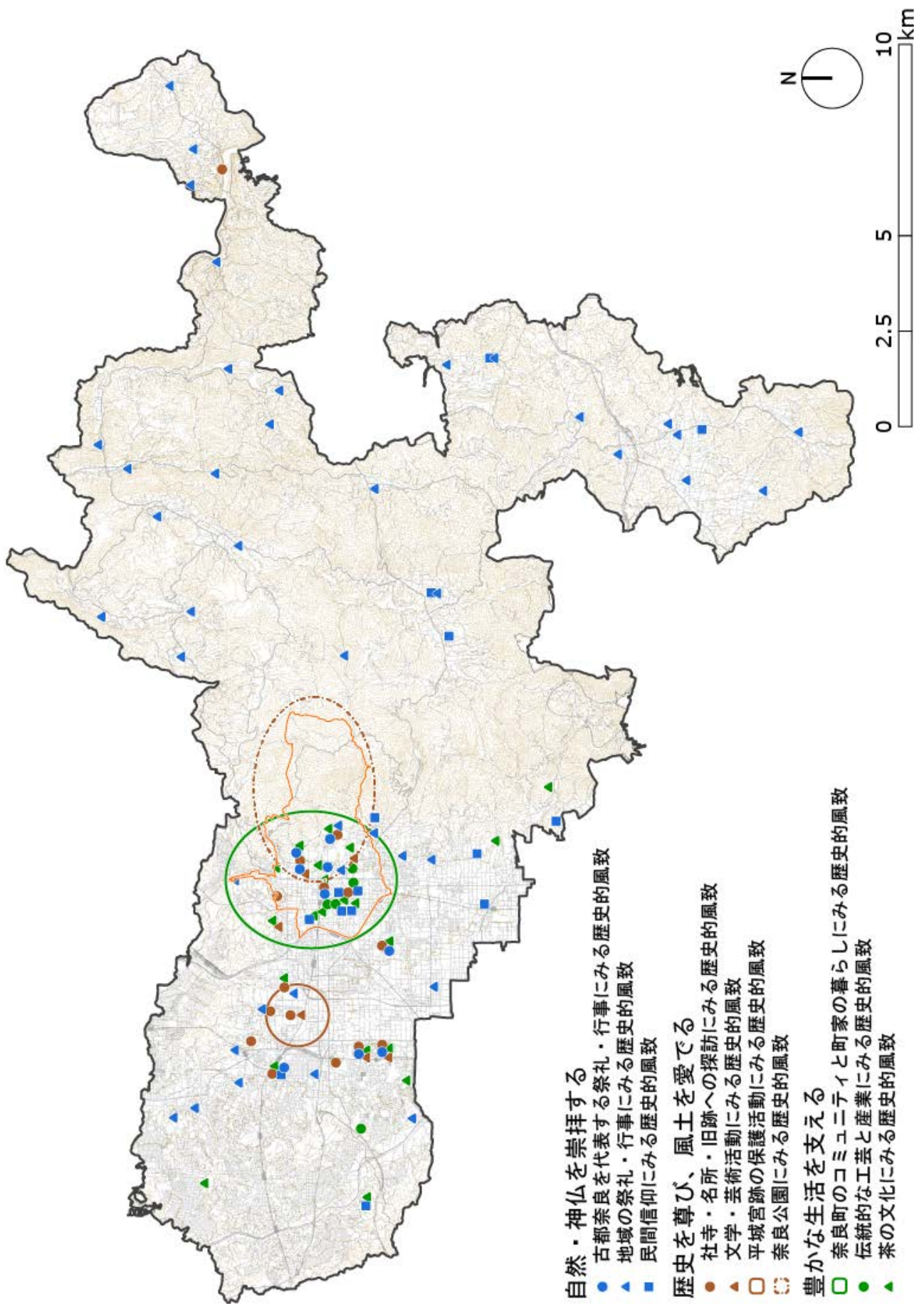
名称：奈良町及び奈良公園地区

面積：約 1,250 ha

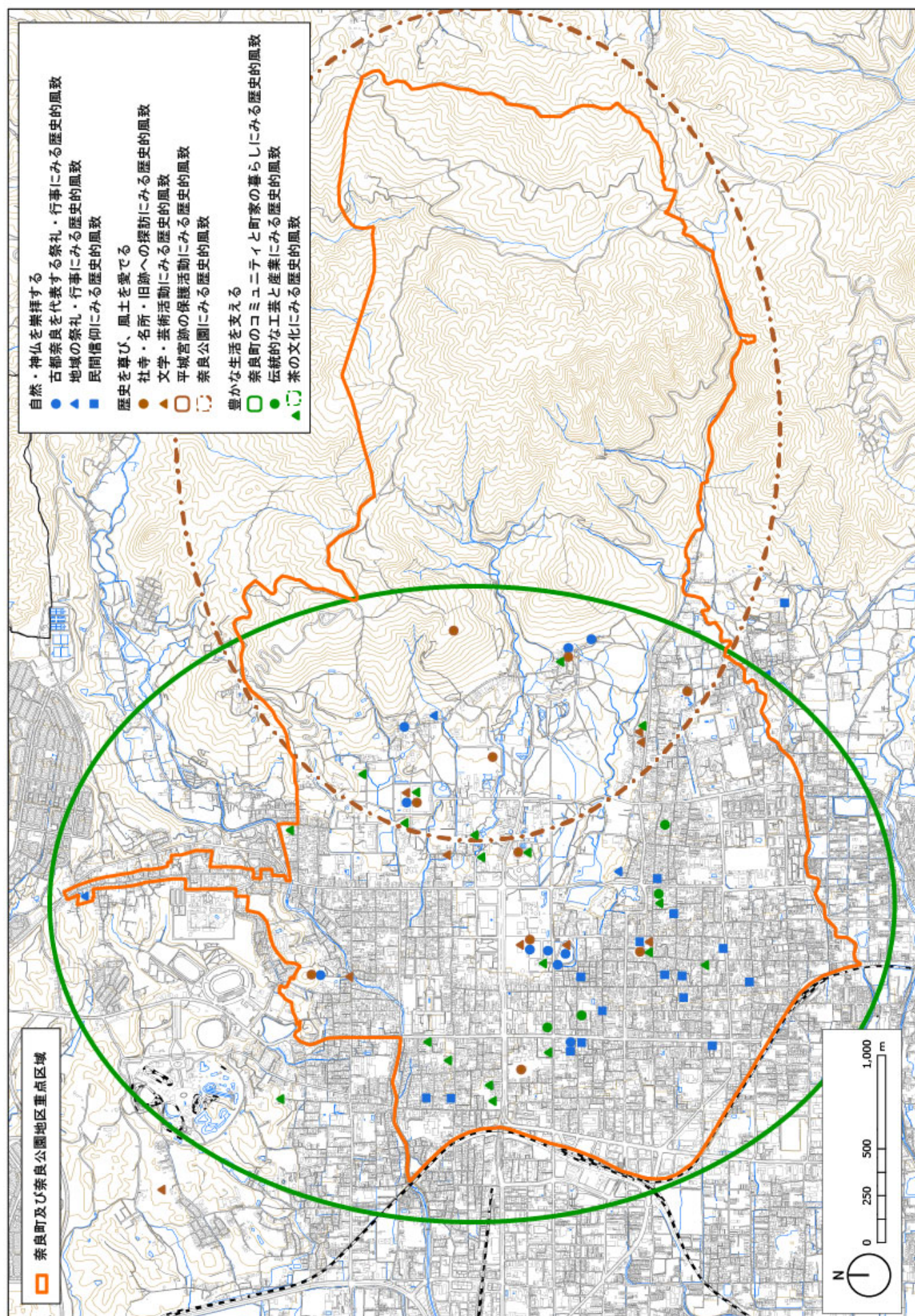


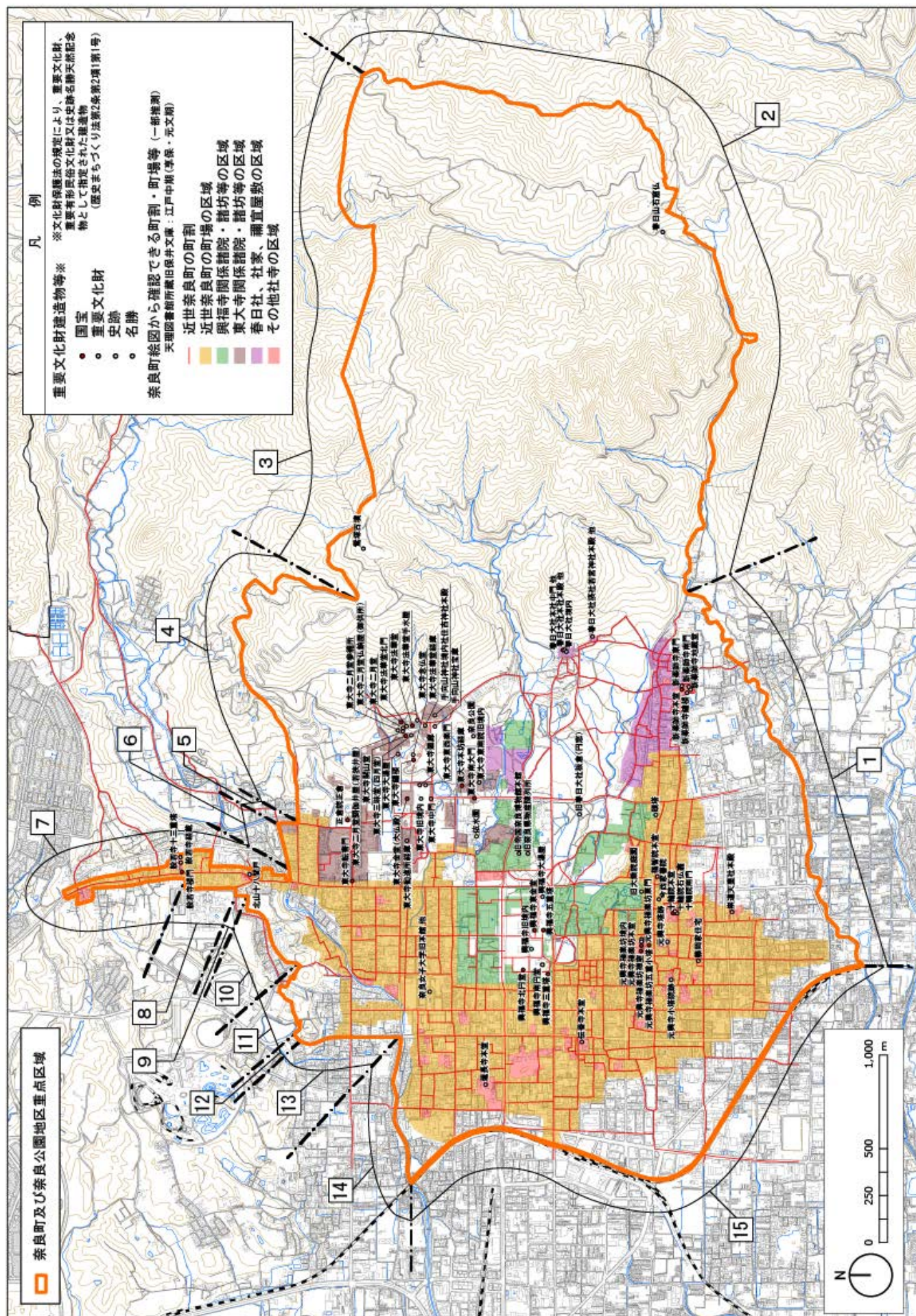
奈良町絵図

(天理大学附属天理図書館蔵)



奈良町及び奈良公園地区重点区域の区域図





奈良町及び奈良公園地区重点区域の境界図

- 1 : 能登川南岸
- 2 : 名勝奈良公園の区域境界
- 3 : 奈良県立都市公園奈良公園（都市計画決定）の区域境界
- 4 : 国指定史跡東大寺旧境内の区域境界
- 5 : 市道北部 101 号線東側（市道 116 号線交差点～大日橋）
- 6 : 佐保川南岸（大日橋～新石橋）
- 7 : 市道北部 131 号線（京街道）に接している敷地
- 8 : 市道北部 130 号線北側
- 9 : 奈良少年刑務所との境界
- 10 : 風致地区ゾーン区分の境界
- 11 : 歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域の境界
- 12 : 風致地区種別区分の境界
- 13 : 市道六条奈良阪線
- 14 : 佐保川北岸
- 15 : J R 関西本線・J R 桜井線

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果

(1) で述べたように、本重点区域は、奈良市における歴史的風致の色濃く残る地域であり、多様な歴史的風致が集積してみられる。特に、周辺の各地域とも大きな関わりをもつなかで、中世以降の奈良・大和地域の中心性を担い続けてきたことから、祭礼・行事における神事芸能の市内各地域への伝播や春日大社と各地域での春日信仰・春日講、茶の文化の隆盛と東部山間地域の茶生産のように、それぞれの歴史的風致にも、市内各地域との歴史的・文化的な関係がみられる。

従って、本重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図ることにより、それを基とした、周辺の各地域での伝統的な生活形態の復興などにつながり、市域全体の歴史的風致が向上されることが期待できる。また、本重点区域での歴史的風致の維持向上の取り組みにより、市民の歴史・伝統文化に対する理解を一層深めることができ、市全体に広がっている歴史的風致についても、それらを活かしたまちづくりに向けた取り組みを進めることが期待できる。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

奈良市では、現在、本重点区域を中心に、都市計画法や建築基準法、景観法、屋外広告物法、文化財保護法、古都保存法などの様々な制度の活用や「奈良市眺望景観保全活用計画」などの計画を策定・運用を通じて、歴史的な建造物の周辺の景観や伝統的な活動の舞台や背景となる景観の形成に努めている。本計画の推進にあたっては、これらの既存の制度や計画の適切な運用とさらなる拡充を図り、歴史的風致の維持及び向上に努めていくこととする。

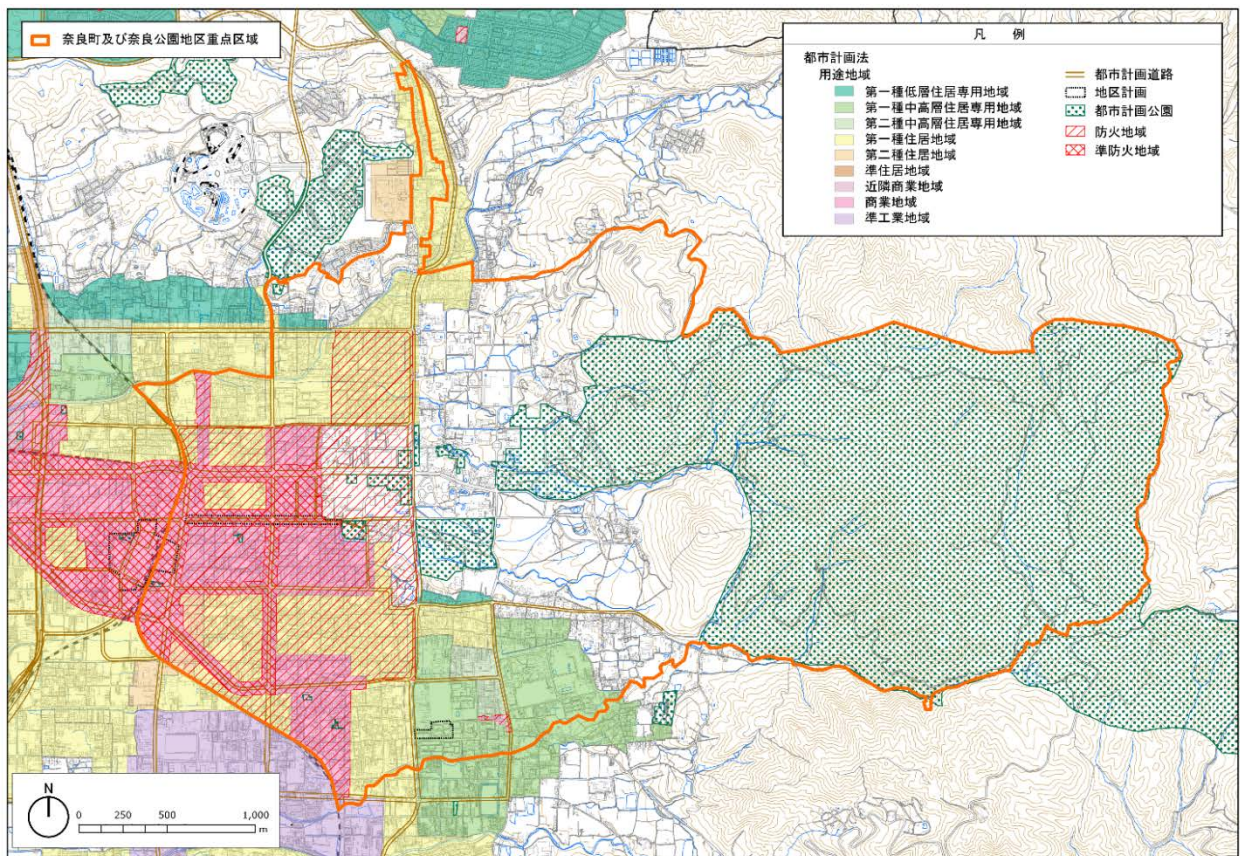
（１）都市計画との連携

ア. 用途地域・都市施設・地区計画等

奈良市の都市計画は、月ヶ瀬地区、都祁地区を除いた区域合計 21,160ha が「大和都市計画区域」に指定されており、都市計画区域内の全域が線引きされており、市街化区域が 4,801ha、市街化調整区域が 16,359ha となっている。

本重点区域は、全域が都市計画区域内であり、区域西部の市街地が広がる区域は市街化区域、区域東部の社寺境内や若草山、春日山等の山林を主体とする区域は市街化調整区域に指定している。

市街化区域は、中世以来、奈良の政治・経済・文化の中心的な役割を担い続けてきた奈良市の中心市街地であることから、近鉄奈良駅・ＪＲ奈良駅を中心に商業地域が広がり、都市的な機能の集積した賑わいのある都市空間の形成を図っている。また、その他多くの地域は第一種住居地域に指定して、中心市街地としての都市的な機能の立地と歴史的な佇まいを残す住宅市街地との調和した都市空間の形成が図られている。また、平城山丘陵麓や高畑の山麓部の一部は第一種低層住居専用地域に指定し、周囲の自然環境と調和した低層の落ち着いた住宅市街地の形成を図っている。このような現行の用途地域区分に基づき、用途地域ごとの適切な土地利用を誘導することにより、中心市街地としての都市機能の集積と良好な居住環境の形成との両立を図っていく。



用途地域・都市施設・地区計画

一方、区域東部の市街化調整区域の大部分は、都市計画公園に指定し、豊かな自然や歴史・文化の保全と活用を図っている。今後も、歴史的風致の維持及び向上との連携・調整を図りながら、都市計画公園としてのより一層の活用を目指した取り組みを推進していく。なお、市街化調整区域の都市計画公園以外の区域は、社寺の境内地としての史跡指定や名勝奈良公園の指定など、文化財保護法により保護が図られている（「文化財保護行政との連携」参照）。

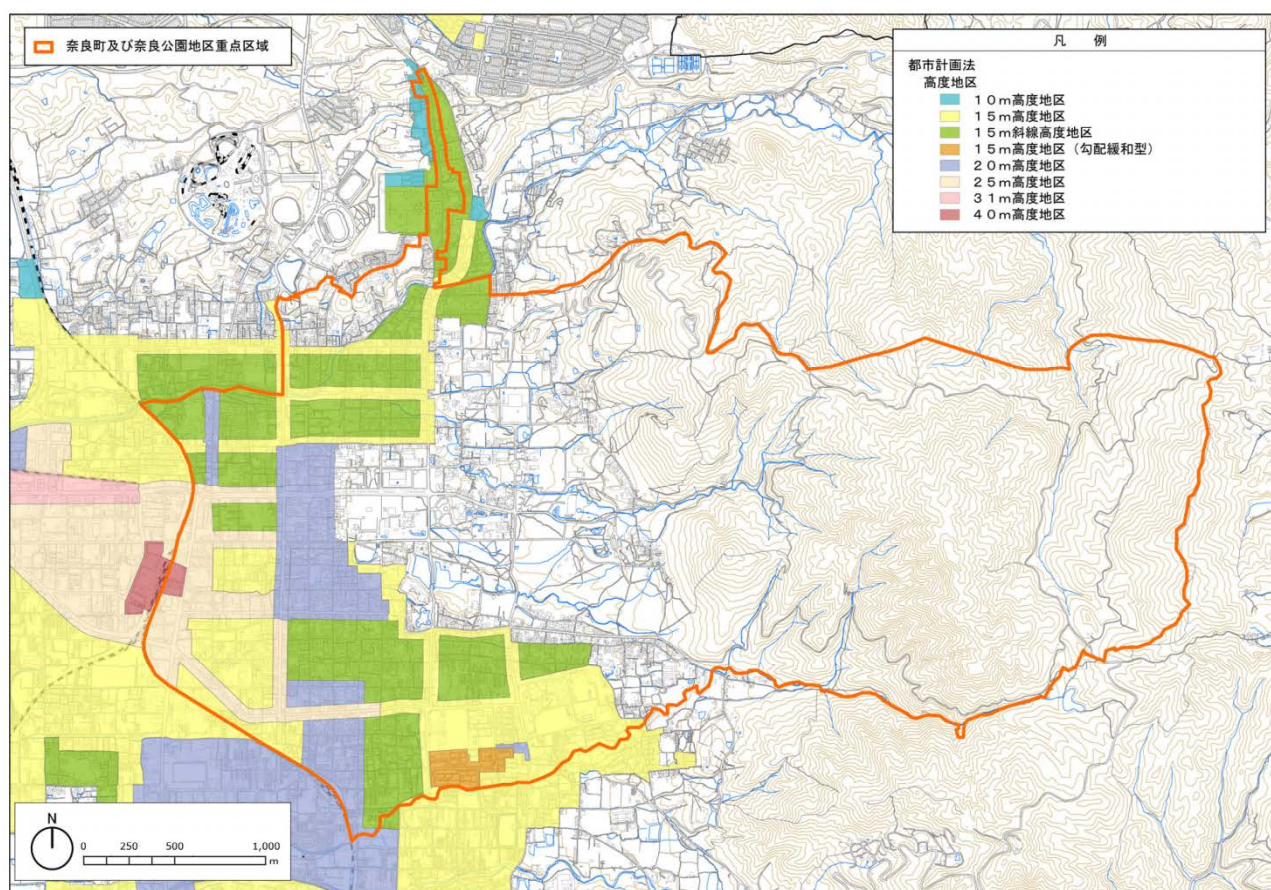
また、重点区域内で歴史的な街並みが残っている奈良町都市景観形成地区及びその周辺区域は、木造密集地域であることから、準防火地域や防火地域の指定がされているが、重点区域東側に広がる市街化調整区域には、建築基準法第 22 条の指定がされていない。このことから、保存措置を講ずるだけでなく、火災や地震に対しての措置をも併せて講じていくことが必要である。

なお、三条通の区域については、平成 9 年（1997）10 月 27 日に三条通地区地区計画が定められ、用途や壁面の位置、建物等の形態又は意匠に関する基準をもとに、J R 奈良駅から春日大社に至る道筋の良好な景観の形成が図られている。今後も地域住民との連携のもと、歴史・文化を感じられる町並みの形成と主要な観光動線としての賑わいの創出との両立を図っていくこととする。

イ. 高度地区

奈良市では、高度地区を 8 種類に区分し、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域を除く各用途地域において建築物の高さの最高限度を定めている。

本重点区域では、J R 奈良駅前の一部の 40m 高度地区を除き、商業地域では 25m 高度地区又は 20m 高度地区、住居系地域では、15m 高度地区又は 15m 斜線高度地区を基本として設定している。また、高度地区に指定されていない第一種低層住居専用地域については、建築基準法に基づき最高高さ 10m とされており、周囲の自然環境と調和した落ち着いた低層住宅市街地の形成を図っている。



高度地区

今後も引き続き、現行の高さ制限を適用することにより、中心市街地としての都市的機能の集積のための土地の高度利用と、奈良町の町家と違和感の少ない高さとするることによる歴史的な環境の保全・継承との調整を図っていくことを基本とする。なお、本市における歴史的風致の維持及び向上にあたっては、古くから多くの人々が目にし、詩歌や芸術作品の対象としてきた奈良盆地各所から本重点区域に位置する若草山や春日山などの山並みと一体となった東大寺、興福寺などの社寺への良好な眺望を保全することが重要であることから、その眺望を阻害するおそれのある区域については、高さ制限の強化等を検討していくこととする。

ウ. 風致地区

奈良市では現在、市全域で合計 4,727.9ha の風致地区を指定している。奈良市では、これらの風致地区を、地形や山・森林等の自然的要素、寺社、宮跡等の歴史的要素及び緑の多い住宅地等の市街地的要素等に応じて、第一種地区から第五種地区までの五種に区分し、地区ごとに建築物の高さ、建蔽率、外壁後退、緑地率等を定めている。また、「奈良県風致保全方針」に基づき、風致地区をさらに 11 ゾーンに区分し、ゾーンごとに建築物等の修景に関する方針を定め、別途定めた審査指針により、風致景観のきめ細かい方向性を示している。

本重点区域では、市街化調整区域ならびに区域北西部の平城山丘陵麓の第一種低層住居専用地域に風致地区を指定しており、豊かな自然環境の保全ならびにそれらと一体となった緑豊かな住宅市街地の形成を図っている。そして、風致地区の大部分は古都保存法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区と重複して指定しており、古都保存行政と連携しながら、古都奈良の歴史的風土の保存が図られている。

種別区分及びゾーン区分は、歴史的風土特別保存地区と重複して指定されている区域は第 1 種風致地区・ゾーン 1 に指定して、豊かな自然環境の凍結的な保存を図っている。また、その他の区域では、平城山丘陵麓では第 3 種風致地区・ゾーン 8、高畑地域の山麓は第 3 種又は第 4 種風致地区・ゾーン 6 又は 7、また、奈良県庁をはじめとした官公庁施設の集積する区域は第 5 種風致地区・ゾーン 8 又は 9 に指定するなど、それぞれの区域における現在の土地利用の状況に応じて種別区分及びゾーン区分を行い、自然環境の保全や良好な景観の誘導を図っている。

今後も、古都保存行政と連携しながら、現行の風致地区制度を適切に運用することで、社寺と周辺の自然環境とが一体となった歴史的風土ならびに緑豊かな住宅市街地の環境を守り、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととする。

風致地区における許可等の基準

項目		第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
建築物の新築・改築・増築・移転	高さ	8m以下	10m以下	10m以下	12m以下	15m以下
	建ぺい率	2/10 以下	3/10 以下	4/10 以下	4/10 以下	4/10 以下
	道路からの距離	3m以上	2m以上	2m以上	2m以上	2m以上
	隣接地からの距離	1.5m以上	1m以上	1m以上	1m以上	1m以上
	緑地率	4/10 以上	3/10 以上	2/10 以上	2/10 以上	2/10 以上
	位置・形態・意匠	当該建築物の位置、形態及び意匠が、建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
工作物	位置・形態・意匠	当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、建築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
建築物等の色彩変更		変更後の色彩が変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。				
土地の形質の変更	緑地率	4/10 以上	3/10 以上	2/10 以上	2/10 以上	2/10 以上
	森林区域の緑地率	6/10 以上	5/10 以上	4/10 以上	4/10 以上	4/10 以上
		森林法第5条森林の区域における造成行為(主として住宅その他の建築物を建築するために行う造成、市街化区域における造成以外)に適用。				
		造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。				
	うち1haを超える場合はさらに	切土・盛土	2mをこえるのりを生じないこと。	3mをこえるのりを生じないこと。	4mをこえるのりを生じないこと。	4mをこえるのりを生じないこと。
	うち1ha 以下の場合にはさらに	2mをこえる切土・盛土	3mをこえる切土・盛土	4mをこえる切土・盛土	4mをこえる切土・盛土	4mをこえる切土・盛土
		上記を伴うものにあつては、適切な植栽を行う等によりのが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。				
水面の埋立て又は干拓		水面の埋立て又は干拓後の地貌が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと。				
木竹の伐採		次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。 1 許可された建築物等の建築、土地の形質の変更のために必要な最小限度の木竹の伐採 2 森林の択伐 3 伐採後の成林が確実と認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が 1ha 以下のもの 4 森林の区域外における木竹の伐採				
土石の類の伐採		採取の方法が露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。				
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障をおよぼすおそれが少ないこと。				
その他形状・色彩等		別に風致地区ごとにゾーン設定をし、建築物の屋根の形状、部材及び色彩並びに壁の部材、色彩及び仕上げその他工作物の意匠形態等の審査指針を定める。				

準基のこー各、区、地、各

[illegible]

注：●印は、勾配屋根を示す。

建築物

屋根の形状・色彩

- 切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。

- 切妻、入母屋、寄棟、方形等の屋根(片流れ屋根、極端な招き屋根及び極端な緩勾配屋根又は急勾配は除く。)とする。

- 勾配は10分の3から10分の7とする。

- | | |
|---|--|
| A | 和型瓦、わら、檜板、銅皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は、濃灰もしくは黒等とする。 |
|---|--|

- 色は濃灰、黒、濃茶、濃緑等とする。

- | | |
|---|--------------------------------|
| C | 波型形状の外観を有する材料とし、色は濃灰、黒、濃茶等とする。 |
|---|--------------------------------|

彩色の壁

- 外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面には等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合 色は、白、ベージュ、グレー等とする。

- 外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。

- 外壁の色は、白、ベージュ、グレーもしくは薄茶等とする。

工作物

工作物の部材・色彩・仕上げ等

- A 表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リジン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。

- 日 表面が、リジン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。

- C 表面が、白、ペーージュ、グレーもしくは薄茶等で着色されたものとする。

- A 道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。

- 道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状とする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン等の吹付けで仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。

- C 道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン等の吹付けで仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。

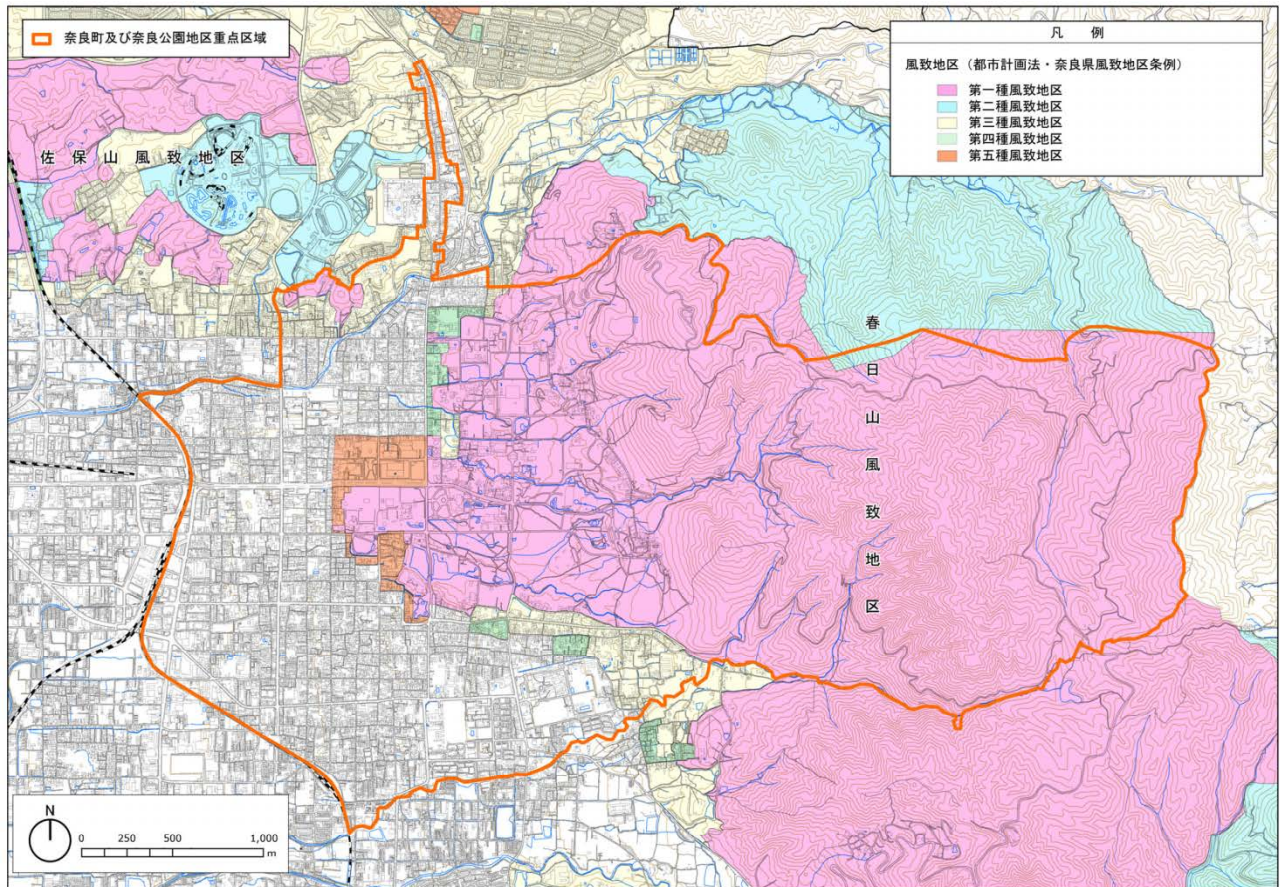
- | | |
|---|---------------------|
| A | 表面が、濃茶等で着色されたものとする。 |
|---|---------------------|

- | | |
|---|---------------------|
| A | 表面が、濃茶等で着色されたものとする。 |
|---|---------------------|

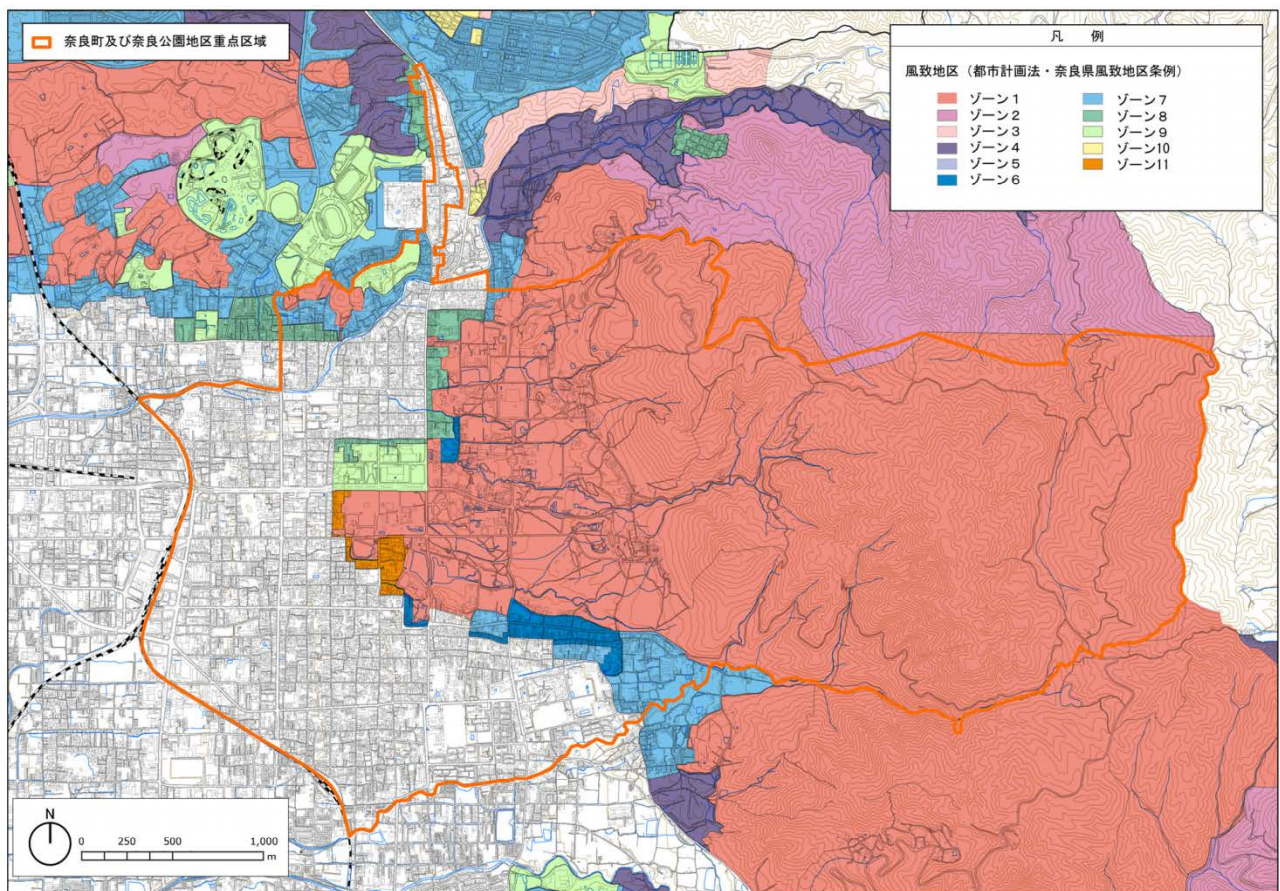
- [illegible]

- | | |
|---|--------------------|
| A | 濃灰、濃茶等で着色されたものとする。 |
|---|--------------------|

※屋根、外壁他建築物、工作物に用いる仕上げ材料については、光沢の少ないものとし、塗料は艶消しのものを使用する。



風致地区（種別区分）



風致地区（ゾーン区分）

ア. 奈良市景観計画

奈良市景観計画では、市全域を景観計画区域に指定し、「山地景観地域」「田園景観地域」「市街地景観地域」「歴史景観地域」の4つの景観地域のなかに9つの景観区域とそれらを横断する形で景観軸（道路景観軸、河川景観軸）を設定し、景観形成の方針やデザインガイドラインを定めている。このうち、奈良盆地における「歴史景観地域」は、世界遺産の遺産本体、緩衝地帯（バッファゾーン）及び歴史的環境調整区域（ハーモニーゾーン）を合わせた全体と同一の区域とし、歴史的風土保存区域全体を含む形で、古都保存行政とも連携が図られている。

本重点区域では、風致地区の区域は「山地景観地域／大和青垣景観区域」、市街地の区域のうち、用途地域が商業地域の区域は「市街地景観地域／都心景観区域」、その他の住居系の用途地域の区域は「市街地景観地域／市街地景観区域」に指定している。また、これらと重複する形で、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域は「歴史景観地域／歴史的な風土景観区域」、歴史的風土特別保存地区は「歴史景観地域／歴史拠点景観区域」に指定し、各区域の景観の特徴に応じた景観の誘導を図っている。

奈良市景観計画

景観構造（景観特性に基づく区域区分）

- 山地景観地域 大和青垣景観区域
- 山地景観地域 自然景観区域
- 田園景観地域 平地の景観区域
- 市街地景観地域 都心景観区域
- 市街地景観地域 市街地景観区域
- 歴史景観地域 歴史拠点景観区域
- 歴史景観地域 歴史的な風土景観区域

景観形成重点地区・都市景観形成地区

- 歴史的景観形成重点地区・都市景観形成地区
- まちなか景観形成重点地区
- 沿道景観形成重点地区

凡 例

奈良市及び奈良公園地区重点区域

一般国道24号
沿道景観形成重点地区

近鉄奈良駅周辺
まちなか景観形成重点地区

大和道沿道景観形成重点地区

三宅道沿道景観形成重点地区

JR奈良駅周辺
まちなか景観形成重点地区

奈良市歴史的景観形成重点地区
奈良市都市景観形成地区

0 250 500 1,000 m

215

継いだ形で助成制度と連携した都市景観形成基準に基づき、きめ細かな景観の誘導を図っている。また、三条通沿道と大宮通沿道（近鉄奈良駅周辺を除く）は沿道景観形成重点地区、近鉄奈良駅周辺とＪＲ奈良駅周辺はまちなか景観形成重点地区に指定し、都市的な景観と歴史的な景観との調和を図っている。

本計画における重点区域の設定を踏まえ、奈良町における数多くの伝統的な活動の舞台ならびに背景となる歴史的な町並みの保全・形成に積極的に取り組み、奈良町の歴史的風致の維持向上をより効果的に推進するため、奈良町都市景観形成地区の区域の拡大ならびに奈良きたまち区域の都市景観形成地区の指定を予定している。

奈良町都市景観形成地区の景観形成基準（建築物・工作物等の基準の抜粋）

項 目		都市景観形成基準
配 置		・現在の町並みの壁面線をそろえること。やむをえず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置するなど、町並みの連続性を維持に努めること。
		・主要な視点場からの興福寺五重塔、春日山等の山並みへの眺望を妨げないように配慮すること。
敷 地		・現在の町並みを形成している歴史的な敷地の形状を維持するよう努めること。
構 造		・木造在来工法とするよう努めること。やむをえずその他の工法とする場合は、規模・形態を周囲の景観に調和したものとするよう努めること。
規 模	高 さ	・建築物の高さは前面道路境界より奥行 10m までは高さ 8m以下、10m以遠においては高さ 15m以下とするよう努めること。
	幅	・主要な視点場からの興福寺五重塔、春日山等の山並みへの眺望を妨げない高さとする。
形 態・意 匠	屋根・庇	・原則として日本瓦葺（桧瓦・本瓦）とし、勾配は 4～5 寸勾配を標準とするよう努めること。
	外 壁	・漆喰塗壁で腰板張りとするよう努めること。
	玄関・窓等	・建具は、木製あるいは木目調・黒・茶色等のアルミサッシとすること。
	色 彩	・白・黒・茶・薄茶・灰色を基調とすること。
	そ の 他	・建築設備については、道路からできるだけ見えない位置に設置するよう努めること。 ・屋外階段を設ける場合については、建築物本体と調和の取れたデザイン、色彩とすること。 ・バルコニーについては、道路からできるだけ見えないように設置するよう努めるとともに、周囲の景観と調和するよう形態を工夫すること。
塀		・土塀・真壁塀・生垣とするなど、町並みの連続性に配慮すること。
門		・塀やその他の建物と一体感を持たせ、周囲の景観との調和及び町並みの連続性に配慮すること。

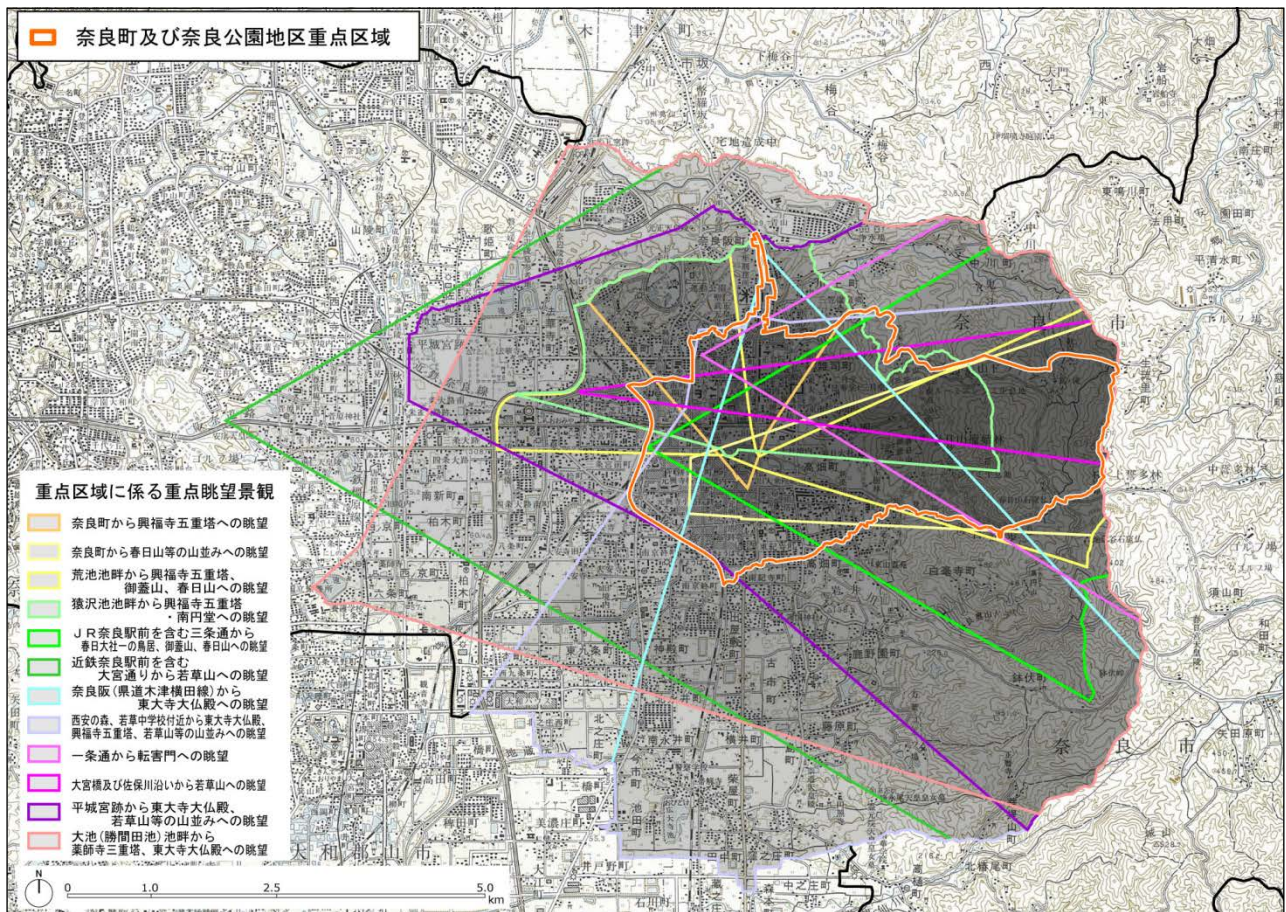
イ. 奈良市眺望景観保全活用計画

平成 24 年 4 月に策定した奈良市眺望景観保全活用計画では、「奈良らしい眺望景観」41 件と、そのなかでも特に重点的に保全・活用の施策を展開していく「重点眺望景観」15 件を設定している。

奈良盆地は低層市街地や農地などが主となることから、これらの眺望景観の多くにおいて、若草山や春日山、東大寺大仏殿、興福寺五重塔などが視対象となっており、本重点区域は奈良らしい眺望景観の保全・活用にあたって特に重要な地域となっている。本重点区域を眺望空間に含む重点眺望景観は次の 12 件である。

＜重点区域に係る重点眺望景観＞

- ・奈良町から興福寺五重塔への眺望
- ・奈良町から春日山等の山並みへの眺望
- ・荒池池畔から興福寺五重塔、御蓋山、春日山への眺望
- ・猿沢池池畔から興福寺五重塔・南円堂への眺望
- ・ＪＲ奈良駅前を含む三条通から春日大社一の鳥居、御蓋山、春日山への眺望
- ・近鉄奈良駅前を含む大宮通りから若草山への眺望



重点区域に係る重点眺望景観の眺望空間の分布

- ・奈良阪（県道木津横田線）から東大寺大仏殿への眺望
- ・西安の森、若草中学校付近から東大寺大仏殿、興福寺五重塔、若草山等の山並みへの眺望
- ・一条通から転害門への眺望
- ・大宮橋及び佐保川沿いから若草山への眺望
- ・平城宮跡から東大寺大仏殿、若草山等の山並みへの眺望
- ・大池（勝間田池）池畔から薬師寺三重塔、東大寺大仏殿への眺望

同計画では、「奈良らしい眺望景観」の成り立ちを、「目に見える景観」、「心で感じる景観」「情報としての景観」の3点から捉えている。つまり、視覚的に捉えられる自然や建物などがつくりだす空間だけでなく、そこでの人々の活動がつくり出してきた歴史や文化、世界を代表する歴史都市として多くの人々が有するイメージなどを通じて、より深く味わうことができるものが「奈良らしい眺望景観」と位置付けており、歴史的風致と相通じるものであるといえる。従って、「重点眺望景観」を中心に「奈良らしい眺望景観」の保全・活用に向けた積極的な取り組みを推進し、本市固有の歴史的風致を維持向上し、その魅力をより一層高めていくこととする。

（3）屋外広告物の規制誘導

奈良市では、平成14年（2002）4月1日、屋外広告物法に基づき施行した「奈良市屋外広告物条例」により、屋外広告物の規制・誘導を実施している。同条例では、屋外広告物の禁止区域と許可区域を設けており、禁止区域としては、文化財保護法・奈良県文化財保護条例・奈良市文化財保護条例で指定された建造物及び地域、歴史的風土保存区域、第一種・第二種低層住居専用地域、風致地区など、都市景観形成地区（商業地域を除く）などを設定している。

奈良町都市景観形成地区の景観形成基準（屋外広告物の基準の抜粋）

項 目	都市景観形成基準
共 通	・自家用以外の広告物は、設けないよう努めること。 ・広告物の位置・大きさ・意匠等は周囲の景観に調和したものとする。 ・広告物の1箇所あたり面積は4㎡以下にするよう努めること。 ・主要な視点場からの興福寺五重塔、春日山等の山並みへの眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・伝統的デザインを活かすよう配慮すること。 ・色彩は奈良市屋外広告物条例による色彩基準（別表2参照）の黄色（0.1Y～10.0Y）の数値（彩度）を2ポイント、他の色相の彩度は1ポイント下回ること。 ・支柱、枠などの色彩（黒、濃灰又は濃茶等周辺の町並み環境と調和する色彩）に配慮すること。 ・動画を表示するもの、点滅や回転（警告用は除く）するものは設置しないこと。 ・大きさ、設置高さ等は、設置する建物や周辺の建造物と調和を図ること。 ・できるだけ集合化しデザインに配慮すること。
建築物等に設置する屋外広告物	・屋上広告は、設置しないこと。 ・窓のガラス面（内外とも）へは掲出しないよう努めること。
独立型屋外広告物	・交差点周辺では設置しないよう努めること。 ・道路境界線を越えて掲出しないこと。 ・独立型屋外広告は位置・大きさ・高さ等に配慮し、町並み景観に調和するよう努めること。高さについては4m以下とするよう努めること。 ・盤面は単純な形状のものを1つとし、広告幕などを付加しないこと。

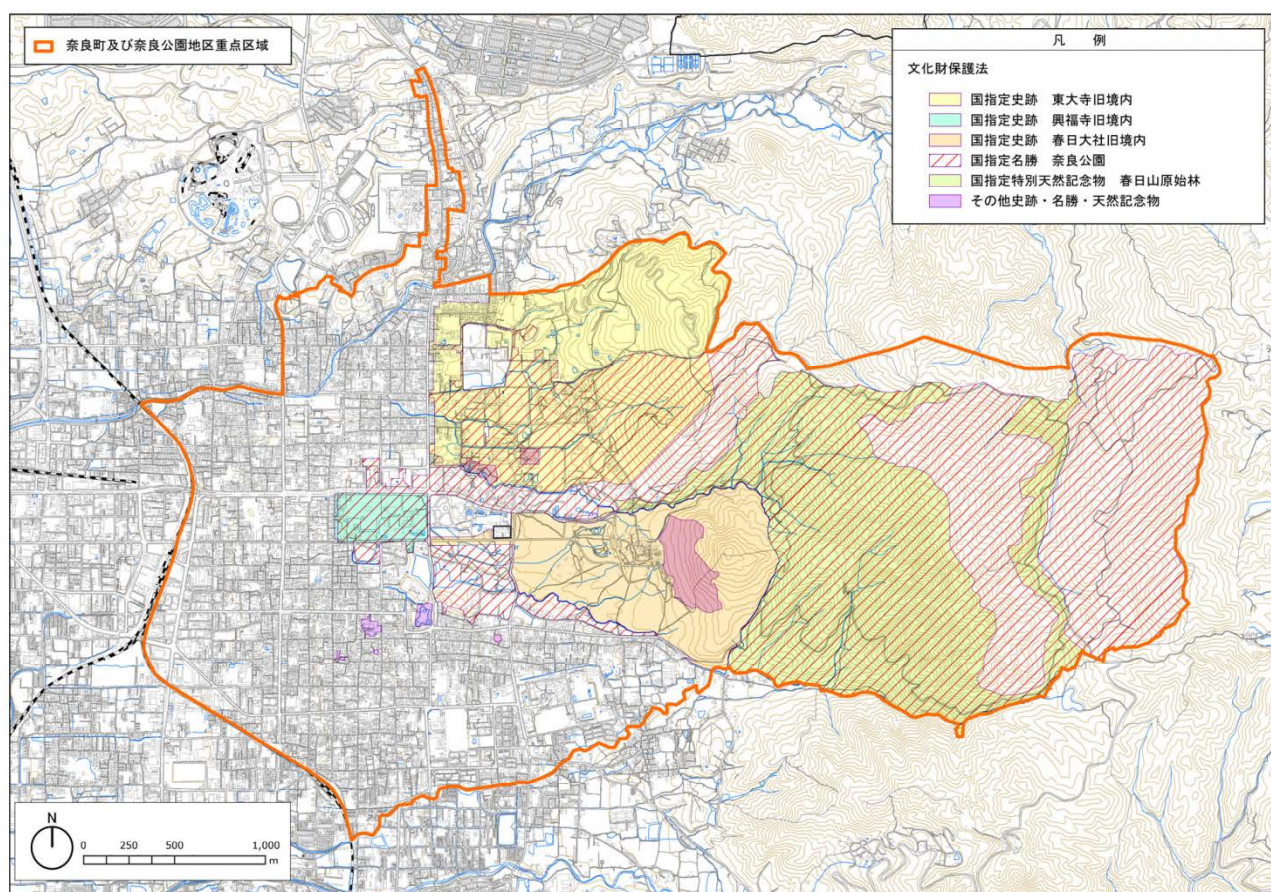
また、平成22年（2010）4月1日からの「奈良市景観計画」ならびに「なら・まほろば景観まちづくり条例」の施行による大規模行為及び景観形成重点地区・都市景観形成地区内での行為の届出制度の導入に伴い、これらの行為に係る屋外広告物については、許可申請とは別に届出を義務付け、奈良市景観計画に定めるデザインガイドラインに即して、規制・誘導を図っている。

今後も引き続き、現行の屋外広告物の規制・誘導を実施することを基本とした上で、本計画を踏まえて拡大及び新規指定する都市景観形成地区については、景観形成基準を見直しや良好な屋外広告物の事例の紹介などによる意識啓発を進め、景観を阻害する屋外広告物を規制・誘導するだけでなく、歴史的な町並みに調和したより良好な屋外広告物の掲出を促していくこととする。

（４）文化財保護行政との連携

本重点区域には、東大寺や興福寺、元興寺、春日大社をはじめとした数多くの社寺が立地し、それらを構成する堂塔や社殿、門などの多くが文化財に指定され、保護されることにより、樹林や町並みに溶け込む葺の屋根や築地塀の連なりなど、社寺のまちとしての展開を感じられる良好な景観の形成につながっている。社寺以外にも数多くの建物が文化財に指定・登録され、町並みの核となるとともに、周囲の町家等と一体となって、歴史的な風情ある町並みをつくりだしている。春日若宮おん祭の神事芸能や奈良豆比古神社の翁舞などの祭礼・行事も無形の民俗文化財として文化財に指定され、古くからのハレの景観が現在に受け継がれている。

一方、本重点区域では、東大寺旧境内、興福寺旧境内、春日大社境内、奈良公園など、史跡や名勝が広範囲にわたって指定され、歴史的な社寺建築と境内樹林とが一体となった良好な景観が保護されている。なかでも奈良公園では、平成23年（2011）3月に奈良県により、奈良公園の将来あるべき姿、維持管理ならびに現状変更等のあり方、活用・運営等の方向性を定めた「名勝奈良公園保存管理・活用計画」が策定されている。同計画では、奈良公園の沿革や本質的価値等を整理するとともに、保存管理・活用の基本方針を定め、名勝を16ゾーンに区分し、各区域における保存・管理・活用の方針を示している。さらに、保存管理の手法として、現状変更等の取扱基準を定めている。



重点区域における国指定史跡・名勝・天然記念物の分布

<名勝奈良公園保存管理・活用計画 基本方針>

- 1 名勝奈良公園は、自然的要素、歴史的・文化的要素、および公園的要素が融合した景観的特質により名勝の本質的価値である風致景観が構成されている。このため、各要素の個々の保存はもとより、それらの要素の相互作用により総合的価値が発揮されるように適切な保存管理を行う。
- 2 明治以降、現在に至る名勝奈良公園の形成過程を踏まえ、名勝地を構成する境内地や園地、山林部などを区分したうえで、各区域の本質的価値を活かすとともに、多様な空間構成に応じた適切な保存管理を進める。
- 3 奈良公園は、名勝の指定区域のみならず周辺地域の景観とも密接な関係を持ち、それら地域の景観もまた名勝奈良公園の構成要素として認識されるものである。このため、周辺地域も含めて、総体としての適切な景観形成を進める。
- 4 世界文化遺産「古都奈良の文化財」の資産を擁する名勝奈良公園の有する多様な価値を多くの国民が享受し、公園として多様な来訪者を迎える場にふさわしい保存管理と活用との調和を図る。
- 5 関係社寺および地域住民の生活・生業により継がれてきた奈良公園の脈々たる歴史に十分に配慮し、それら奈良公園に係る地域の諸活動との連携のもと、相互の協力により後世に続く名勝の保存管理・活用を進める。
- 6 名勝奈良公園の保存管理・活用を推進するため、関係部局等における体制づくりを進める。

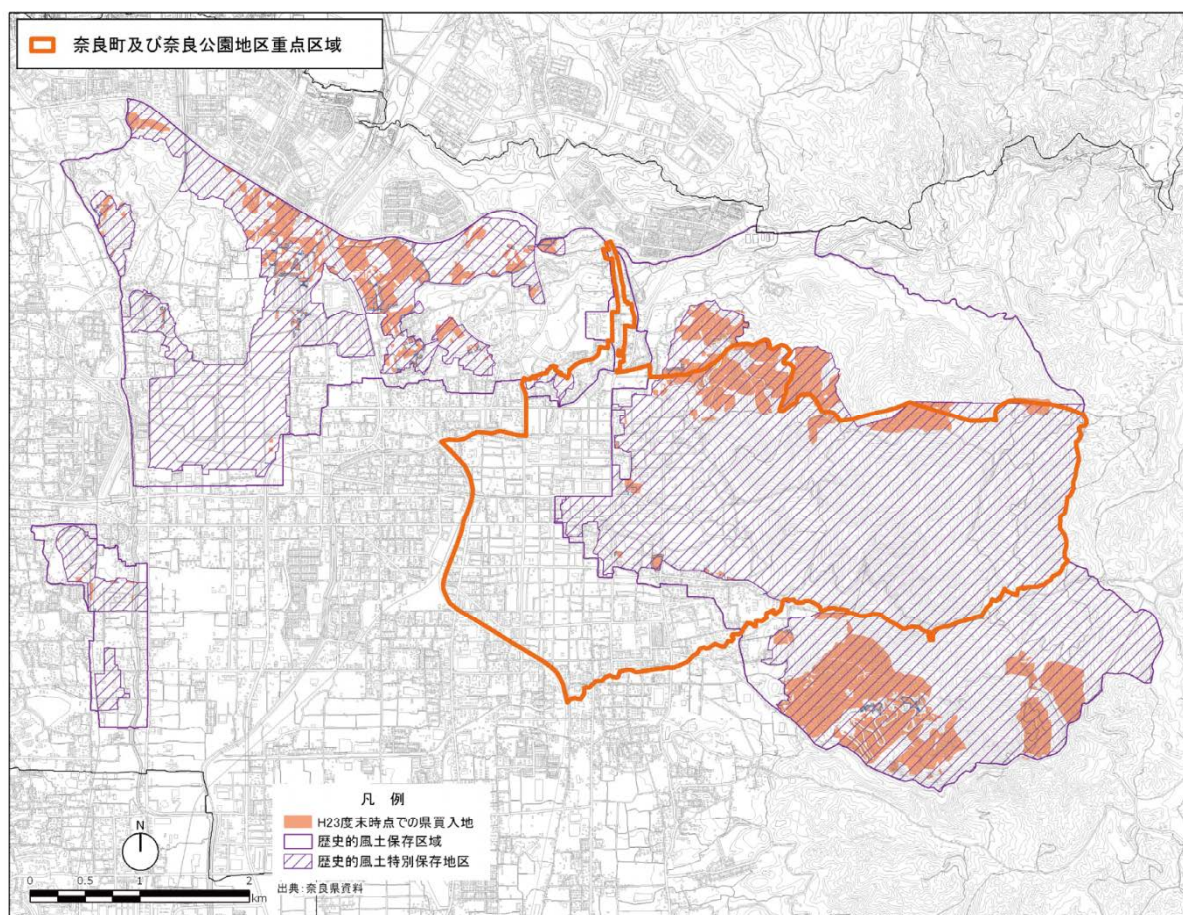
今後も、指定や登録を受けている文化財については、法や条例、保存管理・活用計画に従い、適切な保護の措置を講じ、本重点区域の歴史的風致の核となる歴史的な建造物や伝統的活動の継承に努めていくこととする。

（５）古都保存行政との連携

奈良市は、昭和 41 年（1966）1 月 13 日の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」に基づき古都として位置づけられ、平城京を起源とする大社寺等と東・西・北方のなだらかな丘陵地の自然的環境とが一体となった歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定し、またそのなかでも特に枢要な地区を歴史的風土特別保存地区に指定して歴史的風土の保存を図ってきた。

本重点区域の東側の区域は「春日山歴史的風土保存区域」、また、北側の平城山丘陵麓の区域が一部「平城宮跡歴史的風土保存区域」に指定されている。そして、「春日山歴史的風土保存区域」では、東大寺境内や興福寺境内、春日大社境内、名勝奈良公園の区域等が「春日山歴史的風土特別保存地区」、「平城宮跡歴史的風土保存区域」では、聖武天皇陵とその区域が「聖武天皇陵歴史的風土特別保存地区」、法華寺の区域が「平城宮跡歴史的風土特別保存地区」に含まれている。

これらの歴史的風土特別保存地区では、優れた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際は、あらかじめ市長の許可を受ける必要がある。また、この厳格な規制が土地利用に著しい支障をきたす場合には、土地所有者はその土地を奈良県に買い入れるよう求めることができることとなっている。本重点区域内においても、北東部の山林を中心に買入地が分布しており、古都保存行政との連携のもとに、これらの買入地の適切な維持管理を実施していく。また、春日山原始林はじめとした東部に広がる山林では、近年、ナラ枯れが進行し、奈良町及び奈良公園の歴史的風致の背景となる豊かな自然環境の変容が課題となってきたことから、その対策に向けて、県の公園事業だけでなく、古都保存行政としても、国、県、市、さらには地域住民などの多様な主体が連携しながら、保存に向けた積極的な取り組みを推進していく。



歴史的風土特別保存地区における買入地

V. 文化財の保存又は活用に関する事項

(法第5条第2項第3号イ)

1. 文化財の保存・活用の現況と今後

①奈良市全体に関する方針

奈良市は、平城京建都に始まる歴史的・文化的な蓄積を基礎に発展を遂げてきた極めて個性的な都市であり、豊かで美しい自然と数多くの優れた文化財を有する古都である。都であった期間はわずかであるが、平安時代以降は平城京に創建された社寺に支えられ、1300年にわたり都市として存続してきた。換言すれば、平城京という土台の上に継承されてきた文化財が軸となって、都市としての奈良を支えてきたといえる。文化財は、本市存立の基盤であって、現代においては国際文化観光都市としての奈良を支えており、今後も支え続けていくはずである。その継承は、現代に生きる者の責務である。

本市には、世界的に有名なものから地域で大切にされてきたものまで、有形・無形の、各時代の文化財が、重層的に分布している。令和2年1月現在、指定等文化財は、国指定789件、県指定151件、市指定151件、旧月ヶ瀬村指定30件、旧都祁村指定42件、選定保存技術3件、登録105件の、計1,271件ある。平成10年には奈良時代の都城の姿を伝える資産で構成された「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録され、平成21年には中世の芸能の姿を伝える題目立がユネスコ無形文化遺産に登録された。指定等文化財以外にも、市街地の地下には広大な範囲に平城京の遺跡が良好な状態で残り、旧市街には伝統的な町並みが広範囲に残る。

指定等文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき保存・活用を図っている。文化財の保存・活用は、個々の文化財の態様、管理状況等に応じて、個別具体的に検討する必要がある。件数が多く、分野も様々で、所有者・管理者も多岐にわたるが、市では、各分野の専門職員を配置し、適宜所有者・管理者と連絡を取るとともに、奈良市域担当の4名の奈良県文化財保護指導委員から毎月届く巡視報告も活用して、各文化財の状況把握に努めている。後継者不足から中断に至っている民俗芸能の例や、所有者の変更に伴い解体されてしまった登録有形文化財建造物の例もあり、問題が顕在化する前に、早期に課題を把握して対策を講じていく必要がある。市が所有・管理するものについても、保存・活用の充実に努めていく。

指定文化財の所有者等が行う保存事業に係る経費については、奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付して、文化財の適切な保存を図っている。所有者等が保存管理計画、保存活用計画、整備計画等を策定する際には、適宜指導助言等を行って支援している。

世界遺産「古都奈良の文化財」については、8つの構成資産、緩衝地帯及び歴史的環境調整区域の一体的な保存管理の方法を、平成26年度に包括的保存管理計画として県と市で定め、顕著な普遍的価値の確実な継承を図る。

平城京跡をはじめとする周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法に基づき保存と活用を図っている。市内の各部局や県とも連携して、埋蔵文化財の適切な保護が図られるよう努めている。

指定等文化財以外の文化財については、所在と内容を把握し文化財保護の基礎資料とするための調査を継続的に実施している。早くは昭和30年代から奈良市史編纂に伴う分野別の調査を実施しており、昭和50年代以降は、発掘（昭和53年度～）・彫刻（昭和56年度～61年度）・絵画（昭和61年度～平成6年度）・石造物（昭和58年度～63年度）・町並み（昭和56年度～61年度）・民家（昭和58年度～62年度）・現存植生（昭和60年度）・民俗芸能（昭和61年度～平成元年度）・年中行事（平成2年度～8年度）・古文書（昭和59年度～平成7年度）・柳生地区（平成4年度～7年度）・歴史資料（平成8年度～）・

旧月ヶ瀬村及び旧都祁村（平成 17 年度～）・近世近代建造物（平成 24 年度～）・庭園（平成 25 年度～）の各調査を実施している。県も各種の文化財調査を行っている。その他、大学や民間団体等様々な主体により市内各所で様々な調査が行われている。それらの調査成果に基づき、価値の高いものは市指定文化財に指定して保護を図っている。平成 8 年の文化財登録制度創設以降、指定による保護を補完するため、国に対する意見具申を通じて登録による保護を図る例も増えている。

市内にある多数の文化財を幅広く保護していく上では、新たな制度の検討等も含め、文化財の保存・活用の取り組みの充実を図る必要がある。

②重点区域に関する計画

重点区域東側は、東大寺・春日大社・興福寺・奈良公園・春日山原始林等があり、奈良時代以来の歴史を継承する古建築と周囲の自然とが一体となった、古都奈良のイメージを最も顕著に示しているエリアである。ほとんどが史跡・名勝・特別天然記念物指定地であり、また、世界遺産の構成資産範囲でもある。興福寺では中金堂の復興を含む境内整備が進められており、東大寺でも伽藍建築の復興を含む境内整備構想が策定されている。奈良公園では、県が「奈良公園基本戦略」に基づき公園の魅力を高めるための整備を検討している。これら整備事業の適切な実施による文化財の価値の確実な保存・活用を図る必要がある。

重点区域西側は、奈良町と呼ばれる旧市街地が広がり、伝統的な町並みの中に各時代の様々な文化財が重層的に分布するとともに、現代の都市活動の中心地でもある。ここでは、指定等文化財の保存・活用だけでなく、現代の都市活動の中で失われてきている伝統的町家等の指定等以外の文化財の継承が大きな課題となる。エリアが広く、失われてきているとはいえまだ多くの町家が残っているため、文化財行政以外の施策との連携が不可欠である。市が歴史的建造物を取得し住民団体等との協働で活用している例も多く、そうした場所を拠点として取り組みの推進を図ることとする。

平成 25 年に市が取得した旧大西家住宅もその一例である。多くの観光客が訪れる奈良町中心地にあって、歴史的景観にとって極めて重要な場所に位置する町家である。平成 26 年度に改修工事を実施し、竣工後は、伝統的な町家を後世に引き継ぎながら、観光振興、地域の活性化、市民と観光客の交流、教育機関との連携の拠点となる「奈良町にぎわいの家」として活用する計画である。観光部局の所管であるが、文化財登録を目指す方針とし、改修工事も文化財課との連携の下に進めている。

2. 文化財の修理（整備）

①奈良市全体に関する方針

文化財の修理・整備にあたっては、画一的な方法を一律に適用することはできず、それぞれの文化財の価値・保存状況・活用方針等をふまえた上で、考え得る様々な選択肢の中から最善の方法を選ぶ必要がある。これには高度に専門的な判断が必要となる場合が多く、行政に属する専門職員の積極的な関わりが求められるとともに、適宜学識経験者の指導・助言を仰ぎながら事業を進める必要がある。

指定文化財や登録文化財の修理・整備の実施にあたっては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく手続きを適切に行うとともに、文化庁、奈良県教育委員会、奈良市教育委員会から指導・助言を行う。また、指定文化財の修理・整備にあたっては、必要な経費に対して補助金を交付することで、所有者負担を軽減し、文化財の価値の確実な保存・活用を図る。なお、国・県指定文化財建造物の修理が国や県の補助事業として実施される場合は、事業を奈良県教育委員会が受託し、奈良県教育委員会文化

財保存事務所が設計監理や施工にあたっている。

奈良町都市景観形成地区においては、都市景観形成地区建造物保存整備事業として建築物の外観の修理や修景に対して補助金を交付してきたが、対象エリアが限られ、必ずしも質の高い修理・修景が行われてきたとはいえない。今後、対象エリアを拡大し、修理・修景の質的向上を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定や国の補助事業などと連携し、事業効果を一層高めていくこととする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、市内でも特に多くの文化財が集中するエリアであり、指定文化財の修理・整備事業も絶えず行われており、その適切な実施を進める。奈良町の歴史的な町並みを構成する建築物等についても適切な修理・整備を促進することとし、本計画の実施期間中に集中的に推進するため、助成の充実を図る。奈良町都市景観形成地区内の町家の内部改修工事に補助金を交付するならまち町家建物内部改修モデル事業を登録文化財において実施する場合は、事前に文化財課と協議することにより、文化財としての価値に十分配慮することとする。東大寺・興福寺・春日大社では、それぞれ学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得て整備計画が策定されている。整備計画に基づき事業を進める際も学識経験者等で構成する委員会の指導・助言を得ながら進められることとなっており、一部は指定文化財に係る整備事業として行われている。

指定文化財に係る修理・整備についての平成 27 年 1 月現在の具体的な計画は次のとおりである。

○国宝春日大社本社本殿ほか 13 棟保存修理事業

平成 22 年度から 28 年度までの 7 箇年度計画で、国宝本社本殿 4 棟及び重要文化財建造物 13 棟の屋根葺替・塗装修理・部分修理を行う保存修理事業が春日大社により実施されており、国・県とともに市も補助金を交付している。事業は奈良県が受託し、奈良県教育委員会文化財保存事務所が設計監理・施工にあたっている。なお、本社本殿の修理は第 60 次造替として実施される。

○史跡興福寺旧境内記念物保存修理

興福寺では、「興福寺境内整備構想」に基づき平成 10 年度から 35 年度を第 1 期整備計画として、現在工事中の中金堂をはじめとする建物の復原も含む境内の整備事業が進められているが、そのうち発掘調査やその成果に基づく基壇の整備については、史跡整備に係る事業として、国・県とともに市も補助金を交付している。事業は学識経験者による「興福寺境内整備委員会」の指導・助言を得て進められている。

○名勝旧大乘院庭園管理（名勝庭園荒廃防止）事業

管理団体である（公財）日本ナショナルトラストにより、名勝庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定等の事業が毎年実施されており、県とともに市も補助金を交付し支援している。

3. 文化財の保存・活用を行うための施設

①奈良市全体に関する方針

本市には、仏教美術を中心とした文化財の収集、保管、調査・研究、展示を行う奈良国立博物館があり、毎年秋の正倉院展をはじめとする様々な展覧会が開催されている。

市の施設としては、史料保存館、昔のくらし館、上深川歴史民俗資料館がある。史料保存館は、古文書や歴史資料の収集、調査、保管、展示などを行う施設であり、常設展示・企画展示・スポット展示・講座等を開催している。平成 25 年度からは正職員（学芸員）を配置し、保存・活用事業の充実を図つ

ている。昔のくらし館は、社会生活の変化に伴い失われつつある生活文化資料を展示する施設であり、同じ敷地内に移築保存されている法蓮造の民家である奈良市指定文化財旧田中家住宅とあわせて公開している。小学校の郷土学習での利用や、隣接する都跡公民館と連携して催しを開催している。平成 23 年度には旧田中家住宅に照明やコンセント等の電気設備を設置して活用の推進を図っている。旧田中家住宅は茅葺屋根の定期的な葺き替えが必要であり、かまども実際に利用することがあるため補修が必要である。上深川歴史民俗資料館は、ユネスコ無形文化遺産に登録された民俗芸能である題目立の継承のための施設であり、衣装や道具、古文書等の関連資料を保管するとともに、練習の場としても活用されている。また、埋蔵文化財調査センターにおいても、発掘調査で出土した遺物の展示を行っているほか、増え続ける出土遺物の保管場所として旧水間小学校を利用している。今後は、これら各施設の連携を推進するなど、活用事業の充実を図る。

民間の施設としては、大和文華館、寧楽美術館、各社寺の宝物館・収蔵庫等がある。重要文化財の保存施設・保存活用施設に対しては、設置や改修にかかる費用に補助金を交付している。

文化財説明板は、市指定文化財の指定を始めた昭和 50 年代以来市指定文化財に対して設置してきたが、平成 19 年度からは奈良町地区の建造物を中心に登録文化財や国・県指定文化財にも設置を進めている。同年度以降統一的なデザインを採用しており、今後もそれを継承していくこととするほか、外国語表記の充実も図ることとする。

文化財の公開・展示は、本市の観光振興にとっても重要なものとなっており、観光振興との連携を踏まえた活用のあり方についても検討していく。

②重点区域に関する計画

市の施設のうち、重点区域にある史料保存館については、奈良町の歴史や文化財についてわかりやすく紹介する情報拠点としての機能の充実を図るため、平成 27 年度に改修する計画である。重点区域の歴史的風致に関連する資料も多く収集、保管しているが、そうした収蔵資料の保存環境を良好に保つために必要な空調設備が老朽化しているため、その改修も行う必要がある。あわせてソフト事業の充実もさらに推進する。学芸員を配置し、展示、講座等の事業を通じて収蔵資料の活用を図ることのできる体制を今後も維持していくとともに、周辺にある公共や民間の多様な文化施設との連携も進める。また、イベントにあわせて開館時間を延長するなど、周辺で行われる他の事業との連携も図ることとする。

文化財説明板については、市指定文化財や登録有形文化財について未設置箇所への設置を進めるとともに、県・国指定文化財への設置もさらに推進する。有形の文化財だけでなく、無形の文化財についても、伝統芸能の会場となる場所への設置等を検討する。

4. 文化財の周辺環境の保全

①奈良市全体に関する方針

歴史的な建造物や遺跡等の文化財と、周囲の自然や伝統的町並みが一体となって、古都にふさわしい環境が形成されている本市では、明治期の奈良公園の設定や、戦前における風致地区の指定など、文化財の周辺環境を保全する取り組みが早くから行われてきた。現在では、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区や歴史的風土保存区域、都市計画法に基づく風致地区や高度地区、景観法やなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区、奈良市屋外広告物条例に基づく規制等により、文化財の周辺環境の保全が図られている。史跡や名勝が文化財建造物の周辺環境を保

全する役割を果たしている例も多い。さらに、平成 24 年に策定した眺望景観保全活用計画に基づく取り組みも進めている。世界遺産の構成資産の周囲に設定されている緩衝地帯及び歴史的環境調整区域については、現在策定中の世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画に基づき保全を図る。

また、奈良県では、奈良県植栽計画の策定や、春日山原始林や奈良のシカの保護のための各種取り組みを進めており、NPO 法人や市民団体等においても、ナラ枯れ対策などの取り組みを展開していることから、これらと連携を図りながら、古都奈良の歴史的風土を構成する自然環境の保全に努めていく。

②重点区域に関する計画

重点区域の東側は、文化財保護法に基づき広大な区域が史跡や名勝に指定されているほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区、都市計画法に基づく風致地区等、様々な規制が重複してかけられて、文化財とその周辺環境の一体的な保存・保全が図られてきた。今後も、これらの各法制度に基づく規制や誘導を適切に運用していくこととする。また、奈良公園の豊かな自然環境や広がりのある公園空間は、歴史的風致の重要な構成要素であるとともに、祭りや行事、奈良町での生活の背景として歴史的風致の価値を高めるものとなっている。この自然環境を適切に保存・継承していくため、県や地域住民等との連携のもとにナラ枯れ対策などの各種取り組みを推進する。

重点区域西側の旧市街地は、元興寺周辺地区がなら・まほろば景観まちづくり条例に基づく都市景観形成地区や景観形成重点地区に指定されているが、景観形成重点地区の追加指定や、眺望景観保全活用の取り組みの推進等を検討しており、助成事業（景観修景助成事業や都市景観形成地区建造物保存整備事業など）や公共空間の景観整備事業（電線類の地中化や道路美装化など）ともあわせて、より一層の規制・誘導や整備を推進していくこととする。特に建築物の形態、意匠、色彩についての規制・誘導にあたっては、必要に応じて、景観地区や地区計画の指定、建築協定や景観協定の締結などの各種手法の活用についても検討していくこととする。

5. 文化財の防災

①奈良市全体に関する方針

本市では、奈良市地域防災計画において、指定・登録文化財について、平常時に行っておくべき措置を文化財災害予防計画として定め、災害時に応急的に行う措置を文化財対策計画として定めている。文化財災害予防計画には、自動火災報知設備未設置箇所の解消、各所有者による防災計画作成や防災組織設置、消防局による査察、火災予防の啓発、火気制限区域の指定等について定めている。これに基づき、消防局では、文化財防災週間（1 月 23 日～29 日）に、文化財建造物の査察、市民を対象に文化財愛護思想と防災意識の啓発を図るための「文化財防火ゼミナール」の開催、文化財所有者と合同の消防訓練等を実施している。また、消防局には文化財防災官を設置し、文化財防災の推進にあたっている。

指定文化財への自動火災報知設備、消火設備、避雷設備、防犯設備等の設置や修理、点検に対しては、国・県・市が補助金を交付する制度を定め、防災対策を推進している。老朽化した設備の更新も不可欠で、そうした機会に設備内容の見直しも検討する必要がある。指定文化財建造物の耐震対策としては、日常管理により建物を健全な状態で維持することに努めるとともに、根本修理にあわせて必要な補強を行う等の対策を推進する。文化財を収蔵・展示する施設の耐震対策も進める必要がある。

防災施設や耐震補強にあたっては、文化財の価値を損なわないよう最善の方法を選択する必要があり、文化財に係る専門家の関与が求められる。

また、所有者・行政・地域住民の連携も求められる。現在、市内では、小学校区を基本単位とする自主防犯・防災組織が 49 団体あり、防災訓練の実施や防災マップの作成、避難所の運営、地域内の空白地帯解消に向けた取り組みなどの活動が行われている。今後も、これらの自主防犯・防災組織を中心としながら、通報・消火・搬出・避難などの防災訓練の実施、防災体制・自衛消防組織の強化や消防設備・避難路などの点検整備、無住社寺などの危険箇所の改善や巡視の励行、火気厳禁区域の設定とその励行、消防局による防火診断などの「地域ぐるみでの防災対策の推進」を図ることとする。

②重点区域に関する計画

重点区域東側の東大寺・興福寺・春日大社には、自動火災報知設備、消火設備、避雷設備が設置されている。そのうち興福寺では、6 章に示すとおり、平成 25 年度から 28 年度までの計画で、老朽化が進んだ自動火災報知設備や消火設備の改修等を行う防災施設事業が実施されている。

重点区域西側の旧市街地には、町家をはじめとした数多くの木造の歴史的建造物が密集して残る。そうした場所においては火災時の延焼防止対策が重要であり、これまでにドレンチャー、防火扉、火除地等が設けられている指定文化財もある。旧市街地では、消火栓を通常よりも細かい間隔で設置している。地域防災計画の文化財災害予防計画においては、奈良町都市景観形成地区について、住民の合意形成と地区の景観の保全・整備を図りつつ、建物の防火を促進し、消火器、防火水槽、火災報知設備、その他防火資機材の設置と維持管理を推進することや、自主防災体制の充実、強化を図るため、定期的に防災訓練や広報等を実施していくことが定められているが、これらは都市景観形成地区以外の旧市街地全体に共通する課題として取り組む必要がある。未指定の文化財を含む一般の建物の耐震対策も重要であり、地域防災計画等に基づきその促進を図る。

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発

①奈良市全体に関する方針

本市では、文化財の保存及び活用の普及・啓発を図るための各種の取り組みを行っている。市民を対象とする文化財講座は、昭和 46 年度に文化財教室として開催して以来毎年実施してきたもので、近年は講義と現地見学や体験学習を組み合わせ、従来若年層の参加者が少なかったことをふまえて小学生と保護者向けの内容も実施するなど、充実を図っている。文化財説明板の設置については「3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画」の項で示した。その他、市が所有・管理する文化財等のリーフレット作成、史料保存館における展示や講座、埋蔵文化財に関する展示や講座、発掘調査現場の現地説明会、ホームページやツイッターを活用した情報発信等を行っている。取り組みが重点区域をはじめとする中心部の文化財に偏らないよう、地域的なバランスも考慮するよう努めている。また、指定文化財となっている無形の文化財の後継者育成や伝統技術伝承の事業に対して補助金を交付し、その継承を図っている。

学校教育においても、「世界遺産学習」として世界遺産や地域の文化財を通じた学習に取り組んでおり、副読本作成、現地学習、教員を対象とする研修等を実施している。発掘調査で出土した本物の土器のセット「ドキ土器 kit」を教材として学校に貸し出す取り組みも行っている。

市の取り組み以外にも、公共・民間問わず奈良の文化財を活かした多様な取り組みがなされており、文化財の普及・啓発において大きな役割を果たしている。なお、イベント開催もそうした取り組みのひとつとなりうるが、史跡名勝等の指定地を会場とする場合は現状変更等必要な手続きを確実に行う必要

がある。

今後も機会をとらえて情報発信や様々な主体との連携を進め、歴史的風致維持向上の視点も取り入れながら、文化財についての普及・啓発に努めることとする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、文化財が集中して存在し、多くの人が訪れるため、以前から文化財の普及・啓発に係る各種の取り組みが集中して行われてきたエリアであり、今後もそうした取り組みの充実を図る。

史料保存館については、「3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針及び具体的な計画」の項で示したとおり、奈良町の文化財に関する情報拠点としての役割を充実させる。文化財説明板についても、同項で示したとおり充実を図る。

また、文化財と関連施設を有機的につなぐ観光案内板の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備等、観光振興施策において文化財の普及・啓発の視点を取り入れることで観光振興と文化財保護の相乗効果生まれるような取り組みについても検討することとする。

7. 埋蔵文化財の取り扱い

①奈良市全体に関する方針

本市には、平城京跡をはじめ、長い歴史と文化を物語る多数の遺跡が地下に残る。周知の埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に関しては、文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底し、奈良県教育委員会とも連携を取りながら適切に指導を行い、埋蔵文化財の保護にあたっている。公共工事に関しては、事前に計画を把握し各部局と調整を行っている。埋蔵文化財に影響する工事が計画された場合には、工法の変更等の計画変更について協議するなど保存に努め、やむを得ず現状保存できない場合は発掘調査を行って記録保存している。なお、史跡等指定地内の埋蔵文化財については、文化財保護法、奈良県文化財保護条例、奈良市文化財保護条例に基づき現状変更を制限して保護しており、遺跡の保存整備等が行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進している。

周知の埋蔵文化財包蔵地外においても、1ha 以上の大規模な開発事業が行われる場合には現地踏査を行い、適宜試掘調査を実施するなどして埋蔵文化財の有無を確認し、存在が確認された場合にはその保護について関係者間で協議を行うこととしている。

本市は、埋蔵文化財の発掘調査、研究、出土品の整理、保管を行い、活用を図る拠点施設として、昭和 58 年（1983）に奈良市埋蔵文化財調査センターを設置している。独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、公益財団法人元興寺文化財研究所等の関連研究機関とも連携しながら、埋蔵文化財の保存と活用にあたっている。発掘調査の成果は調査報告書や年報として公開しているほか、発掘調査現場における現地説明会の開催や、出土遺物の展示、リーフレットの作成、講演会の開催等の活用事業も行っている。

今後も以上のような取り組みを継続し、埋蔵文化財の保存と活用を図っていくこととする。

②重点区域に関する計画

重点区域は、奈良時代から現代に至るまで都市として存続してきた場所である。区域西側の旧市街地の大部分が、奈良時代の遺跡である平城京跡や、平安時代から江戸時代までの遺跡である奈良町遺跡に該当し、周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。区域東側は史跡東大寺旧境内、史跡春日大社境内、名

勝奈良公園等の指定地となっている。

土木工事が行われるときは、上述のとおり、文化財保護法等の関係法令に基づき適切に対応する。東大寺や興福寺における境内整備事業においては遺跡の発掘調査とその成果に基づく整備も計画・実施されているが、史跡に係る整備事業として行われる場合は補助金を交付して、適切な保存・活用を推進する。発掘調査の成果については、奈良町の歴史についての理解の促進にもつながるよう、史料保存館における展示等にも活用することとする。

8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制

①奈良市全体に関する方針

本市は、教育委員会教育総務部に文化財課と埋蔵文化財調査センターを設置し、文化財の保存・活用にあたっている。奈良町にある史料保存館も文化財課の所管である。平成 26 年 4 月現在の職員数と専門職員の内訳は次のとおりである（嘱託職員・臨時職員・再任用職員を除く）。

- ・文化財課：13 名

- うち、学芸員（考古学）5 名、学芸員（博物館）3 名、文化財建築職 3 名

- 史料保存館：2 名

- うち、学芸員（考古学）2 名

- ・埋蔵文化財調査センター：14 名

- うち、学芸員（考古学）13 名

本市における文化財の重要性に鑑み、今後とも、文化財の保存・活用のあり方の多様化に対応しつつその確実な推進を図るための人材確保が不可欠である。

また、文化財の保存・活用にに関する重要事項について調査審議する機関として、文化財保護法第 190 条第 1 項及び奈良市文化財保護審議会条例に基づき、奈良市文化財保護審議会を設置している。審議会は学識経験者等で構成される。平成 26 年 4 月現在の委員数と専門分野の内訳は次のとおりである。

- ・文化財保護審議会：12 名

- うち、建造物分野 1 名、絵画・彫刻・工芸品分野 3 名、書跡・典籍・古文書分野 1 名、歴史資料分野 1 名、民俗文化財分野 1 名、史跡・考古資料分野 1 名、史跡・名勝分野 2 名、天然記念物分野 2 名

今後とも、文化財の保存・活用にあたっては審議会の指導・助言を得ながら進めていく。

9. 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備

①奈良市全体に関する方針

本市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。

特別史跡平城宮跡の発掘調査と保存管理に協力している（一社）平城宮跡保存協力会、名勝月瀬梅林の保護と育成管理にあたっている（公財）月ヶ瀬梅溪保勝会のほか、指定文化財となっている遺跡や社叢等の管理を地元の住民団体が担っている例は多い。県指定無形文化財奈良晒の紡織技術の保持団体である奈良晒技術保存会や、無形民俗文化財として指定文化財となっている民俗芸能の保護団体もそのほとんどが地元住民で構成されている。市では、これら指定文化財の保存管理や継承を担っている団体に

対して補助金を交付するなどして支援している。

50 年以上にわたって地域の文化財の保存・顕彰を行ってきた都祁郷土会や、市が実施した文化財教室の受講者によって結成されて以来 40 年以上にわたって文化財学習を続けてきた奈良文化財同好会など、自主的な活動を長く継続している団体もある。

奈良文化財研究所が養成した平城宮跡解説ボランティアを母体として平成 13 年に設立された NPO 法人平城宮跡サポートネットワークは、第 2 章の「平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致」の項で述べたとおり、平城宮跡の保存・活用に関する事業を各種実施している。NPO 法人なら・観光ボランティアガイドの会（愛称：朱雀）も文化財の活用に大きく貢献している。

埋蔵文化財調査センターでは、平成 20 年度から市民を対象とする考古学講座を実施し、その修了者のうちの希望者を、発掘調査・遺物整理・展示・講演・現地説明会等を支援する市民考古サポーターとして登録している。講座修了者は寧楽考古楽倶楽部を組織して同センターの事業に協力している。

（一社）奈良県建築士会では、平成 22 年度から 25 年度まで地域文化財建造物専門家（いわゆるヘリテージマネージャー）育成講習会を開催しており、平成 26 年度には、市と建築士会の協働で、その修了者を調査員として建造物の調査事業を実施している。他にも、なら・町家研究会、（公社）日本建築家協会の奈良地域会など文化財建造物の保存・活用に関わっている建築家団体は多い。

以上に挙げた団体以外にも様々な団体が様々なかたちで文化財の保存・活用に関わっている。今後ともそれらの団体と適宜連携し、市民と行政の協働による文化財の保存・活用を推進する。

②重点区域に関する計画

重点区域において指定文化財の保存管理や継承を担っている団体として、名勝旧大乘院庭園の管理団体である（公財）日本ナショナルトラスト、天然記念物奈良のシカの保護育成にあたる（一財）奈良の鹿愛護会、重要無形民俗文化財春日若宮おん祭の神事芸能の保護団体である春日若宮おん祭保存会、重要無形民俗文化財奈良豆比古神社の翁舞の保護団体である奈良豆比古神社翁講等があり、今後とも必要に応じて補助金を交付することも含めて支援を行う。

また、旧市街地では、昭和 54 年設立の奈良地域社会研究会を前身として早くから奈良町のまちづくりに取り組んできた（公社）奈良まちづくりセンターや、市の外郭団体である（一財）奈良市総合財団のならまち振興事業部門など、様々なまちづくり団体が活動している。従来元興寺周辺を拠点とする団体が多かったが、近年ではきたまちエリアを拠点とする団体も増えている。歴史的建造物を拠点とする団体も多い。平成 25 年からは、きたまちエリアで活動する団体が春と秋に開催するイベントにあわせて、市が所有する県指定有形文化財旧細田家住宅の内部公開を行っているが、今後、伝統的町並みや伝統行事等の文化財の保存・活用を推進する上でも、これらまちづくり団体と行政が適宜連携を図っていくことは重要である。

VI. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

本市の歴史的風致の維持及び向上にあたっては、「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」、「歴史的建造物の周辺市街地の環境の保全・形成」、「伝統を反映した人々の活動の継承」、「歴史文化に対する市民意識の向上とまちづくりへの展開」、「歴史的風致をとりまく自然環境の保全」の課題がみられることから、「(ア) 奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく」「(イ) 伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む」「(ウ) 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する」の3つの方針に基づき、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する各種事業を優先的かつモデル的に展開し、その効果を市全域に波及させていくこととする。

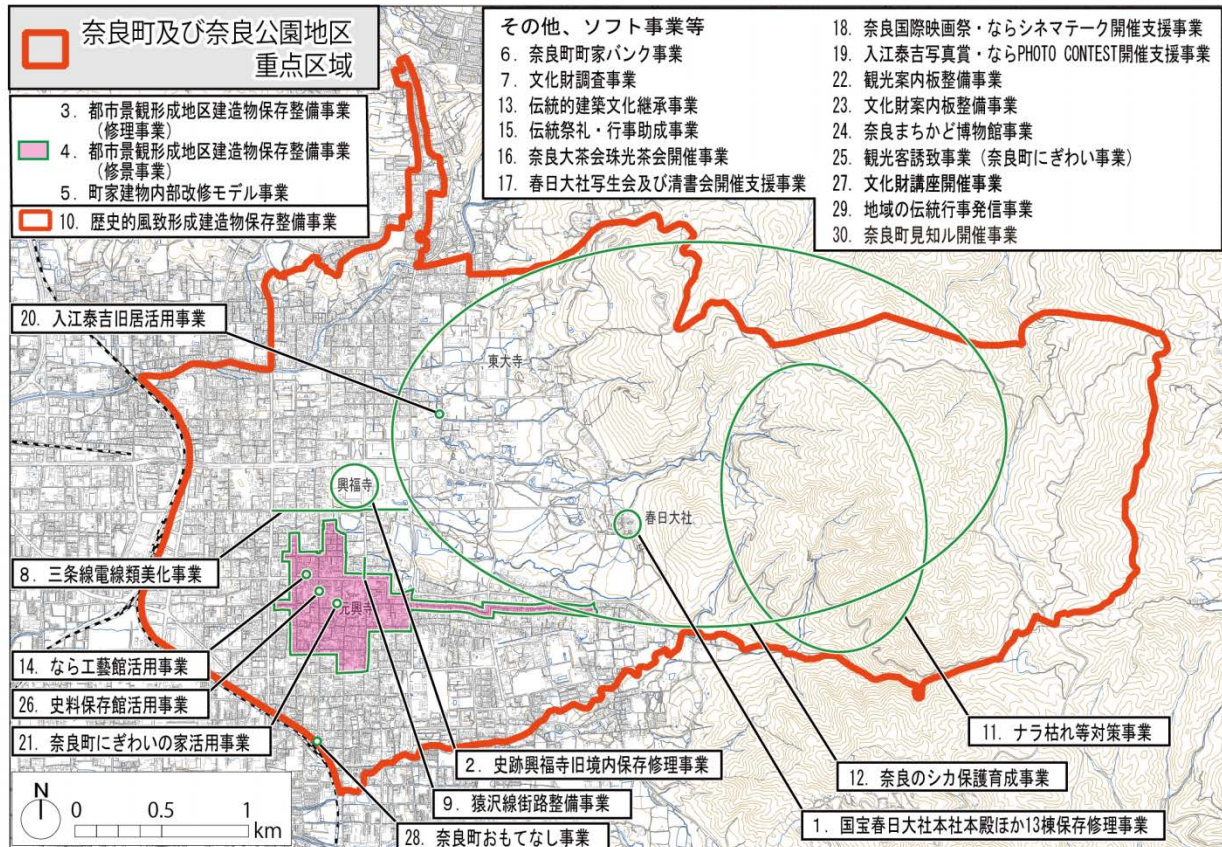
具体的には、次の考え方にに基づき、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を推進し、歴史的風致の維持及び向上のための取り組みの底上げならびに本市固有の歴史的風致の魅力により一層の磨きをかけていくための取り組みの拡充を図っていくこととする。

整備にあたっては、それらの施設や場のもつ歴史的・文化的な背景やそこで行われる活動との関係などの歴史的・文化的な価値を十分に調査した上で、歴史的風致を維持向上するため、既存ストックを積極的に活用するとともに、規模や形態・意匠等に配慮するものとする。特に、史跡や名勝等に指定されている区域については、関係法令を遵守した上で、文化財としての本質的な価値の保存・継承を図ることとする。また、本市の歴史的風致に与える影響の大きいと認められる整備については、「なら・歴史まちづくり推進協議会」の意見を聴いて行うものとする。

管理にあたっては、県及び市の関係部局が相互に連携し、役割分担のもとに、防災や防犯なども含めた適切な維持管理を行う。また、整備を行った歴史的風致維持向上施設については、その施設が持つ価値を向上させ、周知するため、また、住民や来訪者の交流や歴史的風致に対する理解を深めるために、市民などとの協力のもとに維持管理を行うとともに、積極的に公開・活用を行う。

なお、今後も発掘調査や史料文献調査などを継続的に行い、価値が明らかになったものについては、関係機関との協議の上、復原や整備等を推進し、歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業



方針に基づき展開する具体的な内容と事業は、下記のとおりとする。

(ア) 奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく

内容	・ 指定等以外の歴史的建造物の調査ならびに指定制度の活用推進 ・ 歴史的建造物を保存・活用するための制度や仕組みの整理 ・ 周辺景観の保全・形成による文化財相互や周辺との関係を感じられる一体的な景観づくり ・ 一体となって価値をつくりだす周辺の自然環境の保全
事業	1 国宝春日大社本社本殿ほか13棟保存修理事業 2 史跡興福寺旧境内保存修理事業 3 都市景観形成地区建造物保存整備事業 (修理事業) 4 都市景観形成地区建造物保存整備事業 (修景事業) 5 町家建物内部改修モデル事業 6 奈良町町家バンク事業 7 文化財調査事業 8 三条線電線類美化事業 9 猿沢線街路整備事業 10 歴史的風致形成建造物保存整備事業 (修理事業) 11 ナラ枯れ等対策事業 12 奈良のシカ保護育成事業

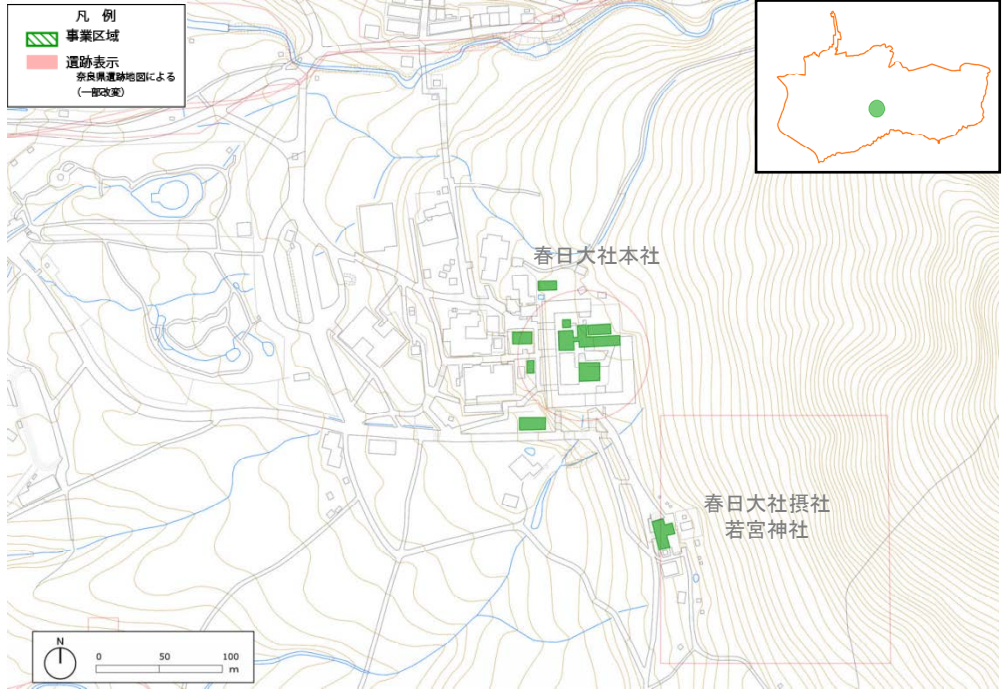
(イ) 伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む

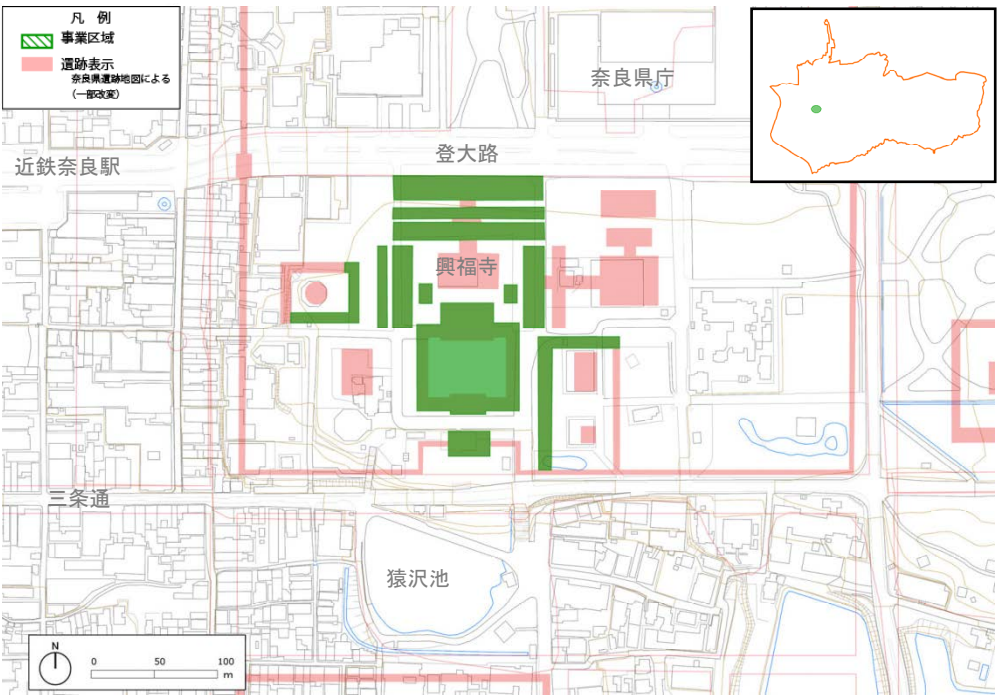
内容	・指定等を受けている伝統的活動に対する積極的な支援（用具等の補修支援、伝統技術の講習会や担い手育成支援のための事業の実施など） ・指定等以外の伝統的活動の調査ならびに指定制度の活用推進 ・学校教育等との連携や広報等による伝統文化の紹介による市民意識の醸成と担い手の育成 ・ボランティアガイド等のリーダー的な人材の育成
事業	13 伝統的建築文化継承事業 14 なら工芸館活用事業 15 伝統祭礼・行事助成事業 16 奈良大茶会珠光茶会開催事業 17 春日大社写生会及び清書会開催支援事業 18 奈良国際映画祭・ならシネマテーク開催支援事業 19 入江泰吉記念写真賞・なら PHOTO CONTEST 開催支援事業

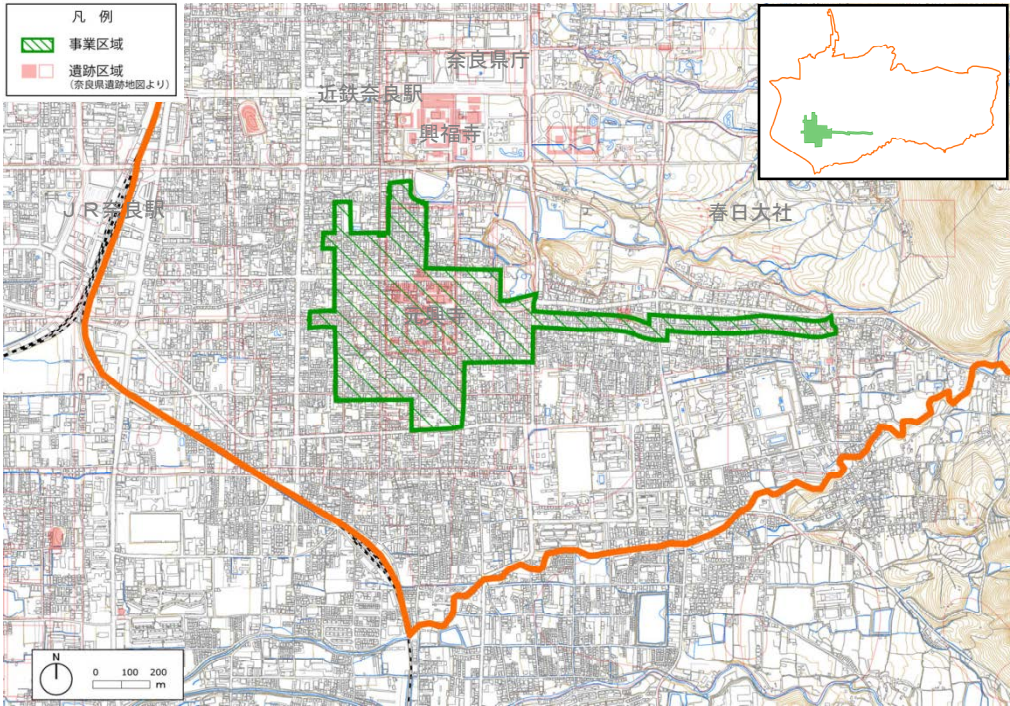
(ウ) 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する

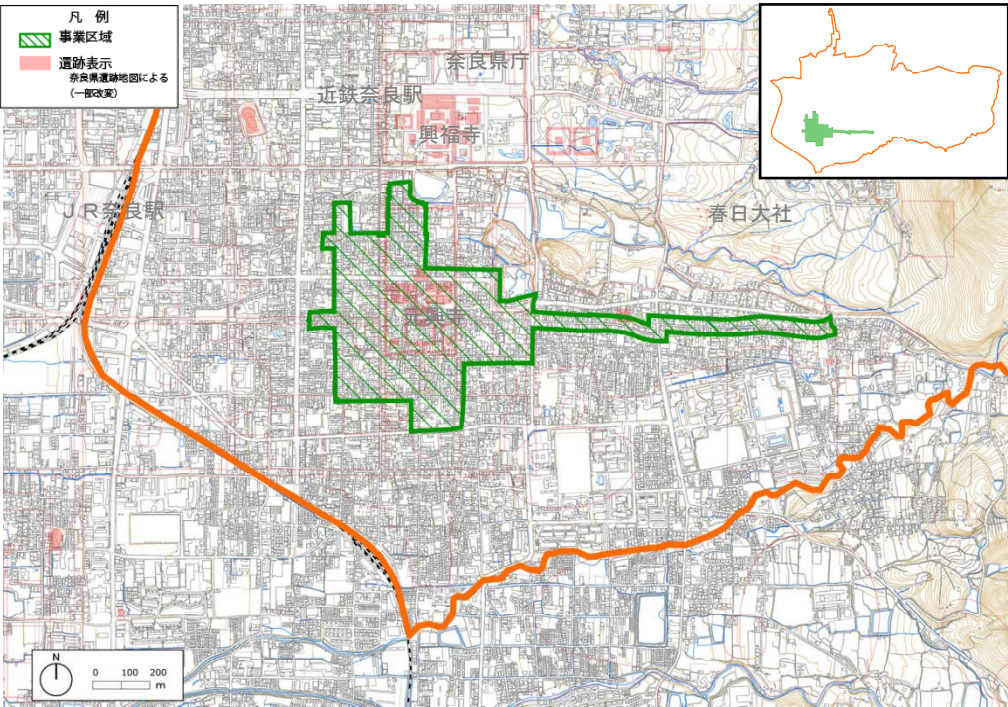
内容	・これまでの社寺・史跡巡りを超えた、新たな奈良観光の価値付けならびに観光ネットワークを構築 ・地域コミュニティの維持・強化 ・中世以降の歴史的建造物や伝統的活動を含めた奈良の歴史文化ストーリーの打ち出しによる奈良の魅力・地域資産の価値の再認識と保存活用への展開 ・情報提供や活動助成等の支援による地区と団体及び団体相互の連携ならびに活動のより一層の推進と新たな展開の促進
事業	20 入江泰吉旧居活用事業 21 奈良町にぎわいの家活用事業 22 観光案内板・名所解説板等整備事業 23 文化財解説板整備事業 24 奈良まちかど博物館事業 25 観光客誘致事業（奈良町にぎわい事業） 26 史料保存館活用事業 27 文化財講座開催事業 28 奈良町おもてなし事業 29 地域の伝統行事発信事業 30 奈良町見知り開催事業

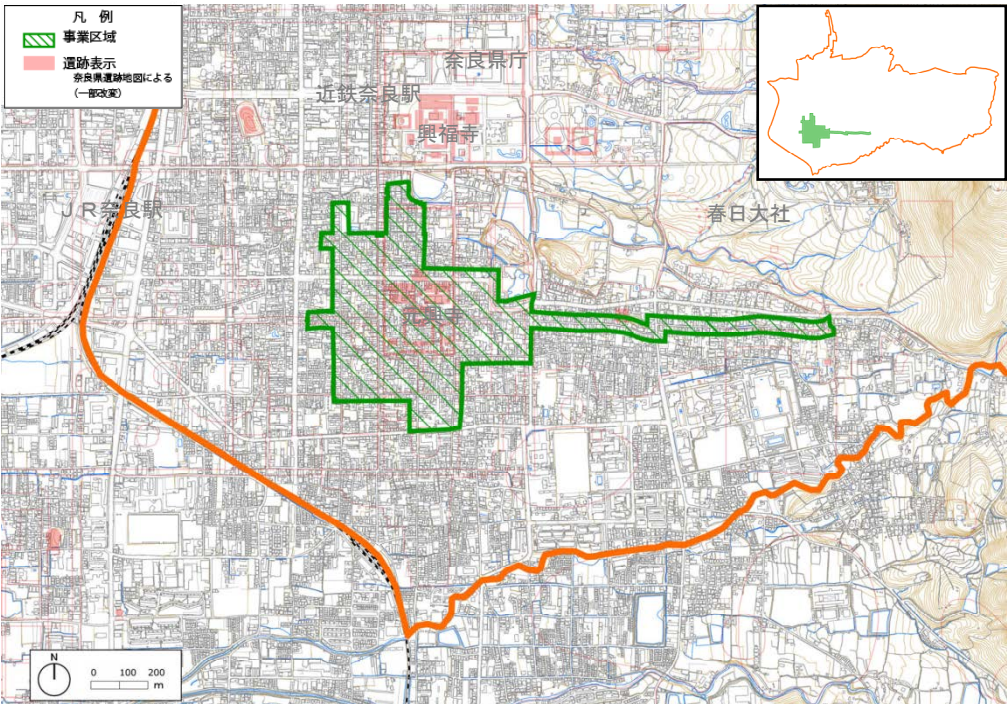
(ア) 奈良の歴史のつながりや重なりを感じられる「場」を守り、活かし、伝えていく

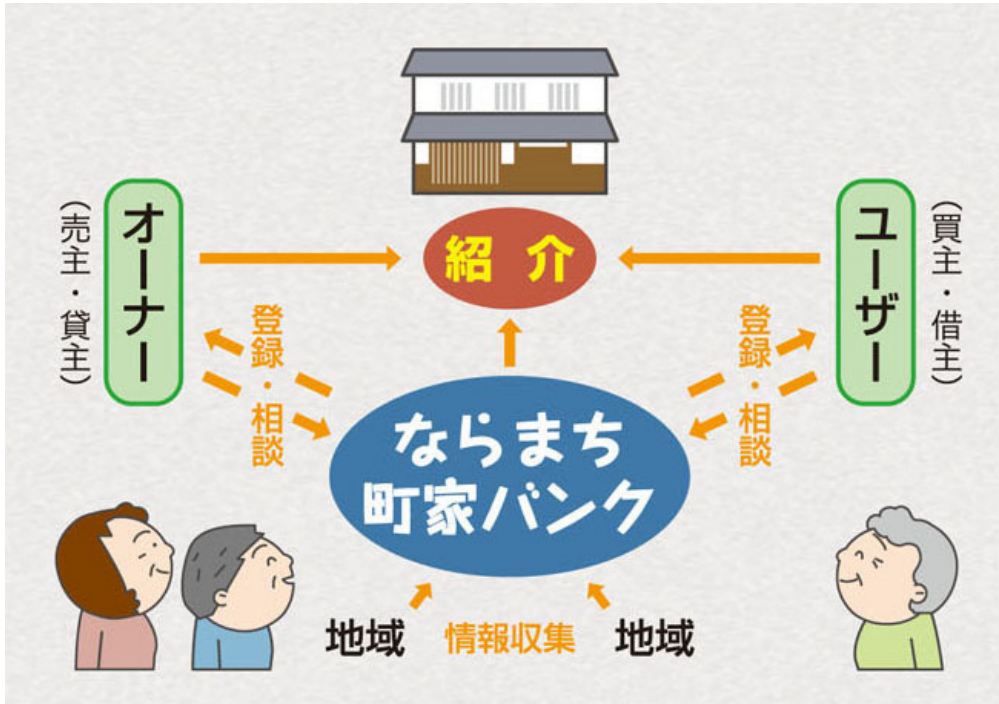
No. 1	
事業の名称	国宝春日大社本社本殿ほか 13 棟保存修理事業
事業主体	春日大社
支援事業名	支援事業(国宝重要文化財等保存整備費補助金) 県単独事業(奈良県文化財保存事業費補助金) 市単独事業(奈良市文化財保存事業費補助金)
事業期間	平成 22 年度～平成 28 年度
事業個所・区域等	春日大社境内
	
事業概要	本社本殿ほか 13 棟の保存修理を屋根葺替等 (経年による檜皮葺及びこけら葺屋根の破損や塗装の剥落等がみられるため) 修理内容：屋根葺替の他、塗装修理、部分修理を行う。 春日大社本社本殿 保存修理の様子 (直会殿檜皮葺き替え)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	春日大社を保存・修理することにより、春日大社の価値・魅力の維持・向上が図られ、そこで一体とな行われるおん祭や薪能などについても、訪れた観光客などに奈良の育んできた伝統的な文化の奥深さをより一層の伝えることに繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

No. 2	
事業の名称	史跡興福寺旧境内保存修理事業
事業主体	興福寺
支援事業名	支援事業(国宝重要文化財等保存整備費補助金) 県単独事業(奈良県文化財保存事業費補助金) 市単独事業(奈良市文化財保存事業費補助金)
事業期間	平成 10 年度～令和 8 年度
事業個所・区域等	興福寺境内 
事業概要	興福寺旧境内の主要堂宇地区及びその周辺地区において、遺構等の保存・活用整備を行う。発掘調査を実施し、その成果に基づいて基壇の復元や表示による整備を行う他、案内板、解説板、管理用の柵や門等の整備を行う。  整備された中金堂、回廊、中門の基壇  発掘調査の成果等を元に復元された中金堂 ※建物復元は別事業（写真提供：興福寺）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	興福寺を整備することは、往時の姿を感じ、薪御能や様々な行事の舞台として魅力と価値が高まるだけでなく、鐘の音色や薫香の香りなど五感を通して奈良の奥深さを体感できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

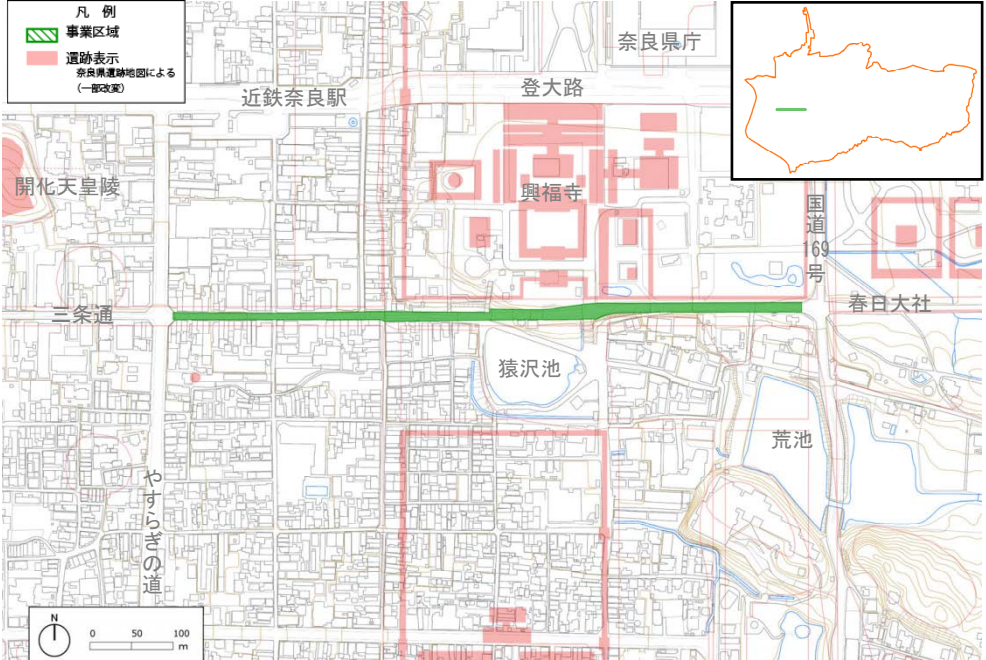
No. 3	
事業の名称	都市景観形成地区建造物保存整備事業（修理事業）
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）平成23年～令和2年 市単独事業 平成6年度～
事業期間	平成6年～平成28年
事業箇所・区域等	奈良町都市景観形成地区
	
事業概要	歴史的な町並みを保全するため、都市景観形成地区内にある戦前までに建築された建築物、工作物の外観修理に対して補助金を交付する。  ➡  整備前 整備後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ならまちの敷地の間口いっぱいに建築された、奈良格子、虫籠窓などの伝統的様式を持つ町家を修理することで、それらの歴史的・文化的価値を高めるだけでなく、観光客の探訪拠点ともなり、さらに町の魅力の向上や地域の活性化にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

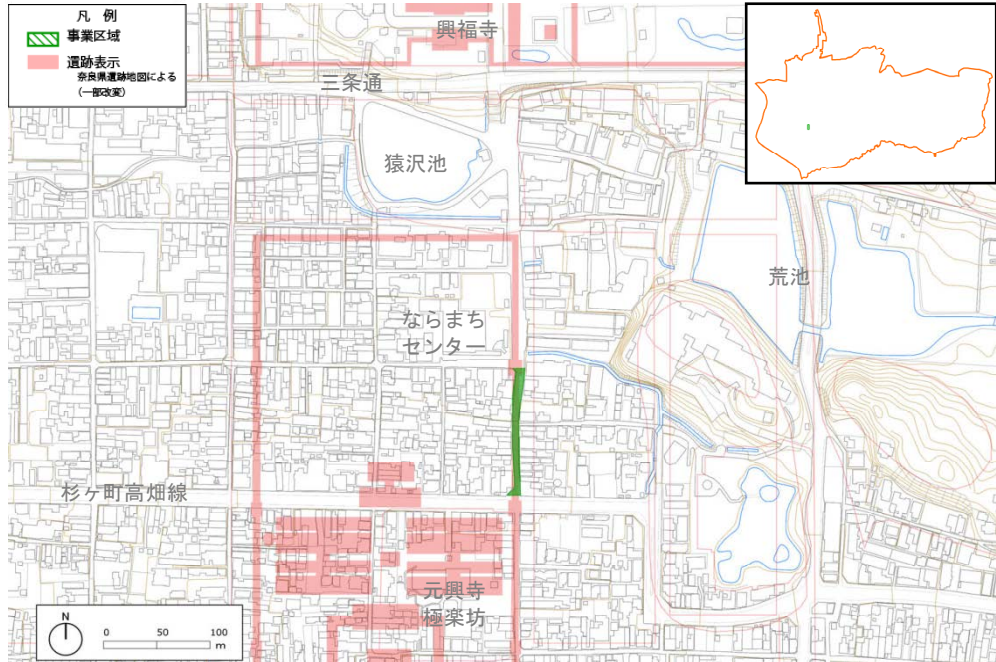
No. 4	
事業の名称	都市景観形成地区建造物保存整備事業（修景事業）
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成 23 年～令和 6 年 市単独事業 平成 6 年度～
事業期間	平成 6 年～令和 6 年
事業箇所・区域等	奈良町都市景観形成地区
	
事業概要	奈良町都市景観形成地区内の歴史的な町並み景観を保全するため、空き地などに景観形成基準に適合する建築物や工作物を新築するときに、修景事業とし補助金を交付する。   
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	空き地などに街なみに調和した伝統的な形式の建築物や工作物で修景することにより、街並みの連続性を維持するだけでなく、ならまちの歴史的風情を醸し出すことで、観光客の回遊性の向上に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

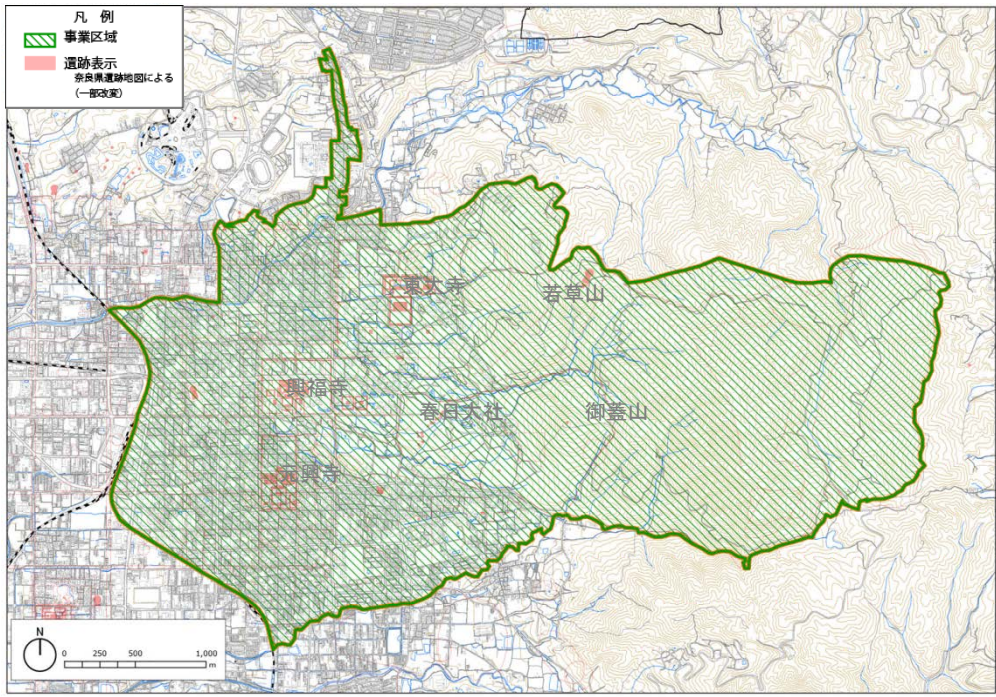
No. 5	
事業の名称	町家建物内部改修モデル事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度
事業個所・区域等	奈良町地区
	 凡 例 事業区域 道路表示 奈良県道路地図による (一部改定) 近鉄奈良駅 奈良県庁 興福寺 春日大社 JR奈良駅 0 100 200 m
事業概要	奈良町の歴史的な町並みを保存し、町家の保全活用を促進することを目的として、都市景観形成地区内の指定建造物、選定建造物、登録有形文化財である町家の内部改修工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。 ※補助金限度額：500 万円、補助率：50% <対象となる工事> ・床、天井の張り替え等 ・耐震改修補強等 ・ユニットバス、浴槽、便器、流し台等 など <対象とならない工事> ・バリアフリー、オール電化、給湯機器等 ・耐震診断、耐震設計 ・システムキッチン、洗面化粧台等 ・解体撤去工事 など
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	生活様式の変化に伴い、町家に住もう人が減少し、空き家が増加するなかで、多くの人々が町家に住み続けるように内部改修事業をすることで、住環境の改善だけでなく、町家で暮らしが継承され、地域のコミュニティや祭りや行事の継承が図られることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

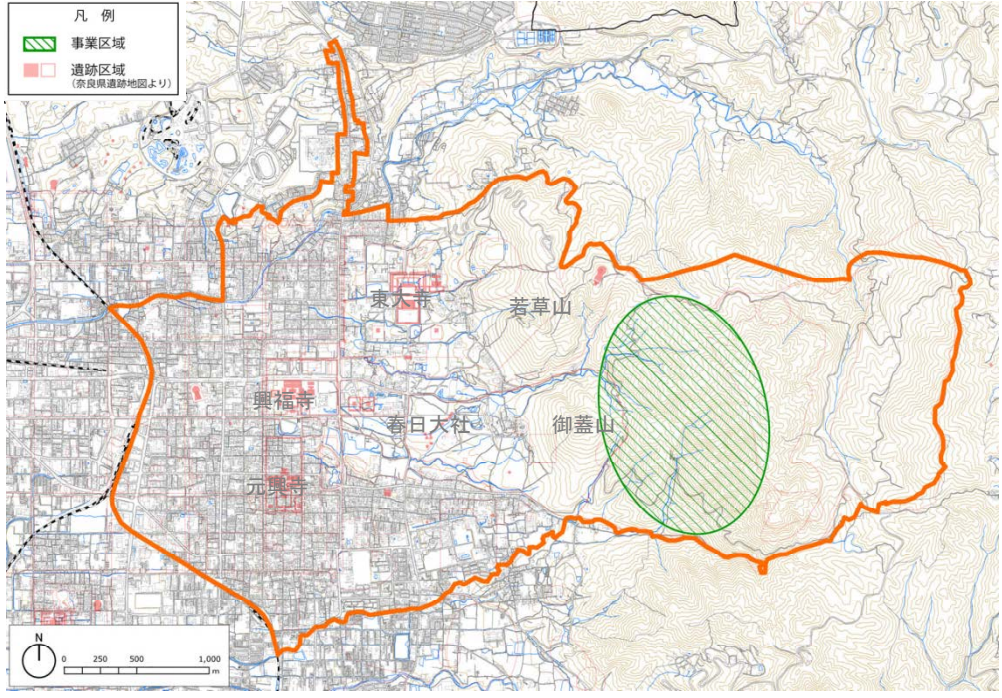
No. 6	
事業の名称	奈良町町家バンク事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 23 年度～
事業個所・区域等	奈良町地区
事業概要	登録したい人への説明会や登録物件の測量、町家の改修・活用事例の紹介、貸主と借主の仲介などを行う。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家バンクを活用することで空き家が減少し、町家の保存と活用が推進されることにより、新たな住民が奈良町に住まい、新たな地域のコミュニティが生まれ、住み、商い、憩う空間の活性化ならびに祭りや行事の継承が図られることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

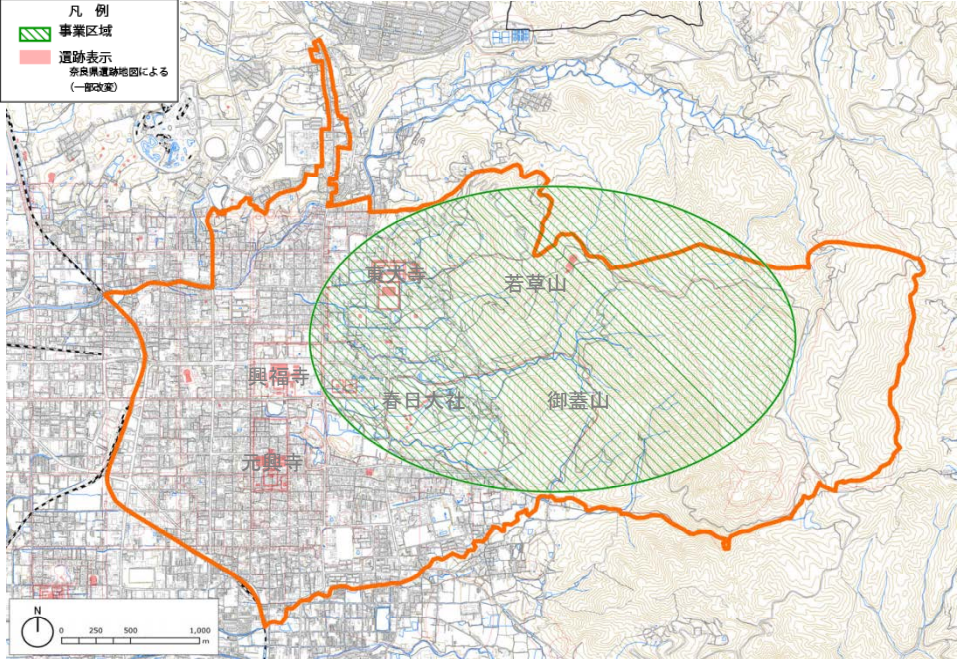
No. 7	
事業の名称	文化財調査事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業（庭園調査は奈良市と奈良文化財研究所）
事業期間	歴史資料調査 平成 8 年度～ 近世近代建造物調査 平成 24 年度～ 庭園調査 平成 24 年度～令和 3 年度
事業個所・区域等	奈良市内
事業概要	未指定・未登録文化財の調査及び資料収集を行い、その実態把握に努め、指定・登録など今後の保護を推進するための基礎資料を作成する。歴史資料調査、近世近代建造物調査、庭園調査等を実施する。   近世近代建造物調査   庭園調査
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財の調査を継続して行うことによる新たな価値の発見、また発見された価値を積極的に広報することにより、奈良の歴史や文化の魅力をより一層高めるとともに、市民や観光客の理解を深めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 8	
事業の名称	三条線電線類美化事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業 防災・安全交付金の活用を検討（平成 28 年度～令和 6 年度）
事業期間	平成 27 年度～令和 6 年度
事業箇所・区域等	上三条町～登大路町 
事業概要	三条通の上三条町から登大路町までの区間（延長約 800m）の電線類の地中化を行う。  現況写真
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	春日若宮おん祭におけるお渡り式のルートにあたる三条通の電線類を地中化することで、祭りの背景となる通りの景観や眺望景観の向上と祭りの舞台の価値が向上で伝統文化の奥深さを体感することに繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 9	
事業の名称	猿沢線街路整備事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業 防災・安全交付金(街路事業)の活用を検討
事業期間	平成 27 年度～令和 6 年度
事業箇所・区域等	鶴福院町 
事業概要	猿沢線の鶴福院町区間 (延長 120m) の道路拡幅を行う。 現況写真 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	猿沢線の道路拡幅により、地域住民や観光客等の多くの人々が安心して歩ける空間が広がることにより、地域コミュニティの活性化が図られ、奈良町及び寺院間の観光客の回遊性の向上に繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

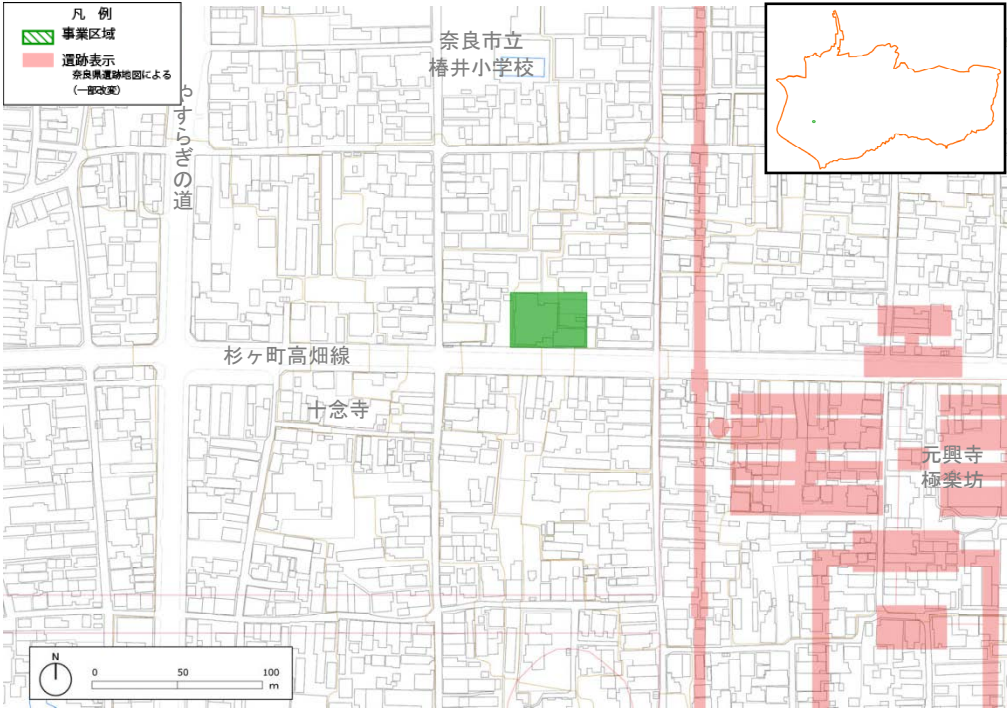
No. 10	
事業の名称	歴史的風致形成建造物保存整備事業（修理事業）
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成 27 年度～令和 6 年度
事業個所・区域等	奈良町及び奈良公園地区（平成 27、28 年度は、奈良町都市景観形成地区を除いた範囲で実施） 
事業概要	奈良町及び奈良公園地区内にある、建築物の外観修理に対して補助金を交付する。奈良町都市景観形成地区以外に点在している、歴史的建造物資産をいかに保存活用するかが大きな課題であり、その課題に戦略的に取り組む。  ➡  整備前 整備後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	広域に点在する価値のある伝統的な建造物を保存するための修理事業を実施することで、地域の歴史的・文化的価値を高めるだけでなく、観光客の新たな歴史的探訪の拠点ともなり、地域の魅力向上や活性化に繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 11	
事業の名称	ナラ枯れ等対策事業
事業主体	奈良県
支援事業名	県単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	春日山原始林 
事業概要	ナラ枯れや鹿害への対策を実施する。  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ナラ枯れや林床植物が鹿の摂食害を受けることによる原始林の林内景観の荒廃と後継樹の消滅の対策を行い、自然環境の変化を食い止めることは、古代から様々な活動が繰り返されてきた背景としての春日山や若草山等の山々の歴史的風土の価値向上に繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 12	
事業の名称	奈良のシカ保護育成事業
事業主体	奈良の鹿愛護会、鹿サポーターズクラブ
支援事業名	県単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	奈良公園 
事業概要	一般社団法人奈良の鹿愛護会や鹿サポーターズクラブへの補助を行い、頭数調査などの調査研究、負傷・疾病鹿の救助、巡回パトロール、人と鹿の共生のための各種イベント、角伐りなどの伝統行事を行う。 また、鹿の生態調査、鹿の啓発看板設置などを行う。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	春日大社、奈良公園その周辺に生息している「奈良のシカ」は、古くから奈良町の人々の暮らしや町並みと密接な関わりをもち続けている。 シカの保護育成は、奈良公園の魅力の向上、観光振興にも繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(イ) 伝統・文化を自ら守り、活かし、伝えられる「ひと」を育む

No. 13	
事業の名称	伝統的建築文化継承事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 27 年度～
事業個所・区域等	奈良町地区
事業概要	奈良の伝統的な社寺や町家等に用いられている建築技術の保全に向けたノウハウを伝え、後継者を育成するための講座の開催、建築の伝統的な技法に関する相談窓口の開設、また具体的に町家の修理や活用の実践などを行う。    
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良の伝統的な建築文化の継承と活用のための仕組みをつくることにより、奈良の歴史的風致を構成する社寺や町家等の歴史上価値の高い建造物の修理や修復が効果的に推進できるとともに、伝統的な技術を発展させた新たな奈良の建築文化への展開が期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 14	
事業の名称	なら工芸館活用事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 12 年度～
事業個所・区域等	なら工芸館 
事業概要	奈良の工芸である漆器、一刀彫、赤膚焼、乾漆、古楽面、筆、墨、奈良晒、鹿角細工等の作品や制作道具等を展示する。また、伝統工芸品の斡旋販売も行う。 奈良の工芸に関心・興味のある人を対象に、制作体験をとおして工芸に対する理解と認識を深め、基礎的な技術・技法を修得してもらうため、工芸教室を開催する。 伝統工芸の巧みな技を伝える後継者の育成を目的とした相談を行う。  なら工芸館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統工芸品の展示から工芸教室、後継者の育成のための相談は、長い歴史の中で研ぎ澄まされてきた奈良工芸の一層の振興・発展に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 15	
事業の名称	伝統祭礼・行事助成事業
事業主体	春日若宮おん祭り保存会 他
支援事業名	市単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	市内各所（伝統祭礼・行事が実施される場所）
事業概要	伝統祭礼・行事である春日若宮おん祭、薪御能、采女祭、若草山山焼き等を行う団体に助成する。  薪御能  若草山山焼き  采女祭  春日若宮おん祭
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	伝統祭礼・行事を支援することは、伝統祭礼・行事に対する住民意識の向上や後継者育成、歴史・伝統を活かした地域づくりが推進され、古代からの伝統が連綿と受け継がれることに繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

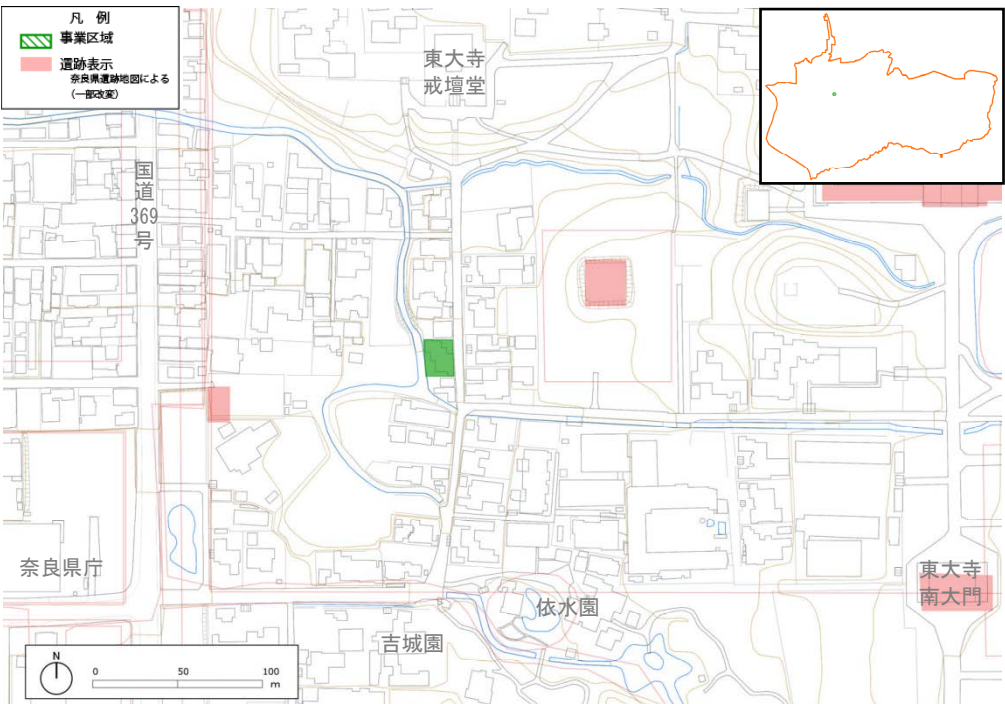
No. 16	
事業の名称	奈良大茶会珠光茶会開催事業
事業主体	珠光茶会実行委員会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 25 年度～
事業個所・区域等	春日大社、東大寺、元興寺、八窓庵、大乘院庭園文化館、その他奈良町各所
事業概要	茶道の源流ともいえる奈良の地で、「わび茶」を創始した奈良出身の村田珠光にちなみ、「奈良大茶会珠光茶会」を開催する。お茶に関するシンポジウムやエキスカーションなども行う。 珠光茶会が行われる奈良町の町家 茶道具の展示 高林寺住職による茶室の話 元興寺禅室の茶席
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内の世界遺産を含む社寺や庭園、歴史的な町並みが残る奈良町の茶室を舞台に、市民や観光客などの多くの人々が奈良における茶の文化を学び、体験することにより、世界に誇る奈良の歴史的な建造物群を身近に感じることができるとともに、奈良における茶の文化のより一層の振興に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

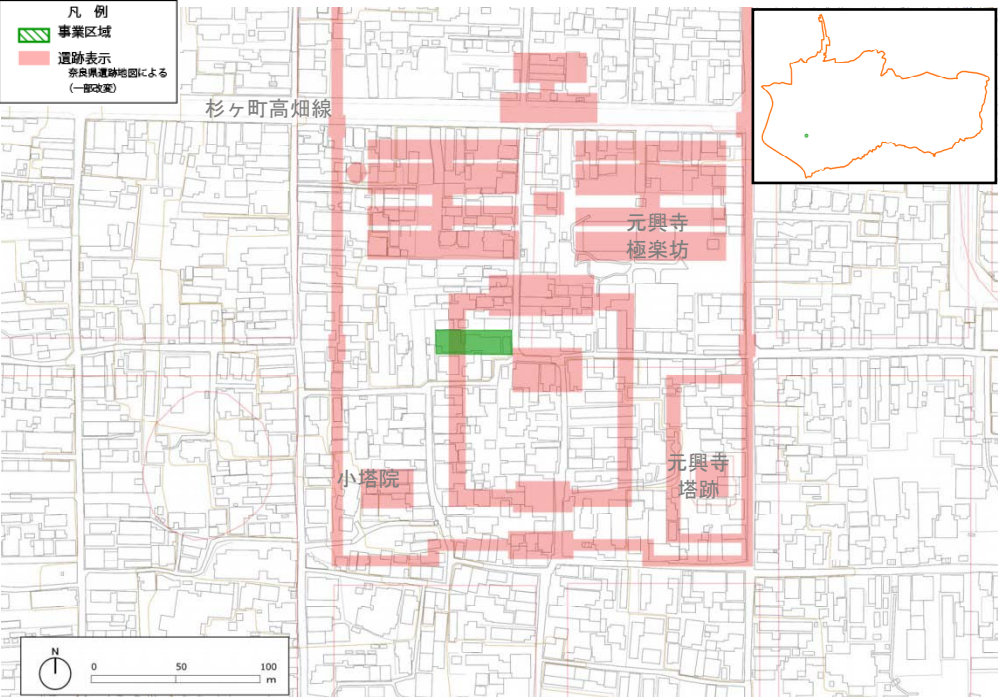
No. 17	
事業の名称	春日大社写生会及び清書会開催支援事業
事業主体	春日大社親と子の写生会 春日大社清書会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 14 年度～
事業個所・区域等	春日大社
事業概要	世界遺産春日大社で開催される写生会及び清書会に対する助成を行う。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	世界遺産春日大社の境内で、自然の雄大さを感じながら文化財建築や天然記念物などを写生することや書道を楽しむことにより、子どもたちの歴史文化を大切に思う心や芸術活動の普及や墨や筆といった奈良の伝統工芸の振興、および後世への伝承に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 18	
事業の名称	なら国際映画祭・ならシネマテーク開催支援事業
事業主体	NPO法人なら国際映画祭実行委員会
支援事業名	市単独事業 芸術文化振興基金 令和2年度
事業期間	なら国際映画祭 平成24年度～ ならシネマテーク 平成25年度～
事業個所・区域等	なら国際映画祭 ならまちセンター、元興寺、奈良女子大学、ホテルサンルート、春日大社感謝共生の館、椿井小学校、猿沢池、新公会堂 ならシネマテーク ならまちセンター、藝育カフェ Sankaku、もいち堂、奈良国立博物館
事業概要	なら国際映画祭では、プロジェクションアートや新人監督作品や学生映画作品などの上映を行う。また、2年に一度の国際映画祭だけでなく、文化的かつ芸術的な作品を鑑賞する定期的な機会と映画を通じた交流機会として、ならシネマテークを開催する。  なら国際映画祭（式典）  なら国際映画祭（シネマテーク）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	なら国際映画祭は、神社仏閣とのコラボレーションなどにより、映画を通じて奈良の魅力を国内外に発信するとともに人材の育成や交流を促すことで、奈良の文化振興及び観光振興が図られる事業である。また、ならシネマテークは、地域住民との協働のもとに開催し、文化都市奈良を発信するとともに、開催後に映画関係者や芸術家たちがならまちで創作活動をするようなまちづくりに繋がることから歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 19	
事業の名称	入江泰吉記念写真賞・なら PHOTO CONTEST 開催支援事業
事業主体	奈良市・入江泰吉記念写真賞実行委員会
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 25 年度～
事業個所・区域等	ならまちセンター他
事業概要	入江泰吉氏の写真芸術は、奈良市民の誇りであるとともに、奈良市にとって貴重な財産であり、それらを活かしながら、文化振興計画及び創造都市の理念に基づいた文化政策を達成するため、2 年に一度入江泰吉記念写真賞及びなら PHOTO CONTEST を開催する。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当事業により、写真家入江泰吉氏を顕彰するとともに、入江氏の作品や受賞作品を通じて奈良の歴史や文化を感じることで、市民をはじめとした多くの人々の文化・芸術活動への参加の機運の醸成に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(ウ) 歴史的風致としての「一体的な価値」を共有し、まちづくりや観光振興に展開する

No. 20	
事業の名称	入江泰吉旧居活用事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 26 年度～
事業個所・区域等	入江泰吉旧居 
事業概要	平成 27 年 3 月に開館する「入江泰吉旧居」において、文化講座や暗室の活用等の事業を行う。  入江泰吉旧居
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居において、その業績を顕彰し、多くの人々が芸術作品と触れ合う機会を創出することにより、奈良を愛する心が育まれ、文化の向上ならびに奈良の地における芸術活動のより一層の進展に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

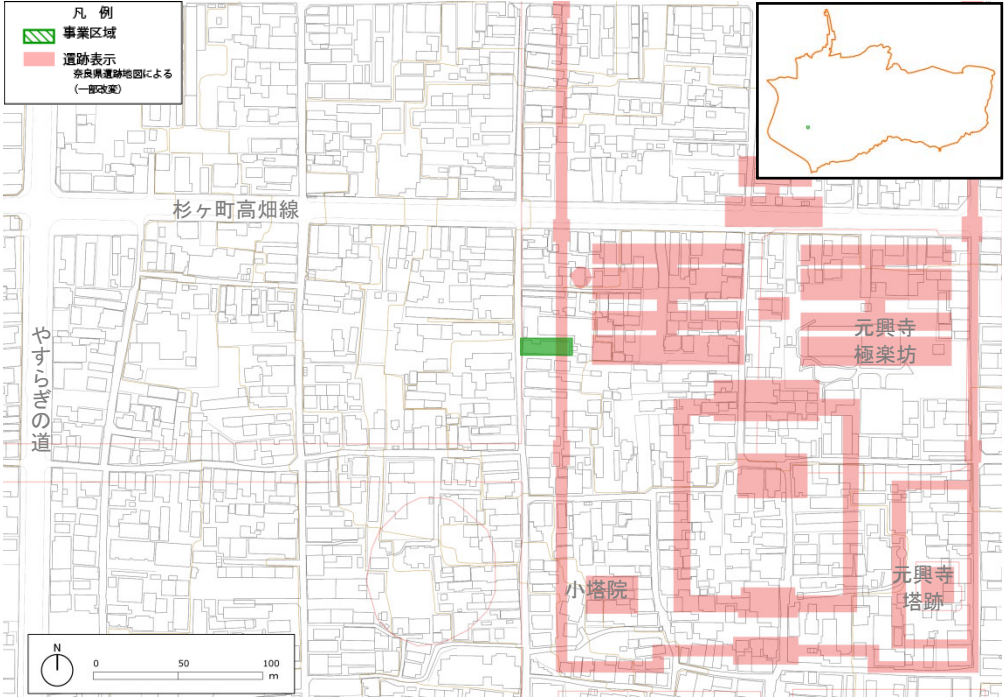
No. 21	
事業の名称	奈良町にぎわいの家活用事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 27 年度～
事業個所・区域等	奈良町にぎわいの家（中新屋町 5） 
事業概要	地域の方々が、集い、楽しみ、伝えあう地域コミュニティの活動拠点とするとともに、奈良町観光の拠点の一つとして、外国人や修学旅行生などの文化交流の体験施設として活用し、さらには、大学とコラボレーションすることにより、茶道や伝統行事等の奈良町文化の発信基地とする。  奈良町にぎわいの家
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良町にぎわいの家は、奈良町の旧家大西家住宅を修理・改修して利用した建物であり、かつての奈良町の人々の町家での暮らしを学び、体験することができ、さらに、町家のなかに残された茶室では、茶の文化に親しむことができ町家の暮らしと茶の文化の継承に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 22	
事業の名称	観光案内板・名所解説板等整備事業
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)、奈良県魅力ある観光地づくり推進補助金
事業期間	平成 25 年度～令和 6 年度
事業個所・区域等	奈良市域
事業概要	奈良市内の主要な観光エリアに観光案内板を整備する。また、奈良町及び奈良公園地区内において、観光解説板等を設置する。 観光案内板  名所解説板 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良市内の主要な観光エリアに観光案内板を整備することで、現代の観光客の多様なニーズに対応した周遊を促すことができる。また、名所解説板を整備することで、奈良町の伝統や歴史など視覚情報のない観光スポットの発信が可能となり、歴史探訪に訪れる観光客の増加、新たな観光ルートの創出、回遊性の向上に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 23	
事業の名称	文化財解説板整備事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	(3箇所程度)
事業概要	指定・登録文化財の内容や価値を解説する文化財解説板を設置する。   
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	指定・登録文化財の内容や価値を広く周知し、理解と関心を深めてもらい、その保存・活用に積極的に関わる契機に繋がることに期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 24	
事業の名称	奈良まちかど博物館事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 15 年度～
事業個所・区域等	ならまち地区 奈良きたまち地区
事業概要	いままでの博物館とは違い、地域の人たちがボランティアの館長として仕事場の一角や個人の収集品等を公開し、地域の伝統の技や文化に触れる機会を提供する。 漢方薬 ならまちまちかど博物館看板 和菓子 蚊帳
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	体験や見学などを通じて、奈良町に受け継がれる伝統産業や工芸などに触れ合うことができることから、市民や観光客が奈良町の歴史や文化を学び、また伝統産業や工芸の次代の担い手の育成にもつながることが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 25	
事業の名称	観光客誘致事業（奈良町にぎわい事業）
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
事業期間	毎年（市単独事業）、平成 28 年度（集約促進景観・歴史的風致形成推進事業）
事業個所・区域等	奈良町地区
事業概要	宿泊観光客を対象とした伝統芸能の鑑賞や工芸体験、奈良町を巡るウォーキングイベントなど様々なイベントを実施する。 また、元林院は、明治の初め頃に花街として興り、明治末期から昭和初期には、芸妓本位の花街として多くの舞妓、芸妓が在籍し、賑わいを見せる街であった。芸妓さんたちのお稽古風景を楽しむことで、より身近に感じてもらえるように、稽古場である検番演舞場の修理を実施する。 修理した元林院検番演舞場及び事務所
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良町の人々の生活や歴史や文化に係る様々なテーマのイベントを開催することにより、多様な層や通過型から滞在型の観光客や修学旅行生の増加を図ることができるとともに、多くの市民や観光客が奈良町の多様な魅力を感じられ、奈良町の歴史や文化の理解につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 26	
事業の名称	史料保存館活用事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	史料保存館 
事業概要	館蔵品を活用し、古文書や絵図等の展示や講座を開催する。（企画展示2回、スポット展示5回、歴史講座1～2回程度）また、奈良町の歴史・文化資料の利活用促進のため、館蔵品のデジタルアーカイブ化を行い、ウェブ上で公開する。  史料保存館  展示解説  館蔵品の歴史資料
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	史料保存館で保管する奈良の歴史を物語る多くの古文書や絵図等を、テーマに合わせて効果的に展示し、多くの人の目に触れるものとする事で、市民や観光客等の奈良に対する理解を深めることができる。また、館蔵品をデジタル化して公開することで、奈良に関心をもつ多くの人へ歴史文化情報を提供でき、観光、まちづくりなど多方面で利活用が可能となる。こうした取り組みが歴史文化を活かしたまちづくりへと繋がり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 27	
事業の名称	文化財講座開催事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	毎年
事業個所・区域等	奈良市
事業概要	市民を対象に、文化財についての理解を深める講座を開催する。 ・市内各地域の文化財が対象となるよう計画する。 ・市指定文化財を活用する。 ・成人向け講座と小学生とその保護者向け講座を開催する。 ・内容に応じて、講義・現地見学・体験を適宜組み合わせる。 【成人向け講座の例】 おん祭御旅所見学 近代建築探訪 【小学生と保護者向け講座の例】 奈良の鹿を学ぼう しめ縄づくり 赤膚焼登窯見学 赤膚焼工房で土器の学習
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	文化財を広く周知し、理解と関心を深めることは、奈良の文化財を再発見し愛着と誇りを育み、保存活用に積極的に関わることで、奈良の魅力向上と観光振興、地域の活性化に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 28	
事業の名称	奈良町おもてなし事業
事業主体	奈良市
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 平成 29 年～平成 30 年度 市単独事業 平成 28 年度～平成 29 年度
事業期間	平成 28 年度～平成 30 年度
事業個所・区域等	京終駅
事業概要	明治 31 年に建築され、現存する京終駅を復元修理する。 ・ 駅舎待合部分は、観光やまちづくりの情報発信機能を強化する。 ・ 駅務室部分は、地域の活性化のための施設として活用する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	奈良町・奈良公園重点区域の南端に位置する京終駅を、奈良町の玄関口として整備することにより、奈良町の観光客の利便性が向上するだけでなく、新たな観光ルートが整備され、一層の奈良の魅力向上と観光振興、地域の活性化に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 29	
事業の名称	地域の伝統行事発信事業
事業主体	奈良市
支援事業名	市単独事業
事業期間	平成 30 年度～令和 2 年度
事業個所・区域等	奈良町地区
事業概要	奈良町で継承されてきた民間信仰（春日講、伊勢講、地蔵講、庚申講、観音講など）に由来する伝統行事やお祭りなど、地域住民が主体的に取り組んでいる行事を調査し、発信する。 北京終町の春日講   御霊神社の例大祭  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の伝統行事やお祭りを調査することは、地域の歴史や伝統の保存に繋がります。さらに、それらの情報を発信することで、歴史・伝統を活かした地域づくりを推進し、市民や観光客への奈良町の理解が促進され、より一層の奈良町の魅力向上、観光の振興、地域の活性化につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

No. 30	
事業の名称	奈良町見知ル開催事業
事業主体	奈良市、実行委員会
支援事業名	市単独事業
事業期間	令和3年度～
事業個所・区域等	奈良町及び奈良公園地区
事業概要	奈良町では、奈良時代の都市を基盤に、鎌倉時代から続く信仰、産業、生活文化が受け継がれ、近世には奈良見物が盛んになり、近代、現代と時代を紡ぎながら、人々を魅了するさまざまな歴史文化が育まれた。大社寺に限らず、古代に由来する多数の社寺、お地蔵さんや講、生業、会所や町家など、たくさんの魅力が集まっており、これらの地域の魅力をじっくり見て知ってもらうためのイベントを、所有者、地域のまちづくり団体、市が協働し開催する。      
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	社寺などの史跡、町家や茶室などの歴史的建造物、生業に関わる施設などの地域に身近なスポットの特別公開やガイドツアーなどの特別イベントを実施することで、地域の歴史や伝統・文化の舞台である「場」を活かし、それらに携わる「ひと」が自ら企画し来訪者と交流しながらその良さを伝える機会を創出する。また、イベント運営に奈良町の各エリアのまちづくり団体が携わることで、歴史的風致の維持向上の担い手にもなっているまちづくり団体の横の連携を強化し、地域住民と市民団体の連携も含め、まちづくり活動のより一層の推進を促すことができる。このような様々な歴史的建造物や地域の伝統的活動を繋ぎ合わせた「歴史文化ストーリー」の発信は、市民や観光客が奈良町の魅力や地域の資産を再認識することになり、地域の資産を守り活かす新たな奈良観光につながることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

VII. 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(法第5条第2項第4号)

奈良市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

具体的には、古都奈良を代表する祭り・行事や奈良町の各町で行われる祭り・行事の舞台や背景となる社寺や歴史的町並みを形成する町家や町会所、茶の文化を象徴する茶室や庭園、墨づくりや酒造などの伝統産業・工芸を営む建物、近代以降の文化人の交流の場となった高畑地域の邸宅、それらの文化人をはじめ多くの人々を迎え入れてきた奈良公園内の料亭や旅館、近代建築などが対象として想定される。

これらの建造物を今後も良好な状態で維持していくためには、その修復や修景に対する市民の理解を高めるとともに、所有者や管理者等にも歴史的風致形成建造物の指定への理解と協力を求めていくことが求められる。

そこで、奈良市における歴史的風致形成建造物は、原則として、次の指定基準ならびに指定対象に基づき指定を行うこととし、指定にあたっては、所有者や管理者等の意見を聴いた上で、なら歴史まちづくり推進協議会の意見を聴くこととする。

【歴史的風致形成建造物の指定基準】

奈良市の歴史的風致を維持向上するために重要な建造物であり、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 意匠性、技術性が優れているもの
- ② 歴史性、地方性、希少性の観点から価値の高いもの
- ③ 外観が景観上の特色を有するもの

【歴史的風致形成建造物の指定対象】

次のいずれかに該当する建造物とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定による登録有形文化財、及び同法第132条第1項の規定による登録記念物
- ② 奈良県文化財保護条例第4条第1項に規定する県指定有形文化財、及び同条例第38条第1項に規定する県指定史跡又は県指定名勝
- ③ 奈良市文化財保護条例第4条第1項に規定する指定文化財
- ④ 景観法第19条に規定する景観重要建造物
- ⑤ なら・まほろば景観まちづくり条例第14条第1項に規定する都市景観形成建築物等
- ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められるものであり、かつ概ね昭和中期以前に建設されたもの

2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の指針となるべき事項（法第5条第2項第5号）

（1）歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本方針

歴史的風致形成建造物は、周囲の景観への影響や個々の建造物の特徴を十分に考慮した適切な維持管理ならびに保存の措置を講じるとともに、積極的に公開・活用を推進することにより、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとする。

保存のための修理や修景、防災上の措置などを行う場合には、文化財的な調査を実施した上で、専門家や学識経験者などの意見を踏まえて実施するものとする。特に民間が所有する建造物の修理等にあたっては、文化財に関わる補助制度の活用や都市景観形成建築物等に対する修景助成制度の拡充などにより、所有者等の負担の軽減に努めることとする。

また、公開・活用にあたっては、日常生活・営みの場として利用している所有者や管理者との合意形成を図った上で、歴史及び伝統を反映した活動の場としての価値を損なわないよう配慮するとともに、パンフレットやホームページなどを通じた広報や散策イベントとの連携などによる普及啓発を推進することとする。

具体的には、現在、法・条例による保存・保全のための指定等の状況に応じて次のとおりとする。

【登録有形文化財、景観重要建造物、都市景観形成建築物等である歴史的風致形成建造物】

修理は外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

【県指定有形文化財、市指定文化財（建造物）である歴史的風致形成建造物】

建造物の内部、外部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持・保存するための修理については、痕跡に基づく修理を原則とする。

【登録記念物、県指定史跡、県指定名勝、市指定文化財（史跡・名勝）である歴史的風致形成建造物】

樹木の剪定や園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

【上記以外の（法・条例による指定等を受けていない）歴史的風致形成建造物】

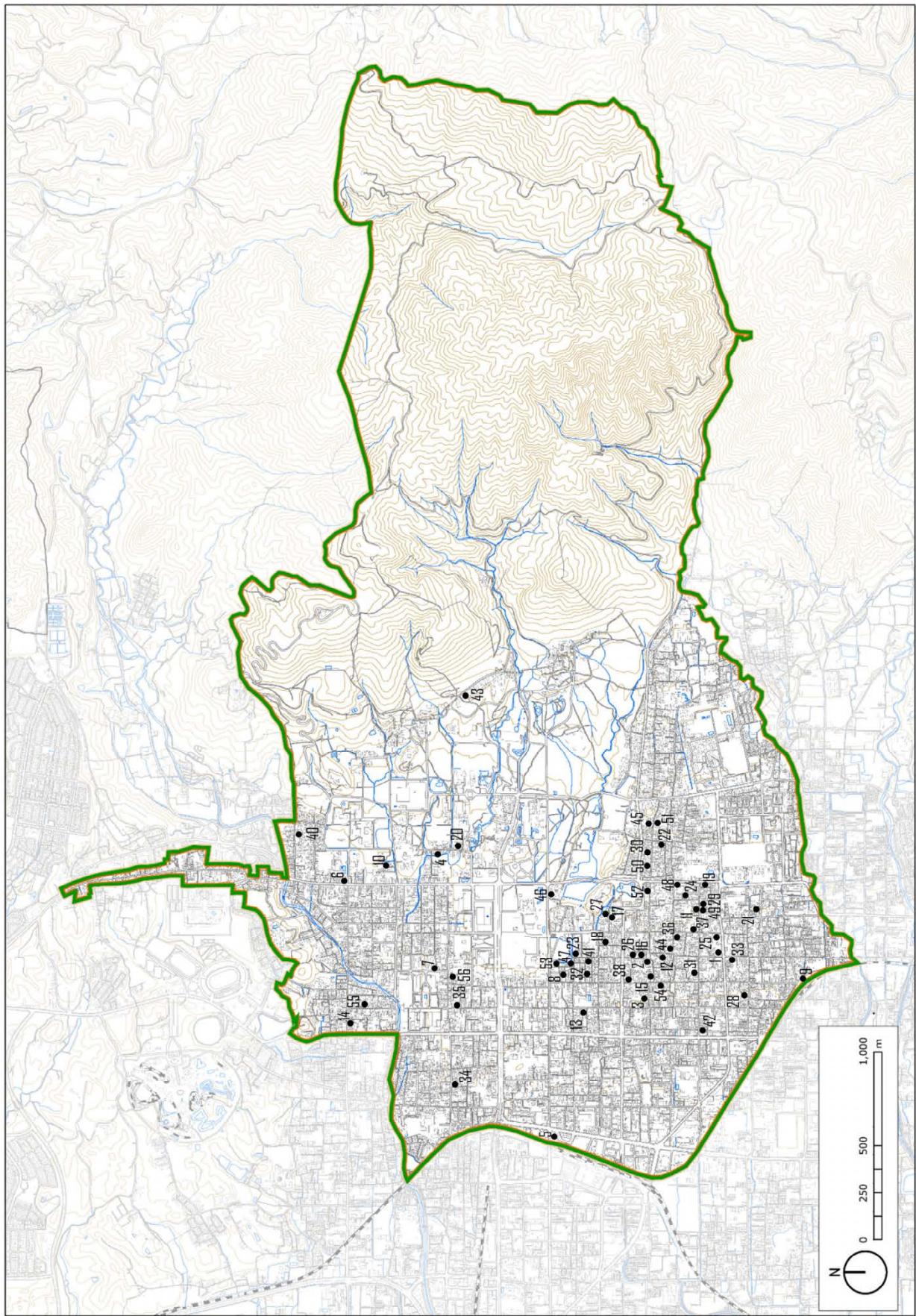
建造物の修理は外観の維持・保存を基本とする。外観の変更を伴わない部分的改修や建築当初の外観への復原も認め、内部についても外観やそこで行われる歴史及び伝統を反映した活動への影響を及ぼさない範囲で、活用のために必要な改造を認めるものとする。

遺跡や名勝地については、樹木の剪定や園地の除草などの日常管理を徹底する。また、庭園は敷地内部に位置し、通常望見できない場合が多いため、その公開について配慮する。

(2) 届出を要しない行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出を要しない行為は、次の行為とする。

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為並びに同法第132条第1項の規定による登録記念物について、同法第133条の規定により準用する同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ② 奈良県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第18条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為及び同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為並びに同条例第38条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物について、同条例第45条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為、及び同条例第46条の規定により準用する同条例第19条第1項の規定に基づく修理の届出をして行う行為。
- ③ 奈良市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく指定文化財について、同条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ④ 景観法第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可を受けて行う行為。
- ⑤ なら・まほろば景観まちづくり条例第14条第1項の規定に基づく都市景観形成建築物等について、同条例第15条第1項の規定に基づく届出をして行う行為。



奈良市歴史的風致形成建造物の指定及び候補の位置

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

No.	名 称	写 真	所有者 (管理者)	所在地	歴史的 風致※	備 考
1	奈良市奈良町南 観光案内所		奈良市	井上町	⑧	
2	奈良町 にぎわいの家		奈良市	中新屋町	⑧	登録有形文化財
3	奈良町からくり おもちゃ館		奈良市	陰陽町	⑧	
4	入江泰吉旧居		奈良市	水門町	⑤	
5	奈良市総合 観光案内所		奈良市	三条本町	④	
6	奈良市きたまち 転害門 観光案内所		奈良市	手貝町	④	
7	奈良市きたまち 鍋屋観光案内所		奈良市	半田横町	④	登録有形文化財
8	元林院検番 演舞場及び 事務所		個人所有	元林院町	④	平成 29 年 7 月 14 日指定
9	京終駅舎（奈良 市京終駅 観光案内所）		奈良市	南京終町	④	令和元年 6 月 12 日指定

10	喜多家住宅		個人所有	芝辻町	⑦	登録有形文化財 平成 30 年 2 月 21 日指定
11	山賀家住宅		個人所有	築地之内町	⑧	平成 30 年 2 月 21 日指定
12	木奥家異蔵		個人所有	芝新屋町	⑧	登録有形文化財 平成 30 年 4 月 10 日指定
13	栃岡家住宅		個人所有	椿井町	⑧	平成 30 年 2 月 21 日指定
14	廣岡家住宅		個人所有	法蓮町	⑧	平成 30 年 6 月 25 日指定
15	満月		個人所有	高御門町	⑧	平成 30 年 8 月 30 日指定
16	町家宿となり Guest House “TONARI” on Naramachi		株式会社 ヤクシーコー ポレーション 所有	中新屋町	⑧	平成 30 年 6 月 25 日指定
17	ギャラリー&ポ ストカード 藤影堂		個人所有	不審ヶ辻町	⑧	平成 31 年 3 月 26 日指定
18	旧山中家住宅		個人所有	東寺林町	⑧	平成 31 年 3 月 26 日指定

19	木屋 KIYA		有限会社 内亀 所有	紀寺町	⑧	登録有形文化財 平成 30 年 10 月 19 日指定
20	吉川家住宅 表門及び表塀		個人所有	水門町	⑦	平成 31 年 3 月 26 日指定
21	The temple (寶珠寺)		個人所有	紀寺町	⑧	平成 30 年 10 月 19 日指定
22	高倉家住宅		個人所有	紀寺町	⑧	令和元年 5 月 8 日指定
23	旧橋村家住宅		個人所有	今御門町	⑧	平成 31 年 3 月 26 日指定
24	植田家住宅		個人所有	紀寺町	③⑧	令和元年 11 月 22 日指定
25	EENA HOUSE		有限会社 ナカニシ 所有	川之上突 抜北方町	⑧⑩	令和 2 年 2 月 3 日指定
26	藤村家住宅門塀 及び蔵		ジェイティ ーシー株式 会社 所有	中新屋町	⑧	令和 2 年 2 月 3 日指定
27	森岡家住宅塀		個人所有	高畑町	⑧	令和 2 年 5 月 29 日指定

28	飛鳥神社社務所		飛鳥神社	北京終町	③⑧	令和2年5月 29日指定
29	徳田家住宅		個人所有	紀寺町	⑧	令和元年11月 22日指定
30	八木家住宅		個人所有	高畑町	⑧	令和2年5月 29日指定
31	西村邸		個人所有	花園町	⑧⑩	令和2年2月 3日指定
32	山本家貸家		株式会社 ダイセンビ ジネスサー ビス 所有	南市町	⑧	令和元年11月 22日指定
33	花澤家住宅		個人所有	中辻町	⑧	令和3年3月 29日指定
34	中島家住宅		個人所有	芝辻町	⑧	令和3年3月 29日指定
35	大豆山町家		個人所有	大豆山町	⑧	令和3年3月 29日指定
36	吉村家住宅		個人所有	薬師堂町	⑧	令和2年11月 16日指定

37	野崎家住宅		個人所有	川之上町	⑧	令和2年11月 16日指定
38	旧和田家住宅		個人所有	脇戸町	⑧	令和4年3月 30日指定
39	欠番					
40	旧細田家住宅		奈良市	雑司町	⑧	奈良県指定 有形文化財
41	酒肆春鹿 田中家町家		個人所有	今御門町	⑧	令和6年3月 12日指定
42	高瀬家町家		個人所有	西木辻町	⑧	令和6年3月 12日指定
43	旧丸十物産店 店舗		個人所有	雑司町	④	令和7年1月 6日指定
44	御霊神社宝庫 及び門塀		御霊神社	薬師堂町	②⑧	
45	中川家住宅		個人所有	高畑町	⑧	

46	菊水楼表門		株式会社菊水楼所有	高畑町	④⑦	登録有形文化財
47	旧金田家住宅		個人所有	元林院町	⑧	
48	有司家住宅		個人所有	紀寺町	⑧	
49	鈴木家住宅 西紀寺長屋		個人所有	西紀寺町	⑧	
50	中尾家住宅		個人所有	高畑町	⑧	
51	奈良春日山酒造株式会社		奈良春日山酒造株式会社	紀寺町	⑧⑨	
52	辻家住宅		個人所有	福智院町	⑧	
53	山脇邸古民家		個人所有	元林院町	⑧	

54	鳴川町町家		個人所有	鳴川町	⑧	
55	岡本家住宅 主屋		個人所有	法蓮町	⑧	
56	鍋屋町住宅兼店舗		個人所有	鍋屋町	⑧	

※奈良市の維持向上すべき歴史的風致

自然・神仏を崇拝する

- ①古都奈良を代表する祭礼・行事にみる歴史的風致
- ②地域の祭礼・行事にみる歴史的風致
- ③民間信仰にみる歴史的風致

歴史を尊び、風土を愛でる

- ④社寺・名所・旧跡への探訪にみる歴史的風致
- ⑤文学・芸術活動にみる歴史的風致
- ⑥平城宮跡の保護活動にみる歴史的風致
- ⑦奈良公園にみる歴史的風致

豊かな生活を支える

- ⑧奈良町のコミュニティと町家の暮らしにみる歴史的風致
- ⑨伝統的な工芸と産業にみる歴史的風致
- ⑩茶の文化にみる歴史的風致

奈良市内の指定等文化財一覧

- 凡例 1) 国宝・特別史跡等については()内に重要文化財・史跡等の指定年月日を示した。
 2) 名称のト書きや附を省略したほか、表記・字体等を指定告示の内容から便宜的に改めたものがある。
 3) 建造物指定が複数の物件で構成される場合の各物件の名称については、指定時に「・」や「及び」で並列してあるものを除き、各物件の年代が異なる場合は改行し、同年代の場合は「／」で区切って掲載することを原則としたが、各物件の名称の掲載を省略したものもある。
 4) 記念物指定が複数の物件で構成される場合、各物件の名称の掲載を省略したものがある。
 5) 旧月ヶ瀬村指定文化財及び旧都祁村指定文化財の種別は、旧月ヶ瀬村及び旧都祁村による種別によった。ただし、旧月ヶ瀬村指定文化財のうち「美術工芸」に分類されているものについては、適宜分類の上掲載した。
 6) 奈良国立博物館または奈良文化財研究所に保管される独立行政法人国立文化財機構所有の文化財については、所有者欄にそれぞれ奈良国立博物館、奈良文化財研究所と記した。

令和6年12月現在

建造物					
種 別	名 称	年 代	所有者	所在地	指定・登録 年月日
国宝	秋篠寺本堂	鎌倉	秋篠寺	秋篠町	昭28.11.14 (明31.12.28)
国宝	円成寺 春日堂／白山堂	鎌倉(安貞)	円成寺	忍辱山町	昭28. 3.31 (大 3. 4.17)
国宝	海龍王寺五重小塔	奈良(天平)	海龍王寺	法華寺町	昭26. 6. 9 (明34. 8. 2)
国宝	春日大社本社本殿	江戸(文久3)	春日大社	春日野町	昭31. 6.28 (明34. 8. 2)
国宝	元興寺極楽坊五重小塔	奈良	元興寺	中院町	昭27. 3.29 (明34. 8. 2)
国宝	元興寺極楽坊禅室	鎌倉	元興寺	中院町	昭28. 3.31 (明39. 4.14)
国宝	元興寺極楽坊本堂	鎌倉(寛元2)	元興寺	中院町	昭30. 2. 2 (明34. 3.27)
国宝	興福寺北円堂	鎌倉(承元4)	興福寺	登大路町	昭27. 3.29 (明30.12.28)
国宝	興福寺三重塔	鎌倉	興福寺	登大路町	昭27. 3.29 (明30.12.28)
国宝	興福寺五重塔	室町(応永33)	興福寺	登大路町	昭27. 3.29 (明30.12.28)
国宝	興福寺東金堂	室町(応永22)	興福寺	登大路町	昭27. 3.29 (明30.12.28)
国宝	十輪院本堂	鎌倉	十輪院	十輪院町	昭33. 2. 8 (明35. 4.17)
国宝	新薬師寺本堂	奈良	新薬師寺	高畑町	昭27.11.28 (明30.12.28)
国宝	唐招提寺金堂	奈良	唐招提寺	五条町	昭26. 6. 9 (明30.12.28)
国宝	唐招提寺講堂	奈良	唐招提寺	五条町	昭27.11.22 (明31.12.28)
国宝	唐招提寺経蔵	奈良	唐招提寺	五条町	昭28.11.14 (明37. 2.18)
国宝	唐招提寺鼓楼	鎌倉(仁治元)	唐招提寺	五条町	昭28.11.14 (明33. 4. 7)
国宝	唐招提寺宝蔵	奈良	唐招提寺	五条町	昭34. 6.27 (明37. 2.18)
国宝	東大寺法華堂	正堂:奈良(天平19頃) 礼堂:鎌倉(正治元)	東大寺	雑司町	昭26. 6. 9 (明30.12.28)
国宝	東大寺南大門	鎌倉(正治元)	東大寺	雑司町	昭26. 6. 9 (明30.12.28)
国宝	東大寺転害門	奈良(天平宝字頃)	東大寺	雑司町	昭27. 3.29 (明32. 4. 5)
国宝	東大寺金堂(大仏殿)	江戸(宝永2)	東大寺	雑司町	昭27. 3.29 (明31.12.28)
国宝	東大寺本坊経庫	奈良	東大寺	雑司町	昭28. 3.31 (明39. 4.14)
国宝	東大寺鐘楼	鎌倉(承元)	東大寺	雑司町	昭28. 3.31 (明30.12.28)
国宝	東大寺開山堂	鎌倉(建長2) 内陣:(正治2)	東大寺	雑司町	昭28. 3.31 (明31.12.28)
国宝	東大寺二月堂	江戸(寛文9)	東大寺	雑司町	平17.12.27 (昭19. 9. 5)
国宝	般若寺楼門	鎌倉(文永頃)	般若寺	般若寺町	昭28. 3.31 (明36. 4.15)

国宝	薬師寺東塔	奈良(天平2)	薬師寺	西ノ京町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 28)
国宝	薬師寺東院堂	鎌倉(弘安8)	薬師寺	西ノ京町	昭36. 4. 27 (明37. 2. 18)
国宝	霊山寺本堂	鎌倉(弘安6)	霊山寺	中町	昭28. 11. 14 (明37. 2. 18)
国宝	正倉院正倉	奈良(天平勝宝8頃)	国	雑司町	平 9. 5. 19 (平 9. 5. 19)
重要文化財	宇奈多理座高御魂神社本殿	室町	宇奈多理座高御魂神社	法華寺町	明41. 4. 23
重要文化財	円成寺楼門	室町(応仁2)	円成寺	忍辱山町	明39. 4. 14
重要文化財	円成寺宇賀神本殿	鎌倉	円成寺	忍辱山町	昭27. 3. 29
重要文化財	円成寺本堂	室町(文明4)	円成寺	忍辱山町	昭27. 7. 19
重要文化財	円成寺五輪塔	鎌倉(元享元)	円成寺	忍辱山町	昭32. 2. 19
重要文化財	海龍王寺西金堂	奈良	海龍王寺	法華寺町	明34. 3. 27
重要文化財	海龍王寺経蔵	鎌倉(正応元)	海龍王寺	法華寺町	明40. 8. 28
重要文化財	春日大社本社 中門 東御廊 西及び北御廊 捻廊 幣殿 直会殿 移殿 宝庫 南門 慶賀門 清浄門 内侍門 廻廊 車舎 着到殿 竈殿 酒殿 板蔵 一の鳥居	桃山 桃山 桃山 江戸 江戸 江戸 江戸 室町 室町 室町 室町 室町 室町・桃山 江戸 室町 室町 江戸 江戸 江戸	春日大社	春日野町	明34. 8. 2
重要文化財	春日大社摂社若宮神社 本殿 拝舎 細殿及び神楽殿 手水屋	江戸 江戸 桃山 江戸	春日大社	春日野町160	明34. 8. 2
重要文化財	元興寺極楽坊東門	鎌倉	元興寺	中院町	昭27. 3. 29
重要文化財	喜光寺本堂	室町	喜光寺	菅原町	明34. 3. 27
重要文化財	旧奈良監獄 中央看守所及び事務所 ／第一分房監(第一寮)／第二分房 監(第二寮)／第三分房監(第三 寮)／夜間寝房(第四寮)／雑居監 (第五寮)／雑居監附属工場／夜間 寝房附属工場／構内仕切兼男拘置監 浴場接見所／構内仕切兼病監浴場接 見所／南倉庫／北倉庫／拘置監／醫 務所／病監／精神病躁狂監／表門／ 周囲煉化塀	明治41	国	般若寺町	平29. 2. 23
重要文化財	興福寺大湯屋	室町(応永頃)	興福寺	登大路町	昭28. 3. 31
重要文化財	興福寺南円堂	江戸(寛保元)	興福寺	登大路町	昭61. 12. 20
重要文化財	法華寺 本堂／南門／鐘楼	桃山	光明宗法華寺	法華寺町	明41. 4. 23
重要文化財	興福院客殿	江戸(寛文)	興福院	法蓮町	昭48. 6. 2
重要文化財	十輪院南門	鎌倉	十輪院	十輪院町	大 6. 8. 13
重要文化財	十輪院石仏龕	鎌倉	十輪院	十輪院町	大14. 4. 24
重要文化財	十六所神社 本殿／境内社住吉神社 本殿／境内社龍王神社本殿	室町(至徳)	十六所神社	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	正暦寺福寿院 客殿／台所	江戸(延宝9)	正暦寺	菩提山町	昭48. 6. 2
重要文化財	新薬師寺鐘楼	鎌倉	新薬師寺	高畑町	明31. 12. 28
重要文化財	新薬師寺南門	鎌倉	新薬師寺	高畑町	明34. 3. 27
重要文化財	新薬師寺地蔵堂	鎌倉(文永3)	新薬師寺	高畑町	大 6. 8. 13
重要文化財	新薬師寺東門	鎌倉	新薬師寺	高畑町	大 6. 8. 13
重要文化財	崇道天皇社本殿	桃山	崇道天皇社	西紀寺町	昭24. 5. 30
重要文化財	添御縣坐神社本殿	室町(永徳3)	添御縣坐神社	三碓三丁目	明40. 8. 28
重要文化財	手向山神社境内社住吉神社本殿	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	大10. 4. 30
重要文化財	手向山神社宝庫	奈良	手向山八幡宮	雑司町	昭28. 11. 14
重要文化財	伝香寺本堂	桃山(天正13)	伝香寺	小川町	明39. 4. 14
重要文化財	唐招提寺礼堂	鎌倉(建仁2)	唐招提寺	五条町	明37. 2. 18

重要文化財	旧一乗院 宸殿／殿上及び玄関	江戸(慶安2)	唐招提寺	五条町	昭37. 4. 9
重要文化財	東大寺中門	江戸(正徳4)	東大寺	雑司町	明33. 4. 7
重要文化財	東大寺廻廊	江戸(正徳6～元文2)	東大寺	雑司町	明33. 4. 7
重要文化財	東大寺東西楽門	江戸 西楽門(享保4) 東楽門(享保7)	東大寺	雑司町	明33. 4. 7
重要文化財	東大寺勸進所経庫	平安	東大寺	雑司町	明35. 7. 31
重要文化財	東大寺法華堂経庫	平安	東大寺	雑司町	明35. 7. 31
重要文化財	東大寺法華堂北門	鎌倉(延応2)	東大寺	雑司町	明36. 4. 15
重要文化財	東大寺二月堂閼伽井屋(若狭井屋)	鎌倉	東大寺	雑司町	明36. 4. 15
重要文化財	東大寺二月堂仏餉屋(御供所)	鎌倉	東大寺	雑司町	明36. 4. 15
重要文化財	東大寺三昧堂(四月堂)	江戸(延宝9)	東大寺	雑司町	明36. 4. 15
重要文化財	東大寺念仏堂	鎌倉(嘉禎3)	東大寺	雑司町	明36. 4. 15
重要文化財	東大寺大湯屋	室町(応永15)	東大寺	雑司町	明36. 4. 15
重要文化財	東大寺法華堂手水屋	室町(建武2)	東大寺	雑司町	明39. 4. 14
重要文化財	東大寺二月堂参籠所	鎌倉(建治3～弘安5)	東大寺	雑司町	明39. 4. 14
重要文化財	東大寺五輪塔	鎌倉	東大寺	川上町	昭30. 2. 2
重要文化財	長尾神社本殿	桃山	長尾神社	阪原町	昭30. 6. 22
重要文化財	旧春日大社板倉(円窓)	鎌倉	奈良県	春日野町	昭17. 12. 22
重要文化財	旧帝国奈良博物館本館	明治27	奈良国立博物館	登大路町	昭44. 3. 12
重要文化財	旧奈良県物産陳列所	明治35	奈良国立博物館	登大路町	昭58. 1. 7
重要文化財	南明寺本堂	鎌倉	南明寺	阪原町	明39. 4. 14
重要文化財	丹生神社本殿	室町(嘉吉2)	丹生神社	丹生町	昭 2. 4. 25
重要文化財	日本聖公会奈良基督教会 会堂／親愛幼稚園舎	会堂:昭和5 親愛幼稚園舎:昭和4	日本聖公会奈良基督教会 学校法人親愛学園	登大路町	平27. 7. 8
重要文化財	八幡神社本殿	室町	八幡神社	西大寺芝町二丁目	大 9. 4. 15
重要文化財	般若寺十三重塔	鎌倉(慶長5)	般若寺	般若寺町	明35. 4. 17
重要文化財	般若寺経蔵	鎌倉	般若寺	般若寺町	昭44. 6. 20
重要文化財	福智院本堂	鎌倉	福智院	福智院町	昭22. 2. 26
重要文化財	不退寺本堂	室町	不退寺	法蓮町	明37. 2. 18
重要文化財	不退寺南門	鎌倉(正和6)	不退寺	法蓮町	明37. 2. 18
重要文化財	不退寺塔婆	鎌倉	不退寺	法蓮町	明41. 4. 23
重要文化財	夜支布山口神社摂社立磐神社本殿	江戸(享保12)	夜支布山口神社	大柳生町	昭28. 3. 31
重要文化財	薬師寺休岡若宮社殿	鎌倉	薬師寺	西ノ京町	大 2. 4. 14
重要文化財	薬師寺休岡八幡神社社殿	桃山(慶長8)	薬師寺	西ノ京町	昭10. 5. 13
重要文化財	薬師寺南門	室町(永正9)	薬師寺	西ノ京町	昭22. 2. 26
重要文化財	八阪神社本殿	室町	八阪神社	大慈仙町	昭24. 2. 18
重要文化財	靈山寺三重塔	室町(文和5)	靈山寺	中町	明32. 4. 5
重要文化財	靈山寺鐘楼	室町	靈山寺	中町	昭18. 6. 9
重要文化財	蓮長寺本堂	江戸(承応2)	蓮長寺	油阪町	昭63. 1. 13
重要文化財	西大寺本堂	江戸	西大寺	西大寺芝町一丁目	平10. 5. 1
重要文化財	奈良女子大学(旧奈良女子高等師範学校) 旧本館／守衛室	明治42	奈良国立大学機構	北魚屋西町	平 6. 12. 27
重要文化財	菊家住宅	江戸	個人	月ヶ瀬桃香野	昭43. 4. 25
重要文化財	都祁水分神社本殿	室町(明応8)	都祁水分神社	都祁友田町	明40. 8. 28
重要文化財	来迎寺宝塔	鎌倉	来迎寺	来迎寺町	昭29. 3. 20
重要文化財	今西家書院	室町	個人	福智院町	昭12. 8. 25
重要文化財	藤岡家住宅	江戸	個人	元興寺町	昭43. 4. 25
重要文化財	板塔婆	室町(延文4)	個人	登大路町	昭34. 6. 27
県指定	漢国神社本殿	桃山(慶長15)	漢国神社	漢国町	昭26. 11. 1
県指定	氷室神社本殿	江戸(文久)	氷室神社	春日野町	昭28. 3. 23
県指定	法華寺 客殿 上の御方	桃山 江戸	光明宗法華寺	法華寺町	昭29. 3. 2
県指定	水越神社境内社春日神社本殿	室町	水越神社	邑地町	昭30. 12. 26
県指定	八坂神社本殿	江戸(寛永2)	八坂神社	大保町	昭30. 12. 26
県指定	興福院大門	江戸(寛永)	興福院	法蓮町	昭30. 12. 26
県指定	大神神社摂社率川坐大神御子神社本殿	江戸	大神神社	本子守町	昭31. 8. 7
県指定	崇徳寺 本堂 客殿 庫裡	桃山(慶長8) 江戸 桃山	崇徳寺	大豆山町	昭34. 2. 5
県指定	伝香寺表門	桃山	伝香寺	小川町	昭35. 3. 30
県指定	阿弥陀寺 本堂／客殿／庫裏／中門	江戸(元和7)	阿弥陀寺	南風呂町	昭37. 7. 12
県指定	金鉢寺本堂	江戸(寛永15)	金鉢寺	十輪院町	昭37. 7. 12
県指定	十輪院御影堂	江戸(慶安3)	十輪院	十輪院町	昭37. 7. 12

県指定	元興寺極楽坊旧庫裏	江戸(寛文2)	元興寺	中院町	昭37. 7. 12
県指定	西大寺南門	室町	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭37. 7. 12
県指定	旧一乗院僧正門	江戸	唐招提寺	五条町	昭37. 7. 12
県指定	氷室神社表門及び東西廊	桃山	氷室神社	春日野町	昭37. 12. 26
県指定	興福院本堂	江戸(寛永19)	興福院	法蓮町	昭41. 1. 13
県指定	八幡神社本殿	江戸	八幡神社	中山町	昭43. 2. 23
県指定	安養寺本堂	室町	安養寺	鳴川町	昭43. 2. 23
県指定	八所御霊神社本殿	室町	八所御霊神社	秋篠町	昭44. 3. 28
県指定	細川家住宅	江戸	個人	南城戸町	昭45. 3. 24
県指定	旧東谷家住宅	江戸	光明宗法華寺	法華寺町	昭45. 3. 24
県指定	旧細田家住宅	江戸	奈良市	雑司町	昭46. 3. 28
県指定	手向山神社 本殿／若宮本殿／楼門／南御廊／北御廊／神楽所	江戸(元禄4)	手向山八幡宮	雑司町	昭46. 3. 28
県指定	般若寺本堂	江戸(寛文7)	般若寺	般若寺町	昭51. 3. 30
県指定	旧柳生藩家老屋敷	江戸(嘉永元)	奈良市	柳生町	昭59. 3. 14
県指定	西大寺愛染堂	江戸	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭62. 3. 10
県指定	五劫院 本堂／表門	江戸(元和10)	五劫院	北御門町	昭62. 3. 10
県指定	東大寺戒壇院戒壇堂	江戸(享保18)	東大寺	雑司町	昭62. 3. 10
県指定	東大寺真言院 灌頂堂 表門 地藏堂 神護殿 閼伽井屋・鐘楼 南門	江戸(慶安2)	東大寺	雑司町	昭62. 3. 10
		江戸(慶安2)			平18. 3. 31
		江戸(明暦元)			平18. 3. 31
		江戸前			平18. 3. 31
		江戸(明暦3)			平18. 3. 31
県指定	円照寺円通殿	江戸(寛文3)	円照寺	山町	平18. 3. 31
県指定	東大寺二月堂湯屋	江戸	東大寺	雑司町	昭62. 3. 10
県指定	常德寺本堂	江戸(貞享3)	常德寺	北向町	昭63. 3. 22
県指定	弘仁寺本堂	江戸(元禄)	弘仁寺	虚空蔵町	平 3. 3. 8
県指定	徳融寺本堂	江戸(寛文)	徳融寺	鳴川町	平 4. 3. 6
県指定	西方院五輪塔	鎌倉	西方院	五条二丁目	平 6. 3. 25
県指定	西大寺五輪塔	鎌倉	西大寺	西大寺野神町一丁目	平 8. 3. 22
県指定	来迎寺本堂	江戸(寛永～正保)	来迎寺	来迎寺町	平 8. 3. 22
県指定	旧正法院家住宅(古城園)	大正8	奈良県	登大路町	平22. 3. 30
県指定	春日大社貴賓館(旧社務所)	大正14	春日大社	春日野町	平23. 3. 30
県指定	志賀直哉旧居(奈良学園セミナーハウス) 主屋／表門／塀	昭和3	奈良学園	高畑町	平25. 3. 29
県指定	東洋民俗博物館	昭和3	東洋民俗博物館	あやめ池北一丁目	平28. 2. 5
市指定	嶋田神社本殿	江戸	嶋田神社	八島町	令 4. 3. 25
市指定	鏡神社本殿	江戸	鏡神社	高畑町	昭57. 3. 1
市指定	旧田中家住宅	江戸	奈良市	五条町	昭57. 3. 1
市指定	追分本陣村井家住宅主屋・本陣座敷	江戸	個人	大和田町	昭57. 6. 8
市指定	円福寺本堂	室町	円福寺	佐紀町	昭59. 3. 3
市指定	海竜王寺本堂・表門	江戸・室町	海龍王寺	法華寺町	昭63. 3. 3
市指定	西大寺護摩堂・鐘楼	江戸(寛永元)	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭63. 3. 3
市指定	西大寺石落神社本殿	室町	西大寺	西大寺南町	昭63. 3. 3
市指定	好田家住宅	江戸	個人	高畑町	平 1. 3. 7
市指定	円成寺春日堂・白山堂拝殿	江戸(延宝3)	円成寺	忍辱山町	平 2. 4. 11
市指定	旧青田家住宅	江戸	日の出株式会社	高畑町	平 2. 4. 11
市指定	神宮寺宝篋印塔	鎌倉	神宮寺	須川町	平 2. 4. 11
市指定	称念寺本堂	江戸(寛永6)	称念寺	東木辻町	平 4. 3. 4
市指定	芳徳寺本堂	江戸(正徳4)	芳徳寺	柳生下町	平 4. 3. 4
市指定	天満神社本殿	室町	天満神社	七条一丁目	平 5. 3. 3
市指定	白毫寺本堂	江戸	白毫寺	白毫寺町	平 6. 3. 2
市指定	八幡神社中門	室町	八幡神社	東九条町	平 6. 3. 2
市指定	徳融寺毘沙門堂	江戸	徳融寺	鳴川町	平 8. 4. 11
市指定	興福院霊屋	江戸	興福院	法蓮町	平10. 4. 15
市指定	春日大社桂昌殿	江戸(元禄12)	春日大社	春日野町	平13. 3. 1
市指定	春日大社四脚門	江戸	春日大社	春日野町	平13. 3. 1
市指定	旧最勝院玄関、表門及び塀重門	玄関: 江戸 表門: 江戸(寛文4) 塀重門: 江戸	奈良市	高畑町	平13. 7. 6
市指定	松本家住宅	江戸(文久3)	個人	茗荷町	平14. 3. 4
市指定	森家住宅	明治	個人	南城戸町	平16. 3. 3
市指定	青龍寺宝篋印塔	鎌倉	青龍寺	蘭生町	平23. 3. 3
市指定	八幡神社能舞台	江戸(宝暦11)	八幡神社	月ヶ瀬石打	平29. 3. 14
市指定	春日神社拝殿(舞台)	明治	春日神社	下深川町	平30. 3. 29

市指定	長尾神社能舞台	明治（舞台）、昭和前 （楽屋及び橋掛）	長尾神社	阪原町	平31. 3. 26
登録	南都銀行本店	大正15	南都銀行	橋本町	平 9. 7. 15
登録	古梅園店舗	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園事務所	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園主屋	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園離れ座敷	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園東内蔵	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園中内蔵	大正	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園西内蔵	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園製墨説明所	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園磨き作業所兼倉庫	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園食堂・脱衣室・灰替所	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園風呂場	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園銅壺場	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園北灰替所（北乾燥倉）兼倉庫	大正	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園乾蔵	明治	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園西灰替倉（西乾燥倉）	大正	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園灰置き場兼編み場	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園細工場	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園台所	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園仕上げ作業所	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園商品蔵	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園釜屋兼井戸屋形	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園更衣室兼物置	昭和初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園東北土塀	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園主屋北塀	大正初	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	古梅園内蔵北塀	大正	古梅園	椿井町	平10. 1. 16
登録	菊水楼旧本館	明治24	菊水楼	高畑町	平12. 12. 4
登録	菊水楼本館	明治34	菊水楼	高畑町	平12. 12. 4
登録	菊水楼表門	江戸／明治期移築	菊水楼	高畑町	平12. 12. 4
登録	菊水楼庭門	江戸／明治期移築	菊水楼	高畑町	平12. 12. 4
登録	中村家住宅（旧足立家住宅）主屋	大正 8	個人	高畑町	平12. 12. 4
登録	中村家住宅（旧足立家住宅）塀	大正 8	個人	高畑町	平12. 12. 4
登録	ぜいたく豆本舗本店主屋	明治初	個人	角振町	平15. 12. 1
登録	ぜいたく豆本舗本店東蔵	明治前	個人	角振町	平15. 12. 1
登録	ぜいたく豆本舗本店西蔵	明治初	個人	角振町	平15. 12. 1
登録	ぜいたく豆本舗本店旧応接室	昭和26頃	個人	角振町	平15. 12. 1
登録	浄教寺山門	江戸末	浄教寺	上三条町	平17. 11. 10
登録	浄教寺掲示板舎	昭和 8	浄教寺	上三条町	平17. 11. 10
登録	山崎家住宅主屋	文久 2	個人	奈良阪町	平17. 12. 26
登録	佐保会館	昭和 3	佐保会	北魚屋西町	平17. 12. 26
登録	河瀬家住宅主屋	安政 3／昭和17改造	個人	多門町	平18. 3. 27
登録	河瀬家住宅土蔵	江戸後／昭和17曳家	個人	多門町	平18. 3. 27
登録	河瀬家住宅表門	江戸後／昭和17頃移築	個人	多門町	平18. 3. 27
登録	河瀬家住宅土塀	江戸後	個人	多門町	平18. 3. 27
登録	河瀬家住宅南土塀	昭和17頃	個人	多門町	平18. 3. 27
登録	赤膚山元窯展示室及び旧作業場	明治後／昭和17増築	個人	赤膚町	平19. 7. 31
登録	赤膚山元窯大型窯	江戸末	個人	赤膚町	平19. 7. 31
登録	赤膚山元窯中型窯	昭和26頃	個人	赤膚町	平19. 7. 31
登録	喜多家住宅主屋	大正14頃	個人	芝辻町	平19. 10. 2
登録	喜多家住宅離れ	昭和初	個人	芝辻町	平19. 10. 2
登録	喜多家住宅蔵	大正14頃	個人	芝辻町	平19. 10. 2
登録	粉川家住宅主屋	大正12	個人	高畑町	平20. 3. 7
登録	粉川家住宅離れ	大正12	個人	高畑町	平20. 3. 7
登録	粉川家住宅土蔵	大正12	個人	高畑町	平20. 3. 7
登録	粉川家住宅表門	大正12	個人	高畑町	平20. 3. 7
登録	粉川家住宅築地塀	大正12	個人	高畑町	平20. 3. 7
登録	粉川家住宅石垣	大正12	個人	高畑町	平20. 3. 7
登録	小川又兵衛商店店舗兼主屋	大正15	個人	鵠町	平21. 8. 7
登録	小川又兵衛商店渡廊下	大正15	個人	鵠町	平21. 8. 7
登録	小川又兵衛商店内蔵	大正15	個人	鵠町	平21. 8. 7
登録	坂本家住宅主屋	江戸末／昭和中和・平成 18改修	個人	勝南院町	平22. 4. 28
登録	田村青芳園茶舗店舗兼主屋	江戸後／昭和中和・昭和 後・平成元改修	個人	勝南院町	平24. 8. 13
登録	木奥家住宅主屋	寛政 4／文政 3・安政 5・明治期増築	個人	芝新屋町	平25. 12. 24
登録	岡田家住宅主屋	明治前／昭和中和・平成 22改修	個人	鵠町	平26. 4. 25
登録	岡田家住宅離れ及び渡廊下	大正／平成22改修	個人	鵠町	平26. 4. 25

登録	岡田家住宅蔵	昭和5／平成22改修	個人	鵠町	平26. 4. 25
登録	近田家住宅主屋	昭和8／平成20改修	個人	鵠町	平26. 4. 25
登録	近田家住宅蔵	昭和8頃／平成20改修	個人	鵠町	平26. 4. 25
登録	吉田家住宅主屋	明治前／昭和7・昭和 中・昭和47頃・平成24 改修	個人	芝新屋町	平26. 10. 7
登録	吉田蚊帳店舗	江戸末／昭和中和・昭和 47頃・平成10頃改修	個人	芝新屋町	平26. 10. 7
登録	井田家住宅主屋	昭和6／昭和中和・平成 初頃改修	個人	法蓮町	平26. 12. 19
登録	中川家住宅主屋	大正4／平成13改修	個人	今辻子町	平26. 12. 19
登録	中川家住宅渡廊下	大正4／平成13改修	個人	今辻子町	平26. 12. 19
登録	中川家住宅離れ	昭和前／平成13改修	個人	今辻子町	平26. 12. 19
登録	中川家住宅蔵	大正4／平成13改修	個人	今辻子町	平26. 12. 19
登録	中川家住宅煉瓦塀	大正4頃	個人	今辻子町	平26. 12. 19
登録	松山家住宅主屋南棟	江戸後／平成12改修	個人	西新屋町	平27. 11. 17
登録	松山家住宅主屋北棟	文政12	個人	西新屋町	平27. 11. 17
登録	松山家住宅渡廊下	昭和前	個人	西新屋町	平27. 11. 17
登録	松山家住宅麦蔵	昭和前	個人	西新屋町	平27. 11. 17
登録	松山家住宅米蔵	昭和前	個人	西新屋町	平27. 11. 17
登録	藤岡家住宅主屋	昭和3／昭和30代・昭和 40代・平成25改修	個人	紀寺町	平28. 2. 25
登録	紀寺の家縁側の町家	大正末／昭和中和・平成 22改修	個人	紀寺町	平28. 2. 25
登録	正木家住宅主屋	江戸後／明治後・昭和 前・平成20改修	個人	毘沙門町	平28. 11. 29
登録	正木家住宅蔵	江戸後／明治前増築、 昭和前・平成22頃改修	個人	毘沙門町	平28. 11. 29
登録	吉岡家住宅主屋	昭和10	個人	北京終町	平28. 11. 29
登録	吉岡家住宅渡廊下	昭和10／平成24改修	個人	北京終町	平28. 11. 29
登録	奈良町にぎわいの家主屋	大正6／昭和後・平成 27改修	奈良市	中新屋町	平29. 5. 2
登録	奈良町にぎわいの家離れ	大正2／平成27改修	奈良市	中新屋町他	平29. 5. 2
登録	奈良町にぎわいの家待合	大正6頃／平成27改修	奈良市	中新屋町	平29. 5. 2
登録	奈良町にぎわいの家蔵	江戸後／大正前・平成 27改修	奈良市	西新屋町	平29. 5. 2
登録	佐埜家住宅主屋	嘉永3／昭和中和・昭和 後改修	個人	中新屋町	平30. 3. 27
登録	佐埜家住宅渡廊下	昭和前	個人	中新屋町	平30. 3. 27
登録	佐埜家住宅旧能舞台	江戸末／昭和中和改修	個人	中新屋町	平30. 3. 27
登録	豊崎家住宅主屋	江戸末／明治前・昭和 初・昭和57・平成28改 修	個人	西新屋町	平30. 3. 27
登録	教育大学前の町家	昭和15／平成27改修	個人	紀寺町	平30. 11. 2
登録	木奥家住宅翼蔵	弘化2／昭和32・平成 24改修	個人	芝新屋町	平30. 11. 2
登録	池川家住宅主屋	昭和42／平成8・平成 24改修	個人	中町	平30. 11. 2
登録	池川家住宅離れ	昭和前／平成8改修	個人	中町	平30. 11. 2
登録	池川家住宅東蔵	昭和前／平成22改修	個人	中町	平30. 11. 2
登録	池川家住宅西蔵	昭和前／平成8・平成 22改修	個人	中町	平30. 11. 2
登録	藤間家住宅主屋	江戸後／江戸末・明治 ・昭和35頃改修	高畑トラスト	高畑町	平31. 3. 29
登録	藤間家住宅表門及び土塀	江戸後／昭和35頃改修	個人	高畑町	平31. 3. 29
登録	内山家貸家	昭和前／平成29改修	有限会社内亀	紀寺町	令 2. 4. 3
登録	旧長壽會細菌研究所工場	昭和初／昭和前増築、 平成21改修	有限会社こと ほぎlab.	芝辻町	令 2. 4. 3
登録	旧長壽會細菌研究所製品庫	昭和前／平成17頃・平 成26頃改修	有限会社こと ほぎlab.	芝辻町	令 2. 4. 3
登録	登彌神社本殿	文政7	登彌神社	石木町	令 2. 4. 3
登録	登彌神社拝殿	寛政11頃／昭和14改修	登彌神社	石木町	令 2. 4. 3
登録	登彌神社神饌所	昭和14	登彌神社	石木町	令 2. 4. 3
登録	登彌神社手水舎	昭和14	登彌神社	石木町	令 2. 4. 3
登録	登彌神社社務所	昭和13	登彌神社	石木町	令 2. 4. 3
登録	藤岡家住宅主屋	昭和23頃／平成28改修	個人	高畑町	令 2. 8. 17
登録	永井家住宅主屋	江戸末／大正前増築	個人	南魚屋町、柳 町	令 2. 8. 17
登録	中谷家住宅主屋	明治35頃	個人	西紀寺町	令 3. 10. 14
登録	常解駅本屋	明治31／大正15・昭和 40代改修	奈良市	今市町	令 4. 6. 29

登録	旧奈良警察署鍋屋巡查派出所	昭和3／昭和中頃・昭和後頃・平成24改修	奈良市	半田横町	令 4. 6. 29
登録	内藤家住宅主屋	明治前／明治後・昭和40頃改修	個人	池田町	令 5. 8. 7
登録	内藤家住宅長屋門及び塀	明治前／昭和40代改修	個人	池田町	令 5. 8. 7
登録	内藤家住宅中門	昭和前	個人	池田町	令 5. 8. 7
登録	内藤家住宅中庭北塀	明治43頃	個人	池田町	令 5. 8. 7
登録	手貝町会所	昭和14年	手貝町自治会	雑司町	令 6. 3. 6
美術工芸品 絵画					
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所	指定年月日
国宝	絹本着色阿弥陀三尊及童子像	平安～鎌倉	光明宗法華寺	法華寺町	昭27. 3. 29 (明33. 4. 7)
国宝	絹本着色十二天像	平安	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭27. 11. 22 (明35. 4. 17)
国宝	絹本着色俱舍曼荼羅図	平安	東大寺	雑司町	昭28. 3. 31 (明35. 4. 17)
国宝	紙本着色華嚴五十五所絵巻	平安	東大寺	雑司町	昭36. 4. 27 (明35. 4. 17)
国宝	紙本墨画淡彩山水図 伝周文筆	室町	奈良国立博物館	登大路町	昭28. 11. 14 (昭 8. 1. 23)
国宝	紙本着色地獄草紙	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭31. 6. 28 (昭11. 5. 6)
国宝	紙本着色辟邪絵	平安～鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭60. 6. 6 (昭59. 6. 6)
国宝	絹本着色十一面観音像	平安	奈良国立博物館	登大路町	平 6. 6. 28 (平 4. 6. 22)
国宝	麻布着色吉祥天像	奈良	薬師寺	西ノ京町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 28)
国宝	絹本着色慈恩大師像	平安	薬師寺	西ノ京町	昭27. 11. 22 (明32. 8. 1)
重要文化財	絹本着色観経十六観相図	鎌倉	阿弥陀寺	南風呂町	昭44. 6. 20
重要文化財	絹本着色毘沙門天像	鎌倉	海龍王寺	法華寺町	明30. 12. 28
重要文化財	著色智光曼荼羅図 (板絵)	鎌倉	元興寺	中院町	昭34. 6. 27
重要文化財	絹本着色慈恩大師像	鎌倉	興福寺	登大路町	昭30. 6. 22
重要文化財	絹本着色二天王像	鎌倉	興福寺	登大路町	明30. 12. 28
重要文化財	絹本着色慈恩大師像	平安	興福寺	登大路町	明30. 12. 28
重要文化財	護法善神図絵屏	鎌倉	興福寺	登大路町	明41. 4. 23
重要文化財	絹本着色涇州大師像	鎌倉	興福寺	登大路町	昭46. 6. 22
重要文化財	絹本着色阿弥陀二十五菩薩来迎図	鎌倉	興福院	法蓮町	明41. 4. 23
重要文化財	絹本着色文殊菩薩像	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	明35. 4. 17
重要文化財	絹本着色釈迦三尊像 (仁王会本尊)	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭48. 6. 6
重要文化財	絹本着色吉野曼荼羅図	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	平13. 6. 22
重要文化財	絹本着色仏涅槃図	平安	新薬師寺	高畑町	明30. 12. 28
重要文化財	紙本着色東征絵巻 蓮行筆	鎌倉	唐招提寺	五条町	明33. 4. 7
重要文化財	絹本着色大威徳明王像	鎌倉	唐招提寺	五条町	明35. 4. 17
重要文化財	絹本着色十六羅漢像	鎌倉	唐招提寺	五条町	明41. 4. 23
重要文化財	絹本着色法華曼荼羅図	鎌倉	唐招提寺	五条町	大12. 3. 28
重要文化財	絹本着色香象大師像	鎌倉	東大寺	雑司町	明30. 12. 28
重要文化財	絹本着色華嚴海会善知識曼荼羅図	鎌倉	東大寺	雑司町	昭13. 7. 4
重要文化財	絹本着色華嚴五十五所絵	平安	東大寺	雑司町	昭28. 3. 31
重要文化財	紙本着色東大寺大仏縁起 芝琳賢筆	室町	東大寺	雑司町	昭34. 12. 18
重要文化財	絹本着色嘉祥大師像／絹本着色浄影大師像	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 12. 18
重要文化財	絹本着色四聖御影 (建長本)／絹本着色四聖御影 美濃法橋観盛筆 (永和本)	鎌倉 南北朝	東大寺	雑司町	昭34. 12. 18
重要文化財	絹本着色十一面観音像	鎌倉	東大寺	雑司町	平17. 6. 9
重要文化財	絹本着色東大寺縁起	鎌倉	東大寺	雑司町	令 1. 7. 23
重要文化財	絹本着色虚空蔵菩薩像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	明33. 4. 7
重要文化財	絹本着色地藏菩薩像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	明34. 8. 2
重要文化財	絹本着色浄土曼荼羅図 (伝清海曼荼羅)	平安	奈良国立博物館	登大路町	明35. 4. 17
重要文化財	絹本着色十二天像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	明37. 8. 29
重要文化財	絹本着色普賢延命像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	明39. 4. 14

重要文化財	絹本著色仏涅槃図	元	奈良国立博物館	登大路町	大 7. 4. 8
重要文化財	絹本著色明空法師像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	大12. 3. 28
重要文化財	絹本著色地藏菩薩像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭 6. 12. 14
重要文化財	紙本墨画胎蔵図像（智証大師本）	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭10. 4. 30
重要文化財	絹本著色道宣律師像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭10. 4. 30
重要文化財	絹本著色五大明王像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭11. 5. 6
重要文化財	絹本著色五字文殊像	南北朝	奈良国立博物館	登大路町	昭11. 5. 6
重要文化財	絹本著色千手観音像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭12. 5. 25
重要文化財	絹本著色十王像 陸仲淵筆	元	奈良国立博物館	登大路町	昭13. 7. 4
重要文化財	木造観音立像／絹本著色千手観音像 （像内納入品）	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭13. 7. 4
重要文化財	絹本著色如意輪観音像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭16. 7. 3
重要文化財	絹本著色華嚴五十五所絵	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭28. 3. 31
重要文化財	紙本墨画大道和尚図 伝明兆筆	室町	奈良国立博物館	登大路町	昭28. 11. 14
重要文化財	絹本著色普賢十羅刹女像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭29. 3. 20
重要文化財	絹本著色生駒曼荼羅図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭32. 2. 19
重要文化財	絹本著色両界曼荼羅図 厨子入	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭33. 4. 7
重要文化財	絹本著色釈迦三尊像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭33. 4. 7
重要文化財	絹本著色親鸞上人像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭34. 6. 27
重要文化財	絹本著色二河白道図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭34. 12. 18
重要文化財	絹本著色安東門患像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭36. 2. 17
重要文化財	紙本著色絵因果経断簡 卷第二上 （六十二行）	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭38. 2. 14
重要文化財	絹本著色尊勝曼荼羅図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭41. 6. 11
重要文化財	絹本著色十王図 陸信忠筆	南宋～元	奈良国立博物館	登大路町	昭52. 6. 11
重要文化財	絹本著色大仏頂曼荼羅図	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭53. 6. 15
重要文化財	絹本著色一字金輪曼荼羅図	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭53. 6. 15
重要文化財	絹本著色白衣観音図	高麗	奈良国立博物館	登大路町	昭53. 6. 15
重要文化財	絹本墨画白衣観音図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭56. 6. 9
重要文化財	絹本著色普賢菩薩像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭56. 6. 9
重要文化財	絹本著色不動明王及八大童子像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭58. 6. 6
重要文化財	絹本墨画水月観音像	南北朝	奈良国立博物館	登大路町	昭62. 6. 6
重要文化財	絹本著色俱利伽羅竜剣二童子像 絹本著色両界曼荼羅図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平12. 12. 4
重要文化財	紙本白描諸観音図像	平安	奈良国立博物館	登大路町	平14. 6. 26
重要文化財	紙本白描不動明王図像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平16. 6. 8
重要文化財	絹本著色日吉山王宮曼荼羅図	南北朝	奈良国立博物館	登大路町	平16. 6. 8
重要文化財	紙本著色地獄草紙断簡（沸屎地獄）	平安	奈良国立博物館	登大路町	平19. 6. 8

重要文化財	絹本着色釈迦靈鷲山說法図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平20. 7. 10
重要文化財	紙本白描東大寺戒壇院扉絵図	平安～鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平21. 7. 10
重要文化財	絹本着色一休宗純像	室町	奈良国立博物館	登大路町	平29. 9. 15
重要文化財	絹本着色春日鹿曼荼羅図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	令 1. 7. 23
重要文化財	絹本着色春日宮曼荼羅図	鎌倉	南市町自治会	南市町	平10. 6. 30
重要文化財	紙本淡彩亦復一楽帖 田能村竹田筆 天保二年ノ自序アリ	江戸	名勝依水園・ 寧楽美術館	水門町	昭11. 5. 6
重要文化財	板絵著色神像 永仁三年三月堯儼筆	鎌倉	薬師寺	西ノ京町	大 7. 4. 8
県指定	二月堂曼荼羅図	室町	東大寺	雑司町	昭35. 3. 30
県指定	紺地金泥両界曼荼羅図	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭43. 2. 23
県指定	絹本着色釈迦三尊十六善神図	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭43. 2. 23
県指定	絹本着色法相曼荼羅図	南北朝	興福寺	登大路町	昭57. 3. 12
県指定	絹本着色法華曼荼羅図	鎌倉	下部神社	都祁吐山町	昭59. 3. 14
県指定	絹本着色阿弥陀浄土図（伝智光曼荼羅）	室町	元興寺	中院町	平 5. 3. 5
県指定	絹本着色春日社寺曼荼羅図	鎌倉	興福寺	登大路町	平 8. 3. 22
県指定	絹本着色薬師十二神将像	鎌倉	薬師寺	西ノ京町	平11. 3. 19
県指定	絹本着色仏涅槃図	鎌倉	正暦寺	菩提山町	平12. 3. 31
県指定	絹本着色薬師十二神将像	鎌倉	唐招提寺	五条町	平19. 3. 30
県指定	紙本着色競馬図 六曲屏風	室町	春日大社	春日野町	平21. 3. 31
県指定	絹本着色美人図	江戸	奈良県	登大路町	平24. 3. 30
県指定	絹本着色仏涅槃図	鎌倉	海龍王寺	法華寺町	平25. 3. 29
県指定	紙本墨画淡彩伊勢曼荼羅図	南北朝	正暦寺	菩提山町	平27. 3. 27
県指定	絹本着色鹿島立神影図	南北朝	春日大社	春日野町	平28. 2. 5
県指定	紙本金地著色南蛮人渡来図・競馬図 六曲屏風	江戸	唐招提寺	五条町	平29. 2. 14
県指定	絹本着色濮陽大師像	室町	興福寺	登大路町	令 4. 3. 25
県指定	紙本金銀泥春日社頭図（伝春日権現 験記台） 六曲屏風	鎌倉	春日大社	春日野町	令 6. 3. 22
市指定	絹本着色慈真和尚像	鎌倉	光明宗法華寺	法華寺町	昭56. 2. 12
市指定	絹本着色両界曼荼羅図	鎌倉	円成寺	忍辱山町	昭62. 5. 15
市指定	紙本着色富士参詣曼荼羅図	江戸	矢田原第三農 家組合	矢田原町	昭62. 5. 15
市指定	紙本着色矢田地蔵縁起	室町	個人	二名一丁目	昭63. 3. 3
市指定	紙本着色春郊放牧・田園秋色図屏風	江戸	円照寺	山町	昭63. 3. 3
市指定	紙本金地著色明正院七十賀月次絵屏 風	江戸	円照寺	山町	昭63. 3. 3
市指定	絹本着色薬師十二神将像	鎌倉	正暦寺	菩提山町	平 1. 3. 7
市指定	絹本着色春日赤童子像	室町	常解寺	今市町	平 1. 3. 7
市指定	絹本着色阿弥陀三尊来迎図	鎌倉	西迎寺	秋篠町	平 2. 4. 11
市指定	絹本着色六観音像	室町	靈山寺	中町	平 2. 4. 11
市指定	絹本着色都鄙図巻	江戸	興福院	法蓮町	平 3. 4. 10
市指定	絵馬板	室町	秋篠寺	春日野町	平 4. 3. 4
市指定	絹本着色観経序分義曼荼羅図	元	円照寺	山町	平 5. 3. 3
市指定	絹本着色大元帥明王像	南北朝	秋篠寺	秋篠町	平 6. 3. 2
市指定	絹本着色釈迦十六善神像	鎌倉	薬師寺	西ノ京町	平 7. 4. 12
市指定	絹本着色筒井順慶像	桃山	伝香寺	小川町	平 8. 4. 11
市指定	絹本着色中将姫曼荼羅図	江戸	誕生寺	三棟町	平 8. 4. 11
市指定	絹本着色仏涅槃図	室町	元興寺町共和 会	元興寺町	平 9. 4. 16
市指定	旧福寿院障壁画 長沢芦雪筆	江戸	薬師寺	西ノ京町	平 9. 4. 16
市指定	絹本着色二河白道図	南北朝	薬師寺	西ノ京町	平10. 4. 15
市指定	絹本着色興正菩薩像	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	平11. 4. 14
市指定	絹本着色興正菩薩像	鎌倉	唐招提寺	五条町	平11. 4. 14
市指定	霊屋障壁画	江戸	興福院	法蓮町	平11. 4. 14
市指定	絹本着色尊勝曼荼羅図	鎌倉	十輪院	十輪院町	平12. 3. 1
市指定	絹本着色青面金剛像	室町	十輪寺	大野町	平14. 3. 4
市指定	絹本着色青面金剛像	室町	光明宗法華寺	法華寺町	平14. 3. 4
市指定	絹本着色釈迦三尊十六羅漢像	鎌倉	東大寺	雑司町	平15. 3. 6
市指定	絹本着色渡宋天神像	室町	菅原天満宮	菅原町	平19. 3. 6
市指定	絹本着色鹿島立神影図	南北朝～室町	春日大社	春日野町	平21. 3. 3
市指定	絹本着色当麻曼荼羅図	鎌倉	来迎寺	来迎寺町	平25. 3. 15
市指定	絹本着色元照律師像	鎌倉	唐招提寺	五条町	平27. 3. 19

市指定	絹本著色元照律師像	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	平27. 3. 19
市指定	絹本著色十六羅漢像	鎌倉	十輪院	十輪院町	平28. 3. 16
市指定	絹本著色地藏十王図	室町	来迎寺	来迎寺町	平29. 3. 14
市指定	絹本著色愛染明王像	南北朝	秋篠寺	秋篠町	平30. 3. 29
市指定	古欄関係資料	江戸	薬師寺	西ノ京町	令 2. 3. 27
市指定	紙本著色大経曼荼羅図	江戸	浄国院	東笹鉾町	令 2. 3. 27
市指定	絹本著色行基菩薩像	鎌倉	唐招提寺	五条町	令 3. 3. 26
市指定	絹本著色十三仏図	室町	興福院	法蓮町	令 6. 3. 27
美術工芸品 彫刻					
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所	指定年月日
国宝	木造大日如来坐像 運慶作	平安	円成寺	忍辱山町	平 5. 6. 10 (大 9. 4. 15)
国宝	木造薬師如来立像	平安	元興寺	芝新屋町	昭27. 11. 22 (明35. 4. 17)
国宝	乾漆十大弟子立像	奈良	興福寺	登大路町	昭26. 6. 9 (明34. 8. 2)
国宝	乾漆八部衆立像（内一軀下半身欠失）	奈良	興福寺	登大路町	昭26. 6. 9 (明35. 4. 17)
国宝	木造弥勒仏坐像 運慶作（北円堂安置）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 18)
国宝	木造無著菩薩／世親菩薩立像 運慶作（所在北円堂）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 28)
国宝	木造維摩居士坐像 定慶作（所在東金堂）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	木造文殊菩薩坐像（所在東金堂）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	木造金剛力士立像	鎌倉	興福寺	登大路町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	木造四天王立像（所在東金堂）	平安	興福寺	登大路町	昭27. 11. 22 (明39. 9. 6)
国宝	木造不空羂索観音坐像 康慶作（所在南円堂）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭27. 11. 22 (明35. 4. 17)
国宝	木造法相六祖坐像 康慶作（南円堂安置）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭28. 3. 31 (明30. 12. 28)
国宝	板彫十二神将立像	平安	興福寺	登大路町	昭28. 11. 14 (明34. 3. 27)
国宝	木造十二神将立像（所在東金堂）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭28. 11. 14 (明33. 4. 7)
国宝	木造四天王立像	鎌倉	興福寺	登大路町	昭29. 3. 20 (明34. 3. 27)
国宝	木造天燈鬼／竜燈鬼立像	鎌倉	興福寺	登大路町	昭29. 3. 20 (明33. 4. 7)
国宝	木心乾漆四天王立像（所在北円堂）	平安	興福寺	登大路町	昭31. 6. 28 (明30. 12. 28)
国宝	銅造仏頭（旧山田寺講堂本尊）	奈良	興福寺	登大路町	昭42. 6. 15 (昭13. 8. 26)
国宝	木造千手観音立像（旧食堂安置）	鎌倉	興福寺	登大路町	昭42. 6. 15 (明35. 4. 17)
国宝	木造四天王立像（所在南円堂）	鎌倉	興福寺	登大路町	平30. 10. 31 (明35. 4. 17)
国宝	木造十一面観音立像（本堂安置）	平安	光明宗法華寺	法華寺町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 28)
国宝	木造維摩居士坐像	奈良	光明宗法華寺	法華寺町	平29. 9. 15 (明32. 8. 1)
国宝	木造観尊坐像 善春作／像内納入品	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	平28. 8. 17 (大13. 8. 16)
国宝	木造薬師如来坐像（本堂安置）	平安	新薬師寺	高畑町	昭26. 6. 9 (明34. 8. 2)
国宝	塑造十二神将立像（宮毘羅大將像を除く）（所在本堂）	奈良	新薬師寺	高畑町	昭28. 3. 31 (明30. 12. 18)
国宝	乾漆盧舎那仏坐像（金堂安置）	奈良	唐招提寺	五条町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 28)
国宝	乾漆鑑真和上坐像（開山堂安置）	奈良	唐招提寺	五条町	昭26. 6. 9 (明33. 4. 7)
国宝	木心乾漆薬師如来立像（金堂安置）	奈良	唐招提寺	五条町	昭27. 3. 29 (明35. 4. 17)
国宝	木心乾漆千手観音立像（金堂安置）	奈良	唐招提寺	五条町	昭27. 3. 29 (明32. 8. 1)
国宝	木造梵天／帝釈天立像（所在金堂）	奈良	唐招提寺	五条町	昭28. 3. 31 (明35. 4. 17)

国宝	木造四天王立像（所在金堂）	奈良	唐招提寺	五条町	昭28. 3. 31 (明35. 4. 17)
国宝	木造薬師如来立像／木造伝衆宝王菩薩立像／木造伝獅子吼菩薩立像／木造伝自在王菩薩立像／木造二天王立像	奈良	唐招提寺	五条町	令 1. 7. 23
国宝	塑造執金剛神立像（法華堂安置）	奈良	東大寺	雑司町	昭26. 6. 9 (明32. 8. 1)
国宝	木造良弁僧正坐像（開山堂安置）	平安	東大寺	雑司町	昭26. 6. 9 (明34. 3. 27)
国宝	木造俊乗上人坐像（俊乗堂安置）	鎌倉	東大寺	雑司町	昭26. 6. 9 (明34. 3. 27)
国宝	乾漆不空羂索觀音立像（法華堂安置）	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	乾漆四天王立像（法華堂安置）	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	乾漆金剛力士立像（法華堂安置）	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	塑造日光仏／月光仏立像（所在法華堂）	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	塑造四天王立像（所在戒壇堂）	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 3. 29 (明30. 12. 28)
国宝	木造金剛力士立像（所在南大門）	鎌倉	東大寺	雑司町	昭27. 3. 29 (明34. 3. 27)
国宝	乾漆梵天／帝釈天立像（法華堂安置）	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 3. 29 (明34. 8. 2)
国宝	銅造誕生釈迦仏立像 銅造灌仏盤	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 11. 22 (明35. 4. 17)
国宝	木造僧形八幡神坐像 快慶作（八幡殿安置）	鎌倉	東大寺	雑司町	昭32. 2. 19 (明34. 8. 2)
国宝	銅造盧舍那仏坐像（金堂安置）	奈良	東大寺	雑司町	昭33. 2. 8 (明30. 12. 28)
国宝	木造弥勒仏坐像	平安	東大寺	雑司町	平27. 9. 4 (明34. 3. 27)
国宝	木造薬師如来坐像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭28. 3. 31 (昭 6. 12. 14)
国宝	銅造薬師如来及両脇侍像（金堂安置）	奈良	薬師寺	西ノ京町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 18)
国宝	銅造観音菩薩立像（東院堂安置）	奈良	薬師寺	西ノ京町	昭26. 6. 9 (明30. 12. 28)
国宝	木造僧形八幡神／神功皇后／仲津姫命坐像	平安	薬師寺	西ノ京町	昭26. 6. 9 (明35. 4. 17)
重要文化財	木造伝伎芸天立像（頭部乾漆造）	奈良・鎌倉	秋篠寺	秋篠町	明30. 12. 28
重要文化財	木造梵天立像（頭部乾漆造）	奈良・鎌倉	秋篠寺	秋篠町	明30. 12. 28
重要文化財	木造伝救脱菩薩立像	奈良・鎌倉	秋篠寺	秋篠町	明30. 12. 18
重要文化財	木造帝釈天立像	奈良・鎌倉	秋篠寺	秋篠町	明32. 8. 1
重要文化財	木造十一面観音立像（伝安阿弥作）	平安	秋篠寺	秋篠町	明34. 3. 27
重要文化財	木造大元帥明王立像	鎌倉	秋篠寺	秋篠町	明34. 8. 2
重要文化財	木造薬師如来及両脇侍像	室町・平安	秋篠寺	秋篠町	明39. 9. 6
重要文化財	木造地藏菩薩立像	平安	秋篠寺	秋篠町	明39. 9. 6
重要文化財	木造地藏菩薩立像	平安	秋篠寺	秋篠町	明42. 9. 22
重要文化財	脱活乾漆像残欠	奈良	秋篠寺	秋篠町	昭54. 6. 6
重要文化財	木造四天王立像	鎌倉	円成寺	忍辱山町	明42. 9. 21
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	円成寺	忍辱山町	大 9. 4. 15
重要文化財	木造地藏菩薩半跏像	鎌倉	常解寺	今市町	明43. 4. 20
重要文化財	木造文殊菩薩立像（伝運慶作）	鎌倉	海龍王寺	法華寺町	明32. 8. 1
重要文化財	木造十一面観音立像	室町	海龍王寺	法華寺町	明34. 8. 2
重要文化財	木造舞楽面	平安	春日大社	春日野町	明35. 4. 17
重要文化財	木造舞楽面	平安・室町・江戸	春日大社	春日野町	大13. 8. 16
重要文化財	木造十一面観音立像	鎌倉	元興寺	芝新屋町	明33. 4. 7
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	元興寺	中院町	明39. 9. 6
重要文化財	木造弘法大師坐像	鎌倉	元興寺	中院町	昭33. 2. 8
重要文化財	木造聖徳太子立像 善春作	鎌倉	元興寺	中院町	昭33. 2. 8
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	喜光寺	菅原町	大10. 8. 8
重要文化財	木造菩薩立像（伝聖観音像）	奈良	金龍寺	都祁馬場町	明42. 9. 21
重要文化財	頭塔石仏	奈良	国	高畑町	昭52. 6. 11
重要文化財	木造明星菩薩立像（伝空海作）	平安	弘仁寺	虚空蔵町	明34. 3. 27
重要文化財	木造持国天増長天立像	平安	弘仁寺	虚空蔵町	平18. 6. 9
重要文化財	木造仏頭	鎌倉	光明宗法華寺	法華寺町	明35. 4. 17
重要文化財	木造天部形頭部（伝梵天帝釈天）／木造左腕部	奈良	光明宗法華寺	法華寺町	明35. 4. 17

重要文化財	木造薬師如来坐像／像内納入経	平安	興福寺	登大路町	明30.12.28／ 昭 6.12.14
重要文化財	銅造薬師如来両脇土像	室町・奈良	興福寺	登大路町	明33. 4. 7
重要文化財	木造梵天帝釈天立像	鎌倉	興福寺	登大路町	明33. 4. 7
重要文化財	木造釈迦如来坐像（所在金堂）	平安	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造地藏菩薩立像	平安	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造広目天立像	平安	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	厨子入木造弥勒菩薩半跏像	鎌倉	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造梵天立像 定慶作	鎌倉	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造仏頭	鎌倉	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造釈迦如来立像	鎌倉	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造薬王薬上菩薩立像	鎌倉	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造聖観音立像	鎌倉	興福寺	登大路町	明35. 4.17
重要文化財	木造大黒天立像（所在納経所）	鎌倉	興福寺	登大路町	明39. 9. 6
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像（大御堂安置）	平安・室町	興福寺	登大路町	大13. 4.15
重要文化財	厨子入木造吉祥天倚像 命尊及寛慶作	南北朝	興福寺	登大路町	大13. 8.16
重要文化財	木造化仏／飛天（伝元西金堂本尊光背附属）	鎌倉	興福寺	登大路町	大13. 8.16
重要文化財	銀造仏手	奈良	興福寺	登大路町	昭13. 8.26
重要文化財	木造五劫思惟弥陀仏坐像	鎌倉	五劫院	北御門町	明39. 9. 6
重要文化財	木心乾漆阿弥陀如来及両脇侍像（本堂安置）	奈良	興福院	法蓮町	昭32. 2.19
重要文化財	木造十一面観音立像	平安	西光院	高御門町	明39. 9. 6
重要文化財	木造行基菩薩坐像	江戸	西大寺	西大寺芝町一丁目	明32. 8. 1
重要文化財	木造釈迦如来立像（本堂安置）	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	明35. 4.17
重要文化財	木造阿弥陀如来／釈迦如来／阿闍如来／宝生如来坐像	奈良	西大寺	西大寺芝町一丁目	明35. 4.17
重要文化財	木造騎獅文殊菩薩及脇侍像／像内納入品	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	明35. 4.17
重要文化財	乾漆吉祥天立像	奈良	西大寺	西大寺芝町一丁目	大10. 8. 8
重要文化財	木造十一面観音立像（四王堂安置）	平安	西大寺	西大寺芝町一丁目	大12. 3.28
重要文化財	四天王立像銅造三／木造一（所在四王堂）	奈良・平安・室町	西大寺	西大寺芝町一丁目	大12. 3.28
重要文化財	厨子入木造愛染明王坐像 善円作（愛染堂安置）	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	大13. 8.16
重要文化財	木造大黒天立像／像内納入品	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	平 8. 6.27
重要文化財	木造如意輪観音坐像	平安	西大寺	西大寺芝町一丁目	平27. 9. 4
重要文化財	木造弥勒菩薩坐像	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	令 4. 3.22
重要文化財	木造阿弥陀如来立像	平安	西福寺	奈良阪町	明39. 9. 6
重要文化財	木造薬師如来坐像	平安	西福寺	奈良阪町	明39. 9. 6
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	西福寺	奈良阪町	明39. 9. 6
重要文化財	木造釈迦如来坐像	平安	西福寺	奈良阪町	明39. 9. 6
重要文化財	木造不動明王立像／毘沙門天立像	平安	西福寺	奈良阪町	昭 3. 8.17
重要文化財	木造阿弥陀如来立像 快慶作	鎌倉	西方院	五条二丁目	大12. 3.28
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	西方寺	油阪町	明39. 9. 6
重要文化財	木造地藏菩薩立像	鎌倉	地藏院	中町	明34. 8. 2
重要文化財	木造不動明王二童子立像（不動堂安置）	平安	十輪院	十輪院町	明39. 9. 6
重要文化財	木造薬師如来立像（薬師堂安置）	平安	称名寺	菖蒲池町	明39. 9. 6
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	称名寺	菖蒲池町	明39. 9. 6
重要文化財	木造釈迦如来坐像	平安	称名寺	菖蒲池町	明39. 9. 6
重要文化財	木造地藏菩薩立像	平安	称名寺	菖蒲池町	明39. 9. 6
重要文化財	木造増長天立像	平安	称名寺	菖蒲池町	明39. 9. 6
重要文化財	金銅薬師如来倚像	奈良	正暦寺	菩提山町	明42. 9.21
重要文化財	銅造薬師如来立像	奈良	新薬師寺	高畑町	明32. 8. 1
重要文化財	木造不動明王二童子立像	平安	新薬師寺	高畑町	明39. 9. 6
重要文化財	木造十一面観音立像	平安	新薬師寺	高畑町	明39. 9. 6
重要文化財	木造地藏菩薩立像	鎌倉	新薬師寺	高畑町	令 1. 7.23
重要文化財	木造千手観音立像	奈良	大安寺	大安寺二丁目	明35. 4.17
重要文化財	木造不空羂索観音立像	奈良	大安寺	大安寺二丁目	明35. 4.17
重要文化財	木造楊柳観音立像	奈良	大安寺	大安寺二丁目	明35. 4.17
重要文化財	木造四天王立像	奈良	大安寺	大安寺二丁目	明35. 4.17

重要文化財	木造十一面觀音立像	奈良	大安寺	大安寺二丁目	明35. 4. 17
重要文化財	木造聖觀音立像	奈良	大安寺	大安寺二丁目	明42. 9. 22
重要文化財	木造舞樂面	平安・鎌倉	手向山八幡宮	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造菩薩面	平安	手向山八幡宮	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造狛犬	鎌倉	手向山八幡宮	雜司町	平12. 6. 27
重要文化財	木造獅子頭	鎌倉	手向山八幡宮	雜司町	平12. 12. 4
重要文化財	木造地藏菩薩立像／像内納入品	鎌倉	伝香寺	小川町	明39. 9. 6
重要文化財	木造毘沙門天立像	平安	東光院	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	木造大日如来坐像	平安	唐招提寺	五条町	明33. 4. 7
重要文化財	木造厨子入釈迦如来立像	鎌倉	唐招提寺	五条町	明33. 4. 7
重要文化財	木造十一面觀音立像	平安	唐招提寺	五条町	明33. 4. 7
重要文化財	木造地藏菩薩立像（伝空海作）	平安	唐招提寺	五条町	明34. 3. 27
重要文化財	木造弥勒仏坐像（講堂安置）	鎌倉	唐招提寺	五条町	明35. 4. 17
重要文化財	木造宝生如来立像	奈良	唐招提寺	五条町	明35. 4. 17
重要文化財	木造仏頭	奈良	唐招提寺	五条町	明35. 4. 17
重要文化財	木造如来形立像（頭ヲ欠ク）	平安	唐招提寺	五条町	明35. 4. 17
重要文化財	木造天部形立像	平安	唐招提寺	五条町	明35. 4. 17
重要文化財	押出銅造三尊仏	奈良	唐招提寺	五条町	明42. 9. 21
重要文化財	木造菩薩立像（面部左手欠損）	奈良	唐招提寺	五条町	明42. 9. 21
重要文化財	木心乾漆菩薩立像	奈良	唐招提寺	五条町	明42. 9. 21
重要文化財	木造行基菩薩坐像	鎌倉	唐招提寺	五条町	明42. 9. 21
重要文化財	木造仏部坐像（伝釈迦、多宝）	平安	唐招提寺	五条町	大 4. 8. 10
重要文化財	木造不動明王坐像 湛海作	江戸	唐招提寺	五条町	大 4. 8. 10
重要文化財	木造大威徳明王像	平安	唐招提寺	五条町	大 4. 8. 10
重要文化財	木心乾漆仏頭	奈良	唐招提寺	五条町	大 4. 8. 10
重要文化財	木造菩薩頭	奈良	唐招提寺	五条町	大 4. 8. 10
重要文化財	木造大悲菩薩坐像	室町	唐招提寺	五条町	昭 4. 4. 6
重要文化財	木造如来形坐像／地藏菩薩立像／菩薩形立像（頭欠）／天部形立像	平安	唐招提寺	五条町	昭 4. 4. 6
重要文化財	木造聖徳太子立像	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭 4. 4. 6
重要文化財	磚製阿弥陀如来像（伝文殊菩薩像）	奈良	唐招提寺	五条町	昭 4. 4. 6
重要文化財	木造吉祥天立像	平安	唐招提寺	五条町	昭24. 2. 18
重要文化財	銅板押出仏像	奈良	唐招提寺	五条町	昭40. 5. 29
重要文化財	石造獅子（伝陳和卿作）	鎌倉	東大寺	雜司町	明30. 12. 28
重要文化財	銅造舟形光背	奈良	東大寺	雜司町	明34. 8. 2
重要文化財	木造地藏菩薩坐像（念仏堂安置）	鎌倉	東大寺	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	塑造弁財天吉祥天立像	奈良	東大寺	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造舞樂面	平安・鎌倉	東大寺	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造千手觀音立像	平安	東大寺	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造獅子頭	室町	東大寺	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造多聞天立像	平安	東大寺	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造伎樂面／乾漆伎樂面	奈良	東大寺	雜司町	明35. 4. 17／ 大13. 8. 16
重要文化財	木造公慶上人坐像（公慶堂安置）	江戸	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造地藏菩薩立像 快慶作（所在公慶堂）	鎌倉	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造愛染明王坐像（所在俊乘堂）	平安	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像（所在勸学院）	平安	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造阿弥陀如来立像（所在俊乘堂）	鎌倉	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造五劫思惟弥陀坐像（所在勸学院）	室町	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造不動明王二童子像（所在法華堂）	南北朝	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造地藏菩薩坐像（所在法華堂）	鎌倉	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造訶梨帝母坐像（所在修二会宿所）	平安	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造愛染明王坐像	室町	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造鑑真和尚坐像	江戸	東大寺	雜司町	明39. 9. 6
重要文化財	木造持国天立像	平安	東大寺	雜司町	大 1. 9. 3
重要文化財	銅造如意輪觀音半跏像	奈良	東大寺	雜司町	大13. 8. 16
重要文化財	木造青面金剛立像	平安	東大寺	雜司町	昭 4. 4. 6
重要文化財	木造十二神将立像	平安	東大寺	雜司町	昭15. 10. 14
重要文化財	木造聖觀音立像	鎌倉	東大寺	雜司町	昭24. 2. 18
重要文化財	木造十一面觀音立像	平安	東大寺	雜司町	昭24. 2. 18
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	鎌倉	東大寺	雜司町	昭24. 2. 18
重要文化財	厨子入木造地藏菩薩立像	鎌倉	東大寺	雜司町	昭24. 2. 18
重要文化財	木造地藏菩薩立像	鎌倉	東大寺	雜司町	昭24. 2. 18
重要文化財	木造釈迦如来坐像 善円作	鎌倉	東大寺	雜司町	昭32. 2. 19
重要文化財	木造菩薩立像	鎌倉	東大寺	雜司町	昭32. 2. 19
重要文化財	木造伎樂面	鎌倉	東大寺	雜司町	明35. 4. 17
重要文化財	木造行道面（蠅払）	平安	東大寺	雜司町	昭49. 6. 8

重要文化財	木造菩薩面	平安～鎌倉	東大寺	雜司町	昭49. 6. 8
重要文化財	木造如意輪觀音／虛空藏菩薩坐像 順慶・賢慶・了慶・尹慶等作（所在金堂）	江戸	東大寺	雜司町	昭52. 6. 11
重要文化財	木造四天王立像（新禪院伝来）	鎌倉	東大寺	雜司町	平 6. 6. 28
重要文化財	厨子入木造千手觀音立像／木造四天王立像（戒壇院千手堂安置）	鎌倉	東大寺	雜司町	平17. 6. 9
重要文化財	木造閻魔王坐像／木造泰山府君坐像	鎌倉	東大寺	雜司町	平19. 6. 8
重要文化財	木造天蓋	奈良・鎌倉	東大寺	雜司町	平23. 6. 27
重要文化財	銅造釈迦多宝如来坐像	奈良	東大寺	雜司町	平25. 6. 19
重要文化財	木造十一面觀音立像	平安	奈良国立博物館	登大路町	明39. 9. 6
重要文化財	木造獅子（文殊菩薩台座）（所在新羅善神堂）	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭 3. 8. 17
重要文化財	木造大日如来坐像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭 6. 12. 14
重要文化財	木造多聞天立像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭 8. 1. 23
重要文化財	木造増長天立像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭10. 4. 30
重要文化財	木造十一面觀音立像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭11. 9. 18
重要文化財	石造浮彫三尊仏龕	唐	奈良国立博物館	登大路町	昭11. 9. 18
重要文化財	石造浮彫十一面觀音龕	唐	奈良国立博物館	登大路町	昭11. 9. 18
重要文化財	木造兜跋毘沙門天立像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭12. 5. 25
重要文化財	銅造薬師如来坐像	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭15. 10. 14
重要文化財	木造釈迦如来立像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭15. 10. 14
重要文化財	木造狛犬	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭15. 10. 14
重要文化財	銅造蔵王権現立像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭27. 7. 19
重要文化財	木造如意輪觀音坐像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭50. 6. 12
重要文化財	木造愛染明王坐像	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭52. 6. 11
重要文化財	乾漆力士形立像	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭63. 6. 6
重要文化財	木造能面癒見 千草作	室町	奈良豆比古神社	奈良阪町	令 2. 9. 30
重要文化財	木造薬師如来坐像	平安	南明寺	阪原町	大 9. 4. 15
重要文化財	木造釈迦如来坐像	平安	南明寺	阪原町	大 9. 4. 15
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	南明寺	阪原町	大 9. 4. 15
重要文化財	銅造薬師如来坐像	平安	般若寺	般若寺町	明42. 9. 21
重要文化財	木造文殊菩薩騎獅像（本堂安置）	鎌倉	般若寺	般若寺町	昭42. 6. 15
重要文化財	木造不空羂索觀音坐像	平安	東鳴川觀音講	東鳴川町	昭61. 6. 6
重要文化財	木造舞樂面 陵王	鎌倉	氷室神社	春日野町	大 6. 8. 13
重要文化財	木造閻魔王坐像	鎌倉	白毫寺	白毫寺町	明35. 4. 17
重要文化財	木造菩薩坐像（伝文殊菩薩像）（二重塔安置）	平安	白毫寺	白毫寺町	明42. 9. 21
重要文化財	木造地藏菩薩立像	鎌倉	白毫寺	白毫寺町	明45. 2. 8
重要文化財	木造太山王坐像 康円作	鎌倉	白毫寺	白毫寺町	大 2. 8. 20
重要文化財	木造司録半跏像（額二明応七年六月ノ銘アリ）／司命半跏像	鎌倉	白毫寺	白毫寺町	大 2. 8. 20
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	白毫寺	白毫寺町	大13. 4. 15
重要文化財	木造興正菩薩坐像	鎌倉	白毫寺	白毫寺町	昭15. 10. 14
重要文化財	木造不空羂索觀音坐像	鎌倉	不空院	高畑町	昭61. 6. 6
重要文化財	木造地藏菩薩坐像	鎌倉	福智院	福智院町	明33. 4. 7
重要文化財	木造聖觀音立像	平安	不退寺	法蓮町	明35. 4. 17
重要文化財	木造五大明王像	平安	不退寺	法蓮町	明43. 8. 29
重要文化財	木造十一面觀音立像	平安	薬師寺	西ノ京町	明30. 12. 28
重要文化財	木造弥勒菩薩坐像	鎌倉	薬師寺	西ノ京町	明33. 4. 7
重要文化財	銅造薬師如来両脇土像（講堂安置）	奈良	薬師寺	西ノ京町	明35. 4. 17
重要文化財	木造四天王立像	平安	薬師寺	西ノ京町	明35. 4. 17
重要文化財	木造十一面觀音立像	奈良	薬師寺	西ノ京町	明35. 4. 17
重要文化財	木造吉祥天立像	平安	薬師寺	西ノ京町	明41. 4. 23
重要文化財	木造十一面觀音立像	平安	薬師寺	西ノ京町	大10. 8. 8

重要文化財	木造伝大津皇子坐像	室町	薬師寺	西ノ京町	大13. 4. 15
重要文化財	木造狛犬	平安	薬師寺	西ノ京町	大13. 4. 15
重要文化財	木造光背 残念	平安	薬師寺	西ノ京町	昭 8. 1. 23
重要文化財	木造文殊菩薩坐像	奈良	薬師寺	西ノ京町	昭24. 2. 18
重要文化財	木造地藏菩薩立像	平安	薬師寺	西ノ京町	昭24. 2. 18
重要文化財	塔本釈迦八相像残念	奈良	薬師寺	西ノ京町	昭42. 6. 15
重要文化財	木造地藏菩薩立像 善円作	鎌倉	薬師寺	西ノ京町	平 6. 6. 28
重要文化財	木造四天王立像 隆賢作	鎌倉	薬師寺	西ノ京町	平30. 10. 31
重要文化財	木造善導坐像	鎌倉	来迎寺	来迎寺町	昭36. 2. 17
重要文化財	木造十一面観音立像	平安	霊山寺	中町	明33. 4. 7
重要文化財	木造薬師如来及両脇侍像	平安	霊山寺	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	木造阿弥陀如来坐像	平安	霊山寺	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	木造大日如来坐像	平安	霊山寺	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	木造十二神将立像	鎌倉	霊山寺	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	木造持国天ノ多聞天立像	鎌倉	霊山寺	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	木造観音菩薩立像	平安	璉城寺	西紀寺町	明39. 9. 6
重要文化財	木造勢至菩薩立像	江戸	璉城寺	西紀寺町	明39. 9. 6
県指定	木造阿弥陀如来坐像	平安	極楽寺	別所町	昭28. 3. 23
県指定	木造不動明王立像	平安	極楽寺	別所町	昭28. 3. 23
県指定	木造地藏菩薩立像	平安	極楽寺	別所町	昭28. 3. 23
県指定	木造不動三尊立像	江戸	常光寺	押熊町	昭29. 4. 8
県指定	銅造歡喜天立像	江戸	常光寺	押熊町	昭29. 11. 22
県指定	能面	室町	丹生神社	丹生町	昭29. 11. 22
県指定	能面	桃山～江戸	八幡神社	水間町	昭29. 11. 22
県指定	能面	室町・桃山・江戸	八坂神社	大保町	昭29. 11. 22
県指定	能面（肉色尉）	江戸	八坂神社	柳生町	昭29. 11. 22
県指定	木造阿弥陀如来坐像	平安	来迎寺	来迎寺町	昭31. 8. 7
県指定	木造阿弥陀如来坐像（上品下生印）	鎌倉	璉城寺	西紀寺町	昭31. 8. 7
県指定	木造僧形文殊坐像	鎌倉	円成寺	忍辱山町	昭32. 3. 23
県指定	木造孔雀明王坐像	鎌倉	正暦寺	菩提山町	昭33. 3. 20
県指定	木造地藏菩薩立像	鎌倉	万福寺	誓多林町	昭34. 2. 5
県指定	能面	室町	長尾神社	阪原町	昭35. 3. 30
県指定	木造薬師如来坐像	平安	中墓寺	下狭川町	昭37. 7. 12
県指定	木造阿弥陀如来坐像（定印）	平安	中墓寺	下狭川町	昭37. 7. 12
県指定	木造阿弥陀如来坐像（上品下生印）	平安	中墓寺	下狭川町	昭37. 7. 12
県指定	木造聖徳太子立像（南無仏太子）	鎌倉	円成寺	忍辱山町	昭42. 3. 27
県指定	木造聖徳太子立像（南無仏太子）	鎌倉	伝香寺	小川町	昭42. 3. 27
県指定	木造聖徳太子立像（南無仏太子）	鎌倉	元興寺	中院町	昭42. 3. 27
県指定	木造大日如来坐像	平安	元興寺町	元興寺町	昭42. 11. 25
県指定	木造阿保親王坐像	室町	不退寺	法蓮町	昭42. 11. 25
県指定	木造阿弥陀如来坐像	室町	十輪寺	大野町	昭43. 2. 23
県指定	木造地藏菩薩立像	室町	薬師寺	西ノ京町	昭43. 2. 23
県指定	木造阿弥陀如来坐像	平安	沓掛町自治会	沓掛町	昭63. 3. 22
県指定	木造阿弥陀如来坐像	平安	南庄町自治会	南庄町	平 1. 3. 10
県指定	木造薬師如来坐像	鎌倉	安明寺	高樋町	平 8. 3. 22
県指定	木造四天王立像（三重塔所在）	南北朝	霊山寺	中町	平11. 3. 19
県指定	木造不動明王坐像	平安	東大寺	雑司町	平15. 3. 31
県指定	木造地藏菩薩立像	南北朝	普光院	北川端町	平24. 3. 30
県指定	木造菩薩立像（大御輪寺伝来）	平安	正暦寺	菩提山町	平25. 3. 29
県指定	木造薬師如来坐像	平安	大慈仙町自治会	大慈仙町	平26. 3. 28
県指定	木造文殊菩薩騎獅像	鎌倉	光明宗法華寺	法華寺町	令 3. 3. 12
市指定	木造祐全上人坐像	室町	西方寺	油阪町	昭54. 5. 14
市指定	銅造釈迦誕生仏	奈良	十輪院	十輪院町	昭55. 1. 17
市指定	一刀彫白鹿	江戸	春日大社	春日野町	昭55. 1. 17
市指定	石造浮彫弥勒菩薩像	鎌倉	三条農家組合	三条町	昭59. 3. 3
市指定	石造浮彫仏涅槃像	鎌倉	三条農家組合	三条町	昭59. 3. 3
市指定	木造地藏菩薩立像	平安	大安寺町区	大安寺四丁目	昭60. 3. 7
市指定	木造弘法大師坐像	鎌倉	西光院	高御門町	昭60. 3. 7
市指定	木造薬師如来坐像	室町	横井町	横井三丁目	昭60. 3. 7
市指定	木造釈迦如来坐像	桃山	伝香寺	小川町	昭60. 3. 7
市指定	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	北之庄町	北之庄町	昭61. 3. 4
市指定	木造阿弥陀如来坐像	鎌倉	浄土院	西大寺小坊町	昭61. 3. 4
市指定	木造毘沙門天半跏像	平安	常光寺	押熊町	昭62. 5. 15
市指定	木造阿弥陀如来坐像	平安	来迎寺	東九条町	昭62. 5. 15
市指定	木造地藏菩薩半跏像	鎌倉	角振町	角振町	昭63. 3. 3
市指定	木造天部立像	平安	弘仁寺	虚空蔵町	昭63. 3. 3
市指定	石造地藏菩薩立像	鎌倉	四条大路五丁目	四条大路五丁目	平 2. 4. 11
市指定	木造阿弥陀如来立像	平安	法徳寺	十輪院町	平 3. 4. 10
市指定	木造不動明王坐像	江戸	元興寺	芝新屋町	平 1. 3. 7

市指定	木造毘沙門天立像	南北朝	薬師寺	西ノ京町	平 5. 3. 3
市指定	木造阿弥陀如来坐像	平安	茗荷町自治会	茗荷町	平 6. 3. 2
市指定	木造聖観音立像	室町	興隆寺町	興隆寺町	平10. 4. 15
市指定	木造地藏菩薩半跏像	室町	西光院	高御門町	平11. 4. 14
市指定	木造愛染明王坐像	室町	海龍王寺	法華寺町	平14. 3. 4
市指定	木造十一面観音立像	鎌倉	井上町	井上町	平20. 3. 4
市指定	木造大黒天坐像	室町	西大寺	西大寺芝町一丁目	平22. 3. 4
市指定	木造千手観音立像	室町	観音寺	針町	平23. 3. 3
市指定	木造四天王立像	平安	南明寺	阪原町	平24. 3. 6
市指定	木造阿弥陀如来立像	鎌倉	聖光寺	鳴川町	平25. 3. 15
市指定	鉄造十一面観音立像	鎌倉	地藏院	都祁吐山町	平26. 3. 14
市指定	木造十一面観音立像	室町	観音寺	都祁甲岡町	平26. 3. 14
市指定	木造十一面観音立像	南北朝	観音寺	六条一丁目	平28. 3. 16
市指定	木造地藏菩薩立像	室町	元興寺	中院町	平29. 3. 14
市指定	木造十王坐像	室町	正覚寺	西紀寺町	平29. 3. 14
市指定	木造釈迦如来坐像	江戸	興福院	法蓮町	令 2. 3. 27
市指定	木造十一面観音立像	室町	鹿野園町	鹿野園町	令 4. 3. 25
市指定	木造理源大師坐像	桃山	十輪院	十輪院町	令 4. 3. 25
市指定	木造地藏菩薩半跏像	平安	南明寺	阪原町	令 5. 3. 24
市指定	木造地藏菩薩立像（厨子入）	室町	西大寺	西大寺芝町一丁目	令 6. 3. 27
美術工芸品 工芸品					
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所	指定年月日
国宝	金地螺鈿毛抜形太刀	平安	春日大社	春日野町	昭26. 6. 9 (明26. 6. 9)
国宝	赤糸威鎧 兜、大袖付	鎌倉	春日大社	春日野町	昭26. 6. 9 (明43. 8. 29)
国宝	赤糸威鎧 兜、大袖付	鎌倉	春日大社	春日野町	昭26. 6. 9 (昭 2. 4. 25)
国宝	黒韋威矢筈札胴丸	南北朝	春日大社	春日野町	昭27. 11. 22 (昭 2. 4. 25)
国宝	籠手	鎌倉	春日大社	春日野町	昭28. 11. 14 (明34. 3. 27)
国宝	本宮御料古神宝類	平安～鎌倉	春日大社	春日野町	昭30. 2. 2 (昭10. 4. 30)
国宝	若宮御料古神宝類	平安	春日大社	春日野町	昭30. 2. 2 (昭10. 4. 30)
国宝	沃懸地酢漿紋兵庫鎖太刀 中身無銘	鎌倉	春日大社	春日野町	昭31. 6. 28 (昭10. 4. 30)
国宝	沃懸地酢漿平文兵庫鎖太刀 中身無銘	鎌倉	春日大社	春日野町	昭31. 6. 28 (昭10. 4. 30)
国宝	金装花押散兵庫鎖太刀 中身無銘 貞治四年の年紀がある	南北朝	春日大社	春日野町	昭31. 6. 28 (昭10. 4. 30)
国宝	菱作打刀 中身無銘	南北朝	春日大社	春日野町	昭31. 6. 28 (昭10. 4. 30)
国宝	沃懸地獅子文毛抜形太刀 中身無銘	鎌倉	春日大社	春日野町	昭31. 6. 28 (昭16. 11. 6)
国宝	黒韋威胴丸 兜、大袖付	室町	春日大社	春日野町	平28. 8. 17 (昭 2. 4. 25)
国宝	鼉太鼓	鎌倉	春日大社	春日野町	令 2. 9. 30 (明34. 3. 27)
国宝	華原磬	唐	興福寺	登大路町	昭27. 3. 29 (明34. 8. 2)
国宝	梵鐘	奈良	興福寺	登大路町	昭27. 11. 22 (明35. 4. 17)
国宝	金銅燈籠	平安	興福寺	登大路町	昭39. 5. 26 (明30. 12. 28)
国宝	舍利瓶／鉄宝塔	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	明34. 8. 2／ 明42. 9. 21
国宝	金銅透彫舍利塔	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭28. 11. 14 (明34. 8. 2)
国宝	金銅宝塔／金銅宝珠形舍利塔／金銅筒形容器／赤地二重襷花文錦小袋／水晶五輪塔／水晶五輪塔	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭30. 6. 22 (大13. 8. 16)
国宝	唐鞍	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	昭32. 2. 19 (明34. 3. 27)
国宝	舍利容器	唐・鎌倉	唐招提寺	五条町	昭36. 4. 27 (昭34. 6. 27)
国宝	梵鐘	奈良	東大寺	雑司町	昭26. 6. 9 (昭 6. 1. 19)

国宝	葡萄唐草文染草	奈良	東大寺	雑司町	昭27.11.22 (昭5.5.23)
国宝	金銅八角燈籠（大仏殿前所在）	奈良	東大寺	雑司町	昭31.6.28 (明34.3.27)
国宝	花鳥彩絵油色箱	奈良	東大寺	雑司町	昭34.6.27 (明42.4.5)
国宝	刺繍釈迦如來說法図	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭27.11.22 (明35.4.17)
国宝	蓮唐草蒔絵経箱	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭31.6.28 (明34.8.2)
国宝	牛皮華鬘	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭33.2.8 (明35.4.17)
重要文化財	木造寺門勅額（伝聖武帝宸翰）	奈良	海龍王寺	法華寺町	明34.3.27
重要文化財	鍍金舍利塔 正応三年七月ノ銘アリ	鎌倉	海龍王寺	法華寺町	明42.9.21
重要文化財	赤銅造太刀 友成作	鎌倉	春日大社	春日野町	明34.3.27
重要文化財	柏木兎短刀	南北朝	春日大社	春日野町	明34.3.27
重要文化財	菊造短刀	南北朝	春日大社	春日野町	明34.3.27
重要文化財	太刀 銘備州長船住家助	室町	春日大社	春日野町	大12.3.28
重要文化財	古神宝銅鏡	平安	春日大社	春日野町	昭16.11.6
重要文化財	藤花松喰鶴鏡	平安	春日大社	春日野町	昭16.11.6
重要文化財	禽獸葡萄鏡 春日金竜社伝来	唐	春日大社	春日野町	昭28.11.14
重要文化財	鉄十八間二方白星兜鉢及鎧金具	平安	春日大社	春日野町	昭28.11.14
重要文化財	鉄三十六間四方白星兜鉢及鎧金具	鎌倉	春日大社	春日野町	昭28.11.14
重要文化財	鉄二十八間四方白星兜鉢及鎧金具	鎌倉	春日大社	春日野町	昭28.11.14
重要文化財	秋草蒔絵手箱	鎌倉	春日大社	春日野町	昭31.6.28
重要文化財	亀甲蒔絵手箱	鎌倉	春日大社	春日野町	昭31.6.28
重要文化財	梅花皮腰刀	南北朝	春日大社	春日野町	昭31.6.28
重要文化財	錦包太刀 中身銘助行	鎌倉	春日大社	春日野町	昭31.6.28
重要文化財	三鈷柄藤巻剣	鎌倉	春日大社	春日野町	昭31.6.28
重要文化財	竹虎双雀方鏡	南北朝	春日大社	春日野町	昭34.6.27
重要文化財	石燈籠	鎌倉	春日大社	春日野町	昭37.2.2
重要文化財	石燈籠（柚木燈籠）	平安	春日大社	春日野町	昭38.2.14
重要文化財	金銅柏文兵庫鎖太刀 中身銘口次	南北朝	春日大社	春日野町	昭39.1.28
重要文化財	刺繍袱紗	江戸	興福院	法蓮町	昭56.6.9
重要文化財	金銅舍利塔（伝亀山天皇勅封）	南北朝	西大寺	西大寺芝町一丁目	明34.8.2
重要文化財	金銅舍利塔（伝叡尊於伊勢感得）	室町	西大寺	西大寺芝町一丁目	明34.8.2
重要文化財	大神宮御正鉢	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭32.2.19
重要文化財	黒漆彩色華形大壇／黒漆箱形礼盤（愛染堂所在）	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭42.6.15
重要文化財	金銅装犀角刀子	奈良	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭42.6.15
重要文化財	朱漆輪花天目盆	室町	西大寺	西大寺芝町一丁目	平6.6.28
重要文化財	金銅密教法具	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	平16.6.8
重要文化財	銅鐘	奈良	新薬師寺	高畑町	明39.9.6
重要文化財	銅手錫杖	鎌倉	新薬師寺	高畑町	昭31.6.28
重要文化財	黒漆四枚居木鞍	平安	手向山八幡宮	雑司町	明30.12.28
重要文化財	赤銅造太刀 銘備前国長船住長光	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	明44.4.17
重要文化財	唐鞍	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	昭32.2.19
重要文化財	唐鞍	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	昭38.7.1
重要文化財	移鞍	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	昭38.7.1
重要文化財	素木鞍	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	昭38.7.1
重要文化財	黒漆海松円文螺鈿鞍	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	昭38.7.1
重要文化財	壺鏡	平安	手向山八幡宮	雑司町	昭38.7.1
重要文化財	錦貼神輿	鎌倉	手向山八幡宮	雑司町	昭43.4.25
重要文化財	鉦鼓	平安	手向山八幡宮	雑司町	昭48.6.6
重要文化財	桐竹鳳凰蒔絵瓶子	平安	手向山八幡宮	雑司町	大13.8.16
重要文化財	彩絵鼓胴	平安	手向山八幡宮	雑司町	平16.6.8
重要文化財	木造唐招提寺勅額	奈良	唐招提寺	五条町	明33.4.7
重要文化財	木造鼈太鼓縁	平安	唐招提寺	五条町	大4.8.10
重要文化財	木造鉦鼓縁	鎌倉	唐招提寺	五条町	大4.8.10
重要文化財	木造鉦鼓縁	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭4.4.6
重要文化財	金銅金剛盤	平安	唐招提寺	五条町	昭34.6.27
重要文化財	金銅法具類	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34.6.27
重要文化財	金銅蓮弁飾法具	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34.6.27
重要文化財	鑄銅三具足	明	唐招提寺	五条町	昭34.6.27
重要文化財	金銅法具類	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34.6.27

重要文化財	銅香水壺	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	金銅舍利容器	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	日供舍利塔	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	黒漆舍利厨子	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	梵鐘	平安	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	黒漆華盤	奈良	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	法会所用具類	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	鉦鼓縁	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	鼙太鼓縁	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	牛皮華鬘殘闕	奈良	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	木造西大門勅額	奈良	東大寺	雑司町	明33. 4. 7
重要文化財	黒漆螺鈿卓	鎌倉	東大寺	雑司町	明35. 4. 17
重要文化財	五獅子如意（伝聖宝所持）	平安	東大寺	雑司町	明35. 4. 17
重要文化財	石燈籠	鎌倉	東大寺	雑司町	明42. 4. 5
重要文化財	鉦鼓	平安	東大寺	雑司町	大15. 4. 19
重要文化財	鉦鼓	鎌倉	東大寺	雑司町	大15. 4. 19
重要文化財	銅鉢 金銅受台付／金銅受台	奈良	東大寺	雑司町	昭19. 9. 5
重要文化財	金銅鉢	奈良	東大寺	雑司町	昭19. 9. 5
重要文化財	梵鐘	鎌倉	東大寺	雑司町	昭28. 11. 14
重要文化財	雲鳳戯金経櫃	明	東大寺	雑司町	昭30. 2. 2
重要文化財	孔雀文磬	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	銅水瓶	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	銅香水杓	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	鉄鑪 鍵付	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	堂司鈴	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	梵鐘（二月堂食堂所用）	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	鰐口	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	朱漆布薩盥	室町	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	二月堂練行衆盤	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	木製黒漆油壺	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	黒漆鼓胴	奈良	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	彩絵鼓胴	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	彩絵鼓胴	鎌倉	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	玳瑁如意	平安	東大寺	雑司町	昭34. 6. 27
重要文化財	鉄湯船（大湯屋所在）	鎌倉	東大寺	雑司町	昭38. 7. 1
重要文化財	鉄釣燈籠（法華堂所在）	鎌倉	東大寺	雑司町	昭52. 6. 11
重要文化財	金銅種子華鬘	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	明42. 9. 21
重要文化財	銅鏡（松喰鶴文）	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭12. 5. 25
重要文化財	鳳凰戯金経箱	元	奈良国立博物館	登大路町	昭27. 3. 29
重要文化財	刺繍三昧耶幡（納入文書九枚付）	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭27. 7. 19
重要文化財	金銅蛭巻柄入峰斧	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭28. 3. 31
重要文化財	梵鐘	六朝	奈良国立博物館	登大路町	昭28. 3. 31
重要文化財	金銅五鈷明王鈴	唐	奈良国立博物館	登大路町	昭34. 6. 27
重要文化財	金銀鍍宝相華文如意	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭34. 6. 27
重要文化財	金銅鰐口	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭35. 6. 9
重要文化財	熊野十二社権現御正体	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭36. 2. 17
重要文化財	金銅宝珠鈴／金銅独鈷鈴／金銅三鈷鈴	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭37. 2. 2
重要文化財	黒漆小龕	南北朝	奈良国立博物館	登大路町	昭43. 4. 20
重要文化財	鉄釣燈籠	室町	奈良国立博物館	登大路町	昭47. 5. 30
重要文化財	金銅山王十社御正体	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平 3. 6. 21
重要文化財	黒漆大般若経厨子	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平 9. 6. 30
重要文化財	黒漆宝篋印塔嵌装舍利厨子	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平11. 6. 7
重要文化財	春日龍珠箱	南北朝	奈良国立博物館	登大路町	平18. 6. 9
重要文化財	木造寺門扁額（伝嵯峨天皇宸翰）	平安	般若寺	般若寺町	明32. 8. 1

重要文化財	厨子入舍利塔	鎌倉	般若寺	般若寺町	大12. 3. 28
重要文化財	金銅舍利塔	鎌倉	不退寺	法蓮町	明34. 8. 2
重要文化財	銅鐘	奈良	葉師寺	西ノ京町	昭 8. 1. 23
重要文化財	木造彩色華鬘	鎌倉	靈山寺	中町	大 2. 4. 14
重要文化財	黒漆厨子	鎌倉	靈山寺	中町	昭15. 10. 14
重要文化財	銅製葉師三尊懸仏	南北朝	靈山寺	中町	昭15. 10. 14
重要文化財	太刀 銘来国俊元応元年八月日	鎌倉	個人	六条西一丁目	昭30. 2. 2
重要文化財	黒漆平文冠笥 蓋欠	平安	個人	高畑町	昭39. 1. 28
県指定	螺鈿燈台	平安	円成寺	忍辱山町	昭46. 3. 28
県指定	輪燈台	室町	円成寺	忍辱山町	昭46. 3. 28
県指定	金銅装神輿	室町	都祁水分神社	都祁友田町	昭50. 3. 31
県指定	鰐口	鎌倉	興福寺	登大路町	平 2. 3. 9
県指定	黒漆手巾台	南北朝	西大寺	西大寺芝町一丁目	平 3. 3. 8
県指定	鰐口	鎌倉	秋篠寺	秋篠町	平 6. 3. 25
県指定	木造多宝塔	室町	十輪院	十輪院町	平 7. 3. 22
県指定	黒漆磬架	室町	唐招提寺	五条町	平 8. 3. 22
県指定	金銅宝塔	室町	東大寺	雑司町	平10. 3. 20
県指定	黒漆舍利厨子 黒漆舍利厨子 黒漆舍利厨子 黒漆舍利厨子	南北朝 南北朝 室町 室町	興福寺	登大路町	平11. 3. 19
県指定	金銅装輪宝文居箱・蓮華文香炉箱	鎌倉	唐招提寺	五条町	平13. 3. 30
県指定	瑠璃釣燈籠	鎌倉	春日大社	春日野町	平14. 3. 29
県指定	舞楽装束迦陵頻羽根／胡蝶羽根	平安	手向山八幡宮	雑司町	平21. 3. 31
県指定	東大寺戒壇院所用厨房用具	室町	東大寺	雑司町	平22. 3. 30
県指定	黒漆光明真言厨子	鎌倉～南北朝	西大寺	西大寺芝町一丁目	平24. 3. 30
県指定	鉄湯釜	平安～鎌倉	興福寺	登大路町	平28. 2. 5
県指定	白銅密教法具	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	令 5. 3. 24
県指定	黒漆厨子	室町	唐招提寺	五条町	令 6. 3. 22
市指定	赤膚焼 木白作	江戸	名勝依水園・寧楽美術館	水門町	昭57. 3. 1
市指定	黒漆塗宮殿形厨子	南北朝	円成寺	忍辱山町	昭62. 5. 15
市指定	金銅宝塔形舍利容器	江戸	興福院	法蓮町	昭63. 3. 3
市指定	雲版	南北朝	円照寺	山町	平11. 4. 14
市指定	絵像奉懸厨子	南北朝	円成寺	忍辱山町	平12. 3. 1
市指定	銅手錫杖	鎌倉	唐招提寺	五条町	平13. 3. 1
市指定	茶系威胴丸具足	桃山	漢国神社	漢国町	平16. 3. 3
市指定	鉦鼓	鎌倉	十輪寺	大野町	平24. 3. 6
市指定	唐草文三足双耳香炉	江戸	弘仁寺	虚空蔵町	平31. 3. 26
美術工芸品	書跡・典籍				
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所	指定・登録年月日
国宝	日本霊異記上巻	平安	興福寺	登大路町	昭28. 3. 31 (昭16. 7. 2)
国宝	金光明最勝王經	奈良	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭28. 3. 31 (明32. 8. 1)
国宝	大毗盧遮那成仏神変加持經	奈良	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭28. 3. 31 (明33. 4. 7)
国宝	賢愚經卷第十五 (四百六十七行)	奈良	東大寺	雑司町	昭26. 6. 9 (大 1. 9. 3)
国宝	日本書紀卷第十残巻	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭26. 6. 9 (昭 6. 1. 19)
国宝	紫紙金字金光明最勝王經	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭27. 3. 29 (明43. 4. 20)
国宝	金剛般若經開題殘巻 弘法大師筆 (三十八行)	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭30. 6. 22 (昭29. 3. 20)
重要文化財	紙本墨書樂所補任	鎌倉	春日大社	春日野町	昭 2. 4. 25
重要文化財	紙本墨書樂書	鎌倉	春日大社	春日野町	昭 2. 4. 25
重要文化財	紺紙金泥金剛般若波羅蜜經	南北朝	興福寺	登大路町	明39. 4. 14
重要文化財	紙本墨書僧綱補任	鎌倉	興福寺	登大路町	明43. 8. 29
重要文化財	宋版一切經	南宋	興福寺	登大路町	明43. 8. 29
重要文化財	紙本墨書大慈恩寺三蔵法師伝	平安	興福寺	登大路町	大 2. 4. 14
重要文化財	紙本墨書興福寺別当次第	鎌倉～室町	興福寺	登大路町	大 2. 4. 14
重要文化財	紙本墨書左府抄	鎌倉	興福寺	登大路町	大 3. 4. 17
重要文化財	經典釈文断簡	奈良	興福寺	登大路町	昭30. 2. 2
重要文化財	講周易疏論家義記断簡	平安	興福寺	登大路町	昭30. 2. 2
重要文化財	細字法華經 (一部)	奈良	興福寺	登大路町	昭31. 6. 28
重要文化財	紺紙金字成唯識論 (巻第四欠)	平安	興福寺	登大路町	昭31. 6. 28

重要文化財	聖徳太子伝暦	鎌倉	興福寺	登大路町	昭31. 6. 28
重要文化財	成唯識論卷第十	奈良	興福寺	登大路町	昭32. 2. 19
重要文化財	延暦寺智行高僧伝	鎌倉	興福寺	登大路町	昭43. 4. 25
重要文化財	明本鈔	鎌倉	興福寺	登大路町	昭45. 5. 25
重要文化財	筆纂譜	鎌倉	興福寺	登大路町	昭51. 6. 5
重要文化財	紙本墨書古葉略類聚鈔	鎌倉	興福院	法蓮町	大12. 3. 28
重要文化財	法華寺縁起類	鎌倉～南北朝	光明宗法華寺	法華寺町	昭62. 6. 6
重要文化財	感身学正記	南北朝	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭45. 5. 25
重要文化財	増吉阿含經卷第三十（善光朱印經）	奈良	正暦寺	菩提山町	明44. 4. 17
重要文化財	紙本墨書根本説一切有部戒經／老母六英經	奈良	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	紙本墨書大般若經 卷第一百七十六	奈良	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	紙本墨書大毗盧遮那成佛神變加持經	平安	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	紙本墨書瑜伽師地論卷 第卅八	奈良	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	紙本墨書四分律刪繁補闕行事鈔 卷下之三	平安	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	紙本墨書戒律伝来記 上卷	平安	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	紙本墨書四分戒本／梵網經／宝篋印陀羅尼經／唯識三十頌／大乘百法明門論／般若心經	鎌倉	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	紙本墨書法華經（開結共） 覺盛筆	平安	唐招提寺	五条町	昭 5. 5. 23
重要文化財	唐招提寺一切經	南宋	唐招提寺	五条町	昭34. 6. 27
重要文化財	令私記断簡（軍防令、營繕令、関市令）	平安	唐招提寺	五条町	昭62. 6. 6
重要文化財	賢劫經紙本墨書卷物	奈良	東大寺	雜司町	明30. 12. 28
重要文化財	大毗婆沙論 卷第廿三	奈良	東大寺	雜司町	明30. 12. 28
重要文化財	紙本墨書東大寺要録	鎌倉・室町	東大寺	雜司町	明32. 8. 1
重要文化財	紙本墨書東大寺要録続録	室町	東大寺	雜司町	明32. 8. 1
重要文化財	大威徳陀羅尼經 自卷第一至第十	奈良	東大寺	雜司町	昭24. 2. 18
重要文化財	大方等大集菩薩念仏三昧經 自卷第一至卷第十	奈良	東大寺	雜司町	昭24. 2. 18
重要文化財	大般涅槃經 自卷第一至卷第四十	奈良	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	瑜伽師地論 卷第十二、第十三、第十四、第十七	奈良	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	華嚴經 卷第一、第四、第五、第六、第九、第十一卷	唐	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	虚空蔵經 自卷第一至卷第八	唐	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	細字金光明最勝王經 自卷第六至卷第十	平安	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	続華嚴略經疏刊定記 卷第二、第九上下、第十三上下	奈良・平安	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	法華統略卷上	奈良	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	金剛般若經讀述卷上（白点本）	平安	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	百法顯幽抄卷第一 末（朱点本）	唐	東大寺	雜司町	昭24. 5. 30
重要文化財	高僧伝六種 宗性筆	鎌倉	東大寺	雜司町	昭27. 3. 29
重要文化財	円照上人行状記 凝然筆	鎌倉	東大寺	雜司町	昭27. 3. 29
重要文化財	羯磨	奈良	東大寺	雜司町	昭28. 3. 31
重要文化財	弥沙塞羯磨本	奈良	東大寺	雜司町	昭28. 3. 31
重要文化財	紺紙金字華嚴經	鎌倉	東大寺	雜司町	昭28. 11. 14
重要文化財	願文集	鎌倉	東大寺	雜司町	昭34. 6. 27
重要文化財	東大寺宗性筆聖教并抄録本（二百十四種）	鎌倉	東大寺	雜司町	昭34. 6. 27
重要文化財	東大寺凝然撰述章疎類 自筆本（九種）	鎌倉	東大寺	雜司町	昭34. 6. 27
重要文化財	高麗版華嚴經隨疏演義鈔	高麗	東大寺	雜司町	昭34. 6. 27
重要文化財	金光明最勝王經註釈 卷第五、第九	平安	東大寺	雜司町	昭42. 6. 15
重要文化財	紺紙銀字華嚴經殘卷（二月堂焼經）	奈良	東大寺	雜司町	昭53. 6. 15
重要文化財	東大寺聖教	奈良～江戸	東大寺	雜司町	平23. 6. 27
重要文化財	新修浄土往生伝卷下	平安	東大寺	雜司町	平25. 6. 19
重要文化財	紙本墨書慈円僧正懷紙	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭10. 4. 30
重要文化財	紙本墨書七大寺日記	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭11. 9. 18
重要文化財	紙本墨書華嚴十重唯識瑞鑑記 卷第四 凝然筆	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭13. 5. 25
重要文化財	紙本墨書中阿含經 卷第九	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭14. 5. 27
重要文化財	紫紙金字大方広仏華嚴經卷第七十	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭16. 7. 3

重要文化財	法華經（色紙經）	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭19. 9. 5
重要文化財	紫紙金字金光明最勝王經分別三身品第三殘卷	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭19. 9. 5
重要文化財	兀庵普寧墨蹟 与東巖慧安尺牘 庚午仲春	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭29. 3. 20
重要文化財	清拙正澄墨蹟 法語 嘉暦二年四月二十二日	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭31. 6. 28
重要文化財	仏説灌頂随願往生經	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭34. 6. 27
重要文化財	金剛般若集驗記 上中下（高山寺本）	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭35. 6. 9
重要文化財	紺紙金字一字宝塔法華經卷三、卷五	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭35. 6. 9
重要文化財	神護寺如法執行問答 明恵上人筆	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭39. 1. 28
重要文化財	弘法大師御勘文	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭40. 5. 29
重要文化財	雑筆集	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭41. 6. 11
重要文化財	門葉記（寺領目録） 尊円親王筆	南北朝	奈良国立博物館	登大路町	昭52. 6. 11
重要文化財	類秘抄	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平 9. 6. 30
重要文化財	法華經（色紙經）	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平25. 6. 19
重要文化財	増脩阿含經卷第五十	奈良	薬師寺	西ノ京町	明33. 4. 8
重要文化財	紙本墨書大般若經	奈良	薬師寺	西ノ京町	大 7. 4. 8
県指定	瑜伽師地論卷第十六（光明皇后願經）	奈良	個人	宝塚市	昭28. 3. 23
県指定	四分律卷第三十三（神護寺紺紙金泥經）	平安	個人	宝塚市	昭28. 3. 23
県指定	宋版熾盛光仏頂大威徳銷災吉祥陀羅尼經	北宋	上之坊	米谷町	平14. 3. 29
県指定	元版一切經	宋・元・南北朝	西大寺	西大寺芝町一丁目	平20. 3. 28
県指定	大般若經	室町	興福寺	登大路町	平23. 3. 30
県指定	舎利講式	鎌倉	円成寺	忍辱山町	平24. 3. 30
市指定	自在王菩薩經	奈良	海龍王寺	法華寺町	昭54. 5. 14
市指定	般若心經	奈良	海龍王寺	法華寺町	昭54. 5. 14
市指定	重源上人相博状	鎌倉	個人	南魚屋町	昭54. 5. 14
市指定	手向山神社文書および記録 官宣旨（左弁官下文） 後宇多上皇院宣 足利義満下知状（過書） 後奈良天皇宣命 東大寺絵所日記	鎌倉 鎌倉 室町 室町 室町	手向山八幡宮	雑司町	昭56. 2. 12
登録	松原文庫（松原恭讓蒐集仏書資料）	江戸～昭和	東大寺	雑司町	平20. 3. 7

美術工芸品	古文書				
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所	指定年月日
国宝	東大寺文書	奈良～江戸	東大寺	雑司町	平10. 6. 30
国宝	伝教大師筆尺牘	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭26. 6. 9 (昭11. 5. 6)
国宝	越中国射水郡鳴戸村墾田図（麻布）	奈良	奈良国立博物館	登大路町	平22. 6. 29 (平21. 7. 10)
国宝	平城宮跡出土木簡	奈良	奈良文化財研究所	二条町二丁目	平29. 9. 15 (平15. 5. 29) (平19. 6. 8) (平22. 6. 29) (平27. 9. 4)
重要文化財	春日神社文書	平安～江戸	春日大社	春日野町	昭41. 6. 11
重要文化財	大東家文書（三百二十四通）	平安～江戸	春日大社	春日野町	平28. 8. 17
重要文化財	皇年代記	平安	春日大社	春日野町	平28. 8. 17
重要文化財	春日大社神事日記（五百十二通）	鎌倉～江戸	春日大社	春日野町	令 2. 9. 30
重要文化財	源空、証空等自筆消息	鎌倉	興善寺	十輪院畑町	昭40. 5. 29
重要文化財	造興福寺記	平安	興福寺	登大路町	昭51. 6. 5
重要文化財	叡尊自筆書状 四月十日 法花寺宛	鎌倉	光明宗法華寺	法華寺町	昭62. 6. 6
重要文化財	叡尊自筆書状 三月十九日、同廿一日 法花寺宛（二通）	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭48. 6. 6
重要文化財	西大寺三宝料田畠目録	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭48. 6. 6
重要文化財	西大寺寺領絵図	鎌倉	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭52. 6. 11
重要文化財	唐招提寺文書	奈良～平安	唐招提寺	五条町	昭32. 2. 19
重要文化財	紙本墨書阿弥陀梅過料資財帳	奈良	東大寺	雑司町	明43. 4. 20
重要文化財	紙本墨書元久二年重源上人勸進状	鎌倉	東大寺	雑司町	昭10. 4. 30
重要文化財	東大寺奴婢見來帳	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 7. 19
重要文化財	越前国田使解（桑原庄券第二、第三）	奈良	東大寺	雑司町	昭27. 7. 19
重要文化財	采西自筆唐墨筆献上状 建永二年六月廿一日	鎌倉	東大寺	雑司町	昭45. 5. 25
重要文化財	僧某逆修願文案 貞慶筆 建久九年四月十五日	鎌倉	東大寺	雑司町	昭47. 5. 30
重要文化財	周防国阿弥陀寺領田畠注文 正治二年十一月日 重源加判	鎌倉	東大寺	雑司町	昭51. 6. 5
重要文化財	太政官宣旨 延暦二十四年二月二十五日 菅野真道自署／宣旨 延暦二十四年九月二十四日 菅野真道自署	平安	東大寺	雑司町	昭57. 6. 5
重要文化財	東大寺大勸進僧行勇自筆書状 九月十六日 年預五師宛	鎌倉	東大寺	雑司町	昭57. 6. 5
重要文化財	二月堂修二会記録文書	平安～昭和	東大寺	雑司町	平 8. 6. 27
重要文化財	紙本墨書弘福寺牒並大和国判（延久四年十一月日）	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭 9. 1. 30
重要文化財	紙本墨書弘法大師二十五箇条遺告 賢俊筆	南北朝	奈良国立博物館	登大路町	昭 9. 1. 30
重要文化財	紙本墨書造東大寺司請経牒（天平勝宝七歳四月廿一日）	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭10. 4. 30
重要文化財	伝教大師求法書等	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭39. 1. 28
重要文化財	筑前国嶋郡川辺里大宝二年戸籍断簡	飛鳥	奈良国立博物館	登大路町	昭48. 6. 6
重要文化財	豊前国仲津郡丁里大宝二年戸籍断簡	飛鳥	奈良国立博物館	登大路町	昭52. 6. 11
重要文化財	東大寺開田図	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭52. 6. 11
重要文化財	大和国乙木庄条理坪付図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平 3. 6. 21
重要文化財	神泉苑請雨経法道場図	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	平18. 6. 9
重要文化財	万昆嶋主解 天平宝字二年七月廿八日	奈良	奈良国立博物館	登大路町	平25. 6. 19
重要文化財	民部省符 延長四年二月十三日	平安	奈良国立博物館	登大路町	平27. 9. 4
重要文化財	長屋王家木簡	奈良	奈良文化財研究所	二条町二丁目	令 2. 9. 30
重要文化財	紙本墨書叡尊願文	鎌倉	般若寺	般若寺町	明43. 4. 20
重要文化財	黒草紙	南北朝～室町	薬師寺	西ノ京町	平26. 8. 21
重要文化財	紙本墨書藤原師通願文（寛治二年七月廿七日）	平安	個人	雑司町	昭14. 5. 27

重要文化財	紀氏系図	南北朝	個人	雑司町	平10. 6. 30
県指定	海竜王寺文書	鎌倉～江戸	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭28. 3. 23
県指定	大蔵請来二合船残録	室町	円成寺	忍辱山町	昭35. 3. 30
県指定	紙本墨書西大寺資財流記帳	室町	西大寺	西大寺芝町一丁目	昭58. 3. 15
県指定	鷹山家文書（一〇七通）	室町	興福院	法蓮町	平 3. 3. 8
県指定	興福寺大和国雑役免付帳	室町	興福寺	登大路町	平17. 3. 29
美術工芸品	考古資料				
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所	指定年月日
国宝	興福寺金堂鎮壇具	奈良	興福寺	登大路町	昭33. 2. 8 (大12. 3. 28)
国宝	東大寺金堂鎮壇具	奈良	東大寺	雑司町	昭32. 2. 19 (昭 5. 5. 23)
国宝	仏足石	奈良	薬師寺	西ノ京町	昭27. 11. 22 (明30. 12. 28)
国宝	仏足跡歌碑	奈良	薬師寺	西ノ京町	昭27. 11. 22 (明30. 12. 28)
重要文化財	大和国常解山村廃寺出土品	奈良	円照寺	山町	昭34. 6. 27
重要文化財	元興寺塔址土壇出土品 玉類銅銭其他一切	奈良	元興寺	芝新屋町	昭 8. 1. 23
重要文化財	青磁鉢	南宋	正暦寺	菩提山町	昭54. 6. 6
重要文化財	金銅山代忌寸真作墓誌	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭28. 11. 14
重要文化財	金銅宝塔形経筒／銅造如来立像	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭36. 2. 17
重要文化財	佐井寺僧道薬墓出土品	奈良	奈良国立博物館	登大路町	昭40. 5. 29
重要文化財	沓岐鉢形嶺経塚出土品	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭52. 6. 11
重要文化財	出雲荻村古墳出土品	鎌倉	奈良国立博物館	登大路町	昭55. 6. 6
重要文化財	銅経筒／滑石外筒	平安	奈良国立博物館	登大路町	昭56. 6. 9
重要文化財	奈良県天神山古墳出土品	古墳	奈良国立博物館	登大路町	平14. 6. 26
重要文化財	奈良県佐味田宝塚古墳出土品	古墳	東京国立博物館・奈良国立博物館	東京都台東区・登大路町	平13. 6. 22
重要文化財	高松塚古墳出土品	古墳	奈良文化財研究所	二条町二丁目	昭49. 4. 19
重要文化財	奈良県興福寺旧境内土壇（一乗院宸殿跡下層）出土品	奈良	奈良文化財研究所	二条町二丁目	平 6. 6. 28
重要文化財	奈良県山田寺跡出土品	飛鳥～平安	奈良文化財研究所	二条町二丁目	平19. 6. 8
重要文化財	笠塔婆	鎌倉	般若寺	般若寺町	明42. 4. 5
重要文化財	大和般若寺石造十三重塔内納置品	奈良～明治 南宋	般若寺	般若寺町	昭42. 6. 15
重要文化財	三尊軀仏	奈良	霊山寺	中町	明34. 3. 27
県指定	古鏡	奈良	個人	都祁白石町	昭26. 11. 1
市指定	銅製壺形分銅	奈良	奈良市	大安寺西二丁目	平 6. 3. 2
市指定	ベンシヨ塚古墳出土品	古墳	奈良市	大安寺西二丁目	平 9. 4. 16
市指定	興福寺曼荼羅石	鎌倉	十輪院	十輪院町	平13. 3. 1
市指定	杉山古墳出土家形埴輪	古墳	奈良県	大安寺西二丁目	平17. 3. 8
市指定	三角縁吾作銘二神二獸鏡	3世紀後半	弥勒寺	中町	平21. 3. 3
市指定	平城京左京六条一坊十六坪出土神功開宝鑄銭遺物	奈良	奈良市	大安寺西二丁目	平25. 3. 15
市指定	西大寺跡出土イスラム陶器	8世紀後半以前	奈良市	大安寺西二丁目	令 4. 3. 25
美術工芸品	歴史資料				
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所	指定・登録年月日
重要文化財	春日版板木	鎌倉～江戸	興福寺	登大路町	昭52. 6. 11
重要文化財	西大寺版板木	鎌倉～江戸	西大寺	西大寺芝町一丁目	平 7. 6. 15
重要文化財	南膳部洲大日本国正統図	室町	唐招提寺	五条町	昭62. 6. 6
重要文化財	東大寺戒壇院指図	室町・桃山	東大寺	雑司町	平 1. 6. 12

重要文化財	北浦定政関係資料	江戸	奈良文化財研究所	二条町二丁目	平15. 5. 29
重要文化財	薬師寺枅	室町・桃山	薬師寺	西ノ京町	昭63. 6. 6
県指定	西大寺諸国末寺帳	南北朝～明治	西大寺	西大寺芝町一丁目	平 7. 3. 22
県指定	奈良県行政文書	明治～大正	奈良県	登大路町	平21. 3. 31
県指定	仏堂納置文書箱及び所納文書、木札	室町	唐招提寺	五条町	平25. 3. 29
県指定	大和国絵図	江戸	奈良県	登大路町	平28. 2. 5
県指定	木奥家大工関係資料	江戸～明治	個人	芝新屋町	平31. 2. 22
市指定	井上町町中年代記	江戸～明治	井上町	井上町	昭54. 5. 14
市指定	萬大帳	江戸～明治	東向北町	東向北町	昭59. 3. 3
市指定	奈良奉行所与力・町代日記	江戸	個人	春日野町	平17. 3. 8
市指定	嘉永七年六月大地震関係資料 （「大地震難渋日記」・「地震帳」）	江戸	石打自治会 個人	月ヶ瀬石打 月ヶ瀬月瀬	平19. 3. 6
市指定	内侍原町諸事記録控書	江戸	内侍原町	内侍原町	令 3. 3. 26
登録	工藤利三郎撮影写真ガラス原板	明治～大正	奈良市	高畑町	平20. 7. 10
無形文化財					
種 別	名 称	保持者・保持団体		保持者・保持団体の住所	指定年月日
県指定	奈良晒の紡織技術	奈良晒技術保存会		奈良県教育委員会文化財保存課内	昭54. 3. 23
無形民俗文化財					
種 別	名 称	保護団体		保護団体の住所	指定年月日
重要無形民俗文化財	春日若宮おん祭の神事芸能	春日若宮おん祭保存会		春日野町	昭54. 2. 3
重要無形民俗文化財	題目立	題目立保存会		上深川町	昭51. 5. 4
重要無形民俗文化財	奈良豆比古神社の翁舞	奈良豆比古神社翁講		奈良阪町	平12. 12. 27
県指定	大柳生の太鼓踊り	大柳生太鼓踊保存会		大柳生町	昭53. 3. 28
県指定	吐山の太鼓踊り	吐山太鼓踊保存会		都祁吐山町	昭60. 3. 15
県指定	柳生の宮座行事	柳生上の十二人衆・下の十二人衆		柳生町・柳生下町	昭61. 3. 18
県指定	邑地の神事芸能	水越神社神事芸能保存会		邑地町	平 2. 3. 9
県指定	狭川の神事芸能	両西敬神講		下狭川町	平 5. 3. 5
県指定	八島の六斎念仏	八島鉦講		八島町	平 6. 3. 25
県指定	田原の祭文・祭文音頭・おかげ踊り	田原地区伝統芸能保存会		田原地区	平11. 3. 19
県指定	白石の双盤念仏	興善寺鉦講		都祁白石町	平20. 3. 28
県指定	大柳生の宮座行事	夜支布山口神社宮座行事保存会		大柳生町	平29. 2. 14
県指定	大保の宮座行事	大保八坂神社宮座行事保存会		大保町	平31. 2. 22
市指定	登弥神社の粥占い	登彌神社		石木町	昭57. 3. 1
市指定	薪御能	薪御能保存会			平 2. 4. 11
市指定	手向山八幡宮の御田植（オンダ）	手向山八幡宮		雑司町	平 7. 4. 12
有形民俗文化財					
種 別	名 称	年 代	所有者	所有者の住所等	指定年月日
重要有形民俗文化財	元興寺庶民信仰資料	鎌倉～江戸	元興寺	中院町	昭35. 6. 9
重要有形民俗文化財	法華寺のカラプロ	江戸	光明宗法華寺	法華寺町	平17. 2. 21
県指定	丹生神社題目立詞章残闕（「厳島」）	室町	丹生神社	丹生町	平 2. 3. 9
県指定	西大寺奥院骨堂及び納入資料		西大寺	西大寺野神町一丁目・西大寺芝町一丁目	平13. 3. 30
市指定	馬図絵馬	室町	秋篠寺	秋篠町	昭54. 5. 14
市指定	弘仁寺の算額	江戸	弘仁寺	虚空蔵町	平 6. 3. 2
市指定	円満寺の算額	江戸	円満寺	山町	平 6. 3. 2
市指定	氷室神社舞殿（拝殿）	江戸	氷室神社	春日野町	平13. 3. 1
市指定	春日大宮若宮御祭礼図板木	江戸	春日大社	春日野町	平16. 3. 3
市指定	春日若宮御祭礼松下図板木	江戸	春日大社	春日野町	平16. 3. 3
市指定	上深川題目立詞章本	江戸・明治	奈良市上深川町自治会	上深川町	平20. 3. 4
史跡					
種 別	名 称	所在地			指定年月日
特別史跡	平城宮跡	佐紀町・二条大路南・法華寺町			昭27. 3. 29 （大11. 10. 12）

特別史跡	平城京左京三条二坊宮跡庭園	三条大路一丁目	昭53.10.27 (昭53.10.27)
史跡	大安寺旧境内	大安寺一丁目・二丁目・四丁目・五丁目・東九条町	大10. 3. 3
史跡	北山十八間戸	川上町	大10. 3. 3
史跡	頭塔	高畑町	大11. 3. 8
史跡	春日山石窟仏	高畑町	大13.12. 9
史跡	地獄谷石窟仏	高畑町	大13.12. 9
史跡	元興寺塔跡	芝新屋町	昭 7. 4.25
史跡	東大寺旧境内	手貝町・押上町・芝辻町・今小路町・水門町・川上町・雑司町・登大路町・春日野町	昭 7. 7.23
史跡	東大寺東南院旧境内	雑司町	昭 9. 3.13
史跡	鶯塚古墳	春日野町	昭11. 9. 3
史跡	元興寺極楽坊境内	中院町・中新屋町・芝突抜町・鶴町	昭40. 2.22
史跡	元興寺小塔院跡	西新屋町	昭40. 6. 2
史跡	西大寺境内	西大寺芝町一丁目・西大寺野神町一丁目・西大寺宝ヶ丘	昭40. 6. 4
史跡	興福寺旧境内	登大路町・高畑町	昭42. 5.10
史跡	唐招提寺旧境内	五条町・五条一丁目・尼辻南町	昭42.12. 5
史跡	小治田安萬侶墓	都祁甲岡町	昭44.11.29
史跡	瓢箪山古墳	佐紀町	昭46. 5.27
史跡	塩塚古墳	佐紀町・歌姫町	昭50. 6.27
史跡	奈良山瓦窯跡	佐保台西町・木津川市	昭51. 4.15
史跡	太安萬侶墓	此瀬町	昭55. 2.19
史跡	正長元年柳生徳政碑	柳生町	昭58. 5.19
史跡	平城京朱雀大路跡	二条大路南三丁目・南四丁目・三条大路三丁目	昭59. 5. 7
史跡	春日大社境内	春日野町	昭60. 3.18
史跡	石のカラト古墳	神功一丁目・木津川市	平 8. 7.16
史跡	薬師寺旧境内	西ノ京町	平 9. 4. 3
史跡	法華寺旧境内	法華寺町	平13. 1.29
県指定	塔の森	長谷町	昭29. 3. 2
県指定	滝寺の磨崖仏	大和田町	昭54. 3.23
県指定	尾山代遺跡	月ヶ瀬尾山・月ヶ瀬長引	昭62. 3.10
県指定	石打城跡	月ヶ瀬石打	平 7. 3.22
県指定	三陵墓古墳群	都祁南之庄町	平 8. 3.22
市指定	野神古墳	南京終町二丁目	昭59. 3. 3
市指定	王龍寺磨崖仏	二名六丁目	昭61. 3. 4
市指定	南田原磨崖仏	南田原町	平 2. 4.11
市指定	芳徳寺柳生家墓所	柳生下町	平 8. 4.11
市指定	五つ塚古墳群	山町	平 8. 4.11
市指定	古市方形墳	古市町	平 1. 3. 7
市指定	菅原東遺跡埴輪窯跡群（移設窯跡を含む）	横領町	平12. 3. 1
市指定	水木古墳	大柳生町	平18. 3. 6
名勝			
種 別	名 称	所在地	指定年月日
特別名勝	平城京左京三条二坊宮跡庭園	三条大路一丁目	平 4. 5. 6 (平 4. 5. 6)
特別名勝	平城宮東院庭園	法華寺町	平22. 8. 5 (平21. 7.23)
名勝	奈良公園	登大路町・春日野町・高畑町・雑司町	大11. 3. 8
名勝	月瀬梅林	月ヶ瀬尾山・月ヶ瀬長引・月ヶ瀬富・月ヶ瀬月瀬・月ヶ瀬桃香野	大11. 3. 8
名勝	法華寺庭園	法華寺町	平13. 1.29
名勝	旧大乘院庭園	高畑町	昭33. 5.15
名勝	円成寺庭園	忍辱山町	昭48.10. 9
名勝	依水園	水門町	昭50.12.10
県指定	春日大社貴賓館庭園	春日野町	令 5. 3.24
市指定	正暦寺福寿院庭園	菩提山町	令 5. 3.24
市指定	興福院庭園	法蓮町	令 6. 3.27
天然記念物			
種 別	名 称	所有者	所在地 指定年月日
特別天然記念物	春日山原始林	国	春日野町 昭30. 2.15 (大13.12. 9)
天然記念物	春日神社境内ナギ樹林	春日大社	春日野町 大12. 3. 7
天然記念物	知足院ナラノヤエザクラ	知足院	雑司町 大12. 3. 7
天然記念物	吐山スズラン群落	奈良市	都祁吐山町 昭 5.11.19
天然記念物	ルーミスシジミ棲息地		春日野町・川上町 昭 7. 3.25
天然記念物	奈良のシカ		奈良市一円 昭32. 9.18
県指定	樟の巨樹	奈良豆比古神社	奈良阪町 昭26.11. 1
県指定	東大寺鏡池棲息ワタカ	東大寺	雑司町 昭28. 3.23

県指定	吐山の左巻櫃	個人	都祁吐山町	昭28. 3. 23	
県指定	五色椿	白毫寺	白毫寺町	昭32. 6. 13	
県指定	正暦寺境内のコジイ林	正暦寺	菩提山町	平 5. 3. 5	
県指定	八幡神社社叢	八幡神社	月ヶ瀬桃香野	平20. 3. 28	
市指定	浄教寺のソテツ	浄教寺	上三条町	昭54. 5. 14	
市指定	王竜寺のヤマモモ	王龍寺	二名六丁目	昭54. 5. 14	
市指定	春日大社境内のイチイガシ巨樹群	春日大社	春日野町	昭56. 2. 12	
市指定	田原中之庄天神社社叢	中之庄町	中之庄町	昭58. 4. 7	
市指定	慈眼寺のカキノキ	慈眼寺	北小路町	昭58. 4. 7	
市指定	水越神社社叢	水越神社	邑地町	昭60. 3. 7	
市指定	養天満神社社叢	養天満神社	西ノ京町	平 1. 3. 7	
市指定	興隆寺町八坂神社社叢	興隆寺町	興隆寺町	平 3. 4. 10	
市指定	春日大社境内のナギ巨樹	春日大社	春日野町	平 9. 4. 16	
市指定	春日大社境内のウドカズラ自生地	春日大社	春日野町	平 9. 4. 16	
市指定	王龍寺境内のコジイ林	王龍寺	二名六丁目	平15. 3. 6	
市指定	小倉八柱神社社叢	八柱神社	小倉町	平19. 3. 6	
市指定	月ヶ瀬桃香野奥ノ谷のウメの古木	月ヶ瀬梅溪保勝会	月ヶ瀬桃香野	平22. 3. 4	
選定保存技術					
種 別	名 称	保持者	保持者の住所	認定年月日	
選定保存技術	烏梅製造	個人	月ヶ瀬尾山	平23. 9. 5	
選定保存技術	漆工品修理	個人	富雄元町	令 3. 10. 28	
旧月ヶ瀬村指定					
種 別	名 称	年 代	所有者等	所在地等	指定年月日
建造物	石造十三重塔	室町(延元元)	善法寺	月ヶ瀬桃香野	昭55. 12. 1
建造物	八幡神社本殿及び棟札	江戸	八幡神社	月ヶ瀬石打	昭57. 2. 1
建造物	八柱神社本殿	室町	八柱神社	月ヶ瀬嵩	昭57. 2. 1
建造物	弥勒石仏	鎌倉(建長7)	桃香野区	月ヶ瀬桃香野	昭55. 12. 1
建造物	石灯籠	室町(延徳2)	月瀬自治会	月ヶ瀬月瀬	昭55. 12. 1
絵画	絹本着色阿弥陀来迎図	室町	阿弥陀寺	月ヶ瀬石打	昭59. 5. 1
絵画	絹本着色十一面観音来迎図	室町	善法寺	月ヶ瀬桃香野	昭59. 5. 1
絵画	拙堂題讃「月瀬詩画図巻」	江戸	奈良市	脇戸町	平12. 3. 15
絵画	富岡鉄斎画「月瀬図巻」	明治～大正	奈良市	脇戸町	平12. 3. 15
絵画	富岡鉄斎画「名士観梅図」	大正	奈良市	脇戸町	平12. 3. 15
彫刻	木造大日如来坐像及び木造菩薩坐像	平安	長福寺	月ヶ瀬長引	昭55. 12. 1
彫刻	木造地藏菩薩立像	平安	真福寺	月ヶ瀬尾山	昭55. 12. 1
彫刻	木造十一面観音坐像	平安	阿弥陀寺	月ヶ瀬石打	昭55. 12. 1
書跡・典籍	大般若波羅蜜多經600巻	奈良～室町	善法寺	月ヶ瀬桃香野	昭59. 5. 1
書跡・典籍	頼山陽書「山中高士臥」条幅	江戸	個人	月ヶ瀬尾山	平12. 3. 15
書跡・典籍	頼山陽書「萬玉亭」額	江戸	個人	月ヶ瀬尾山	平12. 3. 15
書跡・典籍	斎藤拙堂著「月瀬記勝」乾坤2冊	江戸	奈良市	脇戸町	平12. 3. 15
書跡・典籍	韓聯玉(山口凹巷)著「月瀬梅花帖」	江戸	奈良市	脇戸町	平12. 3. 15
歴史資料	騎鶴楼宿帳	明治・大正	個人	月ヶ瀬月瀬	昭62. 4. 20
歴史資料	萬玉亭所有「梅花帖」	江戸～明治	個人	月ヶ瀬尾山	平12. 3. 15
歴史資料	騎鶴楼所有「梅花帖」	江戸～昭和	個人	月ヶ瀬月瀬	平12. 3. 15
歴史資料	酔雲亭所有「梅花帖」	江戸～昭和	個人	月ヶ瀬月瀬	平12. 3. 15
有形民俗	日待講板碑	江戸	石打自治会	月ヶ瀬石打	昭55. 12. 1
有形民俗	石打村成箇免定並皆済目録	江戸	石打自治会	月ヶ瀬石打	昭58. 3. 1
有形民俗	年貢減免嘆願状	江戸	石打自治会	月ヶ瀬石打	昭58. 3. 1
有形民俗	伊賀国・大和国国境山論の裁許状及び絵地図	江戸	石打自治会	月ヶ瀬石打	昭58. 3. 1
有形民俗	長引村五人組御仕置帳	江戸	長引自治会	月ヶ瀬長引	昭58. 3. 1
無形民俗	桃香野の能楽		桃香野誠誼会	月ヶ瀬桃香野	平 7. 4. 1
無形民俗	尾山万歳		尾山万歳保存会	月ヶ瀬尾山	平 7. 4. 1
無形民俗	石打太鼓踊り		石打太鼓踊り保存会	月ヶ瀬石打	平 7. 4. 1
旧都祁村指定					
種 別	名 称	年 代	所有者等	所在地等	指定年月日
建造物	十三重石塔	室町(正平7)	観音寺	針町	昭45. 3. 7
建造物	壇ノ山宝篋印塔	室町(延文5)		小倉町	昭45. 3. 7
建造物	五輪塔	室町	安穩寺	荻町	昭45. 3. 7
建造物	来迎寺墓塔群	鎌倉末～室町	来迎寺	来迎寺町	昭45. 3. 7
建造物	石灯籠	室町(文和4、文明8)	八柱神社	小倉町	昭45. 3. 7
絵画	弘法大師画像	室町	観音寺	針町	昭61. 3. 13
彫刻	地藏石仏	鎌倉	歓楽寺	都祁南之庄町	昭45. 3. 7
彫刻	勢至菩薩立像	室町	歓楽寺	都祁南之庄町	昭45. 3. 7
彫刻	狛犬	室町	国津神社	都祁南之庄町	昭45. 3. 7
彫刻	狛犬	鎌倉	都祁水分神社	都祁友田町	昭45. 3. 7
彫刻	十一面観音菩薩立像	鎌倉	来迎寺	来迎寺町	昭45. 3. 7
彫刻	十一面観音菩薩立像	鎌倉	観音寺	都祁相河町	昭45. 3. 7

彫刻	地藏菩薩半跏像	鎌倉	観音寺	都祁相河町	昭45. 3. 7
彫刻	薬師如来立像	平安	成福寺	都祁吐山町	昭45. 3. 7
彫刻	阿弥陀如来立像	平安～鎌倉	春明院	都祁吐山町	昭45. 3. 7
彫刻	元三大師像	鎌倉	春明院	都祁吐山町	昭45. 3. 7
彫刻	阿弥陀如来坐像	平安	興善寺	都祁白石町	昭45. 3. 7
彫刻	阿弥陀如来立像	平安	池之坊	都祁白石町	昭45. 3. 7
彫刻	川尻磨崖地藏菩薩像	南北朝		小倉町	昭45. 3. 7
彫刻	地藏菩薩半跏像	室町	金龍寺	都祁馬場町	昭45. 3. 7
彫刻	阿弥陀三尊石柱	室町		都祁相河町	昭58. 2. 8
彫刻	十三仏石碑	江戸		都祁相河町	昭61. 3. 13
書跡	古文書	南北朝～昭和	来迎寺	来迎寺町	昭45. 3. 7
書跡	宮座入頭日記	室町～江戸	葛神社	蘭生町	昭45. 3. 7
書跡	大般若波羅蜜多經	平安	下部神社	都祁吐山町	昭45. 3. 7
書跡	大般若波羅蜜多經	南北朝・江戸	観音寺	針町	昭45. 3. 7
書跡	藤堂藩免状	江戸		小倉町	昭45. 3. 7
書跡	瑜伽瑜祇經	平安～鎌倉	歓楽寺	都祁南之庄町	昭61. 3. 13
無形民俗	都祁水分神社祭礼還御		都祁水分神社	都祁友田町	平16.10. 4
史跡	御社尾の神石			都祁小山戸町	昭45. 3. 7
史跡	吐山城址			都祁吐山町	昭45. 3. 7
史跡	下部神社旧鎮座地			都祁吐山町	昭45. 3. 7
史跡	雄神神社付近やすんば			都祁白石町	昭45. 3. 7
史跡	水涌城址			都祁白石町	昭45. 3. 7
史跡	小倉城址			小倉町	昭45. 3. 7
史跡	深川城址			下深川町	昭45. 3. 7
史跡	山田山城址			都祁馬場町	昭45. 3. 7
史跡	堀越頓宮址			都祁友田町	平 6.11.24
史跡	三陵墓古墳群			都祁南之庄町	平 8. 3.26
史跡	小山戸 森神さん			都祁小山戸町	平 9. 7.29
名勝	都祁水分神社境内			都祁友田町	昭45. 3. 7
天然記念物	菩提樹		長力寺	針ヶ別所町	昭45. 3. 7

なら歴史まちづくり推進協議会委員

区分		氏名	所属・役職等	備考
学識経験を有する者	建 築 史	橋爪 紳也	大阪公立大学 研究推進機構特別教授	会長
	建 築 史	増井 正哉	大阪市立住まいのミュージアム 大阪くらしの今昔館館長 (奈良女子大学・京都大学名誉教授)	
	都市計画	瀬渡 章子	奈良女子大学名誉教授	
	文 化 財	服部 光真	元興寺文化財研究所 主任研究員	
	観 光	大和 里美	大阪経済大学教授	
文化財所有者		今西 清隆	重要文化財 今西家書院	
その他		倉橋みどり	特定非営利活動法人文化創造アルカ理事長	
		藤岡 俊平	株式会社スペースドットラボ 代表取締役	
オブザーバー		国土交通省 近畿地方整備局 建政部 計画管理課長		
		奈良県 文化財課長		
		奈良県 まちづくり推進課長		

※任期（令和5年5月1日～令和7年4月30日）

奈良市歴史的風致維持向上計画

奈良市 都市整備部 都市計画課
同 観光経済部 奈良町にぎわい課
奈良市教育委員会 教育部 文化財課

平成28年3月発行 令和2年3月改訂
平成29年3月改訂 令和3年3月改訂
平成29年8月改訂 令和4年3月改訂
平成30年3月改訂 令和5年3月改訂
平成31年3月改訂 令和6年3月改訂
令和7年3月改訂

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

